

# 愛知学院大学 教養部紀要

第65巻 第2号

## 論 文

- 田 中 泰 賢：あるアメリカの詩人・作家たちのメッセージ  
——ケルック、スナイダー、ディキンソン—— ..... ( 1 )
- 山 口 拓 史：教職課程コアカリキュラムに関する一考察(1)  
——その作成経緯等を中心に—— ..... ( 17 )
- Satoru FUKUYAMA : Über *In der Strafkolonie* ..... ( 33 )
- 山名賢治・尾崎順子・中野博文：ルイス酸存在下でのトリメチルホスファイトの  
(E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オンへの付加反応における置換基効果と  
種々の  $\alpha,\beta$ -不飽和カルボニル化合物との反応における位置選択性 ..... ( 41 )
- 高山伸也・辻内智樹・北田豊治・塩見哲大：フィールドテストを利用したジュニアユース (JY)  
サッカーチームの縦断的評価 ..... ( 47 )
- 青 山 健 太：サッカー審判員の育成とハイテク機器の導入について ..... ( 55 )

## 翻 訳

- 朱 新建・王 紅梅：二胡情縁(7)——二胡少年の夢—— ..... ( 69 )

## 資 料

- 川 口 高 風：「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について ..... ( 312 )
- 川 口 高 風：各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎 ..... ( 148 )

2018  
愛知学院大学教養部

# あるアメリカの詩人・作家たちのメッセージ

## ——ケルアック、スナイダー、ディキンソン——

田 中 泰 賢

1990年9月27日の学生新聞“*The California Aggie*”（カリフォルニア大学デービス校）に「ジャック・ケルアックが復活」“*Jack Kerouac is back*”という注目すべき記事が掲載されている。1950年代、ビート世代の作家・吟遊詩人であったジャック・ケルアック（Jack Kerouac, 1922–1969）による自身の散文・詩のリーディング・歌等を Rhino Records が30年以上にわたって収集して *The Jack Kerouac Collection* として世に出した。このコレクションはケルアックの散文・詩を目玉として売り込んでいると書かれている。（Jim Veit 記者）

ジャック・ケルアックは1958年に *Dharma Bums* という小説を発表している。小原広忠氏はこの作品を『禅ヒッピー』（太陽社、1994）と題して訳している。氏によると「この作品はかなり自伝的な要素が濃く、一人称の語り手である主人公レイモンド・スミスには作者ケルアックの姿が、そして心友ジャфиー・ライダーにはビートの詩人ゲリー・スナイダーの姿が投影されている。むろんケルアックとスナイダーは親しい間柄で、ともに1950年代のビート族（言わばヒッピーの、より文学的な前身で、そのメッカはサンフランシスコ）の代表的な文人であり、スポーツマンであった」<sup>1)</sup>。

この作品 *Dharma Bums*（『禅ヒッピー』）では主人公レイモンド・スミスことケルアックの愛する母親がノースカロナリア州のロッキイマウントという町に住んでいる。この州はアメリカ南東部大西洋岸に位置する。クリスマスに母親に会うためカリフォルニアからヒッチハイクの旅をする。途中ニューメキシコ州アラモゴルドに達した時、レイモンドはこう述べる。

Alamogordo where the atom bomb was first blasted and where I had a strange vision as we drove along seeing in the clouds above the Alamogordo mountains the words as if imprinted in the sky:

“This Is the Impossibility of the Existence of Anything” (which was a strange place for that strange true vision) ...<sup>2)</sup>

レイモンドはニューメキシコ州アラモゴルドに来た時、そこは原爆実験が行われたところだと述べる。そして更に続けてこう述べる。アラモゴルド山脈の上に浮かぶ雲にこの原爆実験はあらゆる生きとし生ける者にとってあってはならないことであると刻まれた文字が見えたと不思議な光景を語る。この原爆実験をレイモンドは最大限の言葉を使って批判している。1958年は原爆実験が行われた1945年7月から10年余りしかたっていない。そんな時の言葉である。最初に取り上げたカリフォルニア大学デービス校の学生新聞の「ジャック・ケルックが復活」という見出しからケルックを評価しようとする若いアメリカ人がいることがわかる。中野重治氏は次のように語っている。

戦争をしかけたものが罰せられねばならぬ以上、原爆投下を目論んでこれを実行したものには必ずともに罰せられねばならぬという声はアメリカからも起こってきた。

この声は、戦後の世界を世界平和確立の方向ですすめようとする民主的な国々、人々の、平和確立のための献身的活動の増大とともに大きくなつた。なぜかといえば、この国々、この人々は、おれのところには原爆があるぞ、そのストックは大きいぞ、おれの言うことを聞かねばこれを見舞うぞという勢力とたたかわねばならず、ここからも、新しい原爆投下を脅迫として振りかざす勢力と、かつて長崎・広島に原爆投下をあえてした勢力とが同じものであることが明らかになってきたからであった（1952年5月28日）<sup>3)</sup>。

中野重治氏が述べているように原爆投下はアメリカからも批判が起こっている。ケルックは直接原爆投下には言及していないが、原爆実験という角度から原爆そのものを批判している数少ないアメリカ人であった。鶴見俊輔氏は「（原爆投下は） アメリカとソ連の対立、左翼と右翼などという区分の中にとじこめることのできない事件である。私たちは、私たちにのこされた時間の中で、このことをどう考えてゆくか。原爆にうたれた峰三吉は、一つの手がかりをのこした」（1995年6月12日）と綴っている<sup>4)</sup>。峰三吉は謳う「列、/列、/不思議な虹をくぐつて続く / 幽霊の行列、/ 巣をこわされた蟻のように」<sup>5)</sup>。峰三吉の「不思議な虹」はケルックの「アラモゴルド山脈の上に浮かぶ雲」と重なってくる。それは奇妙ではあるが、偽りのない光景であった。

2017年7月7日ニューヨーク国連本部の会議において「核兵器禁止条約」が採択された。「被爆者の方々はこの国連の核兵器禁止条約を歓迎する」（“Hibakusha hail U.N. A—bomb ban”，

*The Japan Times on Sunday, July 9, 2017)* と報道された。広島で被爆して後、核兵器禁止条約締結のために献身された Setsuko Thurlow 氏は「70年間この日を待っていた。この核兵器禁止条約は核兵器廃絶への始まりです」と喜びを語っている<sup>6)</sup>。レイモンドことケルアックは母親の住む故郷に帰るが、森に行って坐禅をするのが日課であった。森に行った時の様子をレイモンドは語る。

The woods received me well. I amused myself writing little Emily Dickinson poems like “Light a fire, fight a liar, what’s the difference, in existence?” or “A watermelon seed, produces a need, large and juicy, such autocracy.”<sup>7)</sup>

小原広忠氏は次のように訳している。

森はいつもぼくを気持よく受け入れてくれた。ぼくは慰みにエミリイ・ディキンソン（アメリカの孤独な、思索的な女流詩人（1830-86））ばかりの小詩を作ったりもした、例えは「明りをともすも、悪友を懲らすも、ともに変わらぬこの世の行為。」とか「西瓜の種が産み出す貧苦、嵩は大きく水氣<sup>ヒューシー</sup>はたっぷり、まったく何たる独裁ぶり。」とかそんな風な詩だった<sup>8)</sup>。

同じ所を中井義幸氏は次のように訳している。

森は、いつ行っても私を暖かく迎え入れてくれた。私はエミリー・デッキンソン流の短詩を書いては、一人で面白がっていた。「火をともす 屁をかます どこがどう違う 実在の上で」とか、「スイカのタネは なやみのタネ でっかくてよくうれた どぶどぶのどくさいしや」とかいった調子だ<sup>9)</sup>。

エミリ・ディキンソンが登場している。1951年にハーバード大学出版から Thomas H. Johnson 編集によるエミリ・ディキンソン詩集が出ている。だからケルアックがエミリ・ディキンソンという名前を取り上げているのは画期的なことではないだろうか。2007年9月8日（土曜）、私はトマス・ヒギンソンがかつて住んでいたアメリカ、ロードアイランド州ニューポートを訪れた際に、『海辺の歌』詩集 *Thalatta: a book for the seaside* 1853 をニューポート公立図書館のトマス・W・ヒギンソン作品集コーナーで閲覧出来た。この詩集の表題の下に手書きで“Edited by T. W. Higginson & S. Longfellow”と書いてあった。この『海辺の歌』は1853年に

トマス・ウェントワース・ヒギンソンとサミュエル・ロングフェローの編集で出版されている。この選詩集はギリシャのホメロス、イギリスのウイリアム・シェークスピア、ウイリアム・ワーズワース、ドイツのゲーテたち、欧米の詩人たちの海に関する127篇の詩が収められている<sup>10)</sup>。

トマス・ウェントワース・ヒギンソンはエミリ・ディキンソンの文学的指導者であったことはよく知られている。トマス・ヒギンソンはエミリに会うため1870年と1873年に遠路はるばるアマストの町を訪ねている。直接エミリ家を訪れた数少ない一人であった。二人の文通は終生続いた。

「エミリ・ディキンソンは『(スプリング・フィールド) リパブリカン』を『毎晩』(書簡133番) 読んでいて、政治的なニュースや意見だけでなく、芸術、文学、宗教、科学、またその他多くの当時の興味深い事柄の動向についての記事を読んだ。」<sup>11)</sup>そこでトマスたちの編集の『海辺の歌』が『スプリング・フィールド・リパブリカン (*The Springfield Daily Republican*) 誌に紹介されていたかどうか調べてみた。幸いにも京都産業大学の図書館は2009年10月10日(土曜)に *Springfield Daily Republican* のマイクロフィルムの閲覧を許可してくださった。閲覧していると1853年5月16日発行されたこの新聞の次の記事が目に入った。

「New Books: Thalatta: a book for the sea-side」1853年5月16日 (16 May, 1853) (Whole No. 2802)」

エミリ・ディキンソンはこの新刊書のことを知った可能性が高いことがわかった。また『エミリ・ディキンソン事典』によるとエミリ・ディキンソン家には『ハーパーズ・ニュー・マンスリー (*Harper's New Monthly Magazine*)』が1851年1月から届けられていた<sup>12)</sup>。そこでこの『ハーパーズ・ニュー・マンスリー』も調べてみた。

幸いにも、私は2009年9月19日(土)南山大学瀬戸キャンパスで *Harper's New Monthly Magazine* を閲覧することが出来た。この雑誌の1853年7月号に次のような記事が掲載されていた。

“*Thalatta, a Book for the Sea Side*, is the title of an admirable collection of poetry, relating to the ocean, published by Ticknor, Reed, and Fields. The volume proceeds from a happy idea, and has been executed with no small degree of success. The taste and poetical reading of the editors are visible on every page.” (*Harper's New Monthly magazine* No. XXXVIII. —July, 1853. Vol. VII., p. 282.)

つまりエミリ・ディキンソンはトマス・ウェントワース・ヒギンソンとサムエル・ロングフェローの編集した欧米名詩選集『海辺の歌』を1853年の新聞と雑誌で知っていた。エミリ・ディキンソンが海についてうたわれた『海辺の歌』を読んだかどうかは定かでない。古川隆夫氏が述べるように「エミリが、海の詩人といわれてもいいほど、多くの詩を書き、また船の詩も書いている。つまり彼女は、それが大詩人の資質なのだが、彼女の想像によって〈海〉を描いている場合が多い」<sup>13)</sup>。エミリ・ディキンソンはその詩集を読んでいても、いなくても新刊書紹介の題名にある「海」からも触発されていくつかの海の詩が生れていったと考えられる。もちろんそれだけではないであろうが。

岩田典子氏はエミリ・ディキンソンの海の詩を訳している。

荒れ狂う 荒れ狂う夜！  
もしあなたと一緒になら  
嵐の夜も  
二人の華麗な宴となる

港に抱かれたこころには  
風もとるにたりない  
羅針盤も捨て  
海図も捨て

楽園に漕ぎだしていく  
ああ 海よ！  
今宵 あなたのなかに もし  
錨をおろすことができるなら！<sup>14)</sup>

岩田氏はこの詩について「愛の歡喜はこの世の楽園となり、さらに強い願望として、大胆な性的イメージが最終行にむかってもりあがっていく。1891年、彼女の詩集を編むとき、批評家のヒギンソンは素晴らしい作品だが、処女の世捨て人がいつもこんな夢を抱いていたと読者にとられたら困ると心配した。しかし「これを詩集からはずすことは、大変な損失！」と考えて入れることにした。人々の関心が神にあった時代に、彼女は自我を主張し、タブーとされていた性を書いた。20世紀を先取りするかのように、「情欲の魔力に捉えられ」、情欲をうたいあげた」と解説している<sup>15)</sup>。これは核心をついた説明ではないだろうか。ケルアックの作品

*The Dharma Bums* でジャフィーことゲイリー・スナイダーは次のように語る。

“Smith, I distrust any kind of Buddhism or *any* kinda philosophy or social system that puts down sex,” said Japhy quite scholarly now...<sup>16)</sup>

ジャフィー・ライダー（ゲイリー・スナイダー）はレイモンド・スミスに「どんな宗派の仏教であれ、どんな思想であれ、どんな社会システムであれ、性を卑しめるんだったら信用しないよ」と言う。ジャフィーの発言を補足すべく仏教学者の金岡秀友氏が「愛欲」について詳しく述べておられるので少し紹介したい。氏はこう言う。「日本人は性に対してつねにはじらいとつつしみをもっていたという点である。略。ヨーロッパの文学や絵画が追及する性の世界は、東洋人の追うことこぼむ強烈な肉のにおいがある。略。このような、ヨーロッパ人の「人間追及」は、キリスト教のもつ原罪観を克服しようとする志向の上に立つものであり、したがって、それはいかに極端な人間肯定の書のように見えようとも、けっして単純・素朴なものではなく、一度は人間否定の教えを知った上での屈折した肯定の書であったことを忘れてはならない。略。それに反して、東洋、ことに日本では、宗教の圧力も、それに立ち向かう性も、ともにそのように決定的ではない。宗教はおだやかにその道をとき、性はかるく人生の樂をうたう、ふたつの人性の目的が火花を散らしてぶつかりあうことは稀であった」<sup>17)</sup>。

氏は更にこう述べる。「(仏教では) 本質的には、性の欲望も、他の欲望も同質に見る観念のうちから、性の絶対的罪悪觀は生れにくい。性を不淨とみる仏教徒の観念は、性の本質的罪悪觀というよりは、性的対象をことさらに醜化することによって性の欲望を抑止・拠棄せしめんとする実際的考慮に基づいていたように思われる。このため、仏教徒の性に対する意識的な禁忌は、かえってはなはだ反感的・反自然的であり、したがって極度に観念的にさえなったことがある」<sup>18)</sup>。

ケルックの *The Dharma Bums* でジャフィー・ライダー（ゲイリー・スナイダー）は “I'll do a new long poem called ‘Rivers and Mountains Without End’...”<sup>19)</sup> のように語っている。ジャフィーは『終わりなき山河』を書く予定だという。それが小説の中の話に終らず、後にスナイダーは本当に詩集『終わりなき山河』を出版した。私が最初に読んだのは1979年版の *Sections from Mountains and Rivers without End plus one* である。その中の “Blue Sky” についてまとめた拙論が「ゲイリー・スナイダーの詩作品 The Blue Sky における元型的心象」『サイコアナリティカル英文学論叢』第6号（1982）：23–43であった<sup>20)</sup>。そしてその集大成としてスナイダーは *Mountains and Rivers Without End* (Counterpoint, 1996) を出版している。その日本語訳『終わりなき山河』山里勝巳・原成吉訳（思潮社、2002）が出版されている。

*The Dharma Bums* でケルアックはアメリカの原爆の実験を批判しているが、59年後の2017年7月ニューヨークの国連で122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択された。ケルアックは当時それほど知られていなかった詩人のエミリ・ディキンソンを取り上げているが、今やエミリ・ディキンソンは世界的な詩人になっている。2017年には彼女の半生を描いた映画が日本でも上映されている。そしてジャフィーことゲイリー・スナイダーは本当に詩集『終わりなき山河』を書いたのである。

私は2011年10月22日、日本英米詩歌学会第24周年記念大会（於相模女子大学星ヶ丘キャンパス）で「Gary Snyder: *Mountains and Rivers Without End*」と題して口頭発表した。今その時に作成したハンドアウトを見ると、『終わりなき山河』の中に点在する排泄物（大少便）を取り上げている。スナイダーは日本に来る前から仏教に関心を持ち、日本で10年にわたり禅の修行をして後アメリカに帰国してから今日までおよそ70年余の間仏教、特に禅の研鑽を続けている。そのことと詩集の中に書かれている排泄物（大小便）とは大いに関係があると思われる。

この詩集はミラレバの言葉（1行）と道元禪師の『正法眼藏』の「画餅」（13行）の引用が始まっている。つまりこの詩集では道元禪師の言葉が大きな意味合いを持っていることが推察される。スナイダーが引用した後半部分を取り上げる。日本語は山里勝巳・原成吉訳『終わりなき山河』（思潮社、2002）を使用させていただいた。

“If you say the painting is not real, then the material phenomenal world is not real, the Dharma is not real.”

“Unsurpassed enlightenment is a painting. The entire phenomenal universe and the empty sky are nothing but a painting.”

“Since this is so, there is no remedy for satisfying hunger other than a painted rice cake. Without painted hunger you never become a true person.”<sup>21)</sup>

「もし画は真実にあらずと言うのであれば、宇宙のあらゆるものもまた真実のものではない。宇宙の一切のものが真実のものではないとするならば、仏法もまた真実にあらずと言うべきであろう」

「最高の悟りもすなわち画図、描かれた絵なのである。一切の宇宙も空間もすべて画図なの

である」

「それゆえ、画餅よりほかに飢えを満たすものではなく、また、画飢を持たねば真人になることはありえない」<sup>22)</sup>

では道元禅師はこの『正法眼藏』「画餅」の巻で何を述べているのであろうか。道元禅師は仏道を修行する人たちに古仏の言っている「画餅不充飢」を参究するように投げかけている。「画餅不充飢」を役に立たない例えとして画にかいた餅は飢えを充たさないと解するなら一面的な見かたであると批判する。「正伝の仏法の中では、自己も万法も、全てが真実であるから、画餅と本当に口に入れる餅との対立を求める。もし、画餅が仏法の中で、飢えを充たさないものとして捨てられるなら、仏法自らの力が滅殺される。尽十方界、尽界を仏法として見る仏道修行者の受けとり方を説く」と水野弥穂子氏は解説している<sup>23)</sup>。

「道元禅師は画にかいた餅が飢を充たすことができない事態を充分に認識した上で、今度は具体的な個々の事物が、画にかいた餅すなわち抽象的な表象を通して把握され、実在としての意味を持って来ることを、古仏たち（名前略）の言葉を引用しながら、明解に説いておられる」と西嶋和夫氏は説明している<sup>24)</sup>。その画餅とは両親のおかげによってこの世に生まれた姿であり、両親の生れる以前の世界の姿でもある。山水を画くには絵の具を用い、画餅を画くにはお米を用いる。だから「その（山水を画くにも画餅を画くにも）用いる所は同じであり、（自己の生きている真実の）工夫（しゅぎょう）（としては）等しいのである<sup>25)</sup>。そのように工夫（しゅぎょう）するとき、生死去來は、すべて（生きている全体で描き出す）画図である。無上菩提もそのまま（生きている全体で描き出す）画図である」<sup>26)</sup>。

「つまるところ、この世界もこの存在もことごとく画図であるのだから、人も存在も画によってあらわとなるのであり、仏祖もまた画によって成るのである」と増谷文雄氏は表現している<sup>27)</sup>。そして玉城康四郎氏も「まさしく全世界・全存在は、ことごとく描かれた絵であるから、人も事象も、すべて絵より現れ、仏祖も絵より成就するのである。そういうわけであるから、「描かれた餅」でなければ、飢えを充たす薬はない。また「描かれた飢え」でなければ、人に出会うことなく、また、「描かれた充」でなければ、力量は出てこないのである。略。この大切な主旨を参考するとき、「物を転じ、物が転ずる」という働きを、身心に究めつくしていくことができる」と訳している<sup>28)</sup>。「戒法を受け、大自然の摂理の靈妙さに目覚め、坐禅を中心とした生活を始めるとき、十方世界の土地も草木も、あるいは石垣や土塀、さらにはかわらけや石ころ、ありとあらゆるもののがことごとく仏のありようを示し始めて、それらが発するある種の靈気があちこちに及び、それにふれると、摩訶不思議な仏の恩恵としか言い得ない

ようなおかげを知らずしらずのうちに受け、親密な（天地いっぱい渾然一体となった）さとりのすがたを示すのである」と道元禅師は示しておられる<sup>29)</sup>。

道元について長年にわたって研究している辻口雄一郎氏は次のように論じている。

今日私たちは、「もの」を、もっぱら機能的側面からのみ捉えている。しかし機能を引き出すことを目指す「もの」との関係の追及は、一層巨大で深刻な「事故」の危険をも増大させてきた。私たちは、このことをどう考えたらよいのだろうか。たとえば2011年には三陸沖で巨大地震が発生し、巨大な津波が東日本の太平洋岸をおそった。この津波の影響で、福島県で発生した原子力発電所の炉心溶融事故は、当初「想定外の事故」と呼ばれた。しかしそれに対して世の人々は、それを「いいわけ」であるとし「想定外」などとはいわせないと非難した。それならば、今後、より厳格な想定をすれば、もはや原発事故は発生しなくなるのだろうか。私たちはテクノロジーの巨大化と並行するかのように巨大化する事故を目の当たりにして、今や「もの」との関わりについて、あらためて考え方直す時に来ているのではないだろうか<sup>30)</sup>。

辻口氏は過度な機能主義的な「もの」観を乗り越えるためには道元の『正法眼蔵』、この場合は「画餅」の巻が手がかりになるのではないかと言う。つまり「物を転じ、物が転ずる」力を参究していくとき、自分にとってのみの有益な視点ではいかがであろうかということになってくる。辻口氏は更に次のように述べている。

我々が「想定外の事故」と呼ぶものは「もの」の無限の働きが、人間の価値的世界の網をやぶって発現することであって、我々の包囲網がどれほど多面的になったとしても、それによって、ものの存在を包囲し尽くすことは原理的に不可能なのである。だから私たちにとって必要なことは、決して事故を起こさないことを目的とする安全対策ではなく、事故は必ず起こることを前提とした、安全対策ではないだろうか。通常経済的な観点から資源、エネルギーとして捉えられる自然界と、そこに存在する「もの」をこうした観点から捉え直すことは、資源開発や、自然災害、環境問題等に対する一つの原理的な立脚点として、ガイア仮説等に見られる全体主義的視点とは異なる可能性を秘めているということができるのではないだろうか<sup>31)</sup>。

スナイダーは詩集『終わりなき山河』で排泄物（大便）を次のように表現している。

Nearby, a rocky point.

Climb it,

passing a tidy scat—arrangement on a ledge,

stand on a dark red sandstone strata outcrop at the edge. (下線筆者、以下同じ。)<sup>32)</sup>

(近くに、ごつごつした岩場。

それを登る

動物の糞がきれいに並んだ岩棚をすぎ

先端にあるくすんだ赤い砂岩がむきだしになった地層に立つ。) (下線筆者、以下同じ。)<sup>33)</sup>

ここでは排泄物（大便）は“scat”という表現が使われている。これは「山の精（*The Mountain Spirit*）」という詩の中に登場する。この詩の最初に「絶えることなき生命の車輪（Ceaseless wheel of lives）」が2回繰り返されている。川、山、雲、氷河、全てが循環し、変化を続ける。「仏陀のようにそびえ立つ 山頂から / 送り出される水の流れは / 回る地球の中心へと向かう」（Peaks like Buddhas at the heights / send waters streaming down / to the deep center of the turning world）<sup>34)</sup>。この循環を歌う詩において「排泄物、大小便」は詩のなかで大切な役目を果たしている。道元禅師は『正法眼藏』『洗浄』の巻で次のように語っている。釈尊の弟子の一人、ラゴラがお便所に宿をとったことがあった。そのことを知った釈尊はラゴラの頭をなでて、あなたがお便所に宿をとったのは貧しいからではない。また富貴を失ったからでもない。ただ仏道を求めるが故である。出家者は苦を忍ばなければならないと語ったのである<sup>35)</sup>。仏教において、また禅においてもお便所は修行をする大切な所であり、清掃して、気持ちよく使用できるように工夫する。それをとりまく排泄物を含めた全てはまた修行の対象になる。

“Shining Heavens,” Goddess of the Sun,

her brother flung

mud and shit and a half—skinned pony through  
the palace,

so she entered a cave—shut it up with a rock—

made the world dark.<sup>36)</sup>

アマテラスオオミカミ  
(「光り輝く天」、太陽の女神は

無鉄砲な弟が

泥や糞、それに皮を半分剥ぎとった馬を  
祭壇にあたりかまわず投げつけたので

怒って岩屋にこもり一入口を岩で塞ぎ—  
世界を闇につつんだ。) <sup>37)</sup>

上の二節は「ダンス (The Dance)」の中にある。さきほどの詩では排泄物は“scat”と表現されていたが、今度は“shit”という言葉が使われている。この詩では川の流れをダンスに例えており、日本語の「舞い」をそのままローマ字表記している。源流 (headwaters) は川 (creeks) になり曲がりくねって進む (meander)。そして「塩と黄金を海へもたらす」(putting salt and gold dust in the sea)。ここも循環が示唆されている。ちなみに松生恒夫氏（医学博士）は次のような報告をしておられる。「2011年の調査に引き続いておこなわれた、2013年3月（対象者の小学生5441名、母親4309人に拡大）の結果をみてみますと（ニュートラシューティカルズ事業部製品部調査）、毎日排便がない子が52.6パーセントと半数以上、つまりは前回調査よりも増加しました。さらには、全体では2割強の母親が便秘気味だと感じていました。では食材に関しての意識をみてみると、子どもの食物繊維が足りていないと思っている母親は48パーセントであり、52パーセントは不足を認識していました。また、子どもに意識的に食物繊維を摂らせている母親は51パーセントで、残りの49パーセントは意識していないという答えを示しています」<sup>38)</sup>。この調査結果は私たちが食事を頂き、順調な排泄により、健康な生活を保っていくという体の循環に対して大切な情報を提供している。

all this in 5,086 coyote scats:

...

ten thousand years of living  
—thousands paleo human droppings in the  
Lovelock Cave—

Great tall woodrat heaps. Shale flakes, beads, sheep scats,  
flaked points, thorns,  
piled up for centuries  
placed under overhangs—caves in cliffs—  
at the bottom, antique fecal pellets;  
orange—yellow urine—amber.  
Shreds of every bush that grew eight thousand years;  
another rain, another name.<sup>39)</sup>

(以下のすべては、5086個のコヨーテの糞より検出。  
略。  
一万年の営み  
—ラヴロック洞窟には  
数千個の旧人の排泄物—

モリネズミのものすごい堆積物。泥板岩の薄片、数珠、ヒツジの糞  
鹿の角の薄片、刺が  
何世紀にもわたって積み上げられ  
それが張り出したものの下に一崖の洞窟—  
その底には、古い時代の排泄物。  
オレンジがかった黄色 尿のような琥珀色。  
八千年の茂みの営み、そのすべての名残がここにある。  
雨が降って、新たな名前。)<sup>40)</sup>

上の詩行は「古いモリネズミの悪臭を放つ家 (Old Woodrat's Stinky House)」で書かれている。ここでは排泄物（大便）は“scats”、“droppings”、“fecal pellets”と表現されている。「尿」(urine) も見える。上の詩行では省略したが、この詩ではサバクモリネズミが小枝を集めた巣に尿を塗ることによって完成することも書かれている。40年ほど前にインドの仏跡参拝旅行に参加したことがある。インドでは牛の糞を乾かして燃料として使用していることを知った。

Pellet piles in moss  
a spiral horn in the grass  
long tundra sweeps and the rise of slopes  
to a peak of Doonerak,  
white sheep dots on the far green  
...  
warmer, cooler, air—mass swirls  
like the curls  
of Dall sheep horns. The “feet”—  
of the onward paces of skulls and pellets—  
clouds sublimate to pure air  
blowing south through passes

feeding the white dot Dall sheep—dew.<sup>41)</sup>

(苔のなかにはあちこちに糞の山

草のなかには螺旋形の角<sup>つの</sup>

ツンドラの長い広がり、斜面は

ドゥーナラック山の頂へと続いている

はるかな縁に、白いヒツジの点てんが見える

略。

かれらドール・シープの角のように

カールしながら

上昇、下降をくりかえし

暖めたり、冷やしたりする気団の渦巻きと一緒に

ヒツジたちは雲の群れを切り開く。頭蓋骨と糞の

前進する「足」—

雲は昇華して混じりけのない大気にかわり

南風となって峠をぬけて

白い点、ドール・シープを養う—露となって。)<sup>42)</sup>

この一節は「北極地方の真夜中 薄明りに 涼しい北風 雲低くかかる 緑の山の斜面に  
白い山ヒツジ (Arctic Midnight Twilight Cool North Breeze With Low Clouds Green Mountain  
Slopes, White Mountain Sheep)」という長い題名の詩から引用したものである。ここでは排泄物  
は“Pellet”また“pellets”になっている。オックスフォード新英英辞典では“a small round piece  
of animal faeces, especially from a rabbit or rodent”（小さな丸い動物の糞便、特にうさぎ或いは  
げっ歯類動物）となっている。もちろん“faeces”は“feces”と同じである。ここでもゆっくり  
とした循環のなかでヒツジは生活している様子が書かれている。

Varanasi

They eat feces

in the dark

on stone floors

one-legged monkeys, hopping cows<sup>43)</sup>

(ヴァラナシ

彼らは糞を食べている  
暗がりの中で  
石の床の上で  
片足の猿たち、片足で跳びまわる乳牛たち)<sup>44)</sup>

上の詩行は「マーケット (The market)」の一節である。ここでは排泄物は“feces”である。さきほど述べたようにイギリス英語では“faeces”である。この一節の最初の行に「彼らは糞を食べている」という表現がある。有田正光・石村多門氏は「生きるとはウンコを食べることである」と題して興味深く説明している。その一節だけを引用させていただく。「もっともっと大きい生態学的循環の中で、われわれは小便を飲みウンコを食べているのではないか。だとすれば、再検討るべき重要な問題は、現在の大規模技術による水循環よりもむしろ、旧来の農業のほうが壮大な水循環を実現していた、という点にある。つまり、江戸時代よりも今日のほうが、ウンコをすぐ口に運んでしまうシステムになってしまっているのである」<sup>45)</sup>。

「ヴァラナシ」という都市が表示されている。この町は仏教でも釈尊がこの郊外「鹿野苑（ろくやおん）」で初めて説法したこと有名で、仏教の四大聖地の一つである。13世紀に中国で『無門関』という書物が刊行されている。優れた禪の体験が収められたもので、禪の指導者が修行僧のために用いる書物の一つである。その中の第21則「雲門屎樋（うんもんしけつ）」という公案がある。雲門禪師に一人の僧が「仏とは何ですか」と問うた。すると禪師は「乾屎樋（かんしけつ）」と答えた。さきほど述べたように禪仏教もお便所を修行の大切な場所とみなしている。従ってこの問答はお便所の中でなされたに違いない。それはお便所を掃除していた時か、わざわざ弟子をお便所に連れて行って問答したのか。その辺のところはわからない。ともかくお便所も禪の修行の場である。おそらくできない。お便所の時、現在では私たちはトイレットペーパーを使用する。当時は「乾屎樋」等が使用されていたようだ。だからとても大切なことがある。現代の場面に置きかえればこうなる。「仏とは何ですか」「ほらこのトイレットにあるこのトイレットペーパーだよ」ということになろうか。

この『終わりなき山河』の詩集には今回取り上げた以外の詩行にも排泄物（大小便）の表現が見られる。スナイダーの画く終わりなき山河は宇宙の銀河系、太陽系、地球という広大な山水画である。それは道元禪師のいう画餅であり、一切の諸仏の現れである。それらは何十億年という悠久において循環している終わりなき山河である。真実である。その循環の画図を象徴している一つが排泄物である。だから道元禪師は語りかける。「大小便を行ずる時は、まさに願うべきである。衆生の汚れを除き去って、貪（むさぼり）、瞋（いかり）、痴（おろか）なる三毒をして滅尽せしめんことを」<sup>46)</sup>。

## 注

- 1) ジャック・ケルアック (Jack Kerouac) 『禅ヒッピー』 (The Dharma Bums) 小原広忠訳 (太陽社、1994、初版は1975年)、369頁。
- 2) Jack Kerouac, *The Dharma Bums* (Penguin Books, 1977), p. 130.
- 3) 中野重治「解説として」 峠三吉『新編 原爆詩集』解説 中野重治・鶴見俊輔 (青木書店、2004)、148-149頁。
- 4) 鶴見俊輔「1995年の解説」 峠三吉『新編 原爆詩集』、160頁。
- 5) 峠三吉『新編 原爆詩集』、56頁。
- 6) *The Japan Times on Sunday*, July 9, 2017.
- 7) Jack Kerouac, *The Dharma Bums*, p. 136.
- 8) 『禅ヒッピー』 小原広忠訳、207頁。
- 9) ジャック・ケルアック (Jack Kerouac) 『ジェフィ・ライダー物語』 (The Dharma Bums) 中井義幸訳 (講談社、1982、初版は1977年)、223頁。
- 10) 田中泰賢「歐米名詩選集『海辺の歌』 *Thalatta 1853*」『ジャパン ポエトリー・レビュー』第16号 (2011) : 5-13, 参照。
- 11) 『エミリ・ディキンソン事典』 ジェイン・D. エバウェイン編、鶴野ひろ子訳 (雄松堂出版、2007)、305-306頁。
- 12) 同上、156頁。
- 13) 古川隆夫『エミリ・ディキンソンの技法』 (桐原書店、1981)、100頁。
- 14) 岩田典子『エミリ・ディキンソン—愛と詩の殉教者』 (創元社、1982)、131-132頁。
- 15) 同上、132頁。
- 16) Jack Kerouac, *The Dharma Bums*, p. 30.
- 17) 金岡秀友『さとりの秘密 理趣経入門』 (筑摩書房、1986)、189-193頁抜粋引用。
- 18) 同上、232頁。
- 19) Jack Kerouac, *The Dharma Bums*, p. 200.
- 20) この論文は『Buddha 英語 文化 田中泰賢選集 3』 (あるむ、2017) に所収。
- 21) Gary Snyder, *Mountains and Rivers Without End* (Counterpoint, 1997), p. ix.
- 22) ゲーリー・スナイダー『終わりなき山河』 山里勝巳・原成吉訳 (思潮社、2002)、11頁。
- 23) 水野弥穂子訳註『正法眼藏 3 原文対照現代語訳・道元禪師全集③』 (春秋社、2006)、114頁。
- 24) 西嶋和夫『現代語訳正法眼藏』第六巻 (仏教社、1983)、209頁。
- 25) 水野弥穂子訳註『正法眼藏 3』、118頁。
- 26) 同上、120頁。
- 27) 増谷文雄『現代語訳 正法眼藏』第四巻 (角川書店、1973)、207-208頁。
- 28) 玉城康四郎『現代語訳 正法眼藏 (三)』 (大蔵出版、1995)、396頁。
- 29) 小倉玄照『修証義のことば』 (誠信書房、2003)、106-107頁。
- 30) 辻口雄一郎『正法眼藏の思想的研究』 (北樹出版、2012)、289頁。
- 31) 同上、299頁。
- 32) Gary Snyder, *Mountains and Rivers Without End*, p. 141.

- 33) 『終わりなき山河』 山里勝巳・原成吉訳、232頁。
- 34) Gary Snyder, *Mountains and Rivers Without End*, p. 145.
- 35) 水野弥穂子訳註『正法眼藏6』、24頁。
- 36) Gary Snyder, *Mountains and Rivers Without End*, p. 133.
- 37) 『終わりなき山河』 山里勝巳・原成吉訳、220頁。
- 38) 松生恒夫（まついけ つねお）『老いない腸をつくる』（平凡社、2013）、13頁。
- 39) Gary Snyder, *Mountains and Rivers Without End*, pp. 120–121.
- 40) 『終わりなき山河』 山里勝巳・原成吉訳、200–201頁。
- 41) Gary Snyder, *Mountains and Rivers Without End*, pp. 92–94.
- 42) 『終わりなき山河』 山里勝巳・原成吉訳、159–162頁。
- 43) Gary Snyder, *Mountains and Rivers Without End*, p. 51.
- 44) 『終わりなき山河』 山里勝巳・原成吉訳、91頁。
- 45) 有田正光（ありた・まさみつ）・石村多門（いしむら・たもん）『ウンコに学べ！』（筑摩書房、2006）、69頁。
- 46) 中村宗一他訳『全訳 正法眼藏』卷三（誠信書房、1975）、38頁。

# 教職課程コアカリキュラムに関する一考察(1)

——その作成経緯等を中心に——

山 口 拓 史

## はじめに

本考察は、全体として二部構成で、2019（平成31）年度から全国一斉に実施される新しい教職課程（以下「新教職課程」という。）において導入される教職課程コアカリキュラム（以下「教職コアカリ」とも略称する。）について検討を加えるものである。

その第一部にあたる本稿では教職コアカリの作成経緯を中心に検討を加えることとし、続く第二部にあたる別稿では特に教職コアカリの一つである「教育の基礎的理理解に関する科目」における「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の内容について検討を加えることとする<sup>1)</sup>。

現在、2018年4月1日において教員免許状の所要資格を得させるための課程として認定を受けている大学が、2019年4月以降も引き続きその教職課程を有するためにには、2018年度中に改めて課程認定（再課程認定）を受けることが必要となっている<sup>2)</sup>。

今回の再課程認定は、2015年12月21日に中教審（中央教育審議会）がまとめた答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」（以下「教員資質能力向上答申」ともいう。）が教員養成改革に関する具体的な方向性についての提言を行ったことを受けたものである。文部科学省は、2016年11月の教育職員免許法の一部改正を経て、現在は同法施行規則の一部改正をはじめ教職コアカリ等の策定や教職課程認定基準の改正等の諸準備を整えているが、政治的状況の影響で予定されていた法令整備に遅れが生じているのが現状である<sup>3)</sup>。

## 1 教職課程コアカリキュラム作成の経緯

### (1) 前史

今回の教職コアカリの作成に至るまで、例えば2001（平成13）年11月に「国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会」（以下「教員養成あり方懇談会」ともいう。）がその報告書において、「アカデミシャンズ」と「エデュケーショニスト」との対立的状況にあって<sup>4)</sup>、教員養成カリキュラムが「共通の目的性に欠け、ややもすると学生に対する教育が教員個々人の裁量に委ねられているのではないかとの批判につながっている」ため「教員養成学部の教員が、教員養成という目的意識を共有し、体系的なカリキュラムを編成していくことが不可欠である」と述べ、「モデル的な教員カリキュラムの作成」について言及していた<sup>5)</sup>。

一方、2015年12月の中教審の教員資質能力向上答申は、教員養成あり方懇談会報告書と同方向にあるものと考えられる。この答申は、「今回の審議に当たっては、大学における養成の原則（教員養成は大学において行うことを基本とする）及び開放制の原則（教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる）を維持することを前提とする」という立場に立っている<sup>6)</sup>。そして、日本における教員の養成・採用・研修の各段階における課題を指摘しながら、その課題克服のために、教育委員会と大学等の関係者が一体となって、学び続ける教員の養成段階から研修段階までの資質能力の向上策に体系的に取り組むことが不可欠であるとしている。

その上で教員資質能力向上答申は、次のように述べて全国共通の制度としての教員育成協議会（仮称）の創設等も提言している<sup>7)</sup>。

#### 〈学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築〉

教員が日々の業務で様々な対応に追われる中においても自己研鑽に取り組み、学び続けるモチベーションを維持しつつスキルアップを図ることができるように、教員の主体的な「学び」を適正に評価し、その「学び」によって得られた能力や専門性といった成果を見える形で実感できるような取組やそのための制度構築を進めていくことが急務である。

そのためには、教育委員会と大学等の関係者が教員の育成ビジョンを共有しつつ、各種の研修や免許状更新講習、免許法認定講習、大学等が提供する履修証明プログラムや各種コース等といった様々な学びの機会を積み上げることで、成長を動機付ける見通しが示され、受講証明や専修免許状取得が可能となるような体制が構築される必要がある。

このような学びの蓄積に関する取組は、工夫次第で現行制度においても対応が可能であるが、各自治体及び大学の創意工夫によって、こうした取組をより一層進めるとともに、

共通のビジョンの下で様々な連携が可能となるよう、その基盤となる全国共通の制度として、「教員育成協議会」（仮称）の創設、教員育成指標の策定及び教員研修計画の全国的整備を実施することが適當である。なお、これらの制度はあくまでも手段であり、眞の目的は教員が学び続けることのできる環境整備にあることを認識することが極めて重要である。

この教員育成協議会（仮称）の創設や教員育成指標の策定等を含む教員の養成・採用・研修を通じた改革施策は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）によつて、同法の第22条の2から第22条の5までの4カ条の追加として実施されている<sup>8)</sup>。

一方、教員養成あり方懇談会の報告にあった「モデル的な教員養成カリキュラム」について、教員資質能力向上答申は次のように述べている<sup>9)</sup>。

一方、高度専門職業人としての教員に共通に求められる資質能力、グローバル化をはじめとする大きな社会構造の変化の中にあって、全国を通じて配慮しなければならない事項やそれぞれのキャリアステージに応じて最低限身に付けるべき能力などについては、各地域が参酌すべきものとして国が策定指針などにおいて大綱的に示していくべきであり、その際には、各教育委員会や大学における先行事例を参考にしつつ、関係者等の意見を聞きながら別途十分な検討を行った上で提示することが適當である。（中略）

こうして整備される教員育成指標を踏まえ、各教育委員会や各大学において教員研修や教員養成が行われることが重要である。その際、望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考に提示することや、国の策定指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。ただし、その一方で具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自律性に委ねられるべきである。

以上の経緯等から確認できることをまとめておきたい。

第1に、教員養成あり方懇談会報告と教員資質能力向上答申は、ともに教員の資質能力の向上策として取り上げられている点で共通している。

第2に、モデル的な教員養成カリキュラムは、専ら教員養成大学・学部を念頭に置きつつ、めざす教師像が異なる二つの集団の影響を受けて目的意識を共有できず体系的な教員カリキュラムを作成し得なかった状況を克服するためという文脈で提言されたと考えられる。

第3に、教員資質能力向上答申で言及された教職コアカリは、①外国語（英語）教育におけ

る教員養成・研修に必要で、かつ課程認定の際の審査に活用できるものとして<sup>10)</sup>、また、②国が策定する大綱的な指針を踏まえて、大学における教職課程編成に際して参考とする指針として、さらに、③大学として養成すべき教員像を明確にする際の指針等として<sup>11)</sup>、それぞれ想定されている。

## (2) 教職課程コアカリキュラム作成に向けた取り組み

2016（平成28）年8月2日、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」（以下「教職コアカリ在り方検討会」ともいう。）の設置要項が文部科学省初等中等局長決定として出された<sup>12)</sup>。この要項によると、教職コアカリ在り方検討会の設置目的は、中教審の教員資質能力向上答申の提言を踏まえて、「教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討すること」とされている。その際に同要項は、中教審の提言について、「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員養成の全国的な水準の確保を行っていることが必要であることが提言された」と説明している。

教職コアカリ在り方検討会は、10名の委員と2名のオブザーバーで構成され、委員は7名の大学関係者、国立教育政策研究所長、独立行政法人教員研修センター理事長および川崎市教育長の有識者である。また、この検討会の設置要項には、必要に応じてワーキンググループを設置できる旨の規定があり、同年12月12日付の検討会決定により「教職課程の目標設定に関するワーキンググループ」（以下「WG」ともいう。）が設置された。このWGは、「教育職員免許法施行規則に規定する教職課程の各科目に含めることが必要な事項について、その全体目標、一般目標、到達目標について、専門的な検討を行う」とされ、教育の基礎的理解に関する科目及び教科の指導法に関する科目等に関する検討を行う第1WG、道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目ならびに教育実践に関する科目等に関する検討を行う第2WGの二つに分けられている<sup>13)</sup>。

教職コアカリ在り方検討会は、2016年8月から2017年6月までに計5回の会議を開催したが、WGは第3回（2016.12.12）から第4回（2017.3.27）の間に集中的に協議を行っている。

以下、教職コアカリ在り方検討会の議事要旨に基づいて、同検討会における議論の要点を確認しておきたい<sup>14)</sup>。

第1回検討会（2016.8.19）では、コアカリ先行分野の一つである獣医学コアカリや日本教育大学協会（教大協）のモデル・コアカリなどの事例に対する検討が行われている。ここでは次の諸点が明らかになった。

①獣医学コアカリは、2/3がコアカリ部分で1/3が各大学の特徴を出す部分となっており、コ

アカリの内容は2/3の時間で確保できていること。

②獣医学コアカリは、各大学の合意の上で作成したので、各大学は忠実にカリキュラム改革を行っていること。

③教大協モデル・コアカリは、総単位数が決められている現行の免許法の中でモデル・コアカリを取り扱うには限界があり単位化することはできなかつたため、単位数を出さない概念図での表現にとどめたこと。

④教員養成のための教大協モデル・コアカリは、一定程度の大学の中での理論と現場の実践を往還しながら4年間を積み上げていくというモデルであること。

また、第1回検討会では上記以外にも次のような意見が出されている。

⑤教職コアカリは、先行するコアカリと同様に「学習成果基盤型」、つまり出口としてめざす教師像を決めて、そこから逆算してカリキュラムを作る必要があること、コアカリ作成によって大学教育が画一化するのではなく、コアカリは全体としての質保証と各大学の多様性とを両立させる仕組みであって各大学がカリキュラムを作るためのガイドラインであること。

⑥教職コアカリでは、教職課程において様々な教育観・子ども観・使命感を感じさせるような内容で学生を教師に育てていくという認識を大学教員を持ってもらい、最低限度の学習内容を身につけさせるための到達目標の設定も必要であること。その際、先行コアカリのように「…できる」といった学生がイメージしやすい文言でまとめる必要があること。

⑦教職コアカリを導入するに際して、大学は、カリキュラムマッピングをしないと学生が各科目の関連性を理解できないため、大学が自由に使える猶予も残せるように、コアの部分と大学の独自性の部分を示す必要があること。

⑧コアカリによって養成段階の教職課程だけを変えたとしても、採用、研修と一体的なものでなけれな意味をなさないため、教員育成協議会や指標を用いて養成・採用・研修の一体化を図ることについて各教育委員会と各大学が考えていく必要があること。

第2回検討会（2016.9.7）では、次のような意見が出されている。

①東京都コアカリの事例から、教育の理念や歴史・思想を大学で最初に学ぶことが教師として将来の視野を広げたり教師になってからの生涯の教職生活の中でベースになったりするものだと考えるため、これに対応する内容をコアカリにきちんと入れておく必要がある。

②教職課程にコアカリを置くのであれば、その割合を決める必要がある。公立学校教員も私立学校教員も全員に共通する資質能力で、これがミニマム・エッセンシャルだというものがあれば、それをコアカリに反映させるべきである。

③学校現場の課題を考えると、教科指導力だけではなく、使命感のようにすべての教

職課程の科目において重要視すべき部分は常に意識して学生に指導する必要があるが、使命感や教育観だけを取り上げた科目を設定するのは難しいため、むしろ教科指導等の中での要素を入れておくということがコアになっていく。

④教員養成は、職業訓練の問題であるからこそ学習指導要領に当たるものが必要で、具体的にコアカリを作っていく必要がある。その作業は、WG を設けて各々の専門家に検討してもらうのがよい。

⑤教員養成全体と教職課程は総体的に関わっているが別個のものであり、教員養成をどうするかは各大学の方針に基づくものである。ただ、その中の教職課程は、職業教育としての共通性があるため、各大学の教員養成についての独自性を全部縛るつもりはないが、教職課程の部分は共通に作っていくという時代に入っている。

⑥中教審答申（2015.12）では、従来教職に関する科目に含まれていた教科指導が教科専門とセットになっている点に特徴があるが、コアカリを考える場合はその点を考慮する必要がある。

第3回検討会（2016.12.12）では、具体的な教職コアカリ内容の検討がWGに委ねられたが、検討会委員からは次のような意見が出されている。またその際、既述のようにWGはさまざまな専門家による総勢22名の規模で、その事前説明会では「そもそもコアカリを作る意義はあるのかといった議論はほとんどなかった」とされている。

①コアカリの教科内容構成については、今回の法改正によって教科の指導法と教科専門の融合が実現したことを踏まえ、教科教育と教科専門の共同化を前に進めていくことが重要である。

②医学や獣医学等の先行分野では国家試験が行われることが前提であるため、コアカリや教育課程がきれいに整理されているが、教職の場合には統一的な試験がないことに起因する難しさを考慮しなければ大学の現場で統一的な対応ができないといった議論も展開されていた。

③大学のためのコアカリではなくて、最終的には1条校の大半を占める公立学校の教育に資するコアカリでなければ意味がないという点をはっきり示しておく必要がある。学ぶことで教員採用に近づく、あるいは現場に近づくものであることを明確に打ち出す必要がある。最終的には学校現場が何を欲しているかが十分に反映されていることが重要である。

④日本の教員養成では、50年前からずっと無責任な予定調和論が蔓延し、その間に教員養成学部に進学してくる高校生のレベルが大きく低下しているという現状がある。このような学生に対しても、教職コアカリを提供することにより良い先生となれるようにするためにには、教職課程が責任を持って厳格な単位認定を行う必要がある。

⑤コアカリが課程認定と結びつかないのであれば、コアカリにおいて対応した科目を用意する根拠がなくなる。コアカリは課程認定にも影響し、可能であれば各教育委員会でコアカリを踏まえた共通の教員採用を行えば、コアカリの存在意義も高まるのではないか。

⑥各大学が教職コアカリの内容をしっかりと教えることで、測定可能な共通的能力を共同試験で測定ことによって大学教育と採用試験がコアカリでつながることになるとして、「教職コアカリの内容がシラバスに反映され、そのシラバスが課程認定で認定され、各大学はシラバスに基づき講義演習を行うという一連の流れを作ることが必要である」との意見も出されている。

⑦教職コアカリが大学の教員養成に反映され、各教育委員会でこれから検討を行う教員育成指標や教員採用選考と大学における教員養成に齟齬が生じてはいけない。コアカリの検討状況は各自治体の教員育成協議会に情報提供されるものなのか確認したい。

この⑦の委員発言に対して、事務局側は「御指摘は今回の法改正の一番目玉の部分であり」、教員育成協議会で、デマンドサイド、サプライサイドと一緒に議論することにより、その内容が大学のカリキュラムに反映され、採用にも連動するなど、一連のつながった政策であると認識していると回答している。

第4回検討会（2017.3.27）は、WGで検討された教職コアカリ「各事項に係るコアカリキュラム（案）」と「教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）」について議論がなされた<sup>15)</sup>。本稿の次章で検討する教職課程コアカリキュラムの内容は、この第4回検討会での議論を経て一部修正等を受けたものである。なお、教職コアカリの本体は、2016年11月の教育職員免許法の一部改正に伴う科目区分の統合に対応したもので<sup>16)</sup>、「教科及び教職に関する科目」中の5科目を対象として、「各科目に含めることが必要な事項」が全17事項記述されたものである<sup>17)</sup>。

第4回検討会での主な意見・議論は、教職コアカリの全般に及ぶものであったが、その中から興味深いものをいくつか示しておく。

第1に、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に対する意見として、教職コアカリは教科指導法の担当者に対して「かなりの過重な期待」をすることになることを危惧する意見があった。「一般目標」中の「学習指導要領に示された当該教科の目標及び内容を理解する」との記述の「内容を理解する」という表現に対する危惧である。この意見は、教科指導法（担当者）側が教科専門（担当者）側の領域となる教科内容の背景となる学問領域との関連まで扱うこと（＝架橋領域は教科教育の仕事であると決めること）への懸念であった。この懸念に対して、「部会としては、そういう方針を意識してやった」との意見が出されている。

第2に、教職コアカリの事項タイトルに「…を含む」という括弧表記が散見されることにつ

いて、その真意を問う意見が出されている。これに対しては、タイトルの表記方法として並列にする方法と一般目標の一つに繰り込む方法の二つがあるが、含む内容が新しく加えられたものであって今回の改訂の中で一つのポイントであると認識しており、教職コアカリに対応した授業編成・シラバスにおいて「忘れられては困るという意味」で表記されていると説明されている。

第3に、「進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法」に対する意見として、今後は我が国における教育でキャリア教育を重要視していくということを考えると、進路指導以上に大きな概念として捉え直した方が意味を持つのではないかとの意見が出されている。

第4に、「教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を含む。）」に対する意見として、教育実習と学校インターンシップとの一体的な捉え方に対する異論が出されている。その主旨は、一定期間に集中的に実施される教育実習と例えれば週に1回のペースで比較的長期間に及ぶ学校インターンシップとではそれぞれの意味内容・意義が異なるため、その点を表現する必要性を説くものであった。

第5に、2010年度に新設された教職実践演習が教職コアカリの対象外とされていることに対する疑問が出されている。今回、教職コアカリを作成することで教職課程の科目全体を整理するのであるから、教職実践演習を「そこから外すというのは整合性がつかない」のではないかとの疑問であった。これに対して、教職コアカリの登場で教職実践演習の役割は終わったと考えられるとの意見も出されたが、「教職実践演習はきわめて多様に展開されているし展開されるべきもの」で、「教室だけで行われるべきものではないので一般目標や到達目標で示すのは難しい」ため外したとの見解も示されている。また、これに関連して、教職実践演習と同様の意味合いがあるとされる教育実習だけが教職コアカリで取り上げられたことについて、教育実習は「一つの大きな課題で、母校実習もまだまだ多い。きっちり中身がやられているのかというところを、そこは保証してほしいというメッセージを込めた」との発言があった。

## 2 教職課程コアカリキュラムの内容等

### (1) 2017年7月7日暫定版の内容

本稿執筆時点で公表されている最新の教職課程コアカリキュラム（案）は、2017年7月7日付の文部科学省初等中等教育局教職員課作成『暫定版 教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）【再課程認定】』（以下「暫定版申請手引き」ともいう。）に収録されたもの（以下「暫定版教職コアカリ」ともいう。）である<sup>18)</sup>。

暫定版教職コアカリには、教育職員免許法施行規則に規定する各事項について修得すべき資質能力が示されている<sup>19)</sup>。具体的には、教育職員免許法別表第一に規定されている「教科及び教職に関する科目」を構成する五つの科目を対象として、その各科目に含めることが必要な事項として全17項目で構成されている。そして、これらの17項目の各事項は「全体目標」「一般目標」「到達目標」の三層構造の形式で記述されている。これら三つのレベルの目標の相互関係については「当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとめ毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すこととした」と説明されている。一例として、

### 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

#### (1) 当該教科の目標及び内容

一般目標： 学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

到達目標： 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。

2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。

3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。

4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。

5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。

※中学校及び高等学校のみ

#### (2) 当該教科の指導方法と授業設計

一般目標： 基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 子供の認識や思考、学力などの実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。

2) 当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。

3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。

4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。

※中学校及び高等学校のみ

暫定版教職課程カリキュラムの比較一覧表

科 目	各科目に含めることが必要な事項	一般目標数	到達目標数 (小) 8 (中・高) 10	指導要領 教育要領	資質・ 能力	授業設計	理解	実践	基礎	活用	身に つける	主体的・ 対話的
教科及び教科に する科目的指導法	各教科の指導法（情報機器及び教材 の活用を含む。）	2	3	1	7	5	11	1	1	4	3	
領域及び保育 内容の指導法 にに関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教 材の活用を含む。）	2	9	3	1	3	11	1	3	5	1	
教育の基礎的 教育の理解に する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内 容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は經 常的事項（学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カ リキュラム・マネジメントを含む。） 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	3	8	4	8	3	13	1			1	
		2	5			1	23	4			3	
		3	8			2	11	1			2	
		3	8			1	12	1	1			
		2	10	2	1	3	9	1	1	1	2	
		3	6	2	2	9	1	1	1	1	2	
		2	8	2		1	10				1	
		3	8	4	3	8	8	1	9	4	1	
		3	10		2	11	2					
		2	7		3	8	4					
		3	9		1	11	6				1	
		3	7	1	3	8	1	1	1	1		
教育実践に する科目	教育実習（学校実験活動）を含む。)	3	10	2		10	9	5	8	2	4	

(山口作成)

「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を示しておく。

前頁の「暫定版教職課程コアカリキュラムの比較一覧表」は、暫定版教職コアカリの17個の各事項に含まれる一般目標と到達目標の各個数（太線枠内）ならびに各事項に含まれる特定のキーワードの個数を示したもの（細線枠内）である。この一覧表から指摘できることを以下に述べておきたい。

第1に、全体目標を分節化した一般目標の数は概ね2～3項目に収まっている。これは教職コアカリ在り方検討会（第3回）で議論された一般目標や到達目標の目安の数と大差ないものとなっている<sup>20)</sup>。これに対して、一般目標から導き出された到達目標の数は5～10項目で、単純計算をすると一般目標1項目につき2～5項目の到達目標が設定されていることになる<sup>21)</sup>。これは例えば、「道徳の理論及び指導法」では1項目の一般目標のために5項目の到達目標が必要である一方、「総合的な学習の時間の指導法」では1項目の一般目標のために2項目の到達目標が必要であることを示している。

第2に、想像に難くないことであるが、暫定版教職コアカリには「…を理解する」「…ができる」「身につける」という記述表現が多用されている。この場合、認識的側面が強い「理解する」と行動的側面が強い「できる」の使い分けはその科目的性格づけと無関係ではなく、例えば「教育の基礎的理解に関する科目」では認識的側面が重視されており、「教育実践に関する科目」では行動的側面と認識的側面がバランスよく重視されていることがわかる。

第3に、ここ数年で急速に広まった用語の一つであるアクティブ・ラーニングへの対応について、暫定版教職コアカリ自体は「アクティブ・ラーニング」という用語を使用していない。2015年12月の教員資質能力向上答申では、今後の教員養成の課題として、「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」等の表現が使われていたが、暫定版教職コアカリでは「主体的・対話的で深い学びの実現」の理解や指導力等の表現がわずかに数カ所で使用されているに過ぎない<sup>22)</sup>。

## (2) 教職課程コアカリキュラムへの「期待」

2016年8月に開催された教職コアカリ在り方検討会（第1回）において、中教審の初等中等教育分科会教員養成部会で検討された教職コアカリに関する資料が配付されており、その一部には「教職課程コアカリキュラムに関する論点」として、次の3点が例示されていた<sup>23)</sup>。

○コアカリキュラムでは、教職課程で学ぶべき内容のどの程度を取り扱うべきか。

- ・全ての教職課程において共通的に学ぶべき内容と、大学独自の特色を出すべき内容の割合をどのように考えるか。

- 多岐にわたる学校種や教科の種類にどのように対応するか。
- その他コアカリキュラムを作成するにあたり留意すべき点は何か。等

これに対する同教員養成部会での主な意見は、次の通りであった<sup>24)</sup>。

- ・各大学共通に学修内容を保証すべきコアの部分と大学独自の強み（特徴）を打ち出す必要があるが、両者の分量割合は決めがたい。
- ・全ての校種・教科・免許種をカバーするコアカリの作成は困難であるので、まずはコアになる教職科目から考えたい。
- ・教員養成にモデル・コアカリがないのはまずいと再認識した。
- ・大学における教員養成は教員育成指標と接続していくなければならない。
- ・教師をどう育てるかというコアカリには、教師とは何であるかという部分がより重要となる。
- ・医学や法学など先行分野には厳然とした知識体系があってそれに基づくコアカリができるが、教職科目にそうした知識体系がはつきりあるのか危ういところがある。実践的な科目で既存の経験値の整理だけでは今の教育のあり方を踏襲するカリキュラムになってしまい、日本の教育が停滞する可能性がある。

これまで本稿で取り上げた教職コアカリ在り方検討会を中心とする取り組みは、この教員養成部会で検討された論点および意見を軸に展開されたものである。その意味において、教員養成部会および教職コアカリ在り方検討会における一連の議論は、WG（教職課程の目標設定に関するワーキンググループ）による具体的な作業を経て、実際のコアカリキュラムとして形作られてきたといえる。ただし、WGの活動については、設置にあたって開催された事前説明会概要と設置後の会合開催日程等以外に多くの情報が公表されているわけではない<sup>25)</sup>。しかし限られた情報によると、事前説明会の場において教職コアカリ策定の必要性とそのコアカリが大学における教員養成の質保証に果たす役割について意見の一致をみたとされている。また、委員予定者からの質問等を踏まえた検討方針については次のように示されている。

#### ○全体目標、一般目標、到達目標の記載内容について

→個々の到達目標では取り扱うべきコンテンツを示さなければ、大学がシラバスを編成する際に活用しにくくなる。それらを学ぶことにより獲得されるコンピテンシーを全体目標の部分で示すこととしてはどうか。

→大学でカリキュラムを作成する段階、個々の教員がシラバスを作成する段階、実際に授業を行う段階等、様々な場面で活用の目的や方法が異なるため、必要な情報は異なる部分があるが、それぞれの場面において、活用しやすくするために必要な情報を留意点として残しておくべき。

→当面、全体としてはコンピテンシーベースで作業を進めつつ、特に全体目標や一般目標ではコンピテンシー、到達目標ではコンテンツを示せるよう作業を進めてはどうか。

○学校種や免許種の違いへの対応について

→まずは、全体としては全校種・一種免許状をベースとして作成することとし、各教科の指導法については作業を進めながら検討することとしてはどうか。

○コアカリキュラムの活用について

→全国のあらゆる大学の教職課程で修得すべき資質能力を規定したコアカリキュラムの内容に、大学の特徴や地域の実情を加えたものが、教員育成指標における初任時に求められる資質能力となると考えられるのではないか。

→全国的な教員の資質能力を保証するため、各都道府県教育委員会等に教員採用試験を行う際に、コアカリキュラムを参考としていただくよう周知してはどうか。

冒頭にも述べたが、2019年度からの新たな教職課程への移行をめざす全国すべての大学の教職課程が、2018年度において再課程認定を受けることになっている<sup>26)</sup>。そして、その再課程認定では、授業科目の審査において「審査対象全ての科目について「各科目に含めることが必要な事項」の内容が含まれているかを中心に審査を行う」とこととされている。具体的には、「教職課程コアカリキュラム」と「外国語（英語）コアカリキュラム」が対象とする科目を中心にシラバス審査が行われるのである<sup>27)</sup>。

また、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、次期学習指導要領・幼稚園教育要領の内容等に即して、包括的な内容が含まれているか確認を行うとされており、その際には授業シラバスを確認することで改訂後の学習指導要領に基づいて当該授業が行われることが確認される。

以上、中教審の教員養成部会、教職コアカリ在り方検討会、WG および再課程認定申請手続など複数の観点から教職課程コアカリキュラムについて述べてきた。教職課程の質的水準に寄与するとされる、いわゆるコアカリキュラムの策定については21世紀初年から提言されていたとはいえ、本稿で叙述した教職課程改革の潮流を生み出した直接的な契機は2015年12月の教員資質能力向上答申であると思われる。以後2年が経過した現在、2年後の新たな段階の教職課程の創生に繋がるかもしれない教職課程コアカリキュラムに対する「期待」はどのような

現実を生み出すのか細心の注意をもって見極めが必要であると考えられる。

## まとめにかえて

本考察の第一部としての本稿では、教職課程コアカリキュラム（暫定版）の作成経緯等について検討を行ったが、決して十分に意を尽くしたとはいえない。教職課程コアカリキュラムという歯車は、一方で教員養成システムに欠くことができない重要な部品であるとともに、他方では教員採用システムあるいは教員研修システムにも欠くことができない重要な部品であると思われる。

本考察の第二部としての次稿においては、確定版教職課程コアカリキュラムを題材として、「教育の基礎的理解に関する科目」における「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の内容について実際の授業科目を想定しつつ検討を行うこととしたい。

## 注

- 1) 本考察を二部構成とする理由は、単に紙幅の都合によるだけではなく、本稿の検討対象となる教職コアカリが行政スケジュール遅延により未だ暫定版であるためである。したがって、別稿では確定版教職コアカリを対象として検討を加える予定である。
- 2) 今回の再課程認定では、すでに認定を受けている過程であることを前提として審査を行うため、申請書類の一部が省略されて当該書類の審査も省略されることになっている。
- 3) 当初の予定では、教育職員免許法施行規則の一部改正は今年8月頃とされていたが、主に政治日程変更の影響を受けて本稿執筆現在（2017年10月）においてもまだ省令改正は行われていない。本稿はこうした未確定要因が残る状況において教職コアカリの考察を行うものであることをあらかじめ付言しておく。
- 4) アカデミシャンズとは「学問が十分にできることが優れた教員の第一条件と考える人達」で、エデュケーションニストとは「教員としての特別な知識・技能を備えることこそが優れた教員の第一条件と考える人達」とされている。いうまでもなく、真に教師に求められるのはそれぞれの立場の教師像の択一的問題ではなく、両側面をハイブリッド的に扱える資質能力であると考えられる。
- 5) なお、同懇談会では、「開放制の教員養成の中で、一般学部における教員養成と教員養成学部における教員養成とでは、その在り方は必ずしも同じとはいえない。一般学部における教員養成の在り方は、別の観点からの検討が必要である」として、教員養成大学・学部を念頭に置いた報告書であることを明記している。
- 6) 中教審答申「こらからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」（2015年12月21日）32頁。
- 7) 同上答申44頁。なお、引用文中の下線は筆者が付した。
- 8) 追加条文は次の通り。  
(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参照し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

二 任命権者実施研修の体系に関する事項

三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

四 研修を奨励するための方途に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(協議会)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に關係する大学として文部科学省令で定める者

### 三 その他当該任命権者が必要と認める者

- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 9) 前掲教員資質能力向上答申49頁。なお、引用文中の下線は筆者が付した。
- 10) 同上42頁。
- 11) 同上50頁。
- 12) 教職コアカリ在り方検討会（第5回、2017年6月19日開催）の配付資料「資料5 教職課程コアカリキュラム参考資料」による。以下、特に断りがない限り、教職コアカリ在り方検討会に関する記述はこの資料に基づいている。
- 13) 第1WGは大学関係者からなる専任委員18名、大学関係者と小中高の学校関係者からなる兼任委員6名の計24名で構成され、第2WGは大学関係者と国立教育政策研究所研究官からなる16名の専任委員と前述の兼任委員6名の計22名で構成された。
- 14) 本稿の執筆時点（2017.10）において公表されている議事要旨は第1回から第4回までである。
- 15) 第4回教職コアカリ在り方検討会では、前者「各事項に係るコアカリキュラム（案）」が「資料2-2」、「教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）」が「資料3」として配付された。
- 16) 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（2016年11月28日法律第87号）
- 17) 5科目17項目の詳細については本稿の2章1節を参照。
- 18) これは、教職コアカリ在り方検討会第5回検討会（2017.6.29）にて配付された資料3-2あるいは資料3-1を踏まえたものと思われる。なお、資料3-1とは最新の議論に基づく加筆修正が分かるように記載された「見え消し版」であり、資料3-2とは最新の議論等に基づく変更を反映させた「反映版」である。
- 19) 前掲「暫定版申請手引き」91頁。
- 20) 当日の議論では、「恐らく1つの科目に1つの全体目標が定められ、判然としないがその全体目標をブレークダウンした形での一般目標が2、3、その一般目標を受けて到達目標が定まってくる」とされていた。
- 21) 到達目標数については、「例えばアメリカでは1つのコンピテンシー（一般目標：引用者注）に対して5項目の内容が一般的。この程度であれば大学でカリキュラムを組みやすい」との議論がなされているが、作業仮説として最大10項目という目安があった方がよいとの意見もあった。
- 22) 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「総合的な学習の時間の指導法」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」において使用されている。
- 23) 中教審教員養成部会（第92回）配付資料4-4による。
- 24) 教職コアカリ在り方検討会（第1回、2016年8月19日開催）の配付資料5-2。
- 25) WG就任予定者向け事前説明会は2016年の11/30、12/7、12/8の3回。WGとしての活動は、委員間での調整（2016年12月～2017年2月）、第1WG打ち合わせ（2017年2月27日）、第2WG打ち合わせ（2017年2月28日）とされている。
- 26) 以下、再課程認定の審査内容等についての記述は、文部科学省「再課程認定申請について」（2017.8.18.教職課程再課程認定等に関する説明会配布資料）による。
- 27) このシラバス審査においては、各大学において「コアカリキュラム対応表」（「到達目標」の内容が各授業回を通じて全体として含まれているかを記載したもの）によって確認した上で申請を行うこととされている。

# Über *In der Strafkolonie*

Satoru FUKUYAMA

In diesem Dichtungswerk handelt es sich um die Beziehung zwischen der Absolutheit des Gesetzes und der Freiheit des Menschen, die bei Kafkas Erzählungen oft behandelt wird. Scheinbar steht die Unmenschlichkeit des absoluten Gesetzes im Vordergrund, das gegen die Vorschrif gestoßene, scheinbar harmlose Vergehen mit dem Tod bestraft, wobei eine grausame Tötungsmaschine benutzt wird, aber noch viel tiefer liegen die Wurzeln des Problems, denn Kafka scheint sich dadurch mit dem Kernproblem des Menschen in bezug auf Freiheit zu befassen.

## 1. Das absolute Gesetzesystem und der Apparat

Kafka, der über die historischen Tatsachen der Strafkolonie Bescheid wußte, benutzte sie als Basis seiner Erzählung; Die Verbannung oder Deportation wurde „in der Neuzeit hauptsächlich von drei Staaten ausgeübt: England, Rußland und Frankreich. In allen drei Fällen wurde die Strafe – im Gegensatz zur Antike- mit dem Zweck der Kolonialisierung verbunden, der Besiedelung unbewohnter Gebiete, der Unterwerfung erobter Länder. Deswegen der Name »Strafkolonie«. In diesen Strafkolonien mußten die Gefangenen in der Regel während der eigentlichen Strafzeit in befestigten und bewachten Lagern wohnen und die ihnen zugeteilten Arbeiten verrichten.“<sup>1)</sup> Vielleicht ist es kein Wunder, „daß hier besondere Maßregeln notwendig waren und daß man bis zum letzten militärisch vorgehen mußte.“ (D, 214) Aber etwas Extremes ist geschehen: in der Insel beherrschte früher die absolute Gesetzlichkeit, in deren Mittelpunkt der alte Kommandant stand, der die grausame Tötungsmaschine für Schuldige erfunden hat. Der Apparat tötet den Delinquent durch die Egge mit 12 Stunden, das ist nicht nur Hinrichtung,

sondern auch Tortur. Man kann sich leicht vorstellen, wie grausig und furchterlich das Verhalten durch den Tötungsapparat ist.

Früher haben viele Leute an der Exekution durch diese Maschine teilgenommen: „Schon einen Tag vor der Hinrichtung war das ganze Tal von Menschen überfüllt; alle kamen nur um zu sehen; früh am Morgen erschien der Kommandant mit seinen Damen; Fanfaren weckten den ganzen Lagerplatz.“ (D, 225) Damit ist die starke Verbindung der Leute entstanden. Der Offizier, der nach dem Tod des alten Kommandanten für die Exekution verantwortlich geworden ist, hält dieses durch die Maschine exekutierte Verfahren „für das menschlichste und menschenwürdigste“ (D, 229). Das von dem alten Kommandanten eingeführte und verwirklichte absolute System funktionierte als Ordnungssystem, wo man leicht Gut von Böse unterscheiden konnte, deshalb konnte man sich mit dem System identifizieren. Wie grausig die Todesstrafe durch den Apparat sein mag, es scheint auch festzustellen zu sein, daß man damit ein gesichertes System bekommen hat.: „Der Mensch beschränkt sich freiwillig sein eigenes Selbst, entäußert sich des höchsten und realsten Besitzes, seiner eigenen Person, um erlöst zu werden. Er will durch die äußere Bindung die innere Freiheit erlangen. Das ist der Sinn des Sich-Unterordens unter das Gesetz.“<sup>2)</sup> Die freiwillige Beschränkung der äußeren Freiheit besteht darin, daß man sich im Leben mittels des Gesetzes orientieren und „die innere Freiheit“ erhalten kann. Es geht hier um psychische Geborgenheit des Menschen, die sich „im Dunkel“<sup>3)</sup> befinden. Die gesetzliche Absolutheit, die keine Selbstverteidigung erlaubt, verhilft vielmehr dem Menschen, sich freiwillig zu beschränken, denn es bleibt nichts übrig, als ohne Wenn und Aber das absolute Gesetz zu befolgen: „Der Grundsatz, nach dem ich (Offizier) entscheide ist: Die Schuld ist zweifellos. Andere Gerichte können diesen Grundsatz nicht befolgen, denn sie sind vielköpfig und haben auch noch höhere Gerichte über sich.“ (D, 212) Das Gesetz funktioniert als die höchste Instanz im menschlichen Leben. Die Vorschriften stuft man als Höchstes und Absolutes ein. Hier geht es um das absolute Befehlssystem, d.h. um die absolute Hierarchie. Was als konkretes Beispiel erwähnt worden ist, ist eine Pflichtversäumung eines Mannes, „den Dienst verschlafen“ (D, 212) zu haben. Als der Hauptmann als Strafe mit der Peitsche dem Mann über das Gesicht schlug, verhielt dieser sich auflehrend, so daß jener die Anzeige erstattete. Damit ist alles entschieden worden: „Die Schuld ist zweifellos“. Der Verurteilte weiß gar nicht, was ihn zum Tode gebracht haben: „Dem Verurteilten wird das Gebot, das er übertreten hat, mit der Egge auf den Leib geschrieben.“ (D, 210) Hier geht es darum, daß Zuschauer wissen, worum es geht, denn wichtig ist es, das ganze System zu bewahren, nicht um die individuelle Reflexion. Es wäre für den Verurteilten sinnlos, seine Schuld zu wissen, weil keine Selbstverteidigung erlaubt ist. Aber Zuschauer, die potentielle Verurteilte sind, müssen gut beobachten, was sie zum Tode bringen könnten.

Man kann behaupten, daß dieses Befehlssystem eine menschliche Beziehung zwischen oben und unten bedeutet, in deren Mittelpunkt Schuld und Strafe stehen: die Herrschenden verteidigen mit dem Gesetz ihr System. Hier ist „das Herr-Knecht-Verhältnis“<sup>4)</sup> dargestellt worden.

Hermann Broch, der sich immer mit der Absolutheit des Systems beschäftigt, äußert sich in seinem Essay über die Todesstrafe wie folgt: „die Urgesellschaft bestraft jedes, auch das kleinste Delikt mit dem Tode, erst die Ratio, ihrer Tendenz zur symbolhaften Präsenz gemäß, vermochte die Gleichsetzung von Tod und Freiheit vorzunehmen und auf Freiheitsentziehung und letzten Endes auf Geldbuße zu erkennen.“<sup>5)</sup> Die strenge Todesstrafe funktioniert zum Aufhalten des Systems. In der Neuzeit ist es nicht anders; man kann überall die Tendenz des Strebens nach Unterwerfung und Beherrschung: „Der Mensch sucht in seiner Angst nach jemandem oder nach etwas, an den oder an das sich sein Selbst halten kann; er kann es nicht länger ertragen, sein eigenes individuelles Selbst zu sein, und versucht krampfhaft, es loszuwerden und seine Sicherheit dadurch zurückzugewinnen, daß er sich dieser Last seines Selbst entledigt.“<sup>6)</sup>

Dagegen ist Emrich einer anderen Meinung über diese Verfahrenssystem; Sein Schwerpunkt liegt auf dem Begriff Schuld: für ihn geht es um die Schuld des Menschen überhaupt. Er geht davon aus, daß „alle Menschen schuldig sind“<sup>7)</sup>. Deshalb geht es um die Totalschuld des Menschen. Emrich kommentiert wie folgt: „Das Gerichtsverfahren des alten Kommandanten ist das Verfahren, das jeder Mensch durchmachen muß, der zur vollgültigen Erkenntnis seines Daseins, zur inneren Freiheit und Erlösung gelangen will. Daher war auch die Exekution zur Zeit des alten Kommandanten noch eine demonstrative Schaustellung, an der alle teilnahmen, in der alle das Bild ihres eigenen Weges durch Leid zur Erlösung anschauten. Es ging nicht um Teilschuld, es ging um die ganze Schuld des Daseins. Jede Einzelverfehlung war nur Ausstrahlung dieser Totalschuld und konnte daher auch nur durch Erkenntnis der Totalschuld vollgültig gesöhnt werden. So erklärt sich die Unmenschlichkeit und Absurdität dieses Verfahrens.“<sup>8)</sup> Emrich versucht, dieses für ihn grausame und unmenschliche System mit der „Totalschuld“, mit der „jeder Mensch“ zu tun hat, zu erklären. Aber hier ist der Begriff Schuld durch den zwischenmenschlichen Kampf entstanden. Emrich übersieht deshalb, daß es um die Machtverhältnisse zwischen Herrscher und Geherrschten geht, b.z.w. um die willige Abhängigkeit der Menschen von dem totalen deduktiven System, die der Offizier, wie später erörtert, am deutlichsten repräsentiert.

## 2. das neue System und der Offizier

Mit dem Tode des alten Kommandanten, der „Soldat, Richter, Konstrukteur, Chemiker, Zeichner“ (D,

210) war, ist das absolute System zusammengebrochen, und das neue System ist eingeführt worden. Der Offizier, der statt des alten Kommandanten für die Todesstrafe und den Apparat verantwortlich geworden ist, vertritt die Macht der Justiz. Das bedeutet, daß das alte System, das von dem alten Kommandanten völlig beherrscht wurde, sozusagen demokratischer geworden ist, weil die Justiz ja selbständiger geworden ist. Jedoch geht es für ihn nicht um die Ergreifung der juristischer Macht. Er bemüht sich, das alte System wie es war zu erhalten. Aber der neue Kommandant ist einer anderen Meinung. Der neue Kommandant ist nicht diktatorisch, er hätte mit Gewalt den Tötungsapparat abschaffen können, wenn er gewollt hätte, aber er tat es nicht. Obwohl es feststand, daß er „kein Anhänger dieses Verfahrens war und sich gegenüber dem Offizier fast feindselig verhielt“ (D, 223), war der neue Kommandant nicht bereit, den Offizier zur Abschaffung des Hinrichtungsverfahrens durch den Apparat zu zwingen, als ob er nicht befugt wäre, es zu tun. Der Offizier, der die Absicht des neuen Kommandanten gut erkannt hat, wollte daran durch die Vermittelung des Reisendenforschers hindern. Der Reisendenforscher, der aus Europa stammt und die Insel besucht, spielt die Rolle, den Hinrichtungsapparat zu beurteilen. Von dem neuen Kommandanten gebeten, ist er bei einer Hinrichtung anwesend: „Der Reise schien nur aus Höflichkeit der Einladung des Kommandanten gefolgt zu sein, der ihn aufgefordert hatte, der Exekution eines Soldaten beizuwohnen, der wegen Ungehorsam und Beleidigung des Vorgesetzten verurteilt worden.“ (D, 203) Es ist hier festzustellen, daß der Reisende aus seiner Initiative den Apparat besichtigt hat, sondern der neue Kommandant ihn dazu veranlaßt hat. So ist er, wenn auch wider Willen, die Instanz über den Apparat geworden. Dabei ist es der Offizier, der diese Gelegenheit zu seiner Gunsten benutzen wollte. Der Offizier, der um die Macht des Reisendenforschers gut weiß, will ihn dabei von der Wichtigkeit und Notwendigkeit des Apparates überzeugen, erwartend, daß der Einfluß des Reisendenforschers die Absicht des neuen Kommandanten zu seiner Gunsten verändern könnte. Um diesen Ziel zu erreichen, war er bereit, dem Forscher ausführlich über den Apparat zu erklären. Aber seine Argumente haben bei dem Forscher keine überzeugenden Resonanten gefunden. Der Forschungsreisende weigerte, für die Maschine und das Tötungsverfahren einzutreten. So mußte der Offizier sich gezwungen sehen, seine Niederlage anzuerkennen. Die einzige Hoffnung, die ihm übriggeblieben ist, ist verloren worden, so entschloß er sich, mit seinem eigenen Körper die Richtigkeit des Apparates zu beweisen. Der Offizier, der den zum Tode Verurteilten freigesprochen hat, legt sich unter die Maschine, als ob sein Selbstschuldbewußtsein, das vom alten Kommandanten begründete System nicht eingehalten zu haben, ihn zu der Selbstbestrafung durch den Apparat gezwungen hätte. Es ist kein Wunder, wenn er für das Strafensystem durch den Apparat verantwortlich gefühlt hat. So groß war die Enttäuschung. Er hat sich mit dem Apparat, bzw. mit dem Tötungssystem identifiziert. Ohne Tötungsapparat war die Existenz seiner Persönlichkeit denkbar: „ich

und das Werk des alten Kommandanten sind verloren.“ (D, 230) Es ist für ihn unmöglich geworden, in dem neuen System seine Existenz fortzusetzen.

Hier kann man deutlich sehen, wie abhängig dieser Offizier von dem alten deduktiven System gewesen ist. Er hat mehr Gewicht auf die Erhaltung des absoluten Systems gelegt, als auf seine eigene Existenz.

### **3. der Forschungsreisende**

Der Reisendeforscher, der dazu gezwungen worden ist, die Rolle zu spielen, den Apparat aus dem europäischen fortgeschrittenen Gesichtspunkt zu beurteilen, muß seine Meinung über die Fortsetzung des Apparates äußern, obwohl er „nur aus Höflichkeit der Einladung des Kommandanten gefolgt zu sein“ (D, 203) schien. Er mußte überlegen: „Es ist immer bedenklich, in fremde Verhältnisse entscheidend einzugreifen. Er war weder Bürger der Strafkolonie, noch Bürger des Staates, dem sie angehörte.“ (D, 222) Er verurteilte trotzdem den Apparat, der für ihn trotz der fleißigen Erklärung des Offiziers nicht überzeugung war, zu dessen Abschaffung, weil der Apparat unmenschlich war: „Die Ungerechtigkeit des Verfahrens und die Unmenschlichkeit der Exekution war zweifellos.“ (D, 222) Er repräsentiert die neue Zeit, die milde und demokratische Gesinnung hervorgebracht hat.

Der Forschungsreisende besucht das Teehaus, wo der alte Kommandant begraben ist, nachdem der Offizier sich selbst exekutiert hat, denn er hat sich für den alten Kommandanten interessiert. Dort gibt es die Aufschrift, die lautet: „Hier ruht der alte Kommandant. Seine Anhänger, die jetzt keinen Namen tragen dürfen, haben ihm das Grab gegraben und den Stein gesetzt. Es besteht eine Prophezeihung, daß der Kommandant nach einer bestimmten Anzahl von Jahren zur Wiedereroberung der Kolonie führen wird. Glaubet und Wartet!“ (D, 247)

Der Reisende, der die Tat des Offiziers nicht als verrückt abwerfen kann, versucht, mit seinen eigenen Augen festzustellen, daß es noch viele Anhänger des alten Kommandanten gibt. Der Reisende scheint seinen Entschluß, in das Verfahren einzugreifen, verändert zu haben, denn er besuchte nicht den neuen Kommandanten, sondern das Teehaus, wo es angebliche Anhänger des alten Kommandanten gab. Zwar ist es nicht so, daß sich der Gedanke des Reisenden über die Tötungsmaschine geändert hat, jedoch scheint es so, daß die grausame Selbstexekution des Offiziers auf ihn einen beträchtlichen Einfluß geübt hat. Sonst hätte er das Teehaus nicht besucht. Da verstand er vielleicht, daß es eine unbekannt gebliebene Welt für den europäischen modernen Gesichtspunkt gibt. Hinter der grausamen Hinrichtungsmaschine verbirgt sich nämlich der dem Menschen innewohnende, allzu menschliche Wunsch auch der der Oberschicht nicht

angehörenden Leute, die die Opfer der Tötungsmachine werden könnten, nach dem absoluten System, das „innere Freiheit“ gewährleisten könnte. Trotz der zeitlichen Veränderung bleibt der menschliche Zustand fast unverändert: „Zur Erklärung dieser letzten Erzählung füge ich nur hinzu, daß nicht nur sie peinlich ist, daß vielmehr unsere allgemeine und meine besondere Zeit gleichfalls sehr peinlich war und ist.“ (BIII, 253) Durch die Perspektive des Forschungsreisenden kann man gut beobachten, wie man sich in seiner tiefen Seele nach dem absoluten System sehnt.

#### 4. Schluß

Kafka behandelt sehr oft in seinen Dichtungswerken und Essays die menschliche Beziehung im Gesichtspunkt des Gesetzes. Im *Urteil* handelt es sich um das Gesetz in der Familie, wo der Vater als höchste Instanz auftritt, der seinen eigenen Sohn mit einem scheinbar irrationalen Grund zum Tode verurteilt. Der verurteilte Sohn kann sich nicht gegen dieses mit voll Haß gefällte Urteil wehren, weil er im Vater einen absoluten, alle Widerstände vernichtenden Richter sieht. Der gesetzliche Kampf entwickelt sich dagegen im *Prozeß* zwischen Josef K. und der Machtorganisation K., der kein klares Schuldbeußtsein hat, wehrt sich gegen das unbekannte Gesetz, obwohl er schließlich seinen Widerstand aufgibt und akzeptiert, hingerichtet zu werden. Hier geht es um das Gesetz der Herrschenden, wie es in *Zur Frage der Gesetze* behandelt ist: „Unsere Gesetze sind nicht allgemein bekannt, sie sind Geheimnis der kleinen Adelsgruppe, welche uns beherrscht. Wir sind davon überzeugt, daß diese alten Gesetze genau eingehalten werden, aber es ist doch etwas äußerst Quälendes, nach Gesetzen beherrscht zu werden, die man nicht kennt.“ (NII, 270) In *Vor dem Gesetz* geht es um das Gesetz der Machthaber, bzw. des Torhüters. Der Torhüter hat als einer der Machthaber dem Landmann den Eintritt ins Tor zum Gesetz verboten, so daß dieser vor dem Gesetz sterben muß. Was hier zum Ausdruck gebracht worden ist, ist die Größe der Macht eines Menschen, der scheinbar ganz unten in der Machthierarchie steht. Der Torhüter hat die Macht, willkürlich ganz frei zu handeln. Hier kann man sehen, daß das Gesetz der Herrschenden konkreterweise ausgedrückt worden ist.

In der *Strafkolonie* behandelt man dagegen keine irrationale, willkürliche Gesetz, sondern die Absolutheit des Gesetzes und die Leute, die herzlich das absolute Gesetz unterstützen wollen, d.h. von der eigenen Freiheit fliehen. Kafka hat so zwei dunkle Seiten des Gesetzes geschildert: die von den Herrschenden willkürlich bestimmte Seite des Gesetzes und die Leute, die sich, ohne Kritik zu üben, dem Gesetz zu fügen bereit sind. Diese beiden Seiten soll man gut berücksichtigen; es wäre ein einseitiges Pauschalurteil, daß das Gesetz nur in der Perspektive der Willkürlichkeit in einem Nenner zusammengefaßt

wird wie folgt: „Die berühmten Texte im *Prozeß* (dazu die Erzählungen *In der Strafkolonie*, *Beim Bau der Chinesischen Mauer* usw.) präsentieren das Gesetz als reine Leerform, ohne jeden Inhalt und ohne erkennbaren Gegenstand: Es erscheint nur als Urteilsspruch, und dieser wird nur in einer Strafe erkennbar. Niemand kennt das Innere des Gesetzes. Niemand kennt das Gesetz der Strafkolonie, und die Nadeln der Maschine schreiben den Urteilsspruch auf den Körper des Verurteilten, wodurch sie ihm im gleichen Zuge die strafende Qual zufügen.“<sup>9)</sup> In der *Strafkolonie* geht es um die Oberschicht schützende Vorschriften, die nicht „Ungehorsam und Beleidigung des Vorgesetzten“ erlauben und sozusagen induktiv zu befolgen sind, aber keine willkürlichen, die dem Delinquent unvorstellbar sind.

Kafka weiß genug, daß die Leute nicht fähig sind, von der gegebenen Freiheit gut Gebrauch zu machen. Diese psychischen Seiten hat er so brillant in seinen Dichtungswerken dargestellt. Das Werk *In der Strafkolonie* ist auch ein gutes Beispiel davon.

#### ANMERKUNGEN

Text: Franz Kafka

Schriften Tagebücher Briefe

Kritische Ausgabe

Herausgegeben von Jürgen Born, Gerhard Neumann, Malcolm Pasley und Jost Schillemann

S. Fischer, Frankfurt a.M. 1994

Abkürzungen der Kritischen Ausgabe

D: Drucke zu Lebzeiten

NII: Nachgelasse Schriften und Fragmente II

BIII: Briefe 1914–1917

(Die in den Kammern gezeigten Abkürzungen und Zahlen entsprechen jeweils der Seite und dem Band der Kritischen Ausgabe.)

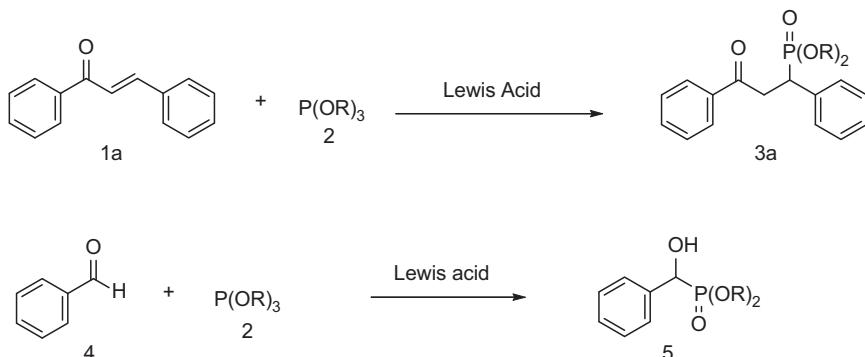
- 1) Wagenbach, Klaus: IN DER STRAFKOLONIE, Verlag Klaus Wagenbach, Berlin, 2. Auflage, 2004, S.69
- 2) Janouch, Gustav: GESPRÄCHE MIT KAFKA, Fischer Bücherei, Frankfurt a.M., 1961, S.113–114
- 3) ebd. S.114
- 4) Beicken, Peter: Franz Kafka Leben und Werk, Ernst Klett, Stuttgart, 1986, S.101
- 5) Broch, Hermann: Philosophische Schriften I Kritik, Suhrkamp, Frankfurt a.M., S.50
- 6) Fromm, Erich: Gesamtausgabe, Deutscher Taschenbuch Verlag, Band I, S.306
- 7) Emrich, Wilhelm: FRANZ KAFKA, Athenäum-Verlag, Bonn, 1958, S.226
- 8) ebd. S.222
- 9) Deleuze, Gilles; Guattari, Felix: Kafka, Suhrkamp, Frankfurt a.M., S.60

ルイス酸存在下でのトリメチルホスファイトの  
(E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オンへの  
付加反応における置換基効果と種々の $\alpha,\beta$ -不飽和  
カルボニル化合物との反応における位置選択性

山名 賢治・尾崎順子・中野博文

はじめに

有機リン化合物は、生理活性を示す機能性分子の構築において重要であり、ホスホン酸誘導体の容易な合成は、合成中間体、農薬および医薬品の調整において重要である<sup>1)-6)</sup>。種々のカルボニル化合物と3価または5価の有機リン化合物の反応による、リン酸エステルの生成については、多くの研究が行われており<sup>7)-15)</sup>、我々は、トリアルキルホスファイトとベンズアルデヒド誘導体による $\alpha$ -ヒドロキシホスホナート誘導体の合成や(E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン



R = Me, Et, Pr, i-Pr

Scheme 1

-1-オン（カルコン）との反応について、反応機構と反応の律速段階を検討し、置換基が反応に及ぼす影響を報告した<sup>16), 17)</sup>。今回は、トリアルキルホスファイト(2)と(E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン(1a)の反応において、更なる置換基効果の検討と、その合成的応用と反応的考察として、種々のα,β-不飽和カルボニル化合物との反応について検討した。

### (E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン誘導体のフェニル基の置換基効果

(E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン(1a)の3位のフェニル基の電子求引基の影響について、3位のフェニル基のパラ位に電子求引基であるクロロ基を有すると、電子求引性が増加するため収率が向上するが、3位のフェニル基のオルト位にクロロ基を有する場合、立体障害により、僅かではあるが、収率が低下すると報告した<sup>18)</sup>。更なる置換基効果の検討として、3位のフェニル基の電子求引基の影響だけでなく、1位のフェニル基の置換基が収率に及ぼす影響を検討した(Table 1.)。その結果、1位のフェニル基のパラ位にクロロ基を有する場合、最も

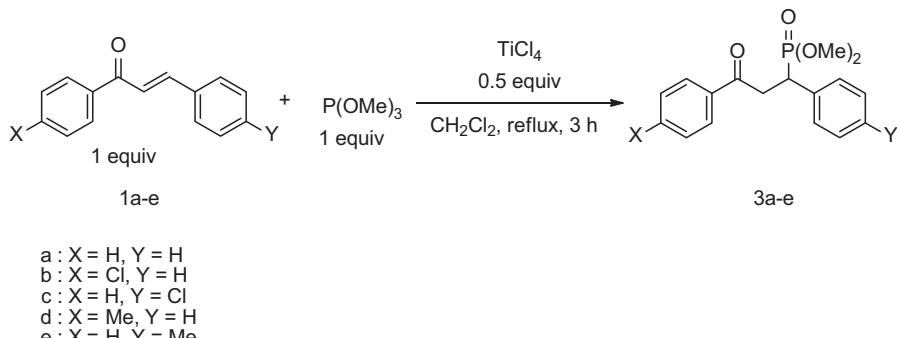


Table 1. Effect of the substituent X and Y for the reaction of (E)-1,3-diphenylprop-2-en-1-one derivatives (1a-e) with trimethyl phosphite.

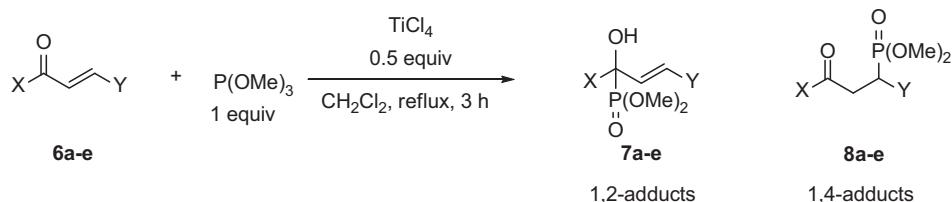
Entry	X	Y	Yields <sup>a, b</sup> (%)
1	H	H	75
2	Cl	H	90
3	H	Cl	87
4	Me	H	69
5	H	Me	76

a Yield of dimethyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate derivatives (3a-e). b Isolated yield.

高収率で付加体が得られた (Table 1. Entry 2)。さらに、電子供与基であるメチル基を有するときは、1位のフェニル基パラ位と3位のフェニル基パラ位のいずれにおいても、収率が低下することを確認した (Table 1. Entry 4, 5)。電子求引基、電子供与基の収率に及ぼす影響は、3位のフェニル基の置換基より、1位のフェニル基の置換基のほうが強く現れていることから、ホスファイトが付加を起こす3位の炭素より、カルボニル炭素の活性を促す1位の電子密度のほうが、反応に及ぼす影響が強いと考えられる。

### 種々の $\alpha,\beta$ -不飽和カルボニル化合物への応用

トリアルキルホスファイトと (2E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン (カルコン) の反応の発展として、トリメチルホスファイトと $\alpha,\beta$ -不飽和カルボニル化合物との反応について検討した。 $(3E)$ -4-フェニルブタ-3-エン-2-オン (**7b**) と  $(2E)$ -4-フェニルブタ-2-エン-1-オン (**7c**) とトリメチルホスファイトの反応においては、1,4-付加が起こった生成物が得られ、1,2-付加物は



- a : X = Ph, Y = Ph
- b : X = Me, Y = Ph
- c : X = Ph, Y = Me
- d : X = OMe, Y = Ph
- e : X = H, Y = Ph

Table 2. The reaction of  $\alpha, \beta$ -unsaturated carbonyl compounds (**6a-e**) with trimethyl phosphite.

Entry	X	Y	Yields <sup>a,b</sup> (%)	
			7a-e	8a-e
1	Ph	Ph	-	>99
2	Me <sub>3</sub>	Ph	-	46
3	Ph	Me <sub>3</sub>	-	43
4	OMe	Ph	-	-
5	H	Ph	31	-

a Yield of the phosphonates (**7a-e**) and (**8a-e**). b Isolated yield.

得られなかった。一方、ルイス酸の存在下では、トライアルキルホスファイトとホルミル基を有する化合物の反応においては、 $\alpha$ -ヒドロキシホスホナートが生成することを確認しているため<sup>16)</sup>、(2E)-3-フェニルプロパ-2-エナール（シンナムアルデヒド）(7e)とトリメチルホスファイトとの反応においては、1,2-付加と1,4-付加の競争反応が起こると考えられた。しかし、本反応条件下では、1,2-付加が起こった生成物のみが得られ、1,4-付加が起こった生成物は得られなかった。今後は、塩化チタン(IV)以外のルイス酸や溶媒効果、種々の条件検討を行い、1,2-付加と1,4-付加の競争反応の制御について検討する。

## まとめ

本反応における、(E)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オンのフェニル基の置換基効果については、電子供与基を有すると収率が低下し、電子求引基を有すると収率が向上することが確認された。また、収率への置換基の影響は、3位のフェニル基より、1位のフェニル基のほうが、より顕著に表れることも認めた。また、種々の $\alpha,\beta$ -不飽和カルボニル化合物とトリメチルホスファイトの反応については、本反応条件下では、1,2-付加と1,4-付加が高選択的に進行したが、反応基質によるものとの結論づけることはできず、今後は、種々のルイス酸や立体障害の影響等を検討する。

## Experimental Section

Melting points were obtained with a Yanaco micro melting point apparatus and are uncorrected. <sup>1</sup>H and <sup>13</sup>C NMR spectra were recorded on a JEOL EX-400 in CDCl<sub>3</sub>, with TMS as an internal standard.

### General Synthesis of dialkyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate derivative.

Lewis acid was added to a solution of (E)-1,3-diphenylprop-2-en-1-one (1 mmol) in dry CH<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub> (3 mL) at 0 °C, after the mixture was stirred at this temperature for 0.5 h, trialkyl phosphite (1 mmol) was added and the mixture was stirred at reflux in dry CH<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub>. The reaction mixture was quenched by the addition of aq HCl, and the mixture was extracted with CH<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub>. The organic layer was washed with aq NaHCO<sub>3</sub>, dried over Na<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>, and concentrated *in vacuo*. The residue was chromatographed on silica gel (AcOEt : hexane = 1 : 1) to give the phosphonate.

**Dimethyl 3-(4-chlorophenyl)-3-oxo-1-phenylpropylphosphonate (3b).**

Colorless crystals: mp 120.5 – 121.0 °C;  $^1\text{H}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 400 MHz)  $\delta$  = 3.46 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.5$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 3.58–3.73 (2 H, m,  $\text{CH}_2$ ), 3.64 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.5$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 3.96 (1 H, ddd,  $J = 22.1, 8.8, 4.7$  Hz, CH), 7.21 (1 H, s, arom. H), 7.29 (2 H, t,  $J = 7.4$  Hz, arom. H), 7.40 (4 H, dt,  $J = 6.7, 2.5$  Hz, arom. H), 7.85 (4 H, dd,  $J = 6.6, 2.0$  Hz, arom. H);  $^{13}\text{C}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 100 MHz)  $\delta$  = 38.48 (d,  $^1J_{\text{C,P}} = 140.6$  Hz, CH), 39.11 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 1.7$  Hz,  $\text{CH}_2$ ), 52.73 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 53.74 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 127.47 (d,  $J_{\text{C,P}} = 3.3$  Hz, arom. C), 128.67 (d,  $J_{\text{C,P}} = 2.5$  Hz, , arom. C), 128.96 (arom. C), 129.12 (d,  $J_{\text{C,P}} = 6.6$  Hz, arom. C), 129.49 (arom. H), 134.80 (d,  $J_{\text{CP}} = 1.7$  Hz, arom. H), 135.52 (d,  $J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, , arom. C), 139.85 (arom. C), 194.98 (C=O); Anal. Calcd for  $\text{C}_{17}\text{H}_{18}\text{ClO}_4\text{P}$ : C, 57.88; H, 5.14. Found: C, 58.17; H 5.37.

**Dimethyl 1-(4-chlorophenyl)-3-oxo-3-phenylpropylphosphonate (3c).**

Yellow oil ;  $^1\text{H}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 400 MHz)  $\delta$  = 3.46 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.7$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 3.53–3.69 (2 H, m,  $\text{CH}_2$ ), 3.63 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.7$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 3.90 (1 H, dt,  $J = 22.4, 6.7$  Hz, CH), 7.09–7.16 (1 H, m, arom. H), 7.25 (1 H, d,  $J = 6.8$  Hz, arom. H), 7.32–7.36 (4 H, m, arom. H), 7.44–7.48 (1 H, m, arom. H), 7.84 (2 H, d,  $J = 7.8$  Hz, arom. H);  $^{13}\text{C}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 100 MHz)  $\delta$  = 37.97 (d,  $^1J_{\text{C,P}} = 140.6$  Hz, CH), 38.72 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 1.7$  Hz,  $\text{CH}_2$ ), 52.73 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 53.52 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 127.25 (d,  $J_{\text{C,P}} = 6.6$  Hz, arom. C), 127.88 (d,  $J_{\text{C,P}} = 2.5$  Hz, , arom. C), 128.51 (arom. C), 129.03 (d,  $J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, , arom. C), 129.64 (d,  $J_{\text{C,P}} = 2.5$  Hz, , arom. C), 133.31 (arom. C), 134.17 (d,  $J_{\text{C,P}} = 2.5$  Hz, , arom. C), 136.08 (d,  $J_{\text{C,P}} = 1.7$  Hz, , arom. C), 137.77 (d,  $J_{\text{C,P}} = 6.6$  Hz, , arom. C), 194.98 (C=O).

**Dimethyl [3-(4-methylphenyl)-3-oxo-1-phenylpropyl]phosphonate (3d).**

$^1\text{H}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 400 MHz)  $\delta$  = 2.37 (3 H, s,  $\text{CH}_3$ ), 3.46 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.6$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 3.57–3.74 (2 H, m,  $\text{CH}_2$ ), 3.69 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.6$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 4.00 (1 H, ddd,  $J = 22.1, 9.1, 4.3$  Hz, CH), 7.21 (3 H, dd,  $J = 7.1, 3.7$  Hz, arom. H), 7.27 (2 H, t,  $J = 7.8$  Hz, arom. H), 7.41 (2 H, dt,  $J = 6.4, 1.5$  Hz, arom. H), 7.81 (4 H, dd,  $J = 6.6, 1.3$  Hz, arom. H);  $^{13}\text{C}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 100 MHz)  $\delta$  = 26.62 ( $\text{CH}_3$ ), 38.49 (d,  $^1J_{\text{CP}} = 139.8$  Hz, CH), 38.88 ( $\text{CH}_2$ ), 52.70 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 53.64 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 127.33 (d,  $J_{\text{C,P}} = 3.3$  Hz, arom. C), 128.19 (arom. C), 128.59 (d,  $J_{\text{C,P}} = 2.5$  Hz, arom. C), 129.19 (d,  $J_{\text{C,P}} = 3.3$  Hz, arom. C), 129.29 (arom. C), 134.09 (arom. C), 135.80 (d,  $J_{\text{C,P}} = 6.6$  Hz, arom. C), 144.17 (arom. C), 195.75 (C=O); Anal. Calcd for  $\text{C}_{18}\text{H}_{21}\text{ClO}_4\text{P}$ : C, 65.05; H, 6.37. Found: C, 64.91; H 6.39.

**Dimethyl [1-(4-methylphenyl)-3-oxo-3-phenylpropyl]phonate (3e).**

Yellow oil;  $^1\text{H}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 400 MHz)  $\delta$  = 2.17 (3 H, s,  $\text{CH}_3$ ), 3.40 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.5$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 3.51–3.68 (2 H, m,  $\text{CH}_2$ ), 3.60 (3 H, d,  $^3J_{\text{H,P}} = 10.5$  Hz,  $\text{CH}_3$ ), 3.89 (1 H, ddd,  $J = 22.1, 9.1, 4.3$  Hz, CH), 7.00 (2 H, d,  $J = 7.6$  Hz, arom. H), 7.31 (2 H, d,  $J = 7.6$  Hz, arom. H), 7.42 (2 H, d,  $J = 7.3$  Hz, arom. H), 7.82 (2 H, d,  $J = 7.1$  Hz, arom. H);  $^{13}\text{C}$  NMR ( $\text{CDCl}_3$ , 100 MHz)  $\delta$  = 26.62 ( $\text{CH}_3$ ), 37.75 (d,  $^1J_{\text{C,P}} = 140.6$  Hz, CH), 38.72.11 ( $\text{CH}_2$ ), 52.48 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 53.38 (d,  $^2J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, P-OCH<sub>3</sub>), 127.79 (arom. C), 128.72 (d,  $J_{\text{C,P}} = 6.6$  Hz, arom. C), 128.94 (arom. C), 129.08 (dd,  $J_{\text{C,P}} = 3.3$  Hz, arom. C), 132.25 (sd,  $J_{\text{C,P}} = 7.4$  Hz, arom. C), 133.04 (arom. C), 136.24 (arom. C), 136.72 (sd,  $J_{\text{CP}} = 3.3$  Hz, arom. C), 194.98 (C=O).

**References**

- 1) Zhang, F.; Jiang, M.; Liu, J.-T. *Tetrahedron Lett.* **2017**, *58*, 1871.
- 2) Zhang, L.; Kim, J. H.; Jang, D. O. *Tetrahedron Lett.* **2017**, *58*, 1985.
- 3) Strappaveccia, G.; Bianchi, L.; Ziarelli, S.; Santoro, S.; Lanari, D.; Pizzoa, F.; Vaccaro, L. *Org. Biomol. Chem.* **2016**, *14*, 3521.
- 4) Li, G.; Wang, L.; Yao, Z.; Xu, F. *Tetrahedron Asymmetry* **2014**, *25*, 989.
- 5) Lenker, H. K.; Richard, M. E.; Reese, K. P.; Carter, A. F.; Zawisky, J. D.; Winter, E. F.; Bergeron, T. W.; Guydon, K. S.; Stockland, R. A., Jr. *J. Org. Chem.* **2012**, *77*, 1378.
- 6) Kotani, S.; Sugiura, M.; Nakajima, M. *Tetrahedron* **2008**, *64*, 6415.
- 7) Vamisetti, G. B.; Chowdhury, R.; Ghosh, S. K. *Org. Biomol. Chem.* **2017**, *15*, 3869.
- 8) Zhang, G. P.; Pan, J. K.; Zhang, J.; Wu, Z. X.; Liu, D. Y.; Zhao, L. *J. Heterocyclic. Chem.* **2017**, *54*, 2548.
- 9) Kondoh, A.; Aoki, T.; Terada, M. *Chem. Eur. J.* **2017**, *12*, 2769.
- 10) Gangaram, P.; Manab, C.; Manoj, K. S. *Org. Biomol. Chem.* **2016**, *12*, 7140.
- 11) Pallikonda, G.; Chakravarty, M.; Sahoo, M. K. *Org. Biomol. Chem.* **2014**, *12*, 7140.
- 12) Zhang, A.; Cai, L.; Yao, Z.; Xu, F.; Shen, Q. *Heteroatom Chemistry* **2013**, *5*, 345.
- 13) Zhao, D.; Yuan, Y.; Chan, A. S. C.; Wang, R. *Chem. Eur. J.* **2009**, *12*, 2738.
- 14) Yamana, K.; Nakano, H. *Tetrahedron Lett.* **1996**, *37*, 5963.
- 15) Yamana, K.; Ibata, T.; Nakano, H. *Synthesis* **2006**, *24*, 4124.
- 16) 『愛知学院大学教養部紀要』第64巻2号, **2017**, 35–42.
- 17) 『愛知学院大学教養部紀要』第64巻3号, **2017**, 57–64.
- 18) 『愛知学院大学教養部紀要』第65巻1号, **2017**, 89–95.

# フィールドテストを利用したジュニアユース（JY） サッカーチームの縦断的評価

高山伸也・辻内智樹・北田豊治・塙見哲大

## はじめに

サッカーの試合はいろいろな要素が絡み合い、一つの要素の優劣で勝敗を決することは出来ないといわれている。チーム戦術、個人技術、チームの結束力など数字には表すことができない部分が非常に多い。さらには外的要素である審判の誤審や天候などにも左右され、時に強いといわれているチームが負けたりすることも往々にして起こる。

試合の勝敗を決する多くの要素の中で、一つの要素としてフィジカル能力があるが、これは数少ない数値化できる要素であり、競技能力を客観的に評価するのに適した要因である<sup>1)</sup>。また、日本サッカー協会でもサッカーをすることに適したフィジカル能力について世界で戦う上では大事な要素であるといっている<sup>2)</sup>。

Anthony Turner らにおいてはフィジカル能力がサッカー選手としての成功と所属チームの成功に大きな影響を及ぼす変数であるともいっている<sup>3)</sup>。これらのことからもチームでの体力評価は重要であると考えられる。

体力評価については、文部科学省の考案した新体力テスト<sup>4)</sup>では対象年齢が6歳から79歳と幅広く、自身の体力レベルが全体の中でどれぐらいに位置するか（体力の相対的評価）<sup>5)</sup>を把握することができるが、全体の体力レベルが高い集団（常時、大会やトーナメントで上位入賞をしているチームなど）において、その指標となるものではない。

そこで今回は、筆者らが独自に作成したJY年代のサッカー選手における体力評価表<sup>6)</sup>を利用してあるサッカーチームの評価として体力要素が試合の勝敗にどのくらい影響を与えているのかを検証することとした。

この評価表は當時東海大会に出場する強豪チームの2007年から2015年の9年間で8種目各207人から210人のデータを元に作成されたものである。8種目は下記フィールドテストの種目に示すものと同じである。

## 対象

県内トップレベルのチームを対象とした。このチームには一学年、常に25~35人が在籍している。その中で2007~2015年の各年代での主力選手8人~13人を所属監督が選考して今回の対象選手とした。

対象としたチームの主な成績は、ジュニアユースの最高学年U15（中学3年）時に過去9年のうちで7チーム、9回の東海大会出場と2回の全国大会出場を果たしている。その他の主要な大会やリーグ戦では常に上位の成績を残している。

尚、JY年代では最終学年で東海大会以上に進むことができるはクラブユース選手権と高円宮杯の2つの大会のみである。

## フィールドテストの種目

フィジカル能力の評価に使用した種目は以下の8種目である<sup>7)</sup>。

マルチステージ以外は2回試技を行った。

### 1) 50m走

陸上競技場の直線を使用し、2人組で各被験者は2回計測して良いほうのタイムを記録とした。(小数点第二位以下は切捨)

### 2) 10m×5走

10mを2往復半でゴールとし、各被験者は2回計測して良いほうのタイムを記録とした。

### 3) STEP50 図1

- ①ダッシュ5m
- ②クロスステップ7m 右足前でクロス
- ③サイドステップ5m
- ④ダッシュ5m

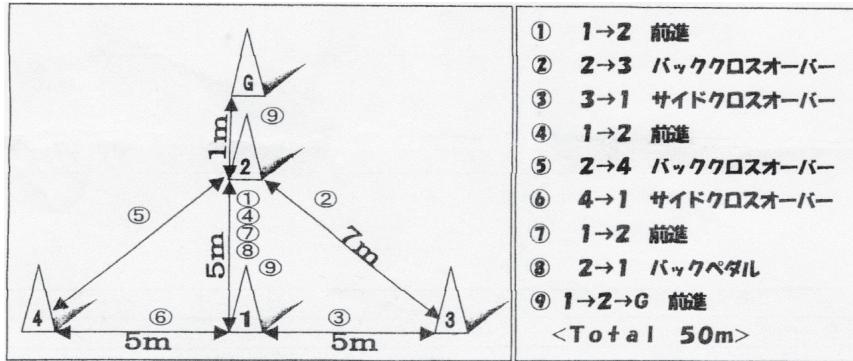


図1 STEP50<sup>6)</sup>一部改変

⑤クロスステップ7m 左足前でクロス

⑥サイドステップ5m

⑦ダッシュ5m

⑧バックスステップ5m

⑨ダッシュ6m

全長50m

\*どの方向に進んでも顔はゴールのコーンを見ていること。

各被験者は2回計測して良いほうのタイムを記録とした。

#### 4) ハードル 図2

6m ダッシュの後、2mに50cm間隔で5個のミニハードル、次の3mに1m間隔で2個のハードル、もう一度、2mに50cm間隔で5個のミニハードル、最後に6m ダッシュで終了。全長19m

ハードルは倒さないように試技するが、倒れた場合でも継続しその試技を終了させる。

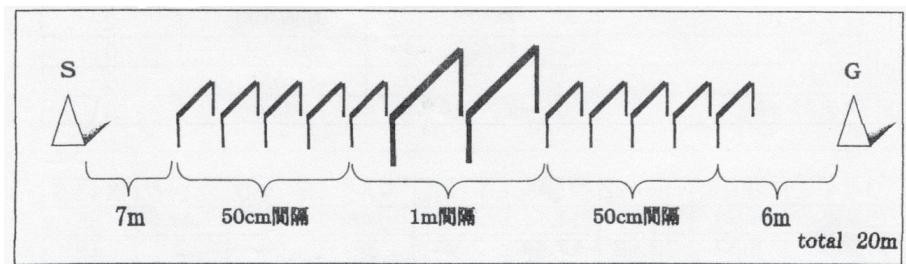


図2 ハードル<sup>6)</sup>一部改変

### 5) マルチステージ（シャトルラン）

20m 間隔の平行線を引き、電子音に合わせて線を踏み 20m を往復する。ある間隔で電子音が鳴るが徐々に間隔が短くなつていき何回往復できるかを記録する。電子音に遅れることが二回続いた時点で測定終了とした。

### 6) 垂直跳び

測定器は竹井機器 JUMP-MD を使い、各被験者は 2 回試技を行い、最高値を記録とした。

### 7) 左足キック、及び 8) 右足キック

助走の長さは自由とし 2 本キックしたうち方向は問わず、最高値を記録とした。

## 評価方法

評価には、筆者らが同クラブチームにおける過去 9 年間の体力データから独自に作成した JY 年代のサッカー選手における体力評価表<sup>6)</sup>を利用した。

表 1 U14 体力評価基準

段階 (点数)	50m (s)	10m×5 (s)	step50 (s)	ハードル (s)	マルチ ステージ	垂直跳び (cm)	左キック (m)	右キック (m)
10	~6.4	~11.5	~13.5	~5.4	135~	64~	40~	51~
9	6.5	11.6	13.6~13.8	5.5~5.6	132~134	63	39	49~50
8	6.6~6.7	11.7~11.8	13.9~14.3	5.7~5.8	128~131	61~62	37~38	47~48
7	6.8~6.9	11.9~12.1	14.4~14.9	5.9~6.1	122~127	58~60	34~36	44~46
6	7.0~7.2	12.2~12.5	15.0~15.8	6.2~6.5	114~121	54~57	30~33	40~43
5	7.3~7.5	12.6~13.0	15.9~16.9	6.6~7.2	102~113	49~53	25~29	35~39
4	7.6~7.8	13.1~13.4	17.0~17.8	7.3~7.6	94~101	45~48	21~24	30~34
3	7.9~8.0	13.5~13.7	17.9~18.4	7.7~7.9	88~93	42~44	18~20	27~29
2	8.1~8.2	13.8~13.9	18.5~18.9	8.0~8.1	83~87	40~41	16~17	25~26
1	8.3	14.0	19.0~19.2	8.2~8.3	80~82	39	15	23~24
0	8.4~	14.1~	19.3~	8.4~	~79	~38	~14	~22

利用した評価表は各種目でタイム、距離などの平均値と標準偏差を求め、平均値を 5 点の真ん中にし、平均値±標準偏差を 4 点と 6 点区分の端となつていて。全体の約 68% がこの区分に入る。平均値±標準偏差 × 2 を 1 点と 9 点区分の端となつていて。全体の 95% がこの区分

に入り、残りの 5 %が 0 点と 10 点の区分に入り、全体を 11 段階に区分けしてある。

対象となる各選手を表 1 にある体力評価基準（U-14）に当てはめて各種目の得点を算出し、年度ごとに主力選手の各種目による平均と合計点の平均を比較し、最高学年での大会結果にどのような影響を及ぼしているかを考察した。

表 2 年度成績と体力評価結果

年度（大会結果）	50m	10m × 5	step50	ハードル	マルチステージ	垂直跳び	左キック	右キック	合計平均
2007（東海大会予選リーグ敗退）	5.13	5.75	6.13	5.25	5.25	5.63	5.88	4.25	43.25
2008（東海大会 4 位・全国大会出場）	5.46	5.77	6.38	6.23	6.69	5.38	5.92	6.00	47.85
2009（東海大会 2 位・全国大会出場）	5.56	5.33	4.44	6.44	6.22	7.44	6.89	4.56	46.89
2010（東海大会 2 回戦敗退）	5.50	4.25	5.42	5.25	4.67	4.67	5.67	5.08	40.50
2011（東海大会 2 回戦敗退）	6.00	4.43	1.79	5.36	5.21	5.00	4.57	5.43	37.79
2012（東海大会 2 回戦敗退）	6.00	6.20	4.80	4.70	5.40	5.10	6.40	6.10	44.70
2014（東海大会 1 回戦敗退）	6.08	5.46	6.85	2.85	6.00	5.77	5.31	5.46	43.77
2015（東海大会 出場なし）	5.86	6.79	4.71	5.36	5.93	5.43	5.29	6.21	45.57

なお、2013 年は対象選手のデータが少なかったため、今回の比較の対象から除外することにした。

## まとめ

### 1) 年度別の評価と考察

全国大会に出場した 2 チーム（2008 年度と 2009 年度）は合計平均 47.85、46.89 点であった。全体の中で 2008 年は合計平均点が最も高く、2009 年はそれに次ぐ高得点であった。さらに、各種目平均でみても 6 点以上を記録する種目は 2 チームともに 4 種目あり、全 8 種目の中で半分は高得点を獲得していた。

これはチームとしてフィジカル能力のストロングポイントが多いという判断が出来き、単純

にこの種目の特性部分で他のチームより優っていることがチームの勝敗に関わってきてていることを示している。

2008年のチームは高得点の種目以外もバランス良く5点台になっていた。さらに2種目は5点台の後半を示しており、フィジカル能力において全体的に高い能力を持っていたといえる。

2009年のチームは各種目平均が4点台から7点台と種目により点数にばらつきがみられた。7点台の種目は全年度においても他に無くチームとして突出した能力を持っていたと考えられる

このように高得点種目の違いから同じように全国大会に出たチームでも、その年々のチームの特徴も把握でき、どのような戦術を選択するかの判断基準にもなる。

2015年のチームは合計平均で45.57点と全体の3番目であり、同年代の東海大会、全国大会に出場したチームと常に対等に試合をしていたが、予選大会で敗れて東海大会出場を逃している。

このように必ずしもフィジカル能力が高いからといってそれが直接、勝敗を決することは限らない場合もあると考えられる。つまり、フィールドテストによるチームの体力評価において全体の体力レベルが高くても、全国大会に出場できない可能性もある。

しかし合計平均の高得点から1番目、2番目のチームが全国大会に行っていることから、試合に影響を及ぼす大きな要因とみてよいと思われる。

## 2) フィジカル能力の重要性

2015年のチームを除いてその他すべては東海大会に出場していることから、30点台で出場したチームはあるものの、東海大会出場には合計平均40点台が基準になると思われる。また全国大会に出場しているチームが46点後半から47点台であることから、全国大会を目指すのであれば45点以上が獲得目標であると思われる。

このようにチームの体力評価が数値化されることによって、監督やコーチはチームの現状を把握することが容易になり、フィジカル能力としてのチーム目標を立てやすくなつたと考えられる。

## 問題点

1) 今回は対象チームを一つにして各年の結果と得点を照らし合わせたが、この体力評価表が他のチームでも有効な指標となるのかどうかを検討する必要がある。また東海地区での判断基

準にはなるが他の地区での考察が必要となる。

2) 体力評価表はU-14年代の春に測定した数値で作成したものであるために、U-15年代に身体の成長とともに急激な数値の変化がある選手もいると思われる。その変化も含めてU-14年代の測定値でU-15年代の試合の勝敗に影響を及ぼすのかどうかを検討する必要がある。

### 引用文献

- 1) 宮森孝行, 吉村雅文, 青葉幸洋「サッカー選手の体力評価」理学療法科学23(5), pp. 685–690, 2008
- 2) 日本サッカー協会 JFA フィジカル測定ガイドライン, pp. 7–8, 2006
- 3) Anthony Turner, Scott Walker, Michael Stenbridge, Paul Coneyworth, Glen Reed, Laurence Birdsey, Phil Barter, Jeremy Moody, 「サッカー選手の体力評価テスト」 NSCA JAPAN, Volume 21, Number 6, p. 42, 2014
- 4) 文部科学省 新体力テスト実施要項, pp. 1–13, 1999
- 5) 公益財団法人健康・体力づくり事業財団 健康運動実践指導者養成テキスト, 南江堂, p. 83, 2014
- 6) 高山伸也, 辻内智樹, 塩見哲大, 北田豊治, 賴住一昭, 「JY 年代のサッカー選手における体力評価表作成の1例」, 愛知教育大学保健体育講座 研究紀要40, pp. 45–49, 2015
- 7) 山本晃永 サッカー 小中高生のためのフィジカルトレーニング, ベースボールマガジン社, pp. 252–254, 2005

# サッカー審判員の育成とハイテク機器の導入について

青山 健太

## 1. はじめに

サッカーはFIFA<sup>1)</sup> World Cup（以下W杯）に代表されるように世界中で最も人気のあるスポーツである。それは主にテレビを通して観戦する視聴者数からも明らかである。W杯の視聴者数は世界214の国と地域で放映されおよそ263億人にのぼるといわれている<sup>2)</sup>。W杯と同じように世界中の国から選手が参加するオリンピックは300種目が実施されるわけだがその視聴者数はおよそ47億人に留まっている<sup>3)</sup>。

サッカーが世界的に人気を博す背景にはその競技特性があげられる。サッカーはゴールキーパーを除く選手は原則手を用いてボールをプレーする事が許されていない。そのため主に足を用いてボールを蹴り得点を競うスポーツとして成立している。我々人間は日常生活において歩行を除くほとんどの動作が手を用いてこなしているといえよう。スポーツ自体が非日常的な動きで実施される事により魅力を生み出すわけであるが、サッカーの場合は更に手を用いた動作が制限される事によって他のスポーツを超越する魅力を創出しているのである。

近年のサッカーに注目してみるとスピード化を重視する傾向がみてとれる。それはサッカーの最大の魅力であり、勝敗を左右する得点の機会をより多く形成する事を目的とした過程で発展してきた現象である。FIFAは得点の機会すなわちゴールを量産するべくより遠くへ飛び且つ速いシュートを可能とするボールの開発に着手した<sup>4)</sup>。さらに高温多湿な地域でも完璧なフィールドコンディションを保つべく天然芝と人工芝を併せたハイブリッドフィールドの導入を実現したのである<sup>5)</sup>。良質なボールやフィールドは素早いパスワークや遠距離からの強烈なシュートを可能としサッカーの戦術にも大きな変化をもたらしたのである。近年のサッカーの

戦術に着目してみると相手選手からボールを奪いシュートに至る到達速度が短縮化されている<sup>6)</sup>。まさに近年におけるサッカーの戦術ではあらゆる状況においてスピードが重視され素早い攻撃からのシュートが効果的な攻撃として評価されているのである。

サッカーのスピード化が実現した事により、多くの人々がサッカーに対して継続的な魅力を持つことはFIFAの目標が達成したと言える。しかし、その反面試合中における誤審<sup>7)</sup>が増加したことが新たな課題として浮上してきた。サッカーにおける誤審は「マラドーナの神の手ゴール」<sup>8)</sup>に代表されるように決して現在に始まった問題ではない。しかし、「マラドーナの神の手ゴール」のような得点に関わる重大な誤審は、W杯の歴史の中でも何十年に1回の世紀の大誤審と言われ、決して頻発するような問題ではなかったのである。

近年のW杯に注目してみると、2002年日韓大会、2010年南アフリカ大会において得点に関わる重大な誤審が生じている。いくつかの誤審についてFIFAは審判員の判定の誤りを認め今後の改善策を講じている。このような誤審が生じた要因にはサッカーのスピード化が達成された事により、人間である審判員の持つ能力ではすべての事象において判定する事が限界に達していると言えよう。試合中における審判員の存在は魅力ある試合を形成するために重要な役割である。そこで本稿では、サッカーにおける審判員の育成及び試合中に審判員を援助するハイテク機器について明らかにしていくこととする。

## 2. 審判員の育成について

### 2-1 試合中における審判員の役割について

サッカーの審判員の任務は選手が安全にプレーできる環境を保障し、公平、公正な判定を下すことである。サッカーの審判員は通常主審1人、副審2人、第4の審判員1人の計4人がチームとなりそれぞれの任務を全うする事で試合をコントロールしている。

主審は競技規則において、「各試合は、その試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審によってコントロールされる。」と明記されている通り、試合中におけるすべての権限を持ち判定を委ねられている者である<sup>9)</sup>。主審は試合中主にファウルか否かの判定や懲戒処置（イエローカードやレッドカードの提示）を与える任務を遂行している。副審は主にオフサイドの判定とボールがフィールドの外に出たか否かの判定を担当している。第4の審判員は試合中主にベンチコントロールや交代選手の手続き、アディショナルタイムの表示などフィールド外の任務を担当している。

図1は対角線式審判法における主審と副審のポジショニングを表したものである。図1の通りサッカーの試合においてはこれまで4人の審判員がレフェリーチームとしてそれぞれの役割

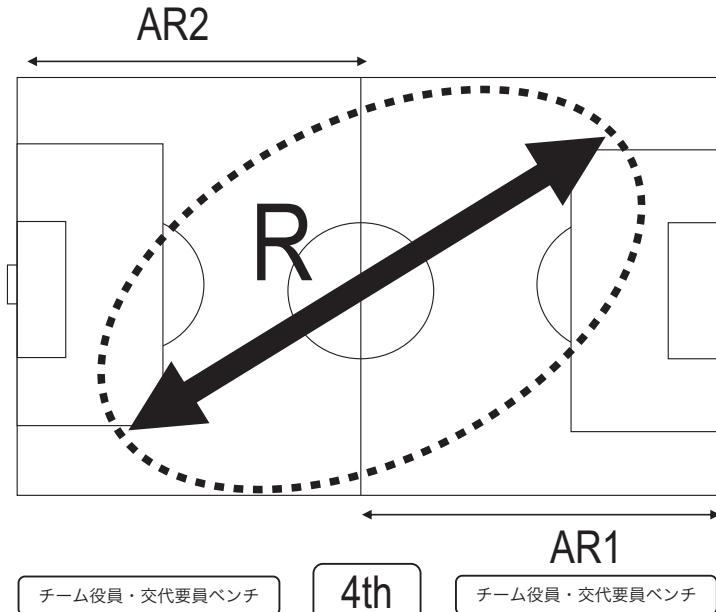


図1 対角線式審判法における主審と副審のポジショニング

を担当し試合をコントロールしてきた。対角線式審判法とはサー・スタンリーラウス<sup>10)</sup>が1938年に開発した審判法であり現在も試合中における審判員の基本的な動き方として活用されている。対角線式審判法のメリットは主審と副審が争点を挟んで監視する事により、それぞれが異なった角度から判定する事を可能としている。主審と副審が異なった角度から判定をする事によりファoulの見落としを防ぐ事ができる。また、副審2人がそれぞれ担当するフィールドを半分に分割してオフサイドの判定を行う事により肉体的な負担を減らし正しい判定に結びつける事ができるのである。しかし、対角線式審判法にもとづくレフェリングは主審と副審がフィールド内の判定を担当する事によりフィールド外で生じる問題には監視の目が届きにくくなる。そこで第4の審判員が主審、副審の監視が届きにくいフィールド外を援助しているのである。

## 2-2 FIFAによる審判員の育成

W杯における誤審に着目してみると2002年日韓大会において得点に関わる重大な誤審が散見された<sup>11)</sup>。これらの誤審を分析してみると、特定の場所や判定において誤審が生じている。場所についてはゴールの近くであるペナルティーエリア内やゴールライン付近で生じている。判定においてはペナルティーキックの判定、オフサイド、ボールがゴールライン超えたか否

か、さらに主審と副審の協力などがあげられる。

これらの問題を解決するべく FIFA はW杯審判員の育成をターゲットとし新たな育成システムの構築に着手したのである。W杯審判員として招聘される審判員は国際試合を担当できる国際審判員として認定された審判員である。国際審判員は国際主審と国際副審に資格が分かれている。原則として国際試合において国際主審は主審のみを担当し、国際副審は副審のみを担当できる資格である。同じサッカーの審判員であるにも関わらず資格が分かれている背景には試合中の役割が大きく異なるためであり、その専門性を追求し評価された者が国際審判員として認定されるからである。

2002年日韓大会までW杯審判員は各大陸連盟が推薦する国際審判員をW杯審判員として招聘してきた。しかし、従来の選出方法で誤審が多く発生したため FIFA はW杯審判員の候補者ならびに審判員を指導する審判インストラクターの育成を目的とした審判援助プログラム(Refereeing Assistance Program=RAP、以下 RAP) を導入していく事になったのである。

RAP の活動は主に世界トップクラスの技量を有するW杯審判員を育成するために、次回W杯までの4年間の間に開催される各種大会においてW杯審判員候補者を招聘し指導、育成を実施している。各種大会では FIFA によって選出された審判インストラクターも招聘され審判員の指導にあたることとなる<sup>12)</sup>。

審判インストラクターにはテクニカルインストラクターとフィットネスインストラクターという2つのポストが設けられている。テクニカルインストラクターは試合中における審判員の判定の評価と技術的指導を専門に実施するインストラクターである。フィットネスインストラクターは主に試合に向けた審判員のコンディショニングやトレーニングをサポートするインストラクターである。

審判員の育成の場として使用される大会は、U-17W杯<sup>13)</sup>、U-20W杯<sup>14)</sup>、オリンピック<sup>15)</sup>といった若手選手が参加する大会が使用されている。いずれの大会においてもチームを構成する選手に年齢制限が設けられているが各地域の予選を突破したチームが集まる世界大会である。招聘されたW杯審判員候補者はW杯を想定したこれらの世界大会において実際に試合を担当し評価を受け指導を受けるのである。担当した試合における評価はテクニカルインストラクターがアセッサー レポートして点数化し評価されていく。アセッサー レポートは判定の精度（懲戒処置含む）、動きやポジショニング、態度やシグナル、副審との協力などの項目が設けられ点数化される。この評価によって点数が良い審判員が最終的にW杯審判員として選出されていくのである。

### 3. 試合中の判定を援助するハイテク機器の導入について

#### 3-1 シグナルビープの導入

サッカーの試合は通常4人の審判員によってコントロールされている。しかし、試合中審判員同士の距離は最大でおよそ100m離れる時もある。W杯ではスタジアムの規模にもよるがおよそ5万人の歓声のもとで行われるため試合中における肉声での会話は困難を極める環境である。そのため試合中における審判員の意思疎通を図るべくこれまでいくつかのハイテク機器が導入されてきた。審判員が試合中に用いる用具は主に笛とフラッグである。笛は主審が使用しファウルなどを知らせる際に音で知らせる用具である。フラッグは副審が使用しオフサイドやファウルが起きた際に振り主審に知らせる用具である。審判員同士が肉声以外で意思疎通を図るためにまず導入されたハイテク機器が図2のシグナルビープ（無線式アシスタントトレフレーフラッグ）である。シグナルビープは副審や第4の審判員からの合図を主審にブザー音と振動で伝える無線式フラッグである。主審は★1の機器を試合中上腕に巻き付けている。副審や第4の審判員が主審に合図を送るときは★2付近のスイッチを押す事により主審の上腕に付けた機器が反応し音と振動が発生するのである。この機器の導入によって主審は、副審や第4の審判員からの合図の見落としを防ぐ事が可能となったのである。



図2 シグナルビープ（無線式アシスタントフラッグ）モルテン社製

(株式会社モルテンスポーツ事業本部 HP <http://www.molten.co.jp/sports/jp/football/product/equipment/detail/qf0010.html> より作成)

### 3-2 コミュニケーションシステム

図3はJリーグにおけるコミュニケーションシステムの使用例である。コミュニケーションシステムがW杯において初めて導入された大会が2006年ドイツ大会である。以降FIFA主催の各大会や各大陸予選など世界中で使用されるようになってきている。日本では電波法に抵触するため導入にあたり様々な課題があったが2014年7月に無線局免許交付がなされJFA主催試合やJリーグ公式戦において導入されるに至ったのである。

コミュニケーションシステムは審判員間コミュニケーションの一部を補完、円滑且つ的確な判定を確保するため導入されたハイテク機器である。コミュニケーションシステムを装着する事により大歓声の中でも審判員同士の意思疎通を会話で行う事を可能としている<sup>16)</sup>。



コミュニケーションシステム主審使用例

コミュニケーションシステム副審使用例

図3 コミュニケーションシステム使用例  
(JFA HP <http://www.jfa.jp/news/00001272/> より作成)

從来から導入されているシグナルビープでは主審に合図を送ることはできるが、何を伝えるための合図かを判断する事が困難な状況も散見された。しかし、コミュニケーションシステムの導入により具体的且つ的確な情報をタイムリーに主審に伝える事が可能となり試合中における審判員の役割分担にも変化が生じてきている。図4はコミュニケーションシステム使用時におけるコーナーキックの役割分担を表したものである。主審はコーナーキックが行われる時、ボールとゴール前の争点を監視する必要がある。Rで表された主審は從来コーナーキックが蹴られるまでボールの監視も行わなくてはならず視野の確保が難しかった。しかしコミュニケーションシステム導入以降ボールの監視は副審であるAR1が行い（コーナーキックのキッカーがボールを正しい場所に置いていない場合音声で速やかに主審に伝える事が可能、またボールを蹴る際にカウントダウンし蹴られた瞬間を主審に伝える）、主審は○（攻撃側選手）、●（守

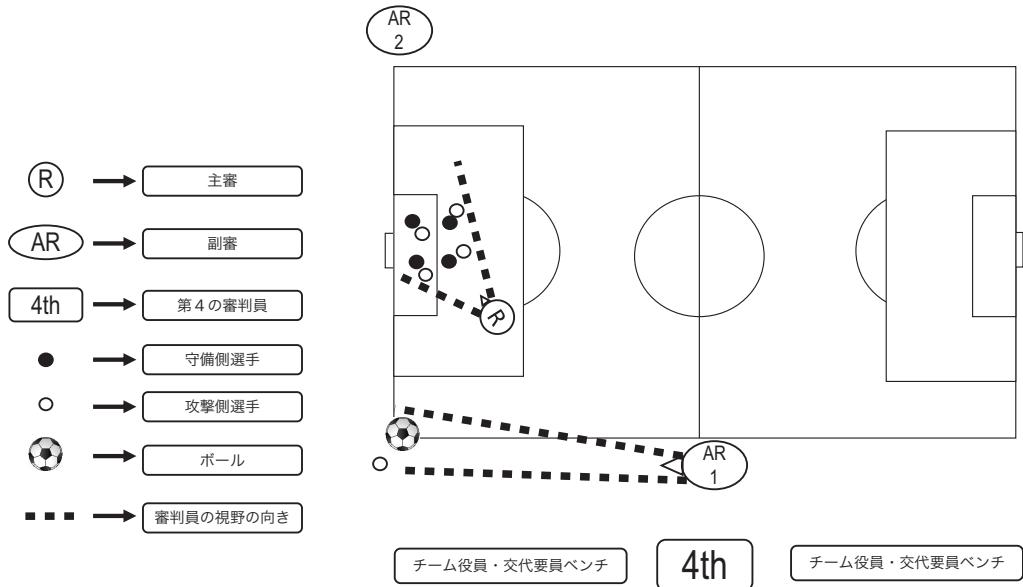


図4 コミュニケーションシステム使用時のコーナーキックの役割分担

備側選手)で表されたゴール前の争点のみを監視する事に集中できるようになったのである。コミュニケーションシステムが導入された事により、いつ、どこで、何が起きたかをスムーズに伝える事ができ円滑なゲームコントロールに繋がる事を可能としている。

### 3-3 ゴールラインテクノロジー

近年のW杯における得点に関わる誤審、特にボールがゴールラインを完全に超えてゴールに入ったか否かの判定の代表的な事例として、2010年南アフリカ大会決勝トーナメント1回戦ドイツ対イングランドの試合で発生したものがあげられる。イングランド代表MF フランク・ランパードが放ったシュートはクロスバーを叩き一度はゴールに入ったがその後不規則な回転をおびたボールは再びゴールの外に戻ってきたのである。副審はシュートのスピードに追いつくことができず正しいポジション（ゴールライン上でゴールの真横で監視）で判定する事ができず得点は認められなかったのである。得点に関わる誤審、特にボールがゴールラインを完全に超えてゴールに入ったか否かの判定は図5のようにクロスバーやポストに当たったボールがゴールに入った後に不規則な回転をおびて再びゴールの外に戻ってくる状況で生じている。このような誤審が生じる場面はゴールから離れた距離から放たれるスピードが速いミドルシュートが多く、副審が正しいポジションで判定できない事が要因である。

FIFAは得点に関わる誤審、特にボールがゴールラインを完全に超えてゴールに入ったか否

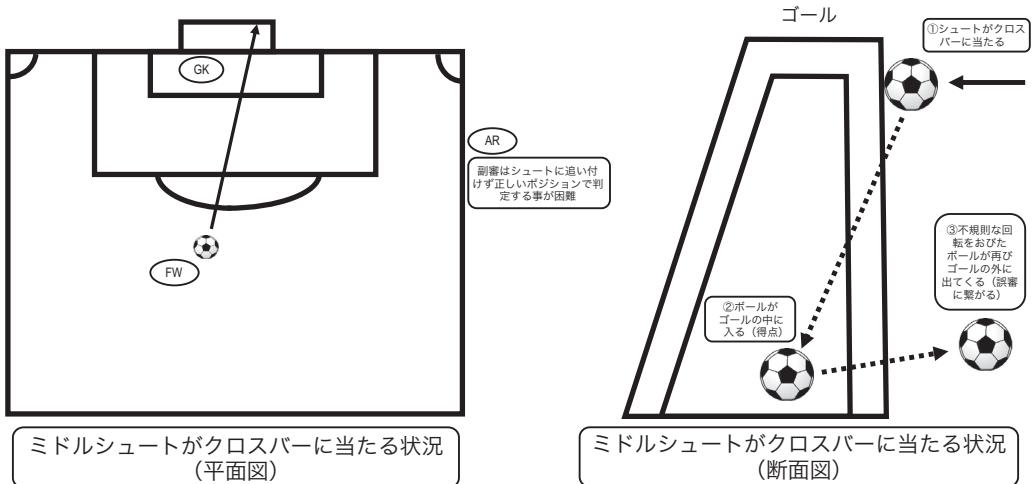


図5 ミドルシュートによる誤審例

かの判定を援助するハイテク機器としてゴールラインテクノロジーを導入した<sup>17)</sup>。ゴールラインテクノロジーは図6のようにスタジアム内の複数箇所にカメラを設置し様々な角度から撮影された映像を分析し図7のように数秒以内で得点か否かの判定ができるハイテク機器である。ゴールラインテクノロジーが導入された背景にはサッカーのスピード化によって人間の持つ体力に限界が生じているためである。図8は実際の試合においてゴールラインテクノロジーが採用された判定である。ボールはゴールラインを完全に超えてゴールの中に入ったが、すぐにゴールキーパーがボールをキャッチしているため難しい判定を強いられている。この判定のように体力（走力）に限らず瞬時に見極めることが求められる瞬間視力や、そもそも審判員と判定を求められる事象との間に障害物（ゴールポスト）があり視認する事が困難な状況がある事がわかる。ゴールラインテクノロジーは数秒以内に判定を行い主審の装着している時計とスタジアムに設置されている大型モニターに映像を映し出す事が可能である。従って審判員を援助するだけではなく、スタジアムで観戦している観戦者にも正しい判定としての情報を瞬時に伝える事を可能とした画期的なシステムであることがわかる。しかし、ゴールラインテクノロジーを設置するためには多額の費用がかかる事からJリーグをはじめとする日本国内の試合では導入が難しい事が課題である。

## サッカー審判員の育成とハイテク機器の導入について

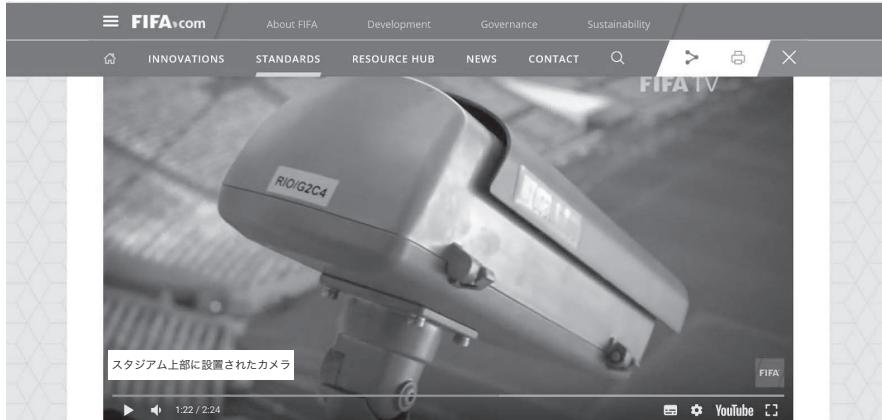


図6 ゴールラインテクノロジー用に設置されたカメラ

(FIFA HP 掲載動画 GOAL\_LINE TECHNOLOGY First incident resolved by GLT at the 2014 FIFA World Cup in Brazil <https://football-technology.fifa.com/en/media-tiles/first-incident-resolved-by-glt-at-the-2014-fifa-world-cup-in-brazil/> より作成)

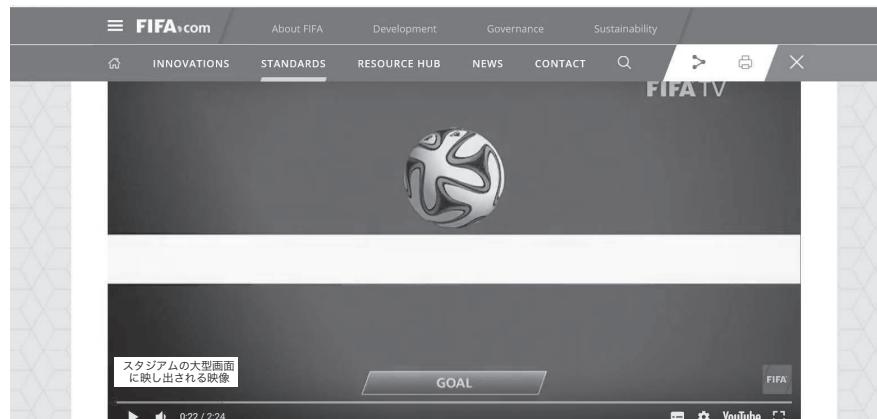


図7 複数のカメラによって撮影された映像を瞬時に解析

(FIFA HP 掲載動画 GOAL\_LINE TECHNOLOGY First incident resolved by GLT at the 2014 FIFA World Cup in Brazil <https://football-technology.fifa.com/en/media-tiles/first-incident-resolved-by-glt-at-the-2014-fifa-world-cup-in-brazil/> より作成)

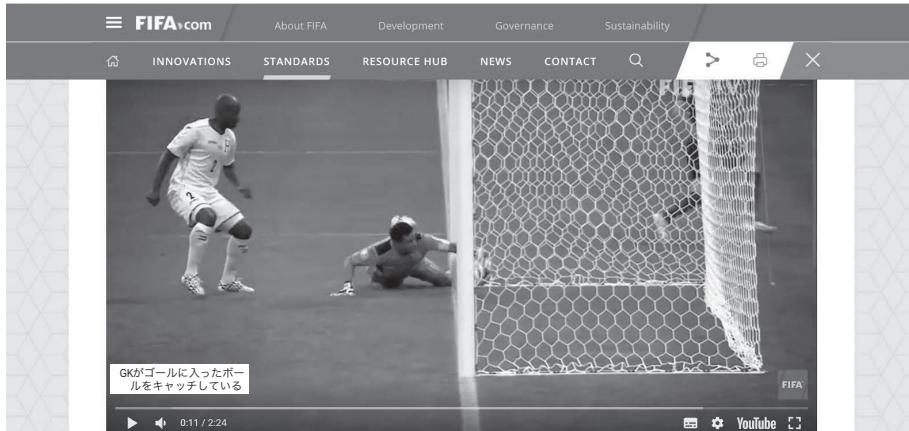


図8 実際の試合でゴールラインテクノロジーが使用された場面

(FIFA HP 掲載動画 GOAL\_LINE TECHNOLOGY First incident resolved by GLT at the 2014 FIFA World Cup in Brazil <https://football-technology.fifa.com/en/media-tiles/first-incident-resolved-by-glt-at-the-2014-fifa-world-cup-in-brazil/> より作成)

### 3-4 Video assistant referees (VAR)

FIFAはVideo assistant referees（以下 VAR）の導入に着手している<sup>18)</sup>。VARとは、試合中における懲戒に関する判定（イエローカードやレッドカード）や、ペナルティーキックに関する判定など重要な判定において録画された映像を参考に正しい判定へ導くシステムである。FIFAはW杯において2018年ロシア大会に向けて本格的な採用を目指している。現段階ではFIFAの主催する各種大会においてテスト形式でVARを導入しシステムの構築に取り組んでいる。VARでは図9のようにフィールドにいる主審、副審、第4の審判員の他に別室でモニターに映し出される映像分析を専門に担当する審判員が配置されている。

主審が見落としている判定や誤った判定が生じた際には図10のようにVARを採用し別室の映像をもとに分析している審判員の助言をもとに判定を変えることができる。現在W杯に向けてテスト段階のシステムである上様々な課題が生じてくる可能性が考えられる。特に映像を確認するために一時的にプレーを止めて確認作業を行うことにより、サッカーの魅力であるスピーディーなゲーム展開の妨げとなる事が課題と考えられる。

## サッカー審判員の育成とハイテク機器の導入について

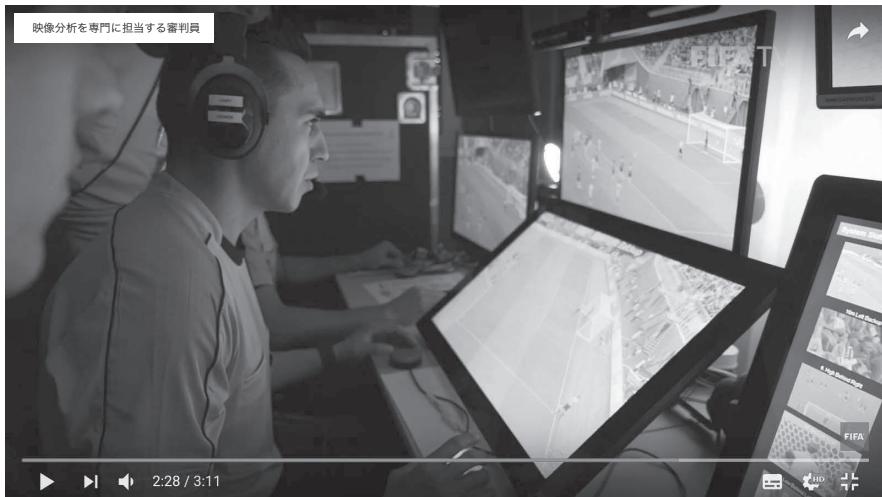


図9 別室に設置された VAR 用のモニター

(FIFA HP 掲載動画 <https://football-technology.fifa.com/en/news/news-releases/var-continuing-to-make-progress/> より作成)



図10 VAR を採用し判定の検証をしている場面

(FIFA HP 掲載動画 <https://football-technology.fifa.com/en/news/news-releases/var-continuing-to-make-progress/> より作成)

#### 4.まとめ及び今後の課題

本稿において明らかとなつたことは以下の通りである。

- ①サッカーの審判員は通常主審、副審、第4の審判員が4人でチームとなり判定している。それぞれの審判員は対角線式審判法を採用し各自に与えられた任務を分担し正しい判定を導き出している。
- ②FIFAはW杯における誤審を減少するべく従来の各大陸連盟からの推薦によるW杯審判員の選出方法を改め、RAPによるW杯審判員の育成及び選出方法を採用することとした。
- ③審判員の判定を援助するハイテク機器としてシグナルビープ（無線式アシスタントレフェリーフラッグ）を導入している。シグナルビープは副審や第4の審判員が主審に合図を行う際に自身の持っているフラッグのボタンを押す事により、主審の腕に巻いている機器が反応し音と振動で合図を行う事ができるシステムである。
- ④コミュニケーションシステムはW杯において2006年ドイツ大会から採用されたハイテク機器である。従来のシグナルビープ（無線式アシスタントレフェリーフラッグ）に比べ審判員同士が音声で常に意思疎通ができるシステムである。コミュニケーションシステムの導入により試合中における審判員が担当する任務の役割分担にも変化が生じてきている。
- ⑤FIFAは得点、特にボールがゴールラインを完全に超えて得点となったか否かの誤審をなくすべくゴールラインテクノロジーを導入している。ゴールラインテクノロジーはスタジアム内に設置された複数のカメラによって撮影された映像を瞬時に分析し判定を行う事ができるシステムである。判定は主審の時計及びスタジアムに設置されている大型モニターにも瞬時に映される事により、スタジアムで観戦する観客にも情報を迅速に伝える事ができるシステムである。しかし、設置には多額な費用がかかるため日本国内での導入は現状として難しい。
- ⑥FIFAは懲戒に関する判定（イエローカードやレッドカード）や、ペナルティーキックなどの重要な判定に対してVARを導入する事を検討している。VARは映像分析を専門に担当する審判員が別室に控え必要に応じて主審を援助するシステムである。正しい判定を導き出すシステムであるがプレーを止めて確認作業を行う事によりサッカーの魅力であるスピーディーなゲーム展開が消失してしまう事が課題である。

本稿では、誤審をなくすためにFIFAが取り組んでいるW杯審判員の育成やハイテク機器の導入に照準をあてて分析を試みた。今後の課題として、コミュニケーションシステムを使用する際の具体的なレフェリング方法やVARの使用手順などの詳細について明らかにしていきた

い。

### 注及び引用・参考文献

- 1) Fédération Internationale de Football Association の略。日本語では国際サッカー連盟。
- 2) 2006年に開催されたW杯ドイツ大会における視聴者数。
- 3) 2008年に開催されたオリンピック北京大会における視聴者数。
- 4) 浅井武、瀬尾和哉、小林修：サッカーボールの空力特性に関する研究、「体力学研究」第52巻第1号、2007年、pp. 29-39
- 5) 2010年W杯南アフリカ大会では良質なフィールドコンディションを保つべくW杯で初めてハイブリッドフィールドが採用された。開催地である南アフリカの環境や試合の過密日程を考慮し天然芝と人工芝を組み合わせて敷設されたフィールド。
- 6) 吉村雅文：サッカーにおける攻撃の戦術について—有効な攻撃のためのトレーニングー、「順天堂大学スポーツ科学研究」第7号、2003年、pp. 28-61
- 7) 本稿における誤審とは、サッカー審判員がサッカー競技規則に則さない誤った判定を行った事象を意味する語句として取り扱うこととする。
- 8) 1986年W杯メキシコ大会準々決勝アルゼンチン対イングランド戦において、アルゼンチン代表マラドーナが行ったハンドリングによる得点を認めた誤審。
- 9) 『サッカー競技規則2016/2017』、公益財団法人日本サッカー協会、2017年6月19日、pp. 59-72
- 10) 第6代FIFA会長。元国際審判員。1938年サッカー競技規則の改訂に尽力した。
- 11) W杯2002年日韓大会において韓国が初めてベスト4に進出する大躍進を遂げた大会である。しかし、韓国代表が勝利した、決勝トーナメント1回戦対イタリア代表戦、準々決勝対スペイン戦における判定について誤審と思われる事象が生じている。
- 12) 「Refereeing Assistance Programme Course Catalogue 2014 edition」、FIFA、2014年1月、pp. 1-5
- 13) U-17W杯とは17歳以下の選手によって編成されたチームで競うFIFA主催の世界選手権大会。
- 14) U-20W杯とは20歳以下の選手によって編成されたチームで競うFIFA主催の世界選手権大会。
- 15) オリンピックにおける男子サッカーは原則23歳以下の選手によって編成されたチームである。しかし、オーバーエイジとして1チームに3人まで24歳以上の選手を登録する事ができる。
- 16) 審判コミュニケーションシステム無線局免許交付についてJFA主催試合、Jリーグ公式戦にて同システムを導入へ、JFA HP <http://www.jfa.jp/news/00001272/>
- 17) About goal-line technology、FIFA HP <https://football-technology.fifa.com/en/media-tiles/about-goal-line-technology/>
- 18) VAR continuing to make progress、FIFA HP <https://football-technology.fifa.com/en/news/news-releases/var-continuing-to-make-progress/>

翻訳

## 二胡情縁(7)

### ——二胡少年の夢——

趙 寒陽著／朱 新建・王 紅梅訳

#### 第七楽章 新米団員

1970年3月2日に、私は常州市文工団<sup>1)</sup>の団員合格通知書・戸籍と食糧・油の関係書類を本部まで持つていき、受付登録をすませた。私と同時に受けた学生は他に呂雅白、高雅峰、劉亜琴、王艷麗、尚志芬、王洪海など十人ほどいた。そのうち、王洪海は声楽組で、私は器楽組、残りの女子八人は全員舞踏組の所属だった。

当時の本部は石子街にあった。「街」と称されるが、実際は小さな通りだった。本部の建物は古びているように見えるが、昔は大金持ちの豪邸だったようだ。その正門の前に高い敷居が敷かれている。正門を通り抜けたら守衛室があり、門番は蒲娟娟さんといい、子供もおらず、家も仕事も何もない独りぼっちのお婆さんだった。部屋にベッドを一つ置いたらもうそこが家になったわけだ。中に進むとロビーがあった。普段は舞踏組の稽古場となっている。裏に食堂があり、両側は我々の宿舎だった。私は食堂の右側の宿舎に配属された。暗くてじめじめしている部屋にはすでに3人住んでおり、私のために部屋の真ん中にベッドを追加したので、部屋がさらに狭く感じるようになった。そのためか新入団員の私は歓迎されるどころか、先輩達に全く受け入れられないようだったが、本部からの配属命令なので、彼らは毎日私を白い目で見るほかなかった。こちらの「先輩」3人と隣の「先輩」3人は全員40代で、いずれも元上海劇団と滑稽劇団の器楽奏者で、ほとんど実家は常州市内ではなかった。普段はここで家のように寝起きし、祝祭日にしか家に帰れなかった。そうでないと、じめじめして混み合っている寮に、誰が喜んで毎日泊まるだろう。まあしかし彼らは劇団専属のプロの演奏者で、これで生計を立てているわけだからきっと腕が立つだろうと私はいつも考えていた。いつか彼らに演奏技

術を教えてもらいたいと、ずっと尊敬の念を抱いて接していた。毎日食堂にお湯を汲みに行く時は必ず片手に魔法瓶2個を持っていき、一回で皆の分を汲んでくる。それに、部屋の掃除や机拭きやゴミ捨てまでも私一人でこなしていた。ところで「先輩旦那」<sup>2)</sup>たちは、劇団にて数十年も明け暮れしてきたので、「新入弟子」<sup>3)</sup>が「親方」<sup>4)</sup>に三年奉仕するというのは劇団のルールだと考え、私の「勤勉さ」を当たり前のように見做している。魔法瓶が空いたら、「趙寒陽！お湯を汲んできてくれ」とあしらわれたり、夜食や飲み食いの後、ピーナッツの殻やニワトリの骨を地面に散らかしては、「趙寒陽、明日、机を拭いて、地面も綺麗に掃除してくれよ」と指図したりしていた。

元々新米団員の私は、若い上、力もあるので、体を動かしたりする力仕事は大して苦にならない。一番堪えがたいことは、これらの「先輩」の体内時計は私のとは真逆で、私が二胡を練習する時に彼らは熟睡しており、私の寝る時間に彼らはちょうど興奮する時分だったので、二胡練習はいつも彼らに強く反対される羽目になってしまう。

最初は劇団のルールもよく分からなかったので、今までどおりの習慣で生活していた。朝六時半には必ず目が覚める。しかし周りの「先輩方」はまだぐっすりと眠っている。私は一人でこっそりと起床し、洗顔や歯磨きを済ませると外に出る。体操をしたりして体を動かす。そこへ、同期の皆も起床して集まってくる。舞踏組の女子達は足を伸ばしたり立ち回りの稽古をしたりする。七時半になると、皆続々と朝ご飯を食べに食堂へと向かう。我々一年目の新米の待遇は、食事と宿泊は無料提供のほか、毎月4円の安月給なので食事はただである。8時になると、私の二胡の音が決まって食堂で響き始める。まずは長弓から始まり、音階、それから味気ない練習曲だ。一時間以内では心地よい音楽は一切聞こえないはずだ。一日目はさすがに文句を言う人はいなかったが、次の日から我慢できない人が現れた。誰かが大声で怒鳴った。

「いい加減にもう弾くな！俺はまだ寝てるんだぞ！」

その一喝にびっくりして、もう練習できなかつた。寮に戻って枕元の目覚まし時計を見ると、すでに午前8時も回っていた。まだ寝ている人がいるなら、後で練習すればいいだろう。それから30分以上待ち、すぐ9時になるだろうからそろそろ練習しても大丈夫だと思い、先の練習曲を続けて練習はじめた。弓を2、3回弾いたら、また怒鳴られた。

「いい加減にしろといっただろ！お前はなんでまだ弾いてんだ！」

私はドキッとして、怖くて練習をやめた。入団したばかりだった私は、先輩たちの機嫌を損ねてはならないと忖度した。昨夜は遅寝だったのかもしれない。（昨晩はいつ寝たかも分からぬ）今日は先輩たちが起きられないなら、明日練習すればいいだろう。

午前9時からは、我々生徒達の稽古の時間になる。稽古は元々舞踏組の仕事で、陳麗華監督が生徒達を率いて舞踏の基本訓練をするのだった。私と王洪海君は舞踏組のメンバーではない

のに、本当に稽古に参加しなくてはいけないのか。本部の指導者達はそれについてわざわざ会議で打ち合わせたらしい。結果はやはり、生徒全員が舞踏の稽古に参加しなければならないという結論に至った。なぜかというと、当時の文工団内ではこういう固定観念が流行っていた。芸術的才能から見ると、舞踏家は最高で、次いでは声楽家、楽器奏者は才能が最低レベルだった。というわけで、本部の幹部はいつも新米団員にまず舞踏を稽古させる。舞踏ができない人は一步退いて歌を練習させることに。歌もできない人はまたワンランク下がって楽器演奏をさせるのだ。これは後にこんな冗談話にされ、団員達の間で密かに広まっていた。「団長はどうやって選出されるか知ってるかい？ 元々舞踏家を目指す人が、腰も曲げられないし足も上げられないから歌に転向。しばらく声楽を習ってみるが、高音は出せないし、低音もできないからまた楽器奏者に転じる。楽器はしばらく練習してみるが、速く弾けないしゆっくりも弾けないから指揮者を務めた。そうなれば、自分で演奏する必要もなくなり、ただ他人の演奏を指揮するだけで良い。しかし、指揮も出だしが揃わないうえ締めくくることもできないからまた作曲に転向。今度は好きな音楽を紙に書けば良い。他人の理解に任せて、演奏者が好きなように演奏するだけなのにしばらくすると、たまに鼻歌が浮かぶがメロディーはどうやら紙に書けないからまた転向を余儀なくされた。今や演劇団内では他にできる仕事はもはやない。上はその状況を考慮し、どうすればいいのかな、じゃ、団長を務めさせるが良いかも！」と案じる。口を動かすだけで他人にやらせば良いからだ。万が一団長の職も務まらなければ、また局長に昇進させればいいだろう」と（当時の社会主義の制度では就職した場合解雇できない）。

舞踏稽古はまずストレッチからだ。第一歩は足を手すりに上げ、頭を足の指まで前へ前へと押さえていく。第二歩は両足の開脚練習。床に座り、2人がかりで両足を左右に、最終的に直線になるように強引に伸ばしていく。この2種類のストレッチだけで、私と王洪海にとっては命がけだった。「老虎凳<sup>5)</sup>」の拷問じゃないか。女子はさすがに体が柔らかく、ストレッチをしながら談笑しているが、男子の王君と私の場合は全くダメで、涙が出るほど激痛に耐えているが、もう王君は「痛い、痛い」の連発で、皆の笑いを誘っていた。

こうして一週間の稽古が過ぎ、陳麗華監督も男子の2名が「向いてない」と判断し、本部幹部に報告した。これを幸いに、団長から舞踏稽古を免除され、それぞれ本来の専門に戻った。おかげで毎日午前9時以降は私の法定練習時間になった。うまくなくても、辞めてくれとクレームをつけに来る人はいなくなった。

毎日午後2時から5時までは政治勉強の時間だった。各組が集まり、それぞれ、『毛選』（毛沢東選集の略）を勉強したり、新聞を読んだり、時事について討論したりしていた。流れで言えば、まず一人が先に朗読する。その朗読途中、タバコを吸ったり、お茶を飲んだり、居眠りしたりする人が続出。討論の場合になると、最初はまだ話題に沿って話すが、10分も経てば、

もう脱線して、雑談になった。毎日がその繰り返しなので、皆がそれに慣れてしまい、だんだん気にする人もいなくなつた。

晩ご飯を済ませてから、通勤の人は続々と家に帰っていくが、本部に宿泊する人は、特朗普を楽しむなり、お茶を飲みながら雑談するなりで暇つぶしをするのが普通だった。私は相変わらず時間を切り詰めて二胡の練習に集中していた。こんなに頑張って専門に力を入れる私は、上に褒められるだろうと思っていたら、まさか大変なことが先に自分を待っていたとは思いもよらなかつた。

私たちの器楽組には、屠須銘（仮名）という名前の先輩リーダーがいた。皆に陰で「団有虚名」（名だけ）と呼ばれていた。その方は、専門ではかなりの腕前で、ある有名な師匠のお気に入りの弟子だと伝えられており、今や文工団の中では共産主義青年団支部書記に抜擢されている。我々のような新米団員は思想教育上、皆彼の管轄下に置かれることになつていていた。私は朝から晩までひたすら二胡を練習することで、他人から顰蹙を買つていたようだ。「趙寒陽は有名人になりたがっている。『白專路線（専門重視）』<sup>6)</sup>を突っ走る傾向がある」と屠に言いふらす人がいた。あろうことに、この屠先輩は人をいじめることが好きな人のようで、報告を受けると、即座に思想闘争の好例として自分の功績の見せ所だと、団員達を集めて会議を行つた。会議で、階級闘争の最新動向に注目し、「白專路線」の思想に走った者に断固闘うよう団員達に呼びかけた。幸いなことに、この時はまだ名指しで私を批判していなかつた。

実を言うと、私はこの屠先生のことを「兄師匠」と呼ぶべきだったのだ。なぜかというと、その当時、常州にはイケメンで文才抜群の4人の青年がいた。その4人はよく集まって碁を打ったり、音楽談義したり時事について討論を交わしたりして、「常州四才子」と呼ばれていた。恩師の劉逸安先生とこの屠須銘氏はその中の2人だった。私は劉逸安氏の弟子である以上、四才子のなかでは三番手の屠須銘氏も私のことを少しほとんど面倒をみるべきではないかと思った。ところが、彼は自分の政務実績を出すために、そして今後の昇進のための点数稼ぎに懸命で、友達の弟子に世話を焼くなんて考へてもいなかつた。

ある日、屠氏はわざわざ劉逸安先生のところに、「うちの団で新米団員の趙寒陽は、君の弟子だろう」と聞きに行った。劉先生は、趙寒陽が僕の学生だと知って、わざわざ挨拶に来ただ、屠さんはいいやつだなと思い、笑顔で「はいはい、どうぞよろしく。」と答えた。ところがそこへ、この屠須銘氏は厳しく言い放った。「趙寒陽は、二胡の二本の弦だけ取り、階級闘争の一本弦を切り捨てたやつだ。『白專路線』まっしぐらだ。今批判の対象になっている！そして、その罪の根源はどこにあるのか、背後に誰がいるのか、摘発しなくてはならん！知ってるぞ！ 彼の背後には君がいる！ 気をつけろよ。ただちに反省しないと、プロレタリアは君に制裁を加えるぞ！」これを聞いてさすがの劉先生も顔色が真っ青になって怒り、彼の

鼻先を指さして言った。「屠須銘！ 君はなんてやつだ。趙寒陽は革命のために一生懸命練習をしていると聞いているが、どこが悪いんだ！ 君たちの文工団は低いレベルのままで、どうやって人民に奉仕できるのか。長年の仲間なのに、趙寒陽にはたとえ何か間違いがあつても助けてやるべきだろう。それどころか彼は何のミスも犯していないじゃないか。趙寒陽は入団する前から私の教え子だったんだよ。今私は名譽も利益もかえりみず、ボランティアで君たちの後継者を育てているんじゃないか。なのに背後だのプロレタリア制裁だの、どういう意味だ！？ 犬の口から象牙をはくまい！ できるもんならやってみろよ！」屠須銘はなにも返す言葉なく、「じゃ、今に見ていろ、今に見ていろよ」と帰っていった。

それから、劉逸安と屠須銘はきっぱり縁を切った。私のためにそこまでして、堂々たる常州四才子の仲が割れ、どれだけの花鳥風月、琴棋書画の風流がなくなったことだろう。

事は簡単に終わったわけではない。翌日晚ご飯後、屠須銘は第二回団員大会を催した。我々新米団員10名の他、舞踏監督の陳麗華先生も参加した。屠須銘は固い表情で共産主義青年団を代表して会議の進行役を務め、まず自ら毛沢東主席の語録集を一段落暗誦した。「偉大な毛沢東主席は我々に、どのような状況下に置かれても、階級闘争を忘れてはならぬとお教えになつておられました。」

そう言いながら、彼は主席のしぐさを真似るかのように手を振り回したが、まったく似ていなかった。彼は言い続けた。

「階級闘争はほかでもなく、正に我々の身近にあるのです。今、世の中にはちゃんとした仕事をせずにぶらぶらしているばかりで、次世代の若者を我々と奪い合う人がいるのです。彼らは我々の若い団員に有名人になれ、芸術家になれ、とかいう資産階級の思想を教え込み、生徒たちが『白専路線』に走るように洗脳するのです。皆さん、大胆に意見を発表しなさい。そんな人とは闘争すべきではないでしょうか。」

生徒たちは互いに一目見合ったが、何か言う勇気のある人は誰もいなかった。屠須銘は続けて大声で命じた。

「趙寒陽、お前、立て！」

私はびくっとして即座に立ち上がった。頭を下げたままで、誰とも目を合わせることができなかつた。当時の政治的ホワイトテロを背景に、私は心より怖がっていた。ただただ屠須銘の次のような話を黙々と聞く他何もできなかつた。「あなたは今やもうプロレタリア戦士になつてゐるのに、なんでぶらぶらしていてまともな仕事にも就いていない人に二胡を学ぶのか。あの人の出自は知っているのか？ 彼のことについて何がわかると言うんだ。我々の団内では優秀な先生がたくさんいるだろう。どなたでもお前に二胡を指導できるだろう。階級闘争一直線よりも二胡の二本の弦が大事だなんていうやり方について、きちんと反省しなさい。名ばかり

の芸術家になりたがるような資産階級的な考え方を頭から取り除きなさい。我々が求めているのは心を真っ赤にするプロレタリア革命戦士であって、白専路線を突っ走る芸術トップを目指す者などでは決してありません。これからはきちんと自分の認識を深く反省しなさい。」

そう言いながら、また顔を他の生徒に向けてこう話した。「こうしましょうか。落ちこぼれそうな同志を救うために、本日より学習援助チームを創設しましょう。それでは、このチームの責任者を尚志芬さんに任せることにしましょう。解散！」

皆はだんだんと去ってゆき、私一人だけその場に留まり、動こうともしなかった。ただ涙だけがぽろぽろと落ちていく。悔しい、怖い、憤る、唖然……等々複雑な気持ちが心の中でこもごも入り交じり、絡み合っている麻のようで、切っても切れないで、整理すればするほど乱れてしまう。そこにある人がやってくるまで、どれだけじっと立っていたかよく分からなかつた。「趙寒陽、大丈夫よ。自分の物事の考え方さえ正せば、君は相変わらず良い同志よ。さあこのまま立っていないで、帰って休みましょう。」見上げると、舞踏監督の陳麗華先生だった。あたかも家族が現れたかのように、「陳先生、私は有名人になろうとも芸術家になろうとも何も考えていません。白専路線も走るつもりはありません。ただ二胡をもっと上手に弾きたいだけです。これも、人民にもっと奉仕するためではありませんか。」と私はむせび泣きながらそう答えた。「今日はもうここまでにしましょう。君も帰ったらよくよく考えてごらんなさい。今自分の思想の根源に何があるかよくよく掘り下げてみなさい。早く帰って休みましょうね。」と陳監督は優しく慰めてくれた。

そこから、毎晩七時から八時半までは、私のための学習援助チームの会議時間となった。尚志芬が責任者を務め、まず毛沢東主席の著作を勉強するのだった。「例の三篇」の「人民のために奉仕する」、「白求恩を記念する」、「山を移す愚公」から、「湖南省農民運動についての考察報告」、「党内の間違った思想の修正について」、「青年運動の方向」、「リベラリズムに反対する」、さらには『実践論』、『矛盾論』などの哲学著作まで、一通り学ばされた。会議の最後は、皆が私に対する批判のコメントを発表する時間だった。「有名芸術家になりたがる考え方」や「白専路線を突っ走る」ブルジョア思想を批判するのが目的だった。ほとんどの発言は「我々が批判しているのは趙寒陽その人ではなく、ブル思想なのだ。」あるいは「お互いに励まし合い、ブル思想の侵入を共に防ぎ止めよう。」と言及した。そこに、私はクラスメート達の受け身的にやらざるを得ないような気持ちと皆からの深い友情をしみじみと感じた。会議の雰囲気と皆の発言を聞くと、これは敵と味方の矛盾でなく、人民内部の矛盾のように捉えられ、何とか安堵を感じた。それで、私も毛沢東主席の著作をはじめに勉強し、皆からの発言に耳を澄ませてよく聞き、はじめにノートを取っていた。十数ページの思想報告も書いて提出した。

援助学習が始まって半月も経ち、ある日の午後に本部の全体会議が開催された。市文化局の

指導者も全員参加だった。会議中私は全面的な反省発言をさせてもらった。「私は、毛沢東思想については勉強不足で、階級闘争の観念も弱く、思想の方が単純すぎました。人民奉仕のために二胡の演奏レベル向上云々ばかり考えていました。主体的にブル思想の侵入を防ぎ得ることができずにして、もう少しで白専路線を走るところでした。私を救ったのは共産党と人民大衆です。とりわけここで屠須銘先生に感謝したいと思います。先生が折りよくこの新たな階級闘争の傾向を見つけ、私の背中を叩いて呼び覚ましてくださいました。同時に、学習援助チームの皆が私の間違った考えに対して批判して教育してくれたことを感謝致します。そのおかげで更に自分が直面している危険な境遇に気づくことができました。今後は毛沢東主席のご著書をもっと丹念に読んで勉強していきたいと思っています。何事に関しても階級闘争を旨にし、紅且つ専のプロレタリア革命文芸戦士を目指していきたいです。」

そう言いながら、屠須銘と学習援助チームの皆にお辞儀をし、改めて感謝の意を表した。涙まみれになって死を以て謝罪するほどではなかったが、確かに自分の考えの深いところまで掘り下げる反省するつもりだった。その後尚志芬は学習援助チームを代表し、十数日間の学習を通して皆が思想レベルにおいては大いに進歩することができ、階級闘争の複雑性と深刻性もはつきりと認識することができた云々と発言した。同時にこれからは学習援助チームを毛沢東主席の著作学習チームに改名し、永遠に勉強し続けていくことを公言した。皆の拍手の中で屠須銘は共産主義青年団を代表して発言した。彼はどのようにすれば鋭い目で階級闘争の新たな動きを見出せるか、どのようにすれば旺盛なプロレタリア感情で味方の同志を救い得るかについて自分の経験を分かち合った。最後に、市文化局の指導者は今回の「かなり効果的な」援助活動について十分に賛同の意を表し、さらに我々に経験をまとめ、わが市の文化系統にて全面的に普及させるよう呼びかけた。屠須銘氏も優れた政治的な働きで特別に常州市文工団革命委員会のメンバーとして任命された。そうすると、本部の指導権もより一層強化されることであろう。

数日後、市文化局は案の通りに文化系統内全職員大会を催し、我が「学習援助チーム」が会議で経験紹介をさせられた。もちろん、私は中で依然として救われた白専の典型として役を演じさせられ、もう一度文化系統内全職員の前で思想上の反省を深くさせられた。とことん「顔」を周知され、「名」も隅々まで覚えられたのではないか。その後本部は演出の任務を引き受けなければ、私に対する「援助作戦」はまだまだ続けていくだろう。屠須銘もそのことで大変な出世を遂げ、したり顔をして我々生徒に対してもっと厳しく取り扱うようになった。その当時、青年は皆思想上の進歩を求め、共産主義青年団に入ることが政治的に第二の人生を歩むこととして見受けられた。しかし、屠須銘の最悪を受けることなしには共産主義青年団に入ることは天に上ることよりも難しくなった。この屠先生は何年も風雲児のように自慢した

後、とうとう風流韻事が伝えられ、調査の上免職処分されてしまい、威光が地に落ちたかのように、未だに解放されない始末となった。

ある哲学者はこう言ったことがある。「神様が人を育成する方法にはいろいろあるが、その一つは失敗させ、苦しみを経験させることで汝が強くなり、知恵もそれで増していく。また、神様が人を壊滅させる方法にもいろいろあるが、その一つは成金の出世を与え、一夜にして大金持ちにさせること。それで汝は強欲になり、思い上がって調子づくことになる。」あれからかなり時間が経ってからある本でこの文を目にした時、それまでずっと胸に残っていた不平不満が瞬時に消えていった思いがした。屠須銘に感謝する念まで抱いた。神様がある人の壊滅を代価に私を育成したのではなかっただろうか。

常州市文工団が成立して初めて稽古に臨んだのは山東省歌舞団から習ってきた『農奴戦』(奴隸のホコ)という革命歌舞劇だった。当の演目は1927年に、江西省の小さな山村で共産党員の張という鍛冶職人が湖南省から革命の火種を受け、「三つの大きな山」に圧迫されている多くの貧雇農を団結させ、極悪の地主と戦い、最後に革命本拠地の井岡山にまで踏み入った物語を描いた。当時のいわゆる革命劇が大体そういうふうな決まった展開のストーリーが多かったが、何しろ文工団はいよいよ本格的に芝居の下稽古を始めることになるので団内全員が興奮気味になっていた。

やっと台本を手に入れた。ガリ版印刷<sup>7)</sup>のパンフレットだった。舞台美術担当チームに鋼板にきれいな字を刻み入れることができる職人さんがいた。彼は何日も徹夜して脚本を全て原紙に刻みこんだ。これは当時では一番流行りの印刷方法だ。薄い原紙の下に専用の鋼板を敷き、鉄製ペンで字を書きこんでいく。それからガリ版で印刷する。きちんと装丁したら一冊の資料になるわけだ。印刷工程はとても大変な上、汚いこともあり、本部はこの仕事をわれわれ器楽担当に回した。

その日の夕飯後、徐正栄隊長が我々を率いて「印刷工場」を始めた。稽古場にピンポン台を二つ置き、その上にガリ版のコピー機を乗せた。こんな簡易なコピー機を目にしたのは初めてだった。「機器」と言うよりはむしろ木造箱と称した方がいいのではないか。開けると網張りの木造の枠とハンドル付のローラーがあった。印刷する時は字が刻み込まれてある原紙を網に貼り、下のクリップに紙を挟んで右手でインクをつけたローラーを持ちながら原紙を下から上へと押していく。一枚コピーできるという仕組みだった。刻み済みの原紙が持ち込まれてきた。ワンセット分余りで合わせて50枚以上もあるだろうか。大きな紙束が数セットも運ばれてきた。原紙一枚につき60部も印刷するので、合わせて3000枚余り印刷することになる。これは正に大変な力仕事だ。手に力を入れて押さなければ綺麗に写らない。それをひたすら3000枚

も押していくのは、大の力持ちの張飛にしてもさすがに一人では成し遂げられない仕事だろう。それで我々は交代制でやっていくことにした。ほかの人は紙をセットするなり、インクを補充するなり、紙を折って製本するなりで大忙しだった。

時間はあつという間に十一時を回ったが、原紙はまだ十数枚しか印刷できなかつた。私は小さいころから十時すぎてもまだ起きていることはなかつたので、真夜中の様子は一切わからなかつた。眠くてあくびを連発した私だつたが、敢えておしまいの時間を聞く勇気もなかつた。皆少しも切り上げるきざしがなさうなので、我慢するしかなかつた。そろそろ時計が12時を回ろうとする時分になり、私はとうとう我慢の限界にきた。こっそりと隣の張昌生氏に聞いた。「張先生、今日は何時まで仕事をする予定ですか。」張昌生氏は器楽では中胡を担当する演奏者で、元常州市上海劇団から転勤してきた優しいお爺さんだつた。「お前、徹夜なんかしたことがないのか。この仕事は明日の八時まで終わるはずがないさ。これから徹夜戦のことは多いぜ、覚悟しろよ。」そう言いながら手中の仕事は少しも怠らなかつた。

私は口を開け舌を出して、何も言えなかつた。それではじめて人間は夜になつても寝ないで夜通し仕事ができるものだと分かつた。

それから脚本60冊がきっちりと卓球テーブルの隅に積み込まれるまで、我々は本当に翌朝の8時過ぎまで仕事を続けた。見渡すとどこもかしこも廃棄紙が散り乱れ、人々の手は青いインクだらけで、顔も色とりどりになり、鼻の穴さえも白っぽい紙の粉まみれだつた。

やがて舞踏組の女子達が起床し、男子たちの鬼みたいな顔を見て皆笑いを堪えきれずにブーッと吹き出した。

「何を笑っているの。我々の辛さを見てごらん。後片付けを手伝ってくださいよ。」リーダーの徐正栄隊長がそう言うと、陳麗華監督も舞踏組の生徒たちを呼んできて、

「皆さん、後で稽古をしますから稽古場を綺麗に掃除しましょうか。」  
と呼びかけた。

それから私たちに振り向いて、「ご苦労様。後は私たちに任せて。早く帰つてよく休んでくださいね。」と言つてくれた。

それで、徐正栄と張昌生の二人は印刷済みの脚本を抱えて団長室に復命を行つた。私たちは顔を洗つて漬け物にお粥のような食べ物で簡単に朝食を済ませた後、早くも睡眠補充に横になつた。

石子街にあるこの本部が実に小さ過ぎて演劇活動にはスペースが足りないので、1970年6月に常州市立文工団はとうとう天寧寺の近くにある元上海劇団本部だったところに引っ越した。そこはかなり広い土地にあり、大小60、70室の部屋をもつ回転式の二階建てが建つてゐた。

元々中国の十大佛教聖地の一つである天寧寺の参詣者ビルで、長年の歴史が誇る木造建築物だった。

新しい本部に引っ越したと同時に、我が器楽もリハーサル室として前よりずいぶん大きな部屋を手に入れたが、総楽譜を手にしてみて初めて、既存の器楽がまったく全体的な要求に答えられないことに気づかされた。器楽の現メンバー十数人の中では、私を除いて皆元上海劇団と滑稽劇団から転任してきた戯曲伴奏者だった。指揮者もおらず、楽器も揃わない。演奏レベルがまちまちで、楽譜すら読めない人さえいた。それで他の機関に頼んで数人出向演奏に来てもらい、なんとか楽譜の要求を満たすことができた。当時指揮者を担当してくださったのは文化局から出向してきた盛易新先生だった。痩せ細っていてベテランの音楽家だった。実を言うと、この劇の音楽はそう難しくはなかったが、リハーサルはけっこう手間がかかった。なぜかというと、演劇に伴奏するときは元々メインの二胡が先頭に立ってリードしてくれると、ほかの人はそれに合わせて演奏していくべきだが、今は総楽譜が出来上がっており、各声部は横がメロディーで、縦がテクスチャなので、少しもずれてはならぬことが分かった。指揮者の盛先生は音楽理論を解釈しながら拍子を取ったり、曲のリハーサルをしながら器楽の訓練にあたったりしたが、元々体調が優っていないお方なので、毎回汗だくで息切れしそうになるほど疲れていた。楽譜が分からぬが敢えて指揮者に聞くのも憚っている大先輩もいた。それでこっそりと私に聞いてくるのだった。実は、私も口耳四寸の学で、ただ臨機応変の術にすこし長けているだけだったが、それでも彼らが私を馬鹿にすることを止めるのに十分だった。

芝居の下げいこも実に面白く、役者がセリフの読み合せをする、動作の振る舞いについて切磋琢磨をするというのはもちろんのこと、舞台美術チームが釘で打ち付けて枠を創り上げるのも、バックとなる風景を描いたりするのも私には大変興味深かった。一番興味津々に見ていたのは道具チームが一から道具を作ることだった。門側に立っている石の獅子も、ごうごうと燃え盛る炭の火鉢も、まずは竹細工の材料でフレームを作り上げ、その上に布を張って造型する。それから古新聞紙を水に浸してできたパルプで細部まで作り上げていく。それが完全に乾いてきたら塗料で色を塗るとそれで真に迫る道具になる。中に仕掛けが施されている道具もあり、観客からはそれが本物のように見えて、俳優の演技にハラハラしたりする。

最も興味を惹かれたのは銃の小道具だった。長いのは発砲する毎に銃の撃鉄を引かなければならない旧式の歩兵銃で、短いのはグリップの部分に木の箱を取り付けたモーゼル拳銃で、抗日戦争題材の映画によくでてくる売国奴が使うような銃だった。いずれも舞台道具店から買ってくるものだが、本当に本物そっくりなだけでなく、火薬の紙を打つこともできるので、おもちゃの銃よりずいぶん面白かった。当時国内で道具の管理係を担当するのは馮群というおじいさんだった。私は暇さえあればいつも彼のところに入り浸って刃物を触ったり銃を手に取って

遊んだりした。公演中は、スタート合図用のピストルに使う大きな火薬紙を、専門の鉄製クリップにはさんで叩いた音で銃声の効果を出すようになっている。もちろんそのような火薬紙は専門の担当者のもとで保管されているため、簡単には手に入らない。私はよく公演前に、自発的に効果音担当の朱超さんにクリップの中へ火薬紙を入れるような手伝いをさせてもらったので、それを機にこっそりと十数枚を隠しておいた。その後楽屋に行って馮じいさんに銃を借りて劇場の裏口の外に行って発砲遊びを楽しんでいた。

二ヶ月ほど緊張感溢れるきつい稽古を通して、我々のこの革命を題材にする歌舞劇『農奴戦』はやがて中国共産党成立記念日のお祝いとして盛大に上演する運びとなった。公演場所は人民公園の向かいにある常州劇場だった。劇場の入口に大きなポスターが貼り出された。『常州日報』も公演情報を掲載した。特に今回は常州市文工団創立以来初めての出演となるので、市民達の深い興味をそそった。切符料金は四角、六角、八角に分けられ、一人当たりの俸給が30元余り程度の当時は、切符を買って劇を見にいくこと自体ずいぶん贅沢な行為だった。それにも拘らず、最初十五回の公演チケットは早々と完売することになった。正式公演前のリハーサルでは、市委指導部および文化局の幹部を審査として招いた他、我々出演者にも一人二枚ずつ切符が配られた。当時では、公演あるいは映画の切符を手に入れられることは非常に光栄で誇らしいことだった。そのためもあり、父と祖母はともに大いに喜んでくれた。人と会う度に口にして自慢げに

「孫の君ちゃんの芸術団は明日常州劇場で公演するのよ。切符も二枚だけで手に入ったわ。ほら明日早めに晩御飯を食べて劇を見に行かなくっちゃ。」  
と言う。

隣の人は、「お宅の君ちゃんは本当に出世したわね。うちの偉君は比べ物にならないわ。ただ一日中工場で働くことしか知らないわ。映画のチケットさえ手に入らないわよ。今度は君ちゃんにうちにも切符二枚頼もうかしら、我々も見聞を広めに見に行かなくては……」  
と羨ましそうに頼んできた。

「君ちゃんの団もそんなにしょっちゅう団員にチケットを配るなんてことはないからね、今回は初めてなのよ。次に余分な切符があったら、お誘いしますね。」と祖母は満面の笑顔で答えた。

関係者限定のリハーサル舞台は時間どおりに催された。役者達はメーキャップするために、午後5時にもう劇場に着いたが、私達楽団のメンバーは6時半に楽屋で集合することに。伴奏楽団のリーダーと指揮者はまず楽団のメンバー達に訓示を述べ、注意事項を知らせた。皆が躍起して、最大の努力を尽くして伴奏の任務を十二分にこなすよう決意表明をした。それから楽団メンバー全員で舞台の側面にあるトンネルを通ってオーケストラ席に入って調律し、楽譜を

チェックした。オーケストラ席は舞台の床からおよそ2メートルあまりの深い位置にある。一色に塗りつぶされた新しい楽譜スタンドは、わざわざこの劇のために買い入れたのだった。舞台が暗くなる時でも演奏者は楽譜が見えるように、楽譜スタンドの上に一人ずつ低電圧の楽譜ライトがはさまれていた。地べたに配線がたくさん並べられてあるため、歩くときは足元に要注意だ。演奏者はオーケストラ席に一旦腰を下ろすと舞台が見えなくなるのだ。高い指揮台に座る指揮者しか舞台上の様子を見ることができないので、私はいつも指揮者を羨ましく思っていた。高台に座って毎日舞台鑑賞ができるのではないか。その気持ちは、幼い頃バスの切符販売員のことを羨ましがった気持ちと同じだろう。毎日ただでバスに乗って町を巡回することができる上、それでお給料ももらえるから幸せな職業なんだろうなと思っていた。全く幼稚な子供心による考えではあったが。

公演は大成功を収めた。出演者全員が全身全霊を込めてすべての力を出し切って成し遂げた仕事だったからではないだろうか。皆公演のことを至難だが光栄極まる政治的任務だと見做しており、その仕事に対するまじめさは今の文芸団体では遠く及ばないレベルだった。舞台終了後、恒例によって指導層の幹部が舞台に上がって握手をして下さり、記念写真を撮影する時間になる。ただし、上層指導者と握手できるのはただ劇中にて英雄的人物に扮した役者数人に限られており、敵役を演じる役者にはそんな名誉は与えてもらえない。言うまでもなく、舞台裏で働くスタッフや私達伴奏楽団も同じくそばで見届ける権利しかなかった。

そこにわざわざオーケストラ席まで声をかけに来てくれた父と祖母を、私は指揮者の盛先生に紹介した。盛先生は父と祖母に、「おお、趙寒陽はとても賢い子でね、二胡の腕前もなかなかのもので、団内での素行も良いのですよ。」と誉め言葉をかけてくださった。父と祖母は遠慮しながら、「全部先生方のおかげです。今後とも厳しくご指導とご鞭撻のほど、よろしくお願ひ致します。」と答えた。

舞台終了後、チームごとにそれぞれ反省会議を行うことになっていた。もしも誰かが公演中に間違いを起こしてしまったら、批判と自己批判を余儀なくされるのであった。間違いを犯して反省会議で恥をかくといけないので、公演中では皆神経を張り詰めてまじめに臨んでいた。その時の文工団の芸術レベルと言えばそう高いものではないが、いわゆる思想上の革命性及び格式化された対処法のおかげで、公演の芸術的クオリティを最大限に保証できた。

我々生徒たちは集団活動して本部に寝泊まりする<sup>8)</sup>ことが定められているため、舞踏組の女の子達がメイク落としを終えた後、皆でいっしょに談笑しながら本部への帰路へと向かうのだった。交差点のラーメン屋を通りかかる時、いつも皆で一斉に夜食を食べに入った。その時、一度出演すると2両（1両は100グラム）相当の食糧配給切符<sup>9)</sup>と夜食費2角を受領することになるが、もらった食糧配給切符と夜食費を全部使うことを惜しく思って、1杯につき8

分のかけうどんしか食べなかつた。食べたくてたまらないときにもせいぜい1杯1角2分のタカナと細切り豚肉入りタンメンあるいは焼き餃子だけで腹ごしらえをして、それだけで大変満足できた。私は1970年に入団して生徒になって以来、もう二度と父親に生活費をもらったことがなかつた。そのことを私は心から誇らしく感じた。自分が自力で暮らしを立てられる労働者になつたからだ。

革命歌舞劇『農奴戦』は常州劇場でまるまる一ヶ月にわたつて公演されていた。どの日の会場も満員の観客でいっぱい大きな反響を呼んだ。上層指導部が任せてきた任務を立派に全うしたということで、団内の反省会議にも、文化局の指導者が出席して公演の成功を祝賀した。団長先生からは本部全員10日間の休暇をせよと命令された。よく休息をとつてリフレッシュした後、次の更なる大きな任務を迎えるために準備しておけとの命令であった。

しかし、私が帰心矢のごとくして休みに早く家に帰りたい一心でいたところ、突然屠須銘がいる事務室に呼びだされた。正直に言うと、私が最も怖いのはこの屠先生に呼び出されて面談することだった。しかし行かないわけにもいかない。それでえいっとばかりに思い切つて団支部の事務室に入るほかなかつた。

屠須銘はラタン製のひじ掛け椅子に座り込んでいて、左の足を右足の上にかけてのんびりしていたところ、私が入ってきたのを見て、「座りなさい」と言った。私はどきどきしながらそのままの椅子に座り、また何かの災いが身にふりかかるのだろうと頭の中で思い巡らした。そこに屠須銘は、

「最近、思想レベルはどれぐらい高めたかい」と聞いてきた。

私は、「えーと、毎日頑張つて毛沢東主席の著作を読んで勉強しています。特に過ちも何も犯していません。」と答えた。

「そうだね。やはりお前は進んでいると俺も思う。厳しい試練でもあろうが、党は今君に任せる光栄な任務がある。できるか。」と屠須銘はまるで目下に命令を下す首長のような口ぶりで厳かな表情で言った。

「はい！ 必ず党が任せて下さる任務を全うさせていただきます！」と私は口先でしっかりと答えたが、なにかをさせられるのに、嫌だという「い」の言葉でも口にできるものかとひっそりと心の中で思つていた。

「良し！ 党中央は現在5.16反革命集団を深部から掘削する政治運動を展開するよう全国人民に呼びかけてゐる。我々の団の中にも5.16反革命分子がおり、常州市文工団革命委員会が調査を通して、君を深部掘削5.16學習班に参加させることに決めた。」小声だが、屠須銘の話に私はまた仰天した。即座に立ち上がって言った。

「屠先生、私は何が5.16かさえ知らないのに、どうして反革命分子になるのですか。反革命

のことなんか絶対にしていませんよ。」屠須銘は手を振って私に座るように指示した。

「緊張しないで。君が5.16反革命分子だとは言っていない。逆に君は出身も問題ないし素行もいいから、更に君に対して挽回教育を施すために、階級闘争の最前線に派遣して訓練させようと考えているわけだ。学習班に行ったら、階級の敵と断固とした戦いをするんだよ。自分の立場をぶれずに入つて、規律正しく行動する！ それを再前提にしなさい。行く準備をしてらっしゃい。もうすぐ出発だ。」

このいわゆる全国範囲での5.16反革命集団を深部から掘削する運動とは、元来「四人組」が党の権力を奪い取るために画策する政治的陰謀策で、中国歴史上で最大の冤罪であった。しかし当時あのような白色テロのような政治環境下において、確かに皆が精神的に一刻も安堵できない緊張状態にあり、すこしでも油断したらなんらかの「帽子」を被らされる結果となり、その上「地べたに倒されてさらに一足蹴られて踏みつぶされ、二度と立ち上がることができなく」されてしまうのです。

この「『5.16』を深部掘削する学習班」は、麻巷に位置する常州市第三人民医院の中庭にある部屋に設置されている。常州市第三人民医院は元来伝染病治療を専門とする病院で、この中庭はさらに「関係者以外立入禁止」とされる秘密の場所となっている。拘禁された「5.16」容疑者は元上海劇団の脚色演出家で、「運動員」（スポーツ選手の意が元であったが、ここで特に文革運動にて管制処分の対象とされている者を揶揄して言う言葉として使われている）としてもベテランであった。生まれつき良い出身でなかった上、後になっても毎回「革命運動」にて管制対象とされており、今回も依然として悪運から逃れられておらず「学習班」に閉じ込められたわけであった。その氏名を公開するのはよろしくないため、拙作中では一応五さんと呼ばせていただこう。

学習班と称されるものの、実はいわゆる「5.16」分子に対する迫害、酷刑の自白を強いる拷問室であった。一旦ここに入ったら、この五さんは自由を失っただけでなく、彼を監視する人までも、「注意事項三箇条」を告知されるのであった。即ち、外出をしてはならない、家族と連絡を取ってはならない、階級闘争と関係がないいかなる業務活動もしてはならない。学習班全体が秘密厳守と閉鎖状態を強いられている。

学習班では監視される五さん以外に、取り調べ担当者三名と監視担当者四名の体制で、交替で看守の当番をしていた。取り調べ担当者は団革命委員会のメンバーが兼任しており、屠須銘もその一人だった。普段は昼間勤務で、勤務時間が終わったら帰宅できるのだった。監視担当は団から出自階級も問題なく、「文化大革命」に参加したこともない若者を抜擢して担当させるもので、私はその中の一人に当たる。監視担当は二人一組で、昼組と夜組の当番制で責任を果たしていく。しかし自分の当番時間が終わってもそこから外へ出てはならないことになって

いる。その中庭に四つの部屋が配置されており、一つは五さんの監視室で一つは取り調べ担当者の休憩室、その他の二つは我々監視担当の宿舎となっている。生活用品はすべて病院の入院部より提供された。布団、シーツなどを含めて、皆「常州市第三人民病院」の字が印刷されてあった。その時の私もさすがに若き故の世間知らずで、うんざりするような病床への嫌悪感もあまり持っていないかったし、持っていたとしてもなにも違う要求を出してはならないと最初から諦めていた。私達の任務は五さんに対して監視看守を実行することで、なにか異常が起きたら直ちに報告することだった。それ以外に、五さんが生きていく上で必要とされるすべての世話をするのも全部私達の仕事だった。例えば：ご飯を運ぶ、水を汲む<sup>10)</sup>、便器の排泄物<sup>11)</sup>を処理するなど。また彼の寝起きの時間を守るよう、ベッドから起こすなども仕事の一つだった。

この「学習班」は一体どんな目的で五さんをここに拘禁したのだろう。他に「5.16」分子の仲間はいないか、それを自白させるのが最大の目的だったらしい。彼は一つでもその名前を挙げれば、その人はたちまち隔離され取り調べられることになる。かつて学習班の取り調べ担当員の一人が突然入れ替えられて消えてしまったことがあった。後で人から聞いた話で分かったが、彼の名前がこの五さんに言及されたため、翌日即座に隔離調査させられたのだった。幸いに今の私達四人は根がまっすぐな若者で、「文化大革命」にも参加したことがなく、生まれつき「免疫力」を備えていたようで、心配無用のようだった。そうでなければやはりいつ摘発されるか、不安でよく眠れない日々を送らなければならなかっただろう。

五さんの監視室の中は、ベッド一台、机一台、ペン一本、紙一束の他に何もなかった。腰掛けさえ一脚もなかった。それを持ち上げて人に振ってけがさせるのを防止するためだった。食事を取るために30分間しか与えない。毎日午前5時から午前7時までの2時間しか睡眠時間を与えない。残りの時間は尋問時間を除いてひたすら自白書類を強制的に書かせるのだった。一回に次いでもう一回、十数回に次いで二十数回も反復して書かせる。それから取り調べ担当者が繰り返し毎回書いた書類ごとに照らし合わせてチェックする。違うところが一つでもあれば、そこを選び出してそれに対して尋問する。あとになると、五さんは数十ページもある自白書類を悉く暗唱できるようになり、何回書かされても一文字も間違えずに書くようになった上、自白書を書くことを習字の良いチャンスだと看做し、真剣に、一画ずつ慌てずゆっくりと書くようにして、出来上がった書類はその字が本当にきれいそのもので、まったく習字の良い手本になり得るものだった。

食事の時間に私達はいつもまず二人で食堂に食べに行き、それから彼のご飯を持ち帰ってくるようにしている。毎回三丼のご飯と一人前の野菜しか与えない。彼の給料はすべて取り調べ員が代わりに保管しているけれど、肉料理を絶対に買って与えないようになっている。それは

上からの「敵に対して温和・善良・恭敬・節制・謙讓してはならない、つまるところ敵に対して温情が過ぎて闘争性に欠けるような行為をしてはならない」という定めによるのであった。

五さんのご飯を持ち帰る人が戻ってくるとまた他の二人が交替して食事に行く。紀律規定によれば学習班の中では常時二人の看守監視員が見張っていなければならぬことになっていて。五さんが看守員を意識不明なまで殴り倒して逃走する恐れがあるためだった。ふだん私達には他にやることもないから、暇つぶしに彼の人事档案ファイルと自白書を小説のように読んでいた。理屈から言えば、一人の人事档案は重要な書類で、適切に専門の部門で保管されており、誰しもが簡単に目にすることができるはずだ。しかしその時彼のファイルは普通にテーブルの上に投げつけられてあり、尋問担当員もわれわれに目を通すように言いつけ、それによっていっそう階級の敵の真の姿をはっきりと見分ける眼力を持つたのだと言っていた。当の五さんの書類は本当に複雑で、一寸余りの厚さもあろうか。毎回革命運動で取り調べられた情況が記載されており、彼が自分で書いた各種の自白書も添付されている。その時私達が読んでみると、字面からやはり彼はいい人ではないと読み取れ、罰を受けるのが当然だと思っていた。しかし監視室に行ってみて、彼のあのような可哀相な様子を目の当たりにすると、また今のような対処の仕方は彼にとって多少残酷ではないかと思えてくる。同時に彼が突然飛びあがって私達に暴力を振って殴り倒すのではないかと恐れてもいた。そのため誰も軽率に彼の監視室に入る勇気がなかった。

時間はこのように毎日毎日退屈な中で流れていき、そんな中でも私にとって最も耐え難いのは、二胡に触れられないことだった。そこである日夕食を済ませた後、私の当番ではない隙間を見て、他の看守を務める3人にこそこそと探しを入れるように、表情を注意深く眺めながら聞いてみた。ちょっと団に戻って生活に必要な物品を取ってきてもらいかと。連日一度も予想外のハプニングが発生したことなく無事に過ごしてきたので、皆の警戒心もすでに和らいできたためか、彼らも「さっさと行って、早く帰っておいでよ。」と承諾してくれた。私は特赦令でも入手できたかのように、素早く病院を走って出ていき、湯錦慧さんの家に向かってまっぐらに走った。病院から彼女の家までは、散歩して5分、ランニングだとただ2分だけを要した。錦慧さんの家に着いたら、彼女自身も弟の錦亮君も、お父さんもお母さんも皆いたので、私が突然姿を現したのを見て、ご家族一同喜んでくれた。最近どうですか、どうして長い間遊びに来ないので近況を尋ねてくれたが、私はかいつまんで近況報告し、今日来たのは、一ヶ月も二胡に触れることがなかったので二胡に触りたいだけだからだと説明した。そこに、錦亮君は彼の二胡を手渡してくれると、私はたばこ中毒の人が一本のたばこをやっと手に入れたかのように手に取ってすぐ弾き出した。本当に再び二胡の弦を弾くことができた嬉しさと楽しさを存分に味わえて心から満足した。

少しの間二胡を楽しむと、長く逗留してはいけないと自明しているので錦慧さんご一家に別れを告げ、病院に走って帰っていった。到着を報告しようとすると、もうおしまいだと知らされた。事がどうしてそんなに運悪く運ばれたか、平素夜間尋問担当者はここにくることはないのに、その晩に限って屠須銘氏がやってきた。私がいないのをみて、趙寒陽はどこに行ったのかと皆に詰問した。団に生活用品を取りにいくだけだというからすぐ戻ってくるだろうという誰かの答えに、屠氏が「これはまさに紀律違反じゃないか。ここでやつの帰りをまってやろう。」と、めらめらと燃え上がる怒りを覚えたらしい。

私が戻ってきて扉の中に踏み込むと、屠氏がそこに座っている姿を目にして、雷が落ちてきたかのように脳裏が「ぶん」と鳴った。悪い結末が待っているだろうと覚悟した。仕方がない、びくびくして歩いて行って、

「屠先生。」と呼んだ。心細くて声の勢いが弱いことがバレバレだった。

「どこに行ってきましたか。」ほら、私に対する尋問が始まったのだ。

「私、私、私は、本部に行ってきました。」

私は答えた。

「何のために団に行ってきましたか。」

「ものを取りに行ってきました。」

「何を取ってきましたか。」

まずい。明らかに手ぶらで帰って来た私だった。

「本当に、何を取ってきたというのか！」

「私、私、何も取ってきていません。」

「じゃ何をしに行ったというのか！ 率直に言え！」

屠氏の態度がますます厳しくなってきた。

「私、私は、ただ、ただ、友達の家に行って、二胡をすこし弾いてきました。」私は白状するほかなかった。

「よし！ こんなに鋭い階級闘争を前に、君はよくも戦闘の持ち場から離れて二胡を弾きに行けたね。君の考え方は依然としてなにも変わっていないようだ。すぐ反省書を書いて私に提出しなさい。思想の根源にある問題点を真剣に掘りさげるようだ。」

屠氏はそう言いながら、また他の看守担当の3人に對し、

「君達も紀律を守らなくちゃいけない。勝手に出入りしてはいけません。特にこの趙寒陽！ しっかりと彼を見張るように。もう二度と外へと出るのを許してやってはいけない！ そして思想上の向上も、彼に手助けをしなさい。」

その3人も息をするのも恐々になったようでひたすら「はい！ はい！」と承諾するほか何

もできなかった。さすがにここは階級闘争の最前線で、屠氏もまた革命委員会の寵児だけあり、いったん「思想が革命的でない、立場が定かでない、路線が明らかでない、闘争が有力でない。」などの罪状を被らされたら、本当に笑いごとではないのだ。

彼が去った後、3人が皆私を慰めに来てくれた。学習班の中でしっかりと働いているし階級闘争の観念もとても強いのを証明できるようなことをたくさん言っていたので、真剣に反省書を書いて提出して屠氏の許しをもらえれば、今度の件はもう過ぎ去ってしまうだろうと。そう聞いて心の中はいくらか少し落ち着いてきた。どのみち就寝時間まではまだ時間があるので、反省書を書き始めるにした。

たった一日が過ぎ、私の反省書もまだ提出するのに間に合っていないうちに、学習班には一件大事が起きてしまった。その結果私が看守職から離れてしまった問題も取るに足りなくなり、とうとうやむやのうちに棚上げされてしまった。

この五さんは拘禁されている間、人生の苦難を受け尽くした。尋問される時腹を蹴られてそこにしゃがんだまま長い時間立ち上がりがれなくなったり、顔にびんたを食らわされて、鮮血がたちまち口もとに沿って流れ落ちてきたりしたが、私達はもう見慣れていて少しも珍しくなかった。私はそんな場面を目にして心中も本当に可哀そうだと思ったが、しかしどこに本音を出せる勇気があろうか。それはもはやプロレタリア階級としての立場の問題で、まして自分もまだ「教育挽回」の真っ最中の身であった！しかし彼にとって最も辛かったのは、十分寝られないことだった。毎日午前5時にやっとベッドへ上がるのを許され、朝7時になったらすぐにベッドの上から引きずり起こされてしまう。睡眠不足は直接昼間の居眠りの原因になるが、尋問員は少しの間も置かずにちょこちょこと見張りに監視室に足を運ぶ。彼が伏せてテーブルの上で居眠りしているのを発見したら、直ちにテーブルを全力で叩いてひどい震動で彼の目を覚ます。暫く経ってまた彼がテーブルに伏せて居眠りしているのを発見すると、彼の髪の毛をぐいっと捕まえて、顔にびんたをくらわす。一日二日ではまだ堪え忍べようが、一ヶ月以上も続くと、人間としてはもう気が狂ってしまうだろう。恐らく彼はもしもこのままではきっとここで死んでしまうだろうと考え、その日の夜中に、監視員が気のゆるんだ隙になんと人一人の高さがある後ろの窓から飛び降りて逃走した。当番に当たる阿寿君が監視室の定例検査に行く時、扉を開けたら人影がないのを見て、後ろの窓が開けっぱなしになっているのに気づき、まずい！ とすぐに悟り、大声で叫び出した。

「皆早く起きろ！ 5.16分子が逃げちまったぞ！」

そう叫びながら外へと追いかけていった。

この中庭はすべて平屋で、とても高いとは言えない。阿寿君は扉の外に走って屋根上に黒影があるのに気づくと、塀を越えて病院を逃げ出そうとする様子が見えた。幸い阿寿君は20歳

余りの若者で、芸術団ではダンスが専攻で、体も頑丈で力強い。その時も力強く足で地面を踏ん張って手を十二分に伸ばすと、その瞬発力で屋根上に上り詰めた。そこから死力を尽くして相手と戦いを始めたのだった。

私達は叫び音を耳にして、皆すぐ服をはおって扉の外へと走りだした。ちょうどその前の数日間にわたる部屋の修繕で、そのまま梯子が壇上に寄りかかっているのを見て、皆で急いでしごの移動に力を合わせた。五さんの方は、捕まつたらどうせ死ぬだろうと覚悟しているらしく歯を食いしばってやつけてやろうと阿寿君と必死に戦っていた。事がここまで至っては、もう本当に生きるか死ぬかの階級闘争になったと言っても過言ではなかったろう。

二人は屋根上で死にもの狂いの取組み合いを繰り広げている。五さんは心の中でこう覚悟していたのだろう。お前を抱いて地面へと転んでいくうではないか。こちらが落ちて死んだら、もうこれ以上ひどい目にあわないで済むだろう。お前が落ちて死んだら、私も元がとれて損はないだろう。そこで、足を屋根から一歩離すと、二人は屋根の坂に沿って下を向いて転がっていました。もしも本当に地面まで落ちていったら、先に地面に着く人はきっと命を失うか大けがをするだろう。二人が軒先まで転がった時、阿寿君は足で必死に雨水を流す溝につかまり何とか地面に落ちずにするんだ。そこにまたしごを上って屋根上に上った若者2人が参戦し、五さんの方はげんこつを何発か食らったらもう反抗能力を失なってしまい、皆にしっかりと捕まえられて下へと引っ張られていった。

監視室に戻ると、誰かが椅子を運んできて、縄で五さんをしっかりと椅子に縛り付けた。皆はそれでやっとほっと一息をついた。阿寿君を見ると、服も引き裂かれたし、顔にも手にも擦り傷ができてまだ血を流しているではないか。私達は皆阿寿君の何者をも恐れない革命精神に心から大いに敬服した。皆次から次へと彼に着替えの手伝いをしたり、傷口の手当をしてあげ、病院の本拠の建物まで走って薬を持ってきて彼に手当をしたりして、夜が明けるまで大忙しだった。

本当のところ、その日の事を振り返れば、私たちは阿寿君のおかげで救われたのだった。もしもその時五さんを逃がしてしまったら、あるいは屋根から地面に落ちて死んでいたら、あるいは鬪いの中で阿寿君が落ちて死んでいたら、私達の負うべき責任は大きすぎて負っても負いきれないものであったろう。そのため、皆は心の底から阿寿に感謝して、彼を兄貴のように敬った。

当時電話はまだ普及していなかったため、尋問担当員は午前勤務に来た後にやっとこの事を知ったのだった。五さんに対してより厳しい取り調べを行うほかに、文工団革命委員会は阿寿の勇敢な行為に対して顕彰を行い、党支部は阿寿の即決入党を進めた。

それから私は依然として学習班における自分の職責を尽くしており、何事も起きずに半月余

りを過ごすと、はらはらせられる事件が再度発生した。

それは急な雨風に見舞われた嵐の夜で、私の当番ではなかったので、とっくに夢の世界に入つて時間が経っていた時分だった。当番に当たる阿青君は五さんの監視室に定例検査に行って扉を開けて見るとテーブルの前にもベッドにも人がいなかった。まさかまた逃げたのか。焦った阿青君は大声を出して叫んだ。

「早く起きろ！ 5.16分子はまた逃げちまった！」

そう叫びながら屋外へと突き進んで走つていった。

私達はその叫び声を聞いてすぐベッドから起き上がって、暗闇の中で何らかの服をつかんではおりながら屋外へと走つていった。外は雨が降り続いており、何の異常もなく静まり返つてゐる。屋上を見上げると人影もなく、監視室の窓を振り返つてみても、ちゃんと閉まつてゐるので開け放しになつてゐない。それできつとあいつは扉の後に隠れていて、誰かが入つた途端に襲撃するのではないかと皆が考えた。そう思いながらまた皆で走つて戻つてきて、監視室の扉が半分開いてゐるのを見て、阿青君は力を入れて強く扉を押してみた。あいつがもしも扉の後に隠れていたら、そのまま彼を挟んでしまおうと考えたらしい。結局扉が重くて、いくら力を入れて押しても全開にならなかつた。明らかに扉の後に何かが当たつてゐるような感じだつた。そこで阿青君はまた叫びだした。

「僕はこのまま扉を押すから、皆で中に入つて！」

私達は、一人一人が厳重に警戒して階級の敵と闘う覚悟をしながら監視室に入った。阿寿君は一目で扉の後ろに誰かが隠れてゐるのに気づき、一喝した。

「出てきなさい！」

その人はちつとも動かなかつた。阿寿君はまた一喝してみた。

「早く出ておいで！ お前は自らわれわれ人民とのつながりを断ち切つてはいけない！」

その人はそれでもやはり動かなかつた。皆はどうもおかしいと感じ始めた。阿寿君はそれで「阿青君、もう扉をおさないで早く中に入つてきて。」と言つた。

阿青君は手を放すと、扉はぱつと開いた。皆はこれでやっと状況を確認できた。五さんは扉の後ろにある大きな釘に一枚のマフラーをかけて首を吊つて自殺をはかった。その釘はもともとタオル干し用に針金を張つたものだつた。そのような事態は誰も遭遇したことがなかつた。皆が「しまつた、しまつた！」と驚き呆れてそれ以上の言葉も出さずに、棒立ちするほかなかつた。しかし阿寿君はいろいろ世間を見てきた人で比較的冷静だつた。彼は五さんを抱きあげて上へとぐいっと持ち上げて、「早く！ 早く解いて！」と叫んだ。

さすがに肝っ玉が大きい阿青君は、マフラーを解いて阿寿君を手伝つて五さんをベッドまで抱いていつた。幸いにここは元々病院の中なので、誰かが急ぎ足で医者を呼びに行つた。数分

後に、白くて丈の長い服をまとっている医者四、五人が酸素ボンベなどを押しながら駆けつけてきた。まだ早いうちに発見できた上、吊っていた時間もまだ短かったためだろうか、それにマフラーも比較的太いものだったので、五さんには一筋の息がまだ残っていたが、すでに意識を失っていた。医者達は急いで五さんに強心剤を打ち、また酸素ボンベをつなぎ、人工呼吸もするなどして夜が明けるまで緊急処置を施し続けた。それで五さんはついに一命を取りとめることができた。

それからの七日間は、五さんはずっと意識不明の状態のままで、口の中から白い泡を吐いており、静脈滴注のブドウ糖に頼って命が維持されていた。監視室全体がこの上ない生臭さで溢れている。どのみち五さんが再度逃げ出す恐れもなくなり、私達もご飯を届けるお世話も省けた上、医者が二時間ごとに部屋の巡回をして下さるので、私はやむを得ない状況がない限り、決してその監視室に入る勇気がなかった。私は彼の蘇生する日を見届けることができなかつた。「特赦令」が下されたからだった。

常州市文工団は7月にみごとに革命の歌舞劇『農奴戦』<sup>12)</sup>の舞台を成功させた後、市委員会と文化局の指導者達より高く評価された。その時ちょうど中央は革命的模範劇を普及させるよう強力に呼びかける真っ最中で、上級指導者は革命のモダン・バレエ劇『赤軍女子連隊』を上演させるという光栄な任務を我々の文工団に任せることを決定した。春節の際に全市人民に向って祝いの贈り物ができるようにと指示を下したのだった。

革命的模範劇とは名前の通り、必ず決められた見本の通りに上演しないといけない劇のこと、各方面においてすべて見本団と同じ編成と要求を満たさなければいけない。他の面はまだなんとかできようが、ただ楽団は大きな難題だった。まずは人員が不足していること。在籍しているメンバーは革命的模範劇の楽団の編成要求を満たすのにまだ程遠かった。それに楽器も揃っていないかった。元の楽団はただ小型の民族楽団にすぎず、革命的模範劇を上演するには少なくとも単管制の西洋管弦楽隊が必要なのだ。そのため、団の指導者は外に分散している楽団メンバーをすべて呼び戻すように指示を出すほか、また労働組合総連合会のアマチュアオーケストラから短期的に数名の人員を調達して団の仕事に来もらい、革命的模範劇『赤軍女子連隊』<sup>13)</sup>の舞台を成功させるという光栄な任務を全うさせることに全力で努めた。一枚の人事移動指令は「学習班」<sup>14)</sup>まで下され、私はやがて「刑期満了釈放」となった。

家に戻った私の事を、父と祖母が別人のように見ていた。

学習班にいた二か月の間、散髪したことも入浴したこともなく、服を着替える事すらなかつた。本当に刑務所から出た人間のようであまりにも可哀そうにみえた孫を目の前に、心がうずくほどに慈しんでくれた祖母のその時の様子が、私は今もなおはっきりと目に浮かぶ。彼女は

涙を浮かべながら何度も繰り返し言っていた。

「見てごらんよ、どうしてこうなったの。もっと前にこんなことになるのを知っていたら、文工団なんかに行かせなかつたよ。」

私は慌てて祖母を慰めて言った。

「大丈夫だよ。何事もなく無事に帰ってきたからね。」

しかし実のところ、その時私の心の中は混乱状態で、しばらく落ちつくことはできなかつた。自分は団の中で「ブラック・リスト」に入れられたのではないか、これからあの屠須銘先生はどう私を虐めるのだろうか、革命的模範劇を上演させるために西洋楽団を要すると聞いているが、私には何ができるのか。それに学習班に閉じ込められている五さんのことも思い出し、私がそこから離れるまで彼はまだ目が覚めていなかつたが、これから目が覚めることはあるのだろうか等々、一日中ずっと思い巡らせていました。ずいぶん後に聞いた話では、その後五さんはやがて蘇生して引き続き学習班で審査を受けていたが、その後実家まで送還された。「四人組」<sup>15)</sup>が打倒され、「文化大革命」<sup>16)</sup>も終わった1978年に、彼の名誉回復のために団がわざわざ大会を開いて徹底的に長年の冤罪を償つた。その後彼は団の仕事にも復帰できたそうだ。私がすでに常州市文工団を離れて北京にある大学に赴いた後のことだったが、折よくある夏休み期間中に、私は休暇を過ごすために常州に戻った際、文工団（その時すでに「歌舞団」に改名）に寄つた時、彼に偶然会つことがあった。私は一目で彼だと分かった。心の中では、あの五さんではないか、長年会っていないが何も変わりがないようだなと思っていた。彼は恐らく私だと分からなかつたようで、隣の人に誰だと尋ねたのだった。「趙寒陽だよ。私達の団員だったけれど、今北京の大学に合格して、大学に通いだしたのよ。」云々と隣の人から聞くと、「へえ」と答えただけで余計な話を何もしなかつた。これは私が学習班を出てから唯一彼に再会できた機会だったが、ずいぶん後の話になる。

文工団の楽団にとって革命的模範劇『赤軍女子連隊』の舞台稽古は、実にもう一度生まれ変わるような大革命だった。まずそれぞれのメンバーが必ず自分の専攻の他に一種の西洋楽器を新たに身につけなければいけないこと。そして楽譜は一律五線譜になっており、それを読んで演奏すること。ホルンとチェロの中から選ぶように団の指導者に指示を出された時、私は迷いもなく後者を選んだ。それで楽器室より上海製のチェロを交付された。ところでどう練習するかは自分で考えなければならなかつた。私はあらゆるところに頼んで、ついに一冊の『弦楽器の演奏法』という本を借りることができた。それはバイオリン、ビオラ、チェロ及びコントラバスを総合的に紹介する普及型の読み物で、挿し絵も文章も内容が豊富で分かりやすかつた。私は至宝を手に入れたかのように、二日間を費やし、本の中にあるチェロについての部分を丸ごと写し取り、十数枚の図さえトレーシングペーパーでなぞって写し取つた。それから型通り

にやっていたら、僅か一週間だけで音階を身につけることができた。昔五線譜の知識について独学したことが、この時実に大いに功を奏した。振り返ってみると、生涯伝統演劇の伴奏に努めてきた目上の先生方が本当に可哀そうに思えた。もともと数字譜<sup>17)</sup>さえきちんと読めないと、今やあのすきまない「小さいオタマジャクシ」みたいな五線譜を読むのを強いられるとは、まるで私達が数千年前の甲骨文を目にする時の心情と同じなのだろう。しかしそこはもう革命的模範劇に対する態度の問題で、大胆に「そんなのできないよ。もうやらん！」と口にできるものではない。それで皆同じく西洋楽器を手に取って老眼鏡をかけ、少しづつかじりついていくしかない。しばらくの間、本部がとてもぎやかになり、楽器の音が絶え間なく伝わってくる。決して心地良い音色ではないが、実に士気高揚だった。

労働組合総連合会のアマチュアオーケストラの同志たちも加わってきた。彼らの中に本当に元楽団あるいは軍樂団で務めたことがあるメンバーがいた。そこらへんにある管楽器を何気なく手に取って音を出してみせただけで我々が仰天させられたのだった。「しっかり勉強しよう」と私は心の中で自分に言い聞かせた。

この『赤軍女子連隊』という劇は、私達が無錫市歌舞団に学んできたものだった。本部が命令を下し、各チームは早速精悍な勇士を選抜し、無錫に劇の勉強に向かわせた。楽団は庄天才、駱懷民と私など六人からなる写譜チームを組み、無錫市歌舞団宿泊所の部屋の中で、写譜の戦場を整えたのだった。テーブルの上に並べられてある二寸余りの楽譜を目にしては、締切日まで五日間しかない事を考え、皆頭がしびれる思いをした。

早速取り組もうではないか。一人一人がテーブルの上かベッド板の上で自分の陣地を取った後、早速鉛筆や直線定規を取って写譜の戦いを始めた。その仕事は本当に大変でたまたまではなかった。私は五線譜の知識についてすこし学んだことはあるが、まだまだ熟練ではない。なによりあのような複雑な総合楽譜を見るのも初めてだった。はじめは線を数えながら書き写していたので写すスピードは大いに遅れていた。しかし一日も経つと、私の五線譜を書き写す技巧がすでに皆と似たり寄ったりになった。何日かすると、私のスピードと品質がすべて一番になった。しかし思いも寄らぬことにそれから団が私を楽団の写譜専門員に指名するようになり、毎回新しい劇に取り組む際、いつも楽団全体は休みになるが、写譜担当の私は徹夜を余儀なくされ、心身共に疲れきっており、苦しみに喘いでいた。ある時、私は本当に我慢できなかつたので、病院で働く同級生に頼んで病気のためという欠勤届を出してもらい、なんとかその時の写譜任務から逃れた。そのため、例の屠須銘先生から何度も聞かれたが、最後まで隠し通したので、諦めてくれた。

無錫で楽譜を書き写す仕事を従事していた間、皆毎日13、14時間前後働き続けており、目も真っ赤になり、手にはたこもできた。最後の1ページの楽譜を期限どおりに完成させた時、全

員へとへとでベッドへ倒れ込み、そのまま長い時間会話もできなかつたほどだつた。

それから団に戻り、また何日間かの奮戦を経てそれぞれの分の楽譜も写しそろえた。ついに楽団の舞台稽古が始まつた。指揮者を務めるのは余傑先生で、彼は上海音楽学院の優等生で、楽団指揮者としても長年の豊富な実践経験を積んでおり、大のベテランだつた。われわれは単管制の管弦楽隊で、弦楽がバイオリン16、ビオラ6、チェロ6とコントラバス3を用いてゐる。私は6つのチェロの中で最後の一人だつた。

1日目のけいこで、私は目は楽譜を見ているが、手はまったく追いつかなかつた。楽団が休憩に入ると、他の人が皆お茶をすすったりたばこを吸つたりしている間、私は一生懸命自分が担当するパートを練習していた。昼休みも夜も一人でけいこ室の中に身を浸して練習を続けていた。今度は誰もが私のことを「白専路線」を突っ走る異端分子だと訴える人がいなかつた。皆一様に私が革命的模範劇を普及させるために基礎的な訓練を懸命にこなしていると認めてくれていた。春節の正式公演までに、私は自分が演奏するチェロのパートについてほとんど暗譜することができるようになり、技術上でも完全にクリアできるようになった。一人の潜在能力が確かに非常に大きいことを実感した。どんなにきついことに直面しても歯を食いしばって全力で対処していくべき、できない事がないことも体感した。私がチェロを手にしてから、三、四ヶ月しか経っていないうちに、なんとオーケストラの中で皆と席を並べて『赤軍女子連隊』全劇を演奏できたことが、私が自分の従事している職業に対して大きな自信になった。時が経つにつれ、私はチェロパートのラストから、次第に首席の位置まで上がり、その上1976年のある舞台公演にて「サリハは毛沢東の戦士」<sup>18)</sup>と「映山紅」<sup>19)</sup>の両曲の独奏をこなせて、常州の文芸業界にて小さなセンセーションを引き起こしたことがあつた。

春節期間中に私達はついに常州市内最大規模の劇場——紅星劇場において革命的モダン・バレエ劇『赤軍女子連隊』を上演した。これは完全に模範劇団の要求に従つて演出するバレエ劇で、その陣容の強さにせよ、場面の宏大きさにせよ、常州市文芸舞台で前代未聞の大規模なものであり、しばらくの間、お茶の間の話題となる出来事だつた。古き諺でも謳われる通り、「舞台3分、稽古3年」。それは実に確かであった。今回の公演のため、団全体の百数人が全力で対処した苦労は、言葉で表せるものではなかつた。舞踏組の女の子達のことだけでも触れさせていただくと、バレエの基礎訓練で足の爪も抜け落ちていたりして靴下も血で足にくつついで脱げなくなり、痛みであぶら汗をかくこともたびたびあった。彼女たちと比べたら、私が徹夜して楽譜を書き写すことや、昼も夜もチェロの練習に没頭したことは、なにも大したことではなかつたのだ。

1971年、常州市文化局は当市文芸事業の発展を遂げ、より一層多くの芸術人材を育成するため、上層指導部の許可を得て、また新たに「常州市文芸学校」を創立した。学校は人民公園

の中に設置されており、数十人の新入生を募集した。それらの新入生は私よりも歳が若く、少し年上でも中学を卒業していない人、最も年下の人は小学校を卒業したばかりだった。学校創立の当初だったため、まだ教師が足りないので、大部分の学生を私達の団に置いて委託養成を依頼してきた。私達の楽団にも数名の学生を割り当てられた。それから、楽団のけいこ室にカチカチと鳴く小さな「カササギ」が加わり一段とにぎやかになった。

『赤軍女子連隊』の公演後に、労働組合総連合会のアマチュアオーケストラからそのまま常州市文工団の仕事に転じてきた一部の同僚の他、残りの人は続々と各自の持ち場に戻っていった。楽団はやむを得ずベテランが新米を教育するという方法を探り、常州芸術学校の若い学生達を育成するしかなかった。そのため、自分がやはりまだ学生の身分でいながらも、先生として、一人目のチエロの学生の面倒をみることになった。それ以外にまた、芸術学校の学生達に音楽理論の授業を担当することになり、編纂した講義は1976年に『音楽の基礎理論』として一冊の完全な理論書として整理して文化局の審査に届け出た。それは好評を博す出版物となつた。実は私は彼らに比べて二、三歳の年の差しかなく、自分でもまだ腕白な子供の気分でいたが、私が学生達に講義する時のようなまじめな表情を、彼らは今なお鮮明に覚えてくれているらしい。

1973年4月、一枚の学生修了証書は私が文工団にて弟子から卒業したことを証明した。そのお祝いのために、父親が私に三点の貴重なプレゼントをしてくれた。真新しい鳳凰ブランドの自転車、上海ブランドの腕時計と家の中のベッド1台——私が昼間自転車で仕事に向かい、夜家に帰ることが許されたのだった。それで私は毎月17元の給料で独立生活を維持できる一人前の正式なプロレタリア文芸戦士に転身できたのだった。

その年、私は18歳だった。

## 注

- 1) 文工团 wéngōngtuán 演劇団。中国各地方政府に所属し、芝居、演劇、歌唱、演奏などの音楽活動する団体。
- 2) 爷 yé 北京方言で旦那。業界の先輩男性に対する敬称。反対語は孙子 sūnzi 青二才、出来損ない。
- 3) 学徒 xuétú 見習、新米。
- 4) 师傅 shīfù 師匠、親方、先輩。
- 5) 老虎凳 lǎohǔdèng 捺問用の道具。長腰かけに座らせ、膝上を腰かけに固定させ、足を無理やりにあげて拷問する。
- 6) 白专道路 Báizhuān dàolù 技術や学問などに専念し、革命活動にも感心のない人のすること。紅专道路 hóngzhuān dàolù 革命活動に熱心な人のすること。
- 7) 油印 yóuyìn ガリ版印刷

- 8) 住团 zhùtuán 演劇団の寮に宿泊すること。
- 9) 粮票 liángpiào 1980年代末までの、計画経済による国からの食糧配給チケット。南方は米、北方は米と雑穀。成人男性は一ヵ月約14kg、女性は約13kg。このほか油票 yóupiào 食用油チケット。大学生は一ヵ月100gほどで、学校の食堂で集中管理。肉票 ròupiào 食肉チケット。成人は一ヵ月ほぼ200g。布票 bùpiào 布チケットなどがある。
- 10) 打饭 dǎfàn 食堂からご飯とおかずを買ってくること。打水 dǎshuǐ 所属部署のボイラーからお湯を汲んでくること。打车 dǎchē タクシーをひろう。
- 11) 尿盆 niàopén トイレのない部屋に用意する小便用のお盆。尿瓶。
- 12) 农奴戰 nóngnújī 奴隶の戦。毛沢東の詩作『七律到韶山』の一語。上海人民芸術劇院演出の6話新劇。
- 13) 紅色娘子軍 hóngsèniángzijūn 赤軍女子連隊。即ち中国工農紅軍第二独立師団女子軍特務連隊。バレエ「赤軍女子連隊」は、李承祥他監督の、中央歌劇舞劇院バレエ団による6幕のバレエ。革命バレエとも言うが、これは、松山バレエ団が1958年中国で中国映画『白毛女』をバレエに改編し、好評を得たことから、その後中国にバレエが流行したが、「赤軍女子連隊」はその中の1つである。
- 14) 学习班 xuéxíbān 毛時代、共産党が問題ある党员などを法律処置なく教育する手法。その後、「双規」といって、決まった場所で決まった時間に問題ある党员などに集会させ、反省など促す。19大後は「双規」は「留置」にかわった。
- 15) 四人帮 sìrénbāng 四人組。毛沢東を政治利用し政権取得しようとした反革命集団とされた四人のグループ。毛沢東の夫人江青氏、副主席王洪文、副総理張春橋、政治局委員姚文元。この四人組の逮捕は文化大革命の終結となった。
- 16) 文化大革命 wénhuàdàgémìng 「無產階級文化大革命」は全称。1966年5月から1976年10月まで、毛沢東が発動し、毛沢東の死（1976年9月9日）と四人組の逮捕で終結した、内乱といわれる革命。
- 17) 简谱 jiǎnpǔ 简譜とは、五線譜に対して、字母や数字を用いて簡素に作った楽譜のこと。一般的に数字譜が多く利用されている。数字譜は18世紀、フランスの修道士が考案し、ルソーが『音楽新記号案』にまとめて発表した。近代、欧米音楽教育を導入した日本の音楽教育を中国に紹介し、東京音楽学校に留学した曾沢民氏が数字譜と五線譜の論文と楽譜を発表し中国に広がり、中国の工尺譜にとってかわり、現在まで中国で広く使われている便利な楽譜。
- 18) 「薩麗哈最听毛主席的话」sàliháizuitíngmózhǔxídehuà 「サリハは毛沢東の戦士」。張世栄作詞、祝恒謙作曲の、今でも上演する中国ハザック民族の毛時代の歌。サリハとはハザック青年の呼び方。歌詩の中に金訓華という上海の知識青年が出ているが、金訓華は倒れた電柱を直すため亡くなつたことで、このハザック地域では英雄とされていた。
- 19) 映山红 yìngshānhóng 中国映画『闪闪的红星』の挿入曲。陸柱国作詞、傅庚辰作曲、鄧玉華が歌った流行曲歌。2016年度中国版歌合戦「春晚」にも登場。

## 原文

### 第七章 学徒

1970年3月2日，我拿着常州市文工团<sup>1)</sup>的学员录取通知书和户口、粮油关系，到团部报到。与我同时录取的还有吕雅白、高雅峰、刘亚琴、王艳丽、尚志芬、王洪海等十名学员，其中王洪海是声乐队的，我是乐队的，其余八名女学员全部是舞蹈队的。

当时的团部在石子街，说是街，其实是一条小胡同。团部看上去很破旧，以前可能是一个大户人家的住宅，大门口横着一道高高的门槛。进了大门有一个传达室，看门的老太太叫蒲娟娟，是一位无儿无女、无家无业的孤寡老人，在门房搁张床就算是家了。再进去是一个前厅，平时主要是舞蹈队练功用的；转到后面是食堂，两旁是宿舍，我被安排在食堂右边的一间宿舍里。这个阴暗的房间里面本来已经住了三个人了，现在为了我又在中间加上一张床，因为房内拥挤，所以他们并不欢迎我。但对于团领导的安排，他们也无可奈何，只得每天拿白眼瞧我。这三位“先生”和隔壁宿舍的三位“先生”，都是原沪剧团和滑稽剧团乐队的演奏员，年龄都在四十岁左右，家大多不在常州市里。平时都是以团为家的，只有在节假日时才回一趟家。不然的话，谁愿意挤在这阴暗拥挤的宿舍里睡觉呢？但我总认为他们是剧团的专业演奏员，是吃这碗饭的人，手上总该是有一套的，心里特别盼望着他们能教我几招，所以对这些“先生”们敬重有加。每天去食堂打开水，总是一手拎上两个热水瓶，一趟就把全宿舍人的开水都给打了，就连宿舍里扫地、擦桌子、倒垃圾也都由我包了。谁知道这几位“爷”<sup>2)</sup>是从剧团里混了几十年过来的，觉得剧团的规矩就是“学徒”<sup>3)</sup>进团，要侍候“师傅”<sup>4)</sup>三年，所以把我的“勤劳”视作理所应当。热水瓶空了，喊一声：赵寒阳，打瓶水来。晚上吃夜宵喝酒，弄得满地花生壳、鸡骨头，叫一声：赵寒阳，明天早上起来把桌子擦擦，把地扫扫啊。

这些都还可以容忍，本来我就是一名小学员，年纪轻，有力气，干点活算啥？最不能容忍的是这些“先生”们的生活规律与我正好相反，每天我练琴的时候正是他们酣睡的时刻；而到了我睡觉的钟点却正值他们兴奋的当口。因此，我练琴就常受到他们的强烈反对。

刚开始我不懂剧团的规矩，仍然按照在家时的作息时间表生活。早晨六点半我会准时醒来，一看旁边的“先生”们还睡得正香，就轻轻地起来，洗脸刷牙，一切停当后到门外的空地上做做操，运动运动。这时候，我的那些学员同学们也都起床了，舞蹈队的女孩子们还要踢踢腿、练练功。到了七点半，大家陆陆续续地去吃早饭。我们学员第一年的待遇是伙食和住宿，每月给四元钱零用，因此吃饭是免费的。到了八点钟，我的二胡声就准时在食堂里响起了，先是长弓、后是音阶，接着是那些枯燥的练习曲，一个小时别想听到悦耳的音乐。第一天还没人说什么，第二天就有人受不了啦。不知是谁喊了一嗓子：

“别拉了！人家还睡觉呢。”

我一吓就不敢拉了，回宿舍看看床头的闹钟，已是上午八点多了。既然还有人要睡觉，那就等会儿再拉吧。过了半个多小时，我觉得快九点了，应该可以练了，就又接着刚才的练习曲往下练。才拉了几下，又听到一声吼：

“叫你别拉了，你怎么还拉啊！”

我心中一颤，就不敢再练了。因为自己刚进团，这些老师们得罪不起。还想着可能他们昨天睡晚了，（至于他们昨天晚上什么时候睡的，我根本不知道。）今天起不来，那就明天再练吧。

九点钟，我们学员要集中训练了。其实这是舞蹈队的事，由教练陈丽华带着学员们进行舞蹈基本训练。但我和王洪海不是舞蹈队的，要不要训练啊？团领导还专门做了研究，决定学员必须全部参加舞蹈训练。因为当时在文工团里，存在着这样一种观念：认为舞蹈演员的艺术才能最高，其次是声乐演员，器乐演员的才能最低。因此，团领导总是让学员们首先学舞蹈，学不了舞蹈的降一格去学唱歌；唱歌还学不了的再降一格去学乐器。后来我们把它编成一个笑话，在背后悄悄地流传，说：你知道团长是怎样产生的吗？原来他是学舞蹈的，因为腰弯不下来，腿抬不上去，所以就改学唱歌了；学了一阵子，又因为高音唱不上去，低音哼不下来，所以只能改学乐器了；学了一阵子，又因为快的快不上去，慢的慢不下来，所以只能去做指挥了，这样就不用自己拉琴，只需要指挥别人演奏就行了；干了一阵子，又因为起拍起不齐，收音收不净，所以只能去搞作曲了，这样就可以把想要的音乐写在纸上，让别人怎么理解就怎么奏好了；过了一阵子，又因为嘴里哼的曲调不知道怎样才能写到纸上去，只能再改行了。可是团里已经没有什么他能干的工作了，上级领导一看，怎么办呢？得！让他当个团长吧，要干什么只需动动嘴，一切都让别人去干好了。如果团长干不好，还可以往局长升嘛。

舞蹈训练的第一步是练压腿，将腿搁在训练用的扶手上，头尽可能地往下压，恨不得要使额头与脚趾相接触。第二步是练劈腿，学员坐在地上，上来两个人，把他的两条腿尽量向左右两边分，最终要求成为一条直线。光这两项，就要了我和王洪海的命了，这不是给我们上“老虎凳”<sup>5)</sup>吗？到底那些女孩子们筋骨软，练起来还有说有笑的，我们两个男孩子就不行了，疼得眼泪汪汪的，王洪海甚至忍不住“哎哟！哎哟！”地叫起来，惹得大家哈哈大笑。

就这样训练了一个星期，教练陈丽华也觉得我们俩“不堪造就”，就向团领导作了汇报。团长下令，从此免了我们的舞蹈训练，而改为各练各的专业。于是，每天上午九点以后就成了我法定的练琴时间，再不好听，也没人可以干涉我了。

每天下午从二点到五点是政治学习时间，各个队分别组织学习《毛选》、读报和讨论时事等等。通常是先由一个人读，其它人抽烟、喝茶、打瞌睡。到了讨论的时候，起初的发言还算切题，十几分钟后就离题十万八千里，成了自由聊天了。因为每天如此，大家也就成了惯例，没人计较了。

吃过晚饭，住在家里的人都下班回家了，住在团里的人无非是打牌、喝茶、聊天而已，我仍是抓紧时间练琴。作为一个学员，苦练专业应该受到表扬吧。嘿！恰恰相反，还惹出麻烦来了。

我们乐队有一位老师，叫屠须铭（化名），大家背地里都叫他图有虚名。此人业务上有一手，号称是一位名家的得意弟子，是文工团里的共青团支部书记，我们这些小学员在思想上都归他管。正是因为我没早没晚地整日练琴，特别招人烦，就有人审问他出来管一管，说赵寒阳成名成家思想严重，有走白专道路的倾向。而这位屠老师本来就是一位崇尚“与人斗，其乐无穷”的人，一听群众有此反映，正好抓个典型，以示其政绩。于是，就召集学员班开会，要求大家注意阶级斗争的新动向，要与走白专<sup>6)</sup>道路的思想作坚决的斗争。这一次还算给面子，没有公开点我的名。

其实我应该管这位屠老师叫师叔的，因为当时常州有四位青年人，年轻潇洒，文才出众，经常聚在一起下棋论乐，指点风云，号称常州四才子，刘逸安老师和这位屠须铭都是其中的一员。既然我是刘逸安的弟子，作为四才子中老三的屠须铭，难道不该对我照应三分吗？可他为了表现出自己的政绩，给以后的高升积累一点资本，朋友的情面也就顾不得那么多了。

这一天，屠须铭特地找到刘逸安老师，说：你有一个弟子叫赵寒阳，在我们团里当学员，是不是？刘老师觉得这个朋友够意思，知道赵寒阳是我的学生，还专门来打声招呼，忙笑着说：是，是，还望你多多关照。不料这位屠须铭却严厉地说：这个赵寒阳在团里只要二胡两根弦，不要阶级斗争一条线，走白专道路，我们是要批判的，而且要挖根源、揪后台。我知道，他的后台是你，所以你要注意点。如果你不立即改正错误，无产阶级是要对你实行专政的。一席话，把刘老师气得脸色铁青，冲着他的鼻子说：屠须铭，我怎么交上你这么一个朋友。赵寒阳为革命苦练基本功，有什么错。你们文工团艺术水平上不去，拿什么来为人民服务。我们这么多年朋友，即使赵寒阳有什么不对之处，你看在我的面上，也要帮他一把，况且他又没犯错误。赵寒阳进团前就是我的学生，现在我一不图名，二不图利，义务给你们团培养接班人，你还说什么我是后台，还要对我实行无产阶级专政。你真是狗嘴里吐不出象牙来，你倒来试试看！当场就把屠须铭骂得无言以对，只是呐呐地说：好，你等着，你等着。

从此，刘逸安与屠须铭就断绝了往来。想想都是为了我，使堂堂常州四才子反目，以致少了多少风花雪月、琴棋书画啊！

事情当然不会就这样完结。第二天晚饭后，屠须铭召集了第二次学员班开会。除了我们十名学员外，还有舞蹈教练陈丽华。屠须铭板着脸，代表共青团支部主持会议，先背诵了一段毛主席语录：

“伟大领袖毛主席教导我们说，千万不要忘记阶级斗争。”说着，把手往空中挥了一下，似乎在模仿领袖的动作，可惜不太象。他接着说：

“阶级斗争就在我们的身边啊。现在社会上有一些不务正业的人，在和我们争夺下一代，给

我们的学员灌输成名成家的资产阶级思想，鼓励我们的学员走白专道路。你们说，我们要不要和他们进行斗争啊？”

学员们互相看了看，都不敢说话。屠须铭又喝令道：

“赵寒阳，你站起来！”

我浑身颤了一下，站起身来，低着头，谁也不敢看。在当时那种政治白色恐怖的环境下，心里确实是很害怕的。只听屠须铭接着说：

“你现在是一名无产阶级的文艺战士了，为什么还在社会上找一些不务正业的人学什么琴，你知道他是什么出身吗？你对他了解吗？团里这么多老师，都可以教你嘛。你对‘只要二胡两根弦，不要阶级斗争一条线’的这种行为要好好地进行自我批判，一定要肃清成名成家的资产阶级思想，我们要的是又红又专的无产阶级革命战士，决不要那种走白专道路的什么艺术尖子。最近一段时间，你要好好反省，作深刻的认识。”屠须铭说着转过脸来，又对其它的学员们说：

“从今天起，我们要成立一个帮教小组，来挽救一个濒临深渊的同志。这样吧，这个帮教小组由尚志芬同学来负责。散会！”

人们逐渐地散去，只剩下我一个人仍站在原地，眼泪扑簌簌地往下掉，心里那种委屈、害怕、愤恨、不知所措等复杂的心情交织在一起，象一团乱麻，剪不断，理还乱。我这样不知站了多久，直至有一个人走过来，轻轻地说：赵寒阳，没什么，只要在思想上好好认识，你还是一个好同志。别在这儿站着了，去休息吧。我抬头一看，是舞蹈教练陈丽华。我仿佛看到了亲人似的，哽咽地说：陈老师，我没想成名成家，也没走白专道路。我就是想把琴拉得好一些，这也是提高为人民服务的本领啊。

“好了，今天我们不说了，你也好好想想，要挖掘深刻的思想根源，赶快去休息吧。”陈丽华和蔼地说。

从此，每天晚上七点钟到八点半，都是我帮教小组开会的时间。由尚志芬负责，先是学习毛主席著作，从“老三篇”《为人民服务》、《纪念白求恩》、《愚公移山》开始，再读《湖南农民运动考察报告》、《关于纠正党内的错误思想》、《青年运动的方向》、《反对自由主义》等等，直至《实践论》、《矛盾论》这样的哲学著作。然后大家发言，对我“成名成家”、“走白专道路”的资产阶级思想进行批判。几乎在所有人的发言中，都说到“我们批判的是这种资产阶级的思想，不是对赵寒阳个人；”或“让我们共勉，共同警惕资产阶级思想的侵蚀”等等，使我感受到了他们那种被迫的感觉，和同学们之间的深切友谊。从开会的气氛和大家的发言来看，这似乎是人民内部矛盾，而不是敌我矛盾，这让我放心了不少。于是，我也认真地学习毛主席著作，认真地听大家发言，认真地做好笔记，并写了一份长达十几页的思想汇报。

经过了半个月的帮教学习，这天下午团里开了一个全团大会，市文化局的领导都来了。会上由我做了全面的检讨，说：自己学习毛泽东思想不够，阶级斗争的观念不强，思想比较单纯，只

想把二胡拉好，增强为人民服务的本领，没有主动抵制资产阶级思想的侵蚀，险些走上了白专的道路。是党和人民挽救了我，尤其要感谢屠须铭老师，是他及时地发现了这个阶级斗争的新动向，在我的背后猛击了一掌，把我唤醒了。还要感谢帮教小组对我的错误思想进行批判和教育，使我进一步认识到自己已经面临着危险的深渊。今后我一定要多读毛主席的书，凡事要以阶级斗争为纲，做一个又红又专的无产阶级革命文艺战士，等等。说着，还向屠须铭和帮教小组的同学们分别鞠了一躬，以示感激之情。我的检讨态度诚恳，检查深刻，就差痛哭流涕、痛不欲生了。接着尚志芬代表帮教小组总结了这十几天来学习的收获，说通过学习，大家的思想水平有了很大的提高，清楚地看到了阶级斗争的复杂性和尖锐性。从今天起，我们将帮教小组变成毛主席著作学习小组，永远学下去。在大家的掌声之后，屠须铭代表共青团组织发言，讲了如何以敏锐的眼光发现阶级斗争的新动向，如何以饱满的无产阶级感情挽救一个同志，云云。最后，市文化局领导作指示，充分肯定了这次“十分有效”的帮教工作，还让我们进一步总结经验，并在市文化系统中作全面的推广。因为屠须铭同志突出的政治表现，特任命为常州市文工团革命委员会成员，以加强团的领导工作。

过了几天，市文化局还真的召开了全文化系统的职工大会，让我们这个“帮教小组”在会上作经验介绍。当然，我在其中仍充当了被挽救了的“白专”典型角色，当着全文化系统职工的面，再次作深刻的思想检讨，真是露足了“脸”、出透了“名”。要不是因为团里接受了演出任务，对我的“帮教”工作恐怕还要继续地进行下去。屠须铭因此事而飞黄腾达、春风得意，从此对待我们学员更是严厉有加。那个年代青年人的思想都要求进步，总是将入团看作是政治上的第二次生命。但谁要是得不到屠须铭的青睐，要想入团，势比登天。这位屠老师在忘乎所以地得意了几年之后，终于惹出风流韵事来，最后落了个撤职检查、威风扫地，至今未得翻身的结果。

有一位哲人说过：上帝造就一个人的方法有许多种，让你经受挫折，经历磨难，使你坚强，增加智慧，是其中的一种；上帝毁灭一个人的方法也有许多种，让你平步青云，一夜暴发，使你贪婪，得意忘形，亦是其中的一种。在许多年以后，当我于一本书上看到这段文字时，心中那往日的不平瞬间烟消云散了，甚至有些感激屠须铭当时对我的过分之举，原来这是上帝以毁灭一个人的代价在造就我啊！

常州市文工团成立后排的第一个戏是革命歌舞剧《农奴戟》，这是从山东省歌舞团学来的剧目。该剧讲述了1927年，在江西的一个小山村里，共产党员张铁匠从湖南带来了革命的火种，团结广大深受“三座大山”压迫的贫雇农，与大恶霸地主作斗争，最后踏上井冈山的故事。这是当时革命剧的一个套路，故事情节大同小异。但文工团终于要正式排戏了，全团上下还是非常兴奋的。

剧本拿回来了，是那种油印<sup>7)</sup>的小册子。舞美队有一位老师傅，能刻一手漂亮的钢板字，他

开了好几个夜车，把剧本全部刻在了蜡纸上。这是当年最流行的印刷方式：在薄薄的蜡纸下面垫上一块专用的钢板，再用铁笔在上面写字，然后放到油印机上去印，经过装订就成了一本一本的资料了。印刷的过程很辛苦，又很脏，于是团里就把这个任务交给了乐队。

那天吃过晚饭，我们在队长徐正荣的带领下，开起了“印刷厂”。在练功厅里架起两张乒乓桌，将油印机放上去。我第一次看到这种简陋的油印机，这哪称得上是“机”啊，就是一个木箱子，打开后有一个张着丝网的木框，还有一个带手柄的滚筒。印的时候，将刻好的蜡纸张在丝网上，在下面的大夹子上夹上纸张，右手持蘸了油墨的滚筒，自下而上在蜡纸上推过，就算印好一页。刻好的蜡纸拿来了，足足一筒多，有五十多张；纸搬来了，好几大捆，每张蜡纸印六十份，共需纸三千多张。这可是个力气活，手上不使点劲还印不清楚，而要这样推三千张，恐怕张飞来了都不行。因此，需要几个人换着干，其它人装纸、加墨、折纸、装订，忙得不亦乐乎。

时间很快就过了十一点，而蜡纸才印完十几张。因为我自小睡觉从未超过十点钟，根本没有见过半夜零点的天是什么样。尽管我困得哈欠连天，但不敢问，看看大家丝毫没有收工的迹象，只得忍着。快到十二点了，我实在忍不住，就悄悄地问身旁的张昌生：张老师，今天我们要干到几点啊？张昌生是我们乐队里拉中胡的演奏员，从原常州市沪剧团合并而来的，是一个和蔼可亲的老头儿。他手上一边忙着，一边说：你这小子没开过夜车啊？今天这活不干到明早八点可完了，以后通宵大战的事可多着呢。我伸了一下舌头，没敢再说什么。从此明白了人在夜里，居然还可以不睡觉，通宵干活的。

这活儿果真一直干到第二天早上八点多钟，六十本装订好的剧本终于整整齐齐地堆放在乒乓桌的一角。再看满地是废弃的纸张，人们满手是蓝色的油墨，脸上也是花一道、黑一道的，连鼻孔中也尽是白白的纸粉。

舞蹈队的女孩子们都起床了，看到我们弄得象鬼一样的脸，都忍不住笑了。徐正荣队长说：你们还笑呢，没看到我们多辛苦吗？快来帮着收拾收拾呀。教练陈丽华也招呼舞蹈队的学员们：同学们快过来，帮着把练功厅收拾干净，一会儿我们还要练功呢。又对我们说：你们辛苦了，去休息吧，这儿交给我们了。于是，徐正荣和张昌生两人抱着印好的剧本去团长办公室交差，我们就洗洗脸，吃了点咸菜就稀饭，上床睡觉去了。

由于石子街的这个团部太小，要排戏实在活动不开。因此，在1970年的6月份，常州市文工团就搬到天宁寺附近原沪剧团的团部去了。这是一个比较宽大的院落，里面有一座两层的转盘楼，大大小小总共有六七十间房间。原先这里是中国十大佛教圣地天宁寺的香客楼，是一座有着多年历史的木结构建筑。

到了新团部，我们乐队也有了一个大房间做排练室。当音乐总谱拿来后，却发现现有的乐队根本达不到所需的要求。乐队在编的十几个人，除了我以外，都是从原沪剧团和滑稽剧团合并而

来的戏曲伴奏人员。没有指挥，乐器不全，演奏水平参差不齐，有些人还不识谱。于是又到其它单位借调了一批人员，充实到乐队之中，才使总谱的要求基本上得以满足。当时的乐队指挥是盛易新老师，是一位瘦瘦的、从文化局借调而来的资深音乐家。其实这部戏的音乐并不难奏，但排练还真费了些功夫。因为在戏曲伴奏时，只要主胡一带，其它人往上一和，差不多就行了。而现在却是写好的总谱，各个声部横向是旋律，纵向是织体，错开一点儿都不行。盛指挥是边讲乐理，边打拍子；边排练曲目，边训练乐队，加上他身体本来不太好，直累得满头大汗，吁吁带喘。有些老先生谱子不明白，又不敢问指挥，就悄悄地求助于我。说实在的，我也是现买现卖，不过是反应比他们快些罢了，但这也足以使他们不再小瞧我了。

其实排戏是件很好玩的事情，别说演员对台词、排动作好玩；也别说舞美队钉架子、画布景好玩，最好玩的是道具组做道具。不论是大门口的石狮子，还是熊熊燃烧的炭火盆，都是先用竹篾子扎出架子，再用布糊成造型，然后将废报纸泡成的纸浆堆出细节，等干了以后再涂上颜色，就成了以假乱真的道具了。有些道具中还暗藏着机关，观众看上去就象真的一样，直为演员捏把汗。

还有更好玩的，就是那些道具枪。长的是拉一下枪栓打一枪的老式步枪，短的是抗战电影中汉奸背的木盒子驳壳枪，都是从舞台道具商店买来的，非但做得十分逼真，而且还可以打火药纸，比玩具枪可好玩多了。当年团里管理道具的大爷叫冯群，我没事总爱“泡”在他那儿，弄弄那个刀，玩玩这个枪。因为在演出时需要枪声效果，是将那种发令枪用的大个儿火药纸，夹在专门的铁夹子中敲出来的。当然这种火药纸是有专人保管的，轻易弄不到手。我常常在演出前，主动地帮管效果的朱超往铁夹子里装火药纸，偷偷地就藏下十几粒，再到后台向冯大爷借把枪，拿到剧场后门外去放。

经过两个月的紧张排练，这部革命歌舞剧《农奴戟》就要向党的生日献礼了，演出地点是在人民公园对面的常州剧院。剧院门口的大广告画出来了，《常州日报》也刊登了演出的消息。尤其这是常州市文工团成立后的首场演出，引起了广大市民们的极大兴趣。票价是：四角、六角、八角，对于当时人均工资只有三十多元的情况下，买票看戏已是奢侈之举了。尽管如此，首轮十五场演出的票还是早早地就被预订一空了。正式公演前的彩排，除了邀请市委和文化局领导前来审查节目外，还给我们每人发了两张票。那时候谁能弄到演出或电影的赠票，是非常荣幸、值得炫耀的事。为此，父亲和奶奶都非常高兴，逢人就说：我们家小君的团里明天要在常州剧院演出了，发了两张票。这不，明天要早早地吃了晚饭去看戏呢。惹得隔壁邻居羡慕地说：哟，瞧你们家小君多有出息啊，不象我们家小伟，整天只会在厂里干活，连张电影票都弄不到。下次请你们家小君也给我们弄两张票，我们也去见识见识。

“小君他们团里也不常发票，这也是第一次啊。以后有多了票，我一定请你去看。”奶奶喜笑颜开地回答道。

彩排演出如期举行，演员们因为要化装，所以下午五点钟就到剧场了，我们乐队是六点半在后台集合。队长、指挥先给乐队队员们训训话，讲讲注意事项。大家都很兴奋，情绪高昂地表示一定尽最大的努力把音乐演奏好。接着全体乐队人员从舞台侧面的地道中进入乐池定音，检查乐谱。乐池大约有二米多深，一色的新谱架，是专为这个戏购置的。每个谱架上夹着一个低电压的谱灯，以便在暗场时演奏员能看到乐谱。因为地上拉着许多电线，所以走起路来要十分小心。演奏员进入乐池后是看不到舞台的，只有指挥坐在高高的指挥台上，可以看到舞台上演出的情况。为此我一直很羡慕指挥，能天天坐在高台上看戏。这和我小时候羡慕公共汽车的售票员，能天天不化钱就坐公共汽车逛街，还可以拿工资一样，完全是一种儿童的幼稚心理。

演出非常成功，因为所有的演职人员都是思想集中、竭尽全力地在工作。大家都把演出看成是完成一项艰巨而光荣的政治任务，其工作的认真程度是现在的文艺团体望尘莫及的。演出结束后，照例是领导上台接见、照相，但能与领导握手的只是剧中的几个英雄人物，扮演反面角色的演员是不能参加领导接见的。当然，后台的工作人员，包括我们乐队，也只能在旁边看看热闹。

父亲和奶奶特意走到乐池边和我打招呼，我也向指挥盛老师作了介绍。盛老师还对父亲和奶奶说：哦，赵寒阳挺聪明的，二胡拉得不错，在乐队里表现也挺好的。父亲和奶奶客气地说：全靠老师们的培养啊，今后希望领导多严格要求他。

演出结束后，每个队都要分头开总结会，有谁在演出中出了错，都要进行批评与自我批评。所以大家在演出中都非常认真，免得出了纰漏在总结会上出丑。虽然当时文工团的艺术水平并不算太高，但就是因为大家思想的革命性，和一些看起来是程式化的措施，使演出的质量得到了最大的保证。

因为我们学员规定要住团<sup>8)</sup>，等舞蹈队的那些女孩子们卸完装，同学们一起说说笑笑地往团部走。经过路口的面店时，大家不约而同地进去吃宵夜。那时候我们演出一场发二两粮票<sup>9)</sup>和二角钱的夜宵费，可我总是舍不得全部吃掉，一般都是吃八分钱一碗的阳春面，最多吃一角二分一碗的雪菜肉丝面或锅贴，心中已经非常满足了。自从我1970年进团当学员后，就再也没向父亲要过生活费。为此我心里感到很是自豪，因为我可以养活自己，成为一个自食其力的劳动者了。

革命歌舞剧《农奴戟》在常州剧院足足演出了一个月，场场爆满，出色地完成了上级领导交给我们的任务。团里召开总结大会，文化局的领导也到会祝贺演出成功，团长宣布全团放假十天，好好休整，准备迎接下一步更艰巨的任务。

就在我归心似箭地准备回家休假的时候，屠须铭却把我叫到了他的办公室。说实在的，我最害怕的事情就是这位屠老师找我谈话，但又不能不去，只得硬着头皮走进团支部办公室。

屠须铭坐在一张藤圈椅中，左腿悠闲地架在右腿上面，见我进来，说了声：坐下吧。我在旁边的椅子上坐下，心“突突突”地直跳，不知又有什么大祸临头。只听屠须铭问道：最近思想提高得怎么样？我呐呐地回答道：嗯—，我一直在努力地学习，天天读毛主席的著作，也没有犯错

误。

“是啊，我也觉得你还是有进步的嘛。现在党有一项光荣的任务要交给你，这也是对你的严峻考验，你能不能完成？”屠须铭严肃地说着，完全是首长对下级下命令时的口气。

“能！我一定完成党交给我的光荣任务。”我嘴上说得很是坚定，可心里在想，你让我干啥，我能说半个不字吗？

“好！目前党中央号召全国人民开展深挖5.16反革命集团的政治运动，我们团里也有5.16反革命分子，经常州市文工团革委会研究，决定让你参加深挖5.16学习班。”屠须铭声音虽然不大，可把我吓坏了。我一下子站起来说：

“屠老师，我不知道什么是5.16，怎么就成了反革命分子了呢？我可没有反革命啊！”

屠须铭摆了摆手，示意我坐下，说：

“你别紧张，没说你是5.16反革命分子。而且正是由于你出身好，苗子正，也是为了进一步地对你进行教育挽救，才将你派到阶级斗争的第一线去接受锻炼的。你去学习班，要与阶级敌人进行坚决的斗争，一定要立场坚定，遵守纪律。你去准备一下，一会儿就走。”

这个全国深挖5.16反革命集团的运动本是“四人帮”为了篡党夺权而策划的一场政治阴谋，是我国历史上最大的冤假错案。但在当时那种白色恐怖的政治环境下，确实弄得人人自危，一不小心就会被扣上一顶什么“帽子”，然后“打翻在地，再踏上一只脚，叫你永世不得翻身。”

这个“深挖‘5.16’学习班”，设在麻巷常州市第三人民医院中的一个小院内。常州市第三人民医院本是一所传染病医院，这个小院更是一处“闲人莫入”的神秘所在。所关押的“5.16”分子是原沪剧团的一名编导，是个老“运动员”了，从一生下来，就没有“选择”好出身，在以后历次的运动中，又都是管制对象，这一次仍然没有逃脱厄运，被关进了学习班。因为我不便公开他的名字，在本书中我就称他为老五吧。

说是学习班，实则是对所谓的“5.16”分子进行人生迫害、严刑逼供的刑讯室。进入此地，不但这个老五没有自由，就连我们这些看管他的人，也被告知“三不准”，即：不准外出；不准与家人联系；不准进行任何与阶级斗争无关的业务活动，整个学习班呈保密和封闭状态。

学习班除了被看管的这位老五以外，还有三名审讯人员和四名看管人员，采取轮班值守制。审讯人员由团革委会的成员担任，屠须铭也是其中的一位，一般都是白天来上班，下了班就回家；看管人员是从团里抽调出来的出身好、年纪轻，没有参加过“文化大革命”的同志担任，我算是其中之一。看管人员两个人一班，分日夜两班，但下了班也不准出去。小院中有四间房，一间是老五的囚室，一间是审讯人员的休息室，还有两间是我们看管人员的宿舍。一切生活用品都是由医院住院部提供的，包括被褥、床单等，均印有“常州市第三人民医院”的字样。那时我年纪小，不懂得病床腻歪，再说也不敢提什么要求。我们的任务是对老五实行看管，有情况及时报告。此外，老五生活上的一切需要，也都是我们的工作，如：打饭、打水<sup>10)</sup>、倒尿盆<sup>11)</sup>；还要监

督他遵守作息时间，叫他起床，等等。

学习班把这个老五关押在这儿做什么呢？要达到什么目的呢？就是让他交代还有谁是“5.16”分子，只要他说出一个名字来，这个人马上就会被隔离审查。就有学习班中的一个审讯人员，突然就被换走了。后来才听说，就是因为他的名字也被这个老五扯上了，第二天就被隔离审查了。好在我们这四位看管人员根红苗正，没有参加过“文化大革命”，好像具备了天生的“免疫力”，否则也是要睡不好觉的。

在老五的囚室中，仅有一张床，一张桌子，一支钢笔，一叠纸。连凳子都没有一张，就怕他会举起来砸人。吃一顿饭给半个小时时间，每天只允许他从早晨五点到七点睡两个小时的觉，其余的时间除了审讯以外，勒令他不停地写交代材料。写过一遍再写一遍，十几遍二十几遍地写，然后审讯人员反复地对照每一遍所写的交代材料，有什么不同之处，挑出来对其进行审讯。到后来，这个老五就将几十页的交代材料背得一字不差，不管写多少遍，连一个字都不错。而且他还写交代当作练字的好机会，认认真真地、一丝不苟地写；一笔一划地、不紧不慢地写，写出来的交代材料简直可以当字帖，那字真叫一个漂亮。每到吃饭的时候，我们总是两个人先去食堂吃饭，然后把他的饭带回来。每次只有三两米饭，一份青菜。尽管他的工资全部由审讯人员代为保管，也从不给他买荤菜，这是规定，是“对敌人不能温良恭俭让”。打饭的人回来后再替换两个人去吃饭，纪律规定学习班内不得少于两名看管人员，就怕老五将看管人员打昏后逃跑。平时我们闲着无事，就把他的人事档案和所写的交代材料当小说看。按理说，一个人的人事档案是重要的文件，应当妥善保管在专门的部门，不是谁都能看的。可当时他的档案就扔在桌上，审讯人员还叫我们都看看，以便更加认清阶级敌人的真面目。此人的档案真是复杂，足有一寸多厚。记载着在历次运动中被审查的情况，还有他自己写的各种交代材料。当时我们看了，都觉得他不是好人，是罪有应得。但去囚室时看到他那种可怜的样子，又觉得这样对他未免有些残忍，又怕他会突然跳起来打倒我们，因此不敢贸然进去。

时间就这样一天天地在无聊中渡过，而长期摸不到二胡是我最难受的。于是有一天吃过晚饭，不是我的班，我就试探着对另外三名看管说，能不能让我出去一趟，回团里拿点东西。因为这么多天来从未发生过什么意外，大家的警惕性已经没有那么高了，他们就答应了，说：你去吧，快去快回啊。我象得了特赦令似的，飞快地跑出医院，直奔汤锦慧家而去。从医院到她家，散步只需五分钟，跑步仅要二分钟。到了锦慧家，她和弟弟锦亮，以及她爸爸、妈妈都在家，见我去，很是高兴，就问我最近怎么样？为什么好久也不来玩？我把近况简要地说了一下，讲了今天来是想在这里拉会儿琴，因为我已经有一个月摸不到二胡了。于是，锦亮把他的二胡递了过来，我几乎象犯了烟瘾的人接过一支香烟似的拿起来就拉，真是过瘾啊！

拉了一会儿，不敢多担搁，匆匆地告别了锦慧一家，跑步回医院报到，但一切都晚了！也不知事情怎么那么凑巧，平日里晚上审讯人员一般都不来，恰恰这天晚上屠须铭却来了，一看我不

在，就问赵寒阳去哪儿了？有人告诉他，赵寒阳回团里拿些东西，马上就回来的。屠须铭一听就说：这是违反纪律的，我在这里等他。当我回来一踏进门，发现屠须铭坐在那儿，脑子里就“嗡”了一下，知道事情不妙。没办法，只得战战兢兢地走过来，叫了一声：“屠老师。”一听就知道底气不足。

“你去哪儿啦？”这不，对我的审讯开始了。

“我，我，我去团里一趟。”我呐呐地回答。

“去团里干什么？”

“去拿东西。”

“拿了什么东西？”

坏了，我明明是两手空空地回来的，拿什么东西啊？

“我、我、没拿什么东西。”

“那你去干什么了？老实说！”屠须铭态度严厉起来。

“我、我就是、我就是去了一个朋友家，拉了一会儿琴。”我只得招供了。

“好哇！在这样尖锐的阶级斗争面前，你还离开战斗岗位去拉琴，看来你的思想仍然没有转变啊。给我好好地写份检查，认真地挖挖思想根源。”屠须铭说着，又对另外三位看管人员说：

“你们也要遵守纪律，不得任意出入，特别是看好这个赵寒阳，不可让他再出去，还要在思想上多帮助他。”

这三位也是吓得大气不敢出，一个劲“是！是！是！”地答应着，毕竟这是阶级斗争的前线，而屠须铭又是革委会的当红人物，一旦给你扣上一个“思想不革命，立场不坚定，路线不分明，斗争不得力”等等的罪名，可不是闹着玩的。

等他走后，这几位都过来安慰我，叫我认真地写份检查，他们也会帮我说说好话的，证明我在学习班中工作很努力，阶级斗争观念很强，争取得到屠须铭的原谅，事情就可以过去了。我听后心中稍稍平静了些，反正睡觉还早，就开始写检查吧。

只过了一天，我的检查还没有来得及交上去，学习班就出了一件大事，以致我离岗的问题就显得微不足道，而不了了之了。

这个老五在被关押期间，受尽了人生的折磨。在审讯时肚子上挨一脚，蹲在那里半天起不来；或者脸上挨一耳光，鲜血立马顺着嘴角淌下来等等，是司空见惯的事。我看了心中也实在觉得不忍，但哪敢出声啊。这可是无产阶级的立场问题，况且自己还在被“教育挽救”的阶段。但最使他受不了的，是不让他睡觉。你想每天早上五点才让他上床睡觉，一到七点钟就把他从床上拖起来，睡眠不足白天当然要打瞌睡。但审讯人员一会儿就去监督一次，发现他趴在桌上打瞌睡，立即过去将桌子猛地一拍，将其震醒。过了一会儿，又发现他趴在桌上打瞌睡，走过去将他头发一把抓起，脸上立刻挨了两巴掌。一天二天还熬得过，一个多月下来，这人就快要疯了。可

能他觉得如果这样下去，就非死在这儿不可。于是在那天半夜里，趁着看管人员一个不在意，居然从一人多高的后窗跳了出去。当值班的阿寿去囚室例行检查时，推门一看人没了，后窗开着，知道不好，大喊了一声：

“快起来！5.16分子跑了！”说着就追出门去。

这个小院都是平房，不算太高。阿寿跑到门外，发现房顶上有个黑影，看样子是想越过围墙逃出医院去。幸亏阿寿是个二十多岁的小伙子，学舞蹈的，身强力壮。当时也是一股激劲，脚一蹬，手一够，翻身上了房，就在房顶上展开了一场殊死的搏斗。

我们听到喊声，都立刻披上衣服跑到门外。正巧前几天因为修房，还有一架梯子靠在围墙上，大家七手八脚地忙着去搬梯子。老五把心一横，反正被抓下去也是死，不如和你拼了吧！所以不要命地与阿寿搏斗。事到此时，可真是一场你死我活的阶级斗争了。

两个人在房上扭抱在一起，老五心想：我就抱着你往房下摔，摔死了我，我省得受罪，摔死了你，我够本。于是，脚往屋脊上一蹬，两个人就顺着屋面的坡向下滚了。真要是摔下来，先着地的那个人定是非死即伤。当两人滚到房檐处，阿寿用脚死死地抵住了雨水槽，才没有掉下来。这时，又有两个小伙子架上梯子爬上房去，几拳就打得老五失去了反抗能力，被大家揪了下来。

一进囚室，有人搬来一张椅子，找了根绳子把老五结结实实地捆在椅子上，大家这才松了口气。一看阿寿，衣服也撕破了，脸上手上都擦伤了，还流着血。我们都对阿寿大无畏的革命精神敬佩得五体投地，纷纷地帮着他换衣服、清洗伤口，有人立即跑去前院拿来药品给他敷上，一直忙到天亮。

说实在的，那天的事是阿寿救了我们几位。如果让老五跑掉了，或摔下来摔死了，或在搏斗中把阿寿摔死了，我们几个人的责任可就太大了，就要“吃不了兜着走”了。因此，大家都从心底里感激阿寿，把他当成大哥一样敬着。

因为当时电话还不普及，审讯人员是上午来了以后才知道这件事的。除了对老五进行更为严厉的审讯以外，文工团革委会对阿寿的英勇行为进行了表彰，党支部立刻发展阿寿火线入党。

我依旧在学习班里尽着自己的职责，平静地渡过了半个多月，谁知惊心动魄的事件再次发生了。

这是一个风高雨急的夜晚，因不是我的班，所以早已进入梦乡多时了。值班的阿青去老五的囚室例行检查，一推门只见桌前没人，床上也没人，莫非又跑了？急得阿青一声喊：

“大家快起来，5.16分子又跑了！”说着就向屋外冲了出去。

我们闻讯马上起来，抓了件衣服就跟着跑到屋外。外面下着雨，静悄悄地，一点动静都没有。看看房顶上没有人影，再回头瞧了一眼囚室的窗户，关得好好的，并没有打开。大家就琢磨，这个家伙会不会藏在门背后，等有人进去就袭击我们？于是，又都跑回来，看看囚室的门半开半掩着，阿青就过去使劲地一推门，心想这家伙如果躲在门后，就先将他挤住。结果门沉沉

的，也推不到全开，分明门后垫着个东西。阿青喊道：

“我推着门，大家进去看！”

我们进了囚室，每人都高度戒备地准备与阶级敌人展开搏斗。阿寿一眼就看见门背后藏着个人，就大喝一声：“出来！”

这人动也不动，阿寿又喝了一声：“快出来，你不要自绝于人民！”

这人还是不动，大家就觉得有些蹊跷。阿寿说：“阿青别推门，快进来。”

阿青手一放，门就松开了。大家这才发现，老五用一条围巾，挂在门后一根用来拉铁丝晾毛巾的大钉子上自尽了。这种事情谁见过？把大家吓得“妈呀！”一声呆若木鸡，不知如何是好。还是阿寿见过世面，头脑比较清醒，上去一把就将老五抱住向上一托，喊道：“快！快给他解开。”

阿青胆子大，上去把围巾解开，帮着阿寿将老五抱到床上。好在这就在医院里，有人已经跑去叫医生了。只见几分钟后，四五个穿着白大褂的大夫推着氧气瓶等就进来了。因为发现得早，吊的时间还短；再说围巾也比较粗，所以还有一口气，但人已经失去了知觉。医生忙着给老五打了强心针，又接上了氧气，并给他做人工呼吸。就这样，抢救到天亮，老五才终于捡回了一条命。

往后的七天里，老五一一直处于昏迷状态，嘴里吐着白沫，靠静脉滴注葡萄糖维持生命，整个囚室里腥臭无比。反正不怕老五跑了，也不用我们送饭了，而且有医生每两小时来查一次房，因此我不到万不得已不敢走进囚室一步。我没能看到他苏醒的那天，因为调我的“特赦令”下来了。

常州市文工团自从七月份成功排演了革命歌舞剧《农奴戟》<sup>12)</sup>后，得到了市委和文化局领导们的充分肯定。当时正值中央号召大力普及革命样板戏，因此上级决定把排演革命现代芭蕾舞剧《红色娘子军》的光荣任务交给文工团，要求在春节期间向全市人民献礼。

样板戏，样板戏，就是必须根据样板来演出的戏，各个方面都要达到样板团的编制和要求。其它方面还好说，唯独乐队是个大难题。一是人员不足，在编的十几名队员根本满足不了样板戏乐队编制的要求；二是乐器不全，原先的乐队只是一个小型的民乐队，而演样板戏起码需要一个单管制的西洋管弦乐队。因此，团领导决定将乐队分散在外的人员一律调回，再向总工会的一个业余管弦乐团短期借调一批人员来团工作，全力完成排演革命样板戏《红色娘子军》<sup>13)</sup>的光荣任务。一纸调令下到学习班<sup>14)</sup>，我被“刑满释放”了。

我回到家里，父亲和奶奶都快不认识我了。因为在学习班的两个多月中，没理过发，没洗过澡，没换过衣服，真象是刚从监狱里放出来的一样。奶奶那心疼的样子我至今历历在目，她含着泪一个劲地唠叨着：你看看，怎么弄成这个样子。早知道这样，我们就不去文工团了。我赶紧安慰奶奶，说：哎呀，没什么，你看我不是好好的吗？但此时我心中的波澜却久久不能平息，一会

儿想自己是不是被团里打入了“另册”，不知以后屠须铭还会怎样来整治我；一会儿又想排样板戏听说要西洋乐队，我能做什么呢？甚至还想到学习班里的老五，我走的时候他还没醒过来，不知还能不能醒过来等等，胡思乱想了一天。后来听说这位老五醒来后在学习班又审查了一个阶段，就被遣返回老家了。在粉碎“四人帮”<sup>15)</sup>、结束“文化大革命”<sup>16)</sup>后的1978年，团里开大会为他彻底平反，洗清了多年的冤狱，并回团工作，此时我已经离开常州市文工团到北京上学了。可巧的是，有一次暑假期间，我回常州度假，到文工团（当时已改为歌舞团）还见过他。我一眼就认出他来，心想：哟！这不是那位老五吗？多年不见，还是那样子没变啊。他可能没有认出我来，还问旁边的人，这是谁？旁边人告诉他，这是赵寒阳，原来是我们团的，现在考上了北京的大学，上学去了，等等。他“哦”了一声，没多说什么。这是我从学习班出来后唯一再见过他的一次，此乃后话。

排演革命样板戏《红色娘子军》对文工团的乐队来说，是一场脱胎换骨的大革命。首先是每人都必须学会一件西洋乐器，第二是一律要看五线谱。当团领导让我在圆号和大提琴中做出选择时，我毫不犹豫地选择了后者。于是，乐器室就发给了我一把大提琴，是上海产的。但要学会怎样拉，就要自己想办法了。我到处托人，终于借到一本《弦乐器演奏法》的书。这是一本综合介绍小提琴、中提琴、大提琴和低音提琴演奏入门的普及读物，图文并茂，通俗易懂。我如获至宝，化了两天时间，将书中大提琴的部分全部抄录一遍，连十几张图也用描图纸给描了下来。然后依样画葫芦，只用了一个星期，就将音阶摸熟了。好在过去我自学过一点五线谱的知识，此时可派上大用场了。看看那些拉了一辈子戏曲的老先生们也真可怜，本来连简谱<sup>17)</sup>都看不利索，现在要看那密密麻麻的“小蝌蚪”，就如同我们看几千年前的甲骨文一般。可这是对革命样板戏的态度问题，谁敢说一句“我学不会，我不干了。”因此，也都拿着一件西洋乐器，戴上老花镜，一点儿一点儿地啃。一时间，团部热闹非凡，乐声不断，虽不悦耳，但士气却十分地高涨。

总工会业余管弦乐团的同志们来了，在他们中间还真有原先在乐团或军乐团中呆过的人，拿起这个管、那个号溜了几下，就把我们给“震”住了。“好好学吧。”我在心里对自己说。

《红色娘子军》这个戏，我们是跟无锡市歌舞团学的。团里一声令下，各队选拔精兵强将，奔赴无锡学戏。乐队组织了一个抄谱组，有庄天才、骆怀民和我等六个人，就在无锡市歌舞团招待所的一个房间里，摆开了抄写总谱的战场。当我们看到摆在桌上的总谱差不多有二寸厚，而限期却只有五天时，大家都感到头皮直发麻。

说干就干吧，每人在桌上或在床板上开辟出一个阵地后，拿起铅笔、直尺就大战开了。这个活还真不好干，我虽然学过一点五线谱的知识，但还不太熟练，尤其是从未见过如此复杂的总谱。刚开始的时候，是数着线抄的，这样抄写的速度就大大降低了。但一天以后，我的抄谱技艺就已经与大家不相上下了。几天以后，我抄谱的速度和质量都名列榜首了。可谁知团里从此将我定为乐队的抄谱员，每次排新戏，总是乐队全体放假，抄谱员开夜车抄谱，弄得身心疲惫，苦不

堪言。有一次，我实在忍受不住了，就请在医院工作的同学开了一张病假条，躲过了那次的抄谱任务。为此，屠须铭还查问了好几次，最终因没有找出破绽而作罢。

在无锡抄谱期间，大家每天的工作都在十三四个小时左右，眼熬红了，手磨出了茧。当最后一页总谱如期完成的时候，所有人都就势往床上一倒，半天没人说一句话。

回到团里，又奋战几天抄齐了分谱，这天乐队终于开排了。乐队的指挥是余杰老师，他是上海音乐学院的高才生，指挥乐团多年，有着丰富的实践经验。这是一个单管制的管弦乐队，弦乐用了十六把小提琴、六把中提琴、六把大提琴和三把低音提琴，我是六把大提琴中的最后一个。

第一天排练，我眼睛看着谱，手根本跟不上。等乐队一休息，别人都去抽烟、喝茶，我就拼命地练自己的声部，中午、晚上更是一个人泡在排练室里。这次没人敢说我是走白专道路了，而一致肯定我是为普及革命样板戏苦练基本功。到春节正式演出时，我对自己演奏的大提琴声部几乎可以背下来了，在技术上也完全胜任了。我觉得一个人的潜力确实是很大的，只要你咬紧牙关，全力地去做，就没有不可能的事情。从我拿到大提琴开始，不过三四个月时间，居然也能坐在管弦乐队中演奏全剧《红色娘子军》了，使我对自己的职业充满了信心。随着时间的推移，我从大提琴声部的最后一把，逐渐地升到声部首席的位置，而且还在1976年的一台歌舞节目中，演出了大提琴独奏《萨丽哈最听毛主席的话》<sup>18)</sup>和《映山红》<sup>19)</sup>，曾在常州的文艺舞台上引起过小小的轰动。

春节期间，我们在常州市最大的剧场——红星剧院上演了革命现代芭蕾舞剧《红色娘子军》。这是完全按照行板团的要求来演出的一台芭蕾舞剧，其阵容之强大、场面之宏伟开创了常州市文艺舞台之先例，一时成为人们茶余饭后谈论最多的一个话题。俗话说：台上三分钟，台下三年功。此话千真万确，为了这台演出，全团一百多人全力以赴，所吃的苦不是用文字所能描述的。就说舞蹈队的这些女孩子们，练芭蕾功练得脚趾甲脱落，袜子被血沾住脱不下来，疼得直冒冷汗。与她们相比，我开夜车抄谱、没日没夜地练琴就算不得什么了。

1971年，常州市文化局为了发展本市的文艺事业，培养更多的艺术人才，经上级批准，又成立了“常州市文艺学校”，校址设在人民公园内，并招收了几十名新生。这些孩子比我还小，大一些的初中没毕业，小一些的刚小学毕业。因为学校初建还没有教师，所以把大部分的学生放到我们团来代培，我们乐队也分来了好几个学生。从此，乐队的排练室里增添了一群叽叽喳喳的“小喜鹊”。

《红色娘子军》演出结束后，总工会业余管弦乐团中有部分同志就此调入常州市文工团工作，其余的人都陆续地回到了他们各自的工作岗位。乐队只得采取以老手带新手的办法，来培养常州艺校的这批学生。因此，当我自己还是学员的时候，就作为老师，带了第一个大提琴的学生；此外，还负责给这些艺校的同学们讲乐理课，所编写的讲义还在1976年整理出一本完整的《音乐基础理论》，并送去文化局审查，获得好评。其实我比他们大不了二三岁，自己还是个孩子，还

调皮，还好玩，但我给学生们讲课时那种一本正经的神情，至今他们还记忆犹新。

1973年4月，一纸学员结业证书，标志着我在文工团出徒了。父亲为此送给我三件珍贵的礼物：一辆崭新的凤凰牌自行车、一块上海牌手表和家中的一个床位，允许我白天骑车上班，晚上回家居住。从此我成为一名正式的无产阶级文艺战士，每月工资17元，足够维持自己的生活。

是年我十八岁。

## 各地の新聞よりみた

### 長崎から京都までの仏骨奉迎

川 口 高 風

新聞記事よりその様子をながめてみたい。また、皓台寺には安置されていた期間（七月十一日より十五日迄）の雑費の收支である「雑費記」を所蔵している。それもここに紹介してみたい。

「雑費記」は庶務係の浅田純夫、有馬寛竜、高木竜法、石田界雄、江口竜口、桶口湛時、石田知寛の七人と会計の城後定吉によつてまとめられたもので、入会金や香資、賽物による収入金は七七三円十二銭五厘であった。それに対する支出の出費金の明細を知庫の佐伯実宗や典座の石原大渓が報告しており、皓台寺に残っている明細は第六、七、十三、十八、十九、二十三号で、その他は不詳である。

明治三十三年六月十九日にバンコクを出発した仏骨奉迎使一行は、七月十一日に長崎に着き、仏骨を皓台寺（長崎市寺町）に安置して上陸会を修行した。十五日には長崎を出発し諫早、博多、小倉、門司、徳山、神戸を経て十七日に大阪に着き、四天王寺（大阪市天王寺区四天王寺）に安置して拝迎会が開かれた。十九日には四天王寺を出発し、京都の東本願寺（京都市下京区烏丸通七条上る）に仮安置した後、妙法院（京都市東山区妙法院前側町）まで行列を整えて妙法院宸殿に奉安され奉迎会が行われた。

そこで、長崎に到着してから京都妙法院宸殿に奉安されるまで

の様子をながめてみたいが、その間の経緯は岩本千綱・大三輪延  
一、本稿は「鎮西日報」「大阪朝日新聞」「大阪毎日新聞」「京都  
日出新聞」「朝日新聞京都附録」に掲載されている仏骨奉迎関  
係の記事を採録した。

一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままでし、旧漢字は新漢字  
に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明  
らかな誤植は訂正した。

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎  
葦名信光『御遺形奉迎紀要』（明治三十五年九月 日本大菩提会本  
部）にも報告されている。しかし、ここでは仮奉安された各地の

## 長崎にて（七月十一日より十五日）

### 「鎮西日報」

仏骨物語 非仏房非骨〔明治33年7月11日 第六五二七号〕

はしかぎ

恐ろしく有り難かる老人が、水ツ鼻をすゝりつゝ、余が寓を叩ひて是非に／＼とせむるものから、余も亦不人情にふりきる訳にも行かず、ソンなら話して聞かそと、セキ拵ひ一つすれば、即ち仏骨物語となる。

#### 一 至急御派遣相成りたし。

たしかに一昨年の事だと思ふよ。印度のカヒラバストという処から、東の方に當つてヒプラハワと云ふ處の里程かね。それは五六十もあるだらう。そうだよ可笑しい名前だペツペといへば、唾をピツカケることだが、そうではないのだ。本當に人の名前だ、此の人が所有して居る地面の内に、古墓があるので、是を掘つて見ようとして云ふので、ソロ／＼掘り始めた。すると凡そ二丈ばかり掘つた所で、鍬の先にコツリと當つた。サア掘り當てたと云ふので、丁寧に土をさらへて調べて見ると、色々なものが埋めてあつたのだ。へ、へ。

- 一 石櫃一個
- 一 水晶及び蟻石瓶二個（一個に記銘あり）

#### 一 遺骨及び遺灰

#### 一 塗灰及び木皿の破片

#### 一 宝石及び種々なる装飾物

右様なものが出土したのだ。そこでペツペ殿は早速にパスクチと云ふ所の収税官なる、ラマサンカーと云ふ人に知らせた。ハ、だまかすのじやないよ、是も人の名だね。そして蟻石瓶に書きつけてある銘文を見せた。ところがサンカー先生に其字が解からないのだ。それでもんだから、印度の梵語学者の博士ホエイ氏に見てもらつたのだ。ホエイ氏も中々解らない。それから色々と研究をした。

すると解かつて来たね。どう解かつたかと云へば、こうなのだ。右の遺物は御釈迦様を荼毘した後、其の兄弟のサカヤスと云ふ人が保存して居た品だと云ふことだ。此の事は昨年の二月十七日発児のピオニール雑誌に、博士ホエイ氏自ら論文を草して、之を確證して居るとの事だ。またペツペ殿が右の遺物を発見したる事は、ロイヤル、アデヤチツク、ソサイーの報告書に記載してあるとの事だ。序だから話して置くが、即ち荼毘と云ふ事も、日本の言葉じやないのだよ。たしかに釈氏要覽だつたと思ふ、左の通りに書いてあつたようだ。

闇維、或は荼毘と云ふ。或は耶維とも云ふ。又闇毘とも云ふ。正しく梵には闇鼻多と云ふ。此には訳して梵焼と云ふ。

サアそれからペツペ殿が、右の遺物を暹羅の国王に献じた。それはねこういう訳だ。全体暹羅と云ふ国は、恐ろしく仏教の流行して居る国で、国王でも坊主を挙げる位だと云ふことだ。イヤ／＼日

本の仏教とはすこし違うて居る。暹羅の仏教は南方仏教と云ふて小乘教だ。しかしカラリと間違うては居ないのだ。左様／＼イコ同志位と見てよろしひ。それだから仏教繁盛の国王に献じた。サア其の辺は知らないが、右の遺物が果して釈迦の骨やら、其當時の物であれば、仏教徒にとりては得がたい品だから、随分ペツペは金をもろうたかも知れぬよ。兎に角暹羅国王は右の遺物を大切にして、次で仏教の盛なる国々には、右の遺物を分配してやろうとの御恩召で、シーロン及びビルマ、日本、の三国に別けてくださるとの事なのだ。しかし日本へ分配の事は、暹羅バンコック府の本邦公使たる、平門秀才の聞へ高き稻満先生より申請せられたとの事だ。或はそうであらう、そこで稻満先生は本年の二月を以て、日本の各宗管長に宛て左の意味の書簡を送られた。其の書簡は長いから意訳すればこうだ。

各管長御機嫌よろしう。さて世界に於ける宗教の大勢を察するに、三大宗教（仏、基、回）の中にて仏教は前後印度より支那日本に伝はりて、数億万の信徒を有して居ることだによつて、一朝好機会ありて南北仏教の信徒に、一塊石の如く固結したらんには、必ず世界に雄飛し得べき勢力を有して居る。そうなれば實に二十世紀の文化の上に一大光明を發揮すると云ふものだ。小口にしては日本の各宗が打つて一丸となり、大にしては世界に於ける仏教徒の一致となり、次で仏教界の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事をも得べく、是等は今日仏教界の急務であつて、各宗僧侶の責任は然るべき事ではないか。小生

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

は仏教一新の好機到来したることを喜ぶ（中略）特に暹羅国王陛下には右の遺物を空前の盛式を以て迎へられた。（中略）又今一月にはシーロン島及びビルマの両地よりも委員を派遣し來りて、何れも盛式を以て奉迎して帰つた。然るに国王は日本へも分頒せんとの御聖旨である。實に小生は之を以て仏教一新的好機と存ず。抑も聖遺聖物なるものは、要するに教徒の熱心を昂かめ渴仰を加ふることの至大なるべきかは、言を待たずして明かなるべき事にて、彼のロシヤ国モスク府の、カセドナル、オフ、アツサンプション、に於ける、黄金龕中基督磔刑の古釘の如き、常に巡拜の善男善女をして隨喜の涙を落さしむるが如き、或はクリミヤの大戦亦其遠因をゼルサレムの事に発し、或は独帝のゼルサレムに巡拜せられたるが如き、所謂聖地聖物なるものが如何に歐米の人民に渴仰せられつゝあるかを推知し得べし、今回の事の如き實に空前絶後にして、特に国王陛下が日本本の仏教界に対し聖物御贈与の聖旨に出でられ、且つ日本より派遣の委員に対しては、謁見の厚待をも賜はるべき旨外務大臣の通知に接したれば、日本仏教各宗を代表し、各派の中より成るべく高徳博学にして英語を能くする仁、数名を委員に撰ばれて、至急御派遣相成たし云々。  
（まだある）

### ● 仏骨の渡来（奉迎使一行の着帰）

仏骨迎齋の為め暹羅国に渡航せし同奉迎使大谷光演師一行は、予報の如く英郵ロヒラ号にて、本日午前當港着の筈なりと。右に付き、九州各地及び長防芸州地方の僧俗は、昨日當り迄に来崎せしもの多しと。而して大波

止より上陸し、其筋は外浦町、大村町、興善町、桜町、勝山町、馬町より出来、大工町を経、中通り筋を酒屋町へ、磨屋町より寺町へ出、皓台寺へ入ると。

### 仏骨物語

非仏房非骨（明治33年7月12日 第六五二八号）

#### 一 三十六派の共進会

そこで各宗の名僧知識たちが、剃りたての頭からポツポと湯気をたてゝ、會議に及ばれた。すると議論が二派に分れた。先づ真言宗の小林と云ふ委員が発起をするようには、

成程仏骨である以上には、之を奉迎して尊崇するは當然のことであるが、抑もペツペと云ふ人が掘り出したるものは、正しく我々がヲヤジの骨であろうか。或は馬骨牛骨の物ではあるまい。これは一応本邦から印度にまかり越して、審査した上の事としては如何で御座る。ホイソレとあはて、チンカラカンの大騒ぎをやらかして、奉迎はすんだは、其品は真赤の偽物だと來た日には、目も當てられた事ではなかろう。列座の大徳如何で御座ると広長舌をふるつた。

するとは是に賛成をしたのが浄土宗だ。成程其の通りだ。兎角、今日此頃は、人造金の世界だで、一も二もなく人造の流行だ、昔くは銀ながしとか、天プラとか金きせとか云ふたものだが、今は天から人造を来るからまらない、兎に角これは考へものだと云つた、列坐の大徳も各ウムと溜息を鼻から漏らして小首をひねる、すると佛光寺派からの秀員は、右の説を駁して左の如く言つた、

イヤ夫人は御念の入つたる御説だが、実は粕念で御座る。ナゼならば、右の仏骨は果して真正のものか、或は人造かと云ふ研究時代は過ぎた事で、今日では真正の物として、英領印度政府から暹羅国王に奉つた。（前号にペツペ氏が奉獻したとあるは誤り）暹羅国王にをかせられては、已に真正の物として尊崇せられ、それを分与せんとの御聖旨だ。且つ大日本を代表して其職にゐる稻垣公使に於ても、真正の物として各宗管長に通牒に及ばれた。右の品物を研究して眞物か偽物かをたしかめ、然る後下さるとあらば、夏も小袖と云ふ氣になつて頂戴しては如何だと言ひ越されたのではないのだと、シツペイ返しをした、ところで列座の高徳は右の両説に對して、各意見を戦はし甲論乙駁をした末に、仲裁説が出て審査もするがよし奉迎もするがよし、何もよし彼もよし、よしよしと話が纏つた。すると日本新聞に、雪嶺と云ふ文士が、僧侶に勧むと題して左の如く書いた。

実は暹羅に奉迎委員を派遣するに先つて、審査委員を派遣するのが正當だが、そうしては暹羅国王に對して穩當を欠くから、同国王の御思召の通り、本邦より奉迎委員を派して、頂戴するがよろしひ。然し一も二もなく外国人の説を確信するといふは大早計ではある。今回の仏骨は昔日の仏骨とは違ふて、頗る確実のようではあるが、外国にも種々の人物が居つて、偽物や贋物を製作するものも少くない。ウイルヘルムテルの弓は俵藤太の弓より怪しいけれども、而かも麗々と博物館に飾られてあ

る。右様の訳だから歐州とて油断も透も有つたものでない。もつとも今回の事は正確に調査せられた事であるのだから、ペツペ氏やホエイ氏を疑ふにはあらねど、随分邪推をすれば邪推もされる。特に歐州人は仏骨だからとて有り難く思はないから、其真偽を決定するにも熱心でない。ホドーの研究をしてマヅマヅと済したかもわからぬ。だから日本の佛教徒も、ペツペとホエイとの両氏の保證のみにて、諦信決定するは實に輕卒だ。

暹羅やビルマやセーロンの如き国は一も二もなく外国人の説を信ずるとしても、我が邦の學術は彼等と同等ではないから、右の事を黙々として聽從するは、實に我国の体面を汚すといふものだ。だから右の事件に就ては、一方に二三人の審査委員を派し、一方には沢山の奉迎員を派して、盛に之を尊迎するが至當だ、云々。

先づ大体右様に成立ちたる事にて、各宗の協議もホドホドに確定せられ、愈々暹羅に向つて奉迎員を派遣せられた。最も右の奉迎員は審査員をも兼て居るので印度に回る無との事だ。而して長崎御着は愈々来る十一日と極はまり、皓台寺に於て三日間大法会を執行せらるゝとの事だ。且つ誰人にも金壱円奉納の者は右の大法会に参列することが出来るも、礼服着用でなければ許さぬとの事だ。定めて其當日は古今未曾有の事だから、九州一円の僧俗男女は、ズンズン、汽車より汽船より長崎に集まるであらうが、夫にしても見物すべきは各宗各派打ち込みの大法会、ナムカラタンやら、ヲンアボキヤやら、自我得物來南無妙法蓮花經やら、南無

釈迦牟尼仏、南無阿弥陀仏、南無大師遍照金剛、トホカミミタマヘ天理王の命（マサカ）など、一見八家九宗三十六派の共進会始まり、左様ツと木の頭にて幕。

### ●仏舍利の渡来（奉迎使一行の着船）（明治33年7月12日 第六

五二八号）

仏骨迎齋の為め暹羅国に渡航せる奉迎使の一行は、仏輿に供奉して昨一日午前十時、英國郵船ロヒラ号にて當港に來着せり、前日來の雨は、昨朝に至るも降りしきりたるが、恰も着船の際は小降りとなりて、傘を用ゐる程もなき迄に雨歇みしかば出迎、又は參觀者は、大波戸より県庁前に至る迄充満し、精靈流しの夜も斯くはあらじと思はれたるが、着船と同時に一発の烟花打揚がり、仏輿及び奉迎使一行は、転て二隻の小蒸氣にて大波戸に着せしかば、先払一人□輪棒二人は、通路を開いて行く。引続きて六金色の二旒の旗を捧けたる後より、團體總代、各宗派寺院總代、地方奉迎係各二人つゝ□隔し次に、亦六金色の旗旒を捧け、奉迎本部員二人之に隨ひ、次に仏旗を樹て、金欄にて纏ひたる仏輿は五条衣の僧二名にて之を舁き、之に次きて又一旒の旗を捧け、上り藤紋の旗を捧げたるは奉迎使且大谷光演師略衣にて、これに統きて副使日置默仙師等、奉迎員一同隨行し、其後より各宗派寺院僧侶及總代、徽章使用者、團體總代等無量數百名參列し、午前十一時半頃市内皓台寺に入着し、仏輿は本堂正面の高座に安置し、參列者一同燒香をなし、読經を了へて退散せり。

▲奉迎正使 大谷光演師及隨行長南条文雄師等の十余名以上、

筑後町迎陽亭に投錫し候、副使日置黙仙師は皓台寺に在錫せり。

又昨夜は□谷説教場に於て法会を行ひしと、久留米仏教会及婦人会、長崎仏教青年会等の各会員其他當地方は無論、九州各地長防等の地方より参詣者多く、□内の殷賑言ふ量りなかりき。

●仏骨奉迎煙火 別項の如く昨日の仏骨奉迎に付、発揚したる

煙火の目録は左の如し

昼の分

国旗○迅雷○仏旗○時雨烟竜玉吹○花中より達摩○舞鶴○雷鳴  
黄煙双竜玉吹○白蓮花○柳連○竜曲○夕立○奴廻○馬上軍人  
○玉追竜玉吹○柳玉光より曲○三羽鳥○玉烟分煙砲○道成寺○  
国旗より靈鷲○雷鳴乱竜曲○瓢○名譽旗○白菊○菊花遊蝶○小  
菊○木柳○五色風玉○白煙○雨中の燕○松の露○雨中双竜時雨  
の曲○水平○鶴○玉柳分枝柳○雲中の雁○達摩美人○金魚遊水  
○陸海軍旗○白菊小割○月夜烏○夕立○柳下遊鮎○老松○連烟  
竜より曲○仏旗○玉烟柳下時雨○竜田川○白雪○桜花○靈竜玉  
吹○星烟後に四方引○末広計、□十發

夜の分

雷鳴乱竜玉吹○柳連星より時雨の曲○萩の露○柳に打分星○色  
別火砲○雨中双竜玉吹時雨○金星○彩露寒木○浅黃鹿の子○滝  
下の螢火○晴□下煙竜玉吹○時雨□段○雷後月下乱竜玉吹○□  
柳○柳下飛螢、計十五發

仏骨奉迎使歓迎の交渉 [明治33年7月13日 第六五二九号]

同使は予報の如く、明後日まで本市皓台寺に於て法会を営み、直航帰京の筈なるも、各派は千載一遇の事なれば、帰途各所の歓迎を受けられんことを請はん、と続々本市に来りて交渉する処ありしが、特に門司市にては、各宗聯合仏骨奉迎会なるを組織して、

各寺より僧侶の外重なる檀徒より委員五名宛、都合三十五名の委員を撰出し、更に五名の常務員を撰び歓迎の趣向を凝らし、其委員長生田不仁臣氏と南禪寺派臨濟宗僧侶一名を、本市に派して奉迎準備員に交渉せしに、同員にては臨時委員会を開くこととはなりたるに、議論百出して協議纏まらず。然るに門司の奉迎会よりも派出員生田氏の許へ、若し陸路門司に立寄りなくして海路神戸に直航となれば、菩提会寄附金は一致協同反対す、との打電頻々到来するより、生田氏は迎陽亭なる一行の休息所に到りて、前田正副使及南条、石川の両氏に面談して陸路上京の事を申込んだるも要領を得ず、一行某の説話に依れば一刻も早く帰京を急ぎ、海上には殆んど倦たれば陸路を希望するも、歓迎準備派出員の意見に托するの外なし。又暹羅国磐谷府にて同国王に拝謁して、万□の要件も運びたれば、帰途釈尊の遺跡地を巡視せんとの計図なりしに、同国王より来遲の途次は孰れに立寄らるゝも随意なれど、大事の要件を帯びながら自専の巡視を為し、万一故障の生じたるときは本国に対しても如何なすや、との忠言を畏みて帰途を急ぎたるものなりと。故に前陳の如く早く帰京して、任務を完ふして安堵せんことを希望するものなれば、有志者の意に逆ふも遺憾なら

んとの挨拶に、生田氏も困して、更に本部よりの派遣員が一昨夜來□せしを待ちて尚交渉せし結果に依れば、愈々明後日午後三時、本港より玄海丸に乘じ門司へ寄港の際、同船にて門司馬関の奉迎者に遙拝せしむることに決して、生田委員長も昨終列車より帰門せりと。因みに門司寄港の際は、関門の有志者は団平船数百を小蒸氣船に引かしめて、一行の乗船を取囲みて拝崇する筈にて、音楽隊は博多より招聘し烟花五十発を打揚げて、盛大なる奉迎式を挙げる計画なりとのこと。

### 仏骨の□輿（奉迎使一行出發）〔明治33年7月15日 第六五三一号〕

市内皓台寺に安置中なる釈尊遺形は、本日午後三時、本行列を以て大波戸に齋送し、玄海丸にて関門及門司を経て、京都に向はん筈なるが、當港着の當日よりは風雨を侵して、各地方よりの参拝者曳きも切らず。八家九宗の仏教徒は、當市に充満したるが五日間の滞在の事とて、附近村落よりは一家曳り合ひて参詣をなすもの多かりしが、瀬戸村等よりも六金色の旗を寄附せし由なるが、若し好天氣ならんには無慮一万の人は群集するならんと云ふ。

### 仏舎利の發程（奉迎使一行）〔明治33年7月17日 第六五三二号〕

皓台寺滞淹中の仏舎利は、奉迎使一行之を供奉し、一昨日玄海丸にて京都に向はん予定なりしも、海上の都合にて玄海丸入港延期となりたるより、前夜に至り俄かに変更し、一昨日正午十二時発

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

の上り列車にて門司へ向け出發せしが、昨朝無事安着せりと。當日は雨天なりしにも拘はらず、各地方より僧俗大黒町より停車場に至るまで拝送者郊路に充ち、尚道ノ尾停車場等へも通路拝礼者多数あり。非常の盛況なりしが、若し陸路發程の順序となり居たらんには、沿道の参送者到る処充満すべきなりしが、各駅□□通過を知らざる者の□□しと。

**長崎より大阪へ（七月十一日より十九日）**

**「大阪朝日新聞」「大阪毎日新聞」**

**「大阪朝日新聞」**

**仏骨迎齋使（長崎）**〔明治33年7月11日 第六六二一号〕  
明日寄港すべき仏骨迎齋使の一行を迎へんとて、市中は国旗燈籠を出し甚賑はへり。

**仏骨迎齋使の一行**〔明治33年7月12日 第六六二三号〕

唯今（昨日午後三時過）一行は、光泰寺に於て迎齋の仏骨を本堂に安置し、東本願寺法主の挨拶あり。法会を執行し、参詣者夥だしきりて、一行は向陽館に入れりと。長崎なる同事務所より電報し越せり。

**仏骨來着（長崎）**〔明治33年7月13日 第六六二三号〕

予定の如く仏骨迎齋使帰着せり。出迎ひ盛なり。

（以上前号欄外）

**仏骨迎齋の事**〔明治33年7月13日欄外記事 第六六二三号〕

別項記載の如く、同迎齋に就き、當地四天王寺の準備を聞くに、當日は聖徳太子の輿も西門石の鳥居迄出迎へ、太子の輿先導にて同門を入り、金堂にて参拝し、夫より二王門を南へ出で、同門前に東西に別れ、太子は西、仏骨は東へ各廻廊外を北へ六時堂に入る順序にて、同堂を駐輿所とし、同所に入りたる時は、直に古式の典供並に舞樂を二三奏する計画なり。又一説に十五日馬関一泊の事は止めて、十七日朝神戸上陸し、直に汽車にて梅田へ向ふとの事に改りたりともいへり。

**仏骨迎齋の事**〔明治33年7月14日 第六六二四号〕

□次記載したる暹羅より迎齋したる仏骨の到着、日割左の如し。  
**仏骨到着日割**〔明治33年7月13日欄外記事 第六六二三号〕

既に一説として掲げたる明十五日馬関一泊の事は、愈模様替となり、長崎より海路神戸へ直航する事に改りたるが、梅田着の時間

昨十二日長崎港着船、同十三四日の両日長崎に於て上陸会衆、十五日前長崎発車、午後三時二十三分門司着、車門司より小蒸氣船にて馬関に到り一泊、十六日馬関出発、徳山迄乗船、徳山午後十時五分發列車にて出発、十七日午後零時三十分梅田停車場着、直に天王寺に入り、十八日同寺に於て拝迎会を開く。十九日午前六時三十分天王寺停車場発車、同七時四分梅田停車場着、七時三十一分官設汽車に乗換へ出発、八時五十分京都七条着、直に大谷派本願寺へ入り、午後同寺より行列を整へ、五条通りを経て大仏妙法院に仮安置す。

は尚未定なり。同駅着の上は近傍便宜の所に休憩し、夫より桜橋

を南へ、肥後橋南詰を東へ、西横堀西側を南へ、筋違橋を東へ、

高麗橋通を東へ、堺筋を南へ、日本橋筋を南へ、今宮商業俱楽部

前を東へ、四天王寺西門へ入る都合なり。

四天王寺西門へ入る筈なること既記の如し。

### 仏骨迎齋の事〔明治33年7月15日 第六六二五号〕

予記の如く仏骨迎齋使の一行は、去る十一日午前九時長崎に着帆したれば、出迎人並びに信徒の面々、宿雨漸く晴れたる路の泥濘をも厭はず、埠頭に群集して其の上陸を了ふるまで間断なく烟火を打揚げ、一行の寺町皓台寺に至る沿道の人家は、尽く国旗を掲げて歓迎の意を表し、見物の男女は市街の両側に立列びて雜沓言はん方なく、其□寺に着するや先仏骨を本堂に安置し、奉迎止使

大谷光演師は、出迎人其他一同に向ひて、暹羅國王より釈尊遺形の一分を拝戴して優渥なる勅語を賜はり、無事に帰朝したる旨を挨拶的に演述し、夫より各宗僧侶の読経法要を執行したるが、當日參集せし善男善女は、無慮一万余人と註せられ、さしもに広き本堂の内外は殆んど立錐の地を余さざりきといへり。右一行は門司各宗派より上陸を懇請し来れど、都合に依り門司にも馬関にも上陸せず、本日午後出帆の玄海丸に乗込み、明後十七日午前八時神戸に入港する事に定めたるが、當地梅田駅着の時間は尚未定なる由。駅着の上は近傍便宜の所に休憩し、夫より桜橋を南へ、肥後橋南詰を東へ、西横堀西側を南へ、筋違橋を東へ、高麗橋通を東へ、堺筋を南へ、日本橋筋を南へ、今宮商業俱楽部前を東へ、

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

### 仏骨迎齋の事〔明治33年7月16日 第六六二六号〕

同一行の道程日割は又亦変更し、航路を取らずして広島より上陸し、汽車に搭じて明十七日神戸駅を経て、同午後零時三十分梅田駅に着すべし。之に就て大谷派管事伊沢道一師は、昨朝宗務を帶びて神戸に出張し、四天王寺の信徒諸講中も、一昨々日來各協議を凝しをれり。又明後日四天王寺に於て執行する舞樂の目録は左の如し。

振鉦二節、万歳樂、延喜樂、安摩、八仙、太平樂、胡德樂、陵王、納貫利

### 仏骨発着（門司）〔明治33年7月17日 第六六二七号〕

夫の仏骨迎齋の一行は、昨夜鐵道に由り長崎より着し、同夜十一時発の聯絡船にて徳山に向け出發せり。発着の際は、車軸を流す猛雨をも厭はず、送迎人多く頗る盛んなりき。

### 仏骨迎齋の事〔明治33年7月17日 第六六二七号〕

迎齋正使大谷光演師の一行が、暹羅國磐谷府にて仏骨を授受したる略況は既記せしが、猶當日の模様を記さんに、六月十四日は国王に謁見の日なれば、同國宮内省より日本公使館へ宛て三台の馬車を差廻され、迎齋正副使は稻垣公使と之に同乗し、隨行諸師は他の馬車を驅りて宮門に入れば、衛兵は左右に排列して捧銃の礼

今日當地に來らん筈。

仏骨迎齋 [明治33年7月17日欄外記事]

第六六二七号]

釈尊の遺形一分を暹羅國王より請受けて、崇敬室重到

らざるなく、万里の波を凌ぎつゝ帰朝したる迎齋正使

大谷光演師の一行が、此程長崎に着帆せし事までは別

欄に再三記しが、一行は予定の如く一昨日午後四時四十五分、山陽線の列車にて神戸に着き、諏訪山の中

常磐に一泊し、更に昨日数多の送迎者に擁せられて汽車に搭じ、安養寺山に打揚

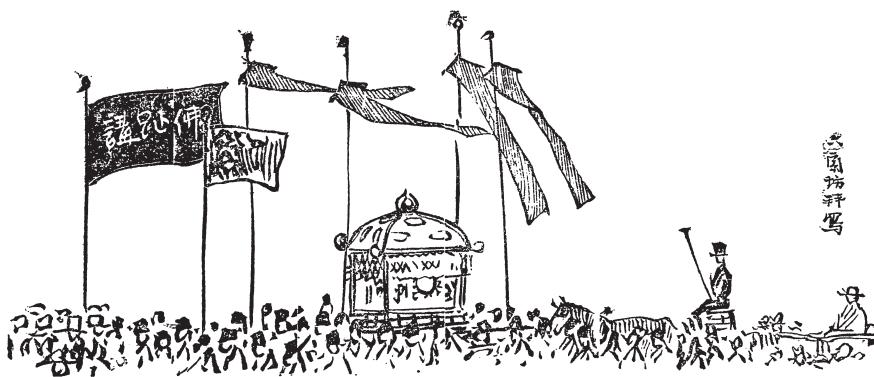
ぐる一発の煙火と共に神戸を発し、梅田駅に着したるは午後零時四十分なりき。

その着車するや後藤助役は市を代表して出迎へ、二人の僧は恭しく夫の仏骨を納めたる金函入の櫃を担ぎ

を為し、同宮内、文部二大臣は、一行を導きグランドパレスに入り、暫くありて国王は出御あり。胸間に各国の勲章を佩びさせられ、威容儼然たり。王は大谷正使より順次に藤島、前田、日置の各副使に対し、握手の礼を行はれ勅語を賜ひしを、文部大臣が英訳し、隨行長南条文雄氏之を和訳したり。宮内大臣は、国王の誕生簿を把りて各師をして出生の年月日を自署せしめ、是日の式は了り、翌十五日に至り、午後四時祇園寺に於て仏骨授受の式あり。各奉迎使、稻垣公使夫妻、隨行員、公使館員等参列し、文部大臣は英文の朗誦的演説をなし、暹羅新旧各派の僧侶數十名、椅子に倚りてパーツ（宝珠形扇）を捧持し、経文を誦し、文部書記官は、小形の金塔を把りて正使に授け、是に於て各迎齋使、稻垣公使は金塔を開きて靈骨を挿せる後、更に準備の如意宝珠形の金函に金塔を收め、錦囊に容れ二重の桐箱に封じて、前田師之を馬車に移し、一行之に供して帰館せり。是夜各迎齋使は金函に封印を附し、帰朝の後、各管長立会の上開函する筈なり。この後一行の滞留数日間も鄭重なる待遇を受けたりといふ。

仏骨神戸着 [明治33年7月17日欄外記事 第六六二七号]

仏骨迎齋使の一行は、別項の如く昨夕神戸に着したり。兵庫県厅差廻の馬車にて諏訪山、中の常磐に入れり。神戸駅へは各宗僧侶及信徒等數千人出迎へたり。一行は今日午前十一時三十分、神戸駅発車にて當地に来る筈、又右に付本邦駐留暹羅公使ヒヤリチロング・ロナジエリト氏は、別項の如く昨日東京より京都に着し、



て、北川。プラットホームの待合所に入り、一行等総て此処に小憩し、此間に金函を櫃より輿に遷し、午後一時始めて予定の行列を整へて練出し、桜橋を南へ続々と四天王寺に向ひぬ。輿の前には午前中京都より来りし暹羅国公使フイヤ、リッディロング、ロナチエツド氏一頭立の馬車を駆り、輿の次には正使光演師府庁差廻しの二頭立の馬車を進め、又次に副使等馬車にて従へり。その後は各宗各講の僧俗男女、各定の記章を胸間に掛け、毎団体に旗を押立て、洋服和装こきませて、流るゝ汗も拭ひあへず練行き、三時といふに漸う四天王寺に到着せり。沿道の両側は見物人の山を築き、自然の車止となり、恰も今日の御靈祭もこの雜踏に圧せられたる様なりき。猶行列の大概を録せば、

五色旗、空也堂、天王寺各講中、仏日新輝旗、仏跡旗信徒總代、樂器講、遊行寺、天王寺講、信融社、花講、大谷派信徒、天満別院、難波別院、大阪婦人会、妙法寺花園教会、万福寺、山科別院、信徒總代、本派本願寺、日蓮宗、神職二人、真宗仏光寺派、大阪吉祥講、大日本施薬院、五色旗、各宗管長、暹羅公使、府庁前田口、青年会、立正安国会、天台宗、念佛宗、淨土宗、錦旛、仏骨輿、正使、副使、各宗僧侶、信徒。

### 仏骨迎齋彙報（京都）〔明治33年7月19日 第六六一九号〕

大谷派信徒の組織せる保信会が、新調したる同派定紋附十八畳敷大の旗十六本を、七条停車場より同寺附近迄、一昨日來樹て列ねたり。▲本日仏骨來着の節は、行列者の便に供する為、七条停車

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

場前より其道筋なる烏丸通より、五条通伏見街道を経て、洛東妙法院迄四十余町の道路に、広さ三間高さ五間に、天竺二金巾にて天幕を張りたり。晴雨とも傘を用ひざるためなり。▲其道筋の両側には埒を設け、雜沓を避く。▲停車場に到着の際は奏樂す。▲停車場南手の畠地及妙法院近傍にて、當日は各百発づゝの信徒寄附煙火を打揚ぐ。▲大谷派本願寺にては、石川舜台師を委員長に、其の他の僧俗六十六名の掛員を任命せり。▲西本願寺にては、光尊法主病中に付、代理として連枝近松尊定師、大阪に出張迎齋す。▲當日は東本願寺の信徒、各地方より出京する向頗る多く雜沓すべければ、七条停車場より時宜に因り、臨時汽車を出すべし。関西鉄道は各駅より草津駅まで三割引往復切符を発売す。

### 仏骨京都に向ふ〔明治33年7月20日 第六六三〇号〕

四天王寺に齋し、仏骨は、予定通り昨日午前六時四天王寺を發し、同三十分天王寺駅より汽車にて梅田に着し、夫より官線に由りて京都に向ひたり。其間の行列は来阪の時に比して極めて軽便なる者にて、金函に入れある仏骨は錦の裂にて包み、新調の白木の辛櫃に納めたるを二人にて舁き、先導は二三の仏旗、供奉は大谷正使及小人数の講中のみなりき。去れど梅田停車場には、拝觀人非常に夥しく、仏骨の同駅に着するや煙火を打ち揚げ、プラット、ホームには各宗信者の旗數十本押立てあり。仏骨を収めたる白木の辛櫃は、二名の僧侶奉持し、大谷正使之れに従ひ、北側のプラット、ホームを渡りて待合室に入り、即て京都行の列車に乗

り替へ、先づ辛櫛を奉乗し、大谷正使等同室に乗り合ひ、各宗僧侶の京都まで見送りたるもの数十名ありしといふ。曾根崎署の本多署長、鬼丸警部、下村警部等は、十数名の巡査を率ゐて警衛したり。

### 仏骨京都に入る〔明治33年7月20日 第六六三〇号〕

仏教本山の所在地にして崇仏の徒多き京都にては、仏骨奉迎の盛況はまた格別なり。五条より以南東西本願寺附近の各戸は、「奉迎」と白地に染め抜きたる紅提灯と仏旗とを掲げ、幔幕を張り屏風を引廻し、多くは業を休みて歓迎の意を表し、十八畳敷の大旗十六本は、七条停車場より東本願寺前に列べられ、同寺前より妙法院門前迄、路筋凡そ四十町は、青竹の埒を以て雜沓を防ぐの用意周到なり。停車場には、午前六時頃より来集せる僧侶信徒雲の如く、遠くは九州、北陸、四国、近くは岐阜、愛知より旗を推立て列を作り、数万人の多きに至り、七十余名の警官は雜沓を制しつゝ警戒したり。斯くて仏骨は汽車に奉ぜられて、午前九時七条に着するや数発の烟火晴空に轟き渡り、暹羅公使、本派本願寺法主代理近松尊定、誠照寺派管長二条秀源、妙法院門跡村田寂順、楠地方裁判所長、警部長、参事官其他、僧俗併せて一千余名 Prattホームに迎拝し、かくて妙心寺花園教会と白色に染抜きたる紫縮緬の旗に、村田奉迎總理を先頭として、唐櫃の仏骨は、土屋觀山、後藤禪定二師に恭しく担ひ出され、大谷正使以下隨行し、大谷派本願寺に向ふ沿道の善男善女、一齊に念佛唱名、隨喜

### 葉書だより〔明治33年7月22日 第六六三三号〕

●仏骨迎齋の盛なるに就て、厭仏生、精神宗教家の説は大間違。却て自分の馬鹿を知らして居る。あれは仏骨ばかりで騒いだので無い。大谷正使が体躯不自由にて我國宗教の為に遠く暹羅に航したる労を多とし、無事帰朝を祝するのが直接間接に仏骨奉迎を盛ならしめたる大原因である。(真心仏教家) ●仏骨来る迎ふべし。仏教信すべし。(河南大道師、有難屋、十目生) ●仏骨安置は、天王寺の伽藍を拡張して、大阪に致し度し。(旭生) ●仏骨とやらを千日前に見せ物とし、僧侶の木戸番をさせ、上り高を軍事費に寄附したら國の為に成る。(天満念仏) ●厭仏生は狂に非れば、愚者中の愚なり。釈尊の骨渡來するも、君の如き憫然なるものを救ふ為なり。(信仏生) ●仏骨奉迎の盛なるを見て、何故世間に馬鹿者多きを知りたるや聞たし。(仏信生) ●僧侶信徒の仏骨を歓迎するは、世間事業家の広告看板と同じ。(崇骨生) ●當世の人は理に偏して情感を忘却せり。宗教は理をのみ以て左右すべからず。仏を誹謗するは自己の浅見を表するのみ。(禾重)

の涙を流したり。やがて本願寺着。大門より阿弥陀堂に入り、堂側に光瑩法主各連枝以下敬迎へ、伶人五十人奏楽の中に、緞子幕引廻らしたる大師堂の上段に安置せられたり。法主初め各管長、其他僧俗拝礼焼香し、一同休憩所に昼飯を喫し、やがて十二時過夫の玉輦に仏骨を移安し一同拝礼、予定の如く妙法院に向ひたり。

●現今の社会は活ける釈迦を渴仰せり。彼の枯骨何の要がある。  
仏教の衰滅近きに在り。（罵倒禪師）

## 〔大阪毎日新聞〕

**仏骨奉迎使の帰着**〔明治33年7月16日 第六〇〇七号〕

去十一日午前九時、奉迎使長崎に到着するや出迎人一同大波止に集ひ、奉迎事務所にては、予ねて用意したるスチームボートを出し、一隻は奉迎事務所員の乗用に充て、一隻は各宗管長代理及び新聞記者の乗用に充て、相前後して本船ロヒラ号に着し、先奉迎使一行の労を謝し、間もなく仏骨をスチームボートに移し、正副使奉迎事務員等之を保護し、他は用意のボートに分乗して上陸せり。其間海上にて断えず煙花を打揚げ、皓台寺に至る沿道は人の山を築き、各戸国旗を掲げ迎意を表し、頗る雑沓を極めたり。仏骨は奉迎委員四名にて之を舁ぎ、正副使は車にて之に次ぎ、其他各宗奉迎員重なる講中等之に従ひて皓台寺に入り。一行暫時休憩の上、仏骨を本堂の正面に安置し、正使大谷光演師一行を代表して、仏骨を暹羅国王陛下より拝戴し帰朝したる旨を述べ、夫より各宗僧侶読經法要を執行したりて、一行は旅館迎陽亭に入れり。當日は雨天にも拘らず、法要に參せんと集ひ来る善男善女は、無慮一万余人、流石に広き本堂も立錐の地なきに至り、實に近來稀なる盛況なりき。却説奉迎使一行の暹羅国王陛下に謁せしは六月十四日にして、當日は宮内省より美麗なる二頭曳の馬車を差立てられ、宮内大臣の先導にて謁見所に入り、文部大臣は奉迎使を国王に紹介し、国王陛下より左の勅語ありたり。

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受取らんがために、始めて此国に来れる日本佛教徒の奉迎使を見るは、朕の喜ぶ所なり。且日本は遠隔の国にして、制度習慣等或る場合に於て異同なきに非ざれども、尚同一宗教を信ずる所の國なるを信認することに於て満足の情にたへず。朕が仏教の先導者にして保護者なるを承認せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき幸福なる義務を尽すことは、最も喜ぶ所なり。従前日本佛教徒が、此神聖にして真実なる遺形の分配を得ざりしことは、彼等が熱誠なる希望を朕の識認せざりしが為なり。今や此貴重なる宝物の一分を得て日本へ安置し、巡拜者をして其便を得せしめんとする彼等の願を信認せし上は、之を附与することは、朕が最も喜ぶ所なり。奉迎使の此国に来り、且普通協同の利益のために日本佛教徒が海外佛教徒を熟知し、一層交際を親密にしたる後は、日本佛教の益隆盛に赴くことは、朕の最も切望する所なり。

次て大谷光演師の答辞ありたりと。

### 岩本千綱氏と本願寺

〔明治33年7月16日 第六〇〇七号〕

仏骨奉迎につき、暹羅国において稻垣公使と共に種々斡旋せし岩本千綱氏は、正使に隨ひ帰朝し長崎へ上陸し、正使等に先ち一昨日京都に來り。午後同寺黒書院にて法主に面会せしが、大谷派本山にては、同日午後七時より同氏を祇園中村櫻に招き、仏骨奉迎の顛末概況を聽き、本山役員その他二十余名列席して、晚餐を饗應したり。

### 尾張大谷派寺院の仏骨奉迎準備

〔明治33年7月17日 第六〇〇八号〕

既報の如く仏骨奉迎に關する尾張大谷派の寺院は、数日前京都に赴き、同市烏丸通りに出張所を設け、専らその準備中なるが、同派宗徒五百余名は、愈明十八日打揃ひ京都に赴く筈にて、関西鉄道にては特に是等奉迎者に対し、汽車賃の割引をなす筈なりと。

**仏骨奉迎使一行** 〔明治33年7月17日 第六〇〇八号〕  
 仏骨奉迎正使大谷光演、副使前田誠節氏等の一行は、昨日午後四時五十分神戸着の山陽列車にて広島より神戸に着し、京都より出迎へたる奉迎事務所常任委員土屋觀山、相沢香庵、その他各宗各派より出迎へたる僧侶及び信者の出迎を受けて下車し、前田副使は、長さ二尺幅一尺五分許の箱に納め、緋緞子を以て包みたる御遺形を奉じて、大谷正使と共に上等待合室にて暫時休憩の後、県庁の馬車にて旅館諏訪山中常磐に入りたるが、停車場前及び多聞通其他西辻へは、僧侶信者無慮一万人出迎へたり。一行は同夜一泊、本日午前十一時卅五分神戸駅発當地に向ふよし。

南条博士の暹羅談〔明治33年7月18日 第六〇〇九号〕

仏骨奉迎正使大谷光演師に隨ひ、暹羅へ渡航せる文学博士南条文雄氏、神戸において往訪の社員に語りて曰く、仏教の暹羅に入りしことに於いては、磐谷に滯在中種々取調べしも、何分正確なる歴史なきことゆゑ、その年代は詳かならぬも、釈迦如來歿後弟子の一人、同國に來りて布教したりとのことなるべし。其勢力は偉大にして、歴代の國王は何れも仏教に帰依し、仏門に入らざるもの少なし。特に現國王より三代前の國王は、二十歳にして出家し、廿七年間縊衣を纏ひ、その後王位に即き、仏教のため大に力を尽しければ、仏教ますく興隆し、中流以上の貴族は必ず一度仏門に入るの例となり、而して實際仏門に入らねば、政治その他社会に対するも勢力なきものとなれり。されば磐谷市中の寺院は頗る莊嚴にして、特に宮裡にある寺院の如きは頗る華美を極め、安置せる仏像は宝石を以て作り、装置せる作花は同國北部の殖民地より毎年獻納するものにして、金銀を以て作られたるものなり。其他諸種の裝飾品もまた皆珍奇ならざるはなく、かくて同國の珍宝美術品は、悉く王室及び同寺院に吸集せらるといふも、敢て過言にあらざるべし。又同國の仏書は、皆印度のパアリ語を以て記され、僧侶の一般布教に從事する場合は、之を暹羅語に訳して説く者の如し。扱仏骨の暹羅に伝はりし次第は、印度のバスティ州に於て去明治卅年、英人ウイリアム、ペツペ、ジョーチ、ペツペといへる兄弟が發見して、發掘に着手し一時中止せしを、英人スミスの奨励により再び着手し、遂に一の瓶を發掘し、其蓋

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

に記せる文字に就て釈迦如來の遺骨なることを知り、英國政府へ届出しかば、同政府は之を暹羅國王に送りて、其内上ビルマ、下ビルマに各一片、及びインドセイロン島に三片を配たれんことを依頼したるより、同國王は本年一月盛式を以て之を各國の奉迎使に渡し、稻垣公使等の尽力により、好意上その一片をまた我国へ配たるゝに至りたるものなり。從来同國に行はるゝ仏教は、所謂小乘教なるが、僧侶の生活は善く釈尊の教を守りて規律厳肅なり。王族といへども毎朝必ず跣足にて市中を托鉢し、信徒は道路に跪坐して之に米、或は錢を喜捨すれば、僧侶は恰も仏の代身といふ姿にて之を受け、会釈もなさず無言にて行過ぎ、その見識こそ却て日本僧侶等の想像し及ばざるところなり。又食事は二食にして不可昼食と唱へ、正午迄に二回の食事をなし、午後より翌朝迄は一切食事をなさざるなり。又同國には耶蘇教、バラモン教、マホメット教なども侵入しをるも、その勢力微弱にして下等社会及び移住民の間に行はるゝのみ。マホメット教は、主としてマレー人の間に行はるゝものゝ如く、詮ずるに同國教育の権は、今尚仏教徒の手にありて、中流以上のものにて外教に帰依するもの少きが如し云々。

暹羅公使〔明治33年7月18日 第六〇〇九号〕

本邦駐劄暹羅公使バージャング、ロナチエス氏は、昨日京都ホテルを出で、通訳官を随へ大谷派本願寺に至り、寺務所役員の案内にて大師御影兩堂に参拝し、ソレより大寝殿に於て法主大谷光瑩

師と面話し、茶菓の饗應を受けたる上退出し、同十時五分七条発汽車にて當地に來り、仏骨奉迎の列に加はりしこと別項記載の如し。尚公使は本日京都に引返し、明十九日午前七条停車場に於て、再び仏骨を奉迎する筈なり。

### 仏骨の到着〔明治33年7月18日 第六〇〇九号〕

一昨夕神戸に着し、諏訪山中常磐に投じたる仏骨奉迎正使大谷光演、同副使前田誠節氏等の一行は、同夜、床次兵庫県書記官その他各宗派より出迎へたる僧侶の訪問を受け、昨朝は午前八時より九時迄の間、各宗各派の重立ちたる僧侶及び信徒に面接し、同十時数発の煙花を合図に旅館を出門し、遺骨を納めたる唐櫃の法輿は、土屋觀山、有沢香庵の両師これを昇き、大谷正使、前田副使の両氏は、兵庫県庁の馬車に、其他の一行は人力車にて、數十名の僧侶に擁せられて神戸停車場に着せり。此處には数千の僧侶、信徒十数旒の小旗を押立て奉迎し居たるが、一行の法輿を擁して同停車場の上等待合室に入るや、停車場内に充満せる信徒は、一齊に南無阿弥陀仏を唱へつゝ待合室に闖入せんとするを、出張の警官數名辛うじてこれを制止したり。斯くて一行は小憩の上、同十一時三十分同駅発の汽車にて神戸を發し、當地に来れり。神戸駅のプラットホームには見送人山の如し。又神戸駅より三宮駅に至る沿道にも、無数の信徒整列して見送れり。微雨の如き聊も頓着の模様なかりき。斯くて梅田に着せしは午後零時卅分なりしが、是より先き各宗僧侶、各講中等は雲霞のごとく、また波濤の

ごとく同駅附近に押寄せ、さながら人の山を築き、仏骨奉迎若くは何々講など書したる青白紅紫の旗は、風に靡きてその数なかなかに算すべからず。北側プラットホームには、両本願寺の役僧をはじめ奉迎世話掛のもの等、羽織袴若くはフロツクコートにて控へ、曾根崎警察署詰の巡査は、署長指揮の下に場の内外を警戒せり。やがて汽車の着するや（この時数個の煙花を打揚ぐ）赤地金襷もて包まれたる箱は、二人の僧侶の肩によりて□等車室を出づ。是れぞ仏骨なりとは知られたり。奉迎正使東本願寺新法主大谷光演師、同臨済宗妙心寺派前田誠節、同曹洞宗派日置黙仙の諸師これに従ひ、西手の三等待合室に遺骨を持込みかねて、天王寺より差廻しある輿の内に入れ、少時休憩の上場外に出で、各宗僧侶、各団体、各講中および無数の善男善女の歓迎を受く。ワザ／＼東京より來り会したる暹羅公使もその内にあり。茲にて行列を整へ、予定の順路をシヅ／＼四天王寺へと練りゆけり。行列の順序は、真先は六紺色旗、次に各宗派講中、法服着用の宗学生、真言律宗、華嚴宗、法相宗、黃檗宗、融通念佛宗、時宗、日蓮宗、本願寺派、臨済宗、曹洞宗等の僧侶にして、暹羅公使は遙に佛骨輿の先にあり。次に無数の旗翻り、仏旗につゞいて輿は六人の白丁に昇がれ、正使および副使等いづれも馬車にてこれに従ひ、隨喜連その後に続きたれば、延長数町に亘り道の両側には、歓迎人と見物人とをこき交ぜて堵のごとく、輿のその前を過るとき南無阿弥陀仏の声いづくよりもなく起れり。斯のごとくにして、仏骨の四天王寺西大門前に着せしは同三時二十分の頃にし

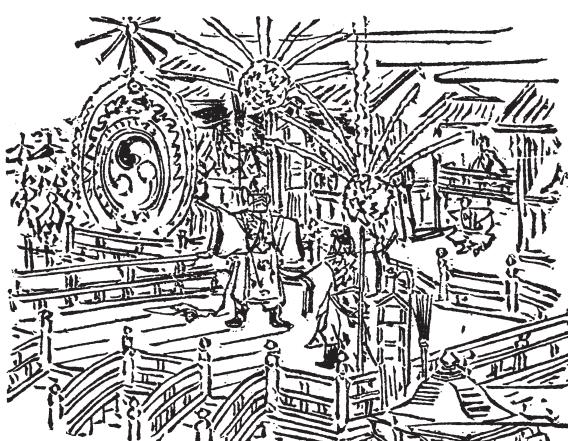
て、煙花再び中空に轟くを合図に、聖徳太子御自作の木像は、菊花の紋章打ちたる法輿に移され、吉田同寺住職のお供にて華表近く出迎へ、仏骨の輿はこれに導かれ（此昨令人筆筆筆および横笛、大太鼓の吹奏を始む）徐に西大門より進み入り、西重門を経て金堂前にて小休、二王門を南へ出で虎の門を入り、太子殿の前にて仏骨の太子に対する挨拶の法あり。太子の木像は茲に別れて太子殿に入り、それより仏骨輿は再び動きて猫の門を北へ出で、二重門を通り抜け舞楽堂上を通過して（舞樂堂に優曇華に形どりたる四花といへる飾り付けあり）六時堂に入り、程よき場所に安置せられたる後、吉田大僧正は衆僧を率ゐて一遍の誦経をなし終て、大谷光演師は奉迎正使の資格をもつて参列の各宗僧侶に向ひ、暹羅国王陛下の好意によりて有がたき仏骨を得たること、海陸恙なく安着せしは、全く仏の威徳なるべきこと、各員の斡旋謝するに余りあり、云々の意味の挨拶あり。之にて當日の式を終りたるが、仏骨の同寺に着し式を終るまでの雜沓は、實に筆紙に尽しがたく幾万とも知れぬ隨喜連は、同寺の門外に充満し、仏骨輿の動くについて動くさま宛然万頃の波濤のごとく、一時は死傷もやと危みしが、警官の取締行届きて左ることなかりしは幸なりき。

### 釈尊遺骨拝迎会

〔明治33年7月19日 第六〇一〇号〕

既記の如く一昨日四天王寺迄奉迎せし仏骨は、同日より本日迄同寺の六時堂内正面に安置せるが、右につき昨日は午前九時より午

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎



後四時迄同堂に於て拝迎会を行ひ、各宗管長を始め、各派僧侶其他参拝の信徒等の焼香あり。堂前なる舞台には種々飾付を為して、同時間内に舞樂振鉾、万歳樂、延喜樂、安摩、八仙、太平樂、胡德樂、陵王、納曾利等あり。暹羅公使フイヤ、クツディロング、ロナチエツド氏を始め、菊池府知事、吉見警部長、警官及、大谷光演師其他名譽職、新聞記者等臨席し、来賓には夫々設けの別席に於て茶菓を饗し、同山内なる五智光院に於て、午前は奉迎使一行中の前田誠節氏、午後は南条文雄氏が今回奉迎に関する演説ありたり。尚各宗派僧侶の集合は、前日と同様夥敷事にて、一般的の参拝者も天氣あしきに拘はらず、遠近より集り来る老若男女陸続として、六時堂の周囲は人の山を築きたり。天王寺署よりは、前日と同じく署長以下各警部巡査總出にて同寺の内外を取締り警戒を加へ居たるが、六時堂の西手入口などは、宛ら停車場にて切符を買ふ如く、何百人となく長く統きて順を立て居り。其他寺内には氷水を始め種々

の出店あり、近頃に無き賑はひなりき。又仏骨は弥々本日午前六時三十分、天王寺駅発の汽車にて京都へ奉送する筈。

### 京都の仏骨奉迎（明治33年7月20日 第六〇二一號）

京都にては昨日仏骨奉迎の當日にて、朝来曇天ながら西方の軟風いとしめやかに、塵も揚らぬ天氣なりければ、仏骨の七条駅に着するを拝まんと、市中の善男善女早朝より打連れて同駅に向ひたるが、東本願寺前より七条停車場附近は、午前八時頃には人を以て埋れ、塩小路警察署よりは、徳岡署長を始め警部巡査一同総出にて警戒取締りをなしたり。七条駅へは暹羅公使バージロン、ロナチエス氏、楠京都地方裁判所長、同夫人、井上警部長、宇佐美參事官、仏骨奉迎事務總理村田寂順師を始め各宗管長、奉迎常任委員、各宗派奉迎委員等先着し、停車場楼上に休憩して列車の着するを待てり。午前八時卅分より停車場南手の畠中にては、大谷派三河國信徒より寄附の煙花百發を打ち上げたり。かくて仏骨及び奉迎正使一行を乗せたる列車は、午前八時五十分七条駅に着せり。プラットホームには暹羅公使をはじめ楠裁判所長同夫人、井上警部長、宇佐美參事官、村田奉迎事務總理各宗管長、奉迎委員、各宗派僧侶、信徒、学校生徒等無慮千余名整列して奉迎し、正使大谷光演、副使前田誠節、同日置黙仙の三師以下隨行員一同下車し、仏骨の赤地金欄の蓋をなせる唐櫃に納めあるを車中より卸し、真先に奉迎と記せる紫の旗二旒を押立て、常任委員名和渢海師先導して村田總理先列し、次に仏骨を納めたる唐櫃を常任委



妙骨院法院の景況（看参考外□）

教会及び各宗出張等の奉迎事務所を設けあることゝて何れも幔幕を張りたるが、其時行列先払は妙心寺の旗を押立てたる講中なりき。仏骨の北浜銀行支店前に到るや、幾万とも限なき奉迎人等一時に南無阿弥陀仏を唱し、珠数をつまぐる音一種の好響を起したる紅提灯を吊し、各旅舎は諸講中其他各

員土屋觀山、後藤禪提の二師にて昇き、大谷正使、前田、日置両副使及び暹羅公使、各宗管長僧侶信徒等にて順次に隨行し、信徒諸講中は紫、赤、白等の各旗數十旒を列の前後に押立て、いづれも徒步にて停車場を出で、烏丸通を北へ進行せり。烏丸通にては道の両側に青竹の柵を設け、各戸奉迎の二字を染め抜きたる紅提灯を吊し、各

を合団に、洛東大仏殿の鐘を天台宗の阪本良順師が、得意の妙技もて打鳴らしたるより、各寺も相応じて打鳴らし始めたるを以て、東山に反響して到る処殷々の声聾するばかり。かくて行列は次第に進行して大谷派本願寺に向ひ、九時三十分大谷派本派本堂門より入る。本堂階下には樂僧整列し迎儀樂を奏し、法主大谷光瑩氏及び連枝は同處に奉迎し、唐櫃は本堂階段を昇ぎ昇り内陣に入堂し、それより高廻廊を経て大師堂に入り、大谷正使、唐櫃より赤地金欄にて作れる高さ一尺幅八寸許の袋に入れある仏骨を出し、内陣本尊前に設けたる八脚台に打敷を掛け、其上に置きある総金塗經机の上に安置せしが、間もなく暹羅公使、各宗派門跡管長、奉迎總理高等官以下、各宗派奉迎者、一宗派づゝ順次拝札焼香。同寺内の休憩所に入り、當時韓國前軍部大臣趙義済氏も、大坂源正寺住職祖父江聖善師の案内にて來式参拝ありき。而して本願寺門前には、同寺徽章の大旗數十旒を立てゝ、之に六金色の小旗を蛸釣り、また本堂門前、大師堂門前には、紫の幔幕を打つて国旗を交叉し、尚幢幡数旒を境の内外に立て、且両堂共繞らすに五色の幘幕を以てし、僧侶一般の昇堂を差止めたるなど、厳めしとも又美はしかりき。やがて午後一時、宝興の東本願寺を出で、肅々として妙法院の仮奉安所に至るや、その道筋延長十八町七間には、高さ五間の屋形を造り、天井に白金巾を張り詰めて日蓋ひとなし、恰も隧道の如く。沿道各戸は幕を張り、六金色の仏旗を掲げ、両側には竹にて埒を設け、殊に東本願寺附近は奉迎と記せる紅灯を各戸に掲げ、殊に珠数屋町など六条地内一面は、御法の

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

道の返り咲きし心地にや、各戸嚴めしく幔幕を張り、仏旗も昔物を用ひたるなど、流石は維新前仏教盛時の時代をも思ひ出でられてをかし。今その行列の順序を掲ぐれば左の如し。

○先□	○○六金色旗	○○空也堂	○○各宗派講中	○○各團体
○○金閣不動講社員	○○明暗教會員	○○真言律宗	○○華嚴宗	○○法相宗
○○融通念仏宗	○○時宗	○○日蓮宗	○○三門徒派	○○誠照寺派
○○山元派	○○出雲路派	○○木辺派	○○興正派	○○仏光寺派
○○高田派	○○大谷派	○○本願寺派	○○曹洞宗	○○黃檗宗
○○円覚寺派	○○大德寺派	○○建仁寺派	○○建長寺派	○○永源寺派
○○南禪寺派	○○大徳寺派	○○相國寺派	○○天童寺派	○○妙心寺派
○○真言宗	○○真盛派	○○寺門派	○○天台宗	○○西山派
○○天童子	○○各宗管長方	○○奉迎事務總理	○○暹羅公使	○○樂師
○○各宗派重役	○○各宗派僧侶	○○各宗團體代	○○各宗派講中	
○○仏旗	○○幡幢	○○奉迎旗	○○奉迎正使	○○奉迎旗
○○奉迎使	○○幡旗	○○奉迎使隨行	○○各宗門跡	○○各宗派本山住職
○○各宗派重役	○○各宗派僧侶	○○各宗團體代	○○各宗派講中	

因に當日諸国より仏骨奉迎のため京都に集り来りし各宗派の僧侶、及び老若男女の信徒は、無慮三万以上にして、東本願寺附近の各旅人宿は何れも客室充满し、七条二条の両停車場着の汽車さては伏見帰りの電車は、奉迎者を以て充たされたりき。また當日奉迎行列の僧侶中において最も目立ちしは、花園教會の各員等が何れも赤地錦の袈裟揃にて、各宗特志の信徒は、善男善女何れも胸間に奉迎の徽章を佩用して、さも得意気に列の内外を徘徊し、取締役とも見ゆる諸講中の老人株は、新調の羽織袴にて奔走し、

本願寺乗用の人力車は、本願寺の徽章の旗を翻して、市中各処を急がし気乗り廻したりき。

仏骨京都着余聞 昨日の京都は、午後に至りて人出一層甚しく、七条二条の両停車場は、汽車着する毎に降客殆んど五千余人、近頃稀有のことにて、畿内近傍の諸国は勿論、西は九州、山陰、山陽、四国及び仏教流行の北陸地方、その他東海の諸国を始とし、遠き北海道より後馳せに来るも多く、警察の統計によるも其詳細は不明なるも、昨日京都にありし僧侶の数は、總じて二万二千以上なりしなるべく、参列のため來りし諸国の諸講中は、三万余人、行列拝観のため路傍にありしものは、二十三万五千と註せられたり。▲昨日前六時より東本願寺境内に設けたる天幕毎に、南条文雄、村上専精、堀憲一その他の諸師百余名の仏骨歓迎演説あり。同会は三十六時間継続開会する筈なれば、閉会は本日午後六時なり。▲本日より三日間、妙法院において各宗交番にて仏奉安会を開くよし。▲大谷派本願寺新法主は、仏骨奉迎正使を全うせるを以て、本日停車場午前九時、大谷派本願寺の大師堂において親授をなすよし。▲當日臨時病傷者看護のため、六条生命保険会社事務所より、金田医師外五名、看護婦十二名を引率し出張したるが、拝観人中卒倒者二十四名、腹痛その他急病五名を治療せり。▲さて又當日、殊に凡俗の眼につきたるは、行列中祇園、先斗町その他遊廓より出したる五十余名の天女、仲居等に護擁せられて練りゆく状なりき。

### 釈尊遺骨の出発 [明治33年7月20日 第六〇一一号]

予記の如く釈尊遺骨は、昨日午前五時三十分、四天王寺六時堂に於て鳳輿に移し、奉迎使大谷光演師以下諸員隨從し、各宗管長、僧侶信徒等奉送し、同六時、四天王寺西門を出で南へ、関西鉄道天王寺駅へ着、同三十分発の城東線列車にて梅田駅へ着、それより官線に乗り替へ、同七時三十六分発を以て京都へ向へり。されば天王寺内をはじめ其道筋は、未明より拝観人山をなせり。天王寺署にては前日に引き警戒を加へ、梅田駅にても早朝より拝観者多く、遺骨着発の際はプラットホームに入らんとして入場切符を買ふ者多かりしが、同駅にては雜沓を防ぐ為め、入場切符は七十枚計り出し謝絶したりしかば、信者は堪へ難く七錢を投じて吹田行きの切符を買ひ、僅に拝観の願望を遂げたるなど、中々の雜沓なりき。発車の際は煙火を打揚げ、曾根崎署にては非常を戒めたり。

### 仏骨の妙法院着 [明治33年7月20日欄外記事 第六〇一一号]

東本願寺にては、昨日午前十一時に礼拝を停止し、大師堂内陣に於て赤地金欄の袋に収めたる仏骨を、今回新調したる輿に移し、正午より□□大谷派本願寺内に休憩□□□宗派管長を□□□□□各団体、花車、各宗派僧侶、学生、六金色旗二旒、各宗管長、奏樂僧侶、仏骨奉迎事務總理村田寂順師、仏旗、（金欄にて造り仏の一字を生糸にて縫出せしもの）仏具、（□は四方の□□を□□

「京都日出新聞」 「朝日新聞京都附録」  
大阪より京都へ（七月十九日）

岩本千綱氏の談話（明治33年7月19日） 第四七五一号

は、本年三月日本基督教徒の仏骨奉迎先発として暹羅に趣き、今回帰朝して来京三条小橋大津屋に投す。一日往訪の記者に語て曰く、前年英國政府が其所轄なる緬甸錫蘭の為め、暹羅政府に向ひ仏骨の分贈を請ふや、英國公使は其國命を帶て斡旋せしなるが、今回日本の仏骨奉迎につきてはかかる便宜なく、青木外務大臣は稻垣公使に打電し成るべく関与せざる様訓令したる程なれば、公使の苦心一方ならず、漸やく一箇人の資格にて種々斡旋なし、幸に好都合にて暹羅王宮にては奉迎正使を遇するに皇族の資格を以し、此奉迎に関して、朕は及ぶべきだけ便宜を与ふべしと優渥なる勅語を賜ひき。

殊に東京駐在暹羅公使バアジロングロナチエス侯は、右奉迎の為め今回わざ／＼來京なし、奉迎の終りし上は直に東京に帰りて、

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

て、幸ひのことなれば両三日滞京なし。嵐山其他の勝を探りては如何と勧むる者あれど公使は頭を掉り、閑遊なれば他日に期すべし、豈に釈尊遺形奉迎の際かゝる一身の安を貪るべけんやと斥けたりき。兎も角仏教國たる日本にして、仏骨を奉迎安置する固よりあしき事にあらず。殊に暹羅國上下一般に我日本國を敬慕し、万事之に兄事せんと明言せる今日、この奉迎の一時は一層其親交を増し、延ては東方の大局より打算しました多少の得る処なしとせんや。

元來暹羅は弱國なりと雖も、其國の富裕なるは印度等に比肩し、又都會の人民は□弱輕薄なりと雖も、地方の人民は朴実忠直にして、以て物産を増殖せしむべく、また収めて兵となすべし。若し我国にして指導の便に當り、政治、法律、諸般の學術に通ずる者を遣はし漸次之を日本化せば、我が世界に雄飛するに際し一方の「捨石」となす豈に太だ難からんや。而も日本化を試るむに際し必要の条件は先づ之を仏教なる「管」より通するにあり。即ち我国有志の僧侶の進んで布教感化を行ふにあり。これ彼國にては仏教即ち僧侶は無限の勢力あればなり。

余は去る二十五年暹羅に航してより、本国と往復する前後十回に及び、彼土の形勢事情はまづ熟知し居る積りにて、聊か抱懷する所なきに非ず。近日暹羅通商史なる一書を撰して世に問ひ、且つ別に南亞宣教会なるものを組織し、我が孤児男五十名、女二十名を彼國に遣はし、男児は僧侶、または通弁の任に當らしめ、女児は彼土有力者との結婚、下つては雜貨店の売子にあてんとす。

其故さらに孤児を用ゆるは彼をして望郷の念を絶たしめ、其永住を期図せんが為なり、云々。

### 仏舍利奉迎彙報

〔明治33年7月19日 第四七五一号〕

着京及燒香 仏舍利は弥よ今十九日午前六時三十分、天王寺停車場より乗込み、同七時四分梅田駅着、同七時三十一分官線鐵道に乗替、同八時五十分京都停車場に着、同場より辛櫛に移し、八瀬昇良是れを昇ぎて、奉迎使隨行し烏丸を北へ、直ちに大谷派本願寺阿弥陀堂門より入り、階段中央より昇進し内陣に入堂、此時内陣の金障子を閉つ。夫より後、扉前を経て廻廊より大師堂内陣に移し、予て設けたる蓮台に安置し、九時三十分より順次燒香を始む。此第一は暹羅國公使にして、各高等官、各門跡、各管長以下順次燒香を了るは十一時頃なるべし。

道筋とテント 道筋は大師堂門を出で、烏丸を北へ五条を東へ、伏見街道を南へ七条を東へ、智積院前を北へ妙法院勅使門より入る。此延長十八町七間の道路は、高さ五間の屋形を設け、之に天竺木綿を張り掛け屋根す。

宝輿安置 燒香終りて仏舍利を宝輿に移して内陣に安置し、午後零時三十分供奉參列を両堂前に調べ、午後一時大師堂門より繰り出す。

両堂門開閉 両堂門は午前九時十分、唐櫃の阿弥陀門を入れると共に閉鎖し、雜沓を防ぐ。

両堂裝飾 阿弥陀堂、大師堂及び廻廊には、五色幔幕を繞ら

し、堂内には更らに裝飾を設けざるが、両門内には幃幡を十基づゝ樹立し、本堂門内大蓮華水鉢の噴水は常日より陪増す。

**新門主の親論** 正使たる大谷派新門主は、仏舎利奉迎の任を全ふしたるに付、明二十日午前九時、大師堂に於て親論を為すと云ふ。

**三十六時間の大演説会** 大谷派真宗布教会の発起にて、烏丸七条下る本山工作所内にて、今十九日午前六時より明廿日午後六時まで、三十六時間昼夜間断なく大演説会を開く。出席弁士は六十名にて、其重なるは南条文雄、村上専精、岩本千綱、清沢満之、石川馨の諸氏なり。

**録事不潜越** 前報、野間凌空師が暹羅公使と同車せし件に付、岩本千綱氏より、當日岩本氏は名古屋迄、野間氏は大阪まで各公使を出迎へ、停車場にて大谷家より差廻の馬車に乗る節も、野間師は固く同乗を辞退せしも、兼て公使との面識の間柄にもあり且つ途中話をも聞く事ありとて強て同車を勧められ、氏小生と共に陪乗せしものなりと申越ありたり。

**行列写真** 行列は一切写真せしめざる約束なりしも、玄鹿館鹿島清兵衛は、先年大喪行列の写真を許可せられし由緒を以て、特に本願寺妙法院両門前に於て写真する事を村田總理より許可せられたり。

**天童は列外** 参列中に天童ありしが、追々信徒申込多く五十名に及びしよしにて、之れは更めて列外とし、十分間計り先発するよし、

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

**天童芸妓** 祇園町甲部の芸舞妓五十名も、本日の天童行列に加はるべしと。

**天王寺法要** 昨十八日午前九時、天王寺に於て拝迎会執行。大谷正使、暹羅公使、菊池知事、吉見警部長、田村市長、市名譽職等順次焼香あり。又舞台には同時より舞楽（振鉾、万歳樂、延喜樂、安摩、八仙太平樂、胡德樂、陵王、納曾利）ありたり。當日降雨にも拘はらず、境内は非常に混雜なりし。

#### 莊嚴なる仏舎利奉迎式

〔明治33年7月20日 第四七五二号〕

世界の大聖釈尊の遺骨東來して、東方の仏教に一道の活力を与へ、其信徒等の隨喜渴仰いふばかりなく、予記の如く昨日を以て莊嚴なる奉迎式を挙行しぬ。今順次に其光景を叙せんに、

#### 京都停車場の光景

京都停車場にては、予定の時刻に先立ち、奉迎の僧俗男女幾万人となく群集なし、停車場より東本願寺附近に至るまでは、両側とも人もて墙壁を築きし如く、或は紅或は白または紫、其他いろいろの講社旗は、花紅葉の如く翻々として二三丁に翻り、中間の通行路には、一定の徽章を着たる僧侶の紅紫黒種々の法衣に、金襴等の袈裟をかけ、五々三々急がはしげにまたは得意氣に、停車場指して趣く者ひきも切らず。白衣の巡査は声を枯らして雜沓を制し居れり。

時は次第に近づきぬ。百八の烟火は爆然として中天に飄かへりぬ。紅衣黒衣の僧侶の歩み一層急がはしく、二頭立の馬車は一二

駿馬に白泡を噴ませて、停車場に着きぬ。かくて続々としてプラ

ツトホームに入り出迎へしは、奉迎事務總理村田妙法院門跡、本

派本願寺法王代理連枝近松尊定、天台座主中山玄航、真言宗長者原心猛、天台五箇門室の門跡、暹羅公使諸師、其他各宗派管長、奉迎委員、大谷派大学寮生徒等千三百余名にして、いづれも静肅に汽車の近づくを待ちぬ。此間烟火はます／＼飄がへり四辺はいとゞ動搖めき渡りぬ。

#### 仏舎利到着

午前九時十分（三十分延着）に至り、仏舎利を載たる汽車は徐々として七条停車場プラツトホームに着するや、両側に整列して奉迎せし僧侶はどッと一度に動搖めきしが、正使大谷光演師以下いづれも旅装のやつ／＼しきまゝにて下車し、仏舎利を納めたる小唐櫃は赤地の大和錦にて蔽ひ、奉迎委員中大谷派土屋觀山、妙心寺派後藤禪提の二師之を昇き、先導は本派名和済海師、左右に附添は天台宗園光轍、日蓮宗豊田日貫の二師にて、次に正大谷光演師、次に奉迎使前田誠節、同日置黒仙二師、並に正使の隨行長南条博士以下数名隨從し、停車場構内を出れば、それこそ仏舎利より尊よと幾万の群集は一度に動搖きたち、□□などは南無阿弥陀仏／＼と唱ふる者多く、かゝる中を一行は徒步なし奉迎、各講社等は雲の如く隨行なし、烏丸を北へ徐々として東本願寺阿弥陀堂門より入りしが、遠く見れば各講社の旗は揺々として、彩鮮目を射頗る美観を添へたり。

#### 東本願寺の準備

同寺にては前日より準備怠りなく、門内より阿弥陀、

#### 入門 礼拝

かくて小唐櫃の阿弥陀堂門に入るや、執綱大谷勝尊師先導し、阿弥陀堂正面階下に至り、法主及び連枝奉迎し、堂衆階下に於て唐櫃を受取り、昇きて昇堂するや法主先導なし、内陣に設けたる錦茵の上に奉安し、一全左右に分列蹲踞し、夫より法主並に奉迎正使内陣に入り、次に連枝入堂し、各門跡、各宗派管長、以下奉迎者昇堂外陣に仮坐し、奉拝し終て折障子を閉づ。夫より唐櫃は阿

弥陀堂後門より後堂を経て、大師堂の内陣に設けし錦茵上に奉安し、此處にて管務小林□□師、法主、及び奉迎正使、連枝、式事係にて仏舎利を納めたる金函を唐櫃より出して、内陣中央の華籠棚の上、総金経卓の上に奉安し、右一全拝礼し終て退出ありしは十時三十分にして、

此時内陣の金障子を

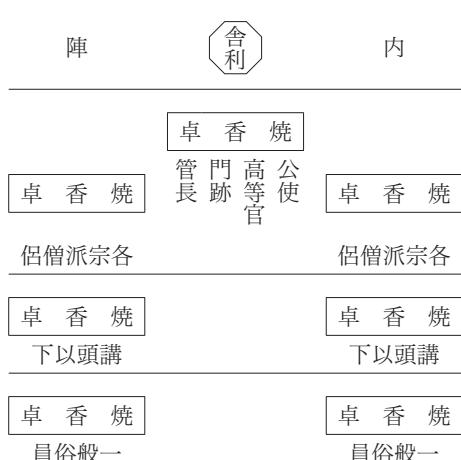
開く。

夫より全堂外陣に於

て、暹羅國公使並に高等官、各門跡以下

の焼香ありしは左図の如し。

右にて管長以下、阿弥陀堂より廊下を経て大師堂内陣際にて



拝礼焼香。次て各宗派僧俗一宗派づゝ交々前路を経て、大師堂外陣にて拝礼焼香あり。終て十一時三十分折障子を悉く閉ぢ参詣を停止し、夫より両法王裏方の拝礼畢り、内陣正面地布敷に宝輿を据置き、仏舎利を宝輿に移し、折障子を開き、正午両門を閉ち、両堂前に於て列を整ふ。

#### 出門と行列

仏舎利を移したる宝輿は、内陣に奉安して、法主並に奉迎正使等守護し、一全体憩せしが、午後一時を報ずるや大師堂の広庭に列立せる供奉参列員は、大谷派本山を始め諸講中は、何国何組何々講と染抜たる白赤浅黄紫其他種々の幟旗を押立て、一講一組には取締りありて、それ／＼進退を指揮せり。かくて最先には列外として天童五十名いづれも十歳より十五六歳までにして、頭に金の冠をいただき紅衣に白丁被け、下には紫の指貫を穿ち、手には蓮菊すゞきの造花を持ち、麻裏にて静々と歩める。後よりは附添の女中小朱筆を指かけたるが、其艶麗なる譬へんに物なし。次に本列となりて、六金色の仏旗飄がへりつ。次に空也堂の一列は鉢を叩いて進行し、次に各講中各団体長々と続き、次に金閣不動講員は螺貝を吹たて、次に明暗教会は例の天蓋を被り尺八を吹奏して進み、次にいろ／＼の時花を挿したる花籠三台徐ろに躊躇り、次に山元派、次に出雲路派、次に木辺派、次に興正派、次に仏光寺派、次に高田派、次に大谷派、次に本願寺派、次に曹洞宗、次に

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

黄檗宗、次に永源寺派、次に円覚寺派、次に大徳寺派、次に東福寺派、次に建長寺派、次に妙心寺派、次に南禪寺派、次に建仁寺派、次に相国寺派、次に天竜寺派、次に西山派、次に真言宗、次に真盛派、次に寺門派、次に天台宗と一派十人去て一宗数十人來り、幾万とも知れざる円類は累々として重なりつ。黒、紫、紅、茶いろ／＼の法衣の左右には、金銀諸色の扇面恰ながら蝶の紛飛する如く閃めき、頭上には幾十丈の白虹とも覺しきテント連りて、餘々混々と其下を練り来るさま實に非常の偉觀なりし。

此行列の半ば進みし頃、即ち午後二時三十分いよいよ大師堂より鳳輿を出すこととなり、五十名の樂僧は黝亮たる樂を奏するに連れ堂衆は餘々宝輿を昇き階下に至り、法主はこの処にて奉送なし、一同列を整へて出けるが、其光景は天台宗に次ぎて六金色の旗二旒飄へり、次に各宗管長、次に村田總理、次に暹羅公使、徐々として歩し、次に樂師五十名絶へず嘲亮たる奏樂をなし、次に紅色錦欄に仏の一字を繡とりたる仏旗を飄へし、次に青地錦の天王旗二旒閃き、次に宝輿は燐爛たる金色の光を放ち纓絡など相触れて鏘々たるも嚴そかに、次にまた青地錦の天王旗風に斜めに、次に奉迎正使、次に奉迎使、次に奉迎使隨行、次に奉迎委員、次に各宗門跡、次に各宗派本山住職、次に各宗派重役、其他各宗派僧侶、各団体總代、各宗派講中等にて其數幾万なりしか殆んど計るべからざりし。

かくて同行列の先発は、午後二時五十五分妙法院に着し、宝輿の同じく着したるは同四時二十五分にして、全院宸殿勅使門より昇

入れ車寄の処にて、僧侶は堂衆に代り手昇にて宸殿戸帳の中に入れんとせしが、宝輿の大なる為め入るゝ能はざるにぞ、其前なる板間に輿台を置いて仮奉安なし、三方は簾を下し莊嚴をなし、池の坊の立花一対、挿花二対を供へ、蠟燭を点じ全く終りしは全四時五十分にして、宝輿の勅使門に入るや多くの列員の入るを防ぎ、並に他の雜沓を制する為め全門及び北の門を閉鎖せり。

#### 仮奉安式

かくて午後五時を報ずるや、宸殿仮奉安所にて仮奉安式を挙行せらるが、其裝飾を記せば、正面には宝輿を奉安し、前には白絹の戸帳を垂れ、三方は簾とし、椽端三方には五色の幔幕を繞らし、宸殿車寄前には六金色旗四本、仏旗、天王旗、本山旗等を押立て、又宸殿前には六間に五間の遙拝殿を新築して、其前に隱元形灯籠四個を釣し、鯨幕を繞らし、勅使門にも紫の幕を繞らし、大六金色旗を交叉し、其傍らに本山旗を掲げ、六金色旗を四方に蛸釣せり。

り。

かくて式を初むるや先づ三方の簾を上げ、暹羅公使を始め韓国外務大臣趙義淵氏等は、宸殿東北の間に列坐し、總理、正副使、各奉迎使、各宗管長、門跡、資格ある一寺院住職等百余名は東南の間に、其他各宗信徒は西の間に列坐し、法鼓三声を合図に奏樂ありて仮奉安式の法要あり。夫より一全順次宝輿の前に進み焼香なし、全く終りしは全五時二十分なりし。また全式の終るや勅使門を開き、行列に加はりたる信者を遙拝所に入れて焼香を許したるが、最初は百名許りづゝ入れたれども、何分多くの信者とて俄

然大波打て推寄せつ、我一に焼香せんとするより、警部巡査は必死となつて之を制し、漸やく静肅に終らしめしは午後六時頃なりき。

#### 参列の門跡管長

此日参列の門跡管長は左の如し。

天台座主中山玄航、真言宗長者代和田大円、青蓮院門跡三津玄深、曼珠院門跡山岡灌頂、三千院門跡梅谷孝成、曹洞宗管長代北野元峰、西山派管長代岩瀬○雲、妙心寺管長小林崇輔、本派本願寺管長代土山沢映、真盛派管長代石山覚湛、黄檗宗管長代鈴木瑞空、興正寺派管長花園沢称、誠照寺派管長二条秀源、また左の五管長は行列には加はらず、妙法院に先発し同勅使門にて奉迎せり。

南禅寺管長量日毒湛、建仁寺管長竹田嘿雷、東福寺管長済門敬冲、相国寺管長中原東岳、華嚴宗管長佐保山晋円

#### 奉迎余聞

燒香者 阿弥陀堂に於ける燒香者にして僧侶ならざるは、楠地方裁判所長、井上本府警部長、川越陸郡大尉にして、又韓客趙義淵、米國費府大学講師ウツト両氏は、台灣忠魂堂發願人、源正寺祖父江聖善師の紹介にて燒香せり。

日焼 正使光演師、元來白面の美男子なりしも、今見違へる如く赭く焼けて帰りたり。これ蓋し師か奉迎に關する唯一の土産なるべし。

大演説場 烏丸七条下がる大谷派工作場に於ける三十六時間の

演説会場は、三百帖敷のテントを張り設けたるものにて、遠国より参詣せしものをして宿泊旁々傍聴せしむるの仕掛なりし。

竿頭の電灯　　宸殿唐門内両脇の六金色仏旗の竿頭に、昨夜より孤状灯を点火す。

警官配置　　京都府警察部は各署に訓令し、市内各警察署警部及非番巡回を出し、且つ盜難予防の為めに、沿道三間に一人宛角袖巡回をも配置したり。

警眼炯兮　　大坂南区天王寺田中義三方小泉米雄（+八）、同西区三軒家字今木吉岡吉三方西田精三（十九）、同東区常盤町二丁目山本寅吉方山本竹松（十七）は、一儲せんとて十時過の列車にて當地に来り、本願寺の南門を入れんとするを、塩小路分署の山本八住の二刑事の為に取押へられたり。此三人は何れも前科九犯を有する掏摸なれば、もし捕られずして徘徊せしには非常の被害者を見しならん。又大宮通寺の内上る大塩虎吉（六十）なる前科十犯の箱乗は、午後二時頃麸屋町五条上る処にて、奉迎人の懷中に手を入れんとするを五条署の井口、笛山、植村三刑事が認め、逮捕せられたり。

降客　　午後一時までの京都停車場の乗降者は、京都鉄道よりの

分一千五百六十人、官線の分一千三百七十人なり。

入場券数　　京都停車場に於て、仏舎利奉迎の為め売出したる入場券は、千二百余なりし。

医員と看護婦　　六条生命保険会社は、臨時病人を保護する玄関の次間に、医師六名、看護婦十二名を詰切らせ、之れが手當の用

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎に供したり。

妙法院附近　　混雜は申迄もなきが、イザ宝輿が着といふ場合には、人波の為め竹矢來數十間碎けたれども、幸に怪我人はなかりし。

賽銭　　宝輿の通過の時、篤信者の賽銭を投じ、念佛唱名するもの非常に多かりし。

玄鹿館の写真　　昨日玄鹿館の撮影せし行列は八枚続なりと。

菓子　　昨日参列者には、雲中唯我獨尊の文字あると、大菩提会の紋所三ツ蓮華のある山慈姑製の菓子を饗せり。

三階崩れんとす　　五条大橋東詰、田中瓦商店の二階三階には、多数の奉迎者登りたるため、重力に堪へずして崩れんとせしを、松原署の巡回が注意し人を降らしめられれば、不幸を見るに至らざりし、又同楼上にて行列を写真せるもの一二三を見たり。

電車と配達　　京都郵便電信局五条支局の郵便電信の配達人が、行列に妨げられて同局門前に立往生せしは氣毒にして、電車が無遠慮に屢行列を横りしは、にくざげなりし。

氷水菓子　　妙法院大仏両境内等、氷水屋菓子屋の露店充滿せり。其氷屋の儲けたるは勿論の事。

卒倒　　高倉通五条上る井上豊吉（五十）、油小路七条上る友長三次郎（二十一）は、五条通高倉東へ入る処にて卒倒し、警官は近傍の医師に治療せしめしに直に快復したり。

面の皮　　幾万の群集が今や遅しと停車場前に待ち居る時、停車場樓上の料理室の窓より、二人の男子を相手にして瞰下し、堵列

の門徒を指し微笑喃々せる三十前後の婦人あり。一ゝ鬚大呼して曰く、面の皮は何枚張じやと。婦聞かざる如す。

●仮奉安会 仏舎利仮奉安会は、今二十日より三日間、各宗派開宗派順を以て正式法要を営む筈にて、今二十日は天台宗各派合同して、座主中山玄航師導師となり法華会を修し、臨済宗八十派合同して東福寺管長を導師とし法要を営むと。

●大阪出發 仏舎利は昨午前六時天王寺出輿。行列は凡て来着の時と同一にして、六時三十分天王寺駅発車、七時十分梅田停車場に着。楼上に休憩、同三十分発車、京都に向ひたり。沿道拝観の善男善女幾万といふ事を知らず。又両停車場近傍に於ては絶へず烟火を打揚げたり。

#### 仏舎利奉安彙報

〔明治33年7月21日 第四七五三号〕

仮奉安会 仏舎利仮奉安会は、昨日より明日まで三日間、各宗派開始順次に依りて仮奉安殿なる妙法院宸殿に於て行ふに付、昨日午前九時三十分より天台座主中山玄航師導師にて妙法院、青蓮院、曼珠院、三千院、毘沙門堂、滋賀院以下十六寺院の僧正参列し、法華三昧を修し十一時終了。午後一時より臨濟宗南禪、天竜、建仁、東福、相国五山、妙心、大徳二山、永源寺、円覚寺の各派、黄檗宗等七十名合同し、導師は年長者たる東福寺の済門敬冲和尚の管なりしも、都合にて建仁寺の竹田嘿雷和尚導師となり、楞嚴兜行道を修行し、午後二時三十分終了。午後三時より曹洞宗の番なるを申合せ繰り替て、時宗管長代理大僧正河野往阿

(兵庫真光寺) 師導師となり三十名の職衆にて日中礼讚を修行し、四時三十分修了したり。又今廿一日は真言、日蓮、曹洞、華厳、律、法相等諸宗の法要を行ふよし。

暹羅公使 暹羅國公使、同書記官の一行は、岩本山本二氏ともに、昨日午前十時妙法院仮奉安殿に参拝し焼香を為し、夫より大谷派本願寺枳穀邸に両法主に招待せられ、鄭重なる洋食の饗応を受け、尚園内隅なく観覽の上臨池亭に薄茶を饗せられ、余興には狂言鞦韆、悪太郎、墨塗等あり。両門主と種々親密なる談話あり、四時退出せり。今廿一日は洛北妙心寺金閣寺に到りて、猶妙法院仮奉安殿を参拝して焼香し、明廿二日も同様参拝するが、多分廿五日頃帰東のよし。

仏舎利受授式 仏舎利は、去月十五日暹羅國より受取りし以來、奉迎使前田誠節、日置嘿仙両副使、妙法院に交代し詰め居るよしなが、明後廿三日妙法院に於て、各宗派管長、奉迎事務總理、奉迎事務常任委員等參集し、午前九時より奉迎正副使より、世尊の靈骨を右各管長其他へ受授するよし。是れには暹羅國公使も立会と云ふ。

奉安事務所 釈尊遺形奉迎事務所は、明廿二日限りとし、廿三日より奉安事務所と改称し、其他の役名も之に準ず。從て村田寂順師は、大菩提会理事長及奉安事務總理と改称すべしと。

●大谷派両法主の親諭 仏舎利奉迎使、無恙帰朝に付、大谷派本願寺にては已記の如く、昨日午前十時より大宸殿に於て両法主の親諭あり。來京の諸国講中に、門徒は午前八時頃より追々詰め

掛け、近來稀なる人數にて、其中にも尾張最も多く、海西海東両郡の如きは、毎戸に留守番を抽籤にて定め、老若男女打連に来京せし有様にて、此他三河、美濃其他の人々、大宸殿に押詰め、外部広豫まで立錐の余地なきまでの有様なり。斯て各連枝、寺務、法務、式務の諸役員、学師、勅令使、布教使等參着し了て、十時二十分法王出坐し「此度各宗管長より、釈尊御遺形の奉迎を予に依頼し、暹羅国に参らねばならぬ事なりしも、事情止を得ず法嗣光演を遣はせしなり。此事は不可思議の因縁として、予は明治初年の頃彼地に航し仏蹟を拝したり。今亦法嗣靈骨を奉迎し、無恙帰朝す。此上は予て示せし法義相続を大切にし、愈よ王法為本の道を守り、仏恩報謝の心懸を篤くする様、「云々」との親諭あり。

次に新法主出坐し「四月二十二日本山を出発せしより五十九日にして、暹羅国より靈骨を受け取りし事、皇帝陛下に謁見の事、國賓として待遇厚かりし事、勅諭を賜ひし事、各宗派一体へ宮中宝庫の御物たる仏像一体を賜りたるを、猶同一体を大谷派本山に賜りたること、此上は殿堂を建てゝ、御安置に關しては何なりとも無遠慮に申送らるべき聖旨の事より諄々釈尊の事に及び、弥よ仏恩奉謝の念を篤くすべき事等、帰国の上隣国郷村に伝へる様との親諭あり。南条文雄師は、両法主の親諭を敷演し、十一時三十分修了し散会したり。

大谷派新門主 大谷派新門主大谷光演師、奉迎正使として無事帰朝せしに付ては、小松宮を始め貴顯より祝辭の電報郵便多く来るよし。又久邇宮賀陽宮よりは、出発の際御使を賜りしを以て、新門主は昨日午後両宮御本邸に伺候し、夫より村雲尼公、善光寺大本願尼公、伏見宮滯在の一条、松寿院御方塔之団の二条、清岡院御方、高崎府知事、楠裁判所長等を歴訪したり。

招待 本日は午前十時よりの法瑩に、京都府知事以下高等官裁

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

### 仏舍利奉迎彙報

〔明治33年7月22日 第四七五四号〕

昨今の法要 仏舍利仮奉安会は、昨日も前日に引続き宸殿に於

て修行せり。其順序は、午前八時より真言宗は大仏智積院に參集し、正式法衣を着し、大僧正原心猛師導師と為り、整列して同院より練り出し、勅使門より入りて宸殿に上り、午前九時より理趣三昧の法要を修せり。參式は古義八本山、新義二本山住職以下三十五名にて、同十時三十分終了。同十一時より日蓮宗十六本山以下三十名中より、妙顯寺大僧正河合日辰師を導師とし、礼法華式を修し午後零時三十分終了。午後一時より曹洞宗は永平寺總持寺を始め四十名にて、大僧正北野元峰（東京青松寺）師導師となり、楞嚴呪行道を修し午後二時終了。午後二時三十分より法相、華嚴両宗合同して、東大寺大僧正佐保山晋円師導師として、舍利札式を修したり。參列は八名にて午後三時三十分終了。午後四時より真言律宗は、西大寺大僧正佐伯泓澄師導師として、是れも舍利札式を修す。參列は是又八名。午後五時終了し、是れにて當日は退散したり。又今廿二日は、前日に引続き午前は淨土宗西山派、本派本願寺、午後は大谷派本願寺、融通念佛宗法要を修する由。

判所長、検事正主婦寮出張所長、税務管理局長、郵便電信局長、貴衆両院議員府市会議長、市長、区長、大阪府知事、滋賀県知事、其他總て二百名計りを招待せり。

献供 一昨来宸殿に献供ありし物品は、鳩居堂より銘香一箱、六角堂池の坊より立花一対、吉田藤助、近藤紋次郎より拝殿に備ふる大香炉にして、又馬町有志者より、馬町北門外へ紅高張台傘付提灯二対を寄附したり。

● 邇羅公使の訪問 滞京中の同公使は、昨日午前九時高崎知事を官邸に訪問し、帰路内貴市長の自邸を訪問せしも、来客多く為めに面会し得ざりし為め、市長は更に京都ホテルに同公使を訪問せり。

**仏骨京都に着す** 〔明治33年7月23日 第四七五五号〕  
路傍の拝観者堵の如し、而も崇敬の体を具へたるもの渺かりしとは、拝観者の一人のいふ所なり。拝観者の多く都会人士なればにや。

**仏奉安会最終法要** 〔明治33年7月23日 第四七五五号〕  
仏舎利仏奉安会は、再昨二十日より三日間妙法院宸殿に於て、各宗派順次行ひつゝあることは已記せしが、昨廿二日は其最終日として、在京都各高等官紳士等を招待したり。仏奉安殿の莊嚴は、内陣黒地金菊御紋の水引の内に白絹の几帳を垂れ、其内に仏舎利を納めたる宝輿を安置し、青地金欄の打敷にて供饌卓を覆ひ、こ

れに精饌三台菓子十台を供へたり。午前八時三十分より浄土宗西山派は、誓願寺大僧正久田倣道師導師となり、禪林寺吉水僧正以下廿八名參式し、奏樂を以て昇殿し、先獻香拝礼、奉請文、散華、嘆仏偈、阿弥陀經、舍利札文、三称仏名、後唄、三拜奏樂を以て退散せしも同九時三十分にて、同十時より真宗興正寺派は管長華園沢称男導師となり、連枝龍虎院華園曉信師以下結衆十二人にて、三奉請、漢音小經、甲念仏、回向、等勤行中、真宗三門徒派管長代平光円師、真宗高田派管長代竹内宣聞師、高崎京都府知事以下高等官紳士焼香あり。午前十一時三十分より本派本願寺と木辺派錦織寺合同し、本派管長大谷光尊伯代理として、連枝普照院近松尊定師、木辺派管長木辺慈孝男代理として、土山沢依師、何れも導師となり、結衆十二名にて阿弥陀懺法を修し、午後零時三十分修了し、午後一時より真宗仏光寺派新門主渋谷隆教男は、參勤僧侶院家以下二十四名を率ひ昇殿先獻香、伽陀、阿弥陀經、念佛、和讚、回向、總禮等法要中に、真宗誠照寺派管長二条秀源師拝礼焼香あり。午後一時終了し、同一時三十分より融通念佛宗は、管長代理僧正清涼得善（摠州喜連法明寺）導師となり、出勤僧十二名にて奏樂入殿、香偈、声明、七奉請、各体、降臨偈、三拜、日中歎仏、淨三業、十念、經段、寿量品、攝取文、融通念佛、大恩教主、恩謝回向等、以て午後二時三十分終了し、同午後三時より最終法要として、大谷派本願寺は管長大谷光瑩伯大導師となり、淳信院大谷董温、恵日院大谷勝信の両連枝と共に参勤職衆十八名にて入殿、直ちに大導師登高座、加陀、導師三札、

衆僧三札、嘆仏偈、大導師以下行道散華、伽陀、大導師下高座、導師三体、一同總体退散ありしは四時三十分なりし。此日両本願寺、仏光寺、興正寺等真宗各派の法要とて、在京都及び近村門徒の參詣せしもの多く、又暹羅國公使行當りしは、正しく人にて或る家の生垣をのび上り、家内の様子を窺がふ体にて、後ろの人音しらざりしが、騒ぎに氣づけば立派なる屋敷風、自分の為めに大道へ倒けつ転びし、負傷せし体、コリヤ粗忽だ御勘弁と逸足出して逃んとするを、下部はムヅと引捉らへ「ヤイ此町人太い野郎だ、おらが嬢様を負傷させて済むと思ふか、コリヤ何誰様だと思ふ。土居様の御留守居安藤清左衛門様のお嬢さまだぞ。済まぬく」とひしめきたり。「ア、御勘弁く、土居様でも安藤様でも存ぜぬ事なら。イヤまでよ土居様と。夫では御池堀川のお屋敷の土居様、安藤様と仰しやりますか。コリヤ不思議」「ナニ不思議も入るものか済まぬく。

### 仏舍利受授式

〔明治33年7月24日 第四七五六号〕

昨日午前十一時三十分妙法院宸殿なる仮奉安殿に於て、既記の如く暹羅國公使立会し、奉迎正使奉迎使と各宗派管長、奉迎事務總理、各宗派奉迎委員との間に仏舍利受授式を行ひたり、先是午前十時三十分、宸殿周囲に深く縞幕を垂れ、各宗派管長、管長代理三十七名、事務總理、奉迎委員二十三名、正使隨行者二名この内に入り、暹羅國公使書記官等着席するや、奉迎正使大谷光演帥及奉迎使前田誠節、日置黙仙二師先づ拝礼宝輿を開扉し、仏舍利を

納めたる同函を室中の掉上に奉安して、各自席に着き受授の辞を述べ、次で天台座主以下各宗派管長順次拝瞻し、次に村田總理、暹羅國公使、奉迎事務常任委員、各宗派奉迎委員等拝瞻し了て、村田總理進んで暹羅國より仏舍利分贈に係る謝辞及奉迎使に對する謝辞を述べ、奉迎正使及暹羅國公使之に對して答辭を述べたて、村田總理金函を奉鎖し、一同式場を退きしは午後一時なりし。村田總理が公使に対し述べたる謝辞、並に公使の答辭は左の如し。

糸尊遺形奉迎事務總理、妙法院門跡大僧正村田寂順謹で、暹羅國王陛下の全權公使リチロングロナチエト侯爵閣下に白す。閣下は貴國王陛下の聖旨を奉じ、此糸尊遺形奉迎の時に當り、遙に東京より來り其式に臨み、驕陽赫々の日敢て其勞を辭せず。吾國の儀式に遵ひ徒步参列の員に加はり、數日間此地に滞在し、時々法要に参会し、本日亦授受の式に臨まる。國王陛下深甚の御旨と醇厚なる慈惠とに因ると雖ども、閣下の忠愛親切にして、仏法の為め我國の為め深く其心を尽ざるゝに非んば、豈能く此の如くならんや。吾國佛教徒は國王陛下の特恩と糸尊遺形と俱に、閣下の忠愛なる厚意は永く記して忘れざるべし。今吾国各宗を代表し、爰に此書を奉ず。敢て請ふ、閣下亦永く紀念と為さんことを。

明治三十三年七月廿三日

糸尊遺形奉迎事務總理

妙法院門跡大僧正 村田 寂順

## 暹羅国公使の答辭

各管長猊下、總理猊下、及各高僧榻下、余は今懇到なる村田總理猊下の謝辞に接し、汗顏に堪へざるなり。余か勞は之を各位日夜の尽瘁に比すれ、真に万か一にも當らず。余は却て各位か國を愛するの深き、即ち法に尽くすの大なる此の如きを致すに感激するものなり。

抑も貴国仏教の益々興隆ならんことは、我國王陛下の深く希望あらせらるゝ所にして、奉迎使猊下等の親しく 竜顔を拝して承はられたる所なり。

而して勅命を蒙りて、特に東京より來り会したる余か、盛大莊嚴なる古今未曾有の式に列し、無數人民の熱心なる歓迎礼拝を目撃し、又且つ数日の間此山美しく水清くなる都に滯在して、諸本山及靈場を拝し到る處優待を蒙り、今又茲に釈尊遺形受授の式滞りなく結了せられたるを観て、具さに之を陛下に奏報し奉るの時、如何に御機嫌麗はしくあらせらるべきかを想像し奉るに余りあり。今や余の任務を終へ袖を各位と別かたざるべからざるに臨み、時に一言呈し置度ものあり。今回の奉迎に於て、礼拝人民の夥しき、参列僧侶の多き、儀式の盛んなる、設備の美なる、真に前代未聞なりと称せらる。之れ誠に然らん。

然れど余の特に喜び且つ感じたるものは、仏教各派が漏なく贊同結合したるにあり。法の為に一切の情実を忘るゝにあり、親睦団結の固くして外教徒をして驚嘆せしめたるにあり。此美德にして存する限り、仏教盛んならざるを得ず。切に望むらくは

仏教各派を代表する各位が、永く此心を以て心とせられ、何等の場合に於ても常に仏教全体の為めにすることを忘れず、相助け相励み世界に卓絶せる此教をして、愈盛大ならしめざれんことを。

明治三十三年七月廿三日

## 釈尊御遺形受授式場に於て

リイチロンロナチエトシャム国

全權公使侯爵 リチロングロナチエト

## ●奉安領事 仏舎利奉迎事務所は、前項の如く昨日受授式を了

りしに付、奉安事務所と改称し、仮奉安中は各宗派一ヶ月を一期とし、二名以上の僧侶を以て交番常任せしむるよし。▲天龍寺管長峨山和尚は、故高橋健三氏一週忌追悼の為め東上中なりしが、一昨日帰山せしに付、昨日は七十名の雲衲を率ひて參拝したり。

## 暹羅公使帰東〔明治33年7月25日 第四七五七号〕

仏舎利奉迎に付、滞京中なりし暹羅国全權公使は、昨日午前七時五十六分発列車にて帰東したり。右に付、奉迎委員總代として妙心寺の□□□□師名古屋まで見送りたり、尚京都停車場に見送りしは、高崎府知事、楠地方裁判所長、前奉迎正使大谷派新門主大谷光演、同副使妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置嘿仙三師、奉迎事務總理村田門跡、竹田建仁寺管長、中原相国寺管長、各寺院管長代理、大谷派本願寺石川參務、和田准參務、本派本願寺水原顧問、奉迎委員總代蘭光轍、村田豊亮其他數名なりし。

## 朝日新聞京都附録

### 釈尊遺形仮安置法要〔明治33年7月21日 第六六三二号〕

釈尊の遺形は、宝興に納めたるまゝ妙法院の寝殿に安置せられたるが、一昨十九日午前九時より、天台宗管長中山玄航師導師となり、十六名の同宗僧侶（寺門派を除く）と共に、法華三昧の法要を修め、同十一時三十分終了。午後一時よりは竹田嘿雷師導師となり、妙心寺、天竜寺、大徳寺、南禪寺、東福寺、建仁寺、永源寺、相国寺、万福寺及び時宗等各派の僧侶七十名、楞嚴經を修めたり。尚今日は真言宗、日蓮宗、曹洞宗、華嚴宗、真言律宗、法相宗の各宗僧侶法要を営み、明二十二日は西山派、真宗各派、融通念佛宗の各宗派同様に法要を修む由。暹羅國公使は、昨二十日午前十時、妙法院の仮安置所にて焼香参拝せり。尚二十二日午前十時より、在京都高等官、市の名誉職、其他奉迎に関し効労ある人々百余名を招待し、参拝焼香せしめ粗斎を饗する筈。

### 暹羅公使〔明治33年7月22日 第六六三二号〕

仏骨奉迎のため、過日來當地に來りて京都ホテルに宿泊し居れる、暹羅公使侯爵ロナチヘット、リシオロテー氏は、一昨日妙法院寝殿に至り仏骨を拝し、夫より東本願寺枳殻邸に抵り、洋食の饗応を受け、光瑩、光演両法主出で、接待し、臨池亭にて薄茶を喫し、狂言の余興あり。午後四時帰館。昨日は午前、洛北金閣寺

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

に抵り庭園及宝物を観、夫より妙心寺に抵りて殿堂宝物を観覽し、一旦旅館に帰りしが、午後は復た妙法院に赴きて、仏骨を拝せん筈なりき。

### 菩提会と慈善財団〔明治33年7月22日 第六六三三号〕

仏教各派の設立せし夫の大菩提会は、已に仏骨をも迎へ来りし上は、其予期の事業、即覚王殿建設及慈善、教育両事業に着手せんため、是よりは其資金の募集に着手すべし。然るに西本願寺は屢記せし如く、右の大菩提会には加入せずして、単独に慈善財団を組織し、已に創立事務所を置き、又其役員をも任命し、来る九月下旬までには其発会式を挙行せん予期なる由にて、夫よりは義捐金の募集に着手すべく、此両団体の為す所は、遂に競争の姿となるべしといふ。

### 暹羅公使〔明治33年7月23日 第六六三三号〕

昨日午前は西本願寺に抵り、執行大洲順道師の案内にて両堂に参拝し、飛雲閣、鴻の間、虎の間、白書院、黒書院其他の殿舎を観覧し、午後妙法院に抵りて例の如く釈尊遺形を拝したるが、今日は同院に於て行ふ釈尊遺形拝受式に立会ひ、明日は一日休息し、二十五日発途帰東する由。

### 仏骨安置法要其他〔明治33年7月23日 第六六三三号〕

予記の如く妙法院寝殿に於て行ふ仏骨仮安置法要は、一昨二十一

日真言、日蓮、曹洞、華嚴、法相、真言律の各宗順次各別に之を修行し、昨日は浄土宗西山派、真宗興正寺、本派本願寺、木辺派、仏光寺、大谷派本願寺、融通念仏宗、孰れも管長若くは法主等導師となりて修行したり。又昨日は在京都の高等官、貴衆両院議員、府市会議員、市長助役、新聞記者等百余名を招きて、参拝せしめ斎を供したるが、今日は各宗管長、暹羅公使立会の上、迎齋正使たる大谷光演師より仏骨授受の式を行ふよし。

金七百七拾參円拾貳錢五厘  
內訖  
收入部

▲東本願寺の新法主大谷光演師は、仏骨迎齋の役目を無事に勤め終りたれば、休養のため両三日内京都出発舞子に赴き、暫時同地の別荘に滞留すべしとなり。▲仏骨は當分妙法院の寢殿に仮に安置することなるが、各宗の僧侶交代守衛し、尚允精巡査の出張を願出たり。▲一昨二十三日妙法院寢殿に於て、仏骨迎齋正使より各宗管長へ仏骨を引渡したる際、各管長は孰れも正装式に列し、光彩粲然たる中に一人の骨格偉魁なる僧あり。墨色の麻衣を纏ひて自若たりしが、此異彩の僧こそ天竜寺の橋本峨山和尚なりければ。

雜費記  
〔皓台寺所藏〕

明治三十三年七月十一日ヨリ十五日迄

御上陸法要雜費記

庶務課

第一号	○一金五円拾壹錢五厘	三日分餅饅頭代
第二号	○一金拾參円四拾錢	同
第三号	○一金八円五錢	立花
第四号	○一金拾円	七星堂
第五号	○一金拾七円八拾錢	十二日十三日 人夫未拾八人
第六号	○一金五拾円四拾參錢五厘	松崎熊吉
第七号	○一金五拾七円五拾九錢五厘	典座寮
第八号	○一金九円六十錢	肥塚本店
第九号	一金四円也	松尾丈之助
第十号	一金八円六錢也	現白菊盛
第十一号	一金壹円貳拾七錢	現金払
第十三号	一金八拾四錢	現金支払庶務係雜費
第十四号	○一金貳円三拾五錢七厘	名耕千枚并二治字 典座寮
○一金拾円九拾五錢	○一金拾円九拾五錢	福沙や
菓子		

第十五号	○一金八円廿錢	人夫	長崎衛生舍
	一金参拾八錢	現金払	畠糸代
	一金五拾錢	現金払	台正導館内より皓 寺迄往復車代
	一金壱円四拾錢	現金	沈香五種香
	一金参拾五錢	同	半紙一束
	一金四拾錢	同	庶務所ラムネ
	一金壱円	同	生花
第十六号	一金拾九円七拾八錢	十四日 同	弁當
第十七号	○一金四円参拾八錢	饅頭	向井屋
第十八号	○一金武円	人夫四人	田口屋
第十九号	○一金壱円貳十錢	十四日	典座寮
	○一金五円拾錢	十五日	典座寮
	一金拾貳錢	現金	中画仙紙一枚
	一金拾四錢	同	百円掛紙一枚
第二十号	一金壱円九拾五錢	茶小屋	別二
第二十一号	一金拾三円八拾八錢	同	停車場係□人力車代并
第二十二号	○一金壱円七拾八錢	蒲團蚊帳	法要係雜費別帳アリ
第二十三号	○一金參円五拾錢	大工	高楷店
	○一金九円五拾錢	松崎熊吉	此内
	一金六円	知庫寮	合計金貳百九拾円拾四錢六厘
第二十四号	○一金八円廿錢	十五日 人夫	金五拾六円八十五錢 現金支払分
	一金五円	十五日 弁當	同貳百三拾三円貳十九錢六厘 未払分
	一金五円	御受	當寺え会釈として
	一金五円	長崎衛生舍	當寺え会釈として
	計金貳百八拾九円○六錢六厘		

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

一金五円 役僧中え

右惠寄へ預り 御寄贈被下 正ニ拝納致候也

明治三十三年七月十六日 照台寺

祝尊御遺形

奉迎事務出張処御中

第六号

記 但常什品取替現金表

一金武円廿五錢

石油壺斗五升  
種油壺升五合

一金七拾參錢五厘

炭七俵壺俵五拾錢かへ  
蚊帳蒲団借代

一金參円五拾錢

藁草履百足

一金壱円〇五錢

茶參斤

一金壱円廿錢

蠟燭拾弐斤  
薪代百斤五十錢かへ

一金武円六拾錢

一同五円廿武錢  
一同七拾五錢

一金拾武円五拾錢

一同武円五拾壹錢  
一同六円七拾五錢

一金武円四拾錢

朱肉代  
半紙式東代  
折壱千代

メ金五拾円四拾參錢五厘

明治卅三年七月十三日  
典座

右之通ニ御座候也

明治卅三年七月十三日  
佐伯日宗印

總計高

金百武拾六円拾八錢七厘  
座寮分

知庫寮典

第七号

奉迎當時來會者遣したる折詰原料

記

一金武円六錢

雜穀屋西国屋分  
漬物屋浅田屋分

一同八拾七錢五厘  
蒟蒻屋分

一同五拾金錢

米屋三上分  
乾物屋中山分

一同拾六円八拾錢

豆腐屋宮本分  
築町野菜屋払

一同拾五円式錢

酒屋払

一同五円廿武錢

人夫 拾三人半

一同七拾五錢

女子加勢人

一同六円七拾五錢

醬油屋払

一同壱円五拾錢

計金五拾七円五拾九錢五厘

明治卅三年七月十三日

石原大溪印

御中

## 第十三号

## 決算書

## 請求書

一金四円五拾錢

十四五両日間人夫九人分  
同両日間女子加勢人四人分

一金壱円〇弐錢弐厘

副使米価支払料

一金壱円拾錢五厘

同使野菜料

一金二拾參錢

味増醤油代

計貳円參拾五錢七厘也

右の通りに御座候也

典座

石原大渓

右の通り御座候也

典座

明治廿三年七月十四日 石原大渓

仏骨奉迎事務處御中

仏骨奉迎事務課

御中

七月十五日

## 第十八号

## 副使殿昨夜より本日上膳雜貨

一金七拾八錢

野菜料

一金二拾四錢

豆腐屋扱

一金拾八錢

漬物屋扱

計貳円二拾錢

右の通りに御座候也

七月十五日 典座石原大渓

仏骨奉迎事務課

御中

## 第廿三号

## 請求書

一金四拾錢

茶壺斤

一同貳円五拾錢

炭五俵代

一同壹円三拾錢

蠟燭六斤半

一同四拾九錢

種油壺升

一同九拾五錢

石油六升

一同壹円貳拾五錢

薪二百五十斤

一同三拾錢

角線香大十羽

一同三拾五錢

蚊帳蒲団二人分

一同五拾六錢

土瓶七ヶ破損分

但シ一ヶ八錢之見積

各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎

## 第十九号

一 同 四拾錢 茶香茶碗廿ヶ破

一 同 壱円 但シ一ヶ二錢之見積

一 同 壱円 炭二俵

十四日前之分 但付落之事

三十錢 壱円

壹円五十錢 壱円

梅津二人前 典座和尚殿  
西島六人前 ヲタカ六人前  
下男三人分但五日 初造五日分  
市太郎五日分 直松五日分

メ九円五拾錢

右之通に御座候也

五十錢 壱円

壹円三十錢 壱円

同 知庫

佐伯実宗

壹円 参十錢

壹円三十錢 壱円

六十五錢

獨竜

五十錢 壱円

壹円三十錢 壱円

六十錢

円勝

正渡方ノ分

壹円三十錢 壱円

同

準法

十三円三十五錢

壹円三十錢 壱円

壹円十錢

有隣

メ七円三十五錢

壹円三十錢 壱円

同

副寺

海藏菴殿分

壹円三十錢 壱円

同

典座

豆婦屋二人分

壹円三十錢 壱円

記 六円七十五錢

十一月ヨリ三日分 拾三人半

同 壱円五十錢

正渡方ノ分

十三円三十五錢

壹円三十錢 壱円

記 壱円五十錢

同 壱円五十錢

正渡方ノ分

壹円三十錢 壱円

記 四円五十錢

同 壱円五十錢

正渡方ノ分

壹円三十錢 壱円

記 六十錢

同 六十錢

正渡方ノ分

壹円三十錢 壱円

記 メ十三円三十五錢

右之メ辻ハ菩提員ヨリ請求ニ応寺納分

記 右之メ辻ハ菩提員ヨリ請求ニ応寺納分

## 「教学報知」・「中外日報」における

### 仏骨奉迎の記事について

川 口 高 風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあつた仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとつたり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であつた。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると失敗であつたとか、事件であつたとか、贅沢三昧の奉迎であつたとか良いことは述べられていない。

現在、私は当時の仏教界における各宗の事情や意見をながめるため、各宗の機関誌から関連記事をとり出して考察している。本文稿では、近現代の仏教界、宗教界で長く影響力を持ち続けた「中

外日報」からながめてみよう。「中外日報」は前身の「教学報知」を改題したもので、「教学報知」の創刊は明治三十年十月一日である。「中外日報」と改題したのは、同三十五年一月十五日付発行の第七四〇号からである。

当時の仏教界の新聞としては、「明教新誌」「開導新聞」「奇日新報」「開明新報」「通俗仏教新聞」などがあり、雑誌には「英文雑誌」「新仏教」「反省会雑誌」「教界時言」「精神界」などがあつた。こうした時代背景の下に真渕涙骨（明治二年～昭和三十一年）が「教学報知」を創刊したのである。<sup>(1)</sup> 真渕が新聞事業に乗り出したのはこれが初めてでなく、本願寺派の名説教師七里恒順が住持する博多の万行寺に預けられ、その時に同寺でガリ版刷りの新聞を出している。その後も「南越新聞」を創刊するなど精力的に活動していたが、長続きはしなかつた。

「教学報知」はタブロイド判八ページで、旬刊発行であった。真渕は創刊号第一面に

#### ● 発刊に就て一言

世に新聞の「発行の辞」ほと、陳腐なるものはあらずなりぬ。今は寧ろ、之なきを以て却て面白しとす。所謂記者の常套語は、故らに羅列するの要なし。辱上爛漫の花は、徳行馥郁の実に如かす。

題して「教学報知」と云ふ。何人も問はずして、趣旨の存するところを知らん。唯余輩は、専ら布教勸学の二途を以て、仏教の生命なりと信するか故に、盛んに之を振起拡張を謀ら

<sup>(1)</sup> 「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

んとするに外ならず。

今や秋漸く高く、馬大に肥んとす。将に是れ、嚴護法城の志士か蹶然起つて、布教伝道の大計を画すへきの好時機なり。台灣や彼の如く、北海道や彼の如く、而て海外布教未た一步を擧るに及はすして、早く既に内地難居は眼前に迫り来る。佛教前途の多事知るへきのみ。「教学報知」、豈に偶然にして生れんや。

と、内地難居に対する仏教徒の機関誌として「教学報知」発刊の意義を表明している。また、同号の「社告」には

### ●社 告●

「教学報知」は不取敢、本日を以て其第一号を発刊し、猶準備上の都合を以て、今明二ヶ月間は毎月三回の發行に止め、諸事全く整頓を告るの曉を俟ちて、隔日發行に相改め、組織上に於ても多少の変更を加へて、専ら仏教徒の氣脈交通の機關に供し、布教勸学の大計を講せんと欲す。若し夫れ内地難居に対する準備方法の如き、普く天下の公議を介せんと欲するを以て、広く各地に通信員を置き、且つ有志諸氏の奮て投稿あらんことを祈る。要するに吾社は、敢て根拠もなき誇張虛大の外觀を競はず、偏に実力の及ふ限りに於て、漸進的方針を執らんとするもの也。

とあり、創刊後の二ヶ月間は毎月三回の發行であるが、諸事の整頓後には隔日の發行に改めるという。

創刊して五年後の明治三十四年十二月九日發行の第七二三号で

は、寄せられた密報に

「教学報知」は、目下教界唯一の日刊新聞なるも、本来基本金に乏しく、辛ふじて今日まで持続し來りたるも、去四月、最後の究策として一種の売節に均しき手段を以て、本願寺の公布式機関となり、之に依て一息を次ぎたるも、本願寺との契約は本年中を以て満期となるを以て、之が継続運動に余念なきも、本願寺の形勢前日の如くならざるを以て、今回は断然破約となるべく。加るに本願寺の準機関となりてより以来、著しく読者の感情を害して、顧客も大に減少したれば、一社の經濟到底持ち耐へ切れず、愈々近日廢刊の様子なり。教学既に廢刊するとすれば、仏教界一の新聞なきに至るべく、各宗本山林立の京都に於て、両本願寺の事情すら世間に知らしむること能はず。全く暗闇となるべきに就ては、同社に交渉して之を買収せんとするも、同社は頑固にして、何等の方面にも売渡さざるやに聞けば、寧ろ此際某誌を改めて隔日刊行にでもして、直言、直筆、八面攻撃をなさしむれば、一方教学の廢刊にて、皆人の淋しく感ぜる折柄なれば、必ず時好に投じて成功すること請合なりとて、目下頻りに之が運動に忙はしき一部の野心連あり。貴社幸に大に猛勇を鼓して奮發せよ、云々。

とあり、四月に本願寺の公式機関となつたが、その契約は本年中に満期となる。また、逆に本願寺の機関となつたところから顧客は減少しており、近日中に廢刊されるといわれる。そこで、同三

十四年十二月二十五日発行の第七三六号では、「終刊」として同三十四年度の終刊の挨拶として

例に依て例の如く、本日を以て明治三十四年度の終刊を告げんとす。別に何等云ふべき事もなく、昨年も今年も更にして相異なることなく、依然として平々凡々たるものなり。四月十五日以後、日刊発行に改め、東本願寺の宗報を附録として掲げ來りたるもの、十二月限を以て満期破約となり、相互の契約書廃棄したるくらいが、吾社の一波瀾に過ぎざるなり。近

来はお蔭を以て読者も追々減少したれば、内部財政の困難も

一方ならざるものあり。若し来年度も継続して発行せんとなれば、何とか面目を改め心機を新にして、恢復の道を謀らざるべからず。而て即今、別に何等の妙計珍案の出ることなく、一寸先きは暗の世に、分りもせざる来年の事を語りて、地獄の鬼を笑はせんよりは、先づ以て何事も不言不語の中に本年を送り去らんとす。読者諸君、幸に無事めでたき新春を迎へ給はんことを祈るのみ、おさらば左らば。

とあり、同年四月十五日から日刊となり、東本願寺の「宗報」を附録として掲げてきたことや十二月で満期契約となること、来年度も継続して発行できることを願つてゐる。

翌三十五年一月五日発行の第七三九号では、第一面に「教学報知の死 中外日報の生」と題して「茲に於てか心機一転『教学報知』の名を殺して、新たに『中外日報』の実を生むに至れり。他なし教学二途の鼓吹に止らず、宗教を中心として、普く政治、文

学、実業、其他の中外の諸方面に陟りて、広く報道、論評を試みんと欲するに過ぎず」と述べられ、「中外日報」と題して、中外の諸方面にわたり広く報道、論評を試みようとしている。また、同号には、「中外日報」を改めて発刊することについて

◎明治卅年十月より発行し来れる「教学報知」は、今や時勢の必要に迫られ、自ら感奮する所あり。聊か面目一新の下に題号を「中外日報」と改め、来十五日より発刊することとなり。

◎「中外日報」は、宗教を中心として、普く政治、文学、実業其他の各方面に陟りて、報道論評を試むべし。区々たる宗派内の小鬭、細々たる一個人の私争の如き、向後吾社の関知する所にあらず。

◎さあれ四面開放、春風秋月は、吾社生來の特質とする所。眼中毫も怨親なく、頭上唯だ一碧あるのみは、終始を貫きて実行せんとする所。向後永く此公約を忘れざらんことを期す。

◎「教学報知」を読むも世間の出来事が分らぬとは、從来読者の嘆声なりし。「中外日報」は、別に世間記事の一欄を設けて、苟も家として知らざるべからざる世間の俗事は、悉く要を摘んで集録し、「中外日報」を見れば、別に他の世間新聞を読むの必要なからしめんと欲す。

◎大に通信部面を拡張して、内国各地に於ける在来通信員の外に更に増員して、山間僻遠の状況までも之を知らしめ、米

国ニューヨーク、清国北京、朝鮮京城、布哇ホノルル等は、既に特約通信員のあるあり。尚漸次欧州各邦に於ける知友に向つて交渉中にある。

◎市内の配達区域は、從来東西六条に限りたるも、今回は更に更に之を拡張して、京都全市に涉りて配達せしむべし。而して市内配達は、挙げて東洋教學院に嘱託し、苦学中の学生諸氏が、自ら健脚に鞭ちて配達せらるゝなり。吾が「中外日報」を講読せらるれば、即ち是れ一面に於て、螢雪の苦を積める前途多望の貧学生諸氏を救護するものなり。一挙にして誠に両得。

とあり、「中外日報」は宗教を中心とし政治、文学、実業など各方面にわたつて報道、論評を試みるといふ。また、「世間記事」の一欄では世間の俗事も集録するといつてある。なお、第七四〇号（明治三十五年一月十五日発行）では、「改題発行」として

別に深き由來ありて然るにはあらず。左れば故らに虚飾を弄して、之か理由など語るべき必要もなく、唯だ誤つて一時、本願寺の準機関とまで世上に噂されたる「教学報知」と云ふ、名目の何となく感情上忌はしき嫌ひになりて、「中外日報」と改めたるに過ぎざるのみ。其名を改めたりとて、其实をも失はんとするにあらず。本願寺と関係を断ちたればとて、強て抗争の地に立たんとするにあらず。尺蠖の屈するは伸びんと欲するがため。無実なる冤罪を忍び惨酷なる罵声を浴びつゝも、辛ふして無事五年の歴史を積みたる心中、人知

るや否や。準備時代に於ける浮沈顧みるに足らず。吾は尙に実行時代に歩を移して、聊か功を成さんと期するものぞ。既往誠に茫乎。孤憤幾度か胸壁を破らんとするも、時機熟せずして終に今日に至りぬ。而て「中外日報」は生る。此間の消息たる仏、独り之を知るのみ。俗耳凡眼の徒、何ぞ俱に語るに足らんや。

とあり、「中外日報」の生まれた消息が述べられている。

このような変遷の「中外日報」には、明治三十三年三月十三日発行の「教学報知」第三五〇号から同三十七年十月二十二日発行の「中外日報」第一四九二号までの間に、仏骨奉迎関係の多くの記事が掲載されている。そこから採録したが、翻刻にあたつて仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、明らかな誤植は訂正した。

### 注

- (1) 「教学報知」から「中外日報」に改題された過程や創刊者真渕涙骨については、常光浩然『明治の仏教』下（昭和四十四年二月春秋社）三七八頁以下、安食文雄『20世紀の仏教メディア発掘』（平成十四年八月鳥影社）二十四頁以下、「中外日報」第二八三三四号（平成二十九年十月十三日発行）第一分冊にある「教学報知」創刊の時代背景」などによった。

## 凡例

一、本稿は明治三十三年三月十三日発行の第三五〇号より同三十七年十月二十二日発行の第一四九二号までの「教学報知」・「中外日報」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。

一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままでし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

## 「教學報知」

叡山と仏骨〔明治33年3月13日 第三五〇号〕

叡山鉄道の事に就ては、昨秋高木文平氏が帰京の車中に暹羅全権公使稻垣満次郎氏に出逢ひし節、叡山鉄道架設の件を語りたるに、公使も大に同情を表し居りしに、此程公使より、昨春印度政府が同国にて発見したる釈尊の遺骨を暹羅皇帝に贈呈したりしに、同陛下には更らに右遺骨の一部を本邦の佛教界に御贈与あらせられん勅旨有りし由にて、同公使より本邦佛教各派管長に左記の書面を送り、以て各派協議の上、適當の委員を選び派遣せられ度旨申送りたり。而るに高木文平氏は、叡山鉄道否決の件に付き、此程内貴市長を訪問したる際、右の趣を漏したるに、同市長も斯る事なくとも、是非同鉄道の再願を為すべしとの意見を抱き居りし際なれば、大に之を賛し、是非仏骨は佛教上由緒深き叡山に安置せんと、遠からず市内の重なる大寺を訪問して意見を叩かんとす。

(前文略す) 小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに仏、回、基督教、所謂世界三大宗教の中に就て、佛教は前後両印度より支那日本に亘りて、尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乘すべきあり、此等南北両佛教の一致を計り、数億万の信徒凝つて一塊石の如くなれば、其勢や眞に計るべからざるものあり。佛教是に至て世界に雄飛するを得べく、佛教如斯にして、二十

世紀文化の上に一大光明を發揮すべし。佛教徒の天職、亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本佛教徒を打つて一丸となし、大にしては世界佛教の一致を計り、茲に佛教の新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事、今日佛教界の急務にして、諸氏等先進の責任亦是に在りと信候。

而かして小生は、今諸氏と共に、佛教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は、同国ピルラハラに於てペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰、其他の遺物（遺物発見の記事別項御参照相成度候）をば、佛教國唯一の独立國たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下亦空前の盛式を以て、之を迎ひ給ひしが、陛下には右聖物を各佛教國に頒ち、世界佛教徒の一致を計らんとする御聖旨あり。而して今一月には、錫蘭島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て、各々聖物の頒を得申候。然るに這回當国王陛下、亦た聖物の一部を我国佛教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖地聖物なるものゝ、如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露國莫斯科府の「カセドーラル、オフ、アツサンプション」に於ける黄金龕中基督磔刑の古針が、常に巡拜の善男善女をして、隨喜の涙を堕さしむるが如き。或は「クリミヤ」の大戦、亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に發し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拜し給ひ

しが如き、所謂聖地聖物なるものゝ、如何に歐米基督教國の民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

今回の事実は、仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭撻し、仏界一振の盛舉に出でられん事、熱望に不堪候。

當國王陛下が我仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたこと、既に當國外務大臣より通知有。之且つ我邦より派遣委員に対して御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得共、我邦仏教各派の中より、可成高徳博学にして英語を能くする仁数名を委員に御選び、相成至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月十一日

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館

稻垣 滿次郎

聖物發見の由來

釈尊降誕の地カピラブツを距る數哩「ピプラハワ」に、地主ペツペ氏なるものあり。數年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を発掘せば、何等か仏界に光明を与ふべき發見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之が発掘に從事せしが、ペツペ氏の熱心、遂に空しからず。地下二十呎にして、仏教界に一新時期を画すべき一大發見を為すに至りぬ。其發掘せ

し品々は、一、石櫃一個、二、水晶及蠟石瓶二個、中一個は記銘せり、三、遺骨及遺灰、四、塗灰及木皿の破片、五、宝石其他裝飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスチの收稅官ラマサンカーハニに報じ、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり。サンカーハニペツペ氏の書を領するや、氏は直に之を熱心なる仏教學者博士ホエイ氏に対し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなるを明にせり。

以上は聖物發見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日發児Pioneerに博士ホエイ氏の論文あり。又「ロイヤル、アヂマチツ、ソサイチ」の報告書に、ペツペの聖物發見に関する記事あり、就て見らるべし。

### 仏骨奉迎に就て一言 [明治33年3月23日 第三五五号]

英人ペツペ氏印度の古墳を発掘して、一の靈骨を得。博士某之を研究して、正しく釈尊の遺骨なりとの断定を下だし、英政府は之を以て、其一分を暹羅國王に呈せり。茲に於てか、わが稻垣全権公使は、再三哀願して仏骨の分与を請ひ、遂に其許諾を得たりければ、公使より縷々其意を齎らして奉迎すべき意を、各宗管長へ伝へたりといふ。吾人はわが當路者が如何なる手段方法を以て、金剛不壞の仏舍利を奉迎し、以て世界の仏教國たる光輝を、中外に發揚せんとするや、如何なる去就進退を施して、直接暹羅國王、及び間接英政府に感謝の意を表證せんとするかを知らずと雖

も、兎に角何は偽措きても、盛装肅儀以て之を歓迎するの至當を叫呼する者なり。中には奉迎に急がんよりは、先つ調査員を派遣して、其偽真如何を取調べるを必要ないと論ずる者あれども、余を以て之を見れば、英政府既に確信を仏骨に於き、世界の佛教国と目指せる暹羅に呈獻したる程のものなれば、今更ら愚かしき技師や鑑定人を差向くるの必要は在らずと思ふ。端的に之を云はゞ

仏骨なりと信じて之を奉迎す。他時異日、万一其眞物ならざるを發明するの場合ありとするも、輿論は決して我佛教家を目して、愚にも就かぬことをしてけりと指笑するものは非ずと思ふ。若それ信的を外にして、仏骨の眞偽如何を考察せんならば、今回の分与物は且らく措く、古来仏舍利と称するものゝ、現に我国著名的各寺各山に在るものより之を始めよ。何ぞそれ迂策の甚だしきや、平生無頭腦無定見にして、万事に周章狼狽し以て動き易き僧侶諸師なるにも拘はらず、目前に落在せる仏骨奉迎の一事を悠々閑過するは何ぞや。余輩は、実に佛教に誠実にして、国家に忠篤なる公使稻垣満次郎氏に対して、汗顏忸怩の情に耐へざるものあるなり。奉迎か調査か、將た不問か、請ふ速かに其大局達観の策を明示せよ。然らざれば世界の異教徒は、掌を扼して其蒙昧不靈を嘲罵するのみに非ず。内地の仏徒もまた、鼓を鳴らして大いに其責任を問ふものあるに至らん。吁仏心なきものは、仏骨の歓迎に急ならず。仏骨の歓迎を熱向熱望するものは、仏心を完備するものなりと評下するも、敢て誣言にあらざらんか、仏心を得るに急ならば、乞ふ仏骨を迎ふるに切実熱心なれ。時事見聞するに忍

びず、乃ち茲に一言する者なり。（城東散士）

**ペツペ氏**〔明治33年3月23日 第三五五号〕

印度の古墳を発掘して、仏の靈骨を得たりと伝ふ。悲むらくは、今世一の阿育王なき事を。

**稻垣公使**〔明治33年3月23日 第三五五号〕

取敢ず仏骨の分与を暹羅王に歎願す。吾人豈襟を正して此一節を欽慕、感謝せざらんや。

**仏骨奉迎**〔明治33年3月23日 第三五五号〕

仏骨奉迎に付、世上既に種々の異議を唱ふる者あり。余は断じて思ふ、異論は奉迎して後の事也と。

**仏骨奉迎に就て**〔明治33年4月11日 第三六四号〕

四国山田哲司

露帝の御指に箝め玉ふ指輪の貴重なること、世伝へて之を知れり。今之が來歴を聞くに、指輪の頂上に箝め玉ふ木片は、教祖耶穌の磔せられし十字架の木片なりと云ふ。其眞偽は暫く措き、苟くも露帝の御身として斯くも、指輪を貴重し玉ふこと決して謂なしとはせざるべし。先年露帝の我国に來遊し玉ひし時、我が外務大臣に玉ふやう「余が国の変ずべからざるもの二あり。一は宗教、他は國語なり云々」と如何に露國の宗教と、其の社稷との関

係深きを知るに足るべし。固より露国の耶蘇教は、万世不易の宗教にして、乃ち露帝は耶蘇教の法王なると。同時に教祖耶蘇に対しては、純然たる信徒たるなり。耶教の徒にして其教祖を尊み、之を尊むの熱誠より、教祖の終焉を告げし十字架の木片をも貴重するは、勿論當然のことにして、實に耶蘇信徒の行為として尤もの次第なり。今聞く、暹羅帝が我が日本佛教徒に対して仏骨を分与せらるゝの運びに至ると、抑も我日本佛教國の國民は、如何にして之を迎へ、如何にして之を奉せんや。世智弁的の操觚輩は、或は外宝輸入として兎も角も之を迎へんとか、或は仏骨などは左程必要なし、杯と論ずる族もあり。彼のヘボ記者輩の誤託は、一々聞くの耳を持たず。實際我佛教徒は、此際大に仏骨を歓迎し、以て二千八百有余年来の恩師に謁し、暹羅幾先程の遠方より、而も正々堂々として、暹帝の手づから分与し玉ふ御厚意と御信徳とを併せ、奉迎せざるべからず。已に前に掲げし露帝の十字架片をも、猶貴重し玉ふ御心事を鑑みて、我佛教徒たるもの、眞の仏舎利を得奉るに至ては、其の狂喜幾千万倍ぞや。希くは充分なる審査を遂げ、一日も早く内外の準備を尽して、奉迎せざるべからず。奉迎委員としては差當り誰人を選出せんか。東京の佛教新聞記者が選みし南条博士こそ最も然るべし。博士は円満なる梵学者にして、又た実に英語の快弁家なるのみならず、再三印度南清の地に遨遊し、深く彼地の事情にも通じ、且つ充分の資格貫もあり、暹帝の謁を賜ふも面白こそあれ、決して恥なかるべく。特に博士は道心堅固の老僧なるに於てをや。余輩は双手を挙

げて博士を推し、其他伴侶者の如きは余輩の言を須ぬす。又た奉安の場所は、比叡山との擇最も適當ならん。兎も角も僧侶一般、自他一味、宗別派流を論ぜず相一致して、大恩教主釈迦文仏の大舍利奉迎に意を致さざるべからず。我四国の如き、現今結成中の団体を挙げて、将に大に奉迎の実を抽んと欲す。報知記者足下幸ひ、奉迎の誠を鼓吹せよ。

### 仏骨と三百万円

〔明治33年4月11日 第三六四号〕

東本願寺にて、彼の仏骨奉迎の事を一手に引受けたるは、元より石川舞台氏の画策に出で、氏は夙に平岡浩太郎氏と密約を結びて運動費の支出方を属し、既に一本某なるものをして、東西京の間に往復せしめつゝあり。大隈伯及び青木子等の添書を得て、先發隊は昨今中に暹羅国へ向け出發せる筈なるが、愈々仏骨を奉迎し來りて、比叡山頭に安置するまでの費用は、凡そ百万円を要すれば、仏骨安着の上は、各宗派の寺院門徒よりの寄納金多々なるべく、凡參百万円を得る見込なるを以て、其内より東本願寺年來の負債百弐拾万円を弁償し、右費用をも引去り、剩余八拾万円は云々すべし、と云ふ。目算に成れるものなりと某新聞に見えたるが、甚だ請取がたき事実なれども、序ながらに摘記。

### 仏骨奉迎の正使

〔明治33年4月19日 第三六八号〕

く。昨十八日は更に妙心寺に各宗委員会を開き、交渉を纏めたる筈にて、多分新法主は、之が任に當るべきを承諾あるべしとなり。其最も適任たるは明かなり。

### 妙心寺会議〔明治33年4月21日 第三六九号〕

議長は前田誠節師にして、副議長は名和渕海師を選定せらる。●十九日出席者は廿九名あり。前日に引続きて仏骨奉迎に関する協議を開く。而て満場忽ち賛同して奉迎に決す。●真言宗の小林栄運師は、仏骨の真偽調査委員を派遣すべきを唱へたるも、仏光寺の有馬憲文師は、右は暹羅駐劄の全権公使に於て、既に精査を遂げあるを以て無用なりと説き、終に小林師は自説を撤回したり。●奉迎使に就て、曹洞宗の弘津説三氏の説として真言、浄土、曹洞、日蓮、臨済、本願寺派、大谷派の七宗より各一名の奉迎委員を選出し、而して七委員にて、正使副使についての協議を托することにせんとの説に対し、議長は採決せしに多数にて可決した。●昨二十日も引き続き開会し、帝国仏教会組織の件、仏骨奉迎事務所設立の件、其他二三項を議決せし筈なり。詳しく述べし。

### 仏骨奉迎と鳥尾、三浦両子〔明治33年4月21日 第三六九号〕

仏骨奉迎に就ては鳥尾、三浦の両子爵も大に賛同の意を表し、多少の勞を辞せずとの事なるが、此程峨山和尚に対し、仏骨奉迎に就ては啻に各宗派のみならず、稻垣公使よりも通知あり。其の

旨趣は、奉迎するは容易なれども、将来に対する崇敬維持上に付、充分暹羅國皇帝に対しても、後日信実を欠くことなきやう、十分計画ありたしと語られたる由。

### 仏骨奉迎委員の評決〔明治33年4月21日 第三六九号〕

仏骨奉迎使の人選に付、種々議論もありしが、各宗管長總代として、高田派新法主常磐井堯獸師を推すに決定せりと。同師は昨年夏独逸より帰朝し、梵語学に精通し、且つ各国の語学を知悉せる

を以て、尤も適任なるべしと。

### 仏骨奉迎に関する内貴市長の談〔明治33年4月23日 第三七〇号〕

仏骨は靈骨なり。宜しく之を靈地に埋葬せざるべからず。今全国に於て最も深く且つ遠く、仏祖に縁故ある靈地といへば、比叡山又は高野山なるが、高野山は叡山に比しやゝ僻在し、單に真言宗一派のみの靈地なれば、余が公平の考へには、叡山を以て最も適當とす。其歴史に富める各宗派中にて最も古く、殊に山城江州一帯を瞰下し、こゝに仏骨が安置してありといへば、信仰の点に於ても大に宜しく、また仏骨奉迎を照会せし稻垣公使の意も同様なれば、旁々同山を適當とす、云々。右につき高木文平氏は大に之に賛成し、再昨日妙心寺に赴き、各宗委員に市長の意見を伝へたりといふ。

**妙心寺会**〔明治33年4月23日 第三七〇号〕

過日來、仏骨奉迎に就て引続き開会中なる各宗協議会は、去廿日を以て終了を告げたるが、同日左の各項を議決したり。皇太子殿下御慶事奉祝献上品に就ては、議長より、稻葉元厚（妙心寺派）、

小林栄運（真言宗）、土屋觀山（天谷派）、名和渕海（本願寺派）、

河野良心（時宗）の五氏を指名して、委員に任じたり。又仏骨奉

迎事務所は大仏妙法院内に設け、不日常務員を置くまでは、右五委員に於て事務を処理せんこと、なれり。

●积尊御遺形奉迎協議案（可決）

第一項 帝国仏教各宗派は、奉迎使七員を選挙し、暹羅國へ派遣せしむる事。但し宗派は真言、臨濟、曹洞、淨土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出發日時は奉迎使協議の上之を定む。○第二項 奉迎使は互選を以て正使一員を置くことを得。○第三項 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稻垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。○第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金一千円を程度とし、物品の撰択は奉迎使の協定に一任すべし。○第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名、住所等は、本日より五日以内に通知せられたり。○第六項 积尊御遺形仮奉安所、及奉迎事務所を設置する事。但、京都市下京区妙法院前町妙法院とす。○第七項 奉迎事務所に関する費用は、奉迎委員に於て之を議

定すべき事。前項の費用は、一時借入金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。○第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金一万円

内 金一千円

金七千円

金二千円

以上費目は奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し、

一時立替ゆべし。

第九項 御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は、奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一上陸会 長崎に於て之を行ふ。

一奉迎会 京都に於て之を行ふ。

一仮安置会 同上

一拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ。

一拝瞻会 仮安置の後期日を定め之を行ふ。

第十項 奉迎委員は、御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し、宗派會議に提出し決定すべき事。

一塗廟建設の件

一同上建設地撰定の件

一右費用に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しても、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事

## ○特別協議案（可決）

一皇太子殿下御慶事に付、各宗派奉祝献品を為し、管長連署総代を以て祝詞を呈し、之れが獻納を為す事。但し議長、指名を以て各宗派より委員五名を選定し、獻納物品の撰択、及之に關する諸般の事項を委托する事。

## ○特別協議案（可決）

一釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本佛教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝国佛教會を設立し、同會組織方法等は、之を各宗派管長会に提出し、議決を求むべし。

## 仏骨奉迎の正使決定〔明治33年4月25日 第三七一號〕

仏骨奉迎の正使決定は、愈々各宗派よりの懇請に依り、大谷派新法主大谷光演師、之に當らるゝことに決し、師は旅行準備のため、二十三日を以て一応東京浅草別院へ引帰へされたり。随行は南条文雄師、外三名なるべしとなり。

## 暹羅國王へ捧呈〔明治33年4月25日 第三七一號〕

仏骨奉迎使派遣に付き、各宗派より暹羅國皇帝陛下、及同国外務大臣、並に稻垣公使へ、各管長連署の書面を呈する筈にて、前田誠節師、目下起艸中なり。又暹羅國宮中、其他前年渡米ありたる親王、及各大臣への贈呈品は、何れも日本美術品の内より撰択する意見にて、比叡山延暦寺、真言宗總本山教王護國寺、両本願寺、曹洞宗越山、能山、両本山、淨土宗總本山知恩院、其他有名

なる各本山の写真をも、合せて贈るよしなり。

## 釈尊御遺形に就て〔明治33年4月27日 第三七二號〕

廣陵万岳草

此頃妙心寺内竜泉庵に開かれたる、釈尊御遺形に關する協議会に付て、真言宗の小林栄運氏は、眞偽調査委員を先発すべしと云ひ、仏光寺派の有馬憲文氏は、已に在暹羅國の我が全権公使、稻垣氏が精査せし者なれば無用なりと論じ、終に小林氏は自説を撤回せりと云ふ。子謂く、小林氏晚そ時なる論を成し、云ふべく行ふへからざる弁を弄すには、恥笑の外なし。業に已に、釈尊の遺形として英及び暹羅の両政府が見認たる遺物に対して、突飛的に眞偽調査呼はりは、採るに足らざるは勿論なれども、之に対する有馬氏の、稻垣氏が精査せし者ゆゑ誤りなしと云ふ説も、幼稚なる考へと云べし。然れば如何と云に、予はペツペ氏の所信とホー博士の研究とに重を置きて、釈尊の遺形なる事を確信する者なり。故に遺形其者を信ずるに於ては有馬氏と同意なるも、所信の基礎に就ては其源を異にする。予は已に、我が本山文書科より發行せる宗報第二十一号に、釈尊遺形の記事を掲載せられたるを見せし已來、既に之を疑はずと雖も、猶ほ我々が今日まで見聞せし諸書に就て、其の明確なる事歴を得んと欲し、左の數項を標準として自ら取調を試みたり。

一カピラブツ（地名） 一ピプラハワニ（地名）

一サカヤス（保存者の名） 一遺骨及遺灰

# 一水晶及石の瓶

## 一木器及宝石

### 一石櫃

右七項中、第一より第四までは、略ぼ類似の事柄を見出したるも、第五以下に関しては、今まで取調べたる書籍中に見當らず。又第一は第三に關係を有し、第二は第四に因縁ある者の如し。依て今予が挙説せし十誦律に就て、左の表を作る。

種類	分塔	所在地名	所奉人名
舍利塔	第一分	拘尸城	力士
	第二分	波婆国	力士
	第三分	羅摩聚落	拘樓羅
	第四分	暹勒国	諸刹帝利
	第五分	毘兜	諸婆羅門
	第六分	毘耶離	諸利昌
第七分	迦毘羅婆國 (カビラブツ) に音近し	諸釈子 (サカヤス) は釈子の一人歟	
	摩伽陀国	國主阿闍世王	
	第八分	頭那羅聚落	姓煙婆羅門 菩薩處胎經曰「優波吉」
	灰塔	畢波羅延 (ビフラハワ) に音近し	婆羅門
	灰塔	瓶塔	
	灰塔	瓦塔	

右の表に依て、ペツペ氏の発掘せしは、第七分塔なる歟、又は第十灰塔なる歟、此二塔の一なるべし。予は斯の如く想像すと雖も、固より地理不案内の身なれば、其の何れるやを指定するに苦しむ。其故は、若し第七分塔とせば、地名と保存の人とは稍や相合するが如きも、遺灰は無き筈なり。既に処胎經、阿育王經、

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

### 新仏骨論を読む

〔明治33年4月27日 第三七二号〕

果して然りく、余輩は曩に仏骨奉迎の件に付き、大に各宗の當路者に警告し、挙措苟もせざらん事を望めるの因み。近時或はかの韓退之が、仏骨の表を学びて喋々するものあるべしと予言した

りと認む）ありし事は、略ぼ合するに似たるも、保存の人をサカヤスと云に反す。然れば甲乙、其の何れるやを決し難し加之ず。西域記等に依れば、印度に在りては仏骨の塔頗る多く、其の迦毘羅衛（西域記には劫比羅伐窣堵とあり）一国に付ても、城南五十里の地に、賢劫人寿六万歳の時に出世したまひし、迦羅迦村駄仏の遺身の舍利塔あり。又、此を距る東北三十余里の地に、賢劫人寿四万歳の時に出世したまひし、迦諸迦牟尼仏の遺身の舍利塔あり。共に無憂王（阿育王の事なり）石柱を建てゝ、各仏寂滅の事を記すと云へり。斯の如く仏舍利塔の多き地方に於て、而も未だ其地を踏まざる予輩が、單に既訳の書籍のみに付て、確実なる断案を下さんと欲するは、甚だ難事たり。依て予は前に陳る如く、

ペツペ氏の所信とホエー博士の研究とを信念の基礎として、今回発掘の遺形は积迦牟尼仏の遺物なりと定め、而して予が取調べたる十塔の内にては、第七分塔なるべしとの断定を下せり。依て之より其の理由を述べん。（未完）

新仏仏骨論なる一題を掲げて、毒舌、否毒氣を吐き出したり。其要に云く。

それ仏骨を迎ふるの事、縁をして草莽未開の時に起らしめば、必しも怪まず、然れども、開明の今日にして、仏骨を迎ふるが如き痴漢ありとせば、天下の愚患はより甚しきはなし。吾人は密に思ふ、仏骨を迎ふるの馬鹿気たるは、浮屠氏全般の知る処なるべし。知て而して、猶之を迎へんとするは、其意仏骨を敬するに非ずして、実は之を利用して天下の愚夫痴姉を籠蓋し、以て一朝に巨利を博せんと欲するの大野心あるを以ての故に非ずや。さればこそ両本願寺を初め、各宗各派、我物にせばやと、紛争に余念なき者なり云々と。

讒謗の舌、迷狂の筆素より三文錢の価値無し。題して新仏骨論と云と雖も、実は韓文公の犢鼻褲かつぎにも及ばざるなり。余輩はかゝる迷倒の族に向て、一言を費すの大人氣無きを知ると雖も、洪済を以て任とするもの、寧ろ憐愍の情に耐へず。迷文家、及び世のかゝる毒鋒に惑溺する人の為に、囁々として一片の婆心を吐露すること左の如し。

仏骨と云へば骨なり。骨ならば牛の骨も骨なり。馬の骨も骨なり。よし真正の仏骨にもせよ、之を奉迎するは文明人の態度に非ずとは、また三歳の童子も然か云はむ。これはこれ、皮相の空言にして仮令へば、金剛石も石なり、大理石も石なり、鴨川石も石なり。石ならば何ぞ之を尊重愛求するの必要あらんや、と云ふに同じきものなり。彼は未だ信向の何たるを知らず、理想の何たる

を知らず、胸中ただ利慾の一点張なるを以て、這般仏徒の挙を目しても、猶且つ野心満々たる釣利策なり、と誤解す。誰か抱腹絶倒に耐ゆべけんや。彼等の暴論を以てすれば、伽藍も土木の集合物なり。無用なり。直ちに破壊すべしと云はん。身体も四大の仮和合物なり。何ぞ自重するの必要あらん。速に殺戮すべしと云はん。あゝ笑止々々、笑止なるは明治の韓退之なるぞかし。汝ぢ若、法身舍利の一義を講究せば、観然として発汗通身なるを覚えん省焉。（老婆子）

### 高楠博士の仏骨談（明治33年5月3日 第三七五号）

仏教の開祖たる釈迦牟尼の入滅に関しては、從来東洋の仏教者間に於ては、種々年代上の異説あれども、輓近欧米に於ける言語学者、及び比較宗教学者等の史的考證によれば、耶穌紀元前第五世紀を以て、最も正確なる年代と認定せり。偕て釈尊が印度俱戸那伽羅なる沙羅双樹の林間に於て入滅するや、當時の仏教徒は、孰れも教祖追慕の衷情に沈みし中にも、摩羯陀国（ア闍世王）、毘沙離國（リツチヤビ）種族の律昌王、迦毘羅城の釈迦王、阿羅剣波のブリヤ王、羅摩邑の拘利耶王、吠率奴邑の波羅門、波々邑の摩羅王、俱戸那迦羅の摩羅王の八人は各信教上の由緒を具して、釈尊遺骨の分配を請求に及びしが、其分配の方法に付き、議論定まらざりしかば、遂に婆羅門の徒廬那なるものに命じて、遺骨を右の八人に對し平等に分配せしめたり。而して彼等八人は、其遺骨を恭しく受取りて、各其地方に持ち帰り、壯麗なる塔を建てゝ之

を納め、月を定めて盛大なる祭礼供養を営みたり。然るに徒盧那

は、遺骨分配の役目に當りしとは云へ、遺骨は既に彼の八人に分与を終りしにより、止むを得ず分配の時、遺骨を納めたる空甕を乞ひ持ち帰へり、其時、畢鉢羅邑の孔雀王と云へる人遅れて会せしも、遺骨は既に去りて跡なかりしかば、唯火葬後に残りし灰と炭とを納めて帰り、同く塔を建てゝ、厚く供養したりと云ふ。故に右の如く釈尊の遺骨及び遺物は、十箇所に分れたり。以上の史的事実は、巴里語の大涅槃経の結末に出で、尚ほ漢訳の經典にては仏所行讚経、有部雜律等にも散見せり。

其後二百余年を経て、彼の印度を統一して、帝国政治を施し、大に博愛主義を唱道して、仏教の伝播に尽したる阿育王の時代に當り、同王は右十箇所の仏骨塔を発掘し、再び諸州に新塔を建てゝ、之を祭らしめたり。是れ非常なる仏骨塔の変革なりしが、其中一二の塔は堅牢にして、遂に発掘する能はざりしかば、當時の伝説にては、地下竜王の守護なりとて、一層尊崇するに至りしと云ふ。

一昨年中、印度ピブラーフバより、一箇の甕を発掘せしが、此甕に伴ひたる刻文は、僅に二行許のものなれども、刻文の意味は、此甕中の物体は、正に仏の遺骨に相違なしとあり。昨年に至り、右甕中の遺骨を三分して、其一部は英國倫敦の博物館に納め、其一部をカルカッタの博物館に蔵め、其一部は世界唯一の仏教王たる暹羅国王に贈与したり。此暹羅国王の受領せしものこそ、曩に稻垣公使の斡旋により、我国仏教徒へ分与するの運びとなり、現

今仏界の大事件となりしものなり。

仏骨なるものは、前陳の史的事実に依り、既に二千四百余年の歳月を経過したるものなれば、其真偽を云々するは、寧ろ吾人の領分外なりと思ふ。我国仏教徒の仏骨奉迎が、果して仏教上に利益を与ふるや否やは別問題なれども、從来仏教者が史的研究を粗略にする余り、斯の如き明白なる史的事実あるにも係らず、世上の非難に對して、一言も論明する能ざるは、仏界學術の衰頽せるを證すものにして、歎するの外なし。今回は我が日本仏教の代表者として、真宗大谷派新法主及び南条博士が、仏骨奉迎使として暹羅に向ふ由なれば、之によりて我佛教徒が聊なりとも、暹羅日本間の交通を親密にし、進みて東洋教徒の聯合を図り、南北仏教協同研究の好機を迎へ、新に世界宗教研究上に貢献する所あらんことを、切に希望に堪へざるなり。

#### 選定済の委員（明治33年5月3日 第三七五号）

既に選定を終へたる仏骨奉迎委員と宗派は、大谷派土屋觀山、永源寺派伊藤宗富、建仁寺派後藤文宸、融通念佛宗黒田覚州、興正寺派三原俊栄、時宗河野良心、東福寺派平住幽谷、西山派青井俊法、天台宗園光轍、寺門派河村遵尊、東大寺派平岡宥海、妙心寺派後藤禪提、曹洞宗有沢香庵等の諸師にして、未だ開緘せざるを以て決定せざるは法曹、臨濟、鎌倉建長寺、日蓮宗本門派、相国寺派、黄檗派等なり。

### 仏骨奉迎委員会〔明治33年5月3日 第三七五号〕

仏骨奉迎委員会は、去三十日を以て開きたるも、各宗派より奉迎員を選定し、事務所に届出たるものは、僅かに四宗十八派に過ぎず、来五日ならでは結果を見難しとなり。

### 釈尊御遺形に就て（武）〔明治33年5月3日 第三七五号〕

夫れ地理上に関する古代歴史の證考は、古書旧記に依り、地名又は方位里程等に付て、學術的理論的に其実蹟を得んと欲するは、頗る迂回なる考へにして、寧ろ地方局部の人口に膾炙する伝説に依て、其実を極むるの簡易にして、且つ確実なるに如かず。假りに其一例を出さば、彼の有名なる陸奥の阿古屋の松にして、出羽の国に在る如く、地名の変更是固より、多く年時を経るに於ては、意外なる地形の変遷も有る事ゆゑ、古代の旧趾を探験するの材料としては、数百年前の記録は、地方人士の口碑に伝はる者に如かざる事、万々なるを知るべし。然るに今ペツペ氏が、自分の所有地内に釈迦仏の遺跡ありとして、覚束なくも熱心に二十呎の地下を発掘せしは、必ずや其の所信の根拠なくんばある可からず。故に予は謂く、恐くは其地方局部の人口に膾炙せし伝説が、此の事業を成遂げしむるに与りて、力ある者なりしと信ず。然らば則ち、古書旧記に勝るゝ万々なる所の口碑伝説に依て、發見せられたる御遺形は、其真にして偽に非るを知るべし。則ち予が、前にペツペ氏の所信を信ずと云ひしは是れなり。

次にホエー博士の研究に付ては、其の関連せる事情を考察せざる

可からず。凡そ社会の行為に於て、好奇的と着実的との二あり。今御遺形発見に付ては、此の二を論すれば、ペツペ氏の发掘は其の伝説口碑の信すべき者有りたるにもせよ、其行為は好奇的研究に非すして、他の懇請に応する着実的研究なり。而して好奇的研究は、如何なる者と雖も附会率強を免れず。之に反して着実的研究は、他をして信せしむるに足るの事實を標準とする者なり。加之す、ホエー博士は熱心なる仏教学者なりと聞く。然れば未だ其人に接せざるも、決して軽挙浮薄の人に有らざるべし。況んやサンカーリ氏が真偽精査を托するに足るとして、望を嘱せし人なるに於てをや。然則ち、着実なる人物に依て着実なる研究を経、而かもホエー博士が自ら信ずるの余り、論文を起草して世に公けにせしより考るも、此の御遺形は眞物にして決して偽物には非ざるべし。則ち予が前にホエー博士の研究を信すると云ひしは是なり。（未完）

### 南条博士の無責任〔明治33年5月3日 第三七五号〕

今回南条博士は、新門主の暹羅隨行を辞したる由なるが、其事情は自坊の副住職が重患の為め、之を捨て、遠く海外に行く能はずと云ふにあり。實に驚入たる無責任と云はざるべからず。自坊副

住職の危篤は、一寺に取りて大事は大事たるに違ひなきも、是れ一私事のみ。仏祖の遺骨を奉迎すると、元より比較すべき談にあらず。苟も文学博士の肩書を有する者にして、斯る賭易きの道理を知らざる筈なきも、顧ふに、仏骨の真偽を彼是云ふ世上の俗論に憶して、尻込したるにあらざるか。実に定見も眼明なき世間普通学者たるの、職分をも知らざる者と云ふべし。若し果して真偽知るべからずとすれば、何故に正々堂々新門主に向て諫止し、宗門の面目を傷けしめざるを勉めざるや。徒らに其責を新門主に負はしめて、自ら其責を免れんとするは、師主崇敬の本旨を知らざる者也。仏骨にして若し疑点あらば、断じて先づ新門主の正使たるを止めしむべく、否なれば、最初此人をと信任せられ、随行を命ぜられ、師も一旦之を諾したる以上、飽までも自ら責任を負ひ、一自坊の私事を以て新門主の名声を傷るが如き、不都合をなさざる事を切望に堪へず。（東六尾川子）

教学報知記者曰く、温厚着実の君子にして、一朝俄かに正使隨行を辞せられたるは、必ず何かの事情あることにて、決て俄かに博士其人の罪悪を鳴す可らざるは万々なり。而て上掲の一投書は、新法主を思ふの熱誠より出で、博士の進退を九鼎の重きに比したるものか。是れ亦た何か意味あるが如く、一概に中傷の言とも認めざる節あるを以て、暫く全文を掲げ置きつ。尚重ねて公明なる事実の報道を待つのみ。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

妙満寺一派が、仏骨奉迎に就て各宗派と協同一致の方針を探らざるは、敢て四箇格言の頑夢に依りて然るにあらず。一派の云ふところは、法華經に、『妙法蓮華經一部を安置して、乃至舍利を安んずることを須ゐず』とあるに由りて、各宗派の仏骨奉迎に反対するにありと。吾輩の自謙は、舍利よりも經論、經論よりも信仰と云ふにあり。妙満寺一派にして云ふところの理由の如く、虚儀に奔らずして実行を果さば、至嘱の至りに堪へざるなり。

#### 仏骨奉迎と妙満寺一派 [明治33年5月7日 第三七七号]

妙満寺一派が、仏骨奉迎に就て各宗派と協同一致の方針を探らざるは、敢て四箇格言の頑夢に依りて然るにあらず。一派の云ふところは、法華經に、『妙法蓮華經一部を安置して、乃至舍利を安んずることを須ゐず』とあるに由りて、各宗派の仏骨奉迎に反対するにありと。吾輩の自謙は、舍利よりも經論、經論よりも信仰と云ふにあり。妙満寺一派にして云ふところの理由の如く、虚儀に奔らずして実行を果さば、至嘱の至りに堪へざるなり。

〔仏骨奉迎と妙満寺一派〕 [明治33年5月7日 第三七七号]

次に今回発掘せられたる御遺形は、十誦律に出る十塔の中の第七分塔なるべしと云ふ。予が卑見を陳ぶ可し。既に前に論せしが如く第七分塔とすれば、遺灰は無き筈なり。此に付て処胎經には而も白き記事を載たり。曰く、仏の遺骸を荼毘（火葬）し終て後ち、拘尸那（此に角城と云ふ仏入滅の都城也）及び其他七國の王、仏の舍利を争て将に鬪はんとす。時に智臣優波吉（或は姓煙とも徒盧那ともあり）なる者あり、八国の衆に告て云く、我れ今佛舍利を八分して平等に之を頒たん、願くは争ふこと勿れと衆之を諾す。依て彼れ一甕を持來り、蜜（粘着質の物）を以て甕裏に塗り、之を以て量り分つと、云々。後ち甕を將らし還て、塔を起つとあり。此の蜜を以て甕裏を塗るは、何の意ろありてやと云に、佛舍利の細小なるもの、及び遺骨に混在せる遺灰を、甕の裏面に附着せしめ、以て紀念物となさんが為めなりと云ふ。其當時

に在りて、仏舎利を尊敬渴仰せし情推知すべきなり。上記の如き次第ゆゑ、遺灰と遺骨とは混在せずと云を正説とす。然れども、今考るに釈尊の入滅は、本年を距る已に二千八百四十九年（仏滅の年代に付て十余種の異説あれども、我宗相伝の説は、周の穆王五十三年に入滅したまふと決せり。即ち神武紀元前二百八十九年也）の前にあれば、年数の久しき、或は遺骨の幾分灰と化し、土と化せしやも測る可らず。故に遺灰あるが為めに、第七分塔に非すと断言するを得ざるなり。既に然りとせば、所在地をカビラブツと云ひ、當初の保存者をサカヤスと云ふに依れば、前に掲げし表中の迦毘羅婆国に在る諸釈子の保護せし第七分塔に當る事、燎々火を睹るが如し。故に予は、前に第七分塔なるべしとの断定を下せしものなり。

既に斯の如く古書旧記に依るも、地方人士の口碑に徴するも、又着実なる学者の研究に任ずるも、皆以て眞物たるを信ずるに足る。冀くは我が仏教徒の縉素道俗の諸氏よ、世上無責任の空論には惑はず、他日御遺形奉迎の吉辰に遇はゞ、大々的歓迎あらん事を望むと云爾。（完）

#### 西派仏骨奉迎使（明治33年5月7日 第三七七号）

西本願寺よりは、仏骨奉迎使として藤島了穂氏を、此程暹羅国へ出張することに任命せり。

- 西派仏骨奉迎使**（明治33年5月7日 第三七七号）  
西本願寺よりは、仏骨奉迎使として藤島了穂氏を、此程暹羅国へ出張することに任命せり。
- 南条博士、再び隨行員を受く**（明治33年5月9日 第三七八号）  
博士は、自坊副住職病氣の故を以て、一旦新法主の暹羅正使隨行員たることを辞退せられしが、更に本山より交渉の結果、再び其命を受けて隨行せらるゝことに相成りたる趣なり。
- 仏骨奉迎使**（明治33年5月9日 第三七八号）  
仏骨奉迎使は七名の筈なりしが、浄土宗は各宗派と提挈を断たんと申込みたれば、目下決定し居るは、大谷派新門主を始め、臨濟宗前田誠節、本願寺派藤島了穂、曹洞宗日置黙仙の諸師なり。真言宗は奉迎使を出さざることに決したり。
- 妙法院会議**（明治33年5月9日 第三七八号）  
仏骨奉迎各宗派委員会は、一昨日午前九時大仏妙法院内に開きたり。来会委員二十七名にして、各宗派より東宮御慶事献上に付いて、小林栄運師東上委員となり、献品を奉じ東上せしが、曹洞宗管長畔上模仙師、昨日参内し、献上を了りし旨を報告し、夫より献上品買入費賦課の協議を為したるに、宗派割十分の三、寺數割十分の四、実力割十分の三に決し、夫より常任委員十名の選挙を行ひしに、當日日蓮宗不參の為め、九名選挙することとなり、左の如く當選したり。

有沢香庵（曹洞宗）蘭光轍（天台宗）青井俊法（浄土宗西山派）三原俊栄（興正派）小林栄運（真言宗）土屋觀山（大谷派）名和瀬海（本願寺派）後藤禪提（臨濟宗）河野良心（時宗）

尚ほ、仏骨奉迎に関する経費は、當分借入金一万円とし、予入金は十万円とすることに決し、午後四時三十分散会せり。

### 仏骨奉迎委員会

〔明治33年5月13日 第三七九号〕

各宗派の仏骨奉迎委員会は、去九日も妙法院の事務所に於て開会し、妙法院門跡村田寂順師を奉迎事務總理に、同院執事補植山菊次郎氏を書記長に選定し、次に暹羅国皇帝陛下、同国外務大臣、並に稻垣公使へ呈すべき、奉迎使信認状の起草成りたるに付き、各宗管長の調印を求むる為め、土屋觀山師を委員に選挙したる由。

### 仏骨奉迎使愈確定せり

〔明治33年5月13日 第三七九号〕

仏骨奉迎使派遣の宗派は七宗派と定まりしが、就中淨土宗は宗派の都合ありとて各宗派の提携を絶ち、仏骨奉迎には更に關係せざることに決し、真言、日蓮の両宗は奉迎には賛成するも、奉迎使派遣は謝絶すること、なしたるにより、愈派遣することに定め、其姓名まで公表せしものは、曹洞宗の日置黙雷、妙心寺派の前田誠節、大谷派の大谷光演、本願寺派の藤島了穂の四名にて、同人等は本月下旬出発することに定めたり。而して右四名の中にて一名を正使となし、残る三名を副使とする都合上の話しあれども、正副両使の権限に於て高下のあることなれば、断然正使を置すし

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

て、四名共に同等の資格にて行くとの説盛なり。若し愈正使を置くことになれば、四名の中にて互選する筈なるが、多分大谷派の光演氏ならずば前田誠節氏か藤島了穂氏なり。何れにしても、権能と資格に於ては敢て異する処なき筈なるに、連りに之が争ひをなすものある由なるが、言語に絶したる話なり。正使にもせよ副使にもせよ、各宗管長より申付たる一箇の使者たるに過ぎるに、使者の長となりたかとて、何の名誉にもあるまいものを。（活眼導師）

### 釈尊御遺形奉迎事務所

〔明治33年5月15日 第三八〇号〕

釈尊御遺形奉迎事務所にては、昨日午後三時より、鴨東中村楼に新聞社員を招待して、何事か談ずるところありし筈なり。

### 大谷派新法主の一行

〔明治33年5月17日 第三八一号〕

大谷派にては、新法主の遺形奉迎として渡遅せらるゝに就ては、隨行長に南条博士、隨行員には石川馨、大草恵実、文学士藤岡勝二、医学士某、樹見得聞、浅井恵定、暹羅語通訳として、日本暹羅公使館書記山本安太郎等の諸氏。其の他家從三人従僕一人、都合主従十三人の一行にて、南条博士、藤岡学士は、渡遅の上は、南北佛教上に就て何事か取調ぶるところある由にて、石川、大草二氏は、専ら事務に従事するとのことなり。

### 仏骨奉迎と各宗派〔明治33年5月17日 第三八一號〕

仏骨奉迎に就て合同を為さざりし宗派中、淨土宗は単独にて奉迎するてふ公辞の下に、経費の分割を遁れんと計りたるものゝ如く、法華宗は法華一部云々の經文下に不合同なりし如くなるも、其實は先年の四箇格言問題に、未だ偏執を脱せざるものゝ如し。右二宗派を除いて、其他の宗派は何れも合同せりと委員は語れり。

### 奉迎使一行の出発〔明治33年5月17日 第三八一號〕

別項記載の仏骨奉迎使一行は、来る廿二日午後一時二十四分発にて、當地を出発して、同夜は神戸常盤ホテルに投宿。翌廿三日午前十一時、神戸解纜の博多丸に乗船することになりたり。又た今日は、各宗末寺僧侶、及諸学校生は、何れも七条停車場まで見送りを為す筈なりと云ふ。

### 奉安所の撰定地〔明治33年5月17日 第三八一號〕

奉安所を建築すべき場所は、委員中、東京、京都、南都の三ヶ所に、諸説相岐れ居る由にて、未だ何れとも決定せざと云ふ。

### 御遺形仮奉安所〔明治33年5月17日 第三八一號〕

奉迎使一行が、御遺形を受取り帰朝の上は、奉安所建築完成までは、仮に大仏妙法院に御遺形を奉安する事に決定せりと云ふ。

### 仏骨奉迎に就て〔明治33年5月17日 第三八一號〕

去る十四日奉迎委員は、鴨東中村棲に京阪の各新聞社員を招待して、奉迎に関する各宗委員の決定、及び其理由を公表して曰く、御遺形を奉迎する次第は、先般暹羅国王陛下より、同國駐劄の本邦公使稻垣満次郎氏に、御遺形分配の御勅賜ありしことにて、公使は之れを各宗管長に通じ、茲に於て各宗は委員を選定し、奉迎に就て会議を始めた。而して国王陛下の御思召は、單に御遺形の分配を主と被遊ざる由にて、大にしては国と国との關係上、向後も一層親密に交際せんこと、又た南北仏教の合同を計る上に於ての御思召より出でたるものなれば、各宗は謹んで遺形を奉迎することに決したり。御遺形の事に關し、世間、其の眞偽如何の調査に就て、種々の説あるも、委員等は南条博士、其他ホエー氏等の説に信を置き、之れを奉迎することに決したり。又た奉迎を為すと同時に、各宗の合同を為し、大に慈善事業其他の社会的事業を起すこと、及び宗教を益々社会に近かづける様に為すこと等をも、夫れぐ計画決定するに到りたり云々、と云ふにありき。

### 御遺形奉安所建築に就て〔明治33年5月17日 第三八一號〕

奉安所地所撰定すら東京、京都、南都の三ヶ所に、委員中諸説相岐れ居りて、決定し居らざるに、奉安所建築の事を報ずるは、少しく早計の嫌なき能はざるも、委員の一人に就て聞くところに由れば、先づ奉安所建築設計を奉迎委員に於て之れを為し、管長會議を開きて其経費を決定することに為す由にて、其計画は十町四

方の地所中に中央に八角塔を築き、之れに御遺形を奉安し、周囲に各宗の礼拝堂を建て、四方に門を設けて、境内中には仏教中央大学、施薬院、救護院、舞楽堂、鼓樓、客殿、祠堂、鐘樓、拝室、戒壇、寺務所大講堂等を建築する計画にて、大講堂は所謂金堂にて、印度古代の建築法によりて建築を為す筈にて、先づ之れらの總ての完成は、今後十五ヶ年の見込なる由なり。

#### 釈尊御遺形奉迎に就ての雜信

〔明治33年5月17日 第三八一號〕

各宗管長が、奉迎使任命の親任書上、奉迎使の氏名の下に尊称を用ゆる派と、自己が命ずる使者に尊称を用ゆるの不可を云ふ派と両派に別れ、大谷派は其の前者にして新門跡大谷光演師、前田誠節和尚、藤島了穂司教、日置黙仙和尚と記せんと主張し、本派は其後者にして、管長自身等が任命するものなれば、大谷光演、前田誠節、藤島了穏、日置黙仙にてよろしく主張し、結局委員中より三原俊栄氏、交渉委員として、一昨十五日大谷派本山に談ずるところあり。結局新門跡大谷光演となすことに決定し、他は呼流しとなりたりと云ふ。○正使選舉に就て妙な風説を耳にす、頗くは虚なれかし。●奉安所地所撰定の際には、隨分議論あることなる可し。而して妙心寺の前田和尚、頗る成算あるものゝ如しと喧伝せらる。●神戸の各新聞社員を二十二日常盤ホテルに招いて、奉迎に就ての趣旨を談ずることなり。●奉迎の行に就て、宿論あるも是非を論ずるも、今は詮なし。唯願くは、御祭的に流がるゝイツモの仏教徒の陋弊に墜いらざらんことをのみ希望にたへ

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

す。

#### 仏骨奉迎使

〔明治33年5月17日 第三八一號〕

仏骨奉迎使は前号所載の通り、大谷派よりは新法主、本派よりは藤島了穂氏、曹洞宗よりは日置黙仙氏、臨済宗よりは前田誠節氏と決定し、真言宗は分離論の為め、浄土宗、法華宗は不合同の為め選出せず。又た去十四日の委員会議に於て、奉迎使中より、大谷派新法主大谷光演師を正使とすることに決定せりと云ふ。

#### 仏骨奉迎に就ての希望

〔明治33年5月21日 第三八三號〕

暹羅より仏骨を奉迎する事は、各宗委員会に於て議決せられ、岩本千綱氏先発として、早く已に彼土に在り。大谷派本願寺新法主大谷光演師、亦南条文雄氏等を随へて近々當に發すべしと云へり。仏教國として、仏骨奉迎の事固より悪しからず。然れども其之を為すには、亦自ら相當の礼道あり。思ふに彼等の今之に赴くに、果して如何の道を以て之に処せんとするか。

聞く所によれば、仏骨の奉迎に就ては、独り我邦の之を企つるのみならず。暹羅の隣邦緬甸の如き、曾て之を求め、而して其儀礼の恭しき、其贈答の盛なる、一個納骨の筐を以てして、猶五十万円を投じたりと。されば曩に我邦に於て、初めて奉迎の挙あるを伝ふるや、彼國の新聞紙等は、衰亡旦夕に迫れる緬甸にして猶彼の如し。日本は旭日昇天の勢を以てして、愈此挙に出づるとせば、儀式典礼、其盛測るべからざる者あるべしとて、早く已に大

に期待する所ありしと云へり。然るに今、我奉迎員等の齎らす所と云ふを聞くに、一切の費用としては八万円を支出せるも、暹羅国王に捧ぐる献上品や、彼國教徒に対するの幣物は、其額僅に三千余円の価格に過ぎずと。洵に今遣す所は高僧碩徳、其奉迎の儀式に於て其応対の礼節に於て、固より深く過つ所あるべからず。然れども、唯其聘礼の薄き此の如き。是豈に果して能く我の礼道を尽して、我が国光を發揚する所以の者となすを得んや。

今夫れ、同じく東洋に國する者、安南は、已に仏の領有に帰し、緬甸、印度亦早く英の附庸となる。現時独立的として存する者、

僅に唯、暹羅、波斯、支那、朝鮮と及び日本の數国に過ぎず。暹羅、緬甸、安南の間に在て英仏覗視の中に挟まれ、熟ら同族諸邦の形勢を察して、波斯の事は云ふまでもなく、支那も亦彼の如く、朝鮮滅亡に垂んとして、頼む所は唯一、扶桑日出の帝国のみ。此に於てか日暹の親交漸く密に、特に近來に於ては、通商外交共に大に望を嘱すべき者あり。乃ち、今の仏骨を迎ぶが如き幸に善く之を用るば、或は以て善く其父兄を温め、國光を揚ぐるの具となすに庶幾かるべきも、若し夫れ或は一步を誤らんか、事敢て大と謂ふべからざるも、亦唯徒に折角收め得たる我の國威を堕し、思ひも寄らぬ彼の侮蔑を得るのみにして止まん。余輩は固より斯る事柄に於て、敢て無益の大金を費消せよと謂ふ者にはあらず。然れども已に其地に就て之を迎ぶ。交親国に対する一国の体面としても、其儀式聘礼の如きは、充分意を用ゆる所あらんことを望まざるを得ざるなり。（読売社説）

### 仏骨奉迎使の出発

〔明治33年5月23日 第三八四号〕

昨廿二日、午後一時二十四分、七条発列車にて、数千人の群集に擁せられて出発せり。七条にて五十発、梅田にて五十発、神戸にて五十発の煙花を打上げて、其行を送りたりと。

●往復六十日 仏骨奉迎使は、門司に二日、上海に二日、シンガポールに三日、暹羅国に凡そ十日滞在の予定にて、海上は凡そ三十日間にして往復六十日を要し、七月下旬、若くは八月上旬には、帰朝の都合なりと云ふ。

### 仏骨奉迎に就て

〔明治33年5月23日 第三八四号〕

松木 遺弟 投

此頃諸宗の本山共同して、暹羅國へ向け仏骨奉迎をなさんとするに就て、囂々乎として天下に呼称し、種々の説を吐くを聞く。其仏骨は即ち舍利のことなりや。仏骨を舍利とは異なりやと云に、先舍利とは印度語にして爰に身骨と翻す。只身骨といへは死人凡夫の骨に濫するがゆゑに、梵語の名を存して舍利といふこと、法苑珠林四丁出る名義集十三六〇に依れば、舍利は骨身といひ又靈骨といふ。即ち遺す所の骨分を通して舍利と名くるとあれは、仏骨の総名を舍利といふなるべし。我国にては骨と舍利とは、骨より舍利を生するが故に、別物のやうに謂へり。今迎ひ奉る仏骨は腔骨なりといひ、或は胸骨なりといひ、又水精の如き舍利なりといひて、未だ確たること知れ難し。兎に角西洋の大学者の鑑定といひ、英國なり暹羅なり紛れもなき充分の順序を経て、我国へ

も分骨するといふ。至極有り難きことなれば、我等喜び勇で奉迎せんと欲す。予熟思ふに、仏骨なれば定て威光赫々たる奇瑞あるべし。いかに澆末の衰運なりといへども、仏舍利の感通あるや明なりと信ず。其舍利たるや三種ありて、一には骨舍利其色白し、二には髪舍利其色黒し、三には肉舍利其色赤しとあり。若仏舍利なれば、何ほど槌擊するとも破るゝことなきは、是仏骨の徵なり。何れにても、舍利の効驗如何を疑ふ者ありしと見え、昔し晋の竺長舒は頻りに舍利を重んず。其子法顔は沙門であり乍ら、常に還俗せんと欲す。笑て云く、舍利は是沙石同様、何ぞ貴ぶに足らんといふ依て、父長舒舍利を水中に投入すれば、忽ち五色三匝光りの高さ数尺なるを見て、法顔大に驚き、還俗を思ひ止まれりと。又后漢の明帝は、已に仏法を信じ、寺院を建て僧を度す。五岳の道士大に妬て、釈老の優劣を試んことを請求し、道經と仏經とを置き共に火を以て□きたりしが、□ち道經は焼けて、仏經は焼けざりしと。爰に於て道士の巨魁大に愧ぢ、自ら憾て衆前に死したりといふ。其他種々の感應靈瑞あること枚挙に遑あらず。委くは、法苑珠林第四十卷を見るべし。予更に考ふるに、今迎ひ来らんとするは、骨にあらず、灰にあらず。蓋し仏舍利なるべし。其故は阿育王経、菩薩処胎経等に依れば、釈尊入滅後荼毘し終れば、八國の王大に諍ひて舍利を求むること出たれば、余分のあるべきことなし。且つ十誦律の説に依れば、仏舍利は當分にして八分となし、其灰は灰塔として、已後無量の塔を造りて供養し、又瓶塔として、其容れたる瓶までも夫々分配して、造塔供養

することあるからは、何ぞ余りあらん。今迎ひ奉るは第七分とも第八分とも限らざれども、定て阿育王の造塔せられし随一か。往古地中に埋没して、今それを発掘せしなるべし舍利は、町寧に尊崇供養すれば増し、然らざれば減ずることあるべし。今や仏教東より西に流れて、其光輝弥發する好時節なれば、英人の発掘に係るは、蓋し深き因縁あるべし。

#### 奉迎使よりの献品〔明治33年5月23日 第三八四号〕

一行より暹羅王国、及大臣等へ献すべき土産物は左の如し。但し大谷派本願寺より特別に、凡そ三千余円の物品を贈呈したる筈にて、既に該国へ着荷し居る由。

一金地芝山入花生 一 対

白斜子袋入、茶色紐にて結び、桐筐に納め、之を復た柾櫛の函に入る。

一平目蒔絵巻煙草函 一 個

白縮緬帛紗に包み、黒柿の函に納め、之を復た柾櫛の函に入れる。

一真美大觀 甲乙二冊

紙本絹表紙、上等桐文庫に納め、之を復た柾櫛の函に入れる。

又同國大臣僧正、稻垣公使への贈品は左の如し。

一七宝藤模様花生 一 対

一同古代模様花生 一 対

一 古銅象嵌花立 一 対  
一 古金欄二十五条袈裟 一 肩  
右袈裟包は緒細紅白昼夜仕立、函は島桐外箱付。  
一真美大觀並製 五部甲乙十冊

### 仏骨奉迎使一行の出発

〔明治33年5月25日 第三八五号〕

正使大谷光演師一行神戸に達するや、信徒並に遠來の僧俗等は、神戸停車場附近に押寄せ、各団体並に講中の旗を押立て歓迎し、正使等は県庁の馬車にて諏訪山中常磐に、其他の一行は各旅館に分宿し、尚京都其他よりの見送僧侶及有志者は、数百名に及び。此夜、諏訪山温泉場の外門あたり迄、紅灯を山字形に吊し、庭前にて音楽隊の奏樂あり。斯くて正使は、一昨朝九時三十分、常磐出立の先触にて、十時県庁の馬車にて旅館を出ず。三台の貨馬車には副使其他同乗し、水上警察署前にて馬車を駐め、有吉参考官等は一行の水上小蒸氣船に同乗し、本船迄見送りたりき。此日亦海岸へ群集せし老幼は数知れず。有志の見送り船は小蒸氣數隻を充て、尚土船には国旗を飾り、音楽隊をも乗せ、僧侶及信徒等盛に歓送し、海岸にては絶えず花火を打揚げ、石川舜台師は門司迄見送るべしと。

### 代議士の仏骨開帳熱

〔明治33年5月25日 第三八五号〕

政界にも近頃面白き仕事のなくてや。代議士と云ふ連中何かと云へば、宗教モグリ運動を始むるは、忌はしき一流行にぞありける

が、某々など云ふ代議士二十名ばかり申合せ、運動費は何程にても支出するから、是ツ非仏骨委員中に加入し、イザ仏骨到着した暁は、長崎より東京に開帳して諸人に拝ましめ、之より得たる利益は等分して頂きたいものなり、との請求を持込み来り、目下交渉中なりとかや。代議士の勧進元に、仏骨の興行は近頃新しき見世物にこそ。

### 送各宗諸師之暹羅國奉迎釈尊靈骨序

〔明治33年5月25日 第三八五号〕

暹羅國駐在公使稻垣君、以狀牒吾國仏教各宗管長曰、客年二月印度人別氏、発迦毘羅城附近古墳、得遺骨殉宝及墳銘以古文記之、仏教博士保氏、考證其事以為釈尊荼毘後其遺裔之所築古墳、英國印度政府乃分其靈骨殉宝於本国及暹羅國、暹王陛下虔礼甚厚頒之緬甸及錫倫島、又以吾帝国仏法尤盛將貽其一分於吾国仏教各宗、使外務大臣伝旨於我、是無前之盛事蓋仏法興隆之兆也、其宣協各宗之力以奉迎之於是、各宗相謀設委員推予總理其事、乃簡各宗派諸師以奉迎之發有期相共設齋以餞之、余乃告之曰、吾本師釈迦文佛之聖德、遐邈固無論耳、仏法東漸上下歸依、名僧高德相踵輩出渡洋蹈海、冒險排難以輝仏日潤法雨者史不絕書、然其跡概止於漢土遠及印度者寥々寡聞、當時交通不便使之然耳、今則万里一瞬四海比隣窮歐米巡宇内不遑屈指而至功德如古名僧者則無聞、蓋有之我未知之、是豈無故而然哉、夫暹羅雖少世界奮邦而為我与國國王陛下以吾國奉仏教特頒靈骨、盛旨之所在可知矣、今諸

師以各宗簡撰、當靈骨奉迎之事、万里飛航以赴其地、其職也榮其任也重矣。余聞暹羅國上自王室下至衆庶無不帰仏、其僧侶持律嚴、正戒行尤堅其所執雖小乘而比之吾國現狀豈其無恥昵乎哉、是尤所當深慮也。夫世界宗教仏法為大、宗義深奧高妙信徒多殆占宇內人口之四分、而不幸其本國早衰、大乘妙旨專存於我、是世界仏教者所同許也。而察其實則內顧而疚者頗多、其振刷興隆之任果是誰之責那、今釈尊遺蹟顯於印度、暹羅王陛下特貽其靈骨於我國、安知非大聖之露陰騰其拳以然乎哉、實可謂仏法中興機矣。諸師能幹其事以奉迎于此、內之各宗和衷協濟、對靈骨如對聖身、虔誠修勤各務其當務、為其可為、外之大放修教光明布大乘妙理於彼土、以振刷興隆吾宗、使仏日重輝法雨永潤豈非一大美事哉、若夫空失此機無克有為則、豈獨負暹羅王之盛旨哉、辱帝國之体面哉、其奉對大聖靈骨復何顏拈念珠披袈裟以周旋於其間哉、故余以此舉ト我国仏教興廢隆替之運也、嗚呼諸師往矣、勉旃我刮眸以待其還  
繼時明治三十三年五月十八日

釈尊靈骨奉迎事務總理

妙法院門跡大僧正村田寂順

仏骨奉迎の美學

〔明治33年5月29日 第三八七号〕

北 豊 東 陽 円 月 寄

仏骨奉迎の美學、貴社の報知にて委悉に領知する事を得たり。暹羅國王より稻垣公使に約して、我邦仏教徒に分与せらるゝもの、仏教全盛の国とおもはれしが故ならん。二千四百余年の久しきこ

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

となれば、諸宗の中その真偽を疑ふものこれあるも、理なきに非すと雖、求めざるに彼國王、これを分与するを辞すべきの理なきのみならず。高楠博士の説明に依るに、（五月三日報知）誰かその疑を散せざんや。諸宗諸派の中、たとひ止むを得ざる事故ありて奉迎せざるも、これを隨喜賛成すべきことなり。我真宗の如きは、弥陀仏を本尊として釈迦尊を並へて拝せざるも、決してこれを排斥するに非す。況や諸宗の中、釈迦仏を以て本尊と仰くものは、歎迎の同意を表せざるへけんや。これはさておき、仏骨奉迎に就て、諸宗諸派の執綱の諸君に一言を呈せんと欲す。近來社寺局を改めて神社と宗教の二局とし、而も宗教局中に、外國の諸宗教も仏教と同列に皇國の宗教とすることゝなれり。耶蘇諸派の中、偶像を拝することを厳制するの一派あり。彼宗派の教意、全くその理なきに非す。我邦の諸宗派徒らに仏像を拝して、仏の教意を守らざるもの、此般仏骨を奉迎して、只その遺骨を拝するのみにして止むときは、恐くは新宗教の偶像を拝せざるものゝ為に譏笑せられん。露國大王の如きは、「キリスト」の遺品を宝冠に戴き給ふと聞けり。如是の人は仏骨奉迎を宜なりと云へきも、若し眞実心中仏教を奉行するに非ざるとときは彼新教は申すに及ばず、偶像を拝するの諸派に至るまでも亦これと譏笑せん。冀くは雲照律師の北陸東海の二道に巡教して、十善の徳風に靡かすが如き（五月底報）行化をなして、他の笑評を招かざらんことを、敬て諸宗諸派の執綱の諸君へ白す。

**各宗派管長会**〔明治33年6月1日 第三八八号〕

来五日より各宗派管長会議を開く筈にて、一昨日积尊御遺形奉迎事務所總理、村田寂順師より各管長に、左の通牒を発したり。

本年四月二十日、各宗会議の決議に依り、来る六月五日より三

日間、京都花園妙心寺内童泉庵に於て、各宗派管長会議開会致候間、該日午前九時迄に御出席相成度、此段御通牒候也。

追而各宗派より出席委員の数は、明治三十二年六月十二日、各宗派管長会議の決議せし各宗集議所規則第四条に準じ、御出席相成候様致度、為念申添候也。

**仏骨奉迎委員会**〔明治33年6月1日 第三八八号〕

大仏妙法院なる仏骨奉迎事務所にては、此程常任委員会を開き、委員の事務を区分して第一、第二の両部を置き、第一部は奉迎に関する儀式及び諸般の準備、第二部は奉安所塔廟其他の設計に係る事項、及び仮奉安に係る事務を分掌する事とし、委員の分担を下の如く定めたる由。○第一部 河野良心、後藤禪提、名和渕海、青井俊法、小林栄運○第二部 蘭光轍、三原俊栄、土屋觀山、有沢杳庵、田村豊亮、尚ほ奉迎の件に付き、各宗派管長会議に提出すべき議案編製の為め蘭光轍、名和渕海、土屋觀山、後藤禪提の四師を委員に選定せり。

**仏骨伽耶の親告式**〔明治33年6月3日 第三八九号〕

仏骨奉迎使の一行が汽船中に於て協議を開き、曹洞宗よりの提議

に基き、先づ暹羅国王より仏骨を領したる上、更に仏陀伽耶に立寄り、親告式を挙行せんことに決したるを以て、一行は帰路印度に廻航すべきに依り、帰朝は二週間延期するならんと云ふ。

**奉迎経費の増加**〔明治33年6月3日 第三八九号〕

奉迎使の一行は船中会議の結果、暹羅より印度に廻航すること、なりたるを以て従つて、奉迎経費も已定の予算にては到底不足なるを以て、来る五日より開議さるべき管長会議に、常置委員より其增加予算案を提出して、事後承諾も求むる筈なりと。而して一人の旅費八百円程増加せる割合なりと。

**仏骨奉迎使の一行**〔明治33年6月5日 第三九〇号〕

本月二十三日神戸港出帆の博多丸に便乗せし、大谷光演師以下奉迎使の一行は、無事去三十日香港へ寄港せし旨、奉迎事務所へ電報ありたりとなり。

**仏骨奉安準備**〔明治33年6月9日 第三九一号〕

仏骨奉迎準備に付ては、各宗管長会に於て、帝国仏教会々則同細則の確定するを待ち、引続き同会の協賛を求むる筈にて、其原案は凡そ左の数条の如しとなり。

仏骨の長崎に到着するや同地二泊、佐賀、博多、小倉、赤間関各一泊、広島二泊、尾之道、岡山、姫路、神戸各一泊、大阪二泊にして、京都に到着は長崎より十五日目とす。▲仮奉安会

は、京都御到着一週間以後に於て、一週間之を行ふ事。▲拝瞻会は、明治三十四年四月八日より同五月十五日迄施行の事。▲塔廟建設の起工式は、前条四月八日より五月十五日の中間に於て行ふ事。▲上陸会、奉迎会、拝瞻会の三会施行の日に於て、各宗派大小の寺院は梵鐘を鳴し、相當の供養を為す事。

各宗管長會議〔明治33年6月9日 第三九二号〕

各宗管長會議は、再昨日の協議會に於て、帝国仏教会々則案の為め、各宗より委員を選出することゝし、右選舉の結果、曹洞宗より弘津説三、真言宗より小林栄運、臨濟宗より瑞岳惟陶、真宗（本派を除く）各派より有馬憲文、本派より神根善雄、天台宗より中村勝契、日蓮宗より田村豊亮の七師當選したれば、一昨日も本會議を開かず、午後一時より大仏妙法院に於て同委員会を開き、番外蘭光轍、土屋觀山、名和渕海、後藤禪提の四師出席し、大谷派本願寺法主も三時過より臨席して、七時頃散会。

八日の管長会議〔明治33年6月11日 第三九三号〕

参拝の論起りて一決し、既に大谷派新法主及び曹洞宗の日置師の如きは、其本山より参拝を許可し、旅費を電信為替を以て送附し來り居候。生等も或は驥尾に附して、靈区を巡礼することとなるべしと喜居申候。是亦た宿縁深厚の然らしむる所ならんと存候。又別紙諸家の船中に於ける傑作送呈仕候間、貴誌上に於て御紹介被下度候。（別項參着）

本会議を開かず、午後一時より大仏妙法院に於て同委員会を開き、番外菌光轍、土屋觀山、名和済海、後藤禪提の四師出席し、大谷派本願寺法主も三時過より臨席して、七時頃散会。

大菩提会創立式（明治33年6月11日 第三九三号）  
仏骨奉迎に關し、各宗派管長会に於て、日本大菩提会の組織確定  
したるに付、今十一日午後二時より大仏妙法院に於て、提携の各  
宗派管長及重役參集なし、同会の創立式を挙ぐる由。

仏骨奉迎使一行の消息〔明治33年6月11日 第三九三号〕

奉迎使中の一人より、五月三十一日夜認香港に於て、博多丸船中

より吾社に寄せられたる通信に曰く、「拝啓、生等一行十八人、海上無事去、二十九日香港に着し、明一日出帆、新嘉坡に向ふ筈にして、盤谷府へは、来十五六日頃に着する予定に有之候。暹羅国王陛下は、奉迎使歓迎の準備を盛にせられつゝある趣、過日先發したる岩本千綱氏より、各奉迎使へ通信せられたる由に有之

去八日の各宗派管長會議は例に依り、妙心寺龍泉庵内に於て、開  
会出席者は大谷派本願寺法主、天台座主を始め三十六名にて、先  
づ第一号議案、日本大菩提会々則（委員修正案）の議事を開きし  
に、第三条の起業方針に対し、本派本願寺委員は、單に覚王殿建  
築に止め、教育及慈善事業を見合すべしと、発議したるより議論  
沸騰し、纏らざるを以て、交渉の為め休憩數度に涉りて、午後三  
時三十分再び本議を開き、本派委員神根善雄氏は、番外土屋觀  
山、後藤禪提両氏との間に激論あり。本派委員は、徹頭徹尾教育

慈善を大菩提会の事業と為すことに反対せしが、大谷派委員和田円什氏の発議に依り、本案の二読会を開くべきや否やに付き、採決することに決せしかば、本派管長代理近松尊定、木辺派管長代理松原深諦、三元派管長代理星野貫了、本派委員名和済海、同菅田実言、同神根善雄の諸氏は、袂を聯ねて退場せり。夫より議長は本案に付き採決せしに、過半数にて二読会及び三読会を省略し、本案可決確定し、引続き第二号、及三号議案を議したるに、是亦異議なく可決確定し、午後四時五十分散会せり。

### 管長會議の議決（明治33年6月11日 第二九三号）

去八日の会合に於て可決確定したるものは、左の數項とす。

#### ○第一号議案

##### 日本大菩提会々則

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を京都市に置き支部を各地方に設く。

第二条 本会は釈尊の遺形を奉安し其聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養するを目的とす。

第三条 本会の目的を達せんが為め、順次左の事業を起す。  
起業方法は別に之を定む。

第一期 覚王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て左の四種とす。会員待遇方法は別に之を定む。

慈善を大菩提会の事業と為すことに反対せしが、大谷派委員和田円什氏の発議に依り、本案の二読会を開くべきや否やに付き、採決することに決せしかば、本派管長代理近松尊定、木辺派管長代理松原深諦、三元派管長代理星野貫了、本派委員名和済海、同菅田実言、同神根善雄の諸氏は、袂を聯ねて退場せり。夫より議長は本案に付き採決せしに、過半数にて二読会及び三読会を省略し、本案可決確定し、引続き第二号、及三号議案を議したるに、是亦異議なく可決確定し、午後四時五十分散会せり。

一名誉会員（本会職員会の推選による者  
又は金百円以上を喜捨したる者）

一特別会員（本会職員会の推選による者  
又は金十円以上を喜捨したる者）

一正会員 金一円已上を喜捨したる者

一隨喜会員 応分の金品を喜捨したる者

第五条 会員の徽章及證票は、本部より之を交付す。

第六条 本会は、各宗派管長を推戴して名譽会監とす。

第七条 本会は、会務処理の為め左の職員を置く。

職員の服務規則は別に之を定む。

一理事長 一人

理事 十人

第八条 理事は本会々議に於て委員中より之を互選し、理事長は理事の互選を以て之を定む。

第九条 本会に監事三名を置く。其選出方は前条に準ず。

第十条 本会々議は各宗派選出の委員を以て之を組織す。

第十一条 本会に監事三名を置く。其選出方は前条に準ず。  
第十二条 本会は定期臨時の二種に分ち、定期会は毎年一回之を開き、臨時会は緊急必要ある場合に之を開く。

第十三条 現金の出納は、特約銀行をして之を取扱はしむ。

第十四条 支部に関する規則は、別に之を定む。  
定期会に報告す。

#### ○第二号議案

##### 日本大菩提会施行細則

第一条 本会々員募集の為め、勧誘委員若干人を各宗派より選出。其員数は從來の慣例に依る。

第二条 勧誘委員には、本会より嘱托状を交附し、其姓名を各宗派に報告す。

第三条 勧誘委員は、本会本部より一定の方針を示し、派出せしむ。

第四条 各宗派は、勧誘委員に便宜を与ふる為め、門末一般に對し訓示するものとす。

第五条 勧誘委員派出期限は、一方面約一ヶ年とし、一組一人以上を以て各府県を分担せしむ。

第六条 勧誘委員は、其担任地に於て領収したる金員百円に達する毎に、全員の姓名簿及金額を明記し、本会へ郵送すべし。

第七条 本会の發会式は、明治三十四年四月之を行ふ。

#### ○第三号議案

#### 起業順序

#### 第一期事業

#### 覚王殿建築工事

一入会者凡百万人に達するを待ち、覚王殿並に附屬物の建築に着手すること。

二建築物は壮大堅牢にして、永遠に保存し得べき範囲内に於て、之を計画すること。

三該工事の落成期は、凡七ヶ年間とす。

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

#### 第二期事業 教育及慈善

第一期事業結了を告たるときは、更に会員中より喜捨金を募集し、凡そ見込み立たる時を待ち、起業着手するものとす。

#### 奉迎委員会

〔明治33年6月11日 第三九三号〕

仏骨奉迎に関する準備に付、昨十日午前九時より、妙心寺龍泉庵に於て、委員会を開きたる由なり。

#### 送贍岳道兄奉宗主命迎仏骨于暹羅國

〔明治33年6月11日 第三九三号〕

前田九華

拳國皆僧德不頽。暹羅仏教最堪推。大藏曾贈

未翻本。聖體將頒新掘灰。霧瑣深林虎嘯遠。雨連巨沢竜涎堆。為公傷賀宿緣厚。万里奉迎全使回。

松洲曰 氣宇吞海

●又 金尾藍田

一葦茫茫路八千。袈裟何說別愁牽。梵文幸未竜宮隱。仏骨今將日域伝。碧海飄肅飛錫處。紫雲變鬱散華天。此行心復波濤穩。億萬鯢鯨了宿緣。

松洲曰 詩亦切實干護法者

●將迎

仏骨于暹羅國臨發賦此留別諸友

藤島胆岳

夷惠問。万里遠征忻法德。千年遺骨仰恩頌。巨舟日夜向南去。  
贏得二旬公事間。

扶桑天小志難論。万里鵬程氣欲吞。林產黃蛇瘴煙卷。路偏赤道

熱風翻。誰疑真偽仏陀骨。却說興亡日本村。賴有暹羅僧寒在。  
移之併植大乘園。

●其二 此行有仏蹟拜礼  
之議第四段及

同

大乘不汲小乘流。南北相分風馬牛。迷信豈闕迎聖體。宿緣偏喜  
拜靈丘。巨江栖鰐水波濁。喬木懸蛇瘴霧稠。為有親王墳墓在。  
迂回更向老撾不。

松洲曰 老成

同

●從神戸至香港舟中作

眼中不復見青螺。船向澎島外過。誰識風濤雷吼底。有人默坐讀  
維摩。

●又

幸有諸神加護存。怒濤無復雪山翻。孤舟遙在天南外。汽力風帆  
盡仏恩。

●香港次胆岳公詩韻

日置嘿仙

港門無復旧形存。米舶歐船旆翻。自是奮然尋仏蹟。欲酬海岳未

奉迎事務總理村田寂順殿

酬恩。

●舟達香港夜熱不寐

南条碩果

灯火高低知有山。舟中人定夜方間。此生三度到香港。自笑依然  
東海鰥。

●舟中雜詩

同

休笑依然東海鰥。此行尤是適痴頑。清風六月羲皇上。和氣一堂

### 西本願寺の寄附

〔明治33年6月15日 第三九五号〕

西本願寺は、大菩提会の第二期事業として、教育及慈善の起業を  
為すことに反対し、同会組織に同意せざることに決したれども、  
仏骨奉安の為め覚王殿を建設することは勿論賛成なりとて、同殿  
建設費中に、金貳万円を寄附する事に決し、顧問利井明朗、注記  
名和渕海の二師は、此程大仏妙法院に仏骨奉迎事務總理村田寂順  
師を訪ふて、其旨を陳述し左の書面を送りたり。

今般、各宗派管長會議に於て、大菩提会を組織し、会員を募集  
し、枳尊御遺形奉安の殿堂建設等の事業企図、可相成段議決有  
之候処、本派に於ては、殿堂建設の儀は無論賛成に付、右費用  
の内へ、本派より金二万円寄附可致候、乍去、大菩提会組織の  
儀は、断然同意難致候條、此段申進候也。

明治三十三年六月十日 真宗本願寺派管長代理 近松尊定

奉する以上は、靈骨奉迎奉安の如き盛事に際しては、先づ金を他に募ることを為すよりも、己他に先んじ之れを俗人の手に藉らず、僧侶自から其の奉安の殿堂を建設せんことこそ望ましけ。左れば之を俗人より募り、七ヶ年を費して巨大の土木を起すよりは、宜しく七万の僧侶各自金三円を投じ、十四万円位の殿堂を建設し、以て釈尊崇仰遺徳顯揚の実を挙げ、□人の模範たらんことを期すべし。是本派の意見にして、今回殿堂建設費に金貳万円を寄附し、且つ大菩提会の組織に同意せざる所以なりと。事実果して云ふ所の如くなるや。

雜感  
〔明治33年6月15日 第三九五号〕

西本願寺は最初より、御遺形奉迎には決して賛成して居るのでない。夫れは甚だ理由のあることで、我輩等も至極賛成を表する次第ぢや。要は真宗の教旨は二尊一体である。夫れに何でも内容の信仰が日々に減退して居る今日の各宗派が、御遺形のみに重きを置くは誤りであると云ふことありたソウ一な。然るに之れに賛同したは、若し合同せぬ時はワイヽ連が、西本願寺は仏の御遺形を奉迎するに賛成せぬ、以ての外のことぢやなど、例の佛教呼はりをするは定のもの故、万ソウ云ふことになると、門末が動搖するから、信仰衰へて遺形に奔走する様な本末を誤りて居ることでも、決して御遺形其物を迎ふるは、絶対的に悪ひといふのをいから賛成したものだと、或派の委員の一人が云ふて居た。若しも夫れが事実なれば、我輩は西本願寺の為めに惜しむのは、

〔教學報知・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について〕

愚僧共等と共同して、胴骨祭りなどに縦令、仏敵云々のワイヽ連が他日起るとも、最初より加入せずには置かなカツタことである。已後は万事に慎重の態度をとりて貰ひたい。イツデモ最初は加入して、後で文句を附けるでドウモ卑劣で、イカメ慎重の態度とは中途で言ひ出すことない。最初事に當る時のことである。

●村田妙法院門跡が、西本願寺に大菩提会の件で交渉の為めに、例の馬車を駆りて赴いた時に、西本願寺は寄附はするが提携は出来ぬと云ふたと云ふことである。マ一、やる可しくである。ドンヽ不和を生じて喧嘩をするぢや、餓鬼踊りでをもしろい

ワ一。死骸の運動、胴骨祭り、餓鬼踊り。澆末になると面白いは、お祭りに喧嘩は由来ツキものである。お祭りが止んだら、仏法滅亡である、否な各宗派滅亡である。ダカラお祭専一、喧嘩専門でやれ。●大菩提会創立式の當日、禪の委員が大声で西本願寺を罵りて、挙げ句に貳十万円以て來たら、各宗と交際謝絶することを許してやる、と云ふたソーウナ。夫れを聞いたものは、大に驚いて、坊主と云ふものはヒドいことを云ふものぢやと語りたが、禪宗あたりは大分開けて、湯葉や豆腐ばかり喰ふて居るものはない。繩手、先斗町、五番丁あたりで妾宅を構へて居る重役がある位ぢやで、ソノ位のことは随分言ひもするが、若し湯葉位喰てる坊さんがソンなことを云ふたら、ドコからソンナ音が出ると云ふてやりたら面白と、又たの一人が云ふて居た。やる可しく。我国の佛教は信仰で保て居るのでない。宗派感情で保たれて居るのであるから、目下の現状を維持せんとなれば喧嘩にかぎ

る。我輩どもは別段、今日の各宗派に重きを置かんから、亡び様

となくならうと勝手にするがヨイ。喧嘩仏法が亡びたら、眞の仏の光りがみえる様にならう。●坊主は矢鱈に大居士と云ふものを崇めるが、何に故に大居士、即ち陳腐な脳味噌を持てる樂隱居がありがたいかわけがわからぬ。●胴骨祭りには一向小居士の運動がないが、ドウ云ふことであらう、お祭りに居士の出ぬ幕はこれまでない図である。●三浦觀樹大居士、鳥尾得庵大居士、菅葦貫

小居士、岡本柳之助小居士、段證依秀小居士、夫れに中西牛郎小居士などはない様になりたが、随分小居士は多い。これら的小居士が出ずば、仏法の運動は盛かんにならんのである。お気に障りたら御免やすや。●我輩は公認祭りや、胴骨祭りは頗るキラヒである。コンナものに騒ぐ位なら、俄師になる方が余程ヨイ。(市狼)

### 奉迎使の帰朝期

〔明治33年6月17日 第三九六号〕

仏骨奉迎使の一行為、印度の仏蹟を参拝せんとの事は、船中の委員会に於て決議したる所なりしも、同地方は目下極暑の折柄と云ひ、且ペストなどの悪疫盛なるのみならず、印度は近來彼の大飢饉にて、未曾有の大惨状を呈し居る際なれば、彼是同地に立寄る事は見合せとなり、一行は遺骨を受取りたる上は、直に帰途に就く筈にて、多分七月下旬か八月上旬頃帰朝すべしとか。

### 告仏教各宗派諸師

〔明治33年6月19日 第三九七号〕

曩日暹羅国に於て釈尊遺形の発見あるや、本邦仏門諸師の間には、多くの議論あり、多くの研究あり。種々の交渉を経て、終に各宗三十有余派の協議調ひ相聯合して、之を我邦に迎齋するの事となり、選定されたる正副両使節は隨行と、もに、既に去月二十三日、我神戸港を出で、暹羅に向ひたり。此挙たる、實に日暹両国の交情をして、益々親密なるに至らしむべく、殊に宗派頗る多くして、各々相振はざる仏教界にとりては、最も賀すべく、且つ最も喜ぶべきの事たり。而して、又実に将来、仏教の大結同を來すの一大動機たらんばあらざるなり。宜なり、迎齋使を送るの行、甚だ盛且壮なりしこと、余もまた門末僧侶及信徒諸氏と、最も喜ぶべき事たり。而して、又実に将来、仏教の大結同を來すの一大動機たらんばあらざるなり。宜なり、迎齋使を送るの行、甚だ盛且壮なりしこと、余もまた門末僧侶及信徒諸氏と、最も喜ぶべき事たり。而して、又実に将来、仏教の大結同を來すの一大動機たらんばあらざるなり。宜なり、迎齋使を送るの行、甚だ盛且壮なりしこと、余もまた門末僧侶及信徒諸氏と、最も喜ぶべき事たり。

余は此盛儀を觀るのに於て、転た感愴に堪へざるものありき。且つ同日、當港居留外人に対しても、其赧然たりしことありたり。蓋し、独り余のみならざるべし。是れ他なし。僧帽僧服の不規律千万なる、其帽といひ衣といひ、其履物に至るまで千様万式にして、一定せざりしことはれなり。

抑々服装は啻に、衛生上の具たるのみならず。以て人の威厳を保ち、礼義を明かに示すの用具たることは、更に論を俟たざるなり。故に國の文明に進むに隨ひ、衣服の制度慣習、益々細微に涉り之を欠げば、以て人の道を損ふといふに至る。歐米文明の諸國、皆然らざるなし。本邦文明の度、未だ此の如きの域に達せず。故に服装等に就きては、酷しく責むべからざるものあり。然

りといへども、衆庶の模範たるべき、文明の導師たるべき僧侶諸氏にいたりては、必らず進んで是等の制を厳定し、以て其威儀を保ち、其礼義を明かに示さざるべからざるなり。是れ独り各派僧侶のための□□□□□□□□□めのみならず、民間百般の□□密なる常規なき我帝国のために、必ず尽さざるべからざるの務なりとす然るに、彼の歐米諸国民の環視せる神戸埠頭に於て、仏教迎齋の如き復有るべからざるの使節、堂々として國を去るに臨み、殊に仏教各派、共に相列して行を送るなど、本邦再び觀ることを得べからざるの盛挙あるに當り、彼亂雜異様の態容を示す。是れ則ち、仏教徒の無規律、仏教の不一致を表するものにして、彼国民に對して、豈赧然たらざるを得んや。

是に於て私議あり。曰く、遠からず使節の仏骨を奉じて、當港に歸着せるの時に於ては、一宗派毎にとりとも、各々其帽子及僧衣を一定せられんことはれなり。履物の如きは、尚之を後にするも、帽の如きは先づ最も之を嚴定し、必らず之を用ふることに定められんことを、切望して止まざるなり。

惟ふに、今や宗教に對する國家の法制さへ定まらんとするの時に方り、釈尊の遺形を本邦に迎齋し、暫く平安京妙法院に安置し、後改めて其靈場を定めんとす。是よりは、釈尊の精靈愈々光輝を發し、仏徳も亦た益々燦然たるに至るべく、竟に仏教大同團結成立するの時あらんこと予め期すべきなり。加之一たび首を回さば、外教は漸漫瀰漫の遠図を以て、其根柢を固めんとしつゝあるを見るなるべし。然らば則ち、今より以て各派互に内を修め、外

を齊へ、互に其進運を競はざるべからざるなり。各々嚴正なる宗律あるを省みて、其僧衣を一定するが如き良に易々たるのみ。仏骨を我神戸に奉迎するの時を機として、之を実行する、決して難からざるなり。是の時に當り、前の種々異様なる態容を觀し、外人等我仏教徒の着々進歩的一致をなせるを見て、更に愕然胆を冷ますることあらんには、諸師の心、其愉快、果して幾何ぞや。乞ふ、此好機を逸するなからんことを。茲に一私言に述べて各宗諸師に告ぐ、若し容るゝあらば、仏教界の一進歩たらんか。

終に臨み猶、一言の告ぐべきは、僧帽僧衣の様式に至りては、最も其撰定を慎重にし、久しきからずして復た變革するが如きことなからんことを、而して其原料の如きは、必ず内国産のものを用ひ、殊に節儉を示し、徒に奢侈に流れざらんことを。併せて冀望に堪へざるなり。

### 仏骨奉安に就て内貴市長の談

〔明治33年6月23日 第三九九号〕

鳥尾將軍は先日、大菩提会の創立式にて、今度京都に収容すべしとの釈尊の遺形をば東京に移遷すべし、との意見を漏せるが、固は京都の繁榮策上より、中々東京に遣る訳には行かぬ。両本願寺の法会でさへ、今日京都には非常に潤沢を与へつゝありて、申さば京都市に取ては、此上もなき福の神なり。此に釈尊の遺形にても當市に収容さるゝに於ては、又も一の財源を拾ひたりと云ふもの。左れば若、東京にでも移遷すべしとの議論勢力を占むるに至れば、京都市民は全力を尽して争はざるべからず。又仏教徒も遺

形を東京に取らるゝ様な無意地にては、共に俱に語るに足らず。要するに鳥尾將軍の意見は、個人の意見として聽くべきも、京都市の繁榮とは絶対的容るべからざるものなり。

### 東西本願寺「一」〔明治33年6月23日 第三九九号〕

○近來西本願寺の態度と云ふものは、何のことはない、不規律で無方針で實に支離滅裂の有様である。我利私慾の一片に駆られて、毫も公共的の觀念と云ふものはない。自分に都合のよきことであれば、糟理窟を並べて吹聴し、聊かたりとも自家に不利益のことであれば、漫りに反対を叫びて妨害を試み、何事も自分の思ふ通りに得手勝手を振り廻はさんとするの外に、一の能事もないのである。是は群小事を理するの致すところで、常に見下げる結果たるヒガミ根性より起つた結果である。

○彼の大菩提会に就て反対したのも、實に何等理由の存するあつて然るのではない。例に依て例の如く、自己利益と云ふ私心上から割出されたのである。最初帝国仏教会と云ふ名称であつた時に、西本願寺は斯る名称にては、妙に政府に反対する團体にても結ぶかの如くに想はるればとて、大菩提会と改称したのである。而して規則編製の当時には、一宗派を代表したる委員を出して協議に携らしめながら、之が決議と云ふに至つて反対するは、實に自繩自縛の狂態と云はねばならぬ。

○大菩提会と云ふ名にて寄附を募るのも、慈善財團と云ふ名にて寄附を求めるのも、名称こそ異なれ寄附と云ふ点に至つては則ち

同一である。各宗派が合同して慈善事業を擧るに就て寄附を募れば、西本願寺は人から山師であると悪口されるから、と云ふて反対し、彼自身が慈善事業を企つるには、寄附を求むるも平氣である。慈善財團設立条例には、五百万円の資金は寄附行為として、宗派の内外を問はず汎く世の仁人志士に募ると云ふ、の条項がある。何等の顔色あつて、斬る鉄面皮なる勝手なことばかり云はれたものか。各宗派が勧財をすれば、信徒の膏血を絞るのであるが、西本願寺が勧財するのは、善因縁を結ばしむるのであるか。実に没條理の、愚論も亦た甚しきものである。

○斯る首尾不揃の糟理窟を以て、猜疑嫉妬を以て成れる自家のヒガミ根性を掩はんよりは、明かに男らしく、各宗派に於て今更に慈善事業など呼び出されては困る、自派に於て既に此挙があるから、大に差支あれば此處暫時見合せて貰ひたい、と公言する方が余程ミットも善いのである。決断袂を聯ねて退場するなど云へば、サシモ立派なる芸等の如く心得て居るのであるか。丸でワンパク小僧の是も非もなしにダ、をこね廻すのと同様である。

○東本願寺は、各宗派を煽動して西本願寺を孤立しめんとの計画追々其図に当り来りつつあり、と云ふものがあるが、大体各宗派など云ふものは、実は附いて居つても、離れて居つても左までが東本願寺に附て居るから、一面東本願寺の弱勢を示して居るのである。無くて損なく、有つて却て邪魔になるが如き各宗派を味方に附けて、何の必要があつて西本願寺を孤立せしめんと謀るの

であるか、信徒を怒らせて金を集めると云ふものあるも、タトヒ名称だけでも各宗派合同と云へば勢力あるが如く見ゆる。而て実は何の利益もない。何の利益もなくして勢力あるが如き芸を演じて、ナンデ金が集り得るものか。若し東本願寺にして、真に信徒の金を吸集せんとする考ならば、寧ろ各宗派をして西本願寺に附隨せしめ、自分は孤立の地に立つて、今の西本願寺の態度を学ぶを以て得策とするのである。反動勢と云ふものは、必らず自分が先づ弱味に立たざれば、利用し得られるものではない。是等は東本願寺を悪口せんとして、却て東本願寺を称賛したるのである。「木堂」

#### 仏骨奉迎使の帰朝〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕

同一行は、遅くも来月十二日までに長崎に着する由にて、同地着の上は、多分曹洞宗晤台寺に安置して、三日間大法要を修し、夫より海路直ちに大阪に着し、天王寺に奉安して、こゝにても大法要を修し、夫より汽車にて京都に着し、東本願寺にて一先づ休憩の上、行列を整へ妙法院の宸殿に練こむ由なり。

#### 着後の仏骨〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕

仏骨の妙法院の宸殿に奉安せし後は、三日間、各宗代るべく大法要を執行し、其後は各宗一ヶ月交代にて、妙法院に常駐。奉仕を詰置き、来年四月八日、釈尊降誕会の大法要を修すると同時に、覚王殿の起工式を挙行する由。

**奉迎事務所委員**〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕  
御遺形奉迎事務所委員有馬憲文、小林栄運、名和潤海、三原俊栄の四氏は、明日頃當地出発。仏骨奉迎の為め長崎に出発する由にて、夫れより四氏は九州地方に於て、大菩提会の勧財募金を為す筈なりと云ふ。

#### 日本大菩提会趣意書〔明治33年6月29日 第四〇二号〕

恭しく惟るに、大恩教主、釈迦牟尼世尊八相成道の化儀は微妙不可思議にして、法身の理体には隠現なしといへとも、大慈大悲の應用には、仮に生滅を示し給へり。故に生を、中天竺摩訶陀國、淨飯王の妃、摩耶夫人の胎に托し、四月八日無憂樹下に降誕し、身には三十二相八十種好を具足し給ふと雖も、凡夫に似同して嬰児行を示し、四門に遊艱して生老病死を厭ひ、夜半に王城を蹤え、衰童の衣を脱ぎて袈裟を着し、菩提樹下に正覺を成し給ふ。是則十九出家三十成道と称ふ。爾來、華嚴、阿彌陀等、般若の四時を経て、如來出世の本懷たる妙法蓮華經、一切衆生成仏道の旨を説き玉ふ。是を秋收冬藏更無所作と名く。化縁既に終り、俗に從ひ光を韜み、沙羅双樹の間に、一切衆生悉有仏性、如來常住無有変易と称へて、大般涅槃に入給ふ。嗚呼哀哉我等衆生、宿福薄劣にして在世の利益に洩れ、金鎔木彫の仏像等、住持の三宝を帰憑とし、青蓮満月の妙相を、竟に瞻奉すること能はざるは、常に悲歎に堪ざる所なり。今や天運循環して、此明治の聖代に会ひ、世尊の遺形を聖地より奉迎し、親しく瞻仰し奉ることを得るは、優

曇の萼、浮木の龜も啻ならず。誠に空前の盛事にして、仏法興隆の吉兆と、何の歓喜か之に若んや。抑も世尊は其在世の化導を以て自ら足れりとせず、其滅後に於ても骨身舍利を以て、福を人天に被らしめんと誓ひ給へり。即ち円寂荼毘の後ち、靈應窮りなく、祥瑞孕りに臻れり。是於て八国の王、及諸天童王、骨身舍利を分ちて各宝塔を建て、闍維所亦高顯を築き、尊重恭敬して、応驗最も著しかりき。今回暹王の分たれし金軀の遺形は、闍維宝塔の遺物なりと、仏教博士保氏の考證せしは、斯道名家の證するところにして、益々信念を堅くせり。夫れ世尊の遺形は即ち大日弥陀三身一法界塔婆なれば、一瞻一礼するものは、惑業水の如く消え、福智雲の如く、速生極樂即身成仏の功德を具し給ふこと、言の尽すべきにあらざるなり。依之各宗協同して、爰に日本大菩提会を設置し、協同贊襄の力に頼りて、輪奐たる大覺王殿を建立し、以て遺形を奉安し、且つ益々仏法を闡明し、慧日を發揮し、以て公衆の信念を鞏結し、道徳を培養せんことを企てたり。夫れ菩提は性の真理解脱の大本にして仏道の極致なれば、之を以て本会の名とし、之を内にしては、各宗協同一致して本会を隆盛にし、之を外にしては、世界仏教者を合同融和して、相共に大乗の法雨に潤ひ、醍醐の真味に飽かしめんと欲するなり。夫れ我国仏教は、各宗派に分れ、其所依を殊にするも、其源を窮るときは仏意に原かざるはなし。猶百川流を分つも同じく海に朝宗し、子孫家を異にするも俱に一祖に帰するが如し。苟も教祖の宗旨に歸し、仏法の余流を汲むもの、豈協同一致して罔極の慈恩に酬はざ

るべけんや。仰き願くは、帰依仏教の徒は縉素に論なく、十方の善男善女、皆此趣旨を賛成し続々同盟加入し、相俱に心を協ひ力を戮せ、以て本会の事業を完成ならしめられんことを。

#### 大菩提会支部設置〔明治33年6月29日 第四〇二号〕

大菩提会に於ては、東京に支部を設置する為め、東上委員理事有沢香庵（曹洞宗）師は、此程東上したれば、昨今日中、芝区烏森各宗派集会所に於て、仏骨奉迎に関する件、及大菩提会東京支部設置の協議を為すよし。

#### 仏舎利奉迎彙聞〔明治33年6月29日 第四〇二号〕

仏舎利は来月十日頃長崎へ着。同所より直ちに大阪に着。四天王寺に二泊の上、京都に着の事となりたり。▲京都へ着の節は、大谷派本願寺阿弥陀堂に休憩す。▲夫よりの道路筋は、烏丸通を北へ、五条を東へ、伏見街道を南へ、七条を東へ、妙法院勅使門より宸殿に入る。▲宸殿前へ東西六間、南北五間、皮檜葺の拝殿を新築することとなりたり。▲廟務所は、勅使門内の北へ建築すること、茶所は南穴門内の東に建つこと、何れも来月十五日に成功の由。▲仮奉安に際し執行する法要は、余程厳重なるよしにて、古來の法式は、目下取調中なり。▲仏舎利奉安中は、妙法院勅使門内左右に、高サ十二間の六金色仏旗を建つるよし。▲長崎迄奉迎すべき委員、有馬憲文、三原俊栄二師は、一昨日午後二時三十分、京都駅発列車にて出発し、蘭光轍、名和渕海二師は、

昨二十八日午後出発すべしと。

### 大菩提会東部事務所

〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

大菩提会東部事務所は、多分東京愛宕下青松寺中に設立せらるべき、又両三日中に各宗派に於て、取締組長等を其の本山、若くは事務出張所に招集し、理事田村豊亮、有沢香庵二師より、大菩提会創立の旨趣を演説せられ、各宗派より創立委員を互選し、明四日創立委員の大会を開き、同市内の会員募集、並に東部事務所の開場式等の順序を議せらるべしと。

### 仏骨紛々

〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

仏骨奉迎の委員共は、内貴市長を招きて、何卒万事尽力を頼むと嘆願したさうだ。すると内貴の言として奉安地を東京にするならば、断じて世話を出来ぬと云ふたさうだ。すると委員共は、決て東京に移さぬからと云ふ条件を附けて、ヤツト市長尽力の承諾を得たさうだ。仏教界の仕事は、ナンデ此様にお目出度過ぎるのである。区々京都の小さい眼孔を以ては、東京を外国の如く思ふて居るでかなあらう。コンナ問題を判定するのに、地方的根性を以てするは大間違の極だ。少しばかりの眼の見える者は、誰でも東京説に賛成する筈である。○詰り仏骨を態々遠洋万里の外から持つて来て、多分な入費や時間や労働を投じて、日本の一一小都に過ぎない京都の田舎的繁栄を助けるために、各宗派總掛りで大騒ぎをして居るのである。實に馬鹿の骨頂が知れない。京都の繁栄策と

云ふ題目の下には、各宗派は犠牲に供せられても怨なしと云ふのであるか。各宗派の犠牲ぐらゐは頓着せぬが、多少是が仏教の向

後の消長に關するものがあるから、飽まで國家的觀念の上から打算して欲しい。○往年の事であつた、本願寺の或一部の策士と云ふものが、真影を東京に移すと云ふて六条界隈を騒がせた事がある。スルト案外にも熱度が高くなつて来て、終には一種の平民大學勢揃へと云ふので、本山に詰掛けイヤな風評さへ伝へられた。此頃或一種の仏骨京都論者は、東京説を挫くの方便とでも思ふてか、又今度もアンナ騒ぎが起つては大変であると云ふて居るさうだ。ソンナ事があれば畏い事であるが、議論は決て畏力の下には屈伏することが出来ない。○仏骨奉迎に就て、最も旗色の分らぬ大体理の分らぬ宗派が一二あるさうだ。或宗は仏骨奉迎には極力反対すると力味居りながら、愈々仏骨が来ると云ふに切迫すれば、忽ち覚王殿は東京にせねばならぬと大騒ぎをして居さうだ。

又或派は仏骨奉迎には反対であるが、暹羅國王の厚意は嬉しいから、之を謝るために特に使節を派遣すると云ふことである。又或派は仏骨に関する勧財的運動はイヤだと云ひて提携を絶ちながら、ヤハリ委員を出して他宗派と共に勧財させて居るさうだ。全體ドコからドコまでが正氣で、ドコからドコまでが狂氣やら、サツパリ坊主共のする事は分らない。(東大部内一尊者)

### 大谷派の諭達

〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

東本願寺に於ては、日本大菩提会々則に基き、同派内僧俗一般へ

対し、左の如き諭達を発したり。

明治三十三年六月八日、各宗派管長聯合大会に於て、釈尊御遺形奉迎の紀念として日本大菩提会を創立し、今般同会本部より、会則第三条及施行細則第三条に依り、奉迎事務總理兼日本大菩提会理事長の嘱託状を携帶せし勧誘員を全国各地へ派遣せられ候条、派内僧俗一般、此際護国扶宗の赤誠を以て同会設立の趣旨を翼賛し、仏徒たるの本分を尽すべし。

### 釈尊遺形入殿行列〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

明三十三年六月二十二日 総務 大谷 勝 縁

釈尊御遺形奉迎事務所に於ては、奉迎使一行七条停車場へ帰着し、同所より大仏妙法院宸殿へ仮安置を為す道筋の行列順を、委員会の議を経て決定したるが、通路は烏丸通を北へ、西条通を東へ、寺町通を南へ、五条通を東へ、伏見街道を南へ、七条通を東へ、妙法院へ着ることに改め、行列は左の如し

#### 行列順序

前駆二行 仏旗二旒 奉迎委員（人力車） 諸講中（參謀旗を立） 各宗派僧侶 稚児數十名（天冠白狩衣紫被） 各名譽職員 各宗管長（馬車） 各宗門跡（馬車仏旗二旒 楽人二列 総理（馬車） 仏旗二旒 錦旗二旒 凤輦 錦旗二旒 奉迎使旗（紫） 正使（馬車） 副使（馬車） 奉迎使旗（紫） 二旒 奉迎使（馬車） 随行員（人力車） 各宗僧侶 諸講中 各宗学校職員生徒（兵庫） 列外一般信者

### 駐劄暹羅公使の出迎〔明治33年7月5日 第四〇五号〕

釈尊遺形を齋らしたる一行、長崎に着する暁には、本邦駐劄暹羅公使は先發して神戸に赴き、此處にて一行を出迎ふ由。而して、八宗三十三派參集順次大法要を挙行せらるゝ筈。

### 釈尊遺骨と各宗法要〔明治33年7月5日 第四〇五号〕

釈尊御遺骨當地に到着の翌日より向ふ三日間、妙法院大宸殿に於妙法院まで送らんと、菩提会事務所に申込み来れりと。

### 明暗教会の出迎〔明治33年7月5日 第四〇五号〕

#### 仏骨迎齋使の一行〔明治33年7月7日 第四〇六号〕

夫の仏骨迎齋使の一行は、来る十一日頃長崎着の予定に付き、準備委員として各宗より其代表は、真宗興正派にては三原俊栄、同仏光寺派は有馬憲文、同西派は名和渕海、真言宗は小林栄運、天台宗は蘭光轍の諸師を派遣し、既に長崎に着し居れり。同地にては二日間盛大なる上陸式を挙行する筈にて、九州各地より來集する僧俗非常に多かるべく、随ふて現在の宿屋にては収容し切れざるべき見込なりと云ふ。

●鳥尾子、西本願寺に注告す。 西本願寺は仏舍利奉迎に關しては同意なれども、大菩提会組織に同意を表することを得ざるより各宗派と分離せしより、同じく流れを釈門に汲むものとして感

賞すべきにあらず。何とかして和衷協同ありたしと、奉迎事務總理村田寂順師は交渉を試み、本派にては顧問利井明朗師応接に當りつゝあるよしなが、此程來滯京中の鳥尾子爵は本派本山に到り、紫明の間に於て利井顧問と密談し、仲裁的勧告を為したるに、利井師は自分一己にては何とも返答し難し、顧問会を開きて其の意見を一致したる上、法主に告げ、其裁可を経て確答すべしとの事にて立別れたるよし。

#### 大谷派の奉迎事務所

〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

東本願寺に於ては、所内に釈尊遺形奉迎事務所を新設し、松岡秀雄、児門賢象、鈴木信雄、福原意聰、田中開導、名倉和嘉、久米天海、渡辺鈴三郎等の八名を以て、之が掛員に任命したる由なり。

#### 仏教徒加賀国同盟会

〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

仏教徒加賀国同盟会にては、明十日頃臨時総会を開き、仏骨奉迎委員選定の件、並に門徒会議開設要求の件に就き協議すべしと云ふ。

#### 大菩提会東部創立會議

〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

同会は、規則第六条に理事一人あるは、本部より派遣して事務長の任を帶ぶる者なるが、當日出席の各委員は之に満足せず、更に東京府下に於て七名の理事を選挙し、本部派遣の理事と俱に会

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

#### 仏骨奉迎に關する種々

〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

長崎着の上は、同地皓台寺に於て三日間、上陸大法会を行ひ、九

務を整理せしめんとの意見なりしも、斯くては本部の規則並に支部規則に衝突する所あるを以て、田村、有沢の両理事に嘱して、東部限りの理事七名を置く事を、本部へ交渉する事となり、又御遺形奉安所に就ても、是非輦轂の下たる東京に奉安せんとの意見なりしも、是は未定の問題にて、唯今とても京都に決定したる次第にもあらねば、此の事は他日本部に稟議するを穩當なりとし、次に奉迎使長崎着港の際、東部より總代二名以上を選び、奉迎せしむる事は之を大阪迄とし、東部に御遺形奉迎の件は、七八九の三ヶ月は炎暑中なれば、涼風のたちたる後にせんとし、発会式期日及び準備の件は、東部職員選定の上に決する事としたり。

#### 仏骨奉迎雜事

〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

妙法院内に仮安置会を設けて法要を執行すべき付き、拝所、茶所、御供所等を新築する筈なり。○菩提会は三蓮華形を以て定紋と定めたり。○當日は在京各高等官府、市名譽職、諸会社銀行員等へも案内状を發して参拝せしむる筈。○大谷光榮法王は、此の際可及的厳肅に、且鄭重に奉迎せざる可らず、當日は何れも徒步にて行列せん、との意見なりし由なりしが、理事長たる村田寂順僧正が、病中の事ゆゑ不都合なればとて、遂に馬車若しくは人力車にて奉迎する事になりし。

州各地各宗僧侶参列すべしと。○奉迎会は大阪天王寺に於て執行するに付、打合の為め、委員土屋觀山、後藤禪提、河野良心の三師は、今八日同地に出張すと。○又淨土宗（西山派を除く）が奉迎会に加はらざるは、同宗僧侶概祖乘師が去廿八年來暹羅に留学し、同地に於て奉迎に就て尽力せしに依ると。○又長崎より京都に到る沿道の汽車汽船は、奉迎者の便利を図り、臨時賃金の割引を為すよし。○又此程、委員土屋觀山、後藤禪提、河野良心の三

師、内貴市長、増田上京区長、片山下京区長等、木屋町吉富楼に

会し、奉迎使帰着の際に於ける諸般の設備に就て協議したり。○又其京都着の際には、七条停車場より仮安置所なる妙法院までの

沿道に、凡そ三間を隔つる毎に六金色の仏旗を掲げん筈にて、其旗は目下調製中なりと。○真宗信者の団体なる保信会にては、着

京當日、七条停車場を初め、東本願寺最寄敷箇所、十八畳敷大の大旗を樹て、之を中心數百の球灯小旗を吊し、尚停車場より同寺前まで、両側に数千の紅灯を吊し、近傍各町は毎戸仏旗と提灯を出さんことゝせり。○又仏骨は之を東京に安置せんとの説あるより、右の保信会は他の仏教各団体に交渉し、是非とも之を京都に置かんことの運動を為さん覺悟にて、近日中各団体の協議会を催さん筈なりと云ふ。

### 仏骨の奉迎

〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

○仏骨の奉迎も余りイカメンキ奉迎使の多いので、何だか屋根がら毫光がさす様である。今度日本へ到着の時も考へものだ。物に

過不及と云ふ事があるから。○想へば十三宗三十九派七万の寺院、十万の僧侶、稻麻竹葦の如き御盛んだか、実考すると自然淘汰が手緩くて、人為淘汰が遣りたくなる。矢ツ張過不及屋の代物たり。○兼好法師が、硯箱に筆の多いのと仏壇に仏像の多いのは、感心せぬものなりと云ふたが、稽へてみるとまだ／＼あら。

（過不及生）

### 奉迎と三河信徒

〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

三河に於ける信徒は、大に釈尊遺形の奉迎を喜び、着京當日は、凡三千人勢揃ひして来京すべしと云ふものあり。

### 釈尊遺形の奉迎に就て

〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

式列に加はらんと欲するものは、金一円以上を寄附すれば之を許され、且つ法会の節は、特に定めたる場所に入て参拝することを得べく。○僧侶は所属宗派の制度に従ひたる正服、俗士はフロッタコート又羽織袴、婦人は白襟紋付着用の事。○奉迎参列を欲するものは、十三日までに最寄の寺院へ姓名申込書を送るべき事。○金品の寄送は、寺院又は事務所へとの事。

### 白縮緬の仏旗

〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

仏骨風葦の正面に掲ぐ可き仏旗は、浜縮緬に仏の一字を金糸にて刺繡し、其意匠は池田清助氏引受け、其下書は最も美事ならざればならずとて、建仁寺管長武田默雷師に依託し置きしに、隸書風

にて去る三日揮毫済となり、目下刺繡中なるが、是非長崎到着の間に合はす都合なりと。

### 大阪の奉迎と法要〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

大阪に於ては、釈尊遺形奉迎に關し、京都より土屋、園、後藤等の諸氏出張準備中にて、到着点を梅田停車場と一定し、同所より遺形を天王寺へ奉迎し、同寺に一泊、翌日大法要を営み、翌朝直ちに京都へ出発する筈。

### 歓迎の煙花〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

釈尊遺形の七条に着する當日は、停車場附近に於て百八発と。及び、當夜日吉山上に於て、同じく百八発の煙花を打上げる筈なり。又三河なる大谷派信徒よりは、奉迎使一行の帰朝を祝するため、特に二百発の煙花を獻すべしとなり。

### 長崎に於ける奉迎〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

長崎市に於る釈尊遺形奉迎準備に就ては、京都本部より各宗派聯合奉迎委員總代として、有馬憲文、名和潤海、三原俊栄、小林栄運の四師、去月廿九日より長崎市に出張し、油屋町宝屋方に事務所を開始し、諸般の設備已に成りて、三原俊栄師は去る五日より鹿児島方面へ、名和潤海師は翌六日より武雄、佐賀、博多、久留米、熊本の各地へ、小林栄運師は小倉、四日市、大分の地方へ何れも出張し、到る處各宗派寺院教務所管事、又は取締等を会し、

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

九州全道の各宗派寺院共同し、大法会を長崎市皓台寺に於て執行する筈なり。

### 仏骨奉迎に就て一議〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

大仏の鐘に和して、府下各寺院の梵鐘を撞くも好し。七条停車場より妙法院まで、三間毎に六金色の仏旗を掲ぐるも好し。東本の前数箇所に十八畳大的巨旗を翻へすも妙なり。相成るならば、當日は噴水を恒星天まで懸吐せしめて、千万仏徒の塵頭に真ツ懸るも頗る妙ならむ。

されど余輩は、此の間に處して、頓狂なる淨侶諸氏が茶番的の振舞を演じて、得々乎たるを欣ぶものに非ず。一点何か威容肅々たる儀表を呈して、四方環視の信念を喚起せむことを望まずんばあらず。已む無くんば、各宗僧侶が當日着用の法衣を種別するに在り。須臾余輩が臆断に依らば、

天台（紫色）真言（木欄所謂ニブイロ）、淨土及真宗（黒色）、  
禪三派（緋）、日蓮（白色）

此の如くにして隊を分ち、群を殊にして、靈骨の前後を護衛せば、啻に秩序其宜しきを得るのみに非ず。又沿道の衆庶をして、肅然として樂見せしむるに足らん。當路の識者、幸に之を択べ。（天眼子寄）

### 仏骨奉迎に付苦言〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

何事にても時機相應々々と云ふ癖に、今度仏骨奉迎と云ふ時機は

如何なる時機であるか、脳漿を冷して少しく考へても視よ。清国の変乱は日一日重態に趣き、北京にあるわが公使、及び居留民の安否さへも分明ならぬばかりでなく、服部中佐の戦死を始め、続々兵士の死傷を報道し來り、畏くも上 陛下に在らせられては、夙夜に軫念を痛ませられ、文武の諸官何れも謀議に刻苦しつゝある折柄ならずや。奉迎も去ることながら、今度はたゞ整肅に之を迎ゆるだけに止めおき、追て巍々堂々の式を挙行して欲しい如何。（痛憤生）

#### 暹羅に於ける奉迎使

〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

一行の暹羅国に着するや、宮内省より直ちに小蒸氣船を以て迎へられ、總て國賓の待遇をなし頗る、鄭重嚴肅を極めたり。而て正使大谷光演師は、特に公使館内に宿泊せられ、其拌謁を許されたる時の如きは、差廻しの馬車にて宮内省中門まで便乗し、『各国公使の礼』宮内、文部等の各次官以下は中門まで出迎ひ、玄関には各皇族大臣挙げて出迎はれたり。斯くて国王陛下に拌謁するや、最も優渥なる詔勅を下し給ひ、特に各宗派へ對し仏像一体と別に、大谷派に対し改めて仏像一体を下し給ひ、右は數百年来王室に守護せる靈仏なるを以て、紀念として永久釈尊遺形と共に安置さるべき旨、最も有難き恩召にてありきとぞ。

#### 遺形奉安の地は東京

〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

宗派と多少相容れられざるが如きものありて、彼の長崎に於ける上陸法要を以て奉迎の順序を誤るものとして、終に上京の時日を繰上げしめたるが、着京の節に於ても、各宗管長が馬車又は腕車に乗るは、大恩教主に対する末弟の礼にあらずとして、徒步説を主張せられ、又は彼の行列中に於て、天童児を加へ芝居めきたる乱雜を演ずるは、遺形を迎ふるの道にあらず。儀式は宜しく嚴肅に行はざるべからずとて、痛く注意を加へられたる由。種々の事情ありて法主の説は行はれざりしも、兎に角に釈尊遺形の奉迎に就て、大谷法主の最も誠実熱心なる一斑を見るに足るべし。

**本山の回答、有志の失敗**

〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

釈尊遺形の奉安に就て、京都の繁榮と云ふ点より、専ら歓迎に力を尽せりと云ふ。内貴氏外有志と称する二三氏より、此程土屋觀

山氏を介し、東本願寺に向ひ、遺形の奉迎は成るべく之を盛大にせんとの考にて、沿道市民に対しても仏旗又は提灯等を吊し、歓迎の祝意を表せしめんと欲するも、吾等单一のみの運動にては十分行届かざるを以て、此際本山は、特に重立ちたる市民を枳殻邸になりと招き、酒飯なりと饗して、懇切に依頼する所ありたしと申込たるに、本山にては、京都市民が数百年來殆んど仏教のために生きつゝありながら、大恩教主の遺形が来着あると云ふに、求めて請はざれば歓迎すること能はずと云ふが如き、冷淡無情極る賤劣の人に対しては、敢て何事をも云ふべき要なし。何ぞ故らに彼等を招きて饗應をなすの徒労を学ばんや。歓迎するもせざるも、各自の任意自在勝手にするが可なりとの意味にて、凜乎たる回答に及びたれば、有志の面々も大に慚色を含み、爾來幾分か真面目で献金するに如かずとて、債券と共に本山に返上するものも往々之ある由。

### 奉迎使一行の帰着〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

同一行は昨十二日午前、長崎港へ無事帰着したる旨電報ありたり。

### 玉輦の調製〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

駕尊遺形を奉迎すべき玉輦は、八角形にして蓮形の瑠璃を附け、全体を黒塗とし高欄には朱塗にて、正面扉の両方は唐艸の彫刻を為し、金鍍金の金具を打ち、頂上の擬宝珠は、金塗にて頗る美麗

の者なるが、右は各宗本山の仏具用達なる下京区七条通り新町西入、竹内商店に於て目下製造中なりと云へるが、同商店にては該用達を命ぜられしを名譽とし、総て実費にて調達する筈にて、来る十五日頃に落成する由。

### 仏舎利奉迎の時日定る〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

仏舎利は愈昨十二日長崎港着船の筈にして、其入京に至る迄の日割は、左の如く確定したり。

七月十二日 長崎港着船。

同 十三日、十四日、長崎に於て上陸会。

同 十五日 馬関一泊 但午前長崎発車午後三時二十三分門司着車門司より小蒸汽船にて馬関へ着。

同 十六日 馬関出發 但馬関より徳山まで汽船、徳山午後七時五分発列車にて出發。

同 十七日 午後零時三十分大阪市梅田停車場着直に天王寺に入る。

同 十八日 天王寺に於て拝迎会。

同 十九日 京都着。但し午前六時三十分天王寺停車場より乗

込同七時四分梅田停車場へ着。同七時三十一分官線へ乗換、

同午前八時五十分京都七条停車場着。直に大谷派本願寺へ入輿すべき事。

同日 午後大谷派本願寺より大仏妙法院へ仮奉安の事。

## 樂僧五十名

〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

御遺形着京當日は、東本願寺より樂僧五十名を出して、行列音楽に供する由。

## 生徒の奉迎

〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

真宗大学、真宗中学其他各学校生徒は、何れも正装にて供奉の列に加はる筈なり。

## 仏骨奉安道筋の変更

〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

来る十九日當地へ到着すべき仏骨奉安の道筋は、大谷派本願寺の要求により、烏丸通りを五条へ、五条通を伏見街道へ、伏見街道を七条へ、七条通を妙法院へ入り、同院宸殿へ奉安する事に変更したる由。

## 金沢別院世話方の大集会

〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

大谷派金沢別院の一市二郡に於ける世話方は、仏骨奉迎等の件につき去十二日午前十時より、同別院大広間に於て大集合を催せり。会するもの僧侶共五百有余名にて、先づ林与右衛門、梅原讓、上島政次郎、藤田祐城等の諸氏は種々談ずる所あり。何れの件も決議して午後四時散会せり。因に云ふ仏骨奉迎の為め上京する者は、中々多人数の由なり。

### (釈尊遺形の奉安地に就て)

## 東京奉安論(上)

〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

秋水寄

釈尊遺形奉安の地は文化の中核、進歩の先導たる東京に定めざるべからざるは、苟も大局に眼を注げるもの、直ちに承認する所である。而て稀には妄庸凡俗の徒ありて、彼の京都一流の有志連が叫ぶところに和して、覚王殿も京都に建つべし、教育慈善も京都に於て起すべし。遺形若し京都を去らば、東山鴨水の前途を奈何など下らぬ誤託を云ふものがある。元來泉水に住む金魚は大海の激浪怒濤を知らず。区々たる京都の一隅に限られて、一小都の繁栄を助くるために、大恩教主の遺徳を利用せんとするは、憐むべくも亦た不都合千万なる考である。吾等は釈尊の遺形どころにらず、実は両本願寺の真影も東京に移し、東京を以て伝道布教の根拠地としたい希望である。吾等の眼中には独り仏教の興亡あるのみにして、京都の盛衰などは夢にも思はない。一小都の情実に纏はれて仏教の大計を葬るまでには、未だ耄碌しないのである。京都論者も余りに得手勝手が強いではないか。夫程までに仏教に祖前累代の恩恵あることを知れるならば、從来仏教に対する態度が今少しく格別でなけねばならぬのである。本願寺の如きは、京都市民のために、寧ろ罵詈嘲弄の侮辱を受け、有らん限りに威厳を傷けられたのである。而て釈尊遺形の來着に際して彼等は何と云つたか。沿道市民に歓迎の意を表せしむるため、責て軒頭仏旗を掲げ、屋端提灯を吊すぐらるを励行せしめんと欲すれば、酒で

も一杯ふれまつて、本願寺から依頼をして呉れと云つたではないか。何たる無礼亡状の甚しき申分であるか。仏教の恩澤に育てられたるものか、釈迦文仏の遺形を他人から強て頬まねば歓迎がされないとは、實に没分曉の底が知れない。奉迎が出来ないならば、勝手次第にするが可なり。斯る冷懐淡情の人類に向つて、何ぞ依頼してまで沿道の光景を添ゆるの必要あらんや。思はざるもの亦た甚きものである。

京都論者の云ふところは、ザツトこんな調子であるから、元より論にも話にもならない。何んしろ、唯一の京都繁榮策てふ利慾的野心から割出された筆法であるから、京都を離れては天下に通用しないのは當然である。斯る愚昧の徒に長く相手になつては、自分も終には馬鹿にされて来る。  
儲て釈尊遺形の奉安地を東京とせざるべからざるに就て、一二の理由を云はんか、先づ各宗派合同の好機会を造るものである。総ての事物は、合するは成るの始にして、離れるは滅するの終たることは、学問上の原則である。宗教亦た独り此原則に漏るゝことは出来ない。今日の如き有様にて、各宗派と云ふものが、個々別々に孤立して居つて、果して何時仏教興隆と云ふ時機が造られるものであるか、試みに教育と云ふ点より觀るも、東西本願寺に於ては稍や学校類似のものもあれば、聊か教師に似たるものも出来るかも知れないが、夫も世間の進歩に比して、未だ俄かに遜色なきまでには至らないのみならず、思想學識の点に於て常に程度の卑きことは明かるなる事実である。本願寺に次では真言、天

台、曹洞、臨濟等であるが、是等の宗派中に果して何程の学校制度が行はれつゝあるか、甚だ不完全極るお恥かしきものではないか。不完全ながらも、学校制の設けられてあるはマダ最上等の分で、一の学校も塾舎もない宗派もあるではないか。布教上第一の要素たるべき僧侶教師を養成せずして、法教を盛んならしめんとするは、恰も兵を養はずして戦争を開かんとするに均しく、決して完美なる効果を見られ得るものではない。

又た社会事業に就て云ふも同様である。僅か千か二千足らず、甚しきは三百や五百の末寺を以て一宗派を形造つて居るものが、果して何等の事業か成し得らるべきや。一本山の維持、殿堂の修覆すら出来ない見苦しき有様ではないか。自ら孤立して將た何の余力ありてか慈善事業などを企図することを得んや。苟も宗教にして社会に対する事業が出来ないならば、社会外のものである。恰も支那や朝鮮に於ける仏教と何にも撰ぶところがない。自ら社会外に逸出して、能く社会の指導者となり、先覺者となり、誘掖者となり、感化者となることが出来得べきや。由來仏教は常に消極的方面にのみ、社会は最も積極的方面に進みて居る。故に一日を経れば、則ち一日の懸隔を生じ、一年を経れば、則ち一年の懸隔を来すのである。而て十年、二十年、五十年と過ぎ去るに於ては、仏教と社会との距離は全く別世界の奇觀を呈し、雪と墨との遠隔を見るに至るは必然の勢である。夫が何故であるかと云へば、全く各宗派間に於て封建的の旧習未だ醒めず、個々別立して大合同と云へる必要を忘れたからである。思想の流通も、智識の

交換も、進歩の競争も、曾て之を知らず。何を以てか布教伝道の振興を望まんや。唯だ齧齧区々として情実壁中に起臥し、一小局面の裝飾に當々たるばかりである。(未完)

### 法要施行の順序

(明治33年7月15日 第四一〇号)

法要施行の種類を分て左の五種とす。○上陸会は明治三十三年七月長崎着港の翌日より二日間、同市に於て之を行ひ、十五日長崎御乗船、十六日航海中、十七日神戸御上陸。○同十七日午後零時三十分、大阪梅田停車場御着、直に天王寺に御入。○拝迎会は、明治三十三年七月十八日、大阪天王寺に於て一日間之を行ふ。○奉迎は明治三十三年七月十九日、京都大谷派本願寺に於て之を行ふ。○仮奉安会は明治三十三年七月二十日より三日間、京都大仏妙法院に於て之を行ふ。○拝瞻会は明治三十四年四月八日より同五月十五日まで、大仏妙法院に於て之を行ふ。○上陸会及拝迎会執行の際、地方附近の各宗派僧侶は總て出勤するものとす。○仮奉安会法要執行の順序は左の如し。▲第一日 天台宗各派、臨濟宗各派、黄檗宗、曹洞宗▲第二日 真言宗、日蓮宗、時宗、華嚴宗、真言律宗法相宗▲第三日 净土宗西山派、真宗各派、融通念佛宗。○拝瞻会法要の執行は毎日一座とし、各宗派輪次之を施行す。宗派聯合して法要を執行するも妨げなし。○上陸会及拝迎会を執行する地方僧侶は宝輿発着の際、適宜の場所に於て奉送迎を行なすへきものとす。○仮奉安所奉安中の御供養▲一ヶ月を一期とし各宗派毎に一期宛抽籤を以て輪次奉仕し、當番宗派は適當の者

を精選し二名以上常任せしめ、其止むを得ざる場合には他へ依托することを得。▲雇員及び費用に関する事項は別に之を定む。○日本大菩提会発会式は明治三十四年四月八日、本部に於て之を行し、發会式に関する事項は別に之を定む。○覚王殿の起工式は、明治三十四年五月十五日、妙法院に於て之を挙行し、其起工式に関する順序は別に之を定む。

### ● 釈尊御遺形各所行列之図

- 先払 ○六金色旗 ○空也堂 ○兵裝學生
- 華嚴宗 ○法服着用宗學生徒 ○各宗派講中 ○各團体
- 金闇不動講社員 ○法相宗 ○明暗教會員 ○真言律宗
- 日蓮宗 ○三門徒派 ○融通念佛宗 ○時宗
- 高田派 ○木辺派 ○興正派 ○仏光寺派
- 大谷派 ○本願寺派 ○曹洞宗 ○山元派
- 黃檗宗 ○永源寺派 ○内寢寺派 ○大德寺派
- 東福寺派 ○建長寺派 ○妙心寺派 ○南禪寺派
- 建仁寺派 ○相國寺派 ○天童寺派 ○寺門派
- 西山派 ○真言宗 ○真盛派 ○天童子 ○各宗管長方
- 天台宗 ○六金色旗 ○旗幢(宝輿) ○幡旗
- 奉迎旗 ○奉迎正使 ○奉迎旗 ○奉迎使
- 奉迎隨行 ○各宗門跡 ○各宗派本山住職 ○新聞記者

教の益々隆盛に赴くことは、朕の最も切望する所なり。

### 暹羅に於ける模様〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

奉迎使一行の暹羅国王陛下に謁見せしは、六月十四日にして、當日は宮内省より美麗なる二頭曳の馬車を差立てられ、宮内大臣の先導にて謁見所に入り、文部大臣は奉迎使を国王に紹介し、国王陛下より左の勅語ありたり。

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受取らんが為めに、始めて此国に来れる日本佛教徒の奉迎使を見ることは、朕の喜ぶ所なり。

且つ日本は暹羅よりは遠隔の国にして、制度も習慣も或る場合に於ては異同なきに非らざれども、尚同一宗教を信ずる所の同教國なることを信認することに於て、満腔の欣喜と満足の感情とを以て、刺撃されたる熱心の程を領解ありたきことなり。朕は佛教の先導者にして保護者なるを承認せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき幸福なる義務を尽すことは甚だ喜ぶ所なり。従前日本佛教徒が此神聖にして、真実なる遺形の分配を得ざりし事は、彼等が其一分を得んことを希望すべしとは、朕の識認せざりしが故なり。今は此貴重なる宝物の一分を得て日本へ安置し、巡拜者をして其便を得せしめんとする彼等の願を信認せし上は、之を手渡しすることは、甚だ喜ばしきなり。奉迎使の此国に來り、且つ普通協同の利益のために開明の事業に倦怠なき尽力の程は、朕の感謝する所なり。日本佛教徒が海外佛教徒を熟知し、一層交際を親密にしたる後は、日本仏

### 長崎到着の模様〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

前夜來暴風雨にて、同朝も陰雲濛々として時々強雨を降し、強雨漸く晴るれば細霧となり、加ふるに風さへ荒くして、一同安き心もなかりしが、艤がて午前九時を報じ、奉迎使一行を載せたる汽船入港したる報に接するや、今まで降続けた細霧も晴れ、出迎人も多少愁眉を開き、一同大波戸に集ひある間、奉迎事務所にて予ねて用意したるステンボートも來り、此は一隻は奉迎事務所員の乗用に充てられ、一隻は各宗管長代理及新聞記者の乗用に充てられたり。艤て出迎の一列は相前後して本船ロヒラ号に着、何れも奉迎一行の勞を謝したるに、一行には皆健全恙なく挨拶せられ、出迎人の一行中信徒講中も見受けたり。稍々ありて奉迎使には御遺形をステンボートに移し、此は正副使と奉迎事務員とが保護し、他は用意のボートに乗組み無事上陸したり。上陸の間は海上にて間断なく煙花を打揚げたり。而て一行の上陸するや、附近の善男善女の拝観せんとて集ひ来るもの黒山を築き、又沿道に国旗を掲げ迎意を表し、頗る雜沓を極めたり。行列は釈尊御遺形を奉迎委員四名にて之を舁ぎ、正副使は車に乗じて之に続き、其他各宗奉迎員、重なる講中等之に連なり皓台寺に入れり。皓台寺にては奉迎の一行暫時休憩の上、釈尊の御遺形を本堂の正面に安置し、奉迎正使大谷光演師は一行を代表して挨拶を述べ、各宗僧侶は読經法要を執行したりて一行には旅館に入れり。當日此法要に

參せんと集ひ来る善男善女は無慮一万余人、流石に広き本堂も立錐の地なきに至り、實に近來稀なる盛況なりき。（同地特報）

### 東京府下の奉迎

〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

各宗寺院よりは、夫々總代を京都に派し仏舍利を奉迎せしむる都合にて、大谷派よりは同府下末寺總代數名、本願寺派よりも同様出發するといふ。

### 奉迎雜事

〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

各宗洪濟会は、昨十四日午前十時より寺町四条下る淨教寺に於て奉迎に関する協議会を開けり。▲當日京都駅より妙法院迄の順路の辻々にはモスリン製長二十尺巾十二尺の大六金色旗を樹立する由。▲空也堂の踊躍念佛団体、明暗教会の虛無僧団体も行列に加ふることとなりたり。▲仏舍利仮奉安所なる妙法院宸殿の拝殿は明十六日成工し、同拝殿の四方に吊る灯籠は隱元灯籠と称するものにして、一灯籠に三十六本の蠟燭を点ずべし。外は硝子張り総黒塗にして、七条仏具屋町各宗本山用達山崎屋にて調製したり。

### 仏骨は西京に奉安せられたし

〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

仏骨奉安地に就ては、東京説大に勢力あるも、實際的に於て京都は日本佛教的一大中心なるを以て、信徒の便利上よりするも、向後の布教上よりするも、京都ならざるべからず。唯一時莊飾的に流れたる洋風心醉連が自家鼓腹の結果として東京を囁し立つる

は、信徒をして方向を失はしむるものなり。反省せよ。（山陰香生投）

### 大菩提会に勧告す

〔明治33年7月17日 第四一一号〕

釈尊遺形の奉安、今日に於て之が是非を鳴すの既に無用たるを知れば、余輩は敢て緘默を守り、三千年の遺弟として謹んで敬意を表する所あらんと欲するなり。而て大菩提会に向つて一言勧告を試むべきものあり。貴公等は釈尊遺形に対する敬礼の道を忘れて唯徒に外表の美を競ひ、お祭的に興行的に景氣を添へて俗眼を驚かさんことのみに汲々たるは、僧侶社会固有の持病として之を許さんも、苟も人間普通の神經を有し、同教徒に対する觀念を失はざるに於ては、釈尊遺形を迎へ奉るのに際して、連想能く釈尊降誕の地たる印度の大飢饉を思はざるを得るや。貴公等は仏教の恩澤に浴して安樂に衣食するを以て、終には冗費の費を散じても一日の快を貪らんと期す。心得違ひも亦甚しきなり。煙花を空に咲かしめ、天童を地に列せしむ、果して幾何の費ぞ。而て釈尊終に之を感納あるべきや。一発の響に一円を散するは易く、一円を投じて一人一月を養ふは難きか。若し在留印度人ありて行列練歩の美觀を望めば、果して日本佛教徒の同情に薄きを怨まざるを得るや。飢渴の渦に沈淪せる六千万人の同胞は、他日日本に於ける釈尊遺形奉安の盛況を聽かば、今昔も感慨果して如何あるべきや。貴公等が集りて奉祝の盃を飛ばすの時、寒国菜色の人は生きながら鴉犬の食たらんとす。嗚呼遺形宝輿の中に眠るも、仏の慈

愛永く慘園悲林の間に迷ふなるべし。一握の焼香を此に獻するよりは、一涙の熱淚を彼に灑がば仏の満足寧ろ仰ぐべしとす。

我に仏の遺形を迎ふるの歓あり。而て彼に自ら枯骨に泣くの悲あり。海を隔てたる同教徒が幸と災、福と禍夫れ斯の如く奇觀を呈す、是豈に一面に於て釈尊遺形は、日本佛教徒の慈善を試みんとして、印度窮民を救濟すべき急を告げんがための任務を帶びて来れるにはあらざるなきを得んや。機会なり、今日は日本佛教徒が全力を挙げて釈尊降誕地に於ける飢渴を救ふべき機会なり。而て大菩提会實に之が卒先たるべき地位に在り、宜しく各宗派を督し、全力を挙げて印度救濟の大運動に従事せよ。徒らに外教徒及び世間人のために擯斥と嘲笑を招くこと勿れ。余輩は切に勧告するもの也。

### 東京奉安論（下）（明治33年7月17日 第四一二号）

（釈尊遺形の奉安地に就て）

秋水 寄

今回支那に起りし紛乱の如きは、原因を宗教的より汲み来れるを以て、若し日本佛教徒にして東洋大局に対する先見の明と布教上の実力を有するならば、斯くまでの紛乱に至らしめざる前に、宗教的感化を應用して調和又は自省せしめて、禍變を未萌に防ぐことが出来たであらう。結局隣邦大陸の民衆をして、一種の宗教的迷信に駆られて、紛乱今日あるを致せしめたるは、一面日本佛教の実力なきことを表白せる反證にてはあらざるか。而て今日日本願

寺を初め二三宗派は、軍隊の布教師や傷兵の慰問使ぐらゐを派遣せしめ、任務終れりと思ふて窃かに自負の色を動かせるは、実に鉄面皮極る次第である。斯くまでに薄弱なる卑賤なる狭小なる希望を以て、豈に能く仏教の大興隆を期すべけんやである。

真に日本佛教の勃興を願ひ、仏教統一の旗幟の下に清韓の野を風靡せしめんとなれば、實に之に對する力と云ふものなかるべからず。而て總ての力なるものは合同より生ずるものである。合同と別に南無阿彌陀仏を改て、南無妙法蓮華經とするのではない。

各派宗門の規則は其個にして置て、合同すべきものを合同するのである。即ち布教なり、教育なり、慈善なり、社会事業なり。總て仏教全体の面目を保持すべき方角に於て合同するのである。仏教衰へたりと雖も、今日にして各宗派が区々の情実を棄て、大合同の実を擧るに於ては、仏教の興隆、豈に俄かに絶望するを要せずやである。而て教育なり、慈善なりの事業に當るは、是れ即ち佛教者の本務たるのみならず、是れ間接に外教徒と戦ふのである。戦ふには力なるべからず。而て大勢力は大合同の中より生じ来る。各宗派合同の必要は、實に今日の最大急務と謂はざるを得ない。

然れども合同をなすに機會と云ふものがある。即ち釈尊遺形の奉安は、最も各宗派合同に適當なる好機会を造つたものである。遺形は決て骨にあらず。則ち直ちに是れ仏である。仏に対しても師である、父である、弟子である各宗派は悉く同胞兄弟である。何人も直ちに平等無差別の觀念が起る。即ち期せずして各宗派の大

合同と云ふものがある。然れども若し釈尊を西京に奉安するに於ては、幾分か合同の氣運を遅からしむるの妨害物がある。即ち各宗派本山と云ふものがありて、数百年来信徒を限り、民衆を限り、区域を限り、是より之までは、吾が所領地なりなど云ふ觀念を以て生活し來りたる陋習が抜けないから、容易に一朝一夕に之を根本的に打破し去ることが六ヶ敷いものである。而て東京に於ては、各本山と云ふ小局的觀念を生ずべき媒介物がないから、最も速かに彼此の融合共通を見るに便利なのである。此点より見るも、遺形の奉安地は是非東京でなければならぬ。

而て又た人間が丸で違つてある。西京の如き柔弱退縮主義の氣質ではない。由來関東人の氣象は、最も進取勇敢の性格に富みてあらは、何人も直に承認する所である。ソリヤ、中には古の長刀連中もあれば、又はツマラない迷信者もあるが、兎に角自ら信する所に向つては、飽までも眞面目に進取する特質を具へて居る。而て人民は、先づ挙げて無宗教である。若し一旦関東人の思想界に宗教的因素を注入するに於ては、布教上實に云ふべからざる好便利を得ることは、疑ふべからざる事実である。故に純然たる宗教の本能より云ふも、性質淡泊にして進取の氣象に富みながら、宗教思想に欠乏せる関東人を済度するのは、實に最も快味ある事業である。関東人にして、一旦宗教的國民となるに於ては、決て上方奴の如き退縮にして冷淡なるが如きものではなく、必ず意氣地からでも熱心に他の誘導に勉むるは明かである。西京人は他に支配せらるべき性質なるも、東京人は他を支配すべき氣力を有して

居るから、彼等関東人に對して一旦宗教に熱信するに至らば、忽ち布教上の光焰を添へ来るは疑ふべからざる所である。ドーソ関東人はエライ。

釈尊遺形は決て一片の枯骨ではない。即ち是れ活仏である。然れども之を京都の如き柔弱卑縮の地に置けば、ホントの枯骨となつて死に終つて仕舞ふは必定である。若し之を東京に移し加るに、関東人の淡泊勇敢なる氣象中に宗教を植ゆるの動機を与ふれば、遺形は忽ち活仏となりて働くのである。関東人種をして一たび宗教的國民と化せしむるに於ては、国光を輝かし教義を盛んならしむるに於て、京都人種等の夢想だも能はざる功績を見ることであらう。若しも今日までに仏教が関東人に依て實力を養はれてあつたならば、支那、朝鮮の如き夙に風化せられて、仏教統一の旗幟の下に支配せられて居つて、今日の如き支離滅裂の不幸は演ぜしめなかつたかも知れない。関東人は實に仏教再興の特權を握つて居るも分らぬ。

遺形は是非東京に奉安せざるべからず。第一に關東人種に宗教的素養を植ゆるの便利あり。教育なり慈善なりの事業に於て必ず速成の効あるべく。依て以て永久布教の根拠地となさば、一令以て天下を動かすに足るの時機を得んか。

(完)

**宝壺**〔明治33年7月17日 第四二一號〕

仏舎利を納むる宝壺は純金製にして、暹羅國王陛下の御寄付に係るものなりと。

## 奉迎正使の奉答

〔明治33年7月17日 第四一二号〕

暹羅国王陛下の一行に対する勅語は、前紙既に之を掲げつ、正使大谷光演師一行を代表して左の答辭を捧呈す。

大日本帝国仏教各宗派を代表したる、真宗大谷派大谷光演、真宗本願寺派藤島了穏、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙謹告す。

大暹羅国王陛下、聖徳天の如く高く、仁徳地の如く闊し、爰に優渥なる聖慮を降し、釈迦大覺世尊の遺形を、我日本帝国某等佛教者に頒与し玉ふに依り、各宗派管長は光演を奉迎正使に、了穏黙仙等を奉迎使に選用し遺形奉受の任を嘱托せり。光演等此任に膺り聖明に咫尺し、玉体の清爽なるを拝するを得た。何の榮か之に加へんや、伏して望む陛下外護の力を増隆し玉ひ、十善の資を保有し玉はんことを光演等誠恐誠懼の至りに耐へず。

## 大谷法主と岩本千綱氏

〔明治33年7月17日 第四一二号〕

仏舎利分与の事に付、稻垣公使と共に尽力したる同氏は、此程來京三条小橋大津屋に投じたるが、再昨日大谷派法主に面謁して対談し、午後七時よりは中村楼に於ける大谷派役員の招待に応じ、本年三月二十四日暹羅渡航より、去月十五日仏舎利拝受に至る迄の手続等を演説したり。此演説は来十九日の仮奉安に際し有志者に頒たるべしとなり。

## 沿道の準備

〔明治33年7月17日 第四一二号〕

七条停車場より大谷派本山門前を経て、万年寺まで高さ十二間大旗（牛印五凡繫十八帖敷）を千鳥に二十五本樹立して、其間に六金色の小旗を釣り両側二間毎に奉迎と書きたる大紅提灯を掲ぐ。（以上保信会有志者の寄附）又烏丸通万年寺より、五条を経て妙法院に到る各町々は、各戸幕を張り祝灯を掲げ、仏旗を掲げ両側に竹埒を設けて景氣を添ゆるよし。

## 大谷派門末信徒

〔明治33年7月17日 第四一二号〕

今度參州尾州加能越の諸地方より、数万の僧侶奉迎式行列に参列の為め上京する由なり。

## 大谷派二十七講

〔明治33年7月17日 第四一二号〕

府下二十七講員は日々同寺奉迎事務所に対し、奉迎式行列に参列したき旨申込みありしが、昨今七八百名に達したりと。

## 巨刹訪問及文部大臣迎晩餐会

〔明治33年7月17日 第四一二号〕

十三日午前十時文部大臣は日本公使館に來りて、昨日奉迎使訪問の答礼を為せり。午後奉迎使の一行は文部省書記官の案内に依り、盤谷府南方仏教新派の「ワットプロンスリン」寺に抵り、（新派は今を距る五十年前先王の創設に係る者にして、寺院の裝飾儀式並に僧侶の法衣は異なる所あり）釈迦の大像を拝し高塔を縦覧し、尚ほ寺院内に設立する巴利語学校を巡覧せり。生徒百名

許あり他日僧侶たる可き候補者は勿論苟も暹羅に於て、紳士たる可き者は巴利語を知ざれば其資格を有する能はず。恰も歐洲諸国学士が羅典希臘語を学ぶと一般なり。該学校は比較的清潔にして西洋風の構造にして、教師は皆僧侶也日本佛教各宗の学校を以て之に比すれば、或は遜色なき能はざる可し奉迎使は、帰路工部大臣及盤谷府の知事を訪問なし。此夜稻垣公使奉迎使及隨行南条石川大草七師は、文部大臣の晩餐会の招きに応せり。大臣の邸宅には日本提灯数百を吊し煙火を打揚け、又蘇音器を以て暹羅の時歌を発せしめたり。深更に及て旅館に帰れり。十四日午前各奉迎使は文部省吏員の案内にて仏骨を藏する高塔を拝観し、帰路内大臣を訪問す。

#### 暹王謁見〔明治33年7月17日 第四一一号〕

十四日午後四時宮内省より、日本公使館へ廻されたる三台の馬車に各奉迎使及稻垣公使同乗し、隨行の僧侶も亦他の馬車に乗て鱗々と車輪を輾らせて、宮門に入れは近衛兵は左右に排列して、

捧銃の礼をなせり。各奉迎使は宮内文部二大臣に誘れて、「グラントパーレス」に入れり。王宮は西洋流の石造にして、宏壯輪奐燦然として人目を奪ふ。巴里府の「チュルリー」「白耳塞」の王宮、秦皇の阿房も蓋し之に過るなかるべし。然れど其規模の狭小なるのみ暫ありて、暹王は闇を拝して履声高く軋りて、出御し玉ひ胸間に各国の勲章数個を帶び、盛装儼然威儀堂々一見人をして仰視に堪へざらしめたり。王は大谷正使より順次に藤

島、前田、日置奉迎使に対して握手の礼を行ひ玉ひ、而て大谷正使は暹王の優渥なる歎慮に依りて、今回日本佛教各宗派に対しても、釈尊遺形を分頒せらるゝ恩旨の辱けなき旨を拝謝せられたれは、暹王は直に暹羅語を以て數十分間の勅答をし玉ひたり。其態度の活潑にして、威儀整齊、毅然として侵す可らず。音吐朗々として満殿に透徹して、真に謹聽す可きなり。勅語了りて文部大臣之を英語に口訳し、南条隨行長は又之を日本語に口訳せり。（勅語大意は別記の如し）謁見式了り、控間に於て宮内大臣は暹王誕生簿を把りて、各奉迎使をして出生の年月日を自署せしめたり。

（未完）

#### 公使の来京〔明治33年7月19日 第四一二号〕

在京駐在暹羅國公使バージロンゴナチエス氏は、再昨日午後六時五十六分着列車にて来京し、京都ホテルに投宿せり。右は京都に於て仏舍利を奉迎の為なりと。

#### 暹羅公使へ贈与〔明治33年7月19日 第四一二号〕

一昨日村田妙法院門跡は、各宗本山を代表して、日下京都ホテルに滯在の暹羅公使を訪問し、仏骨奉迎に關して同國の斡旋を謝したる上、當地塩路軒製の花菓子一籠（代価百余円）を贈与なしたる由。

## 加賀同盟会の仏骨奉迎

〔明治33年7月19日 第四一二号〕

仏教徒加賀国同盟会にては、二千年の古昔に遡ぼり、所謂三界の導師たる釈尊の慈顔を拝し、且つ攝化利生の金言を拝聴する思ひをなし、尚正使一行の労を謝さん為め、此際盛んに奉迎せんと準備全く整頓したる由にて、同会々長林与右衛門氏其他三百余名は、昨十八日金沢別院に打揃ひ、午前七時四十五分金沢上り列車にて来京したる筈なりき。

### 西本願寺の理由書

〔明治33年7月19日 第四一二号〕

西本願寺が、各宗派の組織せる大菩提会へ加入せざる理由書と云へるものを、一昨日夫れく門末へ配付せり。左に

今回東本願寺始め、各宗派共同組織せる日本大菩提会の目的たるや、左の三大事業を起さんとするにあり。

第一 釈尊御遺骨奉安の為め、広大なる殿堂を建築する事  
 第二 教育事業を起す事  
 第三 慈善事業を起す事

已上の三大事業に伴ふ経費は、各宗派に属する僧侶信徒に対し大募財を為し、以て之が成功を遂んと企つるにあり。

本願寺派本山は第一御遺骨奉安所建築にのみ賛同を表し、第二第三の二大事業に至ては同意する能はず。其事由約言すれば左の如し。

本願寺派本山は、壱百万余戸の門徒六百余万人の信徒を有し、之が教導は壱万万余の末寺、貳万万余の僧侶をして其任に

當らしむ。其教義たるや他力信心を勧めて來世の得脱を示し、王法為本の旨を説て忠孝の道を諭す。是を真俗三諦の教義と云ふ。而して本山は此教導の中心たり。原動者たり。法主は即ち師長たり。故に教育にまれ、慈善にまれ、從来本山か門末に向て常に取る処なり。現に本末の間に数十の学校を設け、その経費を本山より支出し、或は補助しつゝあり。

### 還羅に於ける奉迎の実況(続)

〔明治33年7月19日 第四一二号〕

仏骨授受 十五日午後四時、祇園寺に於て仏骨授受の式あり。各奉迎使、稻垣夫婦、奉迎使隨行諸員、及在暹日本居留住民等は、既定の時間に先て該寺に參集せり。文部大臣は英語の草稿を把りて朗説的演説を為し、然後暹羅新旧派の僧侶數十名椅子に倚

り、「パーツ」（宝珠形扇）を捧持して、巴利語の經文を誦し、誦経了りて文部書記官は、小形の金塔を把りて大谷正使に授けたり。是に於て各奉迎使は、文部大臣稻垣公使と立会の上、金塔を開きて靈骨を拝したり。各奉迎使は、準備の如意宝珠形の金函に金塔を收め、更に錦囊を以て之を包み、二重の桐箱に封鎖して前田奉迎使、之を馬車に奉じて同乗し、一行は靈骨を供奉して、日本公使館に帰れり。是夜各奉迎使は、仏骨を藏する金函に封印を附し、帰朝の後、各宗管長立会の上、之を開封することになせり。

●内道場拝観　十六日午前各奉迎使は、文部省吏員の案内を以て、宮中道場吉祥宝寺を拝観す。本尊は翡翠石釈迦の座像（長三尺計）にして、往昔隣国老撃と戦ふて、勝利を得たる分取品なりと云ふ。其価値を論すれば、實に数億万円にして、暹国を挙げるも、或は之に比するに足らざるなりと。又高數十丈の金塔あり。

黄金を以て瓦となし、珠玉を以て柱梁を飾り、金碧燐爛赫奕目を奪ふに至りては、世界稀に觀る所の者たり。加之数千の瓊瑤風に触れて相摩し、鏘々然として音響を發する有様は、宛然として極樂世界に遊ぶの想ひあり。又堂中敷物は銀板を以て「アンペーラ」に代へるものあり。其他小体の黄金仏に至りては、更僕して数ふ可らず。其美を王宮仏殿に尽すに於ては、宇内何れの国か蓋し暹羅に過る者なかる可し。

●愛知阿旧都、并晚波院離宮　十七日午前七時半、奉迎使一行は、宮内省より仕立たる列車に搭して、旧都愛知阿に赴く。鉄道

は広軌式にして、機関車の燃料には割木を用ひ、蓋し暹国は石炭を出す鉱山なきに由る。旧都は盤谷を北に距る三十哩許にして、市街は湄南江の両岸に跨りて、浮家泛家江流に傍ふて櫛比羅列し、往来必ず舟楫の便に依らざる可らず。各奉迎使は、宮内省の小蒸氣に搭して知事「ワルボンセー」を訪問せしも、不在にして、書記官知事に代りて奉迎使を接待し、知事の別邸に朝餐の饗応をなしたり。一行は案内に依て駆象場を縱覧す。該場は巨材を以て埒を結び、毎年交尾の候に際して馴養の牝象を率ひて、山間に至りて野生の象を誘引して、駆象場に欺き入れ堅く埒を鎖して、数象中に就き良象を択んで、余は尽く之を解放する者にして、彼等は其解放せらるゝや先を争ふて湄南江に投入して、濁水を飲み、数日の渴を医する有様は頗る奇觀なりと云ふ。蓋し駆象の事は他邦になきことにして、暹羅の特色なり。晚波院の離宮は洋風の築造にして、其規模頗る宏壯、輪奐、一見人目を驚すに足る。室内的装飾には、金銀瑠璃金剛翡翠玳瑁等の宝石を用ひ、燐爛赫奕人をして応接に暇あらざらしむ。實に宇内の珍器宝物を蒐集して、人生の豪奢を極むる者と謂はざる可らず。暹国全體の富の程度に比すれば、或は權衡を得ざるの感なき能はず。英仏人の暹国に対する垂涎三尺豈に其故なしとせんや。奉迎使一行は、離宮構内内務次官の別邸に於て、次官より昼飯の饗を享く。配膳頗る丁寧を極めたるを以て、一行は意外の満足して、三時四十分の汽車にて盤谷府に帰れり。愛知阿の旧趾は禾黍離々、一も目を寓するに足る者なし。

●宮中陪食　十八日午後二時、各奉迎使は、稻垣公使と共に宮内省より廻はされたる三台馬車に乗り、宮中に伺候したり。則ち宮内文部外務三大臣は奉迎使を出迎ひ、待合の間に導き、暫時休息の後、暹王寝殿に御し玉ひ、各奉迎使に対して握手の礼を行はせられて、自ら先導して食堂に入り玉ひたり。陪食の榮に与りたるは、稻垣公使及奉迎使の外、隨行長南条文雄師一人にして、他の十一名は暹国政府の親王及文武官なり。暹王は日本佛教の万歳を祈り、併せて各奉迎使の健康を祝し玉へり。食時中は庭前に絶へず嘲嘆なる天樂を奏し、又大団扇を揮ふて涼風を送り、賓客をして薄暑の苦惱を覚へさらしめたり。食了りて、別室に於て珈琲を賜はり、而して暹王より日本佛教各宗へ対して金銅の仏像（長三尺計）一躯を賜はりて、勅せられて曰く、此仏像は暹羅特有の鑄造にして、一千年前の古仏なり。現時鑄造の技術を失ひたれは、今之を鑄造せんと欲するも復た得可らず。是れ我邦の重宝なり。願くは他日、日本に於て仏骨安置の殿堂出来せば、此仏を御前立として安置せられんことを望むのみと。懇懃に各奉迎使に対して握手の礼を行ひ、海陸万里帰路恙かなきを祈ると勅し玉ひて、各奉迎使は退出せり。正使大谷光演師へ対して、別に金銅の仏像一躯（長一尺計）を賜はり、又各奉迎使へ対しては紀念章四枚を賜はりたり。一個は青銅にて、二個銀製、他の一個は金製なり。各表面には仏像を彫刻せり。（別記の如し）文部大臣よりは、各奉迎使並に隨行の僧侶に対して、仏像一躯宛贈与せり。外務大臣よりも各奉迎使へ贈品ありと云ふ。

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

●公使館夜会　是夜稻垣公使は、各奉迎使及隨行員、其他暹国政府の文武官并、在暹各国の公使領事貴夫人等、百有余名を招きて夜会を開き、軍樂を奏し、暹羅の優伎を演し、日本の煙火を打揚けて余興を助け、立食の饗應あり。主客歎を尽して、深更に及て散す。蓋し該会は、仏骨奉迎使の為めに開くものに似たり。

●奉迎使出立　十九日午前十時、奉迎使日本公使館に集まり、文部省より廻はされたる小蒸氣船に搭し、稻垣公使夫婦及文部大臣秘書官等同船して湄南江を下り、河口に碇泊せる独逸船「マーラット」号に移れり。在暹日本人は勿論、文部大臣自ら來りて、奉迎使の一行を送れり。而して「マーラット」は、午後二時汽笛と共に拔錨して、湄南江を離れたり。奉迎使一行、盤谷府滯在は僅か一週日なれども、朝參訪問応請待賓、疫病を畏れず、炎熱を憚らず、日夜奔走して殆んど寢食に遑まあらざりき。又暹羅政府は、接待官を附して名勝旧跡に案内して、奉迎使一行をして十二分の満足を与へたり。如此き取扱ひは、毫も國賓と異なる所なし。暹羅あらざれば、安んぞ佛教徒に対して如此優待厚遇するの國あらんや。而して稻垣公使の周旋尽力の行届きたる結果、亦与りて其多きに居ると云はざる可らず。奉迎使一行は、廿四日新嘉坡に着し、仏蹟參拝は都合ありて之を見合せ、大谷、前田、日置三奉迎使は仏骨を供奉して、直に帰朝の路に就き、藤島師は本山の命に依り、一行に別れて、来九月初旬、巴里に開ける万国宗教歴史会に参会の為め、歐洲行の鵬程に上れり。（秩尊御遺形奉迎事務所）

● 西本願寺の訓令 両派本山の門末への訓示は、容易に解せぬ

所か、沢山ある其中一には、自行を先にし化の他に及ぶ、百事此精神を離るゝを得す。矢鱈に堂班を売り、学階や巡教使の仮面を販売するのか、矢張り自行を先にする精神と云ふものが、實に変な自行もあるもの哉。夫れから覚王殿建築費を、坊主共が負担するを以て自行となすに似たり。坊主か錢金出す事か自行なら、貧坊は到底自行かならぬ。門末の膏血や仏祖の生血を吸込で居る役員共は、沢山蓄財か出来てあるから、勝手に負担するか善ひ。併し盜み取た錢金で建築したら、御釈迦様は如何にも御満足であらふ。次に門末を代表して二万金寄附した故に、覚王殿の建築費には一厘も寄附はならぬと云事邪。又た寄附の志あらは、本山へ持て来よと云こと邪。又た門末代表の二万金ちやから、割當して五割も十割も利益を取る見積り故に、其心得して居れと云こと邪。心得違かありては、他日役員の當てる罰か畏い故に、一寸と確て置きます。(越中骨堂)

● 若し活仏ならば 無着は五台山に文殊を打ち、黄檗は羅漢の神足は蹴飛した事があれど、こは今人に望むべき事ならず。今度の事もこれが仏骨だから善いが、万一にも活きた仏か菩薩であつたら必竟ドウスルであらう。恐くは正使や副使さんでも灰身滅智して仕舞はん。また若真正の仏陀なりせば、咄汝痴漢何ぞわれを迎ふるに、此の如き御祭り的挙動をなすや。汝等永くわか仏徒たるべからずと呵責し玉はん吁矣。(無骨生)

世尊御遺形奉安地考 [明治33年7月21日 第四一二三号]

西京を適當とする論者は旧習眼なり。西京を仏教の中心と妄想する仏教の中心は、真宗の北国に於る、九州に於ける、日蓮の房総に於ける、岡山に於ける如きを云ならん。西京は堂宇の在る処、皮相上の美觀に止るのみ。人心浮薄風俗淫猥、決して今日の西京を以て、聖物を奉安すへき靈地にあらざるは勿論なり。東京を良好とする識者は生意氣なり。東京は信仰を誠実にする人士の在らざる地なり。誠実の信仰者を養成する為ならん歟。恰も江南の橋をして、江北に棘たらしめんとするなり。東京の土徳として、信仰に淡泊ならしむるなり。三百年來、徳川氏か念仏門を国教視して、浄土一宗の特別保護に全力を尽せしも、其痕跡は僅かに三緑山の一楼門に夕陽冷かなるのみ。戊辰瓦解の際、旗本八万騎(其實拾万已上と云)の士家にして、仏壇を有せしは数ふるに足らさりしと伝聞す。松平家代々浄土宗門たるへしと、家祖の厳制も有形にすら遵守し能はさりしは、其人を罪にあらすして、其土地先天的の然らしむるなり。却て參勤交代の艱苦を嘗て、勤番として出仕する國守等の家臣には、信仏家続々ありしなり。眼を転して維新後の今日、三十年齢の東京市民を見よ。学者にまれ工商にまれ、名譽ある人はすへて東京已外の地より輸入品たらざるはなし。東京各寺院の賽詣者、所謂有難屋連中を簡別せよ。東京市人は十中の一、百中の十を以て數ふるに困むなるへし。却て淫祠邪路に奔走する者、現に式拾万人の多數に達すると新紙の報道なり。金龍山頭大悲の靈場は、都人の綺羅を鬪はすの地なり。両国

橋畔、酸鼻の紀念たる回向院は、相撲の定期場、神仏開帳の定期屋たるなり。国家に殉し、無限の名誉と功勲を祭祠せる九段坂上の一新大社は、競馬と煙火を取除け、陸海軍官衙の保護なきか、門前凄々たる草影を呈出し、独り雀羅を稠密ならしむるのみ。駿河台上、魯国の結構せし半空に聳ふる教堂も内部を吟味せば、讃美歌声曉々。上帝の冥助を祈祷するの青年は、衣肝袖腕の兵児たらされは、赤腹たれ申さぬ女子を多数とす。都人は時々の鐘声の喧嘩を攻撃するのみ。嗚呼三拾年前の江戸、明治聖世の東京は、信仰を排除するの劣等地たり。濁惡場たり、魔界たり、仏の大悲たるや三不能と説く。無縁の衆生の生活する無縁の土地たり。如此無縁の境に聖物を奉安する勞して功なし。徒に誹謗正法の大道を醸成するのみ。寧ろ西京の皮相上の美觀に止るの勝れにあらざるか。小僧は頃日心正意奉安の地を考一考して、實に完全無欠の靈境を感得せり。帝國中何の地たるや、試に標出せん者、客諸君好事を以て一笑に付与し玉ぶな。

「為高三国一、此語甚区々、八面玲瓈色、求之天下無一、即知帝國無二の靈地、芙蓉峰上に奉安するの外なし。富士峰神秀なる多辞を要せず。實に帝國の釈尊たる上宮太子、甲斐の黒駒を御して、峰嶺に止らせ玉ひたるの聖跡なり。高野大師、富士八葉の曼陀羅を始とし、仏教有縁の靈場たるや人口に膾炙す。近古の俗人、食行美禄なるの者に、幾多の迷信者をして誤らしめ、淫祠の類似たらしむる、豈慨歎の至りに堪へんや。乍去山頭は、兎に角神祠のあるのみならず、氣候寒冷、參拜者に時節の制限を設けさ

るへからす。依て東南に面する半峰已下、景勝の域をトし、敢て壯大巍然たる土木を構造するに及はず。最も高潔に最も堅牢に、廟塔を建立すへし。名山に躋り勝地を歩む人、心自ら清潔なり。況んや世尊の遺形を奉安するの聖地に於てをや。事別所別対機別利益別は、今更喋々を要せず雖も、小僧は世論の許すと否とに管せず、聖物奉安の聖地、帝國無二の富峰其地を外にして、一寸地あらざることを断言す。

世間京の東西を論する諸氏は、聖者其者をいかに解釈せらるゝ歟。本仏攝化の恩波に沿し、帰依鑽仰する四部の弟子に於てこそ、稀世の聖物として尊奉するにあらずや。數百年来、直接間接に衣食住の恩賜を蒙りたる京都市民を見よ。儀式一遍の奉迎すを、酒ても飲ませ看ても喫せて依頼せよと、東本願寺に迫りたるにて了解せん。腦中一点の信仏力なきものをして冷評を下さしめは、印度古代の一枯骨碎片と云はんのみ。西京新京極通の中央にても、東京日本橋通の真中にても、思の外に觀覧者はあらざるへし。浅草公園の水族館に數歩を譲るは火を見るよりも明かなり。伝教大師の比叡山に於ける、弘法大師の高野山に於けるは、朝廷保護否御崇敬の名区なれば暫く措き、かの役の小角大峰山上の如き、日蓮の身延山の如き、文雅風流の閑人にあらすして、信仰者の陸続絶へざるにあらずや。明愚の差はありと雖も、信仰の熱度は、敢て土地の難易得失を問はざるは勿論なり。信仰の冷熱によりて価値の明滅する物に於てをや。今回の聖物奉安は、東西二京、彼此欠点の免れざる面を比較競争するは、大体に通せざる甚

しきものなり。況んや帝国に於て、古来より仏舍利として尊奉する二三に止らざるなり。中古もすへて百濟王の献品なり。惠贈なり。或は奉迎使の名義はなきもなく、奉勅弘法入唐僧の供奉たるや疑ひなし。其都度々有縁の地に奉安するは、勿論有形の仏舍利は無形の修多羅と其利益、有情の差は天壤啻ならざるなり。小僧は小僧の信して疑はざる決意を陳へて、此稿を終らんとす。他なし有形の聖物をして、よく其光輝發揚せしむることを得るや、帝國十三宗の名僧大德諸師よ、徒に漁夫の利を助成せしめて、却て聖物渡來已前の失態を、将来に現出せざらんことを警戒すること然り、噫。（吾妻小僧）

● 仏骨奉迎嘗の評判録　上下三千載詳の東西を隔てゝ、不思議の奇縁は現れ、大聖釈迦文仏の遺形は、明治三十三年七月十九日午前八時五十分を以て、初て京都に入れりき。吾は元より奉仏の徒なるも、如何なる罪業のありてにや、自ら斯る空前絶従の大盛典に列するの樂を得ず。世にも厳めしき、お祭的の行列にも加るを得ざるは、蓋し幸か不幸か吾、吾ながら之を知らざるなり。去りながら煙火の響空を破り、音樂の音耳を掠むるに遇らては、徒らに悠々午睡をも貪り居られず。やをら炎熱を犯して、群る人の山をコジ分けつゝ、漸く伏見街道正面と云ふに身を落ち付けて、ヤツトのことと宝輿を拝することを得たりき。▲今日の群集は、真に近年に見ざる盛況にて、沿道附近は實に人を以て埋め立てられたり。両側は青竹を以て埒を結び、屋上はテントを以て日光を覆ひたり。當利に細々たる京都商人は、軒下に赤毛布などを敷き

て、一人前五錢など云へる張札を出して、客を招きつゝあるを見受けたり。▲奉迎人の大部分は、大谷派を以て占領せられたるが如き觀ありて、少くも十分に対する六人の割合なるべし。▲從來行列又は練供養と云へるものは、本願寺の法要などにし拝見したことありしも、一派末寺の僧侶が集りて之を修行するに過ぎざりし。今回は兎に角、釈迦世尊と云ふので、各宗派が競ふて奉迎の誠を尽したるものなれば、八家九宗と一眸中に納めたるの感あり。日蓮僧と真宗坊が同列練歩するは、蓋し古今未有の珍事なるべし。▲始終唯だの一声たりとも南無と呼ぶ音の聞へざりしに、途中のことなればなるべし。暑い熱い苦い辛い、咽が渴く汗が出る、逆上する足の痛む等の声は、殆んど口々に轟られたるものゝ如かりし。▲天童と云ふもの、揃の晴衣装にて練行きしは、飯田、山崎等の生花籠よりも、痛く群人の眼を喜ばしめたるなるべし。美しきは道理、祇園甲部の芸舞妓、五十名の出揃ひなりとは、釈尊亦た満足の色あらんかし。▲参列の八分までは、皆念珠を手にし居りたるは、チヨツト感心なりし。残り二分の念珠をも持たざりし参列者と云ふは、多く京都某々会員、某々講中と云ふもの等に在りき。▲遠国の参列者は、直に北国筋に多くして、関東筋の旗は一向に見受けざりき。而て京都の地を去る遠き国人ほど、質朴の風に富めり。近江よりも尾張、美濃の同行は雅にして、三河よりも加賀、能登の信徒は雅なりしが如し。其山科講中と云ふに至つては、半都半田見られたものにあらず。京都の講中と云ふに至つては、俗中の俗、帽子を戴き、煙草を吹かし、美服を競信徒と来ては、俗中の俗、帽子を戴き、煙草を吹かし、美服を競

ひ、雑談□恣にし、乱紛不製なること、嘔吐る催すばかりなりし。▲垢面汚髪の翁嫗が、尻切小草履を穿ち、先祖代々の遺伝物たる小杖羽織の上に、肩衣斜めに被り、額上より油の如き汗をタラ／＼流しつゝ、傍人に嘲り笑はれながら、更に頓着の色なく、一生懸命と云ふ有様は、實に仏天を感じせしむるものありしならん。▲僧侶の正装して、西洋靴を穿てるもの三四人ありき。▲酒に酔ひて満面朱に染み、目元のヲロ／＼せるもの又三四人ありき。▲看護婦養成所の生徒が二十人ばかりの行列は、甚だ愛嬌ありき。▲傍観人の雑談乱語殆んど聞くに耐へず。宛として興行を見るの感あり。エーゼーと呼び赤坊主と叫び、クロース坊と嘲りキンカン頭と罵り、西瓜の数珠繫ぎと称する等、實に千差万別皆な是れ軽侮冷笑の声ならぬばかりし。然れどもサスが宝輿の來りし時は、十中の大人までは双手を合せて、敬礼を表したるは殊勝とや云はんか。▲小学校の教員らしき一人、隣の有難屋らしく、頻りに积尊を嘆ずる人に向ひ、「骨かナンデ其様に有難いのか」と云ひて冷笑しぬ。有難屋らしき人怒りて曰く「ソンナお前のやうな糟理窟で世の中が通れるものか。骨が有難くないと云へば、本願寺の真影さんも木だから祟くないと云はねばならぬ。ソンナ水くさい了簡では仏法の味が分らぬ」と、教員らしき人忽ち閉口の色ありき。▲参列者中顔なじみのある男タッタ一人。(点堂)

**南条博士の暹羅談**〔明治33年7月21日 第四一三号〕  
仏骨奉迎正使、大谷光演師に隨ひ、暹羅へ渡航せる文学博士南条

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

文雄氏、神戸において往訪の某人に語りて曰く、仏教の暹羅に入りしことについては、磐谷に滯在中種々取調べしも、何分正確なる歴史なきことゆゑ、その年代は詳からぬも、釈迦如来没後、弟子の一人同国に來りて布教したり。何れも仏教に帰依し仏門に入らざるもの少し、特に現国王より三代前の国王は、二十歳にして出家し、廿七年間縊衣を纏ひ、その後王位に即き、仏教のため大に力を尽しければ、仏教また／＼興隆し、中流以上の貴族は必ず一度仏門に入るの例となり。而して実際仏門に入らねば、政治その他の社会に対するも勢力なきものとなれり。されば磐谷市中の寺院は頗る壯嚴にして、特に宮裡にある寺院の如きは頗る華美を極め、安置せる仏像は宝石を以て作り、装置せる作花は同国北部の殖民地より毎年献納するものにして、金銭を以て作られたるものなり。其他諸種の裝飾品もまた、皆珍奇ならざるはなく、かくて同國の珍宝美術品は、悉く王室及び同寺院に吸集せらるといふも、敢て過言にあらざるべし。又同國の仏書は、皆印度のパアリ語を以て記され、僧侶の一般布教に從事する場合は、之を暹羅語に訳して説く者の如し。扱仏骨の暹羅に伝はりし次第は、印度のバステイ州に於て、去明治卅年英人ウイリアム、ペツペ、ジヨーデ、ペツペといへる兄弟が発見し発掘に着手し、一時中止せしを英人スミスの獎励により再び着手し、遂に一の瓶を発掘し、其蓋に記せる文字に就て、釈迦如来の遺骨なることを知り、英國政府へ届出しかば、同政府は之を暹羅国王に送りて、其内上ビルマ下ビルマに各一片及び、印度セイロン島に三片を配たらんこと

を依頼したるより、同国王は本年一月盛式を以て之を各国の奉迎使に渡し、稻垣公使等の尽力により、好意上その一片をまた我国へ配たるゝに至りたるものなり。從来同国に行はるゝ仏教は、所謂小乗教なるが、僧侶の生活は善く釈尊の教を守りて規律厳肅なり。王族といへども、毎朝必ず跣足にて市中を托鉢し、信徒は道路に跪坐して之に米或は錢を喜捨すれば、僧侶も恰も仏の身代といふ姿にて之を受け、会釈もなさず無言にて行過ぎ、その見識こそ却て日本僧侶等の想像し及ばざるところなり。又食事は二食にして、不可昼食と唱へ、正午迄に二回の食事をなし、午後より翌朝迄は一切食事をなさゞるなり。又同国には耶穌教、バーラモン教、マホメット教なども侵入しをるも、その勢力微弱にして、下等社会及び移住民の間に行はるゝのみ。マホメット教は主としてマレー人の間に行はるゝものゝ如く詮ずるに、同国教育の権は今尚仏教徒の手にありて、中流以上のものにて外教に帰依するもの少きが如し、云々。

● 仏骨奉迎寸評 東本の大寝殿は、今回一般僧侶の控序であつた。

● 各宗奉迎委員の事務所に統で、別に大谷派奉迎委員の事務所があつた。おり／＼隙見するに、随分と御繁忙の様子であつた。● 上壇の間が、各宗派本山住職、各宗派門跡、各宗派管長の席であつて、簾の外より窺ふに「三十八名居ました」。其中老僧九分で少壯は一分で、少壯は總て真宗各派の管長と見受けた。● 老僧の中にも二三名は最早老練して、老朽用に耐へなる風にみえた。● これが仏界の貴族的、いな枢府の方々と想へば、腋下潛に

冷汗を生じた。● 管長方の談話としては、まに／＼宗教問題の噂もあつたが、多くは清國騒動の嘶に歯の根が浮るてあつた。● 下壇の方をみると、本願寺派、大谷派、真言宗、曹洞宗、妙心寺派、時宗派、日蓮宗法華宗（面白き書き方である）臨濟各派黄檗宗、融通念佛宗、律宗、華嚴宗、天台宗、西山派（異例）等の席札があつて、老若の円頂が満々と詰懸て居た。ソーシテ何れもお婦さんの様に今日を盼れと着飾つてみえた。● これがみな護法愛國に熱誠なる○○とすれば、気を強ふするに足るがと、考案力を深くすればするほど怪しき感じが起つたが、けふは書くまる。● それから大師堂を行つて拝観するに、六方の聖龕は内陣の中央に安置しありて、何となく氣高く貴く、西行法師の所謂（何事のおはしますかはしらねともかたしけなさに涙こぼるゝ）こぶ感に泣れたが、立て後ろを振向くと、さきの信想が消滅して、謔誇律が犯したくなる。● そは雲霞の如き円頂連が、せめて殊勝にも聖前に誦念せんとはせず、騒々敷も堂外の椽側に立はだかりて、儀式の見物に余念タハイモ無き有様であつて、御本尊の許にはたゞ四人の侍僧が静座するの外、八百疊中絶えて一人の料跪合掌するさまも見えぬからである。● それから一寸おかしく感じたは、堂の南方に當つて、澁々と煙華の揚るたびに、堂の屋根に遊べる鳩が驚いては、立ち／＼する趣であつた。この仏骨奉迎も、わるくすると煙花で鳩を騒がす位にとゞまりはせぬかと云ふ感事である。● けふの儀式に最も感ずべきは、門跡も管長も奉迎使の別もなく、みな徒步にて妙法院へ奉迎奉送した、眷者なる挙動であり

し。●凡そ東本前より妙法院迄の沿道に、天竺木綿もて造りし天幕は、其数六百カマであつて、反に直すと二百反を使用したとは、タイした物ではなるか。これは秦始の阿房宮已來、歴史にも聞かる大事跡である。●沿道に堵集せる数千万の群衆が、凡そ半日間も危坐拝観せしは、其疲労サ加減も想るやうが、馬車と腕車にしか乗らなる御門跡が、一里已上も後々徒步せられしは、却てゑらかりしならむと氣の毒に思ふた。●妙法院内の準備も至極行届き、管長門跡また各本山住職の焼香、行礼も静肅で好かつた。先づこれは當日の寸評である。(寸評子)

●西六の暗潮　自信教、人信主義を以て立ち、何事にも殆んど卑屈無能かとばかりに思はるまで、慎重の態度を採れる西六本山の内部に、近頃一種の暗潮を認む可しとは、殆んど何人も信ずる能はざる、底の事なるも坊間伝ふるものゝ説また一理なきにあらず。記して読者に報導せんは、教界の現状慶す可きことに非ずして、寧ろ悲む可きの事に属するも、睡気醒ましにまで記さんには、亦た強ち無効の事にもあらざる可し。現本山の勢力中心点は、疑もなく宿老利井明朗師にして、師は何人も知るが如く、誠実にして信仰篤く、加ふるに一山の元勲とし、謂はば師を指いて殆んど他に人なきが如し。島地、大洲、赤松、水原、安国各々一山に功労ある人たるや論なしと云へども、利翁に較ぶれば何れも皆な遜色あるを免許れず。故に野心あるものと主義あるものとに論なく、其慾望を達せん手段に利翁を説ひてと謂はんより、寧ろ煽動して其非望を遂げんとし、又た主義あり主張有るものも、一

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

宗の興廢上策論建議一として翁に談ぜざるものなきは、之れ已に今日まで世の知るところなり。老ひて病躯を提げて、翁の京地にある所以、實に茲にあるなり。翁の一身や一宗の為めに、重且つ大なりと謂ふ可し。而して羅漢然たる老僧も亦た、風来以外に一種の価値ありと云ふ可きなり。故に翁の言動や、西六一山の為めには、實に九鼎の大呂よりも重し。加ふるに積年來小田仏乘が、毒言を以て法主との間を中傷したりしも、近時漸く其事露れ、翁が法主に於ける信任は、目下昔年に倍するに至る。斯くの如く記せば、翁は實に完全無欠、一の欠点なき人の如きも、人生誰れかの一の弱点を有せざらんや。翁亦た實に一大弱点を有せり。一束して之れを云へば、翁の短気と翁の他の為めに昇ぎ上げらるゝとは、疑もなく翁の短所たるやは、何人も首肯するところなる可知し。一の意見用いられずは、直ちに自坊に帰へりて、念佛以外亦た余事なく、巧みに昇ぎ上げられて、狡奴が不識くの中に慾望を達しつゝあるを知らざるが如きは、從来翁が小田仏との関係等を知るものは、確かに疑ふ能はざる事実なる可し。我輩其の何人なるやを云ふを欲せずと雖ども、新進の思想を蘊蓄して一山重役の椅子に由れる某氏は、早くも已に翁の弱点に付け入りて、何事か成効せんと期しつゝありと伝ふ。素と此流説たるや風捉捕影の説なる可けれど、既に重役中一二氏の如きは、断然意を決して某氏が運動の利翁の意を動かすに至らば、去りて故國に帰へらんと期するものあるが如し。此報を聞いて、自家が計画密謀の着々成功しつゝあるを喜ぶものは、独り露西亞的貪心を有する木津橋畔

の大天狗なりとす。暗潮は既に漲れり。今後西六の天候、雲乎雨乎將た風乎、抑も亦た春風駘蕩たる好天地乎。

一盛觀錄　僧伽三千頭、群集幾千万、東本願寺より大仏妙法院にいたる數十町のあいだ、蜿蜒たる天幕は人の意表に張られ、爛爍たる旗幟は己れの望外に翻れり、管長徒步、門跡徒步、奉迎使一般僧侶、伶人天童居士悉く徒步にして仏骨を囲繞し仏徳を讚歎せり、何等の殊勝ぞ何等の盛觀ぞ。されば浸潤の癖につきたる数日來の雨も欽みて一滴を漏さず、時節柄の天日と熱氣を散じてや絶へて炎暑を覚えず、薰風汨々、香煙縷々、煙花の響きに応じて掀翻し、天樂の音に和して翔翫す、空華の亂陰慧眼ありてみる人はこれを見む。六種の震動天耳ありて聴くものはこれは聽かむ。吾人は仏舍利にこの奇瑞ありと豈想せるものにはあらず。仏徳の人天を風靡して自然にこの現象をらせしふことを歎せんはあらざるなり。凡そ各宗各派、僧侶の一堂に鳩まれる、欽明渡仏已來の儀なるべく、在俗群集して沿道に堵列せし、その正にこれ維新以來の初事たるべし。儀式的と笑ふものは之を笑へ、茶番的と譏るものは之を譏れ、仏骨奉迎の礼典は之が為に増損無きなり。唯われ人は、今日以往この礼典を紀念として、從来における各宗間の圭角を除き、有事の日に臨みては、共心戮力所謂「天下円めて一跳り」と云ふの概あらしめたきものなり。聊か見聞の一事を録して同好に資す。(仰觀道人)

### 暹羅に於ける日本寺 [明治33年8月3日 第四一七号]

仏骨奉迎使の為めに、通訳の労を取りたる遠藤龍眼師は、印度仏陀伽耶の仏跡を礼拝せん為め、目下其途に在る由なるが、師は曾て同國盤谷府に、護暹山日本寺と云ふを建立するの心願ありて、其趣旨目的とする所は、印度より帰朝後之を發表する筈なりと。

### 大菩提会の縁日 [明治33年8月11日 第四二一號]

法要執行の縁日は、仏舍利を暹羅国に於て奉迎使が授受せしは、六月十五日にして、恰も釈尊が涅槃に入り玉ひしは、二月十五日なるを以て、毎月十五日と四月八日誕生の八日を探りて、毎宗派各寺院に於て、毎月八日と十五日の両日を御縁日と為すことになつたりと。

### 暹羅佛教の談話 [明治33年8月11日 第四二二號]

大谷派新法主には、來十五日頃には、各宗僧侶及び末寺の僧侶を会して、同地の事情を悉しく演述せらるべく。猶又來月初旬よりは、房總常の国々を巡鐸せられ、布教に従事せらるゝ筈なりと。

### 紀念の写真 [明治33年8月11日 第四二二號]

奉迎事務總理、同事務常任委員、及び三十三宗派より一名づゝ撰出せし奉迎委員等四十四名へ。去月十九日、大谷派本願寺より妙法院へ仮遷座までの写真を、紀念として一組(八枚)づゝを贈与したるが、是れは委員の手に留めずして三十三宗派の紀念として

保存する趣きなり。

### 暹羅の嘶 [明治33年9月7日 第四三四号]

**法報應化の作用** [明治33年8月11日 第四二一号]  
法報應の三身は、ツマリ体相用の三である。釈尊の法身が体で、釈尊の報身が仏骨即ち相で、釈尊の応身が用便ち大菩提会である。世尊に法報應の三身無しと云はゞ已まん。体相用の三が区々別々のものならば已まん。所謂法報應の三、体相用の三、全く三即一の働きありとすれば、何で覚王殿建築の費用を転じて、仏生地の大飢饉や、在清國のわが諸兵士を慰問するの用に供する事が出来ないのである。都不呂の瓦が硯石となり、磨粉木で賊を防ぐ事ができる世の中に、さて／＼窮屈千万な各宗各派の諸有志である。これでは法報應即ち応身の作用は全く皆無であるぞ。(城東 散士)

**暹羅国王よりの御寄贈品** [明治33年8月17日 第四二四号]  
暹羅国王陛下より、今回特別の聖旨を以て、大谷光瑩師へ、御写真に御宸筆を添へて、當年の紀念として御寄贈遊ばざるゝ筈なりとか承る。又嚮に奉迎使に、御下賜ありし仏像二体を安置すべき蓮台をも、御寄贈相成る由にて目下調製中なり。又全皇后陛下よ

りも、特に大谷派へ經文を御寄贈相成る筈にて、之か外秩は畏くも御手づから御調製遊ばされたるものにて、頗る美麗精巧なるものなりと云ふ。

[教学報知]・[中外日報]における仏骨奉迎の記事について

暹羅国王は、先代も今代も賢明の方で、而も後宮の美嬪は百名許もある。これは国王が自ら納れるのでなく、貴顯や富豪から献納するのぢや。●さて其美人を何處から得て献納するかと云ふに、美人養成所とでも云ふやうな処があつて、二三百円乃至千八百円位で需めに応ずるとの事。

### 暹羅問題の解釈（一） [明治33年9月13日 第四三七号]

（全教国民に対する相憐）

僕に対しても暹羅の觀察を述よとは、余程無理な注文である。元來暹羅の實際と云ふ者は、彼自身でも觀察は六ヶシカ口、未だ完全の地図の無のでも明了して居る。而かし問題に因ては、絶對的話せぬとも確定せぬ。此話をする前に為て置くべき必要は、暹羅と云ふ解釈で有る。則ち彼は生きて居る乎死んで居るかの問題で有る。之を実に容易な様で六ヶ敷問題である。ダカ彼は死んでも居ナカロガ、固より活きて居ても居ない。若し活て居るなら自動か無れはならぬ。彼は殆んど死屍か、電気に感した様な者で、万事他動的で有る。起も坐るも歩くも止るも皆自力で無い。夫ぢやから其危険と謂つたら、剣の上の軽業と一般じや。

夫なら、彼は朝鮮の如く至極の貧国かと云に、夫は中々左様でない、彼の富と言たら實に驚く位で有る。世の中に貧弱の国と云かかる、朝鮮の如きか夫に違ひない。処か暹羅と来ては一種変手古で、富弱の国で有る。所要、彼の富は精神の無い富で有つて、單

に天然の富で有るからで有る。悪錢身に附すとは暹羅にも應用の出来る語で、天候地味の賜物に頼て生活せられて、自己の精神に汗血を絞て生計の苦勞を嘗む必要が無ひからで有る。夫で彼等は天物を濫用して居る遊民ジヤ。自分が汗血を絞らぬで、子孫へ伝へ、或は先祖から貰たので有から、所詮慾が薄い。結局情が感らぬ、身が入ぬとした者ダロ。夫で彼は一国の主權杯には殆んど頓着せぬ感案がある。ケレトモ難有事には、彼には千古万歳牢として不可抜底の一大鉄鎖が有る。此鉄鎖は慥に彼の生命で有て、又た彼の靈魂で有る。故で此生命と靈魂の不滅の間は、決して國家として絶望でない。ツマリ其生命と靈魂との中に一偉人が出来さへすれば暹羅は万歳で有る。ソンなら其物は何にぞと謂へば外でも無い仏教で有る。此仏教が暹羅人の頭脳に染込んで居る事は、到底東亜人の比較は出来ぬ。

暹羅人は仏教以外の人物に対しても、彼は豪族で有る、勢力家で有る、彼の地位権勢は我の上に在るから我は及ばぬ。夫で我は彼と崇敬ねばならぬと迄は思ふダロ、ガ彼は断じて仏徒以外の人物を友とし夫として肌は許しはせぬ。此は彼か歎き脳髄から割出すで無くて、鈍き頭に染り申し先天的の習で有る。夫かと云ふて仏教に反抗して出来て有るところの耶蘇教を見ても彼は平氣である。盤谷府中天に冲する耶蘇教会堂は幾個も有る。中でアーメンを唱へる矢張欧洲人の外はない。之は暹羅人計でない、在留支那人でも其通で有る。元々基督教國の南清人も、暹羅へ来ては完く葬祭の儀式を仏教に依頼して居る。彼の銅臭人種も外は知ぬか、暹

羅に居る丈は、基督教國人でも手は付られぬ様で有る。サー此処ジヤて、コ、か実に考へ處で有る。今日日本政府の方針杯は、殆んと維新廢仏の手段を代へて、其精神な實行シツ、有る。ツマリ仏教と云ふ者を一個の仇敵同様に取扱て居るか。ドーたる、我東洋同種同教の国に向て仕事をする場合に成つて、政府と仏教が互角の地に立たら、仏教か人心を收攬する位、政府の力が人心に浸漬するダロか。自己が政略の為に、此貴重物に傷を負して不具にした暁には、飛んでもない恐慌を來す場合か有るは必定である。僕は國家か仏教を冷遇する精神が不思議で耐らぬ。是程明了な確実な牢固な反照かあるのに。（愚軒）堪らない。

### 暹羅問題の解釈（二）〔明治33年9月17日 第四三九号〕

（十字軍は人類の公敵なり）

チト話に身か入り過て、飛んだ横道へ這入たが、此からが各國か暹羅に対する解釈で有る。南亞大陸三十五万方哩の沃野は、決して狭いとは云へぬ。米の產額から言ても實に非常な者で、現に五十万円以上の資本を備へて居る。精米社会か盤谷市中到る處に聳へて居るでも喫驚する位で有る。夫れで有るから此国に対する各國は、流涎三尺處でない、實に三千丈とでも言いたい程有る。虎視眈々と云ふ形容辭は、暹羅の現状の為に造られた者である。其所で今日暹羅に対して虎視的眼光の鋭い優力の地位に立て居る国はと云へは、先づ英仏二国で、之に次て独乙である。其所へも來て、新たに勢力を扶殖したか魯國で有て、昔から居留民の有

るは葡萄牙、和蘭、伊太利で客籍民は支那で有つて米国も無論来て居る。

此国へ来ておる強国にして、温當なる普通通商の考を以て居る国は一ヶ国も無だ。皆ドイツもコイツも肉を喰いたいとか血を吸いたい、責ては鱥でも噛ぶりたいとの野心を持て居る。哀れ暹羅と云ふ国は丸で車飯店の番附見た様な者じや。茲へ集て居る奴が自分勝手に食物の品定をして居る、何んと失礼な話じやないか。

先○國の好みはドージヤと云へは、彼は鱥を棄てゝ血を吸ふと云ふが、從来の考で有る。夫は何故ぞと云へば、彼は既に印度緬甸等の宝庫を取て居るから、最早土地には慾望かない。慾望が無いでは無いか、彼は各國均衡上の面倒を避けてコ一して居るのじや。暹羅は虎彪の群に投げられた肉と一般で有る。彼の幸に稍古形を保て居るは、虎彪慾望の衝突で有る。今一虎か先づ爪をかけたら、他の数虎は嘿て見ては居ない。故に彼等は此肉を啖はんとする前には、屹度先づ己か格闘して後の事に為にやならぬ。其中他虎が側目をせるか、居眠もあるかして、視線を緩めに隙か有るかと、今では肝腎の肉よりか虎同志か、面の腕合をして居るノジヤ。是か幸に毒爪利牙の肉にかゝらず、命を保つて居る所以有る。尙か○國て有る彼は、今も云ふ通り、今日の處では、已に印度半島より緬甸を囲繞して、馬來群島迄吾有にした暁は、最早左様苦情ツキの領地を拡張する必要かない。其所て彼は最も狡猾なる手段を以て、其血液たる經濟の上に於て、窃に自己の獸慾を逞くする事は、各國が手腕の及ばぬ辺である。古老の説に蛙と云

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

ふ奴は、不思議の作用を持て居る奴で、其作用を利用する時は幻妙の術を得らるゝ、彼の緒方周馬の自來也の蝦蟆の術の如きで有る。彼には一種の電氣作用がありて、目的の物体に接せしめて、遠方の方から口を開けて、カツブと言たら其物が独り口中へ飛込む。之は世人の見て知つて居る作用で有るが、夫をか年長の老蛙に成ると、川の前岸に居る動物に電氣を送て、其血液を吸取すると云ふ事を、昔話に聽た事があるが、今此話を借りて言ふ時は、○國は丁度老蛙の様な者て、其物体に目を注げずで、丸て不知風をしてソツと自己特獨の電力を以て彼の血液精氣を吸取らんとし、且つ吸とりツゝ有る。然れば其電力はドンな者で、其電池は何處に在るかと云へば、電池は本国首府で発電して置て、彼暹羅国有数の貴族中の人々を採んで、力めて其電池たる本国に誘引して、自國の文明に眩惑せしめる、之が第一の電氣触感である。此触感を受けてよりは、紙背を覗る眼光の無い暹羅人は、○國を以て世界一の雄国として、直ちに皮相の文明を模擬せんとする。又た模擬せんとして種々の教唆的手段を施す。其所で彼等は○人の口車に乗て、外面の裝飾さへ出来れば立派な文明國と思ふて、大は軍艦鐵道より小は家具雜貨に至る迄、供給を○國に仰かせる様に仕掛ける。夫れには、教師だの技師だの顧問員だと種々の智巧を備へた者を輸入する様に為る者である。夫で暹羅の貴族にして英語の出来ぬ者はない。彼國で英語の普及して居る事は、實に意想外にて、中流以上の社会に交際するには、暹羅語は知らぬとも英語さへ出来れば聊かも差支はない。夫で英國の勢力か何度

迄漫漸して有るかは、略ぼ想像か出来るダロー。（愚軒寄）

### 暹羅の近信

〔明治33年9月25日 第四四三号〕

中に立る所試みに二三項を録すれば、東本願寺が如才なく立ち廻りて、宫廷の信用を博せるは、他宗を出し抜きたる仕打ちながら、流石に自覺し、遠からず布教を始める由なり。公使が奉迎使を特別に取扱ひたる事に就ては、彼此批評あり。▲例の岩本千綱氏は、本願寺の援助を得て、再び此地にて旗揚し、山林伐採金山採掘に従事するとか、或は香港當地間に汽船を浮べるとか、頻りに運動し居る模様なり。又協亞商会にても、山林伐採を目論見居るとなり。▲領事篠野氏は、威厳赫々居留民一同平伏す。公使稻満氏は、仏骨に満身の力を入れて、今は御疲れの様子なり。同夫人は、美的日本を暹羅に知らしめたる点に於て大に功あり。▲在留人は、書生流の人が過半にて、暹羅語を巧みに採る人先年よりは余程増加したり。

### 新教田に汚足を印す

〔明治33年9月25日 第四四三号〕

左に掲ぐるものは、目下清国福州に在る某老師より、大坂の或方に送れる書柬中の一節なり。一字一涙の□なくんばあらず。

清國僧侶の念仏往生に満足し、上求菩提の誓願と下化衆生の願力なきは、清國人民の抵抗に非常の影響を及ぼし、信仏の觀念は現在と未來の幸福を祈るに止り候。宗教的迷信の多数人民を支配する勢力は、恐大なるものに候間、宗教思想の發達を謀らずんば、

清国の開発と平和は得らるべきものにあらずと存じ候。今回の事変は、一半は宗教の輒轢鬭争に原因し、世界の面前に向て清國伝道の重大なることを説明せられ候ものにて、日本の仏徒は世界の平和の為に、清國に於ける仏耶兩教の衝突の調和を謀り、乃祖の宗旨を再興すべき重担を与へられたるものに候。特にわが臨済は、歴史上密接なる關係を有し、根底の感情より融和すべき種子有之候間、この際江湖大徳の東來を檄し、これを外にして亞細亞の文化の為に貢献し、内にして祖恩を報答し、本国腐敗の教海を掀翻し、圈外に向て宗風と僧規を振作することは、刻下適切の偉業と信じ候。松雲老漢とゝもに、各山の巡錫を了し候上は、台湾に迂回し一旦帰京いたし、同寺の雲衲を糾合し、陸続江湖大徳の海外に移幢を促したき考に候。海外未知の同教徒は、其人の道德識見を知ることなく、唯自國の僧風に対照し、其人の態度と行為によりて、日本仏教の輕重を打算いたし候ものなれば、何宗派の僧侶たるを論ぜず。其人は即ち日本仏教を代表し、将来の伝道に向て利害に関する至大なるものに候間、慎重の注意を要すべきことに候。今回釈尊御遺形奉迎使の一行は、日本仏教の各宗派を代表し、上海香港新嘉坡を歷て入暹せられ候ものなれば、清國の同教徒に環視せられ、一行の行為と風采は、一人より千万々人に伝唱せられ、福建の伝道に向ては、奉迎使の行為の善惡は直接の利害有之候。其は新嘉坡等の各殖民地には、鼓山の末寺にても二十有余の寺廟ありて、年々南洋に来往の僧侶は百有余人に上り候間、この土の伝道に尽瘁いたし不肖等は、窃に苦口苦心罷在候

ころ、果然前田誠節奉迎使は、入遲紀行を世に公にせられ、奉迎使一行の洋食に飽満し、某の日に本国の料理を喫し候は、異域の海にありては甚だ珍味なりとて、汁（鯨牛房）皿（黒鯛青唐辛）向附（鶏肉寒天）の献立を記し、仏骨奉迎に伴ふ一大名誉の如くに吹聴せられ候。誠に奉迎使の態度と行為は、福建の伝道に向て一大妨害を与へ、不肖等が日本仏教の嚴肅なることを鼓吹し、清國僧の頑夢を警醒する上に対し、一大汚穢を与へられたるものに候間、國家と法門の為に緘默を保ち難き事に候。釈尊御遺形の奉迎は、固より第二第三に下りたることゝは申しながら、仏徒たるものは恭敬供養の誠実を尽すべきに却て、敬仏尊札の本意に背馳し、仏骨奉迎は僧弊助長の媒となり候は、千古の遺憾に候。妙心寺の奉迎に伴ふ諸般の設備は、誠に開山の遺風を滅却し、屋漏藤環の當年を回想し、転た落涙の至に候。妙心一派の事業は、善惡ともに臨済各派の全体に影響を与へ候ものなれば、護法憂宗の大徳は特に留意すべき要緊の一殷に候。管長猊下は、誠節奉迎使と馬車に同乗し、幾百余人の寺院用達等は、腕車に一定の旗章を携へ之に従ひ帰山せられ候や、樂隊は劉曉たる歓迎の譜を吹奏せし奇觀は、常識によりて解釈しがたく、大阪に於て我宗門の諸大徳の、草鞋徒步にて世尊を奉迎せられ候に対照し、天地の別これあり。近時妙心の所業は、余程奇的なる脳髄を有する児孫の行為に候。去れど毒弊の極点に達せざれば、宗風理整もいたしがたく候へば、護法憂宗の同志は、暫く古人遁世の事に擬し、海外に法幢を移し、圈内の腐敗を截断するは、寧ろ取るべき法策に候。往々

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

老大徳猊下は、事務僧の魔術に籠絡せられ、大法のため遺恨の至に候。天涯客土なりて、客観的に日本仏教の現状を達觀いたし候ときは、慨感のことのみ多く、この頃詩を打て、「正法論兮微笑台。遺風拋向白雲堆。三千蘭若藤環沢。却作魔僧慾火媒」慧劍輝兮正典刑。何人回転旧門庭。可憐微笑拈華境。欲火臭煙滿地腥。」松雲老漢、直に筆を拈し、愚韻に和し、二偈を打せられ候、曰「壯麗花園玉鳳台。老松夾路翠成堆。怪看海外斯文字。恐作宗門誹謗媒」正法輪中奇特句、奉迎盛事動門庭。鶴林煙滅三千載。直到而今仏骨腥」わが本国に於ける所業の善惡は、暫く別問題として、不肖等は日本仏教の眞面目を提げて、支那大陸に宗風を振作いたしたく尽瘁するの時に会し、這回のごとき汚穢非道なる足跡を海外の新教田に印せられ候は、法道に違背し、國家と法門の為め害毒を与へ候ものなれば、この問罪の声は、一人より幾万々人に伝へられ、輿論監視の勢力となり、将来を警戒し、海外に関する事業は、一段の注意を要したきことに候。隨侍自珍專一に奉存候。恐惶頓首謹白。

### 奉迎使一行の失態〔明治33年9月27日 第四四四号〕

暹羅国の俗として僧侶の肉食することは、差して意に留めざるも、酒を飲むこと、陰部を現すことは、最も恥辱とする処なるに、今回奉迎使の一行中、聊かなる感情の衝突よりして、悉に旅館を転じたため、恰も来遊中の欧米人と同宿せざるべからざるに至り、四面環視の中間に立ちながら、座作進退、大に乱雑を極

め、昼となく夜となく、間かなあれば酒を飲みつゞけ、往々紛々たる臭氣を含み、赤顔を提げて貴族の門に伺便する等の醜態あるのみならず。苟も日本仏教の代表者たるべき高僧と称せらるゝ分際を以て、居常あやしげなる浴衣を着し、細帯の袴、寝台に横はりて、殆んど危きまでに脚部を露出して恥ぢず。全宿西洋人の食事中にも、遠慮なく外様を闊歩し、或は高声雜談する等云ふに忍びざる振舞ありしこと、一行の去つて跡も既に消へたる今日に於てすら、専ら一種の話柄となりて、オリエンタルホテルに汚言を留めつゝありと。其責を負ふものは抑も誰者ぞ。

### 石川參務の辞職〔明治33年9月27日 第四四四号〕

頃者公成證書の授受を終りて、一段落を告げたる北浜銀行と東本山との関係に就て、石川舜台師は、深く不満の色あり。部下役員が恣に、專斷を以て斯くも本山の主權を傷けたるは、遺憾に耐へず。其責の帰する所、亦た自ら多少を分たざるべからずとて、断然辭表を提ぐることに決意したりと報するものあり。果して如何にや。

### 暹羅僧の風儀〔明治33年9月27日 第四四四号〕

日本には十二宗、三十六派と云ふ多岐の宗派が有りて、各其宗意安心を殊にして居る許りでなく、所奉の本尊まで違つて居る。心が暹羅と言つたら、決して左様言ふ面倒は無い。本尊と言つたら釈迦一仏に限つて有る。宗派では三派あるが、別に所依の經典、

所奉の本尊が違うではない。唯だ日常の規律に寛厳の差が有る迄で有る。仮令は彼の新派は、我日本の律宗で、旧派は我国の半律僧と見たら相違は無かる。彼等は炎天焦地の熱帶国に居り乍がら、無毛頭を火氣炎々たる日光に照らされ、一寸の布片も踏まぬ跣足で、熱灰の如き焦土を歩るき、而かも身に三畳敷已上の幅員ある袈裟を巻付けて、夏を知らぬと云はぬ限りの平氣で歩いて居る姿は、殆んど日本人の想像の出来ぬ邊で有る。彼等は如何にすれば如斯苦行か出来るかと問へば、仏誓力に乗するから出来ると答へる。若し不幸にして、此生活に耐ゆる事が出来ずして、中途で疾病でもすれば、誓願力の薄弱からで有ると考へる。故に彼等は疾療禍患に依つて仏陀を疑ひ、因果を訝かる事はない。唯だ自分の善業力、精進力、誓願力の不及で有る。清淨なる力を具へて居る僧は、必ず円満なる仏陀の願力に乘ずる者で有ると確信して居る。故に円満なる仏陀の願力に乘せんとすれば、是非一度は剃髪染衣の僧とならねばならぬとキメて有る。夫れど暹羅の人は、上は一人の天子皇族より下は平民社会に至る迄、一度は僧となるに確定して居る。夫れど男子にして一度得度せぬものは、社会に立つて信用が薄すい位で有る。此風習は上流に成る程嚴重で有る相ナ。現に今の国王も、一度は出家せられた御方で有る。夫れど今日天子の位を踏んで、後も仏法継続の王たる転輪聖王と云ふ教法上の尊位を併せて保有して居らるゝ。其他王弟にて目下僧形と成つて居らるゝお方も有る。此等のお方、則ち法親王が如何なる生活を為して御座るかと云へば、夫れはモー単純至極の生活方に

て、露聊かも平僧と相違が無い。同じ香色の木蘭衣にて、矢張り露頭で跣足で二度御飯を喰べて、鉄鉢を提げて歩いて御座る。日本で行はるゝ紫衣緋衣金襴呉錦袴と云ふ物は、如何なる高僧でも被服着用する事が無い。日本僧の青黄赤白黒純金半金紋織袴と五色八彩の粧を凝らして或る場合には、質鉢置いて借金迄して衣裳の競進会をして、俗者の目を驚かす醜状と比較したら、其淨穢其尚卑の差間はずもがなと言ふ外なしで有る。夫で想起す事があるは、彼仏骨奉迎使か、王城の側ラワツトポーなる大道場で仏骨を授受された時、之に列席したは暹羅僧七十余、日本僧十五名（デ有ツタカ兎レタ）か左右に駢列した。其正面には中央に仏骨を安置して有る。少し隔てゝ當日の勅使たる文部大臣と稻垣公使夫妻と控へて、其後へ五列程に暹羅の貴紳が並んだ。ソシテ日本僧の後方に日本の居留民が陣取りをした。其時日暹兩僧か相対峙して、日本僧は洋椅子に懸り、暹羅僧は半跏して坐つた景容は、中々見物で有ツた。僕も居留民の一人として末席に列したが、彼暹羅僧の清夾枯骨なるは、實に宛然たる古羅漢のパノラマにして、日本僧の威儀堂々風彩凜々として、流石は平素の大舞台に練習を積みし程の切有りて、拳措進退其度を得て、一指の微動、片唇の噛占方、両足の踏方までチヤンと規律か有つて、オマケに五彩の盛粧アタリを払ツて見へしサマは、居留民一同鼻の高イ事が数千丈で有ツた。之で酒を飲む事と浴衣がけは見せ無ツたら、日本僧は威儀堂々如神との記事を彼の歴史に遺したに相違ない。ハテ残念ナ事ジヤワエ。

（居留民の一人涙水生寄）

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

速かに大菩提会を破壊せよ（明治33年9月29日 第四四五号）

今日の所謂高僧なるものに依て事業を企つるの迂愚なるは、今更詳説するに及ばず。彼等は仏教を興さんがために生るものにあらずして、法運末路の余勢に沿して衣食の料を貪り、遊惰安逸の夢中に一生涯を嘗まんと期するものなり。彼等が肩上敵めしく纏へる金襴袈裟は、営業上唯一の看板にして、此看板の下に身を潜む間は、飲食淫遊の不自由を感じざるものと思推せるなり。試みに彼等より金襴袈裟を脱せしめは、果して普通人間一足の資格を有するもの将た幾何あるや。円頭の光るは信あるの證にあらずして、黙欲の熾んなるを表白し、手足の柔かなるは徳あるの徵にあらずして、惰弱に沈めるを形出し、高尚なる品性あるにあらず。深遠なる素養あるにあらず。精神は早く既に死し、氣力は早く既に枯れ、四支五管悉く無用廢物の標本たらざるはなし。彼等一日法衣を脱棄すれば、忽ち今日の生計に究し、飢渴に陥らざるを得ざるものなり。斯の如き不潔汚埃、無用贅長、何等の役にも立たざる造糞器に依て、仏教末路の一日を与へんとするは抑も迂闊なり、愚昧なり、野蛮なり。

彼等か最後の一戦として画したる仏骨奉迎の一事は、今日果して如何なる結果を告げつゝあるか。大菩提会の現状は、果して如何なる悲境に沈みつゝあるか。胸中一点の成行もなくして、妄りに誇大の吹聴を吐て世人を惑はし、由來一定の方針もなくして、恣に過分の計画を企てゝ天下を欺かんとし、今は却て自ら拳指狼狽の醜態を演しつゝあるにあらずや。覚王殿建築どころにあらず。

慈善事業の着手どころにあらず。仏骨未だ妙法院中の一隅に淋しき孤影を留むるに過ぎずして、早くも大菩提会は、負債のために内訌紛々の私争を生ぜんとしつゝあり。金メツキの高僧か自ら出馬して、頻りに勧財募金に勉むるも、世の信任より見限り果てられたる彼等の言行は、悉く何等の効力をも有せず、仏骨を以て好餌とし、菩提会の名に依て酒肉淫色の邪慾を貪るの資を得んとするものなり、との疑惑を去らしむる能はざるなり。特に頃日追々として、彼等奉迎使と称する一団の魔族か、暹羅國中に於ける失態亡状の事実世間に露出し来るに及び、遠く海外の新聞紙にすら、日本佛教徒の失行を誦はるゝに至らしめたる。在来心あるものは、日暹两国の交誼を親厚ならしむるの好機関として、窃かに仏骨奉迎の美挙を賛じたるも、今は却て奉迎使の犯せる罪惡に依て、千歳拭ふへからざる汚辱を流し、同教國の法田に荼毒を投じ、海外布教の前途に一大蹉跌を來さしめたるを痛憤するに至れり。暹羅國王を始め皇族貴紳の方々か、飽までも眞面目に赤誠を捧げて尽瘁せられつゝあるに反して、遊散的旅行に趣きたる奉迎使等は、白昼公けに彼の風紀を紊り、恣に彼の国俗を傷けて恥ぢず。酒氣満面貴族の門前に叱せられ、乱言噪挙、同宿の外人に戒められ、夜陰に乗じて異境の醜業婦に戯れんとして、警備の厳なるかために果さざりしを、遺憾として声高らかに物語れるか如き。精進潔齋の法体を以て、鯨汁や黒鯛、鰐肉の珍味に舌を鳴らし、公刊の文章に於て左も名誉らしく之を広告するか如き、陸に海に到處に醜声を伝へ、奉迎使は則ち請負師なり。菩提会は没落

怪なりとまで批評せらるゝに至りたるは、何たる見下げ果てたる浅間しき、不祥至極の沙汰にてあるぞ。二三奉迎使の恥辱は之を忍ぶべし。一菩提会の汚名は之を忍ぶべし。独り日本佛教の大汚辱を奈何せんや。日本帝国の不面目に奈何せんや。海外布教の大頓挫を奈何せんや。抑も是れ暹羅國王の優渥なる聖旨を空くして、皇族貴紳の懇切なる芳情を葬りたるものなり。不敬無礼の大罪は、將に何を以て償はんと欲する乎。若し今日彼等の現在に於ける態度の有の儀を画かれて、暹羅公使の手より報告せらるゝに遇はゞ、如何に鉄面皮なる彼等にても、自刃以て天下容れざる大罪を謝する所なくんばあらざるべし。宜なる哉、政府は夙に茲に見る所あり。彼等二三僧の失行よりして、或は向後の国交上にも多少の障害を来すべきを慮り頃者、窃かに秘密探偵を彼地に派して、沿道及び本国に於ける彼等の残せし行跡に就て、事實調査中なりと風説するや。而て之がために、稻垣公使の上にも或是一種の奇禍を及ぼすことなきやとて、心あるものは大に憂慮せりと報せらるゝは、果して真か偽かを知らずと雖も、要するに奉迎使一行の不始末か、將に輿論の一問題に上らんとするは、争ふべからざるの傾向に陥りぬ。

形勢既に斯の如し。事情既に斯の如し。各宗派協同の上に於ける大菩提会の成立は、所詮見込なし。否寧ろ菩提会は、既に早く自殺せしものなり。既に自殺せる菩提会に向つて巨額の財葉を投じて、一日にても形骸の保存を勉むるは、勞して甲斐なき無用の業たるに過ぎざるなり。会員一人の増加を見るは、則ち天下の一

人を欺惑せしめたるなり。宜しく害毒の区域、甚だ広大ならざるの時に於て、速かに根本的に之を破壊して、更に新たなる組織方法に於て、清潔淨白なる大菩提会を改造するを急要とす。是れ正に、暹羅国王の優渥なる聖旨に奉答すべき日本佛教徒の一大義務たるを忘るべからず。而て彼等奉迎使一行の処分法に就ては別に論あり。請ふ之を他日に語らん而已。

### 奉迎使失態事実の取調

〔明治33年9月29日 第四四五号〕

其筋にては、彼の仏骨奉迎のために暹羅国へ渡航したる一行中、往々失態の跡ありて頃者、漸く世間の物議に上らんとするものあるを以て、之が事実を取調べ置くの必要ありと認めたるにや、窃かに秘密探偵を派して、沿道及び該國に於ける一行経歴の事跡を探査しつゝありとの報あり。果して然るにや。

### 大菩提会

〔明治33年9月29日 第四四五号〕

此程開会せし議案の重なる者は、会员募集遊説員派出の件にして、就中同会維持金、並に覚王殿建設の為め要すべき募金方法たる内務省令第三十八号告示以来、同会理事中二派に岐れ、会员募集の上、任意喜捨に附すべきか、又同省令に隨從して出願許可の上勧募すべき乎、此の両説東西の理事中に起り居る事とて、之が決定せざる限りは、仮令各地方に遊説するも、同会の意志薄弱にして充分に遂行すべき事蓋し難かるべければ、今回総代会にて何れにか決定し、其議決に基きて委員の運動を一致すべき筈なり

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

き。

### 前田誠節を排斥せよ

〔明治33年10月5日 第四四八号〕

前田誠節の名にも似合はざる偽悪の魔僧たることは、世上既に公評のあるあり。今更事實を挙げて、之を表示するに及ばざるなり。而て仏骨奉迎のために彼を渡暹せしめたるは、日本佛教千古の恥辱にして、彼は實に破戒無慚の堕落を一身に集め、遠く世界の十字街頭に立ちて、汚埃醜陋の仏教を広告したものなり。奉迎使一行の過ぎりし沿道、並に暹羅国に於ける不評判は、啻に日本佛教の名声を傷けたるのみならず、日暹両国の交誼上云ふべからざる障壁を築き、向後海外布教の前途に一大失敗を招かしめたるは、掩はんと欲して掩ふこと能はざるの事實となれり。藤島了穂の如き亦た罪あるも、敢て深重と云ふにあらず。大草恵実、石川馨等、孰れも多少の醜態あるを免れざりしも、彼等は従隨的の輩族、元より云ふに足らず。独り誠節に至つては、言語道断なる不埒を恣にし、傍若無人の乱行を逞ふしたるば、一行の挙げて認むる所なるべし。實に各宗派は巨万の財宝を散して、遠く同教國に親友を結ばんと欲して、終に一介俗僧のために寧ろ永く怨恨を異境に買ふに至りたるなり。誠節は實に日本佛教の面目を傷けたるものなり。釈尊の遺靈に汚辱を加へたるものなり。暹羅国王の優渥なる聖旨を葬り、却て不敬を以て之に答へたるものなり。換言すれば日本國の威靈を辱かしめたるものなり。啻に仏教を以て目すべきのみならず、或意味に於て彼は實に○○と名けらるべき

ものなり。而て帰朝後の彼は、更に何等恥づる色なく、各宗派の僧俗亦た彼を頂きて平然たり。是れ豈に僧家の無神經を表し、各宗の大呆漢を示すものにあらざんや。余輩は切に各宗派に向つて警告す。速かに誠節を仏教界外に排斥し、明かに彼が犯せる罪状を具して、彼か頭上に宣言を下すと共に、遙か暹羅国上下の民衆一般に対して、日本に於ける仏門制裁力の厳峻なるを示し、奉迎使中の悪魔を殺したる事實を表せざるべからず。然らずんば玉石永く混交され、美醜終に判する能はず。何を以てか同教國民を疑惑中より脱却せしむることを得んや。誠節を殺し、而て大菩提会を葬らざんば、日遲の關係永く暗黒の境より離るゝこと能はざるなり。茲に實際の形勢を示して、之を断言し置くものなり。

(柏陰)

### 仏骨後日の夢〔明治33年10月5日 第四四八号〕

大菩提会は早く既に自死を遂げたるものである。而も妙法院の門前には、秋風肅殺の間に看板は掲げられ、一頭五十円と云ふ法外千万なる過分の給料を貪る委員の影も出没するを見れば、形体だけは残つてあるのであらぶ。而て此死体の処分法には困つたものである。○葬式料は五百金もあれば沢山であらぶが、彼は今日まで死体の保存に就て非常に多くの借金を拵へてある。之か償却の方法は、果して誰か講じて、責任は誰か負ふのであるか。實に仏教界的一大難物が出来たのである。○一年を通じて五十円足らずの収入で小本山の寿命を継ぎて居る坊主か、一ヶ月五十円の給料

と云ふので、大菩提会様、大明神と拝み立てゝ居るのも無理はない。圓い頭の余り慾の深いのは見ツともないぜ。○村田と委員とか折合はないのは、第一委員か五十円だのに、總理か二十五円だから不都合ぢやと云ふのと、始終村田を馬鹿にするのか悪いと云ふのである。モー少し大人らしい喧嘩が出来ないものであるか。名利は脱するには及ばざるも、今少し名利の区域を大にするか善かろうぜ。○村田ツマリ印章役で、委員は先づ取込掛である。馬鹿にされて腹が立つ程の坊主ならば、ナゼ決然として大菩提会を脱して、之が改造を企てないが。門跡流の長袖者も余り時勢には応ぜないぜ。○大菩提会中に、刑事上の制裁を受けねばならぬものが一二名あると云ふことである。○東本願寺の新法主か奉迎に出掛ける時、船の中に於て自ら発言して、一行が行くから、帰るまで固く準守すべき規則を拵へて貰いたい、と迫つたそうである。其中は雑談、飲酒、遊歩、娯楽等は一切之を禁止し、袈裟法衣は昼夜離さずと云ふのもあつたゲナ。スルト前田の野郎が第一として之を破り、先づ素ツ裸になつて行儀を崩しかけたと云ふことである。○前田の処分せざるべからざるは當然であるが、藤島了穂も石川馨も大草恵実も亦た、多少の制裁を加ふべき罪悪である。各本山は十分調査して見るが可い。知らずば教へて進ぜるであらぶ。○藤間なんで文学士と云ふ肩書あれど、丸でボーカに異ならない。暹羅国に於ける彼が、皆ンナに追ひ使はれた態は何んであるか。今頃の文学士なんでサツパリ役には立たないノー。

**暹羅電話（仏骨奉迎の奇談集）**（明治33年10月5日 第四四八号）

仏骨奉迎使が、愈新嘉坡着と云ふ事が暹羅へ聞こへた時、暹羅の政府から稻垣公使の許へ、接待上の事に就て相談が有つた。其相談の中に、日本仏教は肉食を禁じて有ると聞くから、今度の御馳走も精進料理にシヨウカ、と云ふ難問題が有ツタ。其には流石の稻垣公使も大に閉口した。何故なれば、肉食すると云へば日本仏教の規律に關係する。せぬと云へがヨイけれども、實際は中々左様で無かる。之が雲照律師とか云ふ人なれば、噉肉は大日本大乗佛教僧の大禁物で、不噉肉食は慈悲行で有る、位威張られるけれども、ドール何にだか剣呑でならぬ。正使と本願寺派の使節は、無論宗制上噉肉して差支なしジヤが、次に前田君は、當世流の開化僧で有るから、洋食の喰様に恥はかゝぬとして、一人日置黒仙師じやが、此人はドーか知らんが、兎に角四人の内で三人も肉食家とすれば、来る道中でも汽船でも遣るに相違か無いから、肉食差支なしと答へるべし。若し左も無くして、此処丈け眞面目で遣つた処で、往復の汽船の中が左様で無かつたら、飛んだ赤恥を搔くと云ふ話か出て、遂に肉類の御馳走をうける事に話か極ツたゲナ。処か彼人等が来て見ると、日置師は流石に厳格にて、一切肉類を用ひざりしも、他の御坊達は中々ホークの持ち様ナイフの遣ひ様かウマカツて、暹羅の接待員を感じさせたゲナ。イヨー開化和尚、日本料理の説明無理は無い。

又稻垣公使と居留民との関係は、親密か疎遠かと云へは、先づ疎遠の方で有る。疎遠どころでない、寧ろ仇敵視して居る。夫れな

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

ら其理非曲直を糾明する時は、何れが曲非の醜を負ねばならぬかと云へば、是は中々疑問で有る。世間では、稻垣君を至極偏頗の人の様に云ふか、穴勝ソーとも云はれぬ。何故なれば此批評と云ふ者が、公平眼から見て云ふ事で無くて、斜眼的の非難で有る。ダカラ其正鵠を得ざるや無論で有るとシカ考いられぬ。左れば其斜眼的觀察、寧ろ色眼鏡的觀察によツて報道された者を以て、此内地の人等が何にかの機密を探り得た様に喜んで居るは、實に笑止千万で有る。元來人の機密ナンかと云ふ者は、其人に油断させねば探れる者でない。夫れに何ンぞや、公使と居留民の關係が以上の如き不折合、其間慥に階前千里の区域が有るもの。ドーして公使の方寸に描かれた機密が知れる者が、夫を知ツたかの様に云ふは、何にか為にする所ある野心家の行為で有る。僕等は別に公使を弁護するでも何にでも無いが、世の人等が仏骨奉迎と公使との間に、何にか意味者を附ケ度がツテ居る際ユヘ、鳥渡した事が針小棒大と為ツて、将来日暹間の機關を誤る様ナ事が有りはせぬかと思ふから、コンナ事も言ツて置くなりジヤ。（未完）

**在暹公使へ感謝狀**（明治33年10月5日 第四四八号）

播州神崎郡番呂村の内中、仁野村光法寺住職、長谷川顯證外、四十五名の僧俗連、署を以て、彼の仏骨奉迎に就て尽力せし暹羅駐劄公使、稻垣満次郎氏、及び遠藤龍眠氏へ宛感謝狀を贈りたる由。其稻垣公使に宛たる分は左の如し。遠藤氏へも粗全意味なり

閣下、倍尽忠報國の御勤務為、邦家奉感佩謹賀候。承れば閣下、精忠の至誠を以て日暹両間の親密を希ひ、南北佛教の連合を図り、興亜の機關となさんが為に、己人の資格を以て暹羅国皇帝陛下に対し、以て聖物分与の事を以てせられたり。我門全徒、感激無極歡喜嗚咽して措く能はず。良に空前絶後の幸榮と奉存候。殊に本年一月已來六月に至るまで、御運動中或は哀願をなし、或は檄文を以て通告し、或は難困を冒し、或は遮障を排して其の百事取扱の御苦心、千万も啻ならざることに奉存候。就ては日本佛教徒中、其一分の我等薄か感謝の微衷を表せんが為めに、陋文艶語を捧呈すること、如此に候。早々謹言。

### 大菩提会に於ける信認の存在

〔明治33年10月5日 第四四八号〕

余輩は夙に諷刺直言、幾多の方面より大菩提会、及び三十三派管長の猛省を促したり。而かも余輩の微志は、不幸にして大菩提会、及び三十三派管長と當路者の採用を得ざるの遺憾に煩悶したり。是れ固より余輩局外素人の忠告を俟たずして、各派管長及び當局者内に十分なる成算ありての事なるべしと雖も、寸善尺魔はあるなり。故に大菩提会が後日に至て、世間より如何なる攻撃非難を蒙るも、是れを悉く外来の中傷的惡戯と為すを許さざる。眞理は天地の未分より確定せられ有るなり。曰く自悔而後人悔之の本文も有る世なり。自壁隙風来、自心隙魔生底の工夫は、早く先徳

が後学者に誨へし金言たるに於てをや。故に今日の大菩提会が、漸く世間非難攻撃の中心たらんとする者も、亦た壁隙的自悔的の慊なき、清淨潔白無垢純一の菩提会なり、との自信上の弁解に究するの慘情なきを保證ざるに至れり。何んとなれば、仏骨入御以来、茲に數月未だ何等の為す無く、何等の見るなきに於てをや。今や三伏の余熱已に去り、金風颯々、梧桐を枯らし幹瘦せ葉落ちて、天地寂寥たる時は来れり。余輩曾て空前の大盛事たりし仏骨奉迎件をして、秋冷と共に熱度の鎮沈に帰するなき行動に力むるを誠めたり。而るを大菩提の人、三十三派の管長、當局者等、其冷眼過観と否とを知らずと雖も、爾來の行運動為に於て、今日に至る迄、余輩をして満足なる事實を社會に紹介せしむるに吝なりしは、果然天下の人士をして、大菩提会の方針活動を諦観するに於て、嫌厭を生ぜしめためり。

夫れ一度生ぜし嫌厭の情は、今や一変して非難攻撃の声となりしたり。彼等は則ち呼ぶに大菩提会なるものを以て、仏骨奉迎の神聖を浣すものとし。暹羅国王陛下優渥の聖慮を無視する者とするに至れり。余輩茲に於て、滂沱たる遺憾の悲涙兩頬に淋漓たるを覺ゆるなり。人若し余輩の言をして、激語世を惑すとせば、去て本日（九月廿九日）発行の教學報知社説欄に見よ。余輩は該文を読んで、其摘發的事実の揣摩臆測に出づるを疑ふ者ありと雖も、然れども其立論の骨子に至ては、不得已して之を首肯するの外なきに苦しむ。敢て問ふ、大菩提会たるもの果して、能く自悔の外侮を招く無きの自信ある乎。三十三派管長、當局者たるもの

の、断じて魔障襲来の穴隙なきの大覚悟あるか。望むらくは大菩提会たるもの、各派管長、當局者たる人、敢て卿等の怠慢により、累を當來の仏教に及ぼし、垢を仏骨の神聖に塗る勿れ。（建國新報）

### 暹羅電話（仏骨奉迎の奇談集）〔明治33年10月7日 第四四九号〕

#### ○其二

マ一近い話がコ一云ふ事がある。奉迎使が磐谷へ上陸する時は、是非歓迎の列に加はり度と云ふ事を申し込ンだは、二十名程の醜業婦で有ツた。之は宗教の信仰と云ふ上から云へば、差支の無い様ナ者なれども、其实中々ソ一は往かぬ事情が有る。夫レは一寸考へても判ツて居る。苟も大日本帝国の大仏教徒を代表して来る使節、而かも正使は、我国貴族、而かも皇室に近い貴族である。其人が正使と成ツて、而かも最も神聖なる事業の為めに渡來した者を、彼の暹羅の貴顕、勅使等と混じて醜業婦を出迎さして耐る者が、此事は先ツ一番に或る留学僧から準備員に相談した。スルと準備員が之を刎ね付けて、公使に往けと言ツて遣ツた。其処で其坊サンは何の氣も付かず、公使へ往ツて相談すると又候公使にはねらた。夫れは夫れでヨカツタか、氣の毒な事は醜業婦である。彼等は無論、準備員は勿論、公使の承諾を得た事と誤解して、或人等に御礼のタント云ふて、一同大恐悦てソロヒの衣裳を拵へた。之は實に心事を問へは不便ナ事で有る。彼等の営業こそ醜業なれ、其内心則ち奉迎使に対する觀念と云ふ者は、眞に清淨

無垢なる者で、丸で泥に包まれし宝石の様ナ者で有る。彼等が歓迎の中へ加はる事が出来ると思ツた時は、彼等の主動者は、図らざりき、斯く汚醜の身を以て生仏様を居ながら拵むとはソモ何ンたる幸福ぞ、と絶叫し、今日お迎をすれば、明日死ンでも満足で有る。冥土の土産に此にウエ越す者はなし、と真実涙を垂れて嬉しがツた。処か之は彼等が或者に榆榔されたもので、決して出来ぬ事を涙を流して迄悦んで居ツた。処か自然に其事か公使の耳に入るし、亦た公使の意見か醜業婦にも洩れる様になると、彼等は大に狼狽した。其処で彼等は更らに或人を頼んで、歓迎参列の事を歎願した〔後には、国民の資格を以て出迎すると云ふ様ナ語氣も聞へる様になツた。其処で公使も多少此处分に困ツたけれども、決局参列を許さぬ。万一推して出迎すれば、夫れは各自の勝手たるべきも、其翌日は立払を命すべし。畢竟汝等社会の陰に隠れて居るべき者なるに、何等の思慮ぞ妄りに非分の望を為すに至ては、不得已相當の処分を施す、との大喝一声に避易して、先づ折角の揃の衣裳もオジヤンになり、且つ或る裡面の黒頭巾も、大失敗に終ツたと云ふ事で有る。

之は固より風評なれども、此風評全くの根ナシ草とは思へぬ。或人の説では、是は或る公使及び仏骨奉迎に釈然せぬ一団の連中があつて、彼醜業婦を教唆して無理にでも奉迎使一行を歓迎せしめ、奉迎使が着盤の時に成つて、我等は不潔なる醜業婦と伍して奉迎使の歓迎を為す能はずと声言して、万里の波涛を越へて來りし奉迎使一行を、出娼妓の中へ包み込んで仕舞ウと云ふ狂言で有

ツた相ナ。夫れを知ツたる公使は、飽迄之を峻拒シ、終には立払迄予宣したと云ふ事で有る。ソシて其教唆者は何者かと云へば、

夫れは判らん、元トより事柄が想像で有るから、其主動者抔も一  
種理想の人だろかも知れんテ。処か或る半面から云へば、公使か  
先度公用帰省の時に、モ一帰らぬと早計して、内地の新聞抔へ  
種々悪口を書いて投書した連中が有るが、是等は間がな、隙ガナ  
公使の失態を探して居るラシイ。今仏骨と公使に関する悪評  
も、多分夫等か泉源ダロと云ツてる人も有ゲナ。（眉水三寄）

### 遠藤竜眠師への感謝状（明治33年10月7日 第四四九号）

播州大谷派の僧俗より贈りしものに係る。

承るに道人閣下、往年來清貧寡欲の祖風を以て、言語不同、衣  
食相異の遐邦に在て、爾來其地の語学を練習し、或は其所の教  
理を研究し、人情風俗を觀察し、或は殖産工業を視察して、國  
際の交情を温め、通商貿易の道を開き、彼我の教理を交換し、  
南北の仏教を聯合し、以て東洋勃興の開運を図らん、と念し  
つゝある精神的の御挙行は、在國の全佛教徒、誰れか渴仰感激  
の念を生せざらんや。殊に今回清貧空鉢にして、仏骨分与奉迎  
の御運動は、感佩稽首して措く能はす。我佛教徒の一分たる  
我々は、文劣にして語亦慢なれとも、薄力感謝の寸意を呈す道  
人閣下、願くは之れか御容納あらんことを。謹陳。

### 大菩提会の存在は各宗管長の無能を反證す（明治33年10月11日

第四五一号）

既に全く知覚神経を失ひて、昏睡せる大菩提会の如きものに打撃  
を与ふるは、恰も垂簾に腕押しを試むるが如く、破れ太鼓を撲く  
にも似て、更に劣して効なき無用の業なるべし。然れども、縱令  
形骸にても、之を世に存在せしめ、日本大菩提会なる看版を竭ぐ  
る以上は、天下愚民の之に迷惑さるゝもの少なからざるべく、狡  
猾卑吝、満身利慾を以て固めたる奉迎使、及び委員等が巧みに甘  
言を弄し、都鄙到る處に誑誘を試むるの間には、「日本大菩提會  
員」と云へる紀章を貰ふが嬉さに、知らず識らずの中、終に彼等  
私心の犠牲に供せらるゝもの、亦多々あるべきを信するを以て、  
慈憫衆生の觀念より、煩はゝくも引導を授くる所以なりとす。  
暹羅に於ける奉迎使一行の失態は、掩はんと欲して最早や掩ふこ  
と能はざるの事實となれり。實に仏骨奉迎の一事が、永く日暹兩  
國の親交上に、大妨害を生ぜしめたるは、動かすべからざるの斷  
案となり畢んぬ。日本佛教徒が善隣の素志は、實に数輩俗僧の乱  
行に於て葬られ、暹羅國王の優渥なる聖旨に酬ゆるに、破戒無慚  
の不敬を以て捧げたるは、海外布教史上の第一筆に於て、千歳拭  
ふべからざる醜墨を点じたるものなり。而て大菩提会は、既往に  
於ける罪惡の隠蔽場として存在するのみならず、将来大に同胞信  
徒を傷殺せんがために、凶器毒薬の製造所となせるものなり。實  
に彼等は内自ら同胞信徒の膏血□□□□□□大に日本佛教の汚辱  
を世界面に広告□□□□□に□しつゝあるものなり。嗚呼大菩提会

□□□□□□□□の名に於て語られつゝある乎。□□□□□□□□□□□□れつゝある乎。幾多の私慾と醜劇と紛動とは、汝の名に於て演出されつゝある乎。

奉迎使及び委員等は、平素より推して今日、彼等か為しつゝある行動に就て静かに查察を下さば、何人も必ず思半に過ぐるものあるべし。白昼青楼に上り、公けに酒色に溺るゝは、彼等に於て元と常事として怪まざる所。或者は多くの妖妾を蓄へて淫遊日尚足らず。或者は賭縛に耽りて秋夜尚短きを恨み、或者は興行師となりて遊芸稼人のウワを跳ねて、妾宅經營の密資に投じ、或者は詐欺に均しき手段を以て、不義の財を貪り、之を高利に貸して、細民を苦むるものあり。要するに彼等は、菩提会の隆盛を願ふにあらず。菩提会を喰ひ荒して、私門の生計に充んと欲するものなり。淫遊酒肉の邪慾を買はんがために、暹国王贈賜の仏骨を、社会市場に競売しつゝあるものなり。死したる仏骨を売るは、敢て深く惜むる足らざるも、大聖釈迦文仏は、墮獄無間の魔僧に与んかたために、三千載の末世に其遺形を留められたる乎を怪まざんばあらざる也。

翻て各宗本山の耄碌を笑ふ。果して何等見るところありて、大菩提会の如きものを存在せしむる歟。各管長と称するもの無能力にして、今日の処分法に究しつゝある歟。抑も亦た、大汚穢醜の魔僧輩とゲルになりて、私利の一分に浴せんと欲する歟。各本山にして末寺に対する制裁をも下すこと能はず、各管長にして派内に於ける罪悪をも罰すること能はずんば、一宗門の風紀、將た何者に依てか維持さるへきや。耄碌の本山、無能の管長は名ありて実なきものなり。害ありて益なきものなり。若し□□ずんば、断乎として速かに大菩提会を解散せしめ、各自□□せしめたる奉迎使、或は委員、若くは□□□□□□□□罪惡事實の審問を試み、公然都鄙の同信徒に示し、日本佛教の全部が、斯くまでに腐敗の極に達せざることを表證する所なかるべからず。妙心寺に於ける前田誠節は、元より第一の大悪人たり。西本願寺に於ける藤島了穂、亦た罪なしと云ふことを得ず。東本願寺の大草恵実、石川馨等、決て審問に漏るゝこと能はざるなり。是れマダシモ、仮に各宗管長に一縷の生息あるものと認めて注文する余輩警告の微声たるを思へよ。頃者道路の伝ふる所に拠れば、政府は各宗管長の無能なるを知り、寧ろ管長制度の設定あるを以て、宗教自身の発達を妨げ、國家社会の煩勞を来せるものと認め之を全廃して、或る場合に於ては、警察権を利用するも、宗教界に制裁を加んとするの内意ありと云ふにあらずや。余輩は茲に於て、亦た決て多言を費すの必要なきを知るもの也。

終に臨みて、既に魔僧に欺かれて入会したる者と、及び未だ入会せざるものとを問はず、一言の忠告を与へ置くべし。卿等は實に清淨無垢、一点の曇なき忠実無二の仏法信者なるべし。永く大菩提会の如きものに懸り合ひなば、如何なる大迷惑の頭上に落ち来るも知るべからず。大菩提会の肩書を有する僧侶來らば、何等の名義を冠するとも、總て惡魔の使として敬して之を遠け、又た

「日本大菩提会員」の紀章は、正法誹謗の獄族が掛くべき襟飾たるを思ひ、速かに之を破棄して、再び大衆面前に大菩提会員を名

乗り給ふべからず。是れ決て余輩私曲の空言にあらず。將に遠からずして、諸君の方寸に適中該當し来るの事実に接せらるべし。

### 石川舞台〔明治33年10月11日 第四五一号〕

此頃新聞や雑誌に、何か不平ありて辞職すると書てあるかをどうとか、事実であればよい思て居るに、辺もそんなことはない様子、熟々考へて見ると、他から出た風説でなく、彼自身か其子分をして根もなきことを言はしめ、世の中に何と評するやらんと、つまり政略的の所作に相違なし、彼は少し位の不平て辞職する様なやつではない、思つていたが案のじよ其通りだつた。爾し彼れも今が引上る秋きぢや。去年來、宗教法案の為め、大借金を片附けたのみならず、多少金も作たに相違なし、有人は使ふた斗りて溜めはしなひと言ふけれど、そをでなひ證拠には、子分の野間で金否盜みかね否上まいはつりやらを、そろく外へも出しきれた様な次第であるから、親分の石川は、五右衛門よりまだひどひことをやつて居るに違ひなひから、引たとて少しも不自由なく一生を送らるゝ様になりてゐるから、其上今引くとせば、一万や二万金はとつて行ける様にしてある。夫れをぐづゝいてをると、大攻撃を受けて退ぞかねばならぬ。彼れの目では、辺も世の中の大勢は見へまいから、御親切御慈悲を以て一寸忠告をして置く。

(加賀江沼親切山人)

### 暹羅問題と教學報知〔明治33年10月11日 第四五一号〕

仏骨奉迎使一行の消息を知るに於て、最も愛憎なき公平率直の事実を掲ぐるものは、日本國中独り教學報知あるのみとの前□を置いて、長々しき謝辞の下に、向後永遠の購読を、暹羅盤谷府の或筋より注文し来れり。以て該国が、如何に仏骨奉迎に対する日本仏教徒の□作を注視し□□□□□□に足る。

### 暹羅問題の解釈(五)〔明治33年10月13日 第四五二号〕

仏蘭西の政略は、已上陳べた通りとして、差間が無いらシイ。其所で次が魯西亞で有る。彼國は本土領土の上から言ても、少しも関係も痛痒も感しない。然るに此頃では、中々魯國の勢力がある。其勢力がドンな勢力と云ふと薩張り判らぬ。其筈じや、魯國の居留民と言ては、一人も無い位ダ相ナ。夫れで勢力か有ると云ふから、判らぬで無いか。又た魯國の勢力として認定る処もない。唯政府の人々や政治上の様子のわかる人物か、鬼神の様に思つて戦々競々として居るは、慥なる事実で有る。此奇怪なる現象に就ては、十分研究の価値がある。

此奇怪なる現象は、完く仏蘭西との交換仕事としか思はれぬ。此事に關して數年前に於て、露國か今日の態度を取るべき事を予言した人かかる。果せる哉、昨年に至て突然、露西亞公使か遣て来て、散々抓廻をして還ツた相な。其帰途には、仏蘭西の外交官と

安南の柴昆で会見して、何か緻密なる協議を凝したと云ふ事で有る。

然れば、露国は何の必要ありて策茲に出てたかと云ふと、此が露仏交換狂言の冥相で有る。其證拠と云ふは、前にも話した通り、従来仏蘭西の対暹政策は、全く蚕食主義で有ると云ふ事は、殆んど内外一般に認めて居る。又た認めざるを得ない事実を作つて居る。彼仏国は、已に如此、獐惡慘忍の看板を掲げた以上なれば、其の行動には、暹羅政府が非常に注意して、防禦線を張つて用心して居るから、現今の形勢では、兎ても口実の造り様が無い。

其處で露西亞と言ふ国はと云へば、彼は支那北部の外には、印度にも海岸中にも何處にも領土も勢力地も持たぬから、地理上歴史上殆んど暹羅に対しても無関係の國で有る。ダカラ彼は、自然に四面環視の中に立ても、周囲の猜疑を免れる便宜が有る。其所を仏蘭西が見込んで、露国に旗持を依頼した。夫を首肯した露国が、今度ヤツて来て散々に引搔廻したソーンが、其露国の運動は、詮する処仏国の利益と成る事計りラシイ。夫で彼の鷺を画かれし旗の陰には、屹度自己の旗章を捲いたる伏兵が有ツて、一朝何んとか云ふ時に、湄南河の朝風に中天高く翻へるは、彼暹国民が、寐た間も忘れぬ三色旗に相違かない事実である。

露国か外父の手腕に巧なる事は既に定論あり。今此暹羅政策に就ても実に感服ある事は、暹羅政府に対し種々厚意を表して、延臣の心情を收攬した結果、現国王の最も寵愛し玉へる、第二王子の露都遊学を勧誘し参らせて、今では熱帯不知冬の盤谷に生れ玉ひ

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

し王子は、寒帶不知夏の露都に露語研究の最中なりと云ふ。又た同王子が携帶奉具せし仏骨を、異宗教の露都に於て盛んに歓迎せし如きは、殆んど尋常を以て解釈の出来ぬ事が多い。而して仏蘭西の為めに如此旗持をした露国は、何れの方面に於て其報酬を得るかと云へば、先づ指當り支那北部より朝鮮にかけての交換仕事をして、其報酬を収めるに相違ない。則ち暹羅に於ける英仏の関係と、朝鮮に於ける日露と、相似た邊から考へたら、此見解の左迄杜杜撰ならざるを知るベシジヤ。故に吾人は、彼壤土及び他の関係薄い仏蘭西が、今後誰林の野に於て企む運動には、慥かに彼が三色旗、影に一種の怪鳥の潛服するありて、時機を待て羽音高く飛躍する時は、八道の群鶴、早やく彼か毒爪に劈さかれん已。而して常に此毒謀を包んで前駆する者は、山賊海盜に等しき十字軍なり。彼は東洋黄種の平和を攪乱する仇讐にして、亦是人類の公敵也ジヤ。

### 落葉片々〔明治33年10月15日 第四五三号〕

大菩提会の腐敗、再び救済の術なきは、事実に於て争ふべからざるものあり。今日に於て、霹靂一声断乎たる処置なくんは、ボロを出すに随つて社会の攻撃烈しかるべく、次に来るべき問題は、奉迎正使たる大谷光演師の責任より、終には奉迎使以下理事委員等の個人に就き、私徳上の汚点を挙げ、肉薄して迫るに至るベし。●大菩提会なるもの、有無存否、吾に於て元より何等の痛癢あることなし。唯だ之が破壊の速かならんことを欲するは、野僧

輩の私慾を満さんかために、幾多の清淨なる信徒の犠牲に供せられつゝあるを見るに忍びざればなり。

### 暹羅問題の解釈（六）〔明治33年10月17日 第四五四号〕

其次が獨乙である。獨乙は今の處では、無論英仏の間に立入て、其壤土に於ける後日の割前を受けよと云ふ意味は見へぬ。左れども彼の所為は中々序際はない。彼は土地とか何んとか云ふ苦情の出来易い煩を避けて、甘い事を遣つて居る。が実は英仏の為めには彼は目の上の瘤である。ダカラ英仏の政略として、不得己彼の歎心を害せぬ様に為ねばならぬ。其所を見込んだか彼の炯眼で、所謂序際の無い處で有る。然れば彼獨乙なる者は、如何なる針略を取つたかと云ふと、其最初英仏を威嚇した手段は、無論相互外交の機密に属するから弁シニクイが、兎に角彼の立廻りは余程巧に有つた者と見へて、倏忽の間に暹羅の伐木権を得た。夫れど今は單に英人の手に帰して有リシ者か。今では殆んど独人の占領したる有様で有る。之れは英人の為めには、余程利益圏を侵犯された者に相違ないけれども、左りとて此利益を割譲せぬ時は丸で台なしになる。夫れは何ぞと云へば獨仏同盟で有る。若し英國か獨人の商権を圧縮しよとしたら、彼は一方に面して仏に向ひ、英に背して後足で砂を掛けるに相違ない。ソーンなれば、英は丸切り虻蜂とらずの馬鹿を見ねばならぬ。其所以英は、泣く泣く対独政策の為めに、自己の慾望の反対に出て、彼をして伐木権を得せしむる様、暹羅政府にとり持つた。之は全く彼に対するオセツカ

イで、中に立た独はマンマと甘い事をして遣つた。夫で今彼の湄南川の中を流れる筏は、多く獨乙の国旗を立てられてあるとか、何でも我が廿七八年の出来事で有る。

獨乙は如斯、英仏の間を甘いこと操縦し、漁夫の利を占めて、今では海でも山でも挙げて、彼が手中に帰したと云ふて差支が無い位で有る。何人も承知せる通り、暹羅は南面した国で、左馬来半島を要し、右安南角島に連いて居る地形で有るので、西は新嘉坡盤谷間東は、香港（西昆東京等を経て）盤谷間の航路に依て交通されて有れば、此海上権は是非政府の手に無くては不都合である。處でアの通りなノンキな國で有るので、此権利を一英人の手に委ねて有つた。處が此頃に至り、其英人が何にか事情が有つて、船舶と共に其権利迄売却に懸つた。之を知た仏人、如何でか之膏味を見逃すべきやで、早速これ買収にかゝつた。夫を聞いた暹羅政府は、上下愕然色を喪ふた。夫れで無くてさへ、喉を押へ腕を撫ちが首玉に噛附て居る仏国が、百貨を外来に待つ暹羅の海上権迄取つたと云へば、之れは慥に彼の死活問題で有る。夫故同国政府も、平素のノンキに似ず、是に就いて種々工夫を考へたけれども、外に適當の方がない。ソコで彼等が希望の視線は、一齊に吾が義侠国の日本へ注いだ。此時稻垣公使は御用帰省中で、代理公使を國府寺新作氏が仕て居た時分で、兎角工合のよく無い場合で有る。居留民と言つても非常に平氣な者で、自分等が商品も悉く、此会社の船で無くては搭載の出来ぬ事を知り乍から、誰れ一人起て、運動するは勿論、内地へ報告すらした者も無い位で有

ツた。ソ一云ふ風に在留日本人の無氣力遲鈍は、非常に暹羅人を失望さし、又た之に因ツて一層困迫を重ねさしたに相違ない。其所へ丁度出喰したが、独乙のヘンリー親王で有る。

### 大菩提会の勧財

〔明治33年10月19日 第四五五号〕

全会委員、三原俊栄氏等一行が、九州地方に勧財の為め發程する由、前号の紙上に掲載せしが、一行は一昨夜名古屋へ向け發程せりとの事なり。

### 菩提会怪報

〔明治33年10月23日 第四五七号〕

鳳輿を山崎屋に注文せしことに就て、会計帳簿の所在に就て、暹羅国王陛下へ進上せし土産物購入に就て、何れも猥らはしき怪報あり。さてもコンミツシヨンの世とはなりけり。

### 興正寺派と菩提会

〔明治33年10月23日 第四五七号〕

同派法主は、菩提会の委員等が、各宗を踏み付けたる態度をなしつゝあることを新紙の報導にて知り、全会を脱会せんと期し居らるゝ由なり。目下不在中の同派より出でたる菩提会委員、三原俊栄氏が帰京して、如何に法主に弁疏し誤魔化し去るかは□知のことにして、隨て貴族の決心も未知問題なるも、侍者に対しても仲々の立腹なりしとなん。

**大菩提会と小田仏** 〔明治33年10月23日 第四五七号〕  
大菩提会は、慈善財團を根本的に破却せんと作戦、計画中々に怠りなき由、早くも小田仏の聞くところとなり。田仏は近頃、大菩提会の委員、某々等と何事か密計、籌策に日も尚ほ足らざるとか報導し越せるものあり。

### 護法会と大菩提会

〔明治33年10月29日 第四六〇号〕

自ら称して仏教者の品行動作を監督し、苟くも仏教者の為すまじき態度を為したる者あれば、忠告を加へ以て改悛せしむると云ふ、鳥尾得庵居士、其他の組織したる護法会は、彼の大菩提会委員等が名を、仏骨奉安に藉り私利を営み居る事實を指摘し、去る廿日委員松本鼎、田辺某の二氏を派し、同会委員と会合して、親しく忠告する所ありたる由なるが、大菩提会委員等は、當日護法会の委員として來りたる田辺氏が、新聞記者の肩書を有するを見て、菩提会委員会等を脅かしたものと思ひ、右忠告に対して、甚だ不快の感情を有し居れり。護法か菩提か狐と狸の往復、元より是非の孰れかに在る所を知らず。

### 日置と前田

〔明治33年10月29日 第四六〇号〕

仏骨奉迎使と云ふ結構なる名の下に、海外に赤恥を晒しに行きたる俗僧中に於ても、多少の黑白はあるものにて、日置黙仙の如きは、聊か居留民中に於ても評判の好き方なれど、前田誠節と来ては犬畜生とまで下げしみられつゝあり。茲に一奇談と云ふは、在

暹羅留学中の遠藤龍眠が、非常の大究迫に沈みつゝあるの際、彼等渡來の事ありしを以て、先づ前田に応分の助勢を乞ひたるも、前田は氣の毒とも云はず、ソンナ金がある位ならばビールでも飲むとて冷遇したるに去て、日置に泣訴したれば、彼は直ちに一百円を出して之を給与し、大に壯志を励まして、別離を告げ帰りたりと、一言一行の端末に於ても、二人者の平素こそ忍ばるれ。

### 贊衆の仏骨参拝

〔明治33年11月1日 第四六一號〕

去三十日、贊衆一同打揃ふて、大仏妙法院に到り、仏舍利及黄金仏に拝礼し、尚ほ今回、暹羅國皇后陛下御寄贈の具多羅葉抄略三蔵經を觀覽したる由。

### 仏牙舍利贈呈の議

〔明治33年11月3日 第四六二號〕

鎌倉円覚寺に仏牙舍利あり。是れ建保年間源実朝卿、故ありて印度より得たる釈迦如來の歯牙にして、其大約一寸強、靈現著して、老若の帰依浅からず。これを宝殿に安置し、毎年十月十五日を以て、厳なる仏牙舍利大法会を行ふ。然るに今春暹羅皇帝より、好意を以て仏骨を本邦に分与し玉ひしに付ては、今回は本邦僧侶より、この仏牙舍利を同皇帝陛下に分贈し、以て仏教國の交情をして、益親厚ならしめんとの議あり。目下稻垣公使を始め、貴族院議員兒玉淳一郎、法学士鈴木正也、早川千吉郎、法学士大津麟平諸氏等は、同國の宮中に向て交渉中なりと。

## 金風殺伐 大菩提会の腐爛

〔明治33年11月3日 第四六二號〕

○大菩提会の不信認 は、吾人之を唱ふや久し。而かも世人は、馬耳東風を以て余輩の説を迎へたり。蓋し余輩は、大菩提会に忠実なるか故に、彼理事輩の鈍腕猾智を以て浣されたる菩提会を非難せり。元來大菩提会なる者か、今春仏骨奉迎を機とし、呱声を洛陽の天に放ちし時は、余輩は救主の來臨として、双手を挙げて之を歓迎せり。左れは余輩は爾來、同会か無障の発口を希望して已まざるは。蓋し人情の真相のみ。然るを何んぞ図らん、此可憐の愛児、不幸惡保母の手にかかり、煦育愛養甚た佳しからず。遂に体質柔弱、世に於て無用の贅長たらんとするに至れり。吾人仏徒として、夙に彼か誕生を歓呼せしもの、如何ぞ之を口々に附すべけんや。之れ余輩か大菩提会の不信認を唱へ、理事役員の無能を叱咤する所以なり。此か如きもの、奚んぞ菩提会に忠実ならざるもの、能くする所ならんや。嗚呼余輩は實に大菩提会に忠実なるものなり。而も世人は大菩提会を見る、恰も路傍の行人の如く、其不當の举措進退曾て知らざるもの、如く、終に千載一遇の好機會を父母として生れし可憐児をして、愚鈍無能の保母に任し、彼か有毒の乳汁を与へしめ、遂に挽回の出来ぬ不具たらしむるに至れり。何そ悲惨の甚しきや。

余輩之を聞く、彼大菩提会員等、曩日大阪に下り、同地有志に就ひて説く處あり。有志の輩、亦た菩提会か、仏骨入御の機会に染まられて生れたる将来有望の健児たるを知るもの故に、勧誘を俟たず、潔よく擧けて入会加名を承諾せしと雖も、其会費若くは覓王

殿建築寄附金の如きは、之を天王寺に設けられし太子講に依頼し、一文半錢の微たも、現時菩提会役員の手に触れしめず、後日組織改善役員改定の暁まで、太子講の保管に依托し置くことを決せりと。是れ何んたる不信認ぞ。余輩か曾て屢々同会の不信認を号呼して、大方の注意を喚起し、同会の刷新を希望するもの、豈に所以なきとせんや。世人若し余輩の説を疑はゞ、乞ふ去て大阪に到り、以て親しく事実に就て其真否を糺せ。

○大菩提会役員の卑劣 は、余輩之を耳にする久し。彼理事の輩、何の為めに同会にある乎。彼は同会の事務進捗を度外に置の徒なり。何んとなれば彼輩にして、一ヶ月五十円、日當三円の優遇は、菩提会あらざる限りは、啻にだも聞く能はざる多く、貧乏本山の役員に由て成りし儕輩なればなり。余輩が聞くところによれば、某本山の如きは、日當貳拾五錢を貰らひ、一ヶ月六回出頭して、満月の事務を整理せねばならぬ本山あり。此本山の事務長の如き、常勤拾五円の薄給を以て、一本山の事務に鞅掌するものがある。今や偶然にも大菩提会の理事として、一ヶ月五拾円、外出日當參円、束ねて算れば金百四拾円、生来未曾有の大豊年に値遇せしことゝて、一本山の事務は、毎日々々打捨ておきて、妙法院裡に五拾円□の算術に余念なきと。

○理事長 の事は、毀譽褒貶は扱て措き、如何なる訳にや、一

会操縦の大責任ある身にし有りながら、月々の手當、理事の半額貳拾五円の由、此もまた可しとするも、彼理事の輩は、敢て事務取扱を隠密に附し、十中八九は理事長の視聴を覆ひ、袖の中暗諾

を以て專横暴戾を逞くし、理事長村田僧正の如きは、現今有れども無が如き体裁なりしと。

### 菩提会遊説員の不行跡 [明治33年11月3日 第四六二号]

末世末法のナマグサ坊主に持戒堅固を望むは、チト無理なる注文としても、其無責任不行跡を公々然として憚からざるに至ては、吾人決して末世末法の言別を承認する能はず聞くが如んば、彼遊説員等の尾濃地方に至るや、彼等生れてしより減多に見しことのなき多額給料に狂氣はじしたりけん、銀燭燐然の中に在りて、姪婦妓女を擁し、微口姪樂に馳り、宿醉猶ほ醉めざる汚猥の醜骸に袈裟を纏ふて、昼は菩提会の遊説に従事するが如く、見るも聞くも嘔吐する様なる姪奔乱行を公行して憚らずと、實際を知る人の談話なり。（余輩其人名まで聞き取りしも流石に今日丈けは預りおく可し）左れば大菩提会の信用は、彼等法賊の為めに躊躇せられ、誰一人振向て相手にせぬ実況なりと。噫菩提会は終に改造せざる可らず理事役員大淘汰を要す。

（渡邊者の一人悲憤生投寄）

### 可笑碌 [明治33年11月7日 第四六四号]

大菩提会の如き腐り切つたるズク団に向つて、力瘤を入れて破壊せんとするのは、寧ろ垂簾に対して腕押を試むるの愚であるまいか。アンナものは最早ドウデモ可なり。○石川のホラ坊主を捕へて、イカサマ大層な豪傑らしく吹き立てゝ、鼻息の下に立たんと

するは大分おめでたい話である。イヤモーおかしい世の中である。○小田仏にさへ色気ををまき散して、崇拜叩頭するものが沢山にある、人か畜生か分らぬ。○京都の仏教界も、又もや二十三四年頃の風に逆退するの傾勢がある。ドーセ形体的仏教はダメである。（市ノ字）

#### 各宗派管長会議〔明治33年11月7日 第四六四号〕

各宗派管長会議は、去五日も午後三時より開会。前日に引き続き宗教法案に関し審議せしが、両三日間を以て終了する筈に付き、愈よ来る九日より一週間、洛北妙心寺塔中龍泉庵に於て、各宗派管長会議を開くことに決定し、本願寺派、興正寺派及び錦織寺派を除き、各管長へ通知状を発したり。右管長会議に於ては、宗派法案の外、大菩提会に関する件等二三の提出案あるべしと。

#### 菩提会に対する建議〔明治33年11月7日 第四六四号〕

仏骨授受に就て、暹羅国に於て尽力せしと云ふ岩本千綱、大三輪延弥の二氏は、頃日菩提会の形勢に就て痛く憤慨する所あり。速かに之を解散する方、寧ろ同教国に対する交誼なるべしと云ふの旨趣を以て、先づ各宗管長に向つて一篇の建議を提出し、大に運動を試むべしとの事なり。

#### 暹羅国への御親書〔明治33年11月7日 第四六四号〕

過般、皇太子殿下へ、暹羅国帝室より最高勲章御贈呈、并に我が

天皇陛下へ御親書御贈進相成りしに付き、我が陛下よりは画三日前、右に対する御答礼の御親書御発送あらせられし由に承る。

#### 石川総長の繁忙〔明治33年11月13日 第四六七号〕

全師は頃者來、何か非常に大繁忙の趣にて、外来訪問者の如き、一切不在と称して面談を謝絶し、頻りに調査中なりとか。大菩提会も望みなく、宗教法案亦た気配上らず、師の胸中、定めし何か他の新生面に向つて経緯を考へ居らるゝならん。兎に角に、今日の大谷派は、名実共に挙げて師の一手中に掌握されたるの時、師は決て永く睡夢を貪るものにあらずと云ふものあり。

#### 大菩提会と門外〔明治33年11月13日 第四六七号〕

大菩提会の腐敗、今や事実の掩ふべからざるものあるに至り、会計の不始末、委員の不品行等、痛く世上の耳目を驚かさんとするにぞ、本邦駐在の暹羅公使は大に之を憂ひ、密かに事実を調査せしめて、之を本国に報告する所あらんとし、或一部の有志は、頻りに書を稻垣公使に送りて、仏骨渡来後の醜状を訴ふるものあり。又其筋にては、勸財上往々疑ふべき事実ありとて、各地警察に内命して、厳しく彼等の行動に注意せしめ居れりと。菩提会は、終に没落怪の本相を表し来れり。破戒坊主が末路の狼狽を見物せんかな。

**岩本氏と大菩提会**〔明治33年11月13日 第四六七号〕

仕候間、無御遠慮御申越下被候先は、當用耳得貴意候。早々

大菩提会の腐敗を見て慨嘆するところあり、之が解散を各宗管長に勧告したる岩本千綱氏は、暹羅事情報告のため、近日北陸に籠ドナル氏は西本願寺に到り、家從石田可則氏に面談し、直ちに両堂を参拝し、飛雲閣書院等を參觀して、飛雲閣に於て茶菓の饗応を享けたり。又た翌九日は、貴族院議員岡部長職、子家族五名を引き連れ来山あり。朝倉注記の案内にて両堂拝観の上、白書院にて茶菓の饗応を享けり。

**稻垣公使より大菩提会總理へ**〔明治33年11月13日 第四六七号〕

去九月廿一日發を以て、暹羅國駐劄稻垣全權公使より、大菩提会總理、妙法院村田寂順師へ寄せたる書翰。

(前略) 本月(九月)廿一日、當國陛下御誕辰祝賀の為め、參内謁見の榮を得候節、日本に於て御遺形に対し、盛なる奉安式を挙行したる状況に付、日本駐劄當國公使より、写真を添へたる委しき奉告を受けさせられ候趣、斯迄も日本佛教徒が御遺形を歓迎するの現象は、誠に意外の感を懷かせらる旨を親しく御言葉を賜り、非常に御満足と見受申上候。尤も右は仮奉安式の事なれば、何れ明春を俟ちて更らに正式奉安式を挙行する旨言上致置候に付、尊師并に各宗派管長各位の御一考を煩し度候乍、末筆御遺形に付、小生の尽力たる微力を御丁寧なる御謝詞に預り候へども、万事不如意にて、却て汗顏の次第に御座候。就ては今後も何歎當方にて希望も御座候はゞ、乍不及御尽力可

**仏骨奉迎の前後**〔明治33年11月15日 第四六八号〕

●菩提会理事の暴慢 凡そ天下の事物、其細となく大となく自信なくして成功を告げるものは無い。特に大菩提会の如き。半面対外的大事業に於てをやジヤ。僕が菩提会の當路者に向て問はんとするは。自信の存否で有る。僕の考では。到底此人達ニヤ、俯仰天地に恥ぢぬ自信は無かる。若し自信が有るなら。今少し緊かり遣れる筈ジヤ。自信の存否は理窟や何ンかで遣れるものでない。一々実踐躬行に顕現するノジヤ。聞きやアノ理事とか何とか云ふ連中は、妙法院内の事務所へ担ぎ込む弁當の中へ肉類を入れて、神聖なる古刹を浣がし、村田僧正を侮辱したとか、謝絶されたとか云ふではないか。此事は今の破戒坊主等には何の感触も無かるが、之が自信の無い第一の證拠で有る。斯ンな薄志弱行の徒が、ドーして仏骨奉迎有終の大事を膺れるものか。コンな族に担がれた村田僧正が、己りや可愛相で涙がコボレル。

○辞職を要す 大菩提会なるものは、仏骨東漸の大機運を賊害したもので有る。世人は決して菩提会の必要を無視する者ではないけれども、今日の菩提会は其必要を認めない。否寧ろ厭忌して居る。夫れは何故ぞと云へば、中の役員が無能無力薄志弱行の徒であるからで有る。元來菩提会と云ふものは、其組織の當時には仏骨と共に歓迎された。夫では是を宜敷操縱して氣焰を養成したなれば、今日此頃は余程面目を更めたに相違ない。処か正宗の宝刀も

人に因て利鈍を別つ如く、此千歳一遇の好機も、斯るデクノ坊の為めに逸して仕舞タ。其罪咎実に恕す可らずで有る。社会は此等の無能耽職の徒に向つて、何分の処分を為るに相違ない。大菩提会の理事役員が五拾円取りの命脈も、早や既に旦夕に迫つた。

モー宜い加減で辞職するか宜かる、悪い事は云はぬ程に。

○全体が冷淡 仏教家程不埒なものはない。彼の四奉迎使は勿論、之に隨行した連中は隨分沢山では無いか、此等の連中は仏骨を渡した跡はモー責は無いと思ふか、外の連中は兎に角として、大谷正使の隨行員はドーだ、第一隨行長の文学博士の南条夫から、東京輪番の大草、台灣布教主任の石川（馨）、学士藤岡、録事松見、承事浅井の連中までが其通りで有る。彼が暹羅へ往てドー云ふたか、口を等しくて千載一遇の時機を祝したジヤないか。夫れに何ぞや還つて後は、丸て冷々然として知らぬ風をしておる。ヤツ等暹羅政府から、何故アレ程の待遇を稟けたか判らぬのか。コンな連中が将来仏教の大導師かと思へは、實に憤慨極まる。抑も今度の渡邉に就ては、大谷正使も余程の決心が有つた。

夫で隨行員に迄撰押上余程注意をした。夫は畢竟後事が有るからだろ。処が撰に撰びたる同派中での切れ物たる、大草石川の態度が是だもの、其余は推して可知ジヤ。彼等ヨクモ々々、未來の大法主たる新門主を、暹羅三界に迄担ぎ廻して、赤恥を搔いたものジヤ。新門定めて今昔の感に堪られなかる。此に付ては奉迎の発頭人たる大石川にチト申分がある。

○仏骨侮辱の順序 仏骨を侮辱し始めたか、西本願寺で有る。其

次が日置嘿仙で、其次が日本内地の準備員、即ち菩提会の理事とか委員とか云ふ連中で、夫から今日迄相続して来て居る藤島の欧洲行、日置の印度行発議、京都奉迎當時の天童等なり。

○竜頭蛇尾 と云ふ語は、仏骨奉迎の用意に造られたのだろ。日本本仏教の腐敗、形式的の行動には、吾人殆んど啞然たるの外はない。元來仏骨奉迎を単純に觀察する時は、是程馬鹿氣だものは無かる。之か日本に昔から一粒もないものならジヤか、由来日本には由緒正しひ仏舎利が沢山ある。其中で今度大変な費用を投して、大騒をして暹羅三界まで出掛けたは何の為めジヤ。ツマリ沈嘿佛教を開發する機運一變の為めだろ。左れは其當時の声は實に大したもので、贊否とも狂口沫を飛して新聞杯で吹聴した。処が今では奉迎前より余程悪るく成つた。始吉の後凶は清水の御籤に出た。奉迎前の辻占ジヤゲナ。

○曹洞宗の態度 日置嘿仙氏が、近來大菩提会の為めに地方巡回するは、正面から見れば氏の運動に依つて、カタ／＼曹洞宗の意向も知れて、如何様熱心らしく見へるが、処が全くソーグで無い。夫がドーと云へば、日置老僧が余り覚王殿の事杯吹き立てるど、永平寺の工事に關係するから、今では裡に廻てソフと、掣肘して居るとのこと。アノ本山が、菩提会の隆運を忌むのは、西本願寺計ジヤナイワイ。

○請負師 暹羅行をしてから、真正に暹羅と云ふことを頭に印したは、大谷光演師より外にない。光演師か対暹思想を継続して居る證拠は、霞町で觀察すれば直く判る。其他の連中は、公費を遣

つて遊かたゞ熱い国を見物に往つたのジヤ。ツマリ仏骨奉迎の請負を遣つたノジヤ。テモマー呆れた浮世でござんすよ。

○大ケナ迷惑 斯ンな事を遣ても、モー二度と暹羅に関係の無い請負師には、痛痒相感せぬダロが、真実対南の考を以て居る人達ニヤ、實に大ケナ迷惑なり。第一氣の毒なるは、稻垣公使と暹羅公使で有る。次ニヤ從来深縁の有る人達で、夫から全体前後渡暹羅の日本人で有る。聞キア駐日暹羅公使の如きは、本国への報告に就ツて、大に當惑して居る相ナ。實に左も有るべき筈で有る。彼の奉迎使か去ツてから五六日後に、或る事から稻垣公使か、モー坊サンの仕事ニヤコリくしたと云ふたゲナ。先生チト遅かつたく。（渡暹者的一人悲憤生）

### 仏牙に就て〔明治33年11月15日 第四六八号〕

教学報知第四百六十号に、暹羅國王へ仏牙贈呈の議に就て、積翠なる人の投書にオルゴト氏云々とあるを見て、我輩も仏牙贈呈の和尚さん達に質問す。觀仏經三三丁長阿含廿丁仏の三十二相の第一に、仏齒白齊密白如三珂月内外映徹とありて、猛獸の牙の如きには非ず、今和尚さん達の暹羅國王へ贈呈の仏牙は、定て經説の如き歟如何。（參百者）

### 各宗派委員の集会〔明治33年11月17日 第四六九号〕

十四日妙心寺会決議に由り、日本大菩提会の改正案に就き委員会を開く筈なりしが、東亞同文会より建仁寺に招待されし為め一日

〔教学報知・中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

延期し、十五日各委員集合し、其改正案を議し、又目下同会の大問題たる彼の募集金は、内務省令第六十八号に拠らんとする説と否とを決定する筈なるが、大谷派は獨り同省令に拠らずして募集せんと主張すれども、他の各宗は万一其筋より法令違反の処分を受くる事ありては、實に宗教の為に忍びざる事なりと主張せる由。

### 大菩提会理事会〔明治33年11月17日 第四六九号〕

一昨日午後、大仏妙法院に於て、大菩提会理事会を開き、理事長村田寂順、理事前田誠節、青井俊法、土屋觀山、後藤禪提、河野良心、田村豊亮、蘭光轍の諸師出席し、各宗派管長會議の決議に依る菩提会々則改正案の調査委員を互撰せしに、蘭、土屋、田村の三師當撰し、夫れより引続き同改正案調査委員会を開きたり。

### 菩提会と諸芸吹寄せ〔明治33年11月19日 第四七〇号〕

菩提会の理事中カツボレ踊の名人は、前田誠節、後藤禪提二氏にして、小林僧正は浮れ節、土屋觀山氏はステ、コ、三原俊栄氏は義太夫、有馬憲文氏は薩州西郷サンが十八番なりと記せる新聞を見たり。

### 大菩提会の内容〔明治33年11月19日 第四七〇号〕

早晚自滅の制裁を免れざる大菩提会の如きものに打撃を試むるは、寧ろ甚だ時務に暗きの痴挙に類すれども、タトヒ形骸だけに

もせよ、一日世に生存せしむれば、一日だけ社会民衆の上に害毒を与へ、災厄の及ぶところ多大なるべきを以て、最後の引導を渡すまでは、破壊に勉めねばならぬのである。世には新聞をも読まず、時勢にも疎き田夫野婦の多くして、今日にてもヤハリ大菩提会は神聖なるものである。覚王殿の建築は、急いで着手せねばならぬと迷信して、腐敗坊主の詐言に欺かれて、妄りに会員に加はり、或は金財を奪はるゝものあるは、概はしき次第である。而て狡猾なる坊主等は、心中早く既に菩提会など云ふものゝ高等者流に適せざるを知り専ら、下等愚民を第一の華客とし、眼ありて見へず、舌ありて声せざる、盲啞同様の徒に向つて、仏骨の効能を述べ立て、嘘八百吹き散らし、一文にても金さへ取り上げさへすれば能事畢るものとして、頻りに勧財をして居るのが忌々しい。夫れも其筈である、都下に於ては、委員連中の不行跡が漸く世間に知れ渡ると共に、大菩提会の信任は殆んど地を拷ひ、何人も金を貸して呉れる者なく、金融機関全く杜絶したる上に、旧來の借金は利に利を積みて空しく返却の方法もなく、妙心寺などは取替へた金か損をするかと躍起になつて心配して居る中であるから、モー此上は何として、も田舎征伐に出掛けて、何事も知らぬ愚民の懷中を奪ふより外に運命を与ふべき手段かないからである。其内部の不整理、不始末、不都合、不行届は實に呆れたもので、会計部の帳簿すら行衛か知れないと云ふのである。元より金の支出せし方角の分るべき筈もなく、根か飲んだり、食つたり、女郎買したり、妾宅遊びをしたりする費用に供したのであるから是非か

ない。中には生来、夢にも見たこともない分限不相応の大金を、給料など云ふ名にて取れるものであるから、一生懸命お骨大事と拝み奉りて、貯蓄して居るシミツタレ坊主もある。元来暹羅三界まで日本仏教の汚辱を広告しに行つた腐敗奉迎使等に伴はれ、醜業婦に擁せられて、妙法院に入興したる仏骨であるから、守護の任に當れる委員等も實に破戒無慚、有らん限りの侮辱を加へて居るのである。今日の妙法院は、丸で坊主の遊散俱楽部である。囲碁、将棋、雑談、放歌さてはステ、コ、カツボレ等にて日を送り、交際とか懇親とか名を付けて、毎日の如く鴨東の青楼、若くは木屋町の待合等に、牛飲馬食の豪遊を試み、スペタ芸者にアタリを付けて喜び、抹香臭きヌクヽの金を枕○として淫売妓を買ふて夜を明かし、甚しきは落藉して手生の花にせんなど発狂するものもある。中には新たに妾宅を拵へんとて、或老婆に頼みて奔走せしめ居るのもある。大菩提会の慈善事業は、女人の外に施すべからず。覚王殿の建築とは、金材を集める名義に過ぎずして、実は妾宅買入の謂であるかと笑つた者がある。今日の大菩提会は、暹羅王より賜はりし一片の仏骨を餌として、愚夫野婦の裏中を釣り上げ、理事とか委員とか名を附けて、沢山の坊主が遊んで食て飲んで眠て居るのである。腥臭き口や、汚埃の手にて守護せざるものあるべし。近時仏教界の腐敗は、自他を通じて一般の習俗となりしか、就中大菩提会の如きは、最も甚しき一怪団である。宜しく外部の圧力に依頼するも、速かに根本的大破壊を断行

せざるべからざるものである。世間若し彼等腐敗墮落の事実に暗きものあらば、何時にも歴々たる證拠を挙げて示すことである。

### 仏教後日の物語

〔明治33年11月19日 第四七〇号〕

船中の釈議 仏骨四奉迎使の渡遅の途に上るや、副使日置黙仙は、長途の徒然に老碌ばししたりけん。身は仏骨奉齋の大任あるも打忘れ、突然印度行を思立しては矢も楯も耐ツたものにあらず、他の連中も中には一番年長の言ふことなればとて、無理に逆らいもせねば、また若手の連中は面白半分の想して、帰朝後の高慢話にはモッケの種として、却て発議者の日置を煽動する位ゆへ、此事何時しか奉迎使惣体の確定議として内地へ打電する様に成ツた。處で彼等が着遅後、此事が暹羅政府へ聞へてから、余程暹羅君臣の感触を害する様になり、最初に準備員と稻垣氏が肝胆を碎いた計画が、瓦破利変更せらること、成ツた。一個の老僧が死出の旅路の思出に云ひだした事が、意外の辺まで波及した。戯串ジヤ無いよ。仏骨を貰う迄の事に就て、稻垣氏の骨折は言ふも更なり。夫に続ひて準備員の苦辛慘怛は容易で無かつた。夫れを思はず、イロソナ剽輕なことを云ひ出されて、折角の計画を水の泡にされて耐るものか。今此のことの影響を、一寸と摘んで云ふ時は左の通で有る。

○妄議の影響一 仏骨奉迎使派遣の儀は頓挫せり。是れ何に故ぞ。他に非らず日置黙仙か發議に成る印度行のことが、暹羅政府

の耳にする所となりし為めなり。加之是が為め、内部已に幾多の異意を生し、篤実彼の如き南条博士すら、単身帰朝を決心せし位故、稻垣氏は事態の容易ならざるを見て、正使大谷光演師に説く所あり。理に敏なる大谷正使は、快く氏の説を容れ、暹羅を去る二日前、印度行の議を撤回せるも、妄議の瘡痍は、終に奉迎使派遣を躊躇せしむること、なれど。之れ豈に仏骨奉迎の上に一侮辱を与へしものにあらずとする乎。仏骨奉迎の件は、彼等が渡天沙門の肩書きを造らん為めに起りシものに非ざるなり。

○妄議の影響二 暹羅政府か我國民に仏骨を与へんとするや、実際に深長の厚意を存せしこと、智能全からざる円顱輩の想像する感にあらず。左れば同国が仏骨を我に授与せし後は、更らに一貴族數高僧を奉迎使として我に到らしめんとせり。時恰も我諸君の御慶事に際したれば、同国は則ち最上勲章贈呈の議を決し、一皇族を撰んで贈呈使とし、仏骨奉迎使と共に日本に到らしめんとせるの計画ありしなり。左れども如何なる故にや、吾国は贈呈使特派見合の希望を駐暹公使に訓令せしとかにて、此事は見合となりしかも、猶ほ奉迎使のことは、依然彼が計画の中に算へられたり、而かも印度行の妄議は、能く之を防遏して、アタラ内外を失望せしめたり。（積翠子）

### 仏骨の東京移転

〔明治33年11月23日 第四七二号〕

京都に於ても、第一着に不徳無漸の委員等のために、空しく味噌を附けて、人気も思しく上らざるより、二三野士共の議に依り

て、兎に角巡化と云ふ名義にて、来一月早々一、先づ東京に持行  
くことに内決したりとかや。

### 石川内局の関ヶ原〔明治33年11月23日 第四七二号〕

石川内局は、當報恩忌法要を期して、東本願寺の財政根拠を確立するの方針を以て、普く全国の重同行を召集して謀るところあらんとする由。右は石川内局のためには、消長起伏の以て決する関ヶ原の一戦とも称すべく、若し行はれんば、或は全局挙げて最後の決心に出る覚悟なりと伝ふるものあり。

### 前田誠節〔明治33年11月23日 第四七二号〕

前田誠節は、菩提会改造に就て最も熱心者なりと聞ひては、盜人猛々しきに一驚を喫せざるを得ず。彼は斯る詐智を以て外表を装ひ、人を欺かんとするも、仏天豈に永く彼か罪惡を容さんや。

### 菩提会々則調査委員会〔明治33年11月23日 第四七二号〕

菩提会々則改正に関する各宗派の調査委員会は、過日來大仏妙法院に於て開会中なりしが、各委員より種々の意見を提出し、空しく討論に日子を費す姿なるを以て、委員中にて改正会則起草委員三名を互撰することゝ為り、田村豊亮、弘津説三、日野法雷の三師當撰したるが、右三師等は過般東京へ移せし宗制調査会の委員をも兼ね居るのみならず、菩提会会則を改正するに付ては、内務省へ照会すべきこと往々これあるを以て、東京に於て開会する方

便宜なりとて、何れも東上し同地にて会則の起草に着手するこ  
とゝ為りし由。

### 鳴呼大谷光演師〔明治33年11月25日 第四七三号〕

大菩提会の腐敗云ふに耐へざることは、理事委員等の堕落せし事実に徴しても明かに知り得らるゝ所である。今日に於て、会則改正など云ふ局部的の治療は決て効を奏せざれば、断乎として根本的より破壊するが急務なのである。唯だ一つ氣の毒千万に思ふのは、仏骨奉迎の正使たりし大谷光演師の身上である。師は當事件に就ては、自ら正使の冠を頂けるもので、責任の重きを知るものから、飽までも眞面目に結末の美を納めんことに心胆を碎き、彼の請負師連中の破戒無慚の醜行を極めたる中に於ても、嚴として品性を落さず、威風を保たれたるは、年輩の幼若なるにも拘らず、頗る上出来の方であつた。左れば今日暹羅人民の脳中に印して、永く記憶に存するものは、独り光演師の一身のみであつたことは、自他共に認識するところである。惜むらくは隨行中に大草某、石川某など云ふ當世流の俗才かあつたがために、温厚高潔なる南条博士等までか、甚だ該地の内外人間に於て迷惑されたる奇談あることである。併し是等は附属性のコンマ以下であるから、

左まで重要視せられなかつたのはマダシモの僥倖で、彼の前田誠節、藤島了穂輩の淫行醜態は、實に非常なる大弊毒を該地に派し、暹羅國に対しては無礼不遜を加へ、居留同胞民に向つては千歳拭ふべからざる汚辱を憚はしめたるは、志あるものゝ切歎扼

腕、措く能はざるところである。日本の僧侶と云ふものは、白昼公けに飲酒邪淫を恣にし、朝夕釈尊の前に礼拝読經することもなく、神聖道場の中に於ても、或は裸体となりて恥ぢず、外国婦人の美醜を評するに忙はしきも、片時も勤行修道をなすものにあらずとの悪事実を、暹羅三界まで広告しに行つたものである。而も彼等の中には投機的商慾に長するものありて、該地出發の際に名を土産に托して、愚昧の下等土民を欺きて諸種の古物品杯をコギ倒して奪ひ来り、今や現に之を人に売付けて不當の利を貪つた坊主かある。暹羅国民の上下は、挙げて彼等醜族の汚行を指弾して居る。而て帰朝後の彼等はドーであるか、毫も素行を改めざるのみならず、醜更に醜を呼び、陋更に陋を招きて、多々益々相集りて、破倫無慚の醜陋を演じて憚からず、終に本邦駐在の暹羅公使をして、本国への報告にすら躊躇せしむるには至つた。今や其筋に於ても、漸く彼等の行動に注目する所あり。或は法律的の制裁をも加んとするの時に際したるを以て、会則改正など云ふ偽りの声を放ちて一場を欺かんとするは、不都合千万にも程のある次第である。而て彼等は副使であるから、自ら責任も軽ければ、タトヒ失敗の暴露せらるゝことあるも、重荷を独り正使の肩上に負はしめて逃走せんとするのである。實に光演師の今日は、進退谷る苦境に葬られて居るのである。余輩は夙に仏骨奉迎問題の世に起れる當時に於て、既に今日の結果あることを看破したるを以て、光演師に向つては、再三再四、斯る労して効なき無益の業に携はるのみならず、自ら正使の名を以て渡遅するか如きは、師のため

に決て得策にあらざることを忠告した。是れ余輩は、平素微くも光演師の徳行に見るところあり。滔々たる濁末の世に凜然たる一氣風を保ち、将来大に有望の貴公子たることを信したからである。然るに師は、不幸にして余輩の忠言に背き、敢て俗物輩の煽動するところとなり、暹羅三界まで担ぎ廻はされたのは、生来世智に富み才氣に長ずる師の、平素似合はざる無先見の愚挙たりしを疑はない。實に近年の光演師は、独り大谷派に於てのみならず、殆んど向後仏教界の霸王として、自他各宗の主權を握らるべき性格を有して居とて、感嘆重鎮せられつゝあるのである。現に西本願寺に属する門末中に於ては、自宗法嗣□頗る信任するに足らざるを思ひ切り、遙かに光演師を敬仰、羨望して居るものが甚だ鮮くはない。而て光演師は、仏骨奉迎に就て、先づ第一の失敗を招きた。タトヒ師自身は、既に奉迎の任務を全ふしたりとするも、内外の批評は決て一行の不行跡、仏骨の不始末等に正使の責なしとは認可せない。思ふて茲に至れば、師の一身こそ實に氣の毒千万に耐へられないものである。師たるもの宜しく仏祖の前に慚愧し、益々素行を清くし品性を高くし、以て永く教界の重鎮たるを期せられよ。余輩が肺肝より出るの忠言、決して無用にあらざるを信す。若し夫れ、師が向後の方針上に就ては、他日更に之を進言する所あらん。願くは自ら長所即短所たるの真理を味ふて、徐々静歩する所あれ、敢て切望する次第である。

### 能登教況〔明治33年11月27日 第四七四号〕

宗教法案騒ぎし已來、教況頗る不穏なりしが、過日来日置黙仙氏は、大菩提会の振起を謀らん為め、本月十二日、七尾府中町靈泉寺に檀を開き、更に夜に入りて今町長福寺に檀を敲きしが、居合たる畠山智量氏、窃に俗衆に難し謹聴す。其時彼の日置坊、壇上に立て弁舌する中西派の小田某云々を噂評し、或は□不當不遠的に本派を讒嘲して、菩提会こそ仏教なり、仏に敵するもの外道なりと。畠山氏是を聞くや大馬鹿坊主と鳴動して退き、別席を構へて日置坊を論餌となさんと睨み居たりしが、間も無く二三の有志來りて、諍論反て宗教を害するに似たり、との事にて打止みたり。去れど亦た時を待て鋭鋒出るならん。(中外生投)

### 稻垣公使の書面〔明治33年12月1日 第四七六号〕

稻垣暹羅駐在公使より、村田日本大菩提会会长へ宛て、今回同国蒐集せられたし云々と、頃日書面にて申越せりと。

### 暹羅公使の書面〔明治33年12月1日 第四七六号〕

暹羅公使より、王陛下が仏教図書館御建立相成るに就ては、日本各宗派の仏書を蒐集せられたし云々と、頃日書面にて申越せりと。

### 積尊遺形の東遷〔明治33年12月25日 第四八八号〕

京都市民が同市繁榮上の機関とし、又は宗教上の信仰物体として見做さる、積尊遺形の事に関し、目下大菩提会理事委員等の間に議論百出し、東京選出の委員は東京は輦轂の下にてもあり、且つ遺骸を京都に置きては、何分教化上迂遠にてもあり、旁々目下東京にては、遺形奉迎熱中に盛んにして、日蓮、曹洞宗の如きは、若し遺形にして東京に取容さるゝこと、ならば、其経費は二宗に於て一切負担すべしとの意氣込なれば、寧ろ之を京都に置かんよ

### 菩提会と其筋〔明治33年12月7日 第四七九号〕

彼の醜汚極る委員等の罪跡を挙げて、其筋に訴へんと相談する有志ありと伝へらる。金取主義ならねは面白かるべし。

### 大菩提会の理事会〔明治33年12月19日 第四八五号〕

去十六日、東京支部の理事來京に付き、翌十七日より規則変更。理事改選等に就き、会議を開き居る筈なり。

### 峨山和尚の活言〔明治33年12月19日 第四八五号〕

仏骨奉迎使一行帰朝して、暹羅の仏教の盛大を説くこと熾かんなり。和尚曰く、暹羅の政治は如何、教育は如何、兵氣は如何、説くもの答ふるに其の不振を以てす。和尚曰く、ソンナ仏法なら何んにもならぬ、盛かんにならぬ方がヨイ。流石は和尚活言と云ふ可し。

り、東京に遷すは万事都合好かるべしとの議多數を制し、明年三月を以て愈々右東遷の運びに至るべしと云ふものあり。

### 仏骨奉迎使の編纂〔明治33年12月25日 第四八八号〕

仏骨奉迎始末は、岩本千綱氏と大三輪延涌氏の合著せるものなるが、今回大三輪氏は更らに、仏骨奉迎史なるものを編纂して、世に公にする積りにて、目下印刷も其半に達せしとか。今回の編纂は、仏骨奉迎に関する事實を細大漏さず網羅せるものにして、前著に比して二百余頁を増加せるものなりと云ふ。

### 暹国に於ける稻垣氏の評〔明治34年1月7日 第四九〇号〕

稻垣氏の仏骨に力を注ぎたるは、唯之を以て日暹の親密を計らんとしたるには非ずして、其実敵は本能寺に在りの古智に習ひ、適當なる報酬を得、又東本願寺等の力を借り、他日本國の政治界に雄飛せんとの野心在りしことは、火を見るよりも明なり。夫故に種々の物議にも関せず、東本願寺僧侶を特待もしたるなり。評判高しと近信中に見ゆ。

### 高崎知事と仏骨〔明治34年1月11日 第四九二号〕

高崎知事 頃日村田妙法院門跡に語りて曰く、若し果して仏骨は、京都の繁榮上に關係あるとすれば、余は地方官として考へねばならぬ。余の考へにては、若しも仏骨を東京にでも遷したならば、地方の信仰者は、本尊にさへ參詣すれば一心は届くと云ふの

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

で、ドシ／＼此方面にのみ行く様になつたら、自然京都各本山への參詣人は減ずることになる。両本願寺の如きも皆多少の影響を受くるに相違ない故に、仏骨の東遷は京都繁榮上に容易ならぬ關係もあり、兼ねて各宗派の利害にも大なる關係なることなれば、何んとかして之を留める方法を講ぜねばならぬと。思想の古めかしき、識見の浅はかかる憐むに耐へたり。

### 大菩提会協賛会〔明治34年1月21日 第四九七号〕

内貴市長は、市の繁榮を助くる一方法として、如何にもして仏骨を京都に留安したしとの希望を以て、題の名に於ける一會を組織し、向後大に大菩提会の發達を援護する考なりとぞ。苦労性閑人もあるもの哉。

### 菩提会の議案〔明治34年1月21日 第四九七号〕

昨日洛東妙法院に於て、大日本菩提会協議会を開催する由。其議案は、

一菩提会協賛会を設置する事●皇族を總代に推戴する事●理事以下の改選を為すの方法●拝瞻會の準備●東京へ出開帳許否の件●万般準備の為め一時他より資金を借入るゝ事。

### 大菩提会と稻垣公使〔明治34年1月23日 第四九八号〕

在暹稻垣公使は、大菩提会總理田寂順師に書を寄せ、暹羅國皇帝陛下の意思を洩らしたるが、同公使が去年九月廿一日陛下御誕

辰祝賀の為め参内謁見の際、陛下は日本に於て盛大なる御遺形奉迎式を挙行したる状況に付き、日本駐劄公使より写真を添へたる報告に接し、日本佛教徒が御遺形を歓迎するの状、恰も兒子が慈母を慕ふに等しけれとて、非常に満足に見受けられたりと。尚ほ

同陛下は佛教に関する図書館を當地に建設せらるべき御計画に

て、已に外務内務文部等の諸大臣を挙げて其委員とし、印度緬甸暹羅等に於ける古今の仏書、并に歐洲に於ける仏書に関する著画等を蒐集中なりければ、日本佛教徒は釈尊御遺形分与に対する御礼として、日本各宗派の仏書を蒐集して同陛下へ奉呈されなば、陛下の御満足に止まらず、蓋し佛教の為め一大慶事ならんと勧告せり。同公使は今後微力の及ぶ限り當方面に尽力致すべき筈なりと。

#### 大菩提会委員会〔明治34年1月23日 第四九八号〕

大菩提会委員会は、此程妙法院の奥書院に於て開会し、議事は一切秘密に附したるが、其議件は、

一來る四月十五日より五月十五日まで妙法院に於て拝瞻会を行

ふ事

一來る三月廿日より四月八日まで東京に出開帳の事

一右準備方法及金円借入方法の事

等に関し、協議の結果経費は一万四千円の予算とし、各部委員は各宗派より撰出することとし、又拝瞻会の期日は四月八日より五月十五日までの予定なりしを、四月八日より同廿八日までとし、

東京出開帳の日限は三月二十日より四月四日とし、其途中名古屋に於て一日間拝瞻会を行ふことに決したり。尚ほ東京に於ける出開帳の場所は未定なれども、多分大谷派本願寺浅草別院を以て之に充つるならんと云ふ。

#### 仏骨東遷の議確定す〔明治34年1月27日 第五〇〇号〕

日本大菩提会にては、弥よ来る三月中旬を以て、仏骨を東京に遷す事に確定し、上野公園博物館前の広地に祠堂を建築し、之れに安置することに決定したり。又其の事務所は、芝公園内淨土宗々務所に設置すべしと云ふに、又一方に於ては覚王殿建築位置に付ては各地に競争あり。京都附近にては、宇治郡山科村字清閑寺山附近の地所一万坪余、并に葛野郡嵯峨村清涼寺釈迦堂近傍の地所一万坪内外を寄附せんとの申出あり。其他大坂及び東京にも競争起り居れば、本部にては数ヶ所の候補地を撰定して、管長會議に提出する筈なるが、各宗派管長會議は、来る四月拝瞻会執行中に妙心寺に於て開く都合なりと云ふ。

#### 暹羅公使と曹洞宗大学林〔明治34年1月29日 第五〇一号〕

同國特命全權公使ヒヤー、リイチロン、ロナチエト氏は、去二十二日、日置黙仙老師と共に曹洞宗大学林を訪はれたり。先づ總監寮に於て日置、陸、両師の各々暹羅へ出頭せられし時の状況等を聞き、次で大講堂に於て、同林生徒一同の為めに一場の演説を為せり。其大旨は、日本佛教の愈よ隆盛、日本佛教信徒の益す其數

の増さんことを祈ると同時に、暹羅仏教と日本仏教と、将来は相提携して仏教の進歩発達を図らんと云ふにあり。次に日置老師も、亦一場の演説あり。其大意は同師暹羅へ派遣せられし時觀察せられし事情の大要にて、最と懇切に説示せられたり。演説後陸総監、大森、河野、両学監の案内にて諸堂を參觀し、同林盛大の状況を見て殊の外満足にて帰られたり。猶同公使同日の演説は、追て文章に記して送られんと約して去られしと云ふ。

#### 遺形奉迎費の寄附〔明治34年1月29日 第五〇一号〕

本願寺派の藤島了穏氏は、釈尊遺形奉迎使の一一行に加はり暹羅国へ渡航せしが、之が為め同氏の要したる旅費は、同派本山にて一時繰替へ置きしに、此程大菩提会の募財金中より支出する事に及びたれども、其繰替金五百六十三円余を、悉皆奉安事務所に寄附せし由。

#### 仏骨ソップ〔明治34年2月13日 第五〇八号〕

四月八日より三十日間、仏骨拝瞻会を執行するに就き、其準備委員として各宗派より三十七名の委員を選出する由にて、何れも日常報酬付きなりと。●拝瞻会の費用一万五千円、愚僧の襄中に入るものを半以上なる可し。●村田僧正の大コボシ。三原俊栄、後藤禪提の二氏が棘手段にて統々負債をコシラヘ、聯帶の印形を僧正に迫る故、大僧正近頃末へは如何になりゆくらんと大コボシとか。さても笑止のことなり。●仏骨の東京出開帳は中止との事な

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

り。●理事中に妾の世話方に巧みなる人あり。本堂売却の口入師あり。さては古いが京極の余物興行師も有りと。●仏骨ソップで生活して、木屋丁の待合月下亭で痴夢を演ずる円顕、夫れ幾何。●十二月末に理事中の一人が月下亭に仕払い、金額二百三十余円とは小ならずと云ふ可し。●妙法院など云ふ、片隅に仏骨の興行をしてゐるより、寺丁の大雲院あたりへ持て来て興行する方、利潤多かる可しと云ふものあり。一層思ひ切りて新京極に仏骨館でも建てゝ、樂隊入りて囃したてる方、賑やかてヨロシ。

#### 大菩提会の会議〔明治34年2月15日 第五〇九号〕

同会にては、来る十九日妙法院に於て、各宗管長及び委員出席にて予て調査中なりし、大菩提会規則編成調査の報告を為すと云ふ。

#### 日本大菩提会〔明治34年2月17日 第五〇一號〕

本月下旬、妙法院に於て各宗委員会を開き、来る四月八日より執行せらるべき仏骨拝瞻会に要する費額二万円借入れの件、及び曩きに奉迎に関し鴨東銀行より借入れし三万円の負債処分につき協議する由。

#### 仏舍利拝瞻会〔明治34年2月19日 第五一號〕

仏舍利拝瞻会は、来る四月八日より廿八日まで、妙法院なる仮奉安殿にて行ふこととなり、法要、供養、庶務、会計、協讃の五部

を置きて、各宗派より委員を撰出せしめしが、最も準備を急ぐものは協讃部にして、殊に拝瞻会に関する各地要所の建札の事、洛

東洛西各名勝寺院に於て殿舎宝物を会員に観覽せしむる事に付、本部より金閣寺、銀閣寺、其他に交渉中。又参拝者に交通の便利を与へん為め、官線鉄道及各私設鉄道汽船等の割引も、手数は意外にかかるよしにて、両一日前より協讃部委員九名は、日々出席し居れりと。

#### 大菩提会名譽会監会議

〔明治34年2月19日 第五一一号〕

大菩提会にては、昨年十月妙心寺に開き、各宗派管長会議へ会則改正案、並に会員募集に関する件を附議せしに、両案とも委員附托となり、其後会員募集の件は内務省令第三十八号に依らずして勧募する事に決したるも、会則改正案は未決の専と成り居るにより、今十九日午前十時より妙法院に於て、名譽会監会（各宗派管長）会議を開き、委員の報告案に付て協議する由。右に付委員は、本日午後より妙法院に於て総会を開き、改正案に付て審議する由なるが、改正条項の重なるは、總裁及会長を置くこと、理事十名を五名とする事、主計二名を置くこと、役員の月手當を止め、実費弁償と成すこと等なりと。

#### 日本大菩提会の財政

〔明治34年2月23日 第五一三号〕

同会組織の當時に於て、鴨東銀行より金三万円の借入を為し來りしか、今度又た更らに二万円の借入を為し、大々的飛躍を試みん

とするよし。

#### 大菩提会と大谷派

〔明治34年2月27日 第五一五号〕

大菩提会にては、改正会則に依り副總裁に大谷光瑩師、会長に村田寂順師、副会長に大谷派事務總長石川舜台師を推薦することに内定したれば、村田師外數名は大谷派法主を訪ひ、其承諾を求めたるに、同法主は改正会則に依り、皇族の内御一方を總裁に推戴することに決し居れるに、未だ右推戴の手続を運はざるに、先だち自分が副總裁の地位に就くは心苦しき次第のみならず、總裁を戴く上は急に副總裁を置くにも及ぶまじとて体善く謝絶し、石川師も亦会長さへ定まれば、副会長の如き殆んど之れを置くの必要を見ず。殊に我法主も副總裁たることを辞退されたることゆゑ、自分も御請致し難しと、冷淡に刎付けたりと云ふ。

#### 村田寂順師の心事

〔明治34年2月27日 第五一五号〕

同師が大菩提会に対する心事に付語る者あり。曰く師は、當初仏骨を奉迎するに際し、之れを機として南北仏教の合同、各宗各山の調和、且は僧風の矯正などゝ、随分多大の希望をかけゐたるにあて、事は悉く齟齬して、先づ東西両本願寺の睽離となり、奉迎委員の不始末となり、負債償還の苦心となり、且は前途遼遠として殆んど見こみも立たず。さればとて、各委員は各本山を代表せるものなれば、自己の侍僧を指揮する如き能はず。左支右吾して如何ともすべからざるに至りしより、両三日前、遂に總理の辞任

書を提出せしが、同師に今逃られては事局益々困難なるより、大

谷派本願寺管長其他は、頻りに留任を勧告し、師もまた前後の關係上止むを得ず辞任を思ひ止まることとなりしが、今度改正の同会則によれば、理事三名となしありて、從来の委員八名中より採用するも、五名は落撰することとなるが、此際比較的操行の甚だしく乱れざるものを探用し大に風紀を一新し、以て倒れる処までやるの決心なりといへど、前途の多難遼遠なるを思へば、殆んど茫洋の歎なきを免がれざるべしと因に記す。寄付金の一向集まらずる今日、覚王殿の建築などなか／＼のことなれど、敷地に於ては東京、大阪の申込ある上、近來また静岡より同県の小松原と称する古戦場を寄附せんと申込みたりと。また東京にて仏骨奉迎会を起し、當地の拝瞻会に先だち奉迎するとの説もありしが、右は奉迎するとしても拝瞻会の後となるべく、且つ一度東京に移せば、之を再び當地に持帰ることの困難なるべく、されば當地の繁榮上不得策にあらざると、或は杞憂する向もないと。

### 拝瞻会各部事務開始

〔明治34年3月3日 第五一七号〕

大菩提会の拝瞻会は、法要、供養、庶務、会計、協賛の五部を置き、委員を各宗派より撰出したるに付、昨日は午後一時より各部事務開始式を行ひ、各部委員室を一昨日より妙法院内に設立した  
り。

### 拝瞻会各部事務開始

〔明治34年3月3日 第五一七号〕

大菩提会にては、改正会則に依り、新に各宗派より評議員十五名を撰定し、来る二十一日頃までに評議員会を開く筈なるが、再昨日までに各宗派より評議員を定め、本部へ届出しあは左の十一名なり。尚ほ真言宗は例の紛擾の為め、當分欠員と為す由なるが、天台、日蓮、曹洞の三宗は未だ撰定を了らざる趣きたり。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

### 仏舍利拝瞻会彙報

〔明治34年3月7日 第五一九号〕

仏舍利拝瞻会は、菩提会以外に組織し、今月一日各部の事務を開始し、其部長に當選せしは、法要部長に名和精良（天台）、供養部長に岩瀬靈雲（西山派）、庶務部長に有沢香庵（曹洞）、会計部長に小栗憲一（大谷派）、協讚部長に菅居光賢（天台）等の五部長なりし。▲殿堂宝物観覽は、大仏三十三間堂、同智積院、同養源院、同妙法院、建仁寺、高台寺、青蓮院、金地院、南禪寺、永觀堂、銀閣寺、相国寺、大徳寺、金閣寺、等持院、妙心寺、清涼寺、天童寺、興正寺、大谷派本願寺、仏光寺、東福寺、二尊院、黃檗山、万福寺、宇治興聖寺、平等院、同最勝院等なり。▲大菩提会の發会式は、拝瞻会中に行はんと同会へ交渉の末、發会式は来る四月十八日を以て行ふことゝし、之が経費として臨時千參百円の支出は來十日頃の評議員会に諮ふ筈。▲全国仏教各団体及び仏教各学校生徒は、拝瞻会に參拝の計画を為ものあるに付、是れ等多数の団体の為には、各寺院共殿堂宝物參觀に便宜を与へんと。協讚部委員は協議中。

### 大菩提会評議員

〔明治34年3月13日 第五二二号〕

大菩提会にては、改正会則に依り、新に各宗派より評議員十五名を撰定し、来る二十一日頃までに評議員会を開く筈なるが、再昨日までに各宗派より評議員を定め、本部へ届出しあは左の十一名なり。尚ほ真言宗は例の紛擾の為め、當分欠員と為す由なるが、天台、日蓮、曹洞の三宗は未だ撰定を了らざる趣きたり。

天竜寺派執事北条周篤○妙心寺派執事後藤禪提○黄檗宗執事鈴木恵眼○仏光寺派執事芦名信光○融通念佛宗執事黒田覚州○高田派執事長岡大仁○大谷派庶務部長和田円升○興正寺派補事三原俊栄○時宗執事河野良心○誠照寺派執事小林清深○西山派執事小松真隆

### 仏骨拝瞻会と知事市長

〔明治34年3月15日 第五二三号〕

日本大菩提会にては、来る四月八日より、三週間积尊遺形拝瞻会を執行するに付、此程府知事代理青木書記官、兼田内務部第一課長及び内貴市長、大菩提会より村田寂順、小栗憲一、北条周篤、芦名信光の諸氏会合し、右拝瞻会執行期間中、京都市に於て相當の尽力ありたき事、及大菩提会員募集の事等の提案ありしも、結局大仏附近の有志者を奨励して賑を添ふる事、及び大谷派本願寺の紀念法要の為め、多集参拝人あるべきに付、同寺と妙法院との間沿道にも、賑を添ふる設備をなす事となしたり。

### 仏舍利拝瞻会

〔明治34年3月25日 第五二八号〕

拝瞻会は、来る四月八日より二十八日まで執行の為、□日来小栗理事長は、伊賀伊勢志摩三国を巡回し、各地に於て同地有志を集めたるに、入会員多く賛同せし由。尚小栗理事長は、昨日四日岐阜地方へ出張せしよし。▲会長村田寂順師は、今回越前福井地方有志より、本会趣旨賛同の招待に依り、同市に到り同議事堂に於て演説を為すと。▲岐阜地方より入会請求四万三千名ありしと。▲特派使請持区を定めたる主任は、東京府田村豊亮。有沢香庵（愛知）、後藤禪提（福井）、石川馨（富山）、間野闡門、豊田心静（大阪）、雄山恵恭、足立法鼓、吉田源応（和歌山）、三原俊栄（兵庫）、奥村明堂（三重）、今井竜城（堺）、東海蜻洲の講師なる由。▲去二十三日午後一時より、妙法院に於て右期間中余興として、市中寺院鳴鐘、東山如意峰大文字点火、六斎念佛踊、空也踊念佛等を行ふと。右の為め内貴市長及び上下区長、市參事会員竹村藤兵衛、辻信次郎氏等会合すると。

### 菩提会評議員会

〔明治34年3月19日 第五二五号〕

大菩提会の会則改正に依り、各宗派より撰出する十五名の評議員は、天台宗菅井公賢師の當選承諾届を以て全備せしに付、弥よ来る二十二日、妙法院に第一回評議員会を開き、大菩提会拡張に関する諸案を議する由。

### 福井市に於ける菩提会

〔明治34年3月29日 第五三〇号〕

福井県下は由來佛教徒の勢力ある土地なるが、今回各宗同盟会同盟会より、大菩提会々長村田僧正の來錫を希望し來りたるを以て、僧正は去る二十四日福井市に至りたるに、前田裁判長を初め妹沢検事正、渡辺市長、藤好警部長等、主となりて連名の案内状を發して、翌二十五日県會議事堂に於て村田僧正の演説あり。同会設立の由来より、仏骨奉迎に關する説明ありて、最後に菩提の

意義に説及し、大に感動を与へたる由。

に於て、同大法要執行に付き、来る八日午後早々、各連枝を始め執行注記等四十余名、参拝することに決定したり。

### 覚王殿建設地調査委員〔明治34年4月1日 第五三一号〕

覚王殿建設地の未定なるより、東京、名古屋、奈良等の有志者より、土地寄附申出もあり、旁建設地調査委員を評議員中より撰出し、調査せしむる事に為り、菅居光賢、後藤禪提、三原俊栄三氏當撰したりと。

### 拝瞻会と菩提会〔明治34年4月3日 第五三二号〕

来る八日より二十八日まで、大仏妙法院に拝瞻会執行中、毎日京都市中二ヶ所に於て仏教大演舌会を開くよし。▲大菩提会開会式は、来十七日の予定なりしを、二十四日に変更したり。▲明二日午後より、村田会長及内貴市長は、上下区学務委員を妙法院に招き、拝瞻会に関する協議会、及び懇親会を開くと。▲大阪府下大菩提会委員総会を一昨日四天王寺に開き、本部より北条、雄山両特派使出席し、同会員大挙募集の相談会を開きたるよし。▲明日は、大阪平野町仏光寺別院、明後三日は同天満興正寺別院、四日は堺市大谷派別院にて、仏舍利拝瞻会、大演舌法話会を開く由なるが、弁士の重なるは村田寂順、前田誠節、小栗憲一の諸師なるよし。

### 大菩提会彙報〔明治34年4月9日 第五三五号〕

日本大菩提会発会式は、二十四日の筈なりしが、十八日に変更せり。▲同盟派各宗派管長懇話会は、大谷派本願寺、興正寺、南禅寺、建仁寺、相国寺等の発企に依り、来る十六日妙法院に開会する由。▲曹洞宗管長悟由禪師は、来る十六日百余僧を率ひ、仏舍利前の法要を嘗み了りて、管長懇話会に臨むよし。▲同会評議員後藤禪提氏は、覚王殿建設土地調査委員に當選せしも之を辞し、次で同会事務取扱をも辞職し、単に常任委員兼評議員となりたる由。▲拝瞻会中は、松原通以南、鴨川以東、各町々に六金色仏旗、及拝瞻会の印ある紅灯を軒毎に掲ぐことなりしと。▲去七日より、参詣人の為め官線京都停車場前に、烏丸通七条上る東側に、拝瞻会便宜所開設し、委員数名詰め居るよし。▲再昨日午後二時、祇園中村楼へ上下区学務委員公同組長を招待し、内貴市

### 本派と拝瞻会〔明治34年4月7日 第五三四号〕

本年は釈尊二千八百五十年忌に付き、遺形奉安所たる大仏妙法院

〔教学報知・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

長、上下京区長出席。拝瞻会に關し依頼する処ありたり。

じ、来る十六日頃東京出發來京ある筈。

### 拝瞻会法要の順序〔明治34年4月11日 第五三六号〕

拝瞻会中法樂の日割は、昨九日十夜念佛、今十日明暗教会吹奏、明十一日空也念佛、十二日十夜念佛、十三日明暗教会、十四日空也念佛、十五日十夜念佛、十六日明暗教会、十七日空也念佛、十八日十夜念佛、二十日空也念佛、廿四日十夜念佛、廿六日空也念佛等にて、十八日大菩提会發会式、當夜は如意峰に大文字を点すべしと。

### 去九日の拝瞻会〔明治34年4月11日 第五三六号〕

去九日、第二日法要是正午、真宗本派管長大谷光尊師代理、寂用院梅上沢融師、導師となり、名和潤海師以下六名参仕にて、三礼如來唄、讀經（重誓偈律）回向等を厳修し、同本山重役總代、水原慈音師參拝し、午後一時三十分終了。引続き真宗木辺派管長代、福永達應師以下七名参仕し、伽佗、小經回向、伽陀等を修し、午後二時終了し、夫より演舌並に十夜念佛ありて、午後五時に及びたり。参拝者は前日より増□し普賢堂金像仏具多□□□□

### 暹羅公使と拝瞻会〔明治34年4月19日 第五三九号〕

同公使は、昨日午前大菩提会に参拝。午後は大谷派へ参詣せり。東京駐在暹羅國特命全權公使ヒヤ、ロナチエット、リチロング氏は、祝尊拝瞻会執行に付、勅使として同國皇后陛下の御備物を奉

### 拝瞻会の參詣〔明治34年4月15日 第五三八号〕

日一日に多きは、全く紀念法要の余慶に属すとは、瞻仰真影の仏舍利に勝りて功德あるものにや、妙法院前塵十丈。

### 仏骨と京都〔明治34年4月15日 第五三八号〕

頃日京都市にては、仏骨を東京に奪はれんとするの兆あり。仏骨若し京都を去らば、本願寺亦た東京に移転せざるべからず。果して然らば、京都市の興廢に係る大問題なるべし。宜しく市民挙つて全力を捧げ、仏骨留置の運動をなさるべからずと、一種脅迫的語調を以て、区民各家に就き、徵稅的に廿五錢三十錢と割付けて強要するは、専恣乱暴の沙汰なりとて、市井各處に怨声頻りに湧く。嗚呼慶か凶か何等の兆。

## 仏骨奉迎始末（一名仏教の東洋）〔明治34年4月19日 第五三九号〕

仏骨奉迎に就て、準備員として岩本千綱氏と共に渡遅せられたる大三輪延弥氏か、勇健の筆に於て編著されたるものに係り、世尊の略歴より南亞宣教会の設計に至るまで、殆んど十八個に分ち、悉く問答体として平易流暢に認められたり。蓋し仏骨奉迎に關する前後の事情を知るには唯一の良書なるべし。唯だ製本の不作法なると校正の不行届なるは、此書の一瑕瑾なるべし。（一冊四十錢、京都地久堂發行）

### 法要と醜業婦〔明治34年4月24日 第五四三号〕

法要を営むに、専ら外觀の修飾のみを競ひ、毫も仏祖崇敬の精神を有せざるは、近來各宗派一般の通弊にして、元より法要を営むは、報恩謝徳の志より出でたるにあらずして、集金徵財の目的より生じたるものなれば、一に愚俗の凡眼を奪ふことのみに肝胆を碎きて、祭礼的若くは興行的に之を挙行するに過ぎず。仏祖を餌に利益を收めんとする一種の営業と見れば、如何に見苦しく浅間しき不都合千万なる振舞ありとするも、亦た深く怪むに足らざるべし。併しながら、飽までも仏祖の威靈を汚し、神聖なる道場を以て、穢塵醜埃のために没葬して憚からざるに至つては、殆んど法滅の兆ありと謂はざるべからず。アーチを築き煙花を上げ、紅灯を吊し長旗を流す如きは、元より無用の虚飾とするも、是式のことはマダしも寛容することを得へし。醜陋極る造り物を拵へ

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

て、劣等人種の歓迎に供するものあり。揃ひの晴衣装を飾りて花見的に練込むものあり。甚しきは阿弥陀仏殿の地鎮式に、下等遊廓の醜業婦を嗾し、股引パツチ長襦袢等、思いの異形なる服装をなさしめて、地鎮祭ぢやエライ奴ぢや踊らんか、チヨイト／＼など、叫ばしめ、白昼公衆の面前、而も数多外国人の異教徒か宿泊せる眼下に於て、卑猥醜劣極めたる狂舞を演ぜしめて、法要の景況を添へんとするか如き、何たる亡状の沙汰ぞ。加るに信徒は幫間者と和して、紅白の黛を施し法衣する着して、俄坊主の風体を装ひ、十字街頭に於て道成寺の狂言を演ずるか如きを見るに至つては、實に喫驚の外あらざるなり。僧侶か自宗制定の法服すら金襴緞子の美を競ふて、俳優芸者にも劣れりとて、外国人の笑を招けるに、況して醜業婦や帮間連をして斯る猥芸を行はしむるを見れば、啻に異教者に向つて日本仏教の品位を下げしましむるのみならず、抑も亦た平素自称するところの君子国の体面を傷るるものなり。斯る地鎮式に於て建てられる阿弥陀仏殿の神聖、将た何處に於て求むへきや。前年仏舍利の渡来するや、同じく醜業婦をして輿の前後を擁せしめ、奉迎使の身辺自ら一種の香氣を放たしめたるは、時の新聞紙上に於て屢々奇怪を叫はしめたるところなりき。仏骨若し靈あらば、斯る末法五濁の有態を見て、破戒無慚の乱行を恕れるなるべく。果せるかな爾來の経過甚だ不始末にして、内部の醜惡罪状日一日に暴露し來り、今は早や観王殿の建築すら何等設計の立つべくもなく、妙法院僅かに細香を獻して、田舎道俗の小錢を貪るに過ぎざるなり。是れ併しなか

ら、自ら招き自ら造りたる災禍にして、敢て他を怨み人を責むるの途あるべからず。仏法の末路と云はんよりは、実に法滅の悲景ありと謂はんのみ。末世濁代の悪僧等は、今や経巻を売り尽し法

を売りて食はんとす。而も之が営業の附景気として、社会光明の裡面に潜める醜劣の徒を嗾して、白昼天日の下に於て何等憚るところもなく猥行を演ぜしめ、以て仏法の威靈と國家の品位とを傷けんとす。明治聖代の一汚辱、何物か之に過ぐるものあらん。苟も社会風教の任に居るものは、宜しく大々的打撃を加へて、斯る悪僧等を人間の交際界より放逐し去るまでの制裁を加へずんばあるべからざるや。（拙軒）

#### 仏骨と惡僧

〔明治34年4月26日 第五四五号〕

篠原順明師、頃者來訪の人に語りて曰く、仏骨も惜ひことには、腐り本山や惡僧共の手に落ちたからモー、ダメである。釈迦も氣の毒なものぢやと。（長ひげ男）

#### 覚王殿建築場所要請

〔明治34年4月30日 第五四八号〕

遠江国仏教信者より、此程日本大菩提会に向ひ一片の意見書を添へて、覚王殿新築地所を同國三方原に選定せられたき事を要請したるが、其理由の大要を聞くに、三方原は東西両京の中央に位し、本邦の中心を占め、南は近く太平洋に面し、北は遠く鬱蒼たる山嶽を遙らし、東は天竜川を控へ、西は浜名湖に莅み、海面を抜く二百尺平坦広袤四里、地勢高燥、地質堅硬にて、松樹繁茂し

清淨無類の地にして、覚王殿建築に適當なりと云ふに在りて、同会にては廣く各宗の意見を聞かん筈。

#### 拝瞻会の結願

〔明治34年4月30日 第五四八号〕

仏舍利拝瞻会は、去る八日より執行中の處、弥よ一昨廿八日を以て結願法要を告げたり。當日午前、拝瞻会各委員中曹洞宗の古川清林、導師となり寿量品を営み了りて、更らに理事長小栗憲一、導師となり拝瞻会役員特派使各部員一同参仕し、導師は上下京区供米奉納者の祖先追悼法要、並に汽車汽船の為めに横死せし者の為めに同様法要を営むの祭文を読誦し、阿弥陀經を読みたり。

此時平安德義会孤児院の孤児四十三名、上下京区内に養はる棄児廿六名、感化保護院感化者十三名を舍利正面に三段に座せしめ、左席に京都婦人慈善会員、右席に拝瞻会中參詣傷病者に施療薬せし医師看護婦を座せしむ。小栗導師か祭文を読める時、孤児棄児感化者の中には涙を禁せざるものあり。此法要了りて此の三者を優待し斎を与ふるに、婦人慈善会員（飯田新七、妻君等を始め）は給仕等を為したり。尚此婦人、慈善会より孤児棄児感化者に手拭一筋、饅頭一包、煎餅十枚づゝを与へたり。午後大谷派本願寺新門主大谷光演師は、三十余名の參衆を率ひ、妙法院に到来あるや、此前後大谷派門徒は、仏舍利拝礼を兼ねて此の結願法要に逢はんと続々集来するもの非常にして、午後一時三十分、仏王殿に奏樂の声起るや群集甚しく、新法主導師にて着座（樂止）燒香、三札（此時總札）伽陀、漠音阿弥陀經讀誦の間、參衆

一同起立し散華の儀ありて、伽陀、回向、總礼等の次第にて終了したり。

### 暹羅国寄贈の仏書箱

〔明治34年5月3日 第五五〇号〕

同國より我文部省へ寄贈したる仏書箱は、目下上野公園に開会せる漆工競技会に出品されたり。右は長さ五尺、高さ三尺にて、周囲は牡丹唐草を彫刻して金箔を施し、黒塗に種々の人物を描ける所もありて、大に斯道家の参考品たるべきものなり。

### 内貴市長と仏骨奉安地

〔明治34年5月3日 第五五〇号〕

甚三郎氏頃日人に語りて曰く、仏骨を當地に安置するときは、これによつて各地方の人を引き、幾分市の繁栄を助成する事となるに相違なかるべき。大なる影響はこれなかるべし。何となれば我京都の地たる仏教の中心点にして、各宗本山の有る所なれば、此地に仏骨を安じてこそ、本山へ参詣旁々來京する者も多けれ、若しこれを他の地方に置く事とすれば、態々参拝する者多かる道理はなかるべし。元来菩提会は最初の遣り口が非常に拙劣にして、且つ委員なる者が利己のみこれ事としたるより、終に一般の信用を失し、光明ある仏舎利も従ひて光を隠すに至り、僅々三万円の借金と二万円位の買掛りも、これが処分に困まる程窮境に立ち至りたれども、今日利己主義を放棄し、確實に且つ巧みに遣れば、安置の土地は日本の公園地と称せられ、且つ仏教各宗本山所在の地なれば、菩提会の目的を達し、五万や六万円位の借財を済

す位ゐの事は、實に易々たるのみ。これに反して其遣り口確実を失し、関係者各利己をこれ事とせんか。何れの土地に遷すも、決して其目的を達することを得ざるべく、畢竟一時の見世物として木戸錢を集むる位ゐのことに過ぎず、云々。

### 覚王殿建築と松室技師

〔明治34年5月5日 第五五二号〕

松室技師は、覚王殿建築に就て人に語て曰く、聞く覚王殿は数多くの金円を投じて建築せん計画ある由なるが、自分の考には多額の金錢を投ぜざるも、府下に歴史を有する堂宇にして、維持保存に困難せるものを移転するとせば、至極安価に貰受くる事を得べく。而して建築位置に就ては種々説あるも、余は太秦辺を第一と見認む。同地は太子創立の広隆寺もあり、仏舎利奉安所としては此處を擇て他にあらざるべしと信ず、云々。

### 大菩提会の内情

〔明治34年5月11日 第五五七号〕

仏骨拝瞻会は予期の収入なく、殊に尾濃地方を始め曹洞、黄檗、天台、日蓮の各宗は反対の態度を取りしかば、忽ち財政上大破綻を生じ、役員の手當をも支払ふ能はず。又前來重積する負債の十分の一をも返還する能はざるより、村田会長を始め役員等大に其策に窮し、秘密評議員を開き、財政上の善後策につき凝議する所あり。同会目下の負債は約六万円にして、多くは各銀行より借りれたるものなるが、其内鴨東銀行より借入分三万円は既に返却期限を超過し、昨今嚴重なる取附に遇ひ、役員皆頭痛鉢巻の体なり

と。

### 大菩提会を解散せよ

〔明治34年5月20日 第五六四号〕

保延、永治の昔、輿昇く力者法師のあるありて、屢次宮闕に嘆訴しき。明治聖代の弱法師、あらゆるもの昇き尽したる今日此頃、仏骨を昇て都大路を彷徨ひ廻はりつゝあるなり。見よや、法師は昔も今も能くものを担ぐものなるを。

仏骨渡來の其の時より、吾は屢次警告を怠らざりき。曰く、お祭り囃ぎをなす勿れ。曰く、不急の土木に懸想する勿れ。曰く、徒らに大言壯語する勿れと。吾の注意は當該法師の尤も忌み、尤も悪むところでありた。然れども菩提会の現状は、吾の警告の無用ならざりしを、日夕事実の上に證拠だてつゝあるにあらずとせんや。吾曹は今爰に、屍に鞭撻するの陋に出でず。同情を以て菩提会の内容を推察し、徐ろに善後の一策として、菩提会解散の必要を告白せんばあらず。

仏骨奉迎を動機として、組織せられし日本大菩提会の理想が、如何なる理想でありしかば、趣意書が弁じて居る如く、覚王殿建築、教育、慈善の三者である。以上の三者は、単に理想の上に描くはよし、猜疑、嫉妬、反間、排擠の念ある各宗派に依りて現実に顯さんとするは、至難の業である。況や三個の問題中、それ自ら時運の必要を認めざる者あるに於ておや。釈尊の遺形とすれば、敬虔の心を以て尊重せざる可らざるは論なし。然れども之を尊重すると覚王殿建築と何の関聯する所かある。内は信仰道念日

に月に衰却し、外は異端の教跳梁を恣にせる、危機一髪の時に當りて、不急の土木を起して、尚ほ仏意に協へるとするが、往昔大藏經の鏤刻、尚且つ死仏教の批判を免れざりき。今世の法師、幸に仏心の解釈を怠らんば、お祭的所謂尊重の妄動を謹み、敢て民力を困憊せしむる勿れ。現時の仏教が、根本的に累卵の危きよりも危しと知らば、法師たるもの思半に過ぐるものあらん。若し識者ありて、仏骨を如何に何所に奉安せんかと問ふものあらば、吾曹は現今の妙法院こそ最も適當なりと答んのみ。菩提会が第二の理想とせる教育とは、普通教育にもせよ専た仏教教育にもせよ、既存の各宗派の教育機関の外、何の必要ありて更に教育機関の増設を企てしか。若し各宗派既存の教育機関にして規模狭小なりとすれば、焉すれぞ之を一團として其の改進を計らざる。若し又各宗派は、例の嫉妬、反間、の偏執ありて、或は各宗派相互に特徴の性格ありて、其の教育機関の聯合をなし得ずとすれば、渠等永炭異性の各宗派をして交手提携して、更に教育機関の新設を画策する如きは何等の矛盾ぞ、何等の無謀ぞ。哀れ菩提会の第二の理想も、吾に於ては迂にあらずんば陋、痴にあらずんば狂たらんのみ。第三の理想とせる慈善事業に到りては、吾曹大に各宗派に向て其の必要を警告せんばあらず。今世の法師の計策になれる事業にして、末頃にもせよ慈善なる題目を掲しを、多謝するに咨ならずである。慈善とは單に金品の贈給をのみ意味するにあらざるは、法師の能く知るところならん。チエリチは人事上に於ける神聖なる問題である。ヒュマニチの題目にしてエコノミースの

題目であらざるを思念せよ。凡そ慈善をなさんと欲するものは、慈心の修養を怠る可らず。内に溢る愛なくして、外に其の奏効を期せんと思惟する如き、慈善問題に接するの資格なきものとす。さは云へ、吾は法師等に、尽く慈心の欠如を疑ふものにはあらずと知るべし。今世の法師、よしや同情推察の念厚く、双眸悲涙に富むと雖も、其の針路を愆らば、璧を展て泣くの愚に沿ん。其の第一歩を誤り、第二歩に□□□菩提会に依りて苟も慈善問題を号呼する如きは、迂なり愚なり。されど社会が急迫を訴へつゝある慈善事業を閑過すべくもあらず。吾は各宗派が猜疑、嫉妬など云へる痴婦的小感情を脱離して、素より山師的心術を排除して、大に慈善の運行を助けんこと切望に耐へず。異性の問題を含める菩提会をして、慈善を云為せしむるは危険なり。否寧不能なりと信ず。要するに遇、慈善の文字あるにもせよ、吾教界は敢て菩提会存立の必要を認めざるのである。然らば如何にすれば可なりやと云はゞ、唯菩提会解散の一事があるのみ。伝へ云、菩提会は財政大に困憊、旦暮債鬼の懼々たる怨声を聞つゝありと。よろしく同盟の各宗派に分割して支弁の道を講せよ。是れ同盟各宗派、當然の義務たるは、疑を容れざるなり。(楓林)

### 鴨東銀行と大菩提会

(明治34年5月21日 第五六五号)

めつゝあり。大菩提会へ対し返金を促し居れど、却々六ヶ敷模様なり。然れども若しも訟廷に持出し、宗教家に対し強制執行をなすは、最も好ましからざる事なればとて、同行に關係ある下間庄右衛門、中野忠八両氏は、同行重役の依嘱を受け、一昨日内、貴甚三郎氏を訪ひ、両者の間に介し円満に其局を結ぶべき様、仲裁の労を執られん事を依頼したるが、内貴氏は大菩提会、今日の実情は到底急に返済しべからざるべきも、兎に角、村田總理に面し、会談を遂ぐべき旨を答へたりとなり。

**大菩提会の借金** (明治34年5月23日 第五六六号)

鴨東、大菩提会貸金三万五千円の請求一件は、内貴甚三郎氏が、該会理事者に返金方を談ぜられたるに、会長村田寂順氏は、今日の場合、鴨東銀行も甚だ氣の毒千万の有様ゆへ、何とかして返金の途を立てざれば、或は同行にて法律上の手続に由つて強制手段を取るやも計られず、斯くては唯だ大菩提会の不名誉なるのみならず、各派管長の体面にも関し、且つは宗教家の敗徳を暴露するやう、近日各派管長會議を召集し、其議決に由つて、何分の回答に及ぶべしと答へたる由。

釈尊遺形、奉迎事務所及日本大菩提会は、昨年来鴨東銀行との間

に當座過振契約を結び、既に其限度とする三万円に近き借越と為り居りしが、同行は今回の始末となり、差當り貸出金の回収を努

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

### 仏骨醜談

(明治34年5月31日 第五七三号)

大菩提会に六万円といふ大穴があいた。ドウしても其穴が埋まらない為めに、遂に仏骨並に骨と共に、国王陛下より寄贈せられた

黄金仏を、六万円の形に担保に入れやうではないかとの相談が纏り。数日前、或る法律家に其事の鑑定を托したとの噂。▲骨は法律上担保物たるの効力がない。黄金仏の方は無論其効力があるといふので、或古道具屋に、其黄金仏の価格の鑑定を命じた。所が三万五千円は愚か、只の五千円も六ヶ敷いとの話して、彼等山師連は頗る困難の体であるとやら。▲担保物としての仏骨の法律上の効力は別問題として、仮初めにもこれを担保物に提供せしめやうとした彼等の脳髄に、何が棲んで居るか。祖先の血を啜り、肉を啖らひ、それを啜り尽し、啖ひ尽した上句に、其骨をまて羹にして吸はう、イヤサ其吸ひから迄を質に入れやうとする彼等の心の底、鬼か棲むか蛇か棲むかと東京の新聞に記せり。

### 仏骨の末〔明治34年6月1日 第五七四号〕

昨年仏骨を迎へる時、日本菩提会の某師が、嵯峨天童寺の峨山和尚の處へ往つて、師の寺には雲水が多いから、仏舎利の龕塔を担ひで貰たいと頼むと、和尚はやれ何使とか總理とかいうて、二頭馬車に乘る、出迎ひのつき合には、おれの所の雲水は一人も出すことはならぬ。信者の汗や膏で馬車や馬に乗つてすむものか、と言つたので、某師は赤面して去つた。今や峨山和尚亡し、日本菩提会は不始末事件を暴露すあはれと大朝に。

### 江州の大菩提会の形況〔明治34年6月4日 第五七六号〕

該会特派委員今湊氏の尽力にや、彦根、八幡、能登川、日野、八

日市、草津、大津等、続々入会する者ありて好況を呈し、又北江州三郡の如きは、去月二十九日各宗聯合の地方委員会を長浜大通寺内に開かれ、会する者四十余名、當日の議題は入会勧誘の為め、各地各派に演説会を開くこと。如何なる手段によりて会金取り、継をなすや等にて、イヨ／＼来る八月上旬より着手するこゝ決し、夫より委員は会員、名譽会員、特別会員、正会員等に加入して一同散会せり。先づ此の分にては湖北三郡は好況にて、将来大ひに望みあるが如しと伝ふ。(通信員)

### 僧界不和合〔明治34年6月5日 第五七七号〕

僧の字を解して和合の義とすることは、古來一の異論もなし。而して僧の実際は和合の義を失へること亦久し。僧にして字義の如く和合を本とするものなれば、仏教の隆盛期して待つべきも、互に和合せざること甚しければ、仏教の衰頽に頗くこと毫も恵しむに足らず。僧の義を最も貴べる真言宗に於ても、近來各派分離して独立を謀りしことあり。是れ和合の実なかりしことを世間に公表するものにあらずして何ぞや。同一宗門にして尚且つ然り、況や流を異にする他宗他派に於てをや。斯く言ふを以て、進論上誤りなしとするに至れるを以ても、僧の実義を失へることを歎息せずんはあるべからず。

嘗て各宗協会と云へるものあり。大日本佛教慈善会規約を議定し、遠からず実行に至るべしとの説ありしも、其規約は廃止にもならず実行にも至らず、有耶無耶の間に済了したるは、大日本佛

教の為に最も遺憾とする所なりし。

後ち大菩提会と云へるもの起り、一方には覚王殿建築の事を計画し、漸次慈善事業に着手する筈なりしも、近時の形勢に考ふれば、仏骨奉迎の事のみは纔に結了したるも、覚王殿建築の事は扱置き從來の負債始末にさへ困難を来たし、勿体なくも極めて尊き仏骨を抵當にせんとするも、法律上抵當とならざるを以て其運びに至らず。又黄金仏と称する靈像を抵當にせんとするも、是は其物体抵當とするに足らず。為に關係銀行は大いに迷惑し居れりと之の醜聞を、都鄙の新聞紙に伝へらるゝに至れり。以て其近況如何を察すべし。堂々たる仏教各派相乗りて設立したる大菩提会にして、此の不始末を呈するとは、抑も何たる醜態ぞや。今にして之を顧みれば、曩きに本願寺派が獨り此の会を分離し、覚王殿建築に際すれば、二万金の寄附を約し置きたるも、殆ど水泡に属せんとす。之をして水泡に属せしむるとせば、本願寺派は啻に二万金の負担を免るゝのみならず、大いに其先見の明なりしを誇るに足るべし。本願寺派に先見の名譽を与る丈、各宗派の意氣地なきを反證するものなり。各宗派の管長及び委員は今將た何の顔色かある。其の此に至りし道路には種々の失敗もありしならんが、畢竟するに和合の大主義を失へるに由らずんばあらず。和合の實義なくして事の成就せんことは古今齊しく其例を見ざる所とす。

覚王殿建築遂に困難なりとせば、他の慈善事業の如きは尚更困難の事に屬す。堂々たる仏教各宗派の管長は、慈善事業に於て、二度まで食言するものと評せられんも、之が弁解の道なかるべし。

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

仏の顔も三度との俚諺あり。二度は已に失敗に帰す、第三回目には何等の事業を以て世に對せんとするか、吾輩の聞かんと欲する所なり。

各宗派より分離せる本願寺派は獨力を以て慈善財團の挙あり、目今已に設立願の手続中にありと伝ふ、是も亦失敗に終らんか、成功に至らんか、今俄に保證の限にあらざれども、兎に角立願を出までに運び居ることは事實ならん。されば各宗派管長にして、苟も社會に対する事業を起さんとの熱心あらば、從来の瘦我慢の幢幡を倒して、宣しく本願寺派の慈善財團に助力を為すべし。慈善事業には宗派の異同を問はず、之に隨喜し贊助するを以て攝善法戒の本旨に契ふものならん。たとひ我慢にても其事を成就せば可なれども、何事も成就することなく、益々仏教の体面を汚さんとするは、諸師に於ても中心快からざる事なるべし。故に吾輩は、進んで社會に対する慈善事業を起すか、若し別に之を起すことを能はずとせば、他の慈善事業に隨喜贊助して、隨喜善にても成せんことを特に忠告せんとす。諸師それ僧の本義を念頭に懸けて、然る後其進退を決せられよ。

### 菩提会〔明治34年6月10日 第五八一號〕

遠來の仏骨を安置保存せんが為に、仏教各宗の人士が組織せる菩提会に於ては、その借金六万円の多きに上り、その當局者は將に訴へられんとすといふ。俗間借金の出来る人を以てエラシとす。佛教のエラキ所も亦た此辺に在るかと基督教の新誌はヒヤカシ居

れり。

### お祭と布教

〔明治34年6月13日 第五八三号〕

二十世紀大挙伝道と云へる看板の下に、基督教徒は大阪に於て頃日來、提灯行列所謂レンタンマツチを挙行して、頻りに泰西的お祭をやりて居ると云ふことである。が、今後の伝道は果して大挙してやるのであるふか。単にお祭りのみで、布教は零に了るのではなかろか。○花の四月、大谷派は紀念法要と云へる題目の下に、長らくお祭りを挙行した。而して学師布教師の勢揃へて市内布教をやりた。法要が済むと財政問題の外、一も布教問題が聞へぬ。○西本願寺は本月に至りて、東京に於て遷仏式と云へるお祭りを挙行した。一部の有志は之れ幸いにテント伝道をやりた。然し之れも前二者の如くお祭り的布教で、永久に続く様にも思はぬ。お祭りは宗教家の教勢挽回策には頗る好い。恰も商業家の商勢挽回策に博覧会や共進会を開く夫れと全一で、面白ひ趣向である。が、何時も宗教家のは結果が面白い。從来から佛教徒のお祭も聞分ありた。僕の物こゝろがついてからでもタルコソト、フランデスなど云ふお祭興行人が外国から来て、南北仏教の合同とか、佛教各宗派の共全とか何んとか、八ヶ間敷ことでありた。夫れから全国佛教家の大会、宗教法案問題、夫れに昨年の骨祭り、大菩提会、不幸にして如上のお祭りは悉く失敗に帰して、教勢挽回どころか寧ろ自家の醜陋を発表して、骨祭りの結果は教務上著しき損害を与へた。夫れに不思議なのは大の字の付く事業の余ま

り、大的ならずして悉く失敗に帰するのも妙ではないか。仏界の大菩提会、基界の大挙伝道。○お祭りを巧みに利用して布教をやると効果が頗る大であると思ふ。蓮師が白喰の相撲や盆踊り、覚円上人の壬生の大念佛、其他古の徳者は種々の方面にお祭りを挙行して、夫れよりも一層大なる結果を布教上に収められたかの様にある。今のはお祭りか至て、肝腎の布教はサツパリである。祭以後はお祭りの余興に布教と云ふ從来の方針を一変して、布教の為めにお祭りを挙行して欲ひ。(市□)

### 大菩提会の善後策

〔明治34年6月30日 第五九七号〕

全会にては此程其善後策に就て種々協議するところありしも、遂に要領を得ずして散会したりと。又た全会に關係深き某氏の語るところに由れば、今後大菩提会は各宗派に於て分担して会員を募集し、最初の目的を達するにあらざれば、到底此俗にては千百年を待つも成功覚束なし。又た今日の菩提会は、鴨東銀行の執行处分に服して、而して天下の全情を惹く方宜かる可し云々。天下の

全情も凄ましいものなり、

大菩提会の善後策

〔明治34年7月6日 第六〇二号〕

全会にては此程其善後策に就て種々協議するところありしも、遂に要領を得ずして散会したりと。又た全会に關係深き某氏の語るところに由れば、今後大菩提会は各宗派に於て分担して会員を募集し、最初の目的を達するにあらざれば、到底此俗にては千百年を待つも成功覚束なし。又た今日の菩提会は、鴨東銀行の執行处分に服して、而して天下の全情を惹く方宜かる可し云々。天下の

## こゝちよや菩提会の末路

〔明治34年7月8日 第六〇三号〕

欺かれたる三河の一会员投

破戒無慚の堕落僧が集合場たる大菩提会の如きものか、世に成立せざらんことを望みたるは、独り余輩のみならざりしなり。果たせる哉、彼の一怪団は外撃の力を待つに及ばずして、内自ら醜態汚状を暴露し來り、今や最後の死辱を晒さんとす。仏骨を餌として、酒色淫樂に遊び耽りたる愚にして、而も悪僧共か如何に臨終末期の哀れなるかを見てやるべし。金爛袈裟を光らせて俗眼を驚かし、妙法院の興行に道者の木戸錢を貪り、あらん限りの方面に手を伸して負債の上に負債を重ね、私家經營の貯蓄に充て又は權妻妖妾を囲ふの放蕩費に消し、祇園廓中荒亡のしだなさ、木屋街頭流通のしつたさ、殆んど云ふに忍びざるものありしなり。

彼等堕落僧中に於ては、私書偽造、詐欺取財と云へる畏ろしき犯罪の跡ありて、之が證拠物件は悉く或筋の手に回収されつゝありとさへか風聞するに至れり。而て今や漸次是等の裏面に含まれたる怪事は、天日の下に照破し來らんとするは、近頃以て心地好き□も愉快なる光景にあらずや。

大破裂なるかな、区々たる姑息手段を以、一時をびほをするを休めよ。彼等明治の惡僧共は、此際自ら私費したる負債を各宗管長會議に附して、各宗分担の下に支払の方法を講ぜしめんとする由。何たる不都合千万なるゾーヴーしき沙汰なるぞ。各宗管長は、断じて斯る破戒無慚の後拭ひをなすの義務なきものと知るべし。点々の僧實に制せられて、彼等惡僧を救護するか如きあら

ば、是れ即ち各宗管長が惡僧の罪を隠匿するものにて、取も直さず從犯者なり、共謀者なりと云はざるべからず。天下眞眼の門末は、決て之を是認せざるべく、忽ち其の不當を訴ふるに至るべし。管長等にして彼等惡僧に殉せんとなれば、宜しく先づ天下門末を離別するの決心を固めたる後、ならざるべからず。四五惡僧の罪状を掩はんかために、永く拭ふべからざる汚辱を遺し、而も門末の信任を失はんは、事物輕重の理に暗きものと謂ふべし。

断然放着せよ、惡僧に垂るゝの涙は無用なり。罪人に恵むの慈悲は入らざることなり。法律の制裁を受るも縄縄の辱を蒙るも、元と彼等の自業自得のみ。善き後には必ず悪き事あるは、因果的面の大道理なり。良民の膏血を絞り、信徒の施物を貪りて、放埒無慚の浮遊に耽りたるものか懲役に行くゝらいのことは、當然の事のみ。各宗管長は、宜しく高地に登りて静に見物して可なり。余輩は亦た、彼等明治の惡僧が悲惨の境に沈むを見て、今日まで欺き欺き通されたる、セメテもの腹癒せせんと欲する也。

## 仏骨の苦境

〔明治34年7月11日 第六〇六号〕

大菩提会が鴨東銀行よりの借入金三万円は、去六日が返済期限なるも、未だ其運に至らざる耳か、遠州よりの三万円に御迎申さんとの申込、曹洞宗の同額にて東京への御迎申さんとの申込、孰れも沙汰止と為り、今は何れよりも金融の途なく、もし此係にして過ぎんには、仏骨其他の宝物が仮処分を受くるに至るやも計らず、於是嵯峨法輪寺の服部賢成氏は、この間の救濟を内貴市長に

依頼し、市長は大菩提会の組織を変更して維持法を設け、以て相當救濟の途を施さん為め、村田会長とも一両日中に熟議する処あるべしといふ。

### 仏骨奉迎使懇親会〔明治34年7月13日 第六〇七号〕

去十一日は、渡遅仏骨奉迎使の一行が長崎に上陸せし一週年の紀念日なればとて、同午後三時より東本願寺相殿邸に於て懇親会を開き、航海當時の逸事などを語り合ひて旧交を温め、黄昏散会したり。この席に列りたるものは、正使大谷光演師、副使前田誠節、日置黙仙、藤島了穂の三氏及び同寺の重役石川舞台、小林什尊、平野履信、土屋觀山の諸氏なりしと。

### 大菩提会の善後策如何〔明治34年7月18日 第六一一号〕

仏骨到着の當時を回想すれば、京都大阪の拝迎甚だ盛大にして、殆んど狂せん許りなりしに、各宗派の山師的僧侶は奇貨担ぐべしと為し、例の大菩提会を振り回し、各地に派出して寄附金を募りたるも、世界は盲目ばかりにあらざれば、容易に其悪計に陥らず、たましく之に加担する者は、地方の悪僧どもなりしを以て、費用の嵩むのみにて、毫も会運を振ふ能はず。今春の拝瞻会もまづく不首尾に終らしめたるは、仏意の悪徒に冥加なきことを證するに足れり。而して会運は日に月に傾き、今や進退に窮する事となれり。

伝ふる所によれば、大菩提会の負債は合計六万円許にして、内三

万円は鴨東銀行、他は印刷会社、料理店及び待合、青楼等に属するなりと。而して此負債の内容を観察すれば、旅費日當其大半を占め、其他は山師連の遊蕩費にあらざるはなし。苟も袈裟を纏ふ身にして、酒食に耽り、剩さへ卑賤の阿摩に戯むるゝ杯は何事ぞ。夫れのみにても仏罰の當らざるを得ずとは、心ある者の窃に歎息し居たる所なり。今日の結果あるは未だ仏威の失せざりしものなることを認め、会外の僧俗は却て之に感激し居れり。斯る結果を來したるは、悪僧輩の自業自得に外ならずと雖も、之が為に損失を蒙ふりたる銀行又は商業家に取ては、意外の損害にて、中には倒産の悲境に頻せし者なきにあらずと。善後の処分果して如何にすべきか。

局外者か之に就て容喙すべきの限にあらずといへども、事仏教の体面に関するを以て、黙して止むべきにもあらず。元来此の大菩提会なるものは、各宗委員の会議より成り立てるものゆゑ、各宗本山に於ても之を知らず関せずとして、防訴抗弁するを得ざるものならん。たとひ彼等悪僧輩の連帶責任とするも、彼等は到底此の負債を弁償するの力を有せず。よし其力ありとも之を弁償せんとする程に殊勝なる者は一人もあらざるべし。されば裁判沙汰となれば、彼輩は打揃ふて破産の宣告を受けざるを得ず。破産宣告は普通商人に取ても權義上の斬罪に齊し、然るを況や教導を職とする者に於てをや。此の斬罪の宣告を受ければ、再び教界に游泳するを得ず。而して各宗派に於て此等の輩の斬罪に処せらるゝを以て、却て他の手を取りて擯斥するものとし、好機會なりとする

の意底あるものなれば、最早多言を費すに及ばざるも、若し此輩の斬罪を以て不憫と思ひ、或は之を以て該派の不名誉なりとすることもあるらば、之が為に其善後の策を講ぜざるを得ず。

抑も内部の事情は如何なりとするも、債権者たる鴨東銀行その他の商家に対し、此僕に拠棄し置かんには、彼等債権者は黙して止むべきにあらず。必ずや裁判沙汰と為すならん。果して然るとき

は其勝敗の数を外にしても、各宗派の不徳義不名誉は世間に囂然たらん。而して之が關係たる各宗派は、殆ど日本佛教の全体に亘り居れるを以て、其不名誉の及ぶところ、佛教の全体に傷けんこと疑ふべからず。されば一旦彼輩に大菩提会組織を委任したる各宗派は、此際之が善後策を講じて、他債権者をして倒産の不幸より蘇生せしめ、世間の人士にも、流石は宗教家なり。倒して止むの不徳義に出でざりしことを承認せしめよ。是れ大菩提会を組織したる罪の幾分を償ふものと謂ふべし。之を為す甚だ難事なりと雖も、若し之を為さざれば、将来各宗聯合して為さんとすることは、何事に依らず、全く信用なくして成立たざるに至るべし。果して然るときは、各宗聯合の事業は今年を以て自殺し了れる事となる。乞ふ大菩提会関係の各宗當局者、熟慮審議する所あれ。殷鑑目前に在り、今後之に類似の山仕事は決して行ふべからず。僧侶は僧侶らしく、如法に布教し如法に運動すべし。たとひ目覚しき事業は成らざるまでも、自ら損ひ他を損ふことなく、少くとも人をして氣の毒なりとの同情を惹くに足らん。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

## 大菩提会の財政

〔明治34年7月18日 第六二一号〕

一時財政紊乱の世評ありし仏教大菩提会は、其後整理の緒に就き、二三の大宗派より金円を貸与し來三十六年、大阪を開く勸業博覽会を期とし、仏骨大法会を執行する予定なりと報ずるものあり。當たればよいが。

## 大菩提会と内貴市長

〔明治34年7月19日 第六一二号〕

大菩提会々計理事、豊田心静師は、一昨日内貴市長を訪ひ、鴨東銀行に対する負債金三万九千余円、其他諸商人の買掛金等に関する始末を語り、是非会計監督の地位に立ち、之を整理上に尽力せん事を懇請せしに、内貴氏は同師に向ひ、余は元来大菩提会の組織上に就て意見一致せず。殊に今日の場合、表面斯る責任者の位置に立ち難きも、相応の尽力は固より辞せざる処なり。尤も到底無一文にては、鴨東其他の債権者に対する交渉纏るべくもあらず。仏骨奉迎の當初は各宗本山共同し、非常の熱心を以て大菩提会を設立しながら、今日の窮境に沈むや各自種々の辞柄の下に其責めを逃かれんとするは、宗教家の行動として實に言語に絶したる次第なれば、此際是非共、各宗より少なくも三万円を醵出したる上は、鴨東其他債権者に対する交渉の労を執るへしと答へたれば、豊田師は何れ協議の上、更に何分の御依頼に及ぶべしと述べ引取りたる由。

### 仏舍利仮安置紀念法会

〔明治34年7月21日 第六一四号〕

大日本菩提会にては、去十九日午前九時、仏舍利奉安一週年紀念法要を行ひ、仮奉安殿に営みたり。村田大僧正、大導師と為り、参勤職衆十七名にて、伽陀、三敬礼、供養文、表白、敬札段、四悔、十方念佛、安樂行品、十方念佛、三札、回向伽陀等の式を以て法華三昧を修し、副使たりし前田誠節、藤島了穂、日置黙仙の三師使、後藤禪提、土屋觀山、三原俊栄、河野良心、青井俊法の他、理事、講師、奉迎委員、総代和田円什師、豊田、長谷川、芦名の現理事以下、本部員等参拝し、午前十時三十分法要を行はるや、喇嘛教貫主は奉迎正使なりし大谷派新法主と馬車を同じくし、隨從の一一行十余名と共に参院して、親く経誦焼香を為し、夫より暹羅王より贈られたる貝多羅經、同皇后より贈られたる同經の覆絹等を観覽し、白尾義夫氏の説明あり。阿貫主より銘香一包を備へ、大菩提会よりは真美大觀一部を贈呈したる後ち、焼酎菓物を侑めたり。午後一時再び新法主と馬車を同じくして、旅館正伝院に帰りしと。

### 暹羅公使

〔明治34年7月30日 第六二二号〕

同公使は帰国途次昨日來京、大谷派本願寺に到り両堂を参詣し、挙領殿に於て両法主に面会し、午後は大菩提会に到りて御遺形を参拝し、村田会長に暇乞を為したり。多分本日神戸に向け出発せしならん。

### 暹羅王の還幸

〔明治34年8月5日 第六二六号〕

暹羅王陛下は、英領海峡殖民地巡幸を行つて、去月十七日未明新嘉坡抜錨。磐谷府へ還幸御乗艦はマハ、チャクルリーにして、護衛の砲艦はシグリップとデチーとの二隻。

### 周防上の関通信

佐賀村寺院のみにて、町村制九十七条の免稅運動をなしつゝありしが、右は村や郡くらひにて、事の決行を為す能はざるは勿論なればとて、順序的に之をなすは却て其真相を誤解せる小吏員もあれば、来る十月の小集会議を経て、管事より直接に知事へ交渉せしむることに内定せりと云ふ。○本組内には

未だ天理基督教等の教理を説く場所なき為めか、只一回の説教演説等ありしを聞かずと雖とも、随分迷信者の多きことは事実なれば、一朝渠等伝道を試みんか、多数の信者を生すべきは火を見るよりも明なれば、今より之れが予防をなさざれば、他日残慨措く能はざるの時あるべし。○本組近在の浄土宗は、近時五重会とか云ふものを組立て、年二三回つゝ使僧を巡回せしめ、善男善女を一堂に会して厳肅なる法会を執行。念佛の功德にて往生するの布教は、案外にも非常の効果を見ることを得たりと。該宗の一談僧は自尊的に語るを見たり。○其他の宗派は、飽食暖衣の外何の為す所なく、偶々会すれば、生花喫茶の娛樂にのみ貴重の日子を経過せるとは氣毒千万なり。眞に僧侶は一名遊民の称、吾輩を欺かざるなり。○神道亦全し境遇にありて、祭典執行の外何の為す所なし。(通信員)

## 大菩提会の仕払

〔明治34年8月10日 第六三〇号〕

大菩提会の売込商人に対する仕払期日は去る五日なりしが、其支払金額は三千百五十円にして、其内五百円は、鴨東銀行の休業前日に、同行小切手を渡し置きたるを償却し、余の二千六百五十円を以て、從来一錢の支払をも受けざる分に對しては、其半額を払渡し、之れ迄幾分の支払を為しある分に對しては、残額の四分を仕払、又金額五十円未満の分は、全額を夫々仕払ひたり。而して残額は、本月二十五日を以て支払筈なりと。

## 伊勢雑信

〔明治34年8月26日 第六四三号〕

○大菩提会贊助員募集の為め、今井竜城、前川眠山、菅沼瀧仙の三氏は、南勢度会郡を遊説せられしか、各宗寺院は大抵入会せしを以て、此程中より津市及附近の寺院を勧誘して、近日中同地に支部發会の式を挙行。○先年曹洞宗を脱し、新仏教婦人伝道隊なる者をへし、基督教大学伝道の挙あるを慨し、新仏教の一旗幟を翻組織せられたる大道長安師は、津市四天王寺に於て觀音經の講演をせられ夜は仏教演説をなして大に聽衆に感動を与へられたる。○法義引立の使僧として、大谷派本山は中勢地方の末寺に太田鳳州氏を出張せしめ、副管長就職を披露し、旁ら寺債券の応募者を奨励せられたり。(通信員)

## 大菩提会支払一段落

〔明治34年8月28日 第六四四号〕

大菩提会にては、本月五日を以て売込商人に對し、支払なき分に

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

は半額を、幾分か支払ひたる分には四分払ひを為し、残余は去二十五日に支払ふことに為せしが、予て同会の負債は六万円計りあり。現豊田会計課長及理事等と村田会長、前田副会長と奔走して、其内四万計りの金円を借入るゝの協議中、前理事後藤北条の二名は、之れか妨害を加へたる為めに、二十五日の間に合はざりしも、來月五日迄には借入金を為し得らるゝ事に為りしを以て、豊田会計課長は売込商人に支払ふべき六千円に対し、半額三千円を融通支出し、二百円以下の分は悉皆払渡し、三百円以上の分は半額は現金にて、半額は本月三十日限りの約束手形にて払渡したるに、何れも之を承諾したれば、売込商人に對する支払は茲に全く一段落を告げたりと。

## 覚王殿の木材

〔明治34年8月30日 第六四六号〕

大菩提会の事業たる覚王殿の位置は、同会に於て近日理事会を開きて之を決定し、三十六年に地鎮祭を執行せん予定の由なるが、同院建築木材は暹羅国王寄附せらるゝ予約にて、其運搬方は同王より稻垣公使に依頼しありと。而して右木材は日本の桜に類して長大なる由。猶覚王殿建築に關し、大菩提会々長村田寂順師は、内貴市長に計る処ありしに、市長は今回同会の会計を整理すると共に、勸財と事務取扱とを区分し、事務長は経験ある俗人に嘱托すべしと勧告したりと。

### 大菩提会の支払結了

〔明治34年9月3日 第六四九号〕

大菩提会は売込商人に対する支払として、予記の如く手形の分滞りなく、悉く去月末現金と引替を結了し、尚ほ中途に発見し來りし、同会徽章前理事等の注文に係る残部六百四十四円をも悉皆支払ひ、売込商人に対する掛金は全く支払を結了したりといふ。

### 大菩提会支部

〔明治34年9月23日 第六六五号〕

同会三重支部発会式は、去る十四日を以て伊勢津市四天王寺に執行せられたり。此日非常の好天気にて、僧侶信徒の群集夥しく、十三間四面の大堂は忽ちにして立錐の地なきに至れり。傍で仏前の莊嚴美を尽し、立花は町屋村青年会より寄附し、奏樂は相生村有志の奉奏にかかる。午後二時を報するや劉亮たる声裡に衆僧着座し、洪鐘三吼、真宗各派は長谷部啓、調師導師として是に和し、次に西来寺山主、小泉僧正は天台宗各派を代表して、衆僧と共に勤行あり。終て當山主鈴木天山師の勤行終るや、奏樂にて退座せり。勤式終りて三重支部幹事今井竜城師登壇して、本部よりの祝電を朗読し、且前田誠節師出張する筈の処、宗務上の都合にて不参せりと報告し、夫れより菩提の二字より説起して、平易に開会の辞を述べ、聽衆をして感動せしめたり。次に小泉□達師の法話あり、続て高田派本山より臨席の講師加藤行海師は、表白文を捧読せられ、大谷派擬講、清井堪靈師の代理同く表白文を朗読せられ、最後に山主、鈴木天山師は舍利と云ふ事に就て演説し、何れも同会の主義を敷衍して無事閉会を告げたり。來会者へは一

同に茶菓の饗應ありて盛会。（通信員）

### 菩提会金の紛失

〔明治34年9月29日 第六六九号〕

去六月廿六日、日本大菩提会特派使、間野闡門師が、能登国七尾地方に於て募集したる会費金三百五十円を、同國中居郵便局で為替に組、證書を書留郵便にて大仏妙法院内の同会計部に宛差出置き、七月上旬帰京して領收書を請求せしに、彼の郵便の到着し居らざるより詰員等は驚き、五条郵便局へ取調方の依頼をなしたるに、六月二十九日と七月一日の両度に、同会名義の裏書に備附の印影を捺して請取りし者は、全く詐取されたる事と分り、松原署へ訴へ出しより、刑事は犯人を捜査するに、元同会受付係なりし、福岡県山門郡宮内村字江曲の士族古賀兆吉（三十五年）

が、薄給なるに拘らず、宮川町日出樓の娼妓雪松（二十二年）、七条新地服部樓の娼妓千代（二十四年）に凝り、金員を徒費したる上、七月一日外出せし假立帰らず。裏書の筆跡を検するに、全く同人の所為と確めたれば、嚴重に所在を捜索し、引致の上検事局へ送られたり。

### 各宗派管長會議

〔明治34年11月30日 第七一六号〕

各宗派管長會議は、愈よ来月十五日より三日間、大仏妙法院に於て開会することに決定したる由にて、大菩提会本部に於ては、近日評議員会を開き、其提出議案を調査する筈なるが、其重なる議案は左の如しと云ふ。

一 釈尊遺形奉安地選定の件

一 紀念拝瞻会始末報告の件

一 大日本菩提会本部及支部会則条項改訂の件

**大菩提会末路の光景** [明治34年12月9日 第七二三三号]

○第一、差押執行の期日は、去月十一月三十日にして、差押られしは大菩提会にあらずして、前理事即ち鴨東銀行に対する債務署名者十名なり。○第二、其十名とは天台村田寂順、蘭光轍、真言小林栄運、真宗大谷派土屋觀山、真宗興正寺派三原俊栄、妙心寺派後藤禪提、時宗河野良心、曹洞宗有沢香庵、淨土西山派青井俊法、日蓮宗田村豊亮の諸師なりとす。○第三、以上の諸氏の中後に藤禪提、三原俊栄、小林栄運等諸氏は、目下帰郷若くは他行中に就き、夫々其原籍地に向け執達吏を派遣せるよし。○第四、妙法院を執行せし時は、恰も西本願寺法主の来院中にて、院内上下引繰返し、大騒動をやらかしたげな。○第五、其他には随分奇聞が沢山ある就中。○河野良心氏の執行は、折柄同氏不在の処へ、突然いかめしき公吏の飛込し事とて、同寺の梵妻某が遽て散らした中から、有金百八十円とかをソツと懷中する処を執達吏に見止められ、没収されて頗アングリして、恨し相に見て居りし様は、実に一場の見物なりしとか。余り大黒メイタにこ／＼顔も出来ざりしならん。○夫から土屋觀山氏の不在の処へ飛込み、下婢が魂消ちらして本山の役場へ駆付た比は、モー有り物一切封印をつけられた頃で有つたげな。同氏の手文庫から二百円とか引摺出され、金

側時計二百五十円程の価格の物の有りしは、一同顔見合して意外に愕いたげな。○次に氣の毒なりしは、西山派の青井俊法氏なり。同氏は此頃本山役院を止めて、帰郷するとかにて、荷物万端を一處に集めて、茲二三日に出立せんとする矢先を遺付られしは、丸で執行の便宜を謀つてお待ち申した有様で有つたげな。同氏も二百五十円程の貯金か有つたとか聞けり。此小本山の役員にして此金ありしも、一同愕然の一なりしとかや。○西本願寺のニツコリは、今に始めぬ事ながら、此事有りてより今更の様に躍り上り飛上りて、夫れ見た事かザマ見たかと喜び勇んで御座るげな。兼て約束の二万円はどこや遣つてよい事やら、遣り場の無いのに困りますと、噂とり／＼居るとの事実に、百年目の大菩提会、明治卅五年の年越には夫れ相當の進物なるべし。

**鴨東銀行対菩提会** [明治34年12月11日 第七二一五号]

大菩提会理事長村田寂順師、及同会前理事に対し、債権者鴨東銀行より財産差押をなしたるに付、同会の代理者として、吉田鬼頭両弁護士は、過日來鴨東銀行に就き、差押解除方に交渉をなしたる結果、此際一万三千円を入金し、来年二月と七月の両度に一万元宛の入金をなす事に纏まり、目下同会にては金員調達方に付、奔走中の由なるが、多分妙心寺より一時立替をなすに至るべしと。

## 「中外日報」

### 仏骨の奉安地に就て〔明治35年1月23日 第七四六号〕

大菩提会は一昨日午下会議を開き、議長は村田会長辞任の申出ありしことを報告せしに、更に留任を勧告することとなり、本派本願寺派及び木辺派は、今回の会議に出席せざるを以て、前記交渉委員より覚王殿建設地に関する意見を問合したるに、東京にても京都にても異存なし、又拝瞻会には参拝すべし、との回答ありたる旨報告あり。次で交渉委員長渥美契縁師より、委員会の結果を報告して曰く、御遺形奉安殿創建地に付ては、宗教の中央地として、京都と為すべきは無論なれども、今日の時勢に鑑みれば、

東京に置かんと云ふ説も亦一理あり。東西何れと為すべきやは重要の問題にして、軽々に定むべからず。依て充分に其利害を調査する為め、其の調査の期間を二月より六月までとし、六月廿五日を以、其結果を報告すべし云々と。然るに三方原派は憤然として、交渉委員が専断を以て調査期限を延期せんとするは不都合なりと談じ、委員との間に激論あり。天竜寺の北条周篤師外五名より、御遺形奉安地は、京都の地に定め度事に就ての建議を提出し、種々の議論出で会議は夜に入りしが、結局交渉委員の報告を可決したり。

### 仏骨の始末方〔明治35年1月30日 第七五二号〕

大菩提会の末路は、如何に悲惨なる光景を呈しつゝあるかは、世人の均しく指笑する所なるが、昨年末の計算にて、既に七万八千七百余円と云ふ負債ありて、之が整理方法は毫も就き居らず。内には利に利は積りて、債は債を生みて、償却の目的更らになく、外には一千万円の集金と云ふ夢想も今は全たく醒め去りて、信用地を払ひたる悲しさは、殆んど毎月百金の寄附さへ見ること能はず。仏骨は哀れ十万元の抵當物となり居れるの觀あるも、誰ありて之を買得せんと願ふものなく、今は早や仏骨其物の始末方にも困難し居れりとかや。方針なく成算なく、而て確信なき事業の末は總て斯の如し。暹国王に対する日本佛教徒の面目如何。

### 覚王殿建設地撰定〔明治35年2月2日 第七五三号〕

覚王殿創建地撰定に就て、臨濟各派は京都、日蓮曹洞二宗は東京を主張する外、別に三方原派の激烈なる運動あり。何れとも決し難きを以て、河野、日野両師は目下宗教法案運動の為め東上中の同委員等と熟議の為め、不日東上する筈なりと云ふ。

### 仏骨と暹羅王室〔明治35年2月9日 第七五九号〕

仏骨の奉迎について、稲垣公使等も非常に尽力したるが時、恰も北清事変の最中なりし為め、その結果は余り面白からざるよしなが、この事については同国王も御心配の御様子にて、昨秋天長節（同国王の）の際も、国王より各国公使一同への勅語あり後、

稻垣公使へは特別に日本に於ける仏骨奉祭の事を御下問ありて、奉祭すべき寺院を建立するならば、材木は暹羅より送るべければ、遠慮なく申出づべしなどゝの御言葉もありて、公使よりも日本的事情を詳しく申上げたるに、御満足の体なりきとは畏多し。

### 覚王殿の建築地

〔明治35年3月3日 第七七五号〕

覚王殿建設地は、此程の名譽会監会に於て、京都、東京、三方原の三地を候補地と為し、爾來調査委員に於て、該候補地の実地を調査中なりしが、此程東京に於て委員総会を開き協議の結果、愈よ京都に決したれば、今後は京都に於て適當の地を撰定し、名譽会監会に報告する筈。

### 覚王殿建設と名古屋市

〔明治35年3月13日 第七八三号〕

覚王殿建設地は、調査委員会にて京都に決定したるも、右は単に委員会の決議のみにて、該決議には反対多き由なるが、名古屋市の有志者は、此際覚王殿の位置を東京、京都の中間なる名古屋に設置せんとて、既に徳川侯爵、沖男爵を始め有力者の賛成を得て、同市役所内に御遺形奉安地撰定期成同盟会なるものを設け、全地の豪商小栗富次郎氏は目下東上して運動中なるが、近日京都に來り、各宗管長に陳情の筈なりと。

### 仏骨に就ての下馬評

〔明治35年3月20日 第七八九号〕

去十五日、清水黙爾氏が印度留学として新橋停車場出発の際は、

〔教學報知・中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

高楠、村上の両博士、その他高輪大学の教職員等、見送頗ぶる多かりしが、其人々を乗せ來りたる車夫等が待合の間に、今度島地さんの若檀那が天竺へ出掛る用向を知りて居るかと甲が問へば、皆々しらずと答ふるを待ちて、更に説出して云ふやう、一昨年頃仏骨と云ふて、釈迦如來の骨を何處からか貰ふて來たが、其後菩提会とか云ふ会が借金で仕末が附かず、骨堂の普請も出来ぬので、其仏骨が本物であるので御利益が薄いのかも知れぬと云ふ所から、その實否を詮索に往くのだと云ふことじや。又若檀那は島地さんの子の様でもなく、大きな体じやから外国へ出掛ても恥かしくはないなど、心得顔に話し居たるよし。

### 覚王殿建設運動

〔明治35年3月30日 第七九六号〕

名古屋地方の有志者は、覚王殿を同市附近に建立せんことを希望し、菩提会本部に協議の為め、此程委員として全市の吉田禄在、長谷川百太郎両氏來京。村田会長、前田副会長以下各理事に面談する処あり。尚ほ覚王殿建設地撰定委員、河野良心、日野法雷両氏を訪問し、其贊全を求めて名古屋に帰りし由。聞く処に依れば愈よ全地方に建立せらるゝに於ては、三十万円の寄附金を為すべしとの意向にて、兎に角來月中旬に開くべき大菩提会名譽会監会議の一問題となるべしと。

### 覚王殿如何

〔明治35年4月10日 第八〇三号〕

曩きに稻垣公使の紹介に依りて、暹羅國皇室より分与を受けたる

仏骨に対する奉迎の為には各宗派の代表者を、遠く暹羅国に航し、頗る鄭重なる儀式を以て之を授受し、其我邦に帰着するや、長崎大阪京都の奉迎盛なりしことは前代未聞と称せられたり。然るに之を奉安すべき覚王殿は今に建築べき場所さへ確定せずとは、甚だ以て彼等委員の不行届を責むるのみならず、暹羅皇室に対しても、申訳なき次第と謂はざるを得ず。是れ仏骨靈ならざるに依るか、委員其人を得ざるに依るか、世人の大に疑惑を懷く所なり。嗚呼仏像物言はず、經卷口なし、骨灰豈に獨り靈なるを得んや。吾輩は初めよりかかる骨灰に熱中して、騒ぎ廻りたる人々の心裏を未審しく思へり。近頃僅に大菩提会の負債を妙心寺の方へ振替へたるを聞くも、妙心寺に対しては畢竟弁償せざるべからざるや明瞭なり。されば大菩提会は今尚ほ多額の負債を抱き居るものにて、容易に皆済の見込なきものと謂ふも、誣言にあらざるべし。故に大菩提会自から覚王殿を建立せんことは、到底望みなき否な頗ぶる難事なるを覚ゆ。

幸ひなる哉、近頃名古屋地方に於て、之を引受け建築せんとの計画あり。仏骨固より日本佛教者に受けたるものなれば、之が奉安すべき位置は日本国内なれば可なり。京都は各宗本山の存する所なるも、従来の経験によれば、容易に覚王殿建築の挙を見るべからず。さればとて一方の負債は時日を空過するに随ひて、増加はすべきも減少すべきことなし、而して仏骨を長く仮殿に奉安し置かんは尤も恭敬を欠くものにて、外聞も亦甚だ宣しからず故に、何方にも之を引受けんとする者ありて、大なる不都合なき見込

立たば、喜んで之に委托すること目下に於ての良策なり。今日に於ては、大菩提会自から進んで覚王殿を建築すれば可なり、苟も其見込立たずとすれば、名古屋地方に之を委托するの外あるべからず、愛知郡は昔しの記録には阿育郡と書せり、阿育郡に仏骨を奉安すべき覚王殿を建築せんこと、蓋し宿因の存するにはあらざるなきか。

然りと雖も、今回の名古屋に於ける計画も、亦大菩提会と同一の運命に陥るの虞はなき乎。其辺充分の交渉を要すべきは勿論なるも、大菩提会の諸氏は、速かに之が処分を決し、然る後ち布教伝道に全力を尽すことを得ること、せば、一舉にして両得ならん。敢て勧告す。

### 仏骨の始末

〔明治35年4月15日 第八〇七号〕

一昨年野僧共が暹羅より担ぎ込みたる御遺形は、其後安置の場所定まらずして、八釜しき事なりしが、此度いよ／＼英照皇太后の陵北に安置するに決したる由。名古屋にては同地に之れを設置せんと目下大運動中なり。追々また醜事実の持ち挙ること多かるべし。

### 覚王殿の図面

〔明治35年4月23日 第八一三号〕

大菩提会に於ては、曩に覚王殿及び讚仏殿の設計図面調製を、名古屋の伊藤満作氏に嘱託し、同氏は各地方の寺院を巡視し、仏殿法堂の構造を参考して設計図面を調製し、去十七日同本部へ送致

せしが、覚王殿は三重塔にして桁行梁間六間方、建坪三十六坪、  
讀仏殿は二十五間に二十間、建坪五百坪、何れも朱塗極彩色にて  
頗る壯麗なるが、該図面は明年的第五回勧業博覽会に出陳して、  
広く識者の批評を乞ふ筈なりと云ふ。

### 仏舎利奉安の準備〔明治35年4月27日 第八一六号〕

名古屋の仏舎利奉安地選定期成同盟会は、追々運動の歩を進めた  
るを以て、愈奉安地を選定するも遠きにあらざるより、其準備の  
ため名古屋市役所に於て去二十五日県下各宗の重なる僧侶を、又  
二十六日より四日間、毎日午後一時より市内各町總代を招き協議  
をなし、右協議会の終了後は県下各所に於て大演説会を催すよ  
し。

### 仏骨問題の結末〔明治35年5月5日 第八二三号〕

覚王殿建築の挙や久し、而して未だ着々其実の挙らざるは、是れ  
委員諸氏の不能によるに非ずして、日本各宗本山の各々和合心を

欠くに職由するの物で、あたら仏骨も借金の担保になるといふ様

なことで、是で仏教国じやの大乘仏教相応の地などいつた処が、  
處詮のなひ話じやなひか。▼名古屋で地面其他の寄附をするとい

ふなら悪いともいへぬが、京都では立派な寺院が沢山あつて、又  
相応の場所も市の附近には得られない。拙手な殿堂、小さな仏殿  
では反つて、其威光を損する様な恵があるから、一層奈良の古寺

の跡に建築するか。其他何處でもよひが、殿堂の配布上京都以外

〔教學報知・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

が宜しひと思ふ。寄附金の出来る迄、當分否寧ろ高野の骨堂にで  
も安置するか。左なくば、叡山四明が峰に石櫃を安じ、之に奉置  
した方がよからう。勿体ないか知らぬが法は人に依つて弘るの  
で、仏骨の有無、殿堂の美醜如何は仏教に於て何等の関係がなひ  
ではないか。▼寄附金は到底思ふ半分も寄る氣遣はなひ。設ひ寄  
つた処が、半分は募集員とか委員とかの鼻の下の宮殿建立に消え  
て仕舞ふのじや。小生の考へでは、覚王殿は不急の工事で今後十  
年、或は二十年後によろしひ。其覚王殿建築の費用が集つたら、  
覚王殿は簡単なものにして、一大仏教病院を創立し、慈善的事業  
に投じた方が、反つて釈尊の本意に合することはないと独り思  
ふて居るのじや。

〔托仏生〕

### 仏骨奉安地期成同盟会〔明治35年5月15日 第八三一号〕

名古屋の同会にては、各宗の總代百余名を市役所議事堂に召集  
し、前会全様本会の目的を達せんがため、十分尽力せられたしと  
て、種々協議をなしたりと。

### 仏骨奉安地選定運動〔明治35年6月20日 第八五九号〕

仏骨奉安地選定期成委員会は、今明日中に當地におひて開会する筈に  
つき、運動のため青山名古屋市長、長谷川百太郎の両氏は、此程  
當地へ來りたり。

### 覚王殿の交渉

〔明治35年6月22日 第八六〇号〕

名古屋の青山市長、横井助役及長谷川百太郎三氏は、夫の覚王殿を名古屋に設置せん計画に付、一昨日入洛、大菩提会に其返答を促せしに、会長村田寂順師は、各宗管長會議の上ならでは決し難きも、二十日副会長以下各委員を集め、協議の上返答すべしと述べ、一昨日午後、副会長前田誠節師以下両三名の委員妙法院に集議したり。会長の語る所にては、結局現在の役員にては決する能はず。管長會議に於て京都に置く事を議決しあるものとて、今更之を名古屋に移さんには、更に管長會議に建議し、議題として可決の上ならでは定むる能はず、と答ふる外なし。但し管長會議は俄に開く能はず。

### 覚王殿と名古屋

〔明治35年6月25日 第八六三号〕

名古屋にては、覚王殿を全地に建設せば、地所金員の寄附を為す由にて、現に三十七万五千円余の寄附申込みありて、優に百万円の寄附に達すべき傾向なりと。

### 覚王殿敷地に就て

〔明治35年7月15日 第八七八号〕

名古屋の覚王殿敷地選定委員弘津説三氏、外六名は、再昨日午後五時より、商業會議所に於て、名古屋期成同盟会の青山、吉田、長谷川の諸氏と会見し、全地の状況を親しく聴取れるが、同盟会にては愈名古屋に確定の上は、直に覚王殿第一期建築工事費中へ既納の寄附金約五十一万円を、菩提会へ寄附する旨を答へたり。

尚役員は昨日午前八時より、吉田、長谷川氏等の案内にて、愛知郡八事山附近の敷地を見分したる由。

### 覚王殿建築地に就て

〔明治35年7月19日 第八八二号〕

渥美契縁氏の語る所に依れば、菩提会名古屋支部は、同市有志者の要請に依り、稻垣暹羅全使に向て、菩提会の現状及び覚王殿建設地として名古屋に賛同せられんことを申送り、且有志者の熱誠なる運動始末をも併申したるより、同公使はこれを国王陛下に奏聞し、御嘉納遊ばされたるよし。されば管長會議に於て、如何に決定すべきかは未定なるも、国王陛下の御恩召は、大なる声援となりて、或は名古屋に確定するやも計り難し、云々。

### 仏骨奉安地と渥美師

〔明治35年8月15日 第九〇三号〕

日本大菩提会は、本年一月の宗派会にて、奉安地に係る委員を大谷派の渥美、妙心寺派の前田、天台の中村等各宗派より撰定し、東上を初め都ての事に従はしめたり。此の頃名古屋に於ける奉安地につきて各委員は、実地調査のため同地に出張したりしに、渥美師は自ら差支ありとて、名古屋別院管事竹山得界氏を代理として出張せしめたり。之について或る一部の人は、此は全く宗派会を踏み潰したる処置なり。自分出ねば夫れまでなり、勝手に代理を出す扱は不都合なり、又名古屋支部が之を黙認して居るのも不都合なりとて、つぶやき居れりと云ふ。

## 名古屋と覚王殿

〔明治35年8月15日 第九〇三号〕

同地に於ては、運動事務所を市役所内に移し、益盛なる運動をなすことゝなり。市内各部に演説会を開き、来る二十日頃より管長會議再興運動として、続いて議員を派遣する筈なりと。暑中ごくろうなる哉。

## 覚王殿建設平安同志会

〔明治35年8月25日 第九一一号〕

同会は掲題の如き目的を以て當市に起り、覚王殿建築を管長會議に於て、京都に決定せしめんとの主旨にて、運動する筈なりと云ふ。

## 覚王殿建築と京都

〔明治35年8月27日 第九一二号〕

平安全志会は、覚王殿建築に關し、市内百二十余名の学務委員と各組合を通じて、市民に檄文を頒ちしより、覚王殿熱為めに非常に昂まりたる模様なり。

## 覚王殿建築と五十万円

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

管長會議に於て、名古屋附近に覚王殿建築地を選定する時は、愛知県より大菩提会へ金五十万円を寄附する事に決定し、既定建築費五百万円は、漸次大菩提会に於て募集する都合にする由なり。因みに右の五十万円は、曩きに名古屋大菩提会支部より寄附申込高四十八万円を算入しあるものなりと。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

## 覚王殿建築地選定委員

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

去月中、名古屋地方覚王殿建築地候補地選定の為め、弘津説三、津田日厚、中村勝契、靈群諦全、土宣法竜等の委員、並に渥美契縁氏代理竹山某、（前田誠節師は事故にて不參）等名古屋に赴き、全地期成全盟会代表者吉田禄在氏と会合し、管長會議に於て、名古屋に候補地を選定さす様、会議通過に尽力する旨の契約を為したりとの通報あり。何れにしても此問題は、理窟をヌキにして実際に勝を得たるものゝ勝利にて、今日の如く京都方の氣勢振はざるは、取りもなほさず旗章悪き方なるべし。一日の演説より寄附金の競争にありと思はる。

## 覚王殿建設地に就ての情況

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

名古屋派は此程九十名程來京したる由にて、大に管長會議に對し運動するとの事。▲奉安地撰定委員は各管長に対し、三方原、東京、京都三候補地に於ける調査の結果、京都を可とする旨を報告すべきも、尚同時に名古屋に於ける土地寄附の件、及同地視察の実況を報告することゝすべしと。▲去廿四日、妙法院に於て大菩提会評議員会を開き、全会規則中の改正案、会計報告、特派使規程中改正案、会計法中改正案を議したり。▲全日、市會議事堂に於て奥野、片山、丹羽、庭田、上野、棚橋、山田等の代議士、其他京都、大阪、石川、富山、福井、岐阜、丹波等の各地より来れる委員有志等は、京都派の為めに演説会を開けり。

### 名古屋説派の上京

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

名古屋派の運動は愈劇烈なるが、一昨日、服部小十郎、早川竜介、川島松次郎、鈴置倉次郎の四代議士、前名古屋市長、吉田禄在等の諸氏及び佐竹法竜、早川賢竜、近藤珠賢、丹羽円の諸氏外三十名計り来京したり。

### 門末信徒の請願

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

愈昨二十七日より管長会議を開きて、覚王殿建設地を決せんとするに付、全国各宗派門末并に信徒等連署して、一昨日各宗管長会并に大菩提会に向て、京都に建設せられんことに就て一篇の請願書を差出たり。

### 覚王殿騒ぎ

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

覚王殿騒ぎの連中に忠告す。もとく仏骨奉迎は何人の力に依つて、然かく御祭りが成り上がつたのであるか。大々的山師、石川舜台あつて事茲に至つたのである。▲石川内局の五十万円の不明なる借金中には、確に其お祭り費用も加味して居るに違ひない。其本尊の石川の好意を忘却して、而も現時その乾児の復口騒ぎしてあるにも拘はらず、恬然として知らぬ顔の半兵衛をキメ込み、唯た覚王殿のみを昇ぎ廻るは、全く本を忘れて末に走る者ではなひ乎。そこらの□□先生ドーです。□密志想生

### 覚王殿建築地の紛糾

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

仏教同盟団は総代菅竜貫、段證依秀、美濃田覚念三氏の名を以て、菩提会に対し一の建議書を提出したり。其要は覚王殿を京都に建設するに就き、其地所には予て菩提会に出入する井出某の周旋に依り、岐阜の日吉善識なる臨済宗の僧が、六千円許にて買得したる神楽ケ岡の地を以て、之に充つることに内定の由。然るに此の日吉師は前田誠節師とは懇意の間柄にて、其間何等かの利益問題伏在すとの噂あり。折角京都に建設する程ならば、斯る不淨の世評ある場所を避け、他に無垢の靈地を選定せられんことを望むとの趣意なりと。

### 覚王殿建築京都の寄附地

〔明治35年8月28日 第九一三号〕

愈よ京都と定まりし上は、寄附せんとの申込ある地域の個所は、松ヶ峰、神楽岡及び蹴上げの三ヶ所にして、何れも凡そ五万坪以上の土地なり。尤も其寄附に係る条件は種々なりといふ。

### 覚王殿建築選定委員会

〔明治35年8月29日 第九一四号〕

全会は一昨日妙法院に開かれ、中村勝契、土岐法竜、弘津説三、前田誠節、渥美氏代、柳智成、河野良心等の諸氏出席。秘密会を開き、結局今年一月妙心寺に於て決定せし報告を、八月廿七日附に改定して修正案を定めたり。而して依然案は京都仮定なり。

### 覚王殿建設地と会議〔明治35年9月2日 第九一六号〕

三十日の管長会議は、午前は何物が出席に及はざる旨の書面を、前夜各宗管長に廻送したれば出席なく、遂に搜造書面の廻送の為めなること知れ、更に午後に至り二十二名の出席ありて開会し、会則改正に就て再度西本願寺に交渉するの要ありと云へる瑞

岳師の説に、大沢師の反対あり。又たは大菩提会を財団法人と為すべしとの津田師の発議あり。遂に本会延期説と非延期説との二派に別れ、甲論乙駁の末遂に、西本願寺へ長、日置、村田の三師交渉することになり。財団法人に関する調査は奥、土宜、河合の三師委員となり、其他の二名は菩提会理事中より選出することになりたり。▲大谷派は名古屋地方に多数の信徒を有するを以て、此際旗色を鮮明にするは不得策と為し、建設地に対しては中立。

▲京都派は、名古屋派の運動激烈なるものあるを以て、各宗管長を訪問して京都維持説に勉居れれと。

### 覚王殿問題と京都市長〔明治35年9月3日 第九一七号〕

去二十六日の夜、市議事堂に於て覚王殿問題に関する仏教演説を開くや、最後に中野忠八氏登壇して曰く、吾京都市長内貴甚三郎は、建勲神社の建築費に対し、名古屋市より五万円の寄金をなす

時は、覚王殿建設を同市に譲るも可なりと云へり。吾人は宜しく

鼓を吹らして、此亡礼の言責を問はざる可らず云々と。是何たる

怪説ぞ。内貴市長果して此説を為せしとすれば、之れ誠に市長としても個人としても決して不間に附す可らざる言責と云ふ可し。

然るに不思議なるは、中野忠八氏断々として之を公衆面前に公言せしにも関せず、其後此に對して何等の声を聞ざる一事なり。京都市民は果して之を以て、市長職責の問題とする価値なきものと認定するや否や。「自由報知生」

### 臨時管長会議〔明治35年9月3日 第九一七号〕

昨日の全会は至りて運動者の来輩するもの少なく、会議に先ち前田誠節氏を坐長として秘密協議会を開き、土宜法龍氏調査委員の資格にて法律上に就ての報告を為し、一二三の質問ありて管長会議に移り、二十五名の出席者あり。正副議長の選挙を為せしに、京都派は名古屋派の長、日置の二氏を正副議長に推選し、長氏議長席に着き、傍聴請願に就て其許否を咨りしに、断然許さざることに決し、夫れより覚王殿土地選定委員の報告あり。引続き昨日も議事を為せり。全日西本願寺は朝倉注記をして、當初回答の如く断然管長会議には出席しがたしと返答し。東本願寺は何故か出席せず、名古屋派の丹羽円氏全寺に至り出席を求めるも、改革派処分の為め多忙を極め居るとして出席せざりし。全日の形勢にては、廿五名中、京都派十五名、名古屋派十名の割りにて、名古屋派甚だ形勢悪しかりしと。

### 仏骨所有権問題〔明治35年9月3日 第九一七号〕

仏骨所有権問題に就て委員は、弁護士吉田佐吉、大滝新之助の二氏に鑑定を請ひたるに、所有権は矢張三十三宗の共有にして、大

菩提会は唯便宜上の私会にして、隨て之が処分を決定するの權能なきものと決したりと。要するに仏徒として、兎に角神聖なる遺形の所有權を法律問題とするに至りて、已に釈尊の御遺形は一の物件となりたるものにして、延て其威信を墜すこと尠少ならず。其茲に至らしめしは、抑々誰の罪なるか慨歎の至りならずや。

### 臨時管長會議〔明治35年9月4日 第九一八号〕

一昨日の同会は、出席者二十六名。真言宗を始め六管長代理者より、名古屋説に就て建議案を提出し、間野、日向、中野等三氏は、建仁寺派管長代理外四名の賛成を以て、京都説の建議案を提出し、番外土宜法竜氏は、門外よりの提出にかかる請願書を議場に容るゝは悪例を貽すものなりと論し、三原俊栄氏は、参考として容るべしと述べ、宗教法案當時も斯かる提出ありて受理せし例ありと云ふ說出て受理に決し、三原氏より調査未了、菩提会との関係等の理由を以て、覚王殿建築地撰定を五十日間延期すべしと云ふ建議案ありたり。弘津氏は、日蓮宗は名古屋説にも京都説にも調印あり。其真意を認むる能はず。之れを調査すべく休憩すべしとて、二十分時休憩後、津田氏は日蓮宗は両方とも賛成なる旨を報告したり。夫れより三原氏建議案を議題と為す上は、先決問題と為すべしとの議出て、議場騒擾を極め、議長の採決を迫るものあり。長議長は日置副議長に席を譲り、日置氏は直ちに散会を告げ、引続き昨日会議の旨を宣告せり。大谷派は名古屋説に賛成を表するものなり。

### 管長会を解くべし〔明治35年9月5日 第九一九号〕

覚王殿建設問題につき、過日來妙法院に於て管長会を開きつゝある事なるが、开も各宗の管長は、この覚王殿問題を重要視するか、將た輕忽視するかは知らざれども、今回の管長会に管長親から出席しつゝあるは、真言宗聯合長者長宥匡と真言律宗管長佐伯泓澄の二師のみ。他は越前四個の小本山を始めツイ十町内外の地に在る閑散の小管長すら出席せず、廿六名の管長会中、廿四名の代理出席とは、咄々怪事に非ずや。菩提会及び覚王殿問題が不賛成なれば、彼の西本願寺の如く断然として拒絶するに如かず。徒らに管長会なる美名の下に、一山三文的なる代理者を出たして俗党の為に左右せらるゝが如きは、江湖志士の決して採らざる所なり。依て現下に於ける管長会は、速に解散せしむべし敢て警告す。〔妙法院下の一有志〕

### 仏骨奉送論〔明治35年9月5日 第九一九号〕

御遺形といへば貴とく、仏骨と云へば尊とからすめり。何事も迷信に沈溺せしもの程、狂且つ愚なるは無し。況んや迷信一変して財利となり、暗闇となり、掠奪となるに於ておや。余は近時教界の大問題たる覚王殿設置の議につき、各地迷信者流否慾張連中が、銘々之を奪ひ去らんとするの余りに見苦しく、又は各宗管長若くはその代理者とも云はるゝ程の者にして、余りに頭蓋骨なくして、之が解決に迷惑さるゝの様を見聞しつ。實に仏骨は、日本佛教界の奇禍即ち罪作りなる事を知る。此際余は此迷根を打破す

る為め、茲に覚王殿設置の議を撤回して、彼の仏骨を勿々暹羅に奉送すべしと勧告するものなり。物には有の用あると共に又無の用あり。有觀も珍重すべきと同時に、空觀もまた甚だ珍重すべし。昔は木像よりは画像、画像よりは名号と唱へられし上人あり。又一休は地蔵に放尿し、丹霞は木仏を焼却して一夕の煖を取る。是れ皆な有相執着の凡愚をして、形色已外に信念を喚起せしめんと教誡したるに外ならず。何ぞ今にして此の仏骨を奉送するに躊躇すべけんや。余は韓退之の如く、一片仏骨を迎へたるが為に、聖人の道廃れりとは云はず。又吾人の年代尤も縮少せりとは云はず。唯其奉迎ありたるか為に、石川舞台が東本願寺に幾分の財難を与へしを知る。又時代祭の如き御祭りをなさしめたるを知る。又無邪氣なる各宗管長をして、名利社会に信念を動搖せしめたるを知る。又三万円借財の為に執達吏の闖入を防ぎかねたるを知る。又我利／＼徒の地方に出没して、勧財の醜劇を演しつゝ在るを知る。又覚王殿設置を以て一山あてんと、京都に、東京に、

名古屋に、三方原に、金沢に恰も餓虎の塊肉を争ふか如きを見る。是れ豈韓文公たらすと雖も、罪を仏骨に帰せしめざるを得んや。各宗管長及び野僧僧野居士輩、よろしく迷夢を一覺して、此仏骨奉送を断行して可なり。余は此の奉送論の、大多数を以て可決あるへしと信じ。予め奉送正使と副使とを選定す。其當と不當とは、乞ふ諸士の判断に任せんのみ。〔今韓公寄〕

仏骨奉送正使 村田寂順、全副使 土宜法童  
弘津説二 前田誠節 三原俊栄  
弘津説二 前田誠節 已上

〔教學報知・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について〕

大谷の門徒多き愛知県にては、近頃異安心者の勢力勃々として起り、為めに全派にては、此程門末へ心得違へなき様、諭達を発したり。異安心者は三業に帰命する一念に往生の業事成□すと説くものにて、嘗て本紙に連載せし、蒲団被りの光明王義、御藏法門、空也派等のことなり。

#### 愛知同盟会員御遺形参拝〔明治35年9月7日 第九二〇号〕

各宗管長会は三周間の延期と、更に十名の土地選定員を選出する事に決し、散会せしを以て、愛知同盟会員總代丹羽円、野村朗等の僧俗十余名は、愛知県人民を代表し、去四日午前十時妙法院内仮奉安殿に詣し、御遺形を参拝し、会長副会長及本部員一同に会見し、過日來の勞を犒らひ、午後より各自隨意に帰名せり。

#### 覚王殿問題〔明治35年9月7日 第九二〇号〕

大菩提会は奉安地選定事務所を建仁寺内久富院に設け、臨済各派は全山内両足院に全じ事務所を置く、京都派は建仁寺大中院に石川県の間野、富山県の日向二氏を滯在せしめ、五安全志会も從前の如く交渉派と聯絡する由。名古屋派は下寺町の長講堂に事務所を置くこと旧の如く、土地選定委員第一回の会合は来る八日開かるべく、各宗より選出する十名の委員予想は、天台中村勝契、真言土宜法童、曹洞弘津説三、西山、時宗、法相、華嚴、律宗の代表靈群諦全、大谷派久米天海（已上名古屋派）妙心寺前田誠節、

臨濟各派瑞岳惟陶、真宗各派の三原俊栄、日蓮河合日辰等にして本願寺派は選出すまじく、平安全志会の服部賢成氏は内貴市長の添書を携へ、市内を遊説し、京都派に気焰を添へ居れり。

### 覚王殿と旅宿業者

〔明治35年9月9日 第九二二号〕

覚王殿問題に関し、市内旅宿営業同盟会員中、重なる者六十余名は、昨日午前十一時より木屋町三条下る同組合事務処に会合し、種種協議の末六名の委員を選び、平安同志会と交渉し、盛に京都派の為に運動することを議決せり。

### 覚王殿建設地比較調査委員会

〔明治35年9月10日 第九二三号〕

同委員会は去八日を以て第二回委員会を建仁寺中久昌院に開きたるが、午後三時頃に漸く九名打揃ひ、同日は比較調査の方法に対しては協議を凝らさず、九名の委員を出せる各管長を推選して、

土地選定調査の触頭たらんことを請ひ、其承諾を求むることゝせり。其の触頭管長は、天台座主梅谷孝成。○真言宗聯合長者、長宥匡○曹洞宗管長、西有穆山○日蓮宗管長、浜日運○臨濟宗建仁寺派管長、竹田嘿雷○妙心寺派管長、小林宗輔○真宗興正寺派管長、華園沢称○時宗管長、河野覚阿○大谷派管長、大谷光瑩、猶同委員会に常務委員三名を置くことゝし、之は青山宗完、有沢香庵、木村觀順の三師として散会したるが、昨日も引き続き会議をなしたり。

### 覚王殿建設地調査委員選定

〔明治35年9月10日 第九二三号〕

覚王殿建設地比較調査委員は、下の如く選定されたり。但し本派本願寺は予報の如く委員を出さず、天台宗、本村觀順。○真言宗、土宣法竜。○曹洞宗、有沢香庵。○日蓮宗、豊田心静。○臨濟宗、瑞岳惟陶。○妙心寺派、青山宗完。○真宗各派、三原俊栄。○西山派、時宗、融通念佛宗、真言律宗、華嚴宗、法相宗、河野良心。○大谷派、木曾琢磨。

### 覚王殿建設の地

〔明治35年9月10日 第九二三号〕

活きた仏様なら兎も角、土台が仏骨であるからドコへ建設しても善ひ。とりはけ京都には仏骨已上の名物が沢山あるからいらん。寧ろ慾しがる名古屋へやればよひ。〔公平論者寄〕

### 覚王殿土地調査委員会

〔明治35年9月12日 第九二四号〕

同会は去十日より開会することになり。名古屋派、京都派の二派を委員十名中にて、抽籤法にて五名づゝに分れ。分担して調査することになれり。

### 覚王殿土地調査会

〔明治35年9月12日 第九二四号〕

從来建仁寺内久昌院に設けありし全会は、去十日より寺町四条下る淨教寺に移したり。尚ほ前号に常務員のことを記したるが、其後ち模様がへとなり、大谷派の木曾琢磨、興正寺派の三原俊栄、時宗の河野良心の三氏が任することになりたり。

### 京都市の覚王殿問題〔明治35年9月12日 第九二四号〕

上京区長山本長敬、下京区長中山研一、商業會議所会頭西村治兵衛の諸氏は、何れも箇人として、市内の学務委員又たは実業団体等に、京都に覚王殿を建設するは市民の興望と推察するに就き、相當の援助ありた旨を記して書面を出せり。

### 新法主と覚王殿問題〔明治35年9月14日 第九二六号〕

仏骨奉迎正使たる大谷派新法主大谷光演師が、覚王殿建設地を名古屋とするの意見書を曹洞宗の日置黙仙師に渡したりとの噂高きより、北陸地方の宗教家は過日来、電報又は書面を以て東京なる新法主の許へ問合せ居たるが、何等の回答もなかりしよしなるに、此頃新法主より渥美契縁師への通知に拠れば、覚王殿建設の余りに時日を経るを以て、名古屋に建設する時は速かに竣成を見るべしと信じ、曩に日置師に書面を発したるも、我意見は強て名古屋を以て適當と信ずるにあらず。若し京都にて速かに建設し得れば夫れにても可なり。要は何れにせよ其速かならん事を希望するにあり。故に名古屋派に対しても又京都派に対しても、此際悪感情を抱かしめざる様、適宜の方法を取らるべき旨を申來りし由。

### 京都市会議長と覚王殿〔明治35年9月14日 第九二六号〕

雨森市会議長は市議員に宛て、京都に覚王殿建築に就て、其尽力方を書面を以て促がしたり。

〔教学報知・中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

### 覚王殿建築地実地調査〔明治35年9月14日 第九二六号〕

調査委員会は、昨十三日吉田町真如堂に集会し、神楽岡の候補地を踏査し、夫れより松ヶ崎、日ノ岡等の候補地を踏査したり。本日は休会して、明日より名古屋に出張して、候補地の実地踏査を為す筈なりと。

### 京都市と覚王殿問題〔明治35年9月19日 第九三〇号〕

京都市の名誉職中、覚王殿問題に熱心せる堤弥兵衛、中野忠八、小牧仁兵衛、柴田弥兵衛、堀五郎兵衛等の諸氏発企となり、去十七日京都俱楽部に内貴市長、大槻助役、雨森市会議長、西村商業會議所会頭、其他代議士、名誉職等三十余名を招待し、前田誠節、村田寂順二師も来会あり。内貴市長は菩提会にして改造せば、大に尽力すべしと述べ、堤氏は此際覚王殿建築地京都派に声援を与へん為め委員を選ばんと発議し、内貴市長の指名にて発企人六名の外、富田半兵衛、碓井小三郎、雨森菊太郎、片山正中、永田長左衛門等の諸氏を挙げたり。昨日右委員は市会議事堂に委員会を開きたり。

### 覚王殿は速成を尚ぶ〔明治35年9月20日 第九三一号〕

兵は神速を貴ぶと云ふが、覚王殿も又然りである。仏骨奉迎已来既に三年にもなつて居るのに、未だに奉安すべき所無ひと云ふは日本仏教者の失体である。夫れ故私しは、本派を代表して暹羅へ行いた縁故もあり、旁覚王殿建設の急務なる事を呈議したので

ある。聞けば外務省からも曹洞宗の日置に対し、放つて置てはよく無からぶと注意が在つたそふな。それを今日迄各宗の管長へも黙つて居るは、甚だ悪るひ故に、一昨日も書面を以て日置を懲らして遣つた。▲なに建設の場所は京都でも名古屋でもドチラデもよひ。然し名古屋の方は、知事市長を始め非常の熱心で尽力して居る事であるから、名古屋へ遣つた方が速く建設が出来て善からぶ。それに名古屋には服部とか小栗柄とか云ふ財産家が、資産を投じてやると云ふのだから大丈夫である。ドーも京都には金の出し手が無ひに困る。風説に誰か十万円寄附すると云ふそふなが、其拾万円の寄附者は三万円の資産すら無き者であると聞いて居る。▲それに第一京都でやつた日にや、菩提会に在る拾一万円の借財をドーする事も出来ぬ。然るに名古屋では其菩提会の借財すら済してやると云のぢやそしだから、持つて来ひの事である。ナゼ一同が名古屋説に賛成せんダロウ乎。▲本派の如きも、覚王殿建設には二万円寄附すると云ふた。それは斯うである。初め菩提会では一千万円の資本を以て十町余歩の地所を求め、それに合して慈善病院も建つる、貧民学校も持つるなど、非常な事で在つたが、本派は初よりそんな架空の望は懷かず先づ、覚王殿建設費を拾五万円と見積つた。之は信徒より募集しては兎角の弊が起るから面白くなひ、各宗僧侶が報恩の為に一ヶ寺平均二円宛出せば、惣体で拾五万位は出来る。そこで本派は末寺を一万と見なし「二万円」丈は寄付すると云ふたのであるが、菩提会とは少しも関係が無ひから、全会の借金には少しも痛む所は無ひ。然し中には仏

骨と菩提会とは同一事業である様に誤想して居る者もある由で、種々な間違が生ずるので困る。▲一体仏骨を以て曹洞宗は曹洞宗の為に、臨濟宗は臨濟宗の為に、妙法院は妙法院の為に利益を計からふなぞと云ふケチな了簡があるから悪るひ。前田誠節の如きは菩提会へ妙心寺の金を三万円融通したはよひが、銀行に六七朱で預けて在つたものを、一割二分の利で貸附たと云ふ事である。

何でも菩提会では三万円の借金の為に隔月毎に一千五百円づゝ出金して居ると云ふ嘶ぢや。であるから。前田等が京都に覚王殿を建設すべしと主張する本意も那点に在るか判からん。▲今云ふ通り菩提会と仏骨とは別問題であるから。菩提会なる者が決して御遺形に關して容喙することは出来ぬ。御遺形は暹羅国王よりわれく日本仏教徒へ下されたものであるから、之を代表した各宗管長と雖も勝手に之を左右する事は出来ぬ筈である。況や菩提会は社団法人でもなく、合資会社でも無く、何でもない者であるから、毛頭御遺形を私有視する事は出来ん。▲そこでマア、藤島一個人では名古屋の方が速成するから賛成ぢやが、我が本派として別に何れの説にも傾ては居らん。今日の模様はわが派の賛否によりてドチラかへ決まる様な姿が在る。何分にもツマラぬ争ひを已めて、勿々覚王殿を建設するのが日本仏教全体の為である。「藤島了穂氏談」

**京都の御遺形奉安新選定地**（明治35年9月20日 第九三一号）  
京都に於ける覚王殿建築候補地は、三者とも踏査上不合格になり

たるが、更らに大仏方広寺後方の地、並に豊国神社其他附近の地、二万余坪を以て新選定地と為さんと、目下市の有志者は交渉中なりと。

### 覚王殿建設に関する陳情書〔明治35年9月20日 第九三一号〕

覚王殿建設地撰定に就て、北陸方に於ける信徒の意向は、之れが建設地を京都たらしめんとして、曩に一篇の建議書を管長会議に提出したるが、今回又陳情書を各派管長に提出せりと云ふ。

### 覚王殿土地調査会〔明治35年9月22日 第九三二号〕

去十九日午後、比較調査事務所に委員会合し、京都、名古屋土地調査に就て協議したるが、来廿五日管長会議に報告するまでは、總て秘密を守ることになりたるも、結局委員中両派に別れ居るものゝ如くにて、委員九名一致の報告は為し能はざるべしと。

### 名古屋派と真宗各派〔明治35年9月23日 第九三三号〕

大谷派は元より、近頃に至り覚王殿建築地名古屋派は、西本願寺の超然主義を除く外、真宗各派何れも全盟せりと。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年9月27日 第九三五号〕

各宗管長会は去廿五日より開会すべき筈なるに、彼岸の期に當りたるを以て表面の口実として延期せるも、内容は別に外に一魂胆のある在りて、会期を遷延するものゝ由にて聞くところに由れ

ば、先以南清に渡航せりと称する當地の弁護士吉田佐吉氏が、其実暹羅に渡航し、嘗て妙心寺の僧侶にして前田誠節氏の法弟たりし外山義文氏が、目下在暹羅事あるを以て、吉田氏は外山氏と談じ、名古屋派たる稻垣公使の意志を翻さしめんとするにあり、云云といふにあり。▲管長会期日と会場 各管長会の会場は愈よ建仁寺と交渉纏り、同寺方丈を以て会場と為すに決したり。猶同開会は来る十月二日よりなり。▲実力調査 去廿三日午後より比較調査委員会開会。上京区室町三条上る、森田武兵衛氏外二名より申し出たる金二十万円寄附に対し調査を為したる由。▲土地寄附願

出 上京区淨土寺町、藤田三右衛門氏外十六名、共右に係る土地二町三反歩を覚王殿建設地の内へ寄附する旨昨日願出たるが、土地調査委員会は之を受理し、不日調査を為す由、此の地は東は如意嶽及月待山の麓に界し、北は白川村、南は銀閣寺道及び疎水の流れに接し、西に神楽岡あり。過日調査委員が踏査せし神楽岡東面七町歩に接たる地。▲寄附の内議 来る十月一日の管長会議までに、京都附近より土地寄附を申出づるもの追々ある由にて、下京区今熊野町泉涌寺の西北にして、觀音寺と剣神社との辺りなる山林田畠六町歩も、一両日中に寄附申出で、又東福寺と稻荷大社の中間なる山林田畠八町歩も、目下所有者寄附の内議中のよし。

▲建設土地制限 前項の如く土地寄附追々申出あるに付、土地比較調査会に於ては、土地は三万坪以上にして、市街を距る一里以内ならざれば、採用せざることに内規を定めたりと。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年9月28日 第九三六号〕

建設地寄附願出 下京区今熊野町に在りて、北は阿弥陀峰、南は泉山御陵、西は剣の神社に接する田畠山林十四町六反は、今回弥々其所有者より覚王殿建設地の内として寄附し度旨、一昨日菩提会本部へ願出たる由なるが、同地は其中央に二町四面に亘る上部平坦なる小丘ありて、恰も官線京都駅に相対すと。又京都市は早晚伏見町と合併し、益々膨脹すべきに就ては、其中間に位する東九条、竹田、深草の三村も共に京都市に編入さるべきは、其所なるが教王護国寺の東部より東九条村に到るの中間田畠、則ち東は竹田街道、西は堀川筋に於て覚王殿を建設せば、官線京都駅に近く、参詣にも便宜なるべしとの説、土地調査委員中に起り、頃日東九条村有志者よりも土地寄附方を願出でたりと。▲実力調査二十万円を寄附すべしといへる森田武兵衛氏は、再昨日実力調査会場に到り答ふる処あり。猶確答は書面を以てすることゝしたる由。猶ほ同会は石川県にて十六万円、富山県にて十五万円、岐阜県にて十二万円、福井県にて十万円、合計五十三万円を寄附すべき出願者に対しては、逐次調査を為すことゝしたり。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年9月29日 第九三七号〕

建築設計調査委員 来月一日建仁寺会議にて、覚王殿建設地を決定する筈なるが、右決定の上は同殿其他建築物図案其他に就て、各調査委員を設くる予定の由にて、該委員は多分宗派会より三名、菩提会より二名取るならんと云ふ。▲調査委員会 土地比較

調査会は、建仁寺の管長会期日も接迫し來りしを以て、昨日の日曜は休暇を廃して調査会を開く。▲建議書続々到る 覚王殿を名古屋に建設あり度旨の建議書、昨今近江以東の各地より続々土地比較調査会所へ郵送し来る由。▲委員協議会 京都市有志者の委員は、過日来比比較調査委員と会見し、其後在京都各宗管長を歴訪して、建設地の意見を叩きつゝありしが、一昨日午後六時より、京都俱楽部に委員会を開き協議する処ありたる由。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年9月30日 第九三八号〕

各宗派中、京都派三十二、名古屋派三十一にて、中立十二なりと云へば、中立の向背こそ両派の関ヶ原なるべし。本派及木辺派は各宗派会管長とし出席せざる可し。▲石川県の吉本栄吉、梅田五月の二氏は大谷派本山に出頭し、渥美顧問に会し、京都派に加担せられたきを談し、若し本山にして名古屋派に賛成せば、向後一切取持ちを断ると述べたりと。▲京都市有志委員会は去廿八日、市議事堂に於て秘密会を開きたり。ソハ京都派のみにて全国にて何程の寄附金を得るや見積りたる上、京都市の寄附支出金を定むる方法の議会なりしと。▲大谷派門末の請願 大谷派本山が名古屋派に傾き居るに就、名古屋を除く外大谷派門末は、連署して京都建設に賛成せられん事を請願する事とし昨今調印中なるが、同時に各宗管長会へも同請願書を提出する筈なり。▲全国交渉事務所 建仁寺大中院内の京都派の全国交渉事務所には、間野闘門、

日向順照、新井徳水、春秋庵、出雲寺嚴廣等四氏、前代議士吉本

栄吉、梅田五月二氏、今湊寛了、五十嵐政雄、国島文教等三氏、  
昨今詰切り熱心に奔走し居れり。▲京都派の演説会 全国交渉事務所の者は、明一日市議事堂を借り受け、覚王殿京都設置に関する演説会を開く由。▲土地寄附 上京区浄土寺町、藤田三右衛門氏外十六名、所有にかかる土地二町歩寄附願出に付ては、曩に願出たる吉田山の東部山林七町歩と殆ど接続するを以て、此中間にある田畠をも寄附せんことの協議纏り、何時にも寄附すべき旨昨日申出たりと。

### 覚王殿問題（明治35年10月2日 第九三九号）

#### △寄附金の比較調査▽

目下頻りに京都名古屋両方の取合問題なる、覚王殿比較調査委員会の真相を聞くに、廿六日に京都派の廿万円寄附者なる森田武兵衛、同長治郎の兩人を寺町淨教寺内委員会へ招き、両派委員の立会にて其実情を尋ねしに、某々師等の弁護的保庇の下に□に武兵衛の代理を兼ねし長治郎一人にて立派に契約書を調し、二銭の印紙を粘用し十万円は負債償却に、十万円は菩提会将来の事業費として必ず寄贈せんと云ふ確実らしき書面を九名の委員え宛て差出したるも、其筋の調べにて武兵衛は僅かに四万円許の財産を有し、長治郎の方は、無資産者なるにも拘はらず大胆なる書面を認めしにより段々本人を招き再応念を入れて問ひ試みしに、廿九日至り終に本心を吐露し、全く寄贈と云ひしは或方より内々種々の条件を以て依頼を受て寄贈すると契約せしも、其実は廿万円杯の

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

大金を寄贈すべき謂れ之れ無く、奉安地一定の後、有志と共に廿万円を募集なさんと云ふ本心の由を吐露せしかば、某々の内約云々の関係者は青菜の如く顔色変じ、一言の弁護も説明もなし能はず。見るも笑止千万の有様なりしと云ふ。之れに引替へ三十日は、名古屋方の寄附申出たる契約人服部小十郎及び野村朗の両名を委員会へ招き其実情を尋ねしに、奉安地一定の上は各宗管長及委員の指揮の下に何時にも、廿万でも五十万でも出金すべく、最も一人にて之を寄附すると云ことは初めより約せしに非らず、県下の代表者として之を差出し県下の募集金を以て之を填補し、不足ある時は取換人にて之を弁へ一厘も他に厄介を負担せしめず、菩提会の負債も調査委員を設け漸次に支払ふことを承諾せり。此際先日迄で負債高と少額の差を生じたるより服部氏は大に質問を試みしも、是は又他日の事として兎も角五十万円出金のことは小栗富次郎、吉田禄在の三名にて正に引受たることを明答せしにより、反対派の某師等は再度青くなりて一言も彼是云ふ人なかりしとぞ。此服部小十郎は材木の巨商にて、其筋の調べに依れば七十余万円の財産家にて本年撰出の代議士たり。又小栗富次郎は百廿万円の財産家、吉田禄在も亦数十万円の財産家なりと云ふ。

又名古屋附近に奉安地決定せば近町村有志より人夫拾万人を寄附せんと申出たり。

斯の如く土地は五万七万乃至拾万坪以上を寄附し、金員は五十万円體に引請、人夫も已に拾万人を寄附せしと云ふ。斯る熱信なる

地に定めずして狭隘なる土地を買求め（或る条件にて）四万円の財産家が廿万円寄附せんと契約し、三日立ぬ間に寄附ではないと違約する如き、捕風捉影なる架空の説を以て京都派と云て力味居る大きな、否小本山の坊様達の意底が如何にも怪訝の至りなりと或る人は物語れり。

今日の社会坊主の事業ほど訳の分らぬものは多く廿世紀に見ざる奇々怪々なるものあり。仏教の各宗派将来の運命こそ實に憂ふべく悲むべきものならずや。「府下流寓の一生」

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月2日 第九三九号〕

全国交事務所にては、大谷派は名古屋派に意ありとの事に就て石川県、富山県、京都市等の重なる信徒連署の上、去三十日同派管長宛て京都派たらんことを陳情したり。▲市委員会は西山派に交渉するところありしも、即答に及びがたしとのことなりしと。▲京都市の森田武兵衛氏二十万円寄附の件に就き、去二十九日実力調査を為し、中野忠八氏證明を為したり。又名古屋より五十万円寄附申出者に対しても全様去三十日調査を為したり。▲去廿九日市委員会は調査会に至り種々協議するところあり。交渉派も市委員会と協議を遂げたりと。▲昨日、市議事堂に於て京都派の演説会を開けり。▲名古屋派にても頃日来、吉田佐吉氏渡遅の報に報し、外務省と頻々交渉中にて、當地へも諸有志続々上京し居れり。▲京都派として北陸地方より来れる人々は、頗る懷温に冷気を感じ居る模様なるも、名古屋派は中々景気好しとの評なり。▲

調査会は先月三十日限り閉鎖したり。▲本日より開かる管長會議には西本願寺は出席せず、永源寺派は欠席を届出てたりと。▲鎌倉派の円覚、建長二寺は名古屋派にして、天台宗は京都派なり。

▲當市今熊野町伊藤某は敷地三万坪寄附を申出でたり。▲菅竜貫、仮證依秀其他二三氏は、敷地問題にて例の通り奔走中なりと云ふ。此間に妙ナ風説あり。

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月3日 第九四〇号〕

昨二日より建仁寺にて各宗管長会を開く。同会は極めて秘密にして一切傍聴を禁じたり。▲実力調査会の模様 再昨日を以て結了を告げたる実力調査会の調査の模様を聞くに、同会にては別段決議を為さず、只京都及名古屋の各候補地に就て実力を調査せしのみにて、昨日開会の各宗派会に之を報告し、宗派會議として何分の決定を為す筈にて、委員の色分は調査会の模様によれば左の如し、京都派、日蓮宗豊田心静、臨済各派上島恵材、妙心寺派青山宗完、真宗各派三原俊栄、名古屋派曹洞宗弘津説三、時宗河野良心、真言宗土宜法竜、中立派、大谷派木曾琢磨、天台宗木村觀順、中立派は准名古屋派と目さるゝが、兎に角其宗派の主脳の意向にて説は変化すべければ、京都派は僅少の差にて勝つならんかと云ふ。▲各宗派委員訪問 京都派なる交渉事務所の委員は、昨日來宗派会議のため続々委員上京するを機とし、手分をなし大挙訪問に着手したり。▲菩提会理事長の辞職 大菩提会理事長中村勝契師は、名古屋派のために運動中なりしが、昨日突然任務に

堪へ難しとて辞表を提出したり。後任は一両日中に任命ある筈。

▲覚王殿と曹洞宗 曹洞宗は從前より名古屋派に属せしが、愈々此程の同宗各派会に於て宗派の事業として運動するに決し、同各派管長より此旨全国門末に諭達を發したり。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月4日 第九四一号〕

管長宗派会開会と共に京都、名古屋両派は何れも運動を開始し、為めに種々の醜聞あり。▲京都市有志委員は片山正中、中野忠八、堤弥兵衛、小牧仁兵衛、雨森菊太郎、永田長左衛門等の六氏より各宗派会へ請願書を出したり。▲其他滋賀地方よりも全様、京都派にて敷地委員へ願書を提出したるものあり。▲天台宗は中村勝契氏名古屋派にて座主は京都説にて、為めに中村氏は諸種の職務を辞退したり。▲各管長会開会當日、建仁寺内は車輌數多入り込み、警官の出張等あり。運動の集合に色気付きたり。▲真言宗にては五派の管長ある上に、聯合總裁なるものありて、各宗管長会又は政府より交渉事務等に関する宗派の代表権を行ふは、聯合宗派の規約なるに、其協議なくして単独管長にて真言宗四名に定めて、今回の各宗派會議員を出したるは、聯合規約に背きたるものにて、聯合委員としての資格なしとの議論ありて、京都説派議員は正副議長選挙畢らば、先決問題として此資格問題を提議する事にしたりと。

### 各宗派管長会〔明治35年10月5日 第九四二号〕

一昨日午前十一時、出席者五十八名にて日置副議長議長席に着き、土宣調査委員より京都、名古屋両地の選定候補地調査並に寄附金申出等の報告あり。津田日厚氏は番外と菩提会と覚王殿との関係に就て論ずるところあり。氏は奉安地選定の上は三ヶ年を期し工事を竣工せしむる事、二ヶ年以内に寄附金の納付を終了せしむる事、前項の実行責任を委員に帶しめ。菩提会の負債を五十日以内に返却せしむる事の三条を建議したり。夫れより蕪城、瑞岳、弘津諸氏の覚王殿と菩提会との関係に就ての議より結局之れが調査会を設け、九名の委員を選して菩提会に交渉せしめんことになり、天台宗一名、臨濟、黃檗にて一名、大谷派一名、真言宗一名、真宗各派一名、妙心寺一名、日蓮宗一名、西山、時宗、奈良三山にて一名都合九名にて、昨朝選出者を各宗派より議長手許に届出て、全日委員会を開くことになりたり。

#### ●議海觀瀾

覚王殿問題の議席に就て其氣象を観測するに、一番と二番との間に多少衝突するの氣味あるべく、十六番と十七番とは臨席中、犬猿啻ならざるの争点描くべし。議長と副議長とは微笑以て相迎ふべく、二十六番と五十九番とは靈犀一点の通ずる處あり。番外九人は春秋戰国の趙楚燕齊と見て可なり。名古屋派及び京都派たるもの刮目して此間の消息を知るべし。「物好子投」らくがき 私は本山改革沙汰にはコリ／＼しました。先年石川党が革新旗を掲げた當時、私共の意見とは大同小異でありましたから、其小異を去て大同に組みし整々堂々とやりました。▲や

りました事はやりましたが結、果はお恥敷ひことなりました。

石川の暴横があの始末で、財務は益々紛乱して收拾する事の出来無ひ今日の仕説です。私は今更仏祖に対して懺謝の念に耐へません。▲法主とて凡夫です。而も貴族社会の人ですから、愛妾の一人や二人は在つても咎むるには及ばん。既に隣派にも「お榮お定」と云ふ二人の妾がある筈です。たゞ愛に溺るゝと云ふだけが樋脇邸の暗ひのです、摩尼生。▲愛山派のノロイのには驚きましたなあ。ナシダあの騒ぎを仕乍ら決局法主に一度の対面すらエイ遂げず、上局員等と会見して堂々君子の争ひもしなひ。▲彼等は鉱毒問題に熱衷する田中正造のそれよりもツマラン。維新當時の百姓一揆よりも劣等である。あんな薄志弱行で何を仕遂げるモノか。想へば可愛想なものである、可隣生。▲覚王殿問題につき名古屋派の運動員は、西大寺派管長に金子入陳書を呈したと云ふて八釜敷云ふが、それ位の事は双方共有勝ちである。京都側にはソレよりはモソツト醜の臭なるものがある。撥ひてやらふか否氣の毒だから二三日は恕して置かう、群探生。▲石川は非凡の進まざるもの、渥美は平凡の進みたるものと云ふ。人格としては勿論舜台は数等上にあるが、コセ〜した事は却て契縁の為にしてやられる。▲今度の騒ぎなどにナニうろたへてか、石川が乾児の土觀を連れてノソ〜と上京したが、これらが非凡の進まさる幼稚な態度、平凡の進んだ渥美はなほ黒幕宰相をキメ込んで居る。両者性質の異なる所も略ぼ推知する事が出来るではなひ乎、双対生。

### 覚王殿問題彙報

〔明治35年10月5日 第九四二号〕

天竜寺派は京都派に賛成でありますながら、名古屋派の運動に由り中立の態度を探り、管長會議に欠席し居るを以て、臨濟宗合議所より出席を求めるが、向後若し出席を為さる場合には、臨濟宗聯合より排斥する事を内決したりと。▲名古屋派が何にか鄙劣なる運動を為したるとかにて、交渉事務所総代、平安空志会総代等より各宗派会へ□□調査請願書を差出したり。▲名古屋、京都両派の□□頗る激烈を加へ来り。何れも自派の優勢を声言し居ります。▲市有志委員会は、各宗管長並に代理者を中村棲に招待する筈なりしが、之れを見合せ、明日を以て一篇の請願書を出すことになしたり。▲名古屋派は運動費充実し居るものゝ如く、京都派は運動□充実し居るものゝ如しと語れる人あり。何れにしても骨問題なれば何にかにつけて臭いことどもなり。

●京都派の弱音 往訪の記者大中寺に、事務所を構へたる京都派の有志に就て、其形勢を問ひたるに答て曰く「若金力を以て運動するもの勝たば、名古屋派なるべし」また「若し正義を守りて活動するもの勝たば、京都派なるべし」京都派は貧乏なり、金力なし、故に金力を以ては到底名古屋派に拮抗する事能はず。唯宗教界の事一に金力に由て為すべきや。將た正義に由て為すべきやは。「此一挙」によつて解決せらるゝを得べし又快ならずやと。余々は何となく之を京都派の弱音なりと思ふ。

●輿論の大勢 京都名古屋、その何れに覚王殿を建設するやは、最後の議決を待つて始めて知るべきも、今各宗派より集りた

る六十余名の議員中に就て、詳細取調べたる処によれば、今日迄の所名古屋派が「廿八」、京都派が「廿七」、未定が「七」と云ふ数なれば、運動の結果によりては、此未定議員がその何れへ賛成するやは判からず。而して其所謂運動は、名古屋派には最も鋭敏なるところあり。京都派には何となく手ぬるき所ありと云へば、

勝敗の数、或は既に定りあるやに説くものもあれども、是れまた決して信ずるに足らず。兎に角今日已後の議場こそ、覚王殿問題の関ヶ原なるべし。「老禿子」

### 孰れか鳥の雌雄を知らむ（明治35年10月5日 第九四二号）

覚王殿問題につき、京都はまた名古屋派の運動員等、おの／＼其事務所に在りて閑談をなす、曰く、我が京都派の事務所は大中寺にあり。大中とは大ひに中たると訓すれば最利疑ひなし。曰く我が名古屋派は万花園に小口をなす。万花とは万つ花と訓す。八方に総花を配するもの、豈に敗を取る理由あらんや。曰く我が京都は千歳の古都なり。地最も覚王殿建設に適す。曰く我が名古屋は将来の帝京なり。仏舍利を迎ふる事、なほ桓武帝の仏教に由て京都を經營したる如くすべしと。曰く名古屋派は金の鱗鉢あり以て勝つべし。曰く京都派は各宗本山に富む以て克つべし。曰く京都派は菩提会長の村田寂順師是が饒府たり。決して敗戦の理由なし。曰く名古屋派は奉迎正使の出でたる大谷派、之を主張す。軍略必ず其口に當るべし。曰く名古屋派の運動隊長は青山某氏なり、故に運動甚だ青し。曰く京都派に間野某氏あり。故に運動方

に間ノ抜けたる事多し。曰く京都派には菩提会に三万円貸附たる前田誠節氏あり。豈抜目あらんや。曰く名古屋には三浦將軍の後援あり。深謀遠慮素より其所なり。曰く何／＼記者附評して曰く、孰れか鳥の雌雄を知らむと。「一記者」

### 覚王殿問題彙報（明治35年10月7日 第九四三号）

去四日、建仁寺に開きたる各宗派交渉委員会は、出席者委員足利義蔵、藤城賢順、有沢香庵、浅井日通、小川光義、松田弘学、伊達亮真、木宮恵満、瑞岳惟陶、大菩提会副会長前田誠節、理事三原俊栄諸氏の外、番外として木村觀順、土宣法竜、青山宗完、上島恵材、弘津説三、河野良心、津田日厚、諸氏集会したるが、京都派はもし京都に建設するとすれば、大菩提会の負債全部を負担せざるべからざるを以て、先づ同会を解散して、其負債を各宗派にて分担支弁し、而して後記名投票を以て位置に關して決議せんといひ、名古屋派は、大菩提会の負債は悉く負担するを以て、同会を解散するに及ばず。而して決議は無記名投票とすれば可なりと謂ひ、大菩提会の解散と否とを先決問題とせんとの説出で、遂に何の纏る処なくして散会したるが、翌五日も引続き開会す。▲各宗派管長会 同会は本日午前九時より前回に引続き開会するこゝなりたり。▲交渉委員会 同会は去五日を以て終了する筈なりしが、猶ほ纏まらざるまゝ、午後三時三十分散会。昨日も引続き開会したる由。▲各宗派会解散説 京都名古屋両派競争の結果、成否如何に拘はらず、名古屋説に賛成せば一千円以上の金円

を贈与すべき秘密契約も行はれつゝありとの説喧しきに就ては、京都説派の平安同志会及全国交渉事務所にては、再昨日來協議の上、一旦宗派会を解散し、更に清潔無垢の議員を挙げ、以て宗派会を組織し議決せられ度との檄文を、一昨日議員及其他に向て配布せり。▲永源寺派の除名 臨濟宗永源寺派は、断然合議所の京都説に背き、名古屋説派に同意したるを以て、臨濟宗聯合々議所にて聯合を除名する事に決し、電報を以て之を達したりと。

### 鵠的菩提会〔明治35年10月7日 第九四三号〕

菩提会は道業を成弁すべきものに非ずして、破壊的器械乃ち一種の「タイナマイト」になりて終ふせたるこそ悲しけれ。建仁寺に於ける管長會議に、怪しくも菩提会の性質調査と云ふ問題が起きたが、之は簡約的に云へば管長會議を小田原評定に了らしめて、名古屋派の勢力を防止せんとする策略に外ならずと云ふ。怪なる哉。〔二到子〕

●らくがき 覚王殿問題もいよ／＼推詰つて来た。双方必死の運動は、却々はな／＼しひものであるが、結極は記名投票になれば京都派の勝利、無記名投票になれば名古屋派の凱旋たらん。▲京都派は云ふ、若それ無記名投票とならば、名派の買収政略歴々掩ふべからず。乃無記名主張者無記名賛成者は、勿論私臭を隠匿する為に集るものなれば、仮令之が為に京都派の不利に帰する事あるも、京都派は精神的乃ち不射利的の上には、大勝利たるを證するに余りあるなりと。▲名古屋派は云ふ、記名となるも無記名

### 覚王殿問題別報〔明治35年10月8日 第九四四号〕

となるも、是れ議場に於ける一の権勢のみ。勿論名京両派の競争此の如く激甚なれば、事後の平穏無事を期する為に、議員中或は無記名案を呈出するもの無しと云ふ可らず。されど無記名に集りたるものは、悉く不正家なりとは決して速断すべからず。▲地の利より考へても、京都派の人は京都に在りて決議する事ゆへ、記名にても差支なしと思ふべけれども、名古屋派にしてみれば之に反対なれば、勢ひ無記名に賛成せざるを得なひ訳である。何ぞ必ずしも無記者を以て、名古屋派に買収したる者と云ふを得べけんや、云々。とは某温泉にて両派の運動員が語るところをチラリ耳に、ちらり耳生。▲イヨー面白かりし大朝の牡丹くづしは、終に東本の懇請によりて中止となつた。然し是れが為に朝日は立派な男前を売つたが、詰らんのは○○である。一新聞社位に向つて辞を厚ふし腰を低ふし、而も前途の誓言までして、過去経歴の一私事を取消して貰ふなどゝは、実におぞましき○○様である。悲末生。▲家従等自身共が、法主に畜妾を勧めて置き乍ら、法主の不行跡を責め、以ての外の所行ならずや。今回の義につき妾の手切金が五千円とかねたり付かせ、其内半分位は「コンミシヨーン」にして遣らふとは、實に斬り刻んでも飽きたらぬ奴である。本松生。▲青蓮居士謫仙人酒肆□名三十春湖州司馬何湧問金粟如来是後身、あゝ明治の李青蓮を期するものは誰ぞや。誰何生。

成り居りて、村田、前田の正副会長は、会名を死守して動かねば、名古屋派臭味の委員は、奉安会と称するものを組織して、事務を引かづんと云ふ事項にて、目下衝突中。▲双方の魂胆 菩提会名死守の徒は、帳簿調査を拒む防禦策も有れば、奉安会説を唱ふるものは、会名の異動即菩提会の死滅と、共に義務の継続を免れんとの苦肉策なりと。▲名古屋派の申出 覚王殿名古屋奉安を故障なく通過する時は、名古屋は異議なく從來の負債を引継がんと云ひ居れば、其方は帳簿の検閲事務の精査も経ることなれば、村田、前田等の當事者には頗る都合よき方法なれども、底には底あればオイソウかとも言はれず、入らぬ力身立をして居るとの批評あり。▲本派と菩提会 真宗本派が該問題に対しは、菩提会は御遺形に関し何等容喙する資格なしと宣言せしも、兼て同派が覚王殿建築にかかる二万円の寄附金申込書には、菩提会々長を宛てあるとの事なり。▲本派と負債関係 菩提会が最初の負債、乃はち川東銀行より壹万円借入の時には、本派も各宗と同列に記名調印せし由。▲本派の逃げ出し 其後同会が新に鴨東銀行から三万円借入の時に至りて、本派は覚王殿建築には金弐万円を寄附すべきは、同派門徒より寄附金募集を謝絶すと云ふ条件にて、逃出し同様に脱会せり。▲両派の勝敗 はドーカと云へば、目下菩提会改造寧ろ興亡問題が決了すれば、直ちに覚王殿位置の採決にとりかゝる可し。此勝敗はドーカと云へば、記名投票にすれば京都派勝利なるべく、無記名にすれば無論名古屋派の勝利なり。而して内議は既に無記名投票に決しおる様子なれば、其結果も知る

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

可きなり。

### 覚王殿問題彙報

〔明治35年10月8日 第九四四号〕

五日建仁寺秘密會議の結果に由り、六日委員十八名は大菩提会本部に至り、面会委員として蕪城、土宣、浅井の云分を村田会長、前田副会長に面談せしめ、世に信用を堕落せる菩提会の会名変更に就て談するところありしも、両会長は之れ又容易に応せず。▲菩提会を名古屋に遷て、全会事業の教育慈善をも引受けんとて、名古屋派は協議を纏め居る由。▲前田誠節師は、大菩提会の負債に対し、債主等が名古屋説に加担し、負債償却の方法を立つべしと迫られ居るが為め、頗る苦悶し居れりとの説あり。或は何等か口実の下に会議を延期する事になるべしと。▲名古屋派は飽迄交渉委員会に於て名古屋説の纏りを付け、本会議は儀式的に結了する意志にて、若し本会議に於て名古屋が多数を以て勝利を制するも、委員会にて同議の纏りを見ざる以上は、大菩提会の負債は負担する能はずとの意を洩し居る由にて、之れが為め前田師は余程苦境に立ち種々熟考し居れり。若し同師にして名古屋の要求を納るゝに至らば、京都派は無論敗北に帰すべしと。▲されば其が死活の本尊たる前田師が軟化せざるやう、京都派は躍起となり居れるが、一昨朝同師は京都派の有志に向ひ、余は京都建設説は最初の素志なれば、貫徹の決心なりと告げし由。▲全国同盟佛教團有志、菅原貫氏外数名より、各宗管長に宛て建議書を呈出したりと。▲一昨朝妙法院内大菩提会に至り交渉の結果、各委員は更に

建仁寺に会合し、午後三時より秘密に協議する処ありし。要は大菩提会を存在し、覚王殿建設決定地派に於て同会の負債を負担すべしとて、遂に全継に至らず、午後六時退散せり。昨日は尚引続き同寺にて交渉委員会を開く由。

### 京、名両派の形勢定まる〔明治35年10月9日 第九四五号〕

仏骨奉安地に就て京都、名古屋の両地は、從来大に競争の紛擾を極め居りしが、近頃に至り京都派は、一万七千円の既往支出の運動費の経済と、三千円の運動者慰労金を名古屋派より支出せば、之れを名古屋に譲るべしとの姿見へ始めたりと、某宗派会委員の一人は云へり。兎に角今日のところ名古屋派優勢たるものゝ如し。

### 舍利殿入仏式〔明治35年10月9日 第九四五号〕

泉涌寺の舍利殿は、今回宮内省に於て大修理を加へられしを以て、仏殿に移安ありし仏牙の舍利は、去六日遷座、昨八日入仏供養を行ひたり。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月9日 第九四五号〕

大菩提会長村田寂順師は、覚王殿の設置につき京都名古屋の競争激しく、今日これを決すれば、其敗を取りたる方常に悪感情を懷き、延て宗派の不和を起し、終には覚王殿建設事業を成功する能はざるも知るべからずとて、この際寧ろ地を比叡山又は高野山の

如き、京都名古屋以外に求め、印度暹羅等の覚王殿に比し一層壯麗なる金石の塔廟を建立して、御遺形を此處に奉安し、尚京都名古屋に遙拝殿を建立し、双方共同一致して教化供養の基を作らば、始めて覚王殿建設の事業円満に且迅速に竣成すべしとの意見を発表し、これを印刷に附し各宗派管長に提出したり。▲管長宗派会 同会交渉委員会は未了の為め、今日の姿にては當分本議に移るの見込立ずと云へり。▲帳簿調査 大菩提会に於ける三十三年四月以来の会計帳簿を取調べることとなり、一昨日午後より交渉委員は妙法院に到り、別室に於て調査に着手せしが、尚昨八日も繼續調査するよし。▲委員の方針 委員会にて略一致したる方針といふを聞くに、奉安地問題は之を最後に決すべし。何となれば奉安地既に一方に定まれば、他の一方は感情を害し、其他の問題を決せんとするも出席せずして、何も彼も奉安地派の意見に決すべきに依ると云ふにあり。▲寄附金仮納 名古屋派より五十万円、京都派より廿万円を夫々申込地に決定の上寄附すべしと云ふも、中には疑はしき点ありもし、奉安地に決せらる上納入を怠る事もあらんれば、先両方をして現金を提供せしめ、決定の上一方を返す事とせんとの意見、委員中に稍や多数なるよし。▲交換問題 奉安地に付、名古屋に覚王殿を京都には慈恵院宗教大学を建つることとし、交換の交渉を為さんとの説あるを以て、京都派の服部賢成氏一昨日菩提会本部に到り、村田会長に意見を問ひしに、箇は別問題なり、決して交換問題など行はるべきものにあらずと答へしよし。又別に聞く處に依れば、委員会にも左る問題

は起り居らずといへり。▲總集会の上申 大菩提会特派使間野闡門、日向順照、今湊覚了の三師より、村田会長に向て、大菩提会規則第七条に依り「今回開設有之各宗派會の議として、本會を解散すべき様の稟議あるやに伝聞するに就ては、全國會員總集会を開設し、意思徵證有之候様致度候」との上申書を差出したり。

**覚王殿と京都市**〔明治35年10月13日 第九四八号〕  
京都市の片山正中、雨森菊太郎、堀五郎兵衛、中野忠八、渡辺伊之助、中山研一外三十七名の有志は、覚王殿を京都に建設する事至理至當なりとて、之に関する五箇の条件を列挙し、各宗派會に提出したりと。

らくがき〔明治35年10月14日 第九四九号〕

「讀經禪老不知經、徒說千年仏骨靈、落日山門亂蟬寂、長松擎月獨青々」とは杉聰雨居士が覚王殿會議を諷刺した詩であるそふな。長袖連の諷諫は是れぐらひな者たが、性急の拙者等はそんな氣楽な評をして居る違はなひよ。▲衣も着た雲助見たり建仁寺」これが拙者の寸評である。あたるか當らぬか勝手に推せよ、性急居士。▲近き未来に於て妾を放逐すべしと誓言した法伯の言は、ちようど大酒呑が今日限り禁酒ぢやと云ふて、毎日／＼今日限り云云と云ふに齊しき事ぢや。近き未来と云のはいつの事やら、大方入棺の時節を指すのであらぶ。雖不當不遠生。▲渥美の兎角はさて措て、これに反抗する愛山とか交渉とかいふ者も如何がはしき

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

者と思はれる。昨は大会に握手して、今は反目の態度を執るなんて、コンナ者に到底愛山護法の至誠心ありとは呑み込めぬ嘶である。▲余計な阿呆騒ぎする費用を、負債整理の為に献上して遣つた方がましであらふ。▲大概にして騒動も已めて、少し常識に返りて勘考するが宜いよ。内輪喧嘩の末、他人の仲裁を頼まねはならぬ様になつては、恥の上塗だよ。▲坊主同士の争論ですまず、俗人の挨拶を以て平鎮した跡で、ドノ面ら下げて高坐の上で人倫が説かれるゝと思ふか。チト頸節に灸でも据へて分別せろい、碧水。▲愛山派の人々は、石川に全く関係せぬと云ひ、石川其人も愛山派に關聯なき様に云ふけれども、愛山派の石川党たるは事実であつて、今さらいくら弁護しても社会が許さんよ。それよりは男らしく首領石川なりと明言すべしだ。▲頭まかくして尻かくさぬ雪中の兔では、江湖の全情が寄らぬはひ。ドーダ愛山派の人たち一番公言する勇気はなひ乎、雪兔生。▲二合にして微醉し、三合にして適醉し、四合にして乱醉し、五合にして泥醉するとは、大抵上戸者連の云ところ。余輩は酒以外に迷利の醉人あるを知る。而して彼は一斛にして足らず、十斛にして足らず、海を干し山を呑て足らざるものである。恐るべきは名利の醉人なるかな、仙醒生。▲覚王殿は到頭名古屋に建設する事になつた。京都派の面目それ何がある、負惜生。

**覚王殿問題彙報**〔明治35年10月14日 第九四九号〕

各宗派管長会は、引続き一昨日午前十時三十分開会。出席議員四

十三名、日置黒仙師議長席に、弘津説三師番外席に着き、議長は、本日は本会議を開き、大菩提会会則改正案第二読会を開く旨を宣告し、番外より同案第六条に理事十二人とあるを六人に修正し、同第七条第三項部長はの下「理事の中に就き」の七字を削り「各宗派より選出し」の八字を加ること、せんと。異議なく之を可決し、第六章会議の項中に、会監会の三字を加へんとの説出でしが原案に決し、第十一条の各宗派会は同盟各宗派云々とある同盟の文字を削り、非同盟宗派に同盟を交渉するに努めんとの説起り、反対説もありしが結局同盟の二字を削ることとなり、其他異議なく第二読会を終り、引続き第三読会を開き、確定決議と為したり。此時正午なりしを以て休憩せしが、之より先き京都派は、其形勢の非なるより、一昨朝建仁寺山内久昌院に於て臨濟各派の密会を開き、正伝院には真宗各派（大谷派と木辺派とを除く）の密会を開き、土地撰定問題は記名投票とせんと名古屋派に交渉し、名古屋派は記名は後年に怨を遣す基なりとて之を容れず、交渉は終に破裂したり。此に於て午前十一時三十分頃、臨濟各派議員より議長へ欠席届書を差出し、十数名の欠席を見るに至りたる。午後一時十分再び開会。出席四十七番外には土宜法竜師着席し、議長は去る二日の本会に於て各員に配付し置きたる、第一号京都候補地、第二号名古屋候補地に付、調査委員の報告案を付議せんと宣告するや、津田日厚師は議事日程の変更を求め、左の意味の緊急動議を提出したり。御遺形奉安地及覚王殿建設に關する一切の権限を、二三大宗派に委任する事。津田師は右の如くせば

宗派の円満を保ち、冗費を省くの利益を見るに至ると述べ、議長之を採決せしに、九名の少数にて否決せられたり。津田師は是に於て宗派会の腐敗を罵り、蹶然起つて退場したり。而して之に引き継ぎて、下記の諸氏退場したり、誠照寺派管長代理稻田晃盛、仏光寺派管長代理奥博愛、興正寺派管長代理三原俊栄、三門徒派委員香川晃月、山元派委員藤堂智順、三門徒派管長代理林得善、誠照寺派委員幡智吼、興正寺派委員下間蓮明、弘津説三師は既に交渉に交渉を尽しあるに、猶斯の如く中途にして席を起ち去り、又は欠席を為が如きは頗る不徳義なり。議事はドシ／＼進行すべしと述べ、蕪城賢順師之に賛成し、無記名投票を以て採決すること為り、三時開票を為したるに、投票総数三十八にして、名古屋の三十七票に対し、京都は一票にて、大多数を以て名古屋に決定し、会議は茲に結了したり。▲菩提会の役割 予想前項の如く、覚王殿は愈よ名古屋に建設せらるゝこと、為りたるが、十一月一日より実施する改正菩提会会則に依る役員は、左の如くなるべしとの予想なるといへり。顧問村田寂順、前田誠節、渥美契縁、藤島了穏、会長長宥匡、副会長日置黒仙、奉仕部長木村觀順、勸奨部長一柳智成、庶務部長土宜法竜、建築部長弘津説三、会計部長靈群諦全、会計監督部長河野良心。

### 宗教法案〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

各宗派会に、覚王殿問題に次ぎ、宗教法案に就て会議を開く筈なりし處、何分覚王殿問題に就て宗派間に紛擾を來し、議場を退席

したる議員さへありし程なるを以て、閉会後別室にて出席宗派だけの協議会開き、宗教法案に關し政府に対する陳情委員を選挙せんこと、したるも、欠席者の少き併にて委員を選挙するも穩かならねば、不日各宗間の円満なる交渉終るを待ちて、更に各宗派会を開き、陳情委員を選挙する事に決し散会したるが、今回の覚王殿に就ては、宗派間に一層の軋轢を生ずるに至りしかば、此處暫く円満なる各宗派会を開く事は六かしからんといふ。

### 覚王殿と暹羅皇室〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

曩に仏骨を贈りたる暹羅皇室にては、其の後も成行に注意せられたるものと見え、近頃の紛擾に關して、何か取調ぶる所ありたりとの事なり。

● 各宗派会の決議無効説 議員定数八十四名なれば、四十二名以上の出席者なれば開会する能はざるに、再昨日三十八名の出席者にて開会し、覚王殿建設地を名古屋と決したるは、会則違犯したる無効の決議なりと唱ふる者あり。早晚紛議の種となるべしといふ。

### 覚王殿建設地確定と名古屋〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

各宗派会に於て、覚王殿建設地の名古屋と確定せりとの報全地に達するや、全地の各新聞は何れも号外を発し、市内頗る混雜を極め、期成全盟会には市郡有志者參集し、服部代議士を訪ひ意見を叩き、服部氏は今日に於ては第一の目的たる覚王殿は當地に設

立と決定したれば、此際期成全盟会は解散し、更らに大日本菩提會愛知贊同会を設け、總裁を徳川義礼侯に仰ぎ、會長を深野知事に托し、市長を副會長とし、幹事評議員を設け、本部支部を置き、会則を發表せん考へなりと述べ、右に就き一昨夜服部代議士、吉田禄在、小栗富次郎の諸氏は有志を集めて、贊同会組織の協議を為したりと云ふ。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

各宗派会にては九名の委員を設け、名古屋期成同盟会へ交渉の事、大菩提会へ交渉の事、欠席宗派へ交渉の事、各宗派會議費用を徵集する事等の事項に當らしむ。但し委員は比較調査委員を以て之れに充つる由。▲京都派即ち交渉事務所、平安空志会有志会等は、悉皆事務所を引き扱ひたり。▲位置選定後グヅ／＼苦情を鳴らし、愚痴を繰り返へし居る連中ありと。▲菩提会々則改正案案に対し、不日名譽会監会を召集することに決したり。▲覚王殿建築落成までは、御遺形は依然妙法院に奉安する由。▲菩提会本部は十一月一日より名古屋に移さるべし。

### らくがき〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

〔教學報知・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

になつたら、それこそ迷惑千万の事である。▲これで薩張り仏骨には縁切れとなつて、履歴付の菩提会の借金迄も向ふへなすり付けて、おしゃしやんのしやんとして仕舞つた故、快哉の至りではなひ乎。▲名古屋人は運動したる目的通りになつたので祝着だらふし、我輩は我輩の考い通り邪魔物を追払つたので、京都の為に慶賀するなり。▲京都に建設せんとワイ／＼騒ぎ廻つた連中は、定めて遺憾千万であらふか。ナニ一つ考へ直して余輩の通り欣ぶ方が面白ひよ、非運動生。▲堂衆地の一人たる法光寺住職の河原賢明は、明治卅一年六月東六条の某衣屋にて法衣の潤色を頼み、物品は既に受取ながら未だに代金を支払はず。僅かしき染替金に度々債促の為め足を使はせるとはあきれるぢやないか。全体卅一年六月より今年今日まではどれくらひ日数がたつと思ふか、店聞生。▲今度の管長會議で名古屋派の勝利となつたに就ては、大谷派と曹洞宗とが与つて力らありとの事だ。元来名古屋は両派とも金庫とも云ふべき所であるからさもあるべし。▲而して京都派には策士として前田誠節一人しか居らず。名古屋派には日置默仙あり弘津説三あり、土宜法竜ありと云始末だ。逆も勝てそふな事はない。▲それに愈よ／＼議決と云ふ日になつて、唯一の前田までが臨済各派をおたてゝ欠席したのだから、敗北は見へすいた事よ。前田の挙動は実に男らしき所が少しもないよあはゝ、アハゝ生。

### 覚王殿問題彙報

〔明治35年10月17日 第九五一号〕

菩提会の態度 菩提会本部にては、今回の宗派会の決議は無効と見做し、右決議に關せず。從來に引継き執務を為すことにして決せりと。▲残務委員 宗派会閉会に際し、九名の比較調査委員に残務

**京、名両派の宗派別と末寺数** 〔明治35年10月17日 第九五一号〕

観王殿建設地に就て京都、名古屋両派に各宗派は両立せしが、名古屋派に属するは天台宗末寺三千、天台真盛派末寺六百、真言宗末寺五千五百、曹洞宗末寺一万四千、西山派末寺一千五百、大谷派末寺一万、木辺派末寺五十、時宗末寺五百、融通念佛末寺五百五十、法相宗末寺八十、華嚴宗末寺五十、律宗末寺三十、円覺寺派末寺三百、建長寺派末寺三百、即ち宗派十四末寺總數三万六千六十ヶ寺にして、京都派は日蓮宗末寺四千、妙心寺派末寺三千六百、天童寺派末寺二百五十、相国寺派末寺四十、大徳寺派末寺三百五十、建仁寺派末寺七十、南禪寺派末寺九百、東福寺派末寺三百五十、弘光寺派末寺四百、興正寺派末寺二百五十、三門徒派末寺五十、誠照寺派末寺二十五、山元派末寺二十、黄檗宗末寺五百五十即ち宗派十四末寺總數一万四百三十五ヶ寺なり。又た中立派は天台寺門派末寺六百、真宗本派末寺一万、高田派末寺六百、出雲路派末寺三十、永源寺派末寺二百即ち宗派五、末寺總數一万千四百三十ヶ寺なり。右の末寺数は何れも大約の計算とす。又た中立派と称するは何れも多数の決議に従ふ派なるが、内容は名古屋派たりしが如しと云ふ。

取扱を托したるが、其中妙心寺派の青山宗完、興正寺派の三原俊

栄、日蓮宗の豊田心静（以上三名菩提会本部理事）相国寺派の上

島恵材の四委員は、京都派なるを以て出席せざるより、他の五委員より出席を交渉せしに、四委員は自分の一存にては回答に及び難ければ、各自宗派にて協議の上宗派より何分の回答に及ぶべしと答へたる由。▲天台宗 今回天台宗が挙つて名古屋説に投票したるに就き、同宗中に紛擾を生ぜん有様なるより、同宗委員伊達亮真師は弁疏の為め、去十四日村田会長を訪ひしも不在なりしを

亮真師は弁疏の為め、去十四日村田会長を訪ひしも不在なりしを以て、三原俊栄師に面談したるに、同師も打解け難き模様なりしと。▲本派と名古屋派 覚王殿建設地に付ては本派本願寺は何れの地に定まるも異議なしとて議員を出さざりしも、本派新門主の実弟たる木辺派管長木辺孝慈師の代理者足利義藏師（本派本山教

学局注記）名古屋派に投票せしより、同派にては本派の好意を喜び居る由。▲交渉委託 四名の欠席残務委員は、他の五委員の交渉に対し何等返答を与ざるより、五名の者は日蓮宗委員津田日厚師に其交渉を托し、津田師は昨日午前より交渉に取掛たるが、臨済各派の如きは容易に融和する模様なき由。▲委員会 一昨日午前十時より、新京極誓願寺塔中大善院に方て、土宣法童、弘津説三、河野良心、木村觀順、木曾琢磨并に津田日厚等の諸師会合し、各方面に対する交渉策を協議したりと。▲専任残務委員 九

名の残務委員中三名を専任残務委員とし、木曾琢磨、河野良心、三原俊栄三師をして之れに當らしむることとしたるが、三原師は欠席者の一人なるを以て目下交渉中なりと。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

## 仏骨問題〔明治35年10月19日 第九五二号〕

### ○覚王殿建築地定る

久しき題たりし覚王殿の建築地も、此程の會議に於て、絶対の大  
多数を以て名古屋に決定したり。覚王殿建築地の京都と名古屋に就ては、吾輩固より愚考なきにあらざるも、各宗派の委員達が、

平生名利の争に汲々たるのみにて飽き足らず、仏骨に就てまで之を利源として競争するの浅間布を見るに忍びざるを以て、両地の利害を別問題として速に決定せしを祝せんとするなり。即ち各宗委員を一日も早く利奔の途より救ふを得たればなり。泣た目の俄

にひかる形見わけ。親の死したるに就て血の涙を流したる者も、形見分けの一段になると、兄弟互に利を争ふて眼光爛々たるを諷せし句なり。暹羅より仏骨を贈られたるは、仏教有縁の日本に因縁を深くせんために出たるなり。然るに之を受くる當時よりして、早やお祭騒ぎを為して莫大の費用を失ひ、次で大菩提会と云へる空漠なる計画を立て、事業の進歩よりは、旅費日當奪合を先とし、遂に十万前後の負債を仏骨に負はしめたり。仏骨若し靈あらば、今日日本僧侶の我腹を肥して、仏を苦しむるをかこつならん。從来大菩提会、仏骨騒ぎに關係したる人々、秋宵月に対しても往時を思ひ廻さば、如何なる感がある。

### ○今後の寄附金

已に建築地は名古屋に決定して一段落を告げたりと雖も、名古屋にては差當り十三万余円の旧債を支弁したる上、更に建築費用を負担せざるべからず。而して其寄附金と云へる中には、嘗て大菩

提会員が各地に出張して、無理やりに強て調印せしめたる寄附申込證、又は出張者自ら調製して三文判を押せし寄附申込證もあらんが、此等は到底物にならぬものと見ざるべからず。覚王殿の名は已に世の指弾を招きたる所なるに、今後実地に寄附金募集のため、種々の悪評を流さんことは、吾輩の忍びざる所なり。乞ふ名古屋の諸有志は、此の寄附金募集に就ては、各宗僧侶を使用することなく、遠く他所に及ぼすことなく、折角名古屋にて引受たることなれば、成るべく名古屋にて一手に支弁して、巍々たる覚王殿の建築を見んことを欲す。現今名古屋には、金城と東掛所と対峙して美觀なる上、更に此の覚王殿を以てせば、□足の美觀となるべし。名古屋人夫れ奮発あれ。

### 已哉矣各宗共同の事業

〔明治35年10月19日 第九五二号〕

貶□子

各宗の共同と云ふ事は、明治の初年に神仏合併の大教院ある時より始まつた。其後明治十七年、大政官第十九号の布達に、神官僧侶の教導職が廃せられたので、イクラカ共同熱は薄んじたが、東京などにはやはり和敬会などがあつて、随分相當に氣脈を通じて居た。それから学生などは青年会を結ぶやら、毎年釈尊の降誕会を行つたり講習会を開ひたりするので、比較的強固の団体が解けずにある。大同団や高等普通学校や各宗共済会や管長会なども、それ／＼提携の分子は存じて居つたが、著しき共同事業と云つたら、去る卅三年の出来事たる仏骨奉迎の一問題である。またそれ

に附帶して起つたる大菩提会である。勿論これは南北仏教の統一とか世界的仏教の活動とか云ふ美はしき名目さへも含まれつゝ生れたのであるから、各宗共同と云ふ事が果して行はれる者ならば、此一大事業の上に着々成功せねばならぬ筈である。而して可笑しひ事には、南北仏教統一の仏骨奉迎に於て、早く日本の真宗における東西兩派は主義を殊にしたのである。其他二三宗派の上には、断然提携を謝絶したものもあつた。去乍ら大勢が各宗共同に向ふて居るものならば、是非とも此の仏骨問題の上に成就せねばならぬのであるが、今度の建仁寺に於ける各宗管長会の有様で、全く此の観念も空望に属して仕まつた。如何に云ひ甲斐なき坊主等でも、せめて小異を去つて大同を取ると云ふ不動着の精神くらいはありそぶな者じやが、それさへなくツてあの始末である。ソンナラ名古屋派に属した方は立派かと云へばそぶでない。大抵逸早く買収されたのである。それからまた京都派に属した方は買収の手残りもあるが、ツマリ阿堵物に窮した餓鬼輩である。要するに彼等は古来やかましき廢立の宗義さへ顧りみず、差別の當相を失はずして、平等の範囲に進まねばならぬのであるから、実は如何なる名利も打棄て共同せねばならぬ訳のものが、僅に名古屋と京都と覚王殿建築の位置を殊にした為め、早くも分列の兆候を示したのである。されば余輩は随分外教者とすら提携して、宗教社会の活動を促したひ伏案があるのぢやから、勿論各宗共同ぐらいの事は出来る筈の事と思ひ込んで居たが、今度と云ふ今度は全く愛想が尽してしまつた。然し是は考てみると余輩が余り空想を

描き過ぎて居たからもある。なに目前には各宗共同どころか、真宗合同どころか、僅に一派の和衷協同すら出来んので、累々血を流さんばかりに修羅場を現出して居る大谷派さへあるのぢや。其他の宗旨に於ても、殆どみな内容の平和な者はなし。だから余輩は宗教共同を叫ぶよりも、各宗共同を叫ぶよりも、一派の共同を促さねばならぬ時機に向つて居るのである。ドウ考へても教界の事は絶念せねばならぬ。絶念してそふして松風と結び、朧月と伴ふ方が余程興味ある事と想はれる。忘れても坊主の影は追ふまいよ。餓へても仏物法物は食らふまいよ。而して独立独尊宗をキメ込ん哉、呵々。

#### らくがき〔明治35年10月20日 第九五三号〕

名古屋に覚王殿を建設する事にキマツてから、急に拾參万六千余円と云ふ巨額の借金が菩提会に頸はれたのは、何事ぢやは是れで思ひ知るが、これまで菩提会を昇ぎ廻つた人間は、ミンナ泥的中間であるな。▲其中の親玉が前田〇〇で、次が三原〇〇で、其組下に間野とか何とか云様なオカシナ奴等がへばり付て居たのである。余は茲に於て、諸宗各派の坊主に一人も信用をおけぬ事となつた。ナント浅間敷ひものではないか、探見子。▲西本の役員達で、當世の事務に達した人間と云つたらマア松原が第一で、次が藤島、次が名和ぐらひな者であらふ。松原はあれ丈としたところで、藤島や名和は何をして居るのであらふ。彼等も頭脳早く杓ちて、無事これ泰平を氣取る者ではあるまひ乎、推側子。▲島原に

は多く西本の坊主が遊蕩し、宮川町には多く東本の僧正が登樓す。是れに由つて自ら貧富の程度もしれるが、聊か地理の便否もあるのであらふ。▲それから東本の坊主は、眞面目ムキダシで出懸る者が多く、西本の小僧等は、何とか身をやつして俗人めかして出懸る、以て其気配を察すべしだ、両遊生。

#### 名古屋派の準備〔明治35年10月20日 第九五三号〕

覚王殿を名古屋に建設するの決議は、反対の各宗派に於て無効説を主張するに拘はらず、一方に於て、各宗派会の正副議長長、日置の二師よりは、名古屋期成同盟会より、釈尊御遺形奉安地を、名古屋市の附近に議定したる旨を公然通牒したるを以て、同會員は其通牒に重きを置き、着々諸般の準備に着手し、尚契約に基き居る遺形を名古屋に奉還する事、及大菩提会本部を名古屋に移転するの時日に就き、去十七日、同盟会代表者服部小十郎、吉田禄在、小栗富次郎の三氏より、長議長に宛て照会の書面を差出したる由。

#### 仏骨に関する暹羅皇室の意向〔明治35年10月28日 第九五九号〕

本邦に於て仏骨問題が紛擾を極め、覚王殿の建設さへ未だ着手せられざる此際、暹羅皇室并に政府及び国民の意向とて、曩に同国に渡航したる法学士吉田佐吉氏の語る所によれば、仏骨問題の消息は、一々本邦新聞の翻訳を以て同国の上下に伝はり、同皇室にても余程憂慮せらるゝ由。万一紛擾已まざるに於ては致方なし、

之を京都と名古屋とに分置するより外なるべし。現に分骨は緬甸、錫蘭にも其例あり。同皇室に於ても、覚王殿の建築用材をも、各地に分与しても差支なき意向あるやに聞けりとなり。

### 日置黙仙氏と名古屋

〔明治35年11月9日 第九六七号〕

名古屋市が突然にも発起して、覚王殿設置の地たらんとせし原因を尋ぬるに、曹洞宗の日置氏が、かねて自坊秋葉山の維持会の為め、屢々全市へ出張して、曹流寺とか云へる寺にて事務を取る事なるが、その因み、市長青山氏や服部氏とも会談する事あり。折しも日置氏よりして、覚王殿建設に就ては、京都説もあり三方ケ原説もあるが、一番名古屋に建設しては如何。若し御同意ならば、拙僧は誓つて成算ありと云ひ出て、儲てこそ一座茲に賛成して、

今日の運に至りしなりと云ふ。

### 菩提会事務引継

〔明治35年11月9日 第九六七号〕

大菩提会の新旧正副会長外各役員の事務引継は、昨八日菩提会本部に於て交渡しを為し、又会計事務は今後は僧侶は直接に取扱はず、俗人をして担当せしむる筈なるが、右に付本部なる会計諸簿は、近日名古屋市より同地方の各銀行員一名づゝ來京して之れが整理を為し、引継を受くる都合なりと云ふ。

### 覚王殿問題の怪談

〔明治35年11月13日 第九七〇号〕

去八日、名古屋の服部代議士が、覚王殿問題に就き京都へ出張の

際、金五千円を携帯せしとの説あり。随うて、右は先頃開きし会監会議の買収費一万円の調達出来ず、其内金として提携せしなりとの説生じ、更に又菩提会の主なる役員某も既に買収せられ居り。会監会の容易に名古屋説を可決せしは、右の為なりとも云へりと、尚覚王殿問題の内部には、種々の紛議を醸し居り、為に仏骨を名古屋に送り届るは近日ならんも、其建築奉安等に就ては尚面倒起るべく、夫の十三万余円の金を五十日間に調達すると云ふ如きは、到底出来ざるべしとの事にて、名古屋にても旧来の紳士は、同問題には成べく遠ざかるの方針を執り居れりと。

### 覚王殿建設決議無効訴訟

〔明治35年11月14日 第九七一号〕

覚王殿建設地、平安同志会の服部賢成及び人見義高の両氏は、須古、若林の両弁護士を代理とし、真宗大谷派管長大谷光瑩外三十七名の各宗派管長を被告とし、十月十二日、各宗派会に於て覚王殿を名古屋に建設する事、其他の件々を決議したるは無効の決議なりとの訴訟を、京都地方裁判所に提起せりと。或人は之を聞いて、右は訴訟其物か目的にあらずして、一種の○○を以て……せんとするの野心より、画かれたる狂言に過ぎるべしと語れり。

### 仏骨奉迎は例のお祭的金儲手段で出来た俗事

〔明治35年11月14日 第九七一號〕

○仏骨奉迎は、例のお祭的金儲手段で出来た俗事かと、思ひの外、聞いて見リヤ準備當時の暹羅計画は、随分愉快な消息が有る

ナ一。併かし今日の不始末と來チヤ仕方が無い、惜むべシジヤ。

○後人が羅馬法王を口を極めて悪るく云ふが、必竟感服の出来ぬ見解で有る。基督教が泰西を根拠として四方に範囲を拡張したは、羅馬法王が政治的頭脳を以て伝道を画した結果で有る。此頭脳なき仕事は兎角活氣を持たぬ……、今亦其通りで、仏教に倚つて東方策を建てる云ふことは、頗る傾聴に値する談で有る。併かし今日の坊様ン等ニヤ夫ンな消息は判るまい。仏骨奉迎の失敗、敢へて怪しむに足らずかナ……。

### 名古屋の釈尊御遺形奉迎（明治35年11月14日 第九七一号）

釈尊御遺形は来十五日京都発臨時汽車にて午後二時名古屋駅着停車場に建造せる仮小屋に御休憩同三時発輿し広小路通を東へ鉄砲町を南へ大須公園前を東へ順路仮奉安殿たる裏門前町曹洞宗万松寺へ入輿同五時より僧侶の焼香参拝あり翌日より法要を営む筈▲大菩提会にては去日より市役所内に奉遷事務所を設置し会計部長中村勝契、土宜法童両師來名事務を処理しつゝあり▲暹羅國公使は御遺形奉迎のため來十五日午前四時着列車にて來名する筈▲御遺形に供奉して來名すべき重なる人々は大谷、日置の正副会長村田、前田の前正副会長各奉迎使各宗管長各宗門跡大菩提会の各役員等なりと▲大菩提会奉遷事務所にては本日午後二時より各宗取締を召集して奉遷に關する打合及び各寺の受持事務を部署したるが奉迎のため上洛者は總代二名なりと▲奉迎參列者には市役所内なる大菩提会奉遷事務所より先年京都着當時同様參列券を附与す

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

るよし▲一昨日までに團体の名義を以て奉迎參列の申込をなしたるは曹洞宗吉祥講員三千名、名古屋工匠組合員三百名なりと。

### 仏骨の値一万円也（明治35年11月15日 第九七二号）

仏骨に対する訴訟提起に附託し、原告服部賢成師外一名の代理須古、若林両弁護士より、仏骨は名古屋へ送らるゝに就き、本件訴訟の目的物たる仏骨仮処分の決定ありたき旨、一昨日京都地方裁判所に申請したり。同裁判所にては、供託金二万円を提供するに於ては、仮処分を許すべしと決定し、両弁護士より服部氏外一名

に通知し、右供託金の果して調ぶに於ては、仏骨は執達吏の手に差押への憂目を見るべく。之と同時に名古屋送りの計画も、或は一頓挫を来さんかと云へり。末世未法憂しや憂し。

●御遺形の京都御発程　本日を以て、名古屋に御発程なる御遺形は、五条を烏丸通り七条停車場に巡路を取り、各宗よりは管長又たは代理、並に委員二名を出し、御出立前一座法要を修し、委員二名は名古屋まで奉迎するとの事に、一昨日の宗派会に於て議決したりと云ふ。

●北陸有志の嚴談　石川、富山両県支部にては、曩に北陸地方へ釈尊巡瞻会を開き、大菩提会本部に在る、暹羅國より下賜されし釈尊を借用すべき旨願出で、既に其許可證を得、其日取は来る十七日より十六日間、富山県十二月三日より十日間、石川県にて巡瞻会を開く事となり居りし為め、同県にては既に其準備を整へ居りしに、俄然名古屋に奉遷と決し、其日も十五日と定められし

との事を伝聞したる同地有志は大に驚き、斯くては折角の準備も画餅に属すればとて、同地より大菩提会に対し急電にて問合せし処、巡瞻会施行日を延期せよとの確答ありしも、今更如何ともすべからずとて、一昨朝同支部の特派使入京し、大菩提会前役員に對し、厳談中なりと。裏面の消息人知るや否や。

### 仏骨と醜僧〔明治35年11月17日 第九七三号〕

去八日、服部代議士の手より、五千円の送賄を受けたりとの怪聞に就ては、村田会長は怒り、日置副長は新聞社に取消を請求する等、紛糾を極めたるが、更に伝ふる所に依れば、初め京都派より名古屋の服部小十郎、吉田禄在諸氏に三万円を要請せしが刎付けられ、其後名古屋説に熱心なる日置、弘津、土宣三師、其間に調停して一万五千金に直切り、三師より一時立替支出することゝせしも、其實は服部、吉田諸氏より出金せしなりとぞ。而して五千

金は、既に手附として受取り、一万円は仏骨を七条駅まで送り込むると同時に取引すべしとなり。其分配にも隨分物議ある由なるが、六千金は会の有力なる某師受取り、四千金は末派に分配され、五千円は某々宗派の重なる僧侶に分たるべしといふ。現に某々等の如き条件付の運動屋までも、既に幾分づゝの分配を受け、此霜枯の寒空に、時ならぬ春を歌ひ居るものありと云。○又仏骨共有権と決議、無効確認の訴訟を提起したる、服部賢成外一件訴訟の目的物たる仏骨に対する仮処分をなしたし、と申請したるに、裁判所にては、供託金二万円を提供せば仮処分を許すべし、との事にて、百方奔走、漸く十四日正午に至り、一万円に相當する有価證券は用意し居たるも、何分十時間内外に残部一萬円の工夫六かしく、到底調金の見込立たねば、仮処分の命令は衰れ水泡に帰着したり。尚右訴訟の口頭弁論は、来月九日午前九時開廷の筈なり。右に就て、或一方にて伝ふる所は、服部氏は前田誠節師の配下に在りて運動せしにも拘はらず、結局に至りて思ふ程の甘汁を吸ふ能はざりしより訴訟を提起し、何人かの仲裁を待つて、例の円満料を得んとする下心なり、など云ふ者あり。彼の十三万六千円の件に付ても種々の風評あり。奉迎委員長たる日蓮宗の津田日厚師は、昨日語るらく、該金は何も今日中に受取すべき約にあらず、去る五日の会監会にて確定議となりし事なれば、以後五十日間五回に十三万六千余円を皆渡すべき者なりと。

### 仏骨再び京都に入らん〔明治35年11月18日 第九七四号〕

仏骨の京都を出づるに際し、大谷派、曹洞、妙心寺派等の六派によつて締結されたる「第一回払込五万円を、二十四日までに払込みにあらざれば、仏骨は再び京都に引返すべし」との契約あれば、是非夫れまでに五万円の調金出来ざるに於ては、折角持ち帰りたる仏骨も、再び手放さざる可らず。左れど名古屋に在つては、今日の所、二十四日までに五万円の調金を見んこと到底覚束なれば、其結果、或は契約の如く、再び仏骨の舞戻りを見ずとも限らざる有り様なり、と云ふものあり。

**御遺形奉安の名古屋**（裏面の）（明治35年11月18日 第九七四号）

（裏面の）（明治35年11月18日 第九七四号）

曰く日置の首唱、服部の賛成、青山の運動等は云はずもがな、三浦子暹羅公使、籠略手段等は今必要に非ず。かの土地調査委員、京都より二十四名派遣したる時に、前津の東陽館に招じて芸妓を招き、山海の珍味を積て馳走し、買収に努めたる結果、終に成功して、名古屋に奉安することとなつたはよいが、一方名古屋の紳士豪商と云へる側にては、此事業を山師的行為と疑ひ、最初より手を下さずして傍観し居り、殊に伊藤次郎左衛門の如きは、自己が管理する伊藤銀行へ、菩提会の出納方を申込み来たるも、之を拒絶して応ぜざるより、最初より奔走せし面々中にも、追々逃腰となるものあり。之がため、吉田等が京都連を買収したる金一万五千円も、今に至つては担任すべき人なく、其中の五千円丈は、或る高利貸より融通したるも、其余の一万円につきては、目下工夫中なりとの事なりと云ふ。果して然るものにや。

**村田寂順師の仏骨嘆**（明治35年11月18日 第九七四号）

三年間、自己山内に奉安せし御遺形の群小に導かれて東遷するを、慨し左の五首を詠せらる。余輩は老懐のせつなさに全情を表し、名けて仏骨嘆と云ふ。

● 靈尊東遷所感五首

万里迎來意氣揚。三年事跡却茫々。是無東漸神通力。他自平安向尾陽。

欲迎靈骨策維持。豈科紛々倣戲兒。一致難成南北教。何時結果

〔教學報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

大菩提。

休言三歳事遅々。忍耐無為無不為。凡慮不知覺王意。平安去ト殿堂基。

尾陽東去送遺形。金像珠襦寶貝経。經画三年辛苦跡。此心只頼覺王靈。

平安不起覺王堂。更送金輿向尾陽。却識真身徧法界。信心深處是靈場。

松洲日一氣呵成金鳴玉瑕余最善其五。

**仏骨醜報**（明治35年11月18日 第九七四号）

先づ仏骨は名古屋に到着したれど、奉安するかせざる間に、早くも紛擾を惹起し、あり。全地の人士が、実際誠意誠心満腔の信仰を以て、仏骨を迎へたるに非ざることは、到着當日の光景を見ても知るべく。現に或一部の僧侶は、仏骨の到着を難ずる一片の檄文を各戸に配布し、夜九時に至り、明治館に於て茶話会と称す会合をなし、愛知協賛会員を招き、今後の方針に就て質さんと声言し、協賛会員等は少しく迷惑の色あり。何とかして慰撫せんと運動しつゝあり。而して此一部の僧侶は如何なる人と聞くに、大谷派の大野美恵丸以下同臭の山師のみにて、底意は知れたる。難癖つけて、黄金仏の光りに浴せんづる野心より起りし一場の痴劇なれど、左りとて協賛会に在ては、少からざる打撃らしく見へたり。又由来紛擾の焦点たりし敷地問題、即ち東春日井郡の地所と愛知郡の地所は、共に荒蕪の地にして、先に遊廓移転に失敗し、

共同墓地に失敗し、今日にては横浜蚕糸銀行頭取久保勇、高須銀行の安田伊左衛門等が持余し居るものなれば、若し覚王殿建設敷地として、相當の代価を以て売買出来することあらば、一萬金を贈与すべしと称し、或は二万金を呈せんと云ひ、運動をさく怠りなきが、是れ服部小十郎、吉田禄在其他愛知協賛会の重立たる人々の、尤も苦心の存する所なり。将来紛擾をして益々大ならしむるは、此敷地問題なること、早く已に今日以前に、其萌芽を出したるにても知るべしと云ふ。

### 大谷派の近状（明治35年11月20日 第九七六号）

新法主と石川、渥美両師の帰山せる結果として、大谷派に又亦紛擾を惹起しつゝあることなるが、今其情況を聞くに、渥美師は井上伯よりの承諾条件を以て法主に迫り、此際急に東上して伯の条件に服し、万事を依頼あるにあらざれば、本山の事到底致方なしと申出でしも、法主は其条件中に実行し難きものあるに加へ、天性強情にして、自ら屈し駕を他に枉ぐるは、宗門の不名誉なりとし「予は皇族方にあらざれば、頭を下げず。井上何物ぞ、彼は左程に予が信ずる人にはあらず」など頑として応ずる色なし。▲新法主も亦、東京方面に於て近衛、岩倉諸公の忠告あり。本山の寺務を挙げて、井上伯に依頼するを喜ばず。随うて法主の東上に不同意を唱へ、十七日午前、枳殼邸にて其意を勧告し、為に老法主の意も亦定まりたるが如し。▲井上伯の条件に於て、法主及び寺僧が、最も实行に困難とするは、寺務の全部を挙げ、之を伯の推薦

にかかる都築馨六氏等へ託する事にして、他の内事肅整、教學布教の如き孰れも贊成する所なるも、此寺務を僧侶外に委する一条に至りては、本山と末寺との関係を薄くし、本山の権力を俗人に占めらるゝ所以にして、大谷派の宗憲に背くものなりと云ふにあり。▲渥美師は、四十余日帰京運動したる結果を齎らし來たりたるに、本山の内事此の如く、老法主の意動かすべからざるを以て、十八日午後井沢総長、堅田法務、小早川会計等の諸重役、連署を以て法主の東上を勧告するの書を出させしめたるも、法主は相変らず応ぜざる様子なり。▲石川師は夫の四十二万円の行方不明の為、自身及び前役員一同に盜名を負はされしとて大に憤り、必ず両法主及び靈寿院、並に新役員の面前に於て之を説明せん、と意気込み居りしが、恰も両法主会合せしにつき、十八日午前、枳殼邸に於て、両法主の前に出で、其説明なしたり。▲小早川師の態度は相変らず曖昧にて、一方は法主に東上を勧告する書面に連署すると共に、他方には自ら法主に面して、寺務を井上伯に委ね、俗人政治となすの非を説き、即ち陽に渥美師の運動を援くる如くし、陰に之を妨害しつゝあり。然りとて石川師に党するにもあらず。結局石渥二氏を操縦し、自ら入りて内局を組織せん野心満々たりと伝ふ。〔大朝〕

### 名古屋覚王殿の悶着（明治35年11月23日 第九七八号）

枳迦の遺骨を安置□□ため、名古屋市に覚王殿を建設せんとする其の間に、幾多の醜聞ありしこと暴露さるゝや、同市會議員中に

は、□第一、吉田禄在、服部小十郎、加藤重三郎、服部□之輔等を排斥して、新たに協賛会役員を選ぶ事、第二、失費□償額を八万円、或は十五万円と称すること、怪むべきゆゑ十分調べ上げる事、第三、覚王殿敷地を、吉田禄在が所有の愛知郡常磐村大字御器所字八幡山附近に内定せるは不法ゆゑ、抽籤にて候補地中より選定する事、第四、其の建築は非法人団体等に受負はしめざる事とせん□□頻りに謀議しつゝあり。其の運動を始めば、吉田等との間に大悶着を生すべきが、是れとても皆野心ある連中ゆゑ、紛擾際限なかるべし。尤も市の実業家等は、斯る不生産のことにつき口を捨つるの非なるを冷笑し、彼等仏骨を抱ぎて私利を計る山師等の卑劣なるを嘲けり□□□□□□□□□□といふ。

**仏骨に関する訴訟の口頭弁論**〔明治35年11月25日 第九七九号〕  
服部賢成氏の提出せし、宗派会決議無効の訴訟は、十二月五日第一次の開廷の開始ある筈にて、弁護士は須古若林の二氏なりと。又た各宗派は、直接自宗派に痛痒を感じざる訴訟なるを以て、多分欠席を為すべく。服部氏の語るところに由れば、先づ此の訴訟には三ヶ年を要する見込の由。

居れば、東部派も又、如何にもして愛知郡田代村月見坂西北の地を以て、右の敷地に充てんものと、去月中、田代、鍋屋、上野、千種等の各村長始め二千余名連署の請願書を呈出したるが、去る廿四日、更に鍋屋町大光寺に、发起人四十名集会。協議の結果、去廿七日大会を開き、席上覚王殿敷地期成信徒同盟会なるものを組織し、会長には萱屋町中村與右衛門、副会長には古出来町柴田善右衛門を選定したりと。

#### 仏骨に関する訴訟〔明治35年12月13日 第九九三号〕

彼の服部賢成氏より、大谷光瑩師外三十七人を被告とし、仏骨共有権確認、及び決議取消の訴訟は、去九日口頭弁論開廷の旨なりが、原被の都合により延期となり、弥来年一月二十二日開廷の旨、去十一日京都地方裁判所より原被双方に通知せり。右被告の代理は、名古屋の弁護士加藤重三郎氏と確定したる由。

#### 仏骨訴訟の取下〔明治35年12月22日 第一〇〇〇号〕

洛西、嵯峨法輪寺住職、服部賢成なる人より、大谷光瑩師外三十七名を被告とし、仏骨に関する訴訟を地方裁判所に提起せしも、都合により一昨日取下げたりと、右に就て早くも種々の風説あり。

#### 覚王殿名古屋敷地選定の競争〔明治35年11月30日 第九八三号〕

覚王殿設立地は京都、名古屋の両地競争の結果、漸く名古屋派の勝利に帰したるも、同派中又南部、東部の両派あり。南部派は予てより覚王殿敷地期成同盟会なるものを設け、必至の運動をなし

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

#### 還羅皇太子殿下〔明治36年1月9日 第一〇〇四号〕

殿下には、去七日午前十一時卅分、旅館京都ホテルを御出門在ら

せられ、同五十分、東本願寺枳殻邸に成らせられたり。全邸にては、西南の両正門共、日暹両国の国旗を交叉し、特に殿下が御靴を脱ぐの繁を避け奉らんため、南の正門よりの入御を願いたり。

随行には、同國の文武の官吏數名、宮内省よりは、接待係市高等官には高木警部長を始とし、内貴市長等の御案内にて入らせられ、庭園門前には光瑩、光演両法主を始とし、寺務所役員一同、家從等御奉迎申上げ、法主の案内にて直ちに入らせられ、茶菓の饗応を受けさせらる。此の饗応は、總べて殿下の御注文に任せ、純粹日本の礼式を以て、日本料理を供し奉りたり。殿下には座蒲團を召させられ、唯だ午餐の饗応の時のみ、椅子に寄らせられたりと云ふ。臨池亭の床には、吉堂の筆に成る、四季の花鳥の軸物を掛け、傍には銀制の鶏雌雄の置物が、描金の旅机の上に置きあり。違棚には石川丈山の筆に成る、飛白書一巻と描金の香具箱と、大形の太湖石と実生の松林の鉢植へ一つを陳列したり。滴翠軒には、床に応挙の筆に成る、雪中に狗子の図の軸物を掛け、前には山梔子の盆栽が、天然木の台に乗せあり。盆石、蓬萊山、其の傍には若松の描金、料紙の硯箱、天然木の如意花瓶の中には葉牡丹の臘梅、人物、及び原秀月の作なる象の置物等なり。次の間には、梅樹の大木鉢植等あり。殿下へは、山陽の筆に成る渉成園記（枳殻邸）、及び同園十三景の写真等を献上したりと。夫れより殿下には、滴翠軒より上の楼下を経て、閑風亭に入らせらる。床には若仲の筆で、雪中梅花の軸物を掛け、前には陶器の大龜の置物をなし、明り窓の傍には、右に競馬、香道具、皆具、中が吉

野香同断、左には矢筈香同断、丹信の筆に成る、大形の草花帖書棚、描金、若松等あり。棚上の陳列には水晶の大円玉、拝領品たる伊勢物語三巻、孔雀石に紅白珊瑚附一台、銀制の小形風呂釜、純金鴛鴦雌雄、眉額には石川丈山の筆で、閑風亭と云ふ三字、余興には盲畠院より八名の盲児を呼び、音楽の合奏をなしたるが、殿下には余程御意に召され給ひたるやにて、一回終るや最一度せよとの思召にて、二回までも行いたりと。夫より閑風亭にて、午餐の饗応を受けさせられ、再び滴翠軒に入らせられ、今一度茶菓を受けたしとの思召にて、再び召させられたり。日本料理で、日本儀式での饗応を受けたるは始めてなりとて、非常の御喜びなりしと承る。席上にて互に御汲み替せし盃をば、紀念のためなればとて、一個御持ち帰りになり、御帰館遊ばされたるは、午後二時十分頃なりしと云ふ。

### 大菩提会の昨今〔明治36年1月9日 第一〇〇四号〕

日本大菩提会愛知協賛会は、組織當時会長に深野同県知事を推薦したりしも、内務省の訓令あればとて、之を辞したるを以て、更に徳川侯爵を会長に、吉田禄在氏を副会頭に推したるが、侯爵は未だ会長を承認せず。事業は總て吉田副会頭の専断に出しものから、平素吉田氏と善からざる同地の有力者は、顧問の嘱託をすら辞退したる程にて、同会の信用高まらざれば、少額の寄附者の外は、容易に出金を承諾せず。隨て寄附金募集に着手以来既に数旬に涉るも、応募額極めて少数にして、吉田、服部、小栗の三氏が

保證したる十三万六千余円の菩提会負債の如き、昨年末迄に僅に三万六千円許を仕払たる迄にて、残金は十二月二十五日頃迄に仕

**覚王殿選地と菩提会**〔明治36年2月15日 第一〇三二号〕  
いたづらに 明し暮して いつ遂に

払ふべき約束なるにも拘らず、契約書中、寄附金を以て仕払ふ

云々とあるを楯とし、容易に仕払をなさざれば、債権者側にても

非常に迷惑し居れりと。▲大谷派新法主が、今日まで菩提会長を

承諾せざるは、同本山の財政整理、その端緒にだも就かざる以前に於いて、大菩提会長を承諾するは憚かる処あれば、本山の整理

端緒に就くを待つて、承諾することとなり居る由にて、その実副

会長以下の各役員は、新法主を会長として取り扱ひ、法主も亦た

多少其の考あるものゝ如く、万事に就いて関与しつゝありと。尚

ほ新法主の就任も、今後両三ヶ月以内なるべしと。暹羅皇太子殿下に随行して入洛したる日置大菩提会副会長は、同殿下御帰国

際は、菩提会を代表して長崎港迄御見送り申上る筈なり。

▼暹羅の皇太子殿下は御来遊になりましたが、釈尊の御遺形、乃ち善隣の御恵贈物を安置すべき奉安殿の建設は、如何になりまし  
たが、御遺形や菩提会を種にモグリ的挙動のありしは、事実なる  
も一向感心すべき美譚はありませんなー。設正太児□

### 覚王殿選地と菩提会

〔明治36年2月15日 第一〇三二号〕

大菩提会は覚王殿建築選地に関し、愛知協賛会に対し、此程十三件の要項を予め示し、寄附請願地の調査を嘱託したり。其一項中に、候補地は名古屋市を距る事一里以内に限れり。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

### 大菩提会彙報

〔明治36年2月19日 第一〇三四号〕

日本大菩提会名古屋本部にては、愛知協賛会に対し、各地有志者より提出せし十一ヶ所の覚王殿建設地に対し、十五項の調査要件を付し、綿密の調査を依嘱せしかば、同会役員過般実地を踏査し比較調査中なるが、菩提会土地選定比較調査委員会の決議に基

き、名古屋市周囲線より一里以内の候補地のみ採用することに内定し、来廿八日迄に結了する由。▲実地踏査と比較調査との経過に拠れば、愛知郡田代村月見坂、同郡広路村妙見堂附近、同郡御器所村の三候補地は、調査要件に適し、孰れも十万余坪なるより

合格したるも、他の九候補地は多分落選ならん。▲菩提会勧奨部長を、大谷派の和田円什師に嘱托せんとて交渉中なるが、多分承諾するならん。▲名古屋市裏門前町万松寺の仮奉安殿にて、去十四日より三日間、涅槃会を行ひ、仏供米袋四万枚を地方に配布し、善男善女に喜捨を請ひたるが、仏供米二十石賽錢三百余円に達せりと。

### 仏骨問題と暹羅国民の感情

〔明治36年4月19日 第一〇七八号〕

暹羅皇室より仏骨を日本に寄贈されしは、日本に対しても非常の厚意なりしなり。然るに之に対する日本の处置は、非常の不始末

にして、今尚ほ十分の奉安所すら出来ざるは實に遺憾なり。唯だ幸にして此内部の失体も、同国民の間には未だ十分に知れ渡らず。格別感情を害し居る程の事もあらず。殊に同国人の性質として、決して何時迄も他人の失敗を攻撃するが如き事あらざれば、今後とも之が為め、両国の交際上に關係を及ぼすなど云ふ事あらざる可し。全体仏骨は、一万円にても二万円にても、唯だ奉安所さへ出来れば夫にて十分なり。然るに日本の仏徒は、唯だ徒らに前後の思慮もなく大計画をなせし為め、斯の如き失体を演ずるに至れり、と稻垣公使は語られたる由。

### 暹羅僧侶の狀態

〔明治36年4月25日 第一〇八三号〕

▲破戒僧の処置　暹羅法律の破戒僧に対する制裁は非常に厳密にて、往古僧侶が女犯の如き大罪を為す時は、終身懲役に処せられて、一生象の飼草を刈らされる程で有つた。今は多少寛大になつたが、夫でも我国古例の金一本位では済まぬ。僧侶の破戒を発見され、寺院監督局に報告の上、直ちに其犯罪者に還俗を命ずる。夫と同時に袈裟法衣ツマリ僧侶に要する器具を没収する。茲で愈通常の人民となりて、僧侶の資格を失ふと同時に、罪人の取扱を受けて警察の手に渡す。夫から検事の告発によりて、

裁判所に廻ると云ふ仕掛で有る。斯の如く、凡そ僧服を被着する中は、決して侮辱を与へぬドンな重犯罪でも、妄りに手を下す事はない。

### 覚王殿敷地建標式

〔明治36年4月30日 第一〇八七号〕

名古屋なる覚王殿敷地建標式は、去二十六日挙行の筈なりしが、雨天の為め翌廿七日に延引し、當日は中村部長祭文を朗誦し、建標前には五色の御幣を樹て、御鏡餅、洗米、神酒等を供へ、各宗僧侶の読經あり。余興には煙火の打ち揚けありて、頗る盛況を極めたりと云ふ。

### 覚王殿地鎮祭

〔明治36年5月17日 第一〇〇号〕

来る二十七日より三日間、名古屋市に於て各宗管長会議を開き、次で三十一日地鎮祭を施行せん筈にて、本邦駐札暹羅公使、及稻垣公使を招待する筈なりと。

### 覚王殿問題と收賄

〔明治36年5月22日 第一一〇四号〕

昨年覚王殿建設地につき、京都派と名古屋派との競争に際し、名古屋派より某大本山の或る重役へ、大金を送りし事実あり、と妙法院、西本願寺辺にチラホラ話して居るが、金高は逆ても三百五百の端金にあらずと云へり。何れの本山の重役なるや。而て事実の真相如何。

### 覚王殿敷地争

〔明治36年6月4日 第一一一四号〕

名古屋に移されたる釈尊遺形奉安の覚王殿の敷地候補地、十一ヶ所ありて競争し、就中八事山（十万坪）、月見坂（十三万坪）の両所の争ひ甚しく、此程土地選定委員と菩提会重役との会合に於

て、月見坂に議決したるに、八事山派は之に服せず、飽まで更に各宗派会を開き決議を明かにすべしと主張し、四五日前より委員二名は京都に入り運動せしめ居るも、京都各本山は、既に名古屋に決議せし以上、敷地に就ては、彼是言ふべきにあらずとて取り合はず。特に名古屋に於て宗派会を開くとしても、遙々京都より出席するものなかるべしとのことなり。

### 覚王殿建設善後策の協議

〔明治36年6月27日 第一一三三号〕

名古屋に於ける稻垣暹羅公使と協議の結果、覚王殿建設善後策に就き、青山市長の遊説に基き、一昨日午後三時より、市議事堂に於て、県市會議員の第一回協議会を開きしが、小田原評定に終りたる由。

### 仏骨の成行

〔明治36年8月7日 第一一六三号〕

京都と争ひて名古屋に迎へ帰りし仏骨は、之を納むべき覚王殿の成らざる為め、万松寺内なる一院に仮に安置しあるが、夫の十三万六千円の出金問題尚解決せず。帰朝以来此事に奔走し居たる稻垣暹羅公使、再び名古屋に抵りて、右の処分を協議せん筈なりしに、前田誠節師、差支あり來らざりし為め、公使は日置黙仙師及び加藤重二郎（市會議長）と共に京都に入り、村田寂順師等と会見し、負債始末の処分（稻垣公使は、為に刑事被告人を出すも已むを得ず、との説を持せりと）を協議せし由なるが、何分先立つ金の無き相談なれば、結局纏まらざりしよしにて、稻垣公使は昨

日、神戸出帆の芝栗丸にて清国漫遊の途に就き、日置、加藤氏は前夜、名古屋に帰れり。尤も覚王殿新設に熱心なる吉田禄在氏は、四面楚歌の声に屈したれば、加藤市會議長之に代るべく。一説には京都に対する問題解決し、名古屋市民の一一致する上は、東京某銀行に於て、仏骨を担保に貸金をなすべしとの内議ありと。

### 稻垣公使と西本願寺

〔明治36年8月7日 第一一六三号〕

稻垣満次郎氏は、去四日西本願寺に至り、覚王山日暹寺建設の件につき、同派法主に面じて何か協議する処あらんとしたるに、法主不在中の故を以て、神根善雄氏出て、面会其言分を聴取したる由。又其の前、即ち先月末のこと、日置黙仙師は特に書状を以て、小田執行長にまで同件に就て申込たりと云へば、法主の諸否は未だ知らざれども、是非其承諾を得て、各宗統一の頭腦者に頂かんとて交渉中なりとか。

### 覚王山日暹寺

〔明治36年8月30日 第一一八二号〕

大菩提会にては、覚王殿建設に關し、同盟宗派会を来る九月下旬、若くは十月上旬京都に開きて、仏骨安置の為め覚王山日暹寺を建築し、予算五十万円の内廿五万円を名古屋に於て負担し、廿五万円を全国に廣く勧財すること、せん筈にて、之が顧問には井上伯を推挙すること、なりたる由。

### 覚王殿と同盟宗派会

〔明治36年9月2日 第一一八三号〕

大日本菩提会にては、九月下旬若くは十月上旬、當地に於て覚王殿建設に関する同盟宗派会を開く由なるが、仏骨安置の為め覚王山日暹寺を新築する事とし、之が予算は五十万円にて内二十五万円は名古屋に於て、他は全国に於て勧財する事となるべしと云ふ。

### 日暹寺創建と宗教局長

〔明治36年9月3日 第一一八四号〕

彼の覚王山日暹寺創建に就き、斯波宗教局長語て曰く、主務者の内規として、寺院の新設は特別の事情、若くは由緒あるものゝ外、一切認可せざる方針にて、例へば移民地開墾地等の如き場所には、新設を認可するも、其他は廢寺の再興又は移転等に非ざれば認可せざるも、若し彼の釈尊遺形奉安殿が、寺院として認可を出願するが如きことあれば、多分認可する事となるべし。而して其出願の手続を推測するに、別に一宗一派を開く訳ならざるを以て、関係ある宗派の管長個人より、該特別寺院建立認可の出願を為すべく、他の関係諸宗派は協定に依りて之れを承認し、財産信徒其他必要の条項を具備して出願することならん。さて建立の曉に於て、該寺院の位置は如何と云ふに、現在の各宗派以後に特立することを許さざれば、必らず何宗派にか属すべき必要あり。即ち出願の署名及び連署賛成せる各宗派に共属すべきものにて、彼の善光寺が天台、淨土両宗に共属するが如く、若し天台、真言、曹洞、臨濟、真宗、日蓮、諸宗が出願及び承諾せば、則ち此

各宗に共属するものと認められ、一個の寺院として他の寺院と異なる待遇を受くること能はざるも、斯くの如くなれば、日本仏教各宗共属の寺院として、特色を保つことを得べし云々。

### 臨済宗各派と日暹寺

〔明治36年9月3日 第一一八四号〕

名古屋に於て仏骨の始末を付くる一策として、日暹寺を設立せんとの計画あるに付、京都臨済黄檗各派の管長は、去二十八日建仁寺に於て、右問題に關し協議を開き、左の決議をなせり。

一、日暹寺創立諸般の件は、客年十月十三日各宗派會議に決定せし第五号議案、及同年十一月五日会監會議に決定せし第五号議案、其他之に關聯せし諸般の契約を実行なしたる上、之を処理すべきを至當とす。

一、前項の実行を為さざる以前に於ては、日暹寺創立諸般の手続に対し、連署調印すべきことは之を謝絶す。

### 大菩提会存廃問題

〔明治36年9月4日 第一一八五号〕

紛争に次ぐ紛争を以てし、醜声に代ゆるに醜声を以てしたる、彼の大菩提会の前途愈々危く、今やその存廃を議するものあるに至るは、佛教界の一大不名誉たると共に、又今日各宗の所謂高僧なるものゝ心操、如何を疑はずんばあらず。抑々仏骨分受の議起りしは、去る卅三年二月、暹羅國駐劄稻垣公使の我国各宗管長に寄せたる一書に基き、同年五月大谷派新法主大谷光演師を正使に、前田誠節（臨済宗妙心寺派）、藤島了穂（本願寺派）、日置嘿仙

(曹洞宗) の三師を副使に選び、同國に渡りて之を奉迎し、爾後京都妙法院内に安置し、建仁寺會議、妙心寺會議、妙法院會議等を経て、遂に昨秋建仁寺に開会せる各宗派会に於て、名古屋に覺王殿を建設するに定まりたるが、此の會議の前後に於ては京都派、名古屋派両々対立して、宗教界にあるまじき取締沙汰を見るに至り、役員等の濫費蕩散より出でし十三万円の大菩提会の負債と、神聖なる仏骨とを交換することゝなり、はるぐゝ暹羅より渡られたる仏骨は、アワレにも名古屋の辺隅なる万松寺といふ小寺に移されたるは、浅間しき限りなるが、元々名古屋派の熱心に仏骨を同地に迎へんとするは、山師の僧俗相集て一儲せんとする魂胆に外ならざれば、其の後快く同会負債の償却を為さず、覺王殿建設の運びも、又々そのままになり居れり。然るに稻垣公使過般帰朝して、大に之を憂へ、頻りに運動したるもその効なく、遂に大菩提会をして何等かの名義の下に解散せしめ、かゝる醜劣なる歴史を伴はざる新らしき計画の下に、此事を成就せんとし、而して十三万の負債は、更に之を審査して、果して名古屋派が引受く可きものなるや否やを定めんとせしが、大菩提会々長村田寂順師大に怒り、その事の不當を鳴らせしより、稻垣氏は更に斯波宗務局長に計りて一策を案じ、日暹両国親和の意を表せん為め、覺王山日暹寺を創立し、その創立費を五十万円とし、内廿五万円を名古屋に引受けしめ、残り二十五万円は全国より勧財することゝせば、人氣立ちて功を遂ぐること易かるべし。從て菩提会の負債も償ふを得べしとし、日置副会長の如きは、目下専心諸方運動中な

るが、臨済各派の如きは却て之を喜ばざる色ありといふとも、かも本月下旬若くば、来月上旬頃京都に各宗派会を開きて、此の大問題を決すべしといへば、大菩提会に取ては、此の會議こそ其の運命の定まるべき時ならん。

#### 負債引受けの證文〔明治36年9月22日 第一一九九号〕

醜の上に醜を重ねつゝある菩提会、十三万六千円の負債に就て、日置師より村田師へ宛て、左の證文を入れたり。

貴殿、日本大菩提会々長資格を以て負債せる一切の債務は、名古屋同会に於て引受支払ふべきは勿論なるを以て、各債権者より督促の都度、之を名古屋本部に廻送せられ度、本部は必ず之を埒明け、貴殿に紛擾を及ぼさざる可し。

明治三十六年九月九日

日本大菩提会副会長 日置 默仙印

前日本大菩提会会長村田寂順殿

#### 覺王山失敗笑話〔明治36年9月22日 第一一九九号〕

▲稻満先生とイナマン 名古屋名物にイナマンと云ふもの有り、佳味賞す可しと雖も過食すれば忽ち中毒を為す、稻満先生暹羅より帰り仏骨の縁故を以て同地に請聘せらる、此時先生盛んに例のイナマンの馳走に預り過食忽ち中毒を感じ、爾來頗る眼力を減ずとは真手。

電話の奇声〔明治36年9月27日 第一二〇二号〕

モシ／＼あなたは西本願寺ですか。私は菩提会の日置黙仙です。

覚王山日暹寺建設に就いて、内務省へ願書を出すのに、奉迎宗派の名が欠けて居つては不都合であるから、是非一同に調印して差出せよ、との内命でありますからね、何卒此際貴山に於ても、奉迎當時に逆つて御調印か願いたいのですかね。ドーソ執行所へ此旨取次いで下さい。……ハイ私は本派本願寺執行代理のものですか、御申入のことは承知しましたか、此事に就ては、先日も既に書面を以て御確答かしてありますから、私の方は終始一貫毫も変更はしません。飽までも、同盟各派とは一所になられませんのですから、左様御承知か願いたいです。若し内務省から此儀に就て、彼は故障があるならば、先日の書面を願書に添へて、本願寺の調印せぬことを御明言下さるか宜し。夫でも内務省で分らぬと云ふなら、私の方から然るべき人を遣つて事情を具申します。ハイ左様ナラ……とは、去二十四日、西本願寺と日置黙仙師との間に於ける電話交換の直声なり。可睡斎老もコ一屡々味噌を附けては、世に面目なかるべし。

▲可睡斎主火傷を為す 遠州秋葉山可睡斎は、火アセの靈符を以て名有り。遠近此處に詣づるもの四時絶せず。而して現今の住職は、例の大日本菩提会の日置黙仙師たり。師は此靈符を振り散らして、財囊夙に豊なり。然るに何等の奇聞ぞ、秋葉山から火が出来る位の騒にあらず。大事の住職、此頃ドエライ火傷をしたりとの風評あり。ハテ面妖な噂ジヤなと思へば、何にがさて覚王山日

暹寺の運動で、西本願寺の調印を請求して、マンマと見事手を焼いたとの意味で有りし。

▲稻満先生の窘窮 仏骨奉迎など、柄にも無き事に關係して、イナマン見た様な大味噌つけたる稻満先生は、帰朝早々誰れやらのお目玉を頂戴して、イヤが応でも仏骨の始末を付けねばならぬ順り合せとなり、先づ十三万六千円が不服ぢやから、今一応の再調査をすべしとの申込を、前会長の村田寂順へ申込しも、事の見事に蹴散らされたれば、今度は一生懸命の智恵を絞りて、覚王山日暹寺の請願と出かけ見たが、豈に図らんや本派本願寺の不承諾で大頓挫を来したれば、内ではお目玉先生に申証立たず、外では暹羅国王に面目なく、清韓漫遊の威勢はホラも今は何処へやら、近來頗る氣焰銷沈せしとかや。

▲稻満先生のホラ 東方策の著述で大ホラ吹き始めし稻満先生は、先頃帰朝早々大洞を吹いて曰く、自分が京都へ來た時、両本願寺の法主から是非面会したいとの申込か有つた。其處で自分は両本願寺が其旧感の如何に關せず、此仏骨奉迎の善後策に關しては協力同心を誓はれる已上は、自分も喜んで面会すべしと雖も、先づ此意を諒せぬに於ては面会の必要なしと申込み、条件付を以て両山の法主と會見したりと吹きたれば、例の東方策風と知らぬ連中は大感服に感服し、偖こそ覚王山日暹寺の新意匠を歓迎したる次第なるが、此程に至り稻垣先生が法主會見の真相も判り、西本願寺の強硬態度にブチ當り大弱りに弱り居るとは、例に違はぬ滑稽と云ふ可し。『眞仏教授』

**日暹寺と絶縁**〔明治36年9月29日 第一二〇四号〕

日暹寺創立に同盟調印を要求せられたる黄檗、臨済の八本山は、協議の上調印せざる旨返答せしに付き、去二十五日、日置黙仙師は最後の交渉を為せしも遂に纏まらず、内務省への創立出願に副申する為め、二十六日左の書面を同盟各派管長に提出し、全く日暹寺と絶縁したれば、同盟各派は愈両三日中に内務省へ出願すべしと。

**日暹寺創立出願に付承認書**

一、今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也。

**日暹寺の建立認可**〔明治36年10月19日 第一二一九号〕

賛同衆派の調印を以て、曩に建立を申請せる日暹寺の件は、知事より主務省への答申に差支なきとありて、愈認可の手続に及ぶべき筈なりと云ふ。

**住職**となればその寺に安置しある、本尊を己が本尊とするは當然である。議論のないことである覚王殿の頃、聯合各派が靈像前で読経したるとは、頗る趣きが変りてある。言を換て之をいへば、己が所信所奉として本尊に向ふものなれば、日暹寺の住職となれば、いやでも釈迦宗とならねばならぬ。釈迦宗とならねば日暹寺住職たるの資格はないのである。処が真宗は釈迦宗ではない。尤も偏固なる弥陀宗である。そこでその證拠として大谷派宗制第二章の全文を引て見よう。

**寺号認可と寄附金募集許可**〔明治36年10月27日 第一二二一五号〕  
覚王山日暹寺の創立及び寺号は、去十六日其筋より認可ありたるに付、同寺建設地愛知郡田代村月見坂日暹寺用地にて、去二十五日其祝典を挙げ種々催しあり。尚右寺号認可と共に、予て出願中なりし同寺に対する寄附金募集の件も許可されたりと。

第廿一条 本宗所奉ノ仏祖ハ阿弥陀如来（本尊）及ヒ 聖德太子、七高僧、宗祖、並ニ伝灯歴代ノ宗主ニ限ルモノトス。

**日暹寺住職論**〔明治36年11月29日 第一二四九号〕

京都、名古屋の競争終て名古屋へ移転し、名古屋の人気沈滯して、御寺の建立となれり。これは仏骨奉安の略歴史にして、日本仏教の面よごしである。それはさてをき、今度廿幾宗派が聯合して、覚王山日暹寺建立を発起し、内務の認可を経たる協定書によれば、その住職は聯合各宗派の管長が交代兼務することに定りてある。その最初の住職は、天台の座主吉田源応師が勤めらるゝとのことは、近來各新聞紙上に散見するところである。

他宗のことは今論ずる必要はない。真宗としては、他派のことは、委くその派の宗制寺法を知らざれば抜として、我属する大谷派に就ては、聊論ぜねばならぬ次第がある。だが、理論は頗る單純である。その理論が単純なるだけ、それだけ事実は最重大である。

第廿二条 本尊ハ一向専念ノ宗義ニ基テ之ヲ一仏トシ 聖德太子、七高僧、宗祖、及ヒ伝灯歴代ノ宗主ハ、一宗弘通ノ恩ヲ謝センカ為メニ之ヲ安置ス。故ニ謂レナク他ノ神仏等ヲ奉安スルコトヲ許サス。

既に一向専念の宗義に基て、本尊一仏と定た上は、ドンナ事故があらふとも、他の仏菩薩を本尊とすることは許さない。

「謂レナク」の裏は「謂アレハ」なれば、奉迎以来聯合といふ事故あれば、その事故より関聯したる日遼寺住職の一件なれば、敢て差支はあるまいと、或は當局者は弁解するかも知らぬが、それはいけない。これは本山なれば 亀山天皇及び 尊牌の奉安、末寺なれば養老寺の不動などの場合を反面的に説明したる文字にして、前文 聖徳太子以下に係り、本尊には関係なき文字たるは、少しく文章の起迄を考ふれば、すぐ分ることである。

そこで分り易きやうに、左に対照を挙て見よう。

日遼寺住職は、釈迦を本尊として釈迦宗とならねばならぬ。

真宗は一向専念の宗義に基て、弥陀一仏を本尊とする偏固なる弥陀宗なり。

この衝突は恐く調和の道はあるまい。日遼寺住職となれば真宗を止めねばならぬ。真宗僧侶は日遼寺住職となることは出来ぬ。況や管長に於ておやである。

法主殿も真宗々義を抛てまでも、日遼寺住職とならるゝ勇気はあるまい。じやといふて、各宗派の協定を我慢に破ることは出来まい。殊に立派に調印して内務の認可を受たからは、なほさらの

ことであると思ふ。

こここの理由が充分に分たならば、恐く門末が承知はすまい。門末が今日まで何にもいはぬは気が付ぬからである。気が付けば誰でも無言では居られぬわけではないか、世間では負債の為めに大谷派は亡滅するの、紛乱の為めに瓦解するのといへど、そんなことは大谷派は死なない。けれどもこの日遼寺賛同で、宗義の精神上大谷派は既に死滅したのである。誰が殺したのであるか、當局者が殺したのである。專攻院の先生方も、占部觀順や村上專精では、テツペンよりイキリを立て、騒ぎたてたではないか。この一大事件を知らぬ顔とは何事ぞや。講師嗣講の職名は伊達ではないぞ。なぜ堂々として當局者を責めぬのであるか。

開宗の遅かりしこもつけにして、最初當番の住職に當らざりしは、非常の幸福といわねばならぬ。今日なればまだ起死回生の方法なきにしもあらずである。その手術を行ふ準備として、まづ當局者の首切り……殺すのではない免職さするなり……は無論である。

なぜなれば、内に向ては上仏祖善知識に対し、下門末一般に対し宗義を蹂躪したる罪科は極重罪である。擯斥処分も重しとせざるところである。外に向ては日遼寺賛同破約を申込ねばならぬ。各宗派とて素手では承知すまいではあるまいか。首を切て違約を謝するは古今内外の例である。

各宗派に対してもは日遼寺の賛同を取消し、覚王殿の昔しに還らば、從来の行掛りとして再び賛同するも可なれども、日遼寺の

まゝなれば、たとひ各宗派と敵対の位置に立つまでも、宗義擁護の本分として絶待的に分離せねばならぬ。かくの如くすれば起死回生の効も或は生ずるであらふ。

仏教統一論者の眼から見れば、つまらぬ議論といふであらふが、真宗の立場からは一日も速にこの解決を付けねばならぬ。依て輿論に問ふこととしたのである。「天乳寄」

#### 日暹寺住職問題（天乳に質問す）〔明治36年12月5日 第一二五四号〕

天乳曰、大谷派の宗制を以てせば、大派の管長は日暹寺の住職はならぬ。何となれば日暹寺は、本尊は釈迦なり。大派の本尊は弥陀なるを以てなりと。天乳子に質問す、是は大谷派のみならず

各宗一般に宗制あり、各宗各々に本尊は異なる、然れども各宗各々に釈迦に依ざるはなし。日暹寺の住職の出来ぬ者は天主耶蘇宗のみなり。今日本何れの宗旨でも依教分宗で、釈迦教に依ざるはなし。先真宗で云はゞ教行信證にして、教は大無量寿經にして、釈迦教によりて、弥陀の本願南無阿弥陀仏の大行を信じて證を開く。故に開山は、娑婆永劫の苦をすてゝ淨土無為を期すること、本師釈迦のちからなり、長時に慈恩を報ずべしと仰せられたり。慈恩を報ずる為に、輪次に日暹寺の住職するに何の不可かあらん。何ぞ以て大派の管長の住職を拒はむや。諸宗みな例して知べし、大体を思へし、日本の諸宗はみな釈迦宗にして耶蘇宗に非ず。そこで耶蘇宗内には数多の分流あり。然れども耶蘇天主を奉ぜざるはなし。今釈迦宗内に諸宗分立して宗制を異にす。然れど

「教學報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

も釈迦を奉ぜざるは一宗もなし。殊に我真宗の開山は、長時に慈恩を報ぜよと教示し玉へり。何の理由ありて大派住職の日暹寺の管長を誹撻するや。答をまつ。「醍醐味生寄」

#### 菩提会の悲境（明治37年3月8日 第一三二八号）

覚王山日暹寺建築募集の為め、各宗派管長の調印請求中の処、大谷派本山は、委任状の不完全を口実にして抵抗する処となり、其他の本山は、時節柄不穏當の挙動なりとて、忠告的の下に味まく謝絶さるゝ処より、菩提会の悲境は益々其度を進めつゝ有りと云ふ。

#### 日暹寺と菩提会（明治37年4月19日 第一三四九号）

日暹寺創立事業に付ては、客年未名古屋の各宗派会の結果、日置嘿仙師は日暹寺創立事業、前田誠節師は大菩提会事業を分任することとしたるも、時局の為に各事業は中止の姿となり、負債十三万六千円の整理委員として、宗派会より選定せし天台宗の中村勝契、淨土宗西山派の長谷川觀石、興正寺派の三原俊栄、大谷派関地良成及び前田誠節の諸師会合するも要領を得ざりしが、此程來大谷派を除き各委員名古屋に会合し、両事業に対し左の協定を為したる由。

一、日暹寺仮本堂は、大仏妙法院宸殿を模造し、愛知県愛知郡月見坂に予算一万七千円を以て建築する事。

但し、月見坂十二万坪の寄附地は、既に六万余坪登記を了り、

其余漸次登記手続中の事。

一、大菩提会負債整理に付ては、債権者中時局の為に、強て督促を為さざる示談整たるも、此内止を得ざる分は名古屋に於て調金し、漸次支払ふ事。

**日暹寺の仏骨遷座** [明治37年8月12日 第一四三八号]

名古屋なる覚王山日暹寺の住職は、立教開宗の新古に依りて、順次交番任期を一年とし、昨年八月天台座主吉田源応師就任したるが、今月は満期に付、遙次番たる天台宗真盛派管長石山覚湛師交代就任すること、為りたり。又月見阪十萬坪の地は、既に登記済みとなり、仮覚王殿の工事中なるが、来る十五日、盂蘭盆会を行て地鎮式を行ひ、十一月十五日は、京都より名古屋に遷座の日なるを以て、紀念の為め、同日万松寺仮殿より新築月見阪仮覚王殿に、遷座すること、なれり。

**日暹寺柱立式** [明治37年10月20日 第一四九一号]

名古屋に於ける日暹寺の工事の模様を聞くに、坪数二千百坪本堂、玄関、事務室、庫裡等に分れ、目下必死に工事を急ぎ居れるが、来月十三日を以て仏骨は万松寺を出発し、翌十四日は柱立式にて、十四日を以て愈日暹寺仮覚王殿へ遷仏式を執行する予定にて、工事一切の費用二万円は、志水正太郎氏一手に引受け居るよし。

**覚王殿と西本願寺** [明治37年10月22日 第一四九二号]

日本大菩提会が窮迫困頓其極に達し、仏骨仮奉安所の家賃すら仕払出来ず、仏骨立退の訴訟すら提起されたる程なるに、此頃意外にも生氣俄に恢復し、覚王殿の建築に着するとて、其立柱式を予定奉安所の月見阪に挙行したり、との報道伝はるに至りたるは、同会の現状に照し、何人も怪訝に耐へざる所なるが、去りとて予算費二万円の大工事を廻収の見込なしに引受くる程の大工も有る筈なく、ト謂つて同会に左様なる予備金のなきは勿論なれば、茲には何にか理由の無くて叶はぬ事実なりとす。然るに此程の探聞に因れば、寄附者に於て予め承諾を与へしや否やを知らずと雖も、御遺形奉安所の建築に対しては、其全費額の中へ、成効と共に現金二万円の寄附を為す可き予約は、西本願寺によりて締結され有れば、菩提会は前に、西本願寺を蛇蝎の如く、仇讐の如く見做したるにも関せず、現場の窮厄に際して俄かに此兼約の存在することを廻想し、從来五十万円の百万円のと拡げし大風呂敷を縮少し、全然二万円の設計予算を以て建築に着手せしは、從来御遺形を我物顔にせし同盟宗派よりは一文半錢も出さずして、此迄毒蛇惡竜と見做せし西本願寺の予約寄附金の二万円だけにて、何にも蚊も成就せんとの狡猾を想ひ着き、扱こそめ此着手に及びたる次第なりと云ふ。去れば是に就て、西本願寺が之を承諾するや否やは未知に属するも、事実茲に至りなば、覚王殿は西本願寺の一手建立となる可く。而して其住職は西本願寺以外の同盟各宗派管長となる勘定なれば、其奇觀は蓋し奇妙不思議なるもの有らん

乎、と同地より通信ありたり。

**仏骨疑獄**〔明治37年10月22日 第一四九二号〕

名古屋に於ける菩提会の諸帳簿は、既に裁判所より押収せられたるか、聞く所に拠れば、覚王殿建築の名義の下に集めたる寄附金の支途、並に覚王殿敷地寄附等に就て、最も怪むべき多種の事情伏潛しありて、之が関係の僧侶並に俗人中にも、或は刑事問題を引起すならんと云ふ。是れ軍國多事、举国一致以て外難に當るの時、嗚呼時も時とて此の醜状、實に慚つべく、悲むべき憤慨事件にあらずや。

## 執筆者紹介

- 田中泰賢（本学客員教授………英語）  
TANAKA Hiroyoshi
- 山口拓史（本学准教授………教育学）  
YAMAGUCHI Takushi
- 福山悟（本学教授………ドイツ語）  
FUKUYAMA Satoru
- 山名賢治（本学准教授………化学）  
YAMANA Kenji
- 尾崎順子（愛知教育大学教育学部）  
OZAKI Junko
- 中野博文（愛知教育大学教育学部教授）  
NAKANO Hirofumi
- 高山伸也（本学非常勤講師………健康総合科学）  
TAKAYAMA Shinya
- 辻内智樹（本学非常勤講師………健康総合科学）  
TSUJIUCHI Tomoki
- 北田豊治（本学教授………健康総合科学）  
KITADA Toyoharu
- 塩見哲大（本学非常勤講師………健康総合科学）  
SHIOMI Tetsuhiro
- 青山健太（本学講師………健康総合科学）  
AOYAMA Kenta
- 朱新建（本学外国人教師………中国語）  
ZHU Xinjian
- 王紅梅（翻訳事務所 AKAUME 代表）  
WANG Hongmei
- 川口高風（本学教授………宗教学）  
KAWAGUCHI Kōhō

## 教養教育研究会委員

(会長) 福山悟 (副会長) 堀田敏幸

(会計) 岩佐宣明

※青山健太 池田健 岩佐宣明

川口高風 高田正義 ※都築正喜

富田啓介 西谷茉莉子 ※堀田敏幸

前山慎太郎 山口拓史 ※山名賢治

※本号編集委員

## 編集後記

平成29年度『教養部紀要』第65巻第2号をお届けいたします。本号は、様々な研究分野の先生方から論文6編、翻訳1編、資料2編をご投稿いただき、量的、質的にも充実した内容となっております。ご投稿いただきました先生方並びに本号の編集にあたりご協力くださった先生方に心より御礼申し上げます。

(青山記)

平成30年1月19日 印刷 (非売品)  
平成30年1月27日 発行

愛知学院大学論叢 編集責任者  
教養部紀要第65巻 福山悟  
第2号 (通巻第192号)

---

発行者 愛知学院大学  
教養教育研究会  
〒470-0195  
愛知県日進市岩崎町阿良池12  
電話 <0561> (73) 1111 (代表)

印刷所 株式会社あるむ  
電話 <052> (332) 0861

# THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

## *Humanities & Sciences*

Vol.65 No.2  
(Whole Number 192)

### CONTENTS

#### Articles

Hiroyoshi TANAKA : Messages from American Authors—Kerouac, Snyder and Dickinson .....	( 1 )
Takuji YAMAGUCHI : A Study on the Core Curriculum of Teacher Training Course (1) .....	( 17 )
Satoru FUKUYAMA : Über <i>In der Strafkolonie</i> .....	( 33 )
Kenji YAMANA, Junko OZAKI and Hirofumi NAKANO : Substituent Effect on the Lewis Acid Promoted Addition Reaction of Trimethyl Phosphite to ( <i>E</i> )-1,3-Diphenylprop-2-en-1-one, and Regioselectivity with $\alpha,\beta$ -unsaturated Carbonyl Compounds .....	( 41 )
Shinya TAKAYAMA, Tomoki TSUJIUCHI, Toyoharu KITADA and Tetsuhiro SHIOMI : Longitudinal Evaluation of Junior Youth Football Team Using Field Test .....	( 47 )
Kenta AOYAMA : Training of Referees and Introduction of High Tech Equipment for Modern Football Games .....	( 55 )

#### Translation

Xinjian ZHU and Hongmei WANG : The Relationship with Chinese Violin (7)—A boy's dream—.....	( 69 )
---	--------

#### Materials

Kōhū KAWAGUCHI : On the Kyogakuhochi • Chugainippo Journal Article Related to Welcoming Buddha's Remains .....	( 312 )
Kōhū KAWAGUCHI : Various District's Newspaper Reports of Welcoming Buddha's Remains from Nagasaki to Kyoto .....	( 148 )

Published  
by

Aichi Gakuin University  
Nagoya, Japan  
2018